ISSN 1346-7328
国総研資料 第508号
平成２１年１月

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management

No.508 January 2009

建築基準法、住宅品質確保促進法等技術基準資料（第４集）

Technical documents developed for Building Standard Law, Housing Quality Assurance Act and other building/housing policy measures (Vol. 4)

国土交通省　国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

国土技術政策総合研究所資料
第 508 号　　2009 年 1 月

建築基準法、住宅品質確保促進法等技術基準資料（第４集）

国土技術政策総合研究所 建築研究部、住宅研究部

概要

建築基準法等において規定される技術的基準の策定は、国土技術政策総合研究所（国総研）が、本省の要請を受け、独法建研との連携の下で、関連する研究成果や蓄積した技術情報をベースとして、その原案作成業務を担い、あるいはそれに対する支援を行っている。本資料は、2005 年に発行された第３集（2004 年分を収録）の技術基準資料に引き続き、国総研及び独法建研の技術的支援に基づき策定された告示等の原案のうち、2005 年～2008 年中にパブリックコメント用として本省により公開されたものを取りまとめたものである。また、それぞれの原案毎に、作成作業を担当した建築住宅性能基準原案作成委員会の各部会名称を明記するとともに、実際の技術的支援業務を担当した委員名簿も併せて掲載している。

キーワード：

技術的基準、建築基準法、住宅品質確保促進法、パブリックコメント

Technical Note of NILIM
No.508 January 2009

Technical documents developed for Building Standard Law, Housing Quality Assurance Act and other building/housing policy measures (Vol. 4)

Building Department, Housing Department
National Institute for Land and Infrastructure Management

Synopsis

In response to the request from Housing Bureau of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT), the National Institute for Land and Infrastructure Management (NILIM) has, together with IAA (Incorporated Administrative Agency) -BRI(Building Research Institute), taken the function to make drafts of technical documents to be issued under the Building Standard Law and other policy measures and given necessary technical assistance making use of the results and technical information collected through its research and development activities. This document is the 4th edition of the compilation of draft technical notifications and other simi1ar documents developed through assistance from NILIM and IAA-BRI and published by MLIT for public consultation procedures during 2005-2008.

This also includes the names of Sub-Committees and researchers in charge of development of each technical document.

Key Words:

Technical documents, Building Standard Law, Housing Quality Assurance Act, public consultation

＜はしがき＞

建築基準法においては、1998 年の法改正以来、技術基準の「性能規定化」が進められている。その目的は、要求される性能を明示することで、多様な仕様、材料等の採用を可能とすることである。

性能規定化された技術基準体系は、目標とすべき性能要求を定めた基準のほか、建築物がその性能を満足することを証明するための計算方法等を定めた「検証方法」基準と、性能を満足する建築物の「例示仕様」を定めた基準とから構成される。2000 年に住宅の品質確保の促進等に関する法律（「品確法」）に基づき新たにスタートした「住宅性能表示制度」も同様の考え方によっている。

この性能規定化の効果を十分に発揮するためには、検証方法及び例示仕様が陳腐化することがないよう、絶えず、民間の新しい技術開発等に対応した見直しを進めていく必要がある。そこで、2003 年 1 月より、以下のとおり、技術基準の見直し体制が整備され、国総研が、独立行政法人建築研究所（独法建研）及びその他の関係機関の協力を得つつ、技術基準原案の作成の役割を担うこととなった[1]。

まず、国土交通省に、技術基準の見直しの検討を行うため、学識経験者を主要構成メンバーとする「建築住宅性能基準検討委員会」が設けられた。あわせて、本省住宅局からの要請を受けて、国総研が技術基準等の見直し原案の作成を行うこととされた。そのため、建築研究部及び住宅研究部が中心となり、独法建研の研究者の参画を得て、所内に「建築住宅性能基準原案作成委員会」を設置した。これは、企画、構造、防火、環境・設備、材料・耐久性及び建築計画の各部会から構成されており、上記検討委員会の分野別部会の機能を果たすものとして運営されている。なお、技術基準の見直しに関する提案を広く民間から受ける「コンタクトポイント」を、建築住宅性能基準運用協議会（建築基準法・品確法に基づき技術評価等を行う 9 指定機関が設置）の協力を得て開設しているほか、見直し原案の作成に当たっては、同協議会に設置された技術委員会等の場を通じて、積極的に学識経験者や民間等との情報や意見の交換を行うこととしている。

なお、2005 年 11 月に発生した構造計算書偽装問題を踏まえ、対応のための法令等改正に関して、2006 年 6 月から 2008 年 4 月までの間、「建築基準・審査指針等検討委員会」が設けられ、実質的に上記の建築住宅性能基準検討委員会の役割を果たした。

本資料は、2004 年までの基準についてとりまとめた第 3 集に続き、このような体制の下で、独法建研との連携により作成した建築基準法、品確法及び関係する他の法令に基づく政令、告示等の技術基準の原案のうち、2005 年～2008 年中にパブリックコメント募集のために本省より公開されたものを取りまとめたものである。それぞれの技術基準の原案毎に、建築住宅性能基準原案作成委員会の担当部会名称を明記するとともに、各部会委員の名簿も併せて掲載した。

国土技術政策総合研究所

---

[1] 「建築基準法・住宅品質確保法の技術基準の見直し体制の整備について」
（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/07/070122_.html、付録として本資料に収録。）

目　　次

国総研の支援による建築基準法、住宅品質確保促進法等の技術基準原案一覧 1
○建築基準法関係 1
（１）平成 17 年終了分 1
（２）平成 18 年終了分 2
（３）平成 19 年終了分 2
（４）平成 20 年終了分 6
○住宅品質確保促進法関係 7
（１）平成 17 年終了分 7
（２）平成 18 年終了分 7
（３）平成 19 年終了分 7
（４）平成 20 年終了分 7
○その他（耐震改修促進法・省エネルギー関連 ほか） 7
（１）平成 17 年終了分 7
（２）平成 18 年終了分 8
（３）平成 19 年終了分 8
（４）平成 20 年終了分 8
建築住宅性能基準原案作成委員会（分野別部会）　名簿（案） 9
○企画部会 9
○構造部会 9
○防火部会 10
○環境・設備部会 11
○材料・耐久性部会 11
○建築計画部会 12
技 術 基 準 原 案 13
付　　録 421

国総研の支援による建築基準法、住宅品質確保促進法等の技術基準原案一覧

○建築基準法関係

（１）平成 17 年終了分

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
1	H17.2.10	H17.3.11	壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	15	構造
2	H17.3.22	H17.4.21	雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法	17	環境
3	H17.4.4	H17.5.6	地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等	18	構造
4	H17.4.26	H17.5.20	建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	20	構造 環境
5	H17.4.28	H17.5.25	昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法	24	環境
6	H17.4.28	H17.5.25	①建築基準法施行令第 79 条第１項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の構造部分の構造方法等	25	構造 防火
7			②建築基準法施行令第 140 条又は同令第 142 条で準用される同令第 79 条第１項の規定を適用しない工作物の部材の構造方法	28	
8			③建築基準法施行令第 137 条の２の新設に伴う告示の制定について	29	
9			④建築基準法施行令第 79 条等の改正に伴う関連告示の改正について	30	
10	H17.6.10	H17.7.11	①建築基準法施行令の一部を改正する政令案	81	防火
11			②防火シャッター閉鎖作動時の危害防止措置の追加	82	
12	H17.7.5	H17.8.4	①膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	83	構造
13			②建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に	85	

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
14	H17.7.5	H17.8.4	関する技術的基準 ③超高層建築物の構造計算の基準	88	構造
15	H17.7.26	H17.8.25	屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件の一部の改正方針について	90	環境
16	H17.8.31	H17.9.30	土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法	91	構造
17 18	H17.10.19	H17.11.18	①防火区画に用いる防火設備等の構造方法 ②防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法	94 96	防火

（２）平成 18 年終了分

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
19	H18.2.10	H18.2.23	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度	133	構造
20 21	H18.2.15	H18.3.16	①準耐火構造の構造方法 ②耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法	134 135	防火
22	H18.3.28	H18.4.27	階避難安全検証法に関する算出方法等	136	防火

（３）平成 19 年終了分

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
23	H19.1.27	H19.2.25	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	156	構造
24 25 26 27	H19.2.24	H19.3.25	①建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法 ②建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物 ③保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法 ④損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh 及び Gs を計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準	165 167 172 183	構造

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
28			⑤建築物の地震に対する安全上必要な構造計算の基準	190	
29			⑥Ds 及び Fes を計算する方法	193	
30			⑦Z の数値、Rt 及びAi を算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準	207	
31			⑧プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	217	
32			⑨免震建築物の構造方法	208	
33			⑩壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	218	
34			⑪構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合の構造方法	218	
35			⑫壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	220	
36			⑬枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法	222	
37	H19.2.24	H19.3.25	⑭薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	230	構造
38			⑮アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	233	
39			⑯丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法	235	
40			⑰構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合の構造方法	236	
41			⑱コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	238	
42			⑲特定畜舎等建築物の構造方法	239	
43			⑳膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	239	
44			㉑テント倉庫建築物の構造方法	244	
45			㉒鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	245	

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
46			㉓建築基準法施行令第 46 条第 4 項表 1（1）項から（7）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値	247	
47			㉔木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準	256	
48			㉕建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準	257	
49	H19.2.24	H19.3.25	㉖煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準	262	構造
50			㉗鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度	264	
51			㉘特殊な許容応力度及び特殊な材料強度	267	
52			㉙構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法	272	
53			㉚建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準	280	
			㉛エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算	281	
			構造計算概要書		
54			①保有水平耐力計算/許容応力度等計算/令第 82 条各号及び令第 82 条の 4 に定めるところによる構造計算	282	
55	H19.4.18	H19.4.27	②限界耐力計算	293	構造
56			③応力図	307	
57			④基礎反力図	308	
58			⑤断面検定比図	309	

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
	H19.5.17	H19.6.15	構造計算概要書		構造
59			①プレストレストコンクリート造	321	
60			②免震建築物	335	
61			③壁式ラーメン鉄筋コンクリート造	342	
62			④枠組壁工法又は木質プレハブ工法	348	
63			⑤特定畜舎等建築物	353	
64			⑥膜構造	358	
65			⑦テント倉庫	365	
66			⑧鉄筋コンクリート組積造	370	
67			⑨エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等	376	
68	H19.8.19	H19.9.17	許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準	383	構造
69	H19.11.2	H19.11.15	製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八百十三号）の制定等に伴う建築基準法に基づく関係告示の改正案 ①構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準	385	構造 防火 材料
70			②木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs	386	
71			③特殊な許容応力度及び特殊な材料強度	387	
72			④枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法	389	
73 74	H19.11.14	H19.12.13	二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と許容応力度等計算のそれぞれ同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準	391 392	構造
75	H19.12.8	H19.12.21	集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）の全部改正に伴う建築基準法に基づく関係告示の改正案 ①構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準	394	構造 防火 材料
76			②通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法	395	

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
77			③通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準	396	
78			④特殊な許容応力度及び特殊な材料強度	397	
79			⑤枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた	403	
	H19.12.8	H19.12.21	建築物又は建築物の構造部分の構造方法		構造
80			⑥丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法	405	
81			⑦第一種ホルムアルデヒド発散建築材料	406	
82			⑧第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	407	
83			⑨第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	408	

（4）平成 20 年終了分

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
84	H20.3.22	H20.4.20	建築基準法施行規則第３条の２に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更	409	構造
85	H20.4.26	H20.5.25	内装の制限を受ける調理室等の内装の仕上げ	410	防火
			単板積層材の日本農林規格の全部改正に伴う建築基準法関係告示の一部改正案		
86			①構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準	412	
87			②建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき	413	
	H20.7.05	H20.8.03	日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準		構造 防火 材料
88			③特殊な許容応力度及び特殊な材料強度	414	
89			④枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法	415	
90			⑤第一種ホルムアルデヒド発散建築材料	416	
91			⑥第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	417	
92			⑦第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	418	
93	H20.8.27	H20.9.18	建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物	419	構造

○住宅品質確保促進法関係

（１）平成 17 年終了分

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
94	H17.5.27	H17.6.25	①日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正の概要について	31	構造 防火
95			②日本住宅性能表示基準	37	材料
96			③評価方法基準	43	環境

（２）平成 18 年終了分

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
97	H17.12.29	H18.1.27	①日本住宅性能表示基準（別表 改正案）	124	防火
98			②評価方法基準〔本文〕（改正案）	125	
99	H18.1.30	H18.2.12	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「評価方法基準」の改正案	130	環境
100	H18.5.20	H18.6.18	①日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正案の概要について	140	構造
101			②日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）改正案	141	材料 環境
102			③評価方法基準改正案	146	

（３）平成 19 年終了分

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
103	H19.5.18	H19.5.31	評価方法基準の改正案	310	構造

（４）平成 20 年終了分

該当なし

○その他（耐震改修促進法・省エネルギー関連 ほか）

（１）平成 17 年終了分

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
104	H17.11.15	H17.11.29	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正案（建築物に係る部分）	97	環境

（２）平成 18 年終了分

No.	パブリックコメント		件名	ページ	主担当部会
	開始日	終了日			
105			①建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準	101	
106			②住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準	103	
107			③住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針	108	
108			④住宅・建築物に係る「建築主等の判断の基準」等改正案の概要	113	
109	H17.12.16	H18.1.16	⑤「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」改正案のポイント	114	環境
110			⑥「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」改正案のポイント	115	
111			⑦「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」改正案のポイント	117	
112			①耐震改修促進法第４条第１項の規定に基づき国土交通大臣が定める基本方針（案）	118	
113	H17.12.20	H18.1.19	②建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（案）の概要	122	構造
114			③地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準の全部改正案の概要	123	

（３）平成 19 年終了分

該当なし

（４）平成 20 年終了分

該当なし

建築住宅性能基準原案作成委員会（分野別部会）　名簿（案）

（平成 20 年 7 月現在）

○企画部会

主　査	西山　　功	国総研建築研究部長
幹　事	高見　真二	国総研建築研究部基準認証システム研究室長
委　員	松本　　浩	国総研住宅研究部長
	白井　清広	国総研企画部基準研究官
	五條　　渉	国総研危機管理技術研究センター建築災害対策研究官
	向井　昭義	国総研建築研究部建築新技術研究官
	河野　　守	国総研建築研究部建築品質研究官
	小豆畑達哉	国総研建築研究部構造基準研究室長
	成瀬　友宏	国総研建築研究部防火基準研究室長
	丸山　素道	国総研建築研究部環境・設備基準室長
	左海　冬彦	国総研住宅研究部住宅計画研究室長
	槌本　敬大	国総研建築研究部基準認証システム研究室主任研究官
	水流潤太郎	独法建研研究総括監
	飯場　正紀	独法建研構造研究グループ長
	澤地　孝男	独法建研環境研究グループ長（防火研究グループ長　併任）
	本橋　健司	独法建研材料研究グループ長（建築生産研究グループ長　併任）
	鈴木　昌治	独法建研住宅・都市研究グループ長
	山海　敏弘	独法建研環境研究グループ上席研究員
	桑沢　保夫	独法建研環境研究グループ上席研究員
	萩原　一郎	独法建研防火研究グループ上席研究員
	鹿毛　忠継	独法建研建築生産料研究グループ上席研究員
	布田　　健	独法建研建築生産研究グループ主任研究員
	向井　智久	独法建研構造研究グループ研究員

○構造部会

主　査	飯場　正紀	独法建研構造研究グループ長
幹　事	小豆畑達哉	国総研建築研究部構造基準研究室長
	向井　智久	独法建研国際地震工学センター研究員
委　員	西山　　功	国総研建築研究部長
	五條　　渉	国総研危機管理技術研究センター建築災害対策研究官
	向井　昭義	国総研建築研究部建築新技術研究官
	石原　　直	国総研建築研究部基準認証システム研究室主任研究官
	井上　波彦	国総研建築研究部基準認証システム研究室主任研究官
	犬飼　瑞郎	国総研総合技術政策研究センター評価システム研究室長
	飯場　正紀	独法建研構造研究グループ長

	大川　　出	独法建研構造研究グループ主席研究監
	河合　直人	独法建研構造研究グループ上席研究員
	福山　　洋	独法建研構造研究グループ上席研究員
	奥田　泰雄	独法建研構造研究グループ上席研究員
	古川　信雄	独法建研国際地震工学センター長
	横井　俊明	独法建研国際地震工学センター上席研究員
	齋藤　大樹	独法建研国際地震工学センター上席研究員
	芝崎文一郎	独法建築国際地震工学センター上席研究員
	小山　　信	独法建築国際地震工学センター上席研究員
	原　　辰彦	独法建築国際地震工学センター上席研究員
	加藤　博人	独法建研構造研究グループ主任研究員
	森田　高市	独法建研構造研究グループ主任研究員
	喜々津仁密	独法建研構造研究グループ主任研究員
	新井　　洋	独法建研構造研究グループ主任研究員
	鹿嶋　俊英	独法建研国際地震工学センター主任研究員
	諏訪田晴彦	独法建研構造研究グループ研究員
	岩田　善裕	独法建研構造研究グループ研究員
	田尻清太郎	独法建研構造研究グループ研究員
	藤井雄士郎	独法建研国際地震工学センター研究員

〇防火部会

主　査	澤地　孝男	独法建研防火研究グループ長
幹　事	河野　　守	国総研建築研究部建築品質研究官
	成瀬　友宏	国総研建築研究部防火基準研究室長
	萩原　一郎	独法建研防火研究グループ上席研究員
委　員	山名　俊男	国総研建築研究部防火基準研究室主任研究官
	五頭　辰紀	国総研建築研究部防火基準研究室主任研究官
	鍵屋　浩司	国総研都市研究部都市開発研究室主任研究官
	岩見　達也	国総研都市研究部都市計画研究室主任研究官
	林　　吉彦	独法建研防火研究グループ上席研究員
	増田　秀昭	独法建研防火研究グループ主任研究員
	茂木　　武	独法建研防火研究グループ主任研究員
	吉田　正志	独法建研防火研究グループ主任研究員
	仁井　大策	独法建研防火研究グループ研究員
	吉岡　英樹	独法建研防火研究グループ研究員

○環境・設備部会

主　査	澤地　孝男	独法建研環境研究グループ長（防火研究グループ長　併任）
幹　事	丸山　素道	国総研建築研究部環境・設備基準研究室長
	桑沢　保夫	独法建研環境研究グループ上席研究員
委　員	倉山　千春	国総研建築研究部環境・設備基準研究室主任研究官
	三木　保弘	国総研住宅研究部住環境計画研究室主任研究官
	田島　昌樹	国総研住宅研究部住環境計画研究室研究官
	西澤　繁毅	国総研建築研究部環境・設備基準研究室主任研究官
	大橋　征幹	国総研総合技術政策研究センター評価システム研究室主任研究官
	山海　敏弘	独法建研環境研究グループ上席研究員
	足永　靖信	独法建研環境研究グループ上席研究員
	瀬戸　裕直	独法建研環境研究グループ主任研究員
	平光　厚雄	独法建研環境研究グループ研究員
	三浦　尚志	独法建研環境研究グループ研究員

○材料・耐久性部会

主　査	本橋　健司	独法建研材料研究グループ長（建築生産研究グループ長　併任）
幹　事	槌本　敬大	国総研建築研究部基準認証システム研究室主任研究官
	鹿毛　忠継	独法建研建築生産研究グループ上席研究員
委　員	高見　真二	国総研建築研究部基準認証システム研究室長
	西田　和生	国総研建築研究部構造基準研究室主任研究官
	宮村　雅史	国総研建築研究部構造基準研究室主任研究官
	杉山　　央	国総研住宅研究部住宅生産研究室長
	小野久美子	国総研建築研究部構造基準研究室研究官
	平野　智子	国総研建築研究部基準認証システム研究室研究官
	伊藤　　弘	独法建研理事
	棚野　博之	独法建研材料研究グループ上席研究員
	中島　史郎	独法建研材料研究グループ上席研究員
	有川　　智	独法建研住宅・都市研究グループ上席研究員
	山口　修由	独法建研材料研究グループ主任研究員
	濱崎　　仁	独法建研材料研究グループ主任研究員
	古賀　純子	独法建研材料研究グループ主任研究員
	眞方山美穂	独法建研建築生産研究グループ主任研究員
	平出　　務	独法建研建築生産研究グループ主任研究員
	布田　　健	独法建研建築生産研究グループ主任研究員
	中川　貴文	独法建研材料研究グループ研究員
	根本かおり	独法建研建築生産研究グループ研究員
	脇山　善夫	独法建研建築生産研究グループ研究員

〇建築計画部会

主　査	鈴木　昌治	独法建研住宅・都市研究グループ長
幹　事	左海　冬彦	国総研住宅研究部住宅計画研究室長
	布田　　健	独法建研建築生産研究グループ主任研究員
委　員	松本　　浩	国総研住宅研究部長
	高見　真二	国総研建築研究部基準認証システム研究室長
	高橋　　暁	国総研住宅研究部住宅ストック高度化研究室長
	長谷川　洋	国総研住宅研究部住環境計画研究室長
	武藤　正樹	国総研住宅研究部住宅ストック高度化研究室主任研究官
	藤本　秀一	独法建研住宅・都市研究グループ主任研究員
	樋野　公宏	独法建研住宅・都市研究グループ研究員

技 術 基 準 原 案

ご覧いただくに当たってのご注意

1）以下の技術基準原案は、国土交通省ホームページにおいて、パブリックコメント手続きのため公開されたものである。従って、その後実際に公布された政令、告示等の技術基準の内容とは異なっているところがある。

2）ここに示された技術基準原案は、国総研及び独法建研が、建築住宅性能基準原案作成委員会の各部会を通じてその作成に当たったものであるが、一部について原案検討を行ったものも含まれている。

パブリックコメント案	現行告示
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第二十六条第一項第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第二十六条第一項第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。
第一　適用の範囲等	第一　適用の範囲等
壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第二章第六節に定めるところによるほか、次に定めるところによる。ただし、第二号及び第三号の規定は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十条の二に規定する層間変形角が、千分の一以内であること及び令第八十条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用しない。	壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第二章第六節に定めるところによるほか、次に定めるところによる。ただし、第二号及び第三号の規定は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十条の二に規定する層間変形角が、千分の一以内であること及び令第八十条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用しない。
一～四　略	一～四　略
第二　コンクリート及びモルタルの強度	第二　コンクリート及びモルタルの強度
一　コンクリート及びモルタルの設計基準強度は、これらを構造耐力上主要な部分に使用する場合にあっては二平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上としなければならない。ただし、軽量骨材を使用する場合であって、構造耐力上支障がないと認められるときは、九ニュートン以上とすることができる。	一　コンクリート及びモルタルの設計基準強度は、これらを構造耐力上主要な部分に使用する場合にあっては二平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上としなければならない。
二　モルタルの強度は、令第七十四条第一項第一号を除く。）及び昭和五十六年建設省告示第千百一号の規定を準用する。	二　モルタルの強度は、令第七十四条第一項第一号を除く。）及び昭和五十六年建設省告示第千百一号の規定を準用する。
第三　接合部に使用する構造用鋼材の品質	第三　接合部に使用する構造用鋼材の品質
接合部に使用する構造用鋼材は、日本工業規格Ｇ三〇一（一般構造用圧延鋼材）―一九九五、日本工業規格Ｇ三〇六（溶接構造用圧延鋼材）―一九九九若しくは日本工業規格Ｇ三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。	接合部に使用する構造用鋼材は、日本工業規格Ｇ三〇一（一般構造用圧延鋼材）―一〇〇四、日本工業規格Ｇ三〇六（溶接構造用圧延鋼材）―一〇〇四若しくは日本工業規格Ｇ三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。
第四・第五　略	第四・第五　略
第六　耐力壁	第六　耐力壁
一・二　略	一・二　略
表一　略	表一　略
表一	表一

階		略
地上階	屋階を除く階数が九及び五の建築物の各階	略
	屋階を除く階数が一から三までの建築物の各階	略
地階		略

三　次のイからハまでに該当する場合にあっては、前号表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては表二）に掲げる数値から五を減じた数値を限度として、イからハまでのそれぞれに掲げる数値を前号表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては表二）に乗じた数値とすることができる。

イ　耐力壁の厚さが第五号イの表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては表二）に掲げる数値を超える場合　第五号イの表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は

建築物の構造部分にあつては表一の数値に耐力壁の長さの合計を乗じた数値を、耐力壁の厚さに当該耐力壁の長さの合計を乗じた数値の和で除した数値

ロ・ハ　略

四　壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、六十平方メートル以下としなければならない。ただし、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

五　耐力壁は、次のイからハまでに定める構造としなければならない。

イ　耐力壁の厚さは、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値以上とすること。ただし、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、当該計算に基づく数値（当該数値が十二センチメートル未満のときは、十二センチメートル）とすることができる。

表一・表二　略

ロ　縦筋及び横筋の鉄筋比（耐力壁の壁面と直交する断面（縦筋にあつては水平断面、横筋にあつては鉛直断面）におけるコンクリートの断面積に対する鉄筋の断面積の和の割合をいう。以下同じ。）は、それぞれ次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値以上とすること。ただし、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、当該計算に基づく数値（当該数値が〇・一五パーセント（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては〇・二パーセント）未満のときは、〇・一五パーセント（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては〇・二パーセント））とすることができる。

表一・表二　略

ハ　略

第七　壁ばりの構造

壁ばりは、次に定める構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合については第一号の規定を、令第八十一条の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同条第一号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合については第一号及び第二号の規定を、それぞれ適用しない。

一～四　略

第八　接合部の構造

接合部は、次に定める構造としなければならない。ただし、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、第一号の規定は適用しない。

一～三　略

第九　略

建築物の構造部分にあつては表二の数値に耐力壁の長さの合計を乗じた数値を、耐力壁の厚さに当該耐力壁の長さの合計を乗じた数値の和で除した数値

ロ・ハ　略

四　壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、六十平方メートル以下としなければならない。ただし、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

五　耐力壁は、次のイからハまでに定める構造としなければならない。

イ　耐力壁の厚さは、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値以上とすること。ただし、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、当該計算に基づく数値（当該数値が十二センチメートル未満のときは、十二センチメートル）とすることができる。

表一・表二　略

ロ　縦筋及び横筋の鉄筋比（耐力壁の壁面と直交する断面（縦筋にあつては水平断面、横筋にあつては鉛直断面）におけるコンクリートの断面積に対する鉄筋の断面積の和の割合をいう。以下同じ。）は、それぞれ次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値以上とすること。ただし、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、当該計算に基づく数値（当該数値が〇・一五パーセント（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては〇・二パーセント）未満のときは、〇・一五パーセント（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては〇・二パーセント））とすることができる。

表一・表二　略

ハ　略

第七　壁ばりの構造

壁ばりは、次に定める構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合については第一号の規定を、令第八十一条の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同条第一号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合については第一号及び第二号の規定を、それぞれ適用しない。

一～四　略

第八　接合部の構造

接合部は、次に定める構造としなければならない。ただし、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、第一号の規定は適用しない。

一～三　略

第九　略

○　雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十五第一号の規定に基づき、雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を次のように定める。 雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法は、日本工業規格Ａ四二〇一（建築物等の雷保護）―二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十五第一号の規定に基づき、雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を次のように定める。 雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法は、日本工業規格Ａ四二〇一（建築物等の避雷設備（避雷針））―一九九二に適合する構造とすることとする。

パブリックコメント案

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第九十三条の規定に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第一に、その結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を第二から第八に定め、並びに同令第九十四条の規定に基づき、地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度を第七に、くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度を第八に定める。

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件

第一～第七　略

第八

一・二　略

三　略

長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
$\frac{F}{3.5}$	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の二倍とする。

この表において、Fは、設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

四　略

表　略

五　遠心力高強度プレストレストコンクリートくい（JIS　A五三七三（プレキャストプレストレストコンクリート製品）―二〇〇四に適合するものをいう。）に用いるコンクリートの許容応力度は、次の表に掲げる数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は一平方ミリメートルにつき八十ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
圧縮	曲げ引張り	斜め引張り	圧縮	曲げ引張り	斜め引張り
$\frac{F}{4}$又は$\frac{\sigma_e}{4}$のうちいずれか小さい数値	$\frac{0.07F}{4}$又は一・五のうちいずれか小さい数値	〇・九のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する圧縮又は曲げ引張りの許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。	長期に生ずる力に対する斜め引張りの許容応力度の数値の一・五倍とする。	

この表において、F及びσ_eは、それぞれ次の数値を表すものとする。

F　設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

σ_e　有効プレストレス量（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

五　遠心力高強度プレストレストコンクリートくい又はこれに類するくい体に用いるコンクリートの設計基準強度は、有効プレストレス量が四、八又は十のものについてはそれぞれ次の表に掲げる数値によるものとし、くい体の許容応力度は当該有効プレストレス量に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値によらなければならない。

表　削除

現行告示

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第九十三条の規定に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第一に、その結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を第二から第八に定め、並びに同令第九十四条の規定に基づき、地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度を第七に、くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度を第八に定める。

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件

第一～第七　略

第八

一・二　略

三　外殻鋼管付きコンクリートくいに用いるコンクリートの圧縮の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は一平方ミリメートルにつき八十ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
$\frac{F}{4}$	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の二倍とする。

この表において、Fは、設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

四　プレストレストコンクリートくいに用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は一平方ミリメートルにつき五十ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
圧縮	曲げ引張り	斜め引張り	圧縮	曲げ引張り	斜め引張り
$\frac{F}{4}$又は$\frac{\sigma_e}{4}$のうちいずれか小さい数値	$\frac{0.07F}{4}$又は一・五のうちいずれか小さい数値	〇・九のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する圧縮又は曲げ引張りの許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。	長期に生ずる力に対する斜め引張りの許容応力度の数値の一・五倍とする。	

この表において、F及びσ_eは、それぞれ次の数値を表すものとする。

F　設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

σ_e　有効プレストレス量（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

五　遠心力高強度プレストレストコンクリートくい又はこれに類するくい体に用いるコンクリートの設計基準強度は、有効プレストレス量が四、八又は十のものについてはそれぞれ次の表に掲げる数値によるものとし、くい体の許容応力度は当該有効プレストレス量に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値によらなければならない。

表　削除

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

圧縮	曲げ引張り	斜め引張り	圧縮	曲げ引張り
$\frac{F}{3.5}$	$\frac{\sigma_e}{4}$ 又は一・五のうちいずれか小さい数値	$\frac{F}{12}$	長期に生ずる力に対する圧縮又は曲げ引張りの許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。	長期に生ずる力に対する斜め引張りの許容応力度の数値の一・五倍とする。

この表において、F及びσ_eは、それぞれ次の数値を表すものとする。

F　設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

σ_e　有効プレストレス量（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

六　前各号の規定は、適用するくい体の構造方法、施工方法及び質に応じ、くい体を用いた試験に基づき許容応力度の数値が別に定められた場合にあつては、適用しない。

有効プレストレス量（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

四	八〇以上
八	八五以上
一〇	

表二

有効プレストレス量	設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）					
	四		八		一〇	
	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）					
	圧縮		圧縮		圧縮	
	曲げ引張り	斜め引張り	曲げ引張り	斜め引張り	曲げ引張り	斜め引張り
四	一〇	一・〇	一四	一・〇	一八	一・〇
八	一四	一・〇	一四・五	一・一	二〇	一・一
一〇	一八	一・一	二〇	一・一	二二・五	一・一

六　前各号に定めるもののほか、くい体を用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、適用するくい体の構造方法、施工方法及び許容応力度の種類ごとに、くい体を用いた試験により構造耐力上支障がないと認められる場合にあつては、許容応力度の数値は、該試験結果に基づき定めた許容応力度の数値とすることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度（短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

圧縮	せん断	付着	圧縮	せん断	付着
$\frac{F}{4}$	$\frac{3}{4}\left(0.49+\frac{F}{100}\right)$	$\frac{3}{4}\left(1.35+\frac{F}{25}\right)$	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。		

この表において、Fは、設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

七　くい体又は地盤アンカー体に用いる緊張材の許容応力度は、昭和五十八年建設省告示第千百十五号第十八の規定を準用しなければならない。

八　くい体又は地盤アンカー体に用いる鋼材等の許容応力度は、令第九十条に定めるところによらなければならない。ただし、鋼管くいにあつては、腐食しろを除いたくい体の肉厚をくい体の半径で除した数値が〇・〇八以下の場合においては、圧縮及び曲げに対する許容応力度に対して、次に掲げる式によって計算した低減係数を乗じるものとする。

式　略

2　略

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

表　削除

2　くい体又は地盤アンカー体に用いる緊張材の許容応力度は、平成十二年建設省告示第千四百号第十一号の規定を準用しなければならない。

3　略

4　略

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号））

イ　（略）	イ　（略）
ロ　火を使用する設備又は器具の通常の使用状態において、異常な燃焼が生じないよう当該室内の酸素の含有率をおおむね二十・五パーセント以上に保つ換気ができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとすること。	ロ　火を使用する設備又は器具の通常の使用状態において、異常な燃焼が生じないよう当該居室内の酸素の含有率をおおむね二十・五パーセント以上に保つ換気ができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとすること。
二　（略）	二　（略）
三　排気口及びこれに接続する排気筒並びに煙突の構造は、当該室に廃ガスその他の生成物を逆流させず、かつ、他の室に廃ガスその他の生成物を漏らさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。	三　排気口及びこれに接続する排気筒並びに煙突の構造は、当該居室に廃ガスその他の生成物を逆流させず、かつ、他の室に廃ガスその他の生成物を漏らさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。
四　（略）	四　（略）
（構造方法に関する技術的基準）	（構造方法に関する技術的基準）
第三十六条　（略）	第三十六条　（略）
2　法第二十条第二号に掲げる建築物の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。	2　法第二十条第二号に掲げる建築物の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二の規定（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）をいう。以下この条及び第百三十七条の二第一号イにおいて同じ。）に適合し、かつ、第八十二条の六に規定する限界耐力計算又は第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（国土交通大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。）によって安全性が確かめられた構造方法	二　耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二の規定（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、第八十二条の六に規定する限界耐力計算又は第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（国土交通大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。）によって安全性が確かめられた構造方法
三　（略）	三　（略）
3　法第二十条第二号イ又はロに掲げる建築物（高さが六十メートルを超える建築物（次項、第八十一条、第八十一条の二及び第百三十七条の二において「超高層建築物」という。）を除く。）の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。	3　法第二十条第二号に掲げる建築物（高さが六十メートルを超える建築物（次項、第八十一条及び第八十一条の二において「超高層建築物」という。）を除く。）の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
4　（略）	4　（略）
（鉄筋のかぶり厚さ）	（鉄筋のかぶり厚さ）
第七十九条　（略）	第七十九条　（略）
2　前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項の規定のかぶり厚さと同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材又は国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。	2　前項の規定は、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材であつて、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

○建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号））

（鉄骨のかぶり厚さ）

第七十九条の三　（略）

２　前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄骨の腐食を防止し、かつ、鉄骨とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項の規定のかぶり厚さと同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材又は国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

（許容応力度等計算）

第八十二条　第八十一条第一号に規定する「許容応力度等計算」とは、次の各号及び次条から第八十二条の五までに定めるところによりする構造計算をいう。

一～四　（略）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第百二十九条の二の五　建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

三　第百二十九条の三第一項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかごの昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

（鉄骨のかぶり厚さ）

第七十九条の三　（略）

２　前項の規定は、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材であつて、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

（許容応力度等計算）

第八十二条　第八十一条第一号に規定する「許容応力度等計算」とは、次の各号及び第八十二条の二から第八十二条の五までに定めるところによりする構造計算をいう。

一～四　（略）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第百二十九条の二の五　建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

三　エレベーターの昇降路内に設けないこと。ただし、エレベーターに必要な配管設備の設置及び構造は、この限りでない。

四～八　（略）

２・３　（略）

（エレベーターの昇降路の構造）

第百二十九条の七　エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならない。

一～三　（略）

四　昇降路内には、次のいずれかに該当するものを除き、突出物を設けないこと。

イ　レールブラケットその他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないもの（ロに掲げる配管設備を除く。）であつて、地震時においても鋼索、電線その他のものの機能に支障が生じないように必要な措置が講じられたもの

ロ　第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の配管設備で同条の規定に適合するもの

（特定用途制限地域内において条例で定める制限）

第百三十条の二　（略）

２　法第四十九条の二の規定に基づく条例には、法第三条第二項の規定により当該条例の規定の適用を受けない建築物について、法第八十六条の七第一項の規定の例により当該条例に定める制限の適用の除外に関する

四～八　（略）

２・３　（略）

（エレベーターの昇降路の構造）

第百二十九条の七　エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならない。

一～三　（略）

四　昇降路内には、レールブラケットその他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないものを除き、突出物を設けないこと。突出物を設ける場合においては、地震時に鋼索、電線その他のものの機能に支障が生じないような措置を講ずること。

（特定用途制限地域内において条例で定める制限）

第百三十条の二　（略）

２　法第四十九条の二の規定に基づく条例には、法第三条第二項の規定により当該条例の規定の適用を受けない建築物について、法第八十六条の七の規定の例により当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を

第百三十六条の二の九　（略）

2　法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例については、第百三十条の二第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第三条第二項」とあるのは、「第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

3　（略）

第百三十六条の二の十　（略）

2　（略）

3　法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例については、第百三十条の二第二項、第百三十六条の二の五第十一項及び前条第三項の規定を準用する。

第七章の十　一の敷地とみなすこと等による制限の緩和

（基準時）

第百三十七条　この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第百三十七条の八、第百三十七条の九及び第百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七十五条第一項若しくは第二項、法第五十六条の二第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十三条第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（構造耐力関係）

第百三十七条の二　法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物（超高層建築物及び法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第百三十七条の十二第一項において同じ。）について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。

イ　耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪、風圧

第百三十六条の二の九　（略）

2　法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例については、第百三十条の二第二項の規定を準用する。

3　（略）

第百三十六条の二の十　（略）

2　（略）

3　法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例については、第百三十条の二第二項及び前条第三項の規定を準用する。

第七章の十　一定の複数建築物に対する制限の特例

（基準時）

第百三十七条　この章において「基準時」とは、法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十二条第一項から第八項まで、法第五十九条第一項、法第六十条の二第一項、法第六十一条、法第六十二条第一項又は法第六十七条の二第一項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十三条第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

ロ　法第二十条第二号イ又はロに掲げる建築物以外の建築物である場合にあつては、第三章第一節から第七節の二まで（第三十六条及び第三十八条第二項から第四項までを除く。）の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

二　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一（五十平方メートルを超えるときは、五十平方メートルとする。）を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも該当するものであること。

イ　増築又は改築に係る部分が第三章の規定及び法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合する構造方法

ロ　増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しない構造方法

（防火壁関係）

第百三十七条の三　法第三条第二項の規定により法第二十六条の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後で

- 23 -

（防火壁関係）

第百三十七条の二　法第三条第二項の規定により法第二十六条の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築

- 23 -

○国土交通省告示第　　号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の規定に基づき、昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機のかごの昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法を次のように定める。

平成十七年　月　日

国土交通大臣　北側　一雄

昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書に規定する昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機のかごの昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　次のいずれかに該当するものであること。

イ　昇降機に必要な配管設備

ロ　光ファイバー

ハ　光ファイバーケーブル（電気導体を組み込んだものを除く。）

二　地震時においても昇降機のかご又はつり合おもりに触れるおそれのないものであり、かつ、鋼索、電線その他のものの機能に支障が生じない構造のものであること。

三　第一号ロ又はハに掲げるものにあっては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ　難燃材料で造り、又は覆うこと。

ロ　昇降機の点検を行う者の見やすい場所に当該配管設備の種類が表示されていること。

附　則

この告示は、建築物の安全性の確保及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の一部の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

改正（パブリックコメント）案

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第七十九条第一項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の構造部分の構造方法及び同令第七十九条の二第一項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分の構造方法を、次のように定める。

平成　年　月　日

国土交通大臣　北側　一雄

建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の構造部分の構造方法及び同令第七十九条の二第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の構造部分の構造方法又は令第七十九条の二第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分の構造方法は、次のいずれかに掲げるものとする。

1　プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、その構造が次のいずれかに適合するもの

一　地階を除く階数が二以下の建築物に用いるもの（基礎ぐいを除く。）で、次に掲げる基準によるもの。ただし、イからハまでの規定は、当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられた場合は、この限りでない。

イ　コンクリートの設計基準強度を一平方ミリメートルにつき二十ニュートン以上とすること。

ロ　コンクリートに使用するセメントの品質を日本工業規格（以下「JIS」という。）R五二一〇（ポルトランドセメント）―一〇〇二に適合するものとし、単位セメント量を一立方メートルにつき二百キログラム以上とすること。

ハ　耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷のないものとすること。

ニ　コンクリートの鉄筋に対するかぶり厚さを、次に掲げる構造部分に応じてそれぞれ・から・までに定める数値以上とすること。

(i)　間仕切壁（耐力壁を除く。）　一センチメートル

(ii)　耐力壁、柱又ははり　二センチメートル

(iii)　直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は基礎の立上り部分　三センチメートル

(iv)　基礎（基礎の立上り部分を除く。）のうち捨コンクリートの部分を除いた部分　四センチメートル

現行告示

建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び同令第七十九条の二第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び令第七十九条の二第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。

1　プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が二以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次の各号に定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について第四号ロ(1)から(3)に定めるいずれかの構造計算によって安全である ことが確かめられたもの

一　コンクリートの設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十ニュートン以上である こと。

二　コンクリートに使用するセメントの品質が日本工業規格R五二一〇（ポルトランドセメント）―一〇〇二に適合するものとし、単位セメント量が一立方メートルにつき二百キログラム以上である こと。

三　耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものである こと。

四　かぶり厚さが次に定める基準に適合している こと。

イ　耐力壁以外の間仕切壁の鉄筋に対するかぶり厚さにあっては一センチメートル以上である こと。

ロ　耐力壁以外の部材にあっては令第七十九条第一項に定めるかぶり厚さの数値（鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨に対するかぶり厚さにあっては令第七十九条の二第一項に定める数値）である こと。ただし、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について(1)から(3)に定めるいずれかの構造計算によって安全である ことが確かめられた場合においては、プレキャスト鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄筋に対するかぶり厚さは耐力壁、柱又ははりにあっては一センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は基礎の立上り部分にあっては二センチメートル以上、基礎（基礎の立上り部分を除く。）にあっては捨コンクリー

ホ　コンクリートの鉄筋に対するかぶり厚さを四センチメートル以上とすること。

ヘ　次のいずれかに定める構造計算によって鉄筋の付着割裂を考慮した当該部分の構造耐力の著しい低下のないことを確かめたものとすること。ただし、耐力壁以外の壁にあっては、この限りでない。

(1)　次に定める基準に従った構造計算

(i)　略

(ii)　略

(表　略)

(2)　令第八十一条第二項第一号又は第二号に規定する令第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算（令第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた場合を含む。）

(3)　令第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算（令第三十六条第一項第一号、第二項第一号又は第四項の規定による建築物とした場合に限る。）

ト　プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた基礎ぐいで、その構造が次のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するもの

(1)　次に定める構造計算を行い安全であることを確かめられた場合

(i)　令第八十一条第二項第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

(ii)　鉄筋のコンクリートに対する付着応力に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該応力に生ずる力が、それぞれ令第二章第八節第四款の規定による材料強度によって計算した当該部分の耐力を超えないことを確かめること。

(表　略)

(2)　令第八十一条の六に規定する限界耐力計算又は令第八十一条第二項ただし書の規定に基づき限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行った場合

(3)　令第三十六条第一項第一号、第二項第一号又は第四項に規定する令第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた場合

2　プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた基礎ぐいで、その構造が日本工業規格A五三七二（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）―二〇〇〇（附属書Ⅴ（鉄筋コンクリートくい若しくは日本工業規格A五三七二（プレキャストプレストレストコンクリート製品）―二〇〇〇（附属書五（プレストレストコンクリートくいに適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものであるもの

イ　JIS　A五三七二（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）―二〇〇四（附属書八（鉄筋コンクリートくい

ロ　JIS　A五三七二（プレキャストプレストレストコンクリート製品）―二〇〇四（附属書五（プレストレストコンクリートくい

2　次に掲げる基準により、コンクリート以外の材料を用いてかぶり厚さを確保したもの

一　コンクリート以外の材料として次に掲げる基準に適合するポリマーセメントモルタル又はこれと同等以上の品質を有するエポキシ樹脂モルタルを用いること。

イ　ポリマーセメントモルタルにあっては、JIS　A六二〇三（セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂）―二〇〇〇に適合するセメント混和用ポリマーを用いること。

ロ　JIS　A一一七一（ポリマーセメントモルタルの試験方法）―二〇〇〇に規定する試験によって、次に掲げる試験の種類ごとに、それぞれ(1)から(3)に掲げる強さの数値以上であることが確かめられたものであること。

(1)　曲げ強さ　一平方ミリメートルにつき六ニュートン（エポキシ樹脂モルタルにあっては、十ニュートン）

(2)　圧縮強さ　一平方ミリメートルにつき一平ニュートン

(3)　接着強さ　一平方ミリメートルにつき一ニュートン

ハ　JIS A六九〇九（建築用仕上塗材）―一〇〇に規定する試験によって確認した透水性が、一時間につき〇・五ミリリットル以下であること。

三　鉄筋又は鉄骨に対するかぶり厚さにあっては、令第七十九条第一項又は第七十九条の二第一項の規定を準用する。この場合において、当該各項の規定中「コンクリートのかぶり厚さ」とあるのは、「コンクリートのかぶり厚さ（前号に規定する材料を用いた場合にあっては、当該かぶり厚さの数値に前号の材料の厚さを加えた数値）」と読み替えるものとする。

四　コンクリート及び鉄筋の表面に、第一号に規定する材料の付着及び充填の妨げとなるおそれのあるよごれ、さび等のないものとすること。

五　前項第一号ハの規定によること。

六　第一号に規定する材料の部分を除いた断面による部材又は架構について、構造耐力の著しい低下を生ずるおそれのないものであることを確かめること。

平成　　年国土交通省告示第　　号（かぶりの規定を適用しない工作物の構造方法）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十条又は同令第百四十二条で準用される同令第七十九条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しない工作物の部材の構造方法を次のように定める。

平成　　年　　月　　日

国土交通大臣　北側　一雄

建築基準法施行令第百四十条又は同令第百四十二条で準用される同令第七十九条第一項の規定を適用しない工作物の部材の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百四十条又は第百四十二条で準用される令第七十九条第一項の規定を適用しない工作物の部材は、次に掲げるものとする。

一　擁壁に用いられるもので、その構造が平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第一項の規定に適合するもの

二　柱その他これに類するものとして用いられるもので、その構造が日本工業規格Ａ五三七三（プレキャストプレストレストコンクリート製品）―二〇〇四　附属書一　ポール類に適合するもの（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを十五ミリメートル以上としたものに限る。）

建築基準法施行令第１３７条の２の新設に伴う告示の制定について

１．制定の背景

平成１７年４月２５日（月）より意見募集をしている「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」において、建築基準法施行令第１３７条の２の新設を予定しています。

これにより、構造耐力規定に関する既存不適格建築物について、増改築の際に即座に現行規定に適合させなくても、一定の増改築を行うことが可能となりますが、大規模の地震で倒壊等しないレベルの構造耐力を確保するための基準について告示を制定します。

２．告示の概要

（１）建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材等の脱落のおそれがないものとして適合させるべき基準（令第１３７条の２第１号イ関係）

①建築物の構造耐力上主要な部分について、次のような基準を検討しています。

・増改築に係る部分が令第三章の規定（第八節を除く。）に適合すること。

・大規模の地震で倒壊等しないように、現行の構造耐力規定に準ずる基準に適合すること。

・地震力以外の荷重及び外力に対しても構造耐力上安全であることを構造計算によって確かめること。

②建築設備（屋上から突出する水槽等、給排水設備及び昇降機）、屋根ふき材等について、地震等により脱落等しないよう一定の基準に適合する必要があることを検討しています。

（２）基礎の補強について適合させるべき基準（令第１３７条の２第１号ロ関係）

次のような基準を検討しています。

・地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一定以上であること。

・無筋コンクリート等の既存の布基礎に対して、立上り部分の高さや厚さが一定以上の鉄筋コンクリートの布基礎を増し打ちすること。

・増し打ちする部分の補強筋を、既存の布基礎の部分を削り取って一定間隔ごとに挿入すること。

３．今後のスケジュール（予定）

施　行：　平成１７年６月１日

建築基準法施行令第７９条等の改正に伴う関連告示の改正について

１．改正の背景

平成１７年４月２５日（月）より意見募集をしている「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」において、建築基準法施行令第７９条等の改正を予定しています。

これにより、ポリマーセメントモルタル等による鉄筋コンクリートのかぶり厚さ部分の補修が可能となりますが、これに伴い、関連告示についても見直しを行うこととします。

２．見直しの概要

（１）ポリマーセメントモルタルの防火上の位置付けの明確化

モルタルは平成１２年建設省告示第１４００号において不燃材料とされていますが、ここで想定しているモルタルはセメントモルタルで無機系の材料を主体とした材料です。そこで、補修等で使われるポリマーセメントモルタルについては、ポリマーセメント比により防火上の位置付けを明確化します。

また、耐火構造例示仕様（平成１２年建設省告示第１３９９号）で求めるかぶり厚さに算入できるモルタルとして、不燃材料であるポリマーセメントモルタルを含めることを明確化します。

（２）耐火構造例示仕様における鉄筋コンクリート等のかぶり厚さの明確化等

現行の耐火構造例示仕様（平成１２年建設省告示第１３９９号）においては、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリートの壁等は厚さの最小値のみが示され、かぶり厚さが規定されていません。よって、建築基準法施行令第７９条第１項等の規定に適合する必要があることを明確化します。

なお、昨年１０月１日、石綿製品を同告示の仕様から削除したところですが、繊維混入ケイ酸カルシウム板や繊維強化セメント板（スレート板に限る。）について、石綿製品の代替として同告示に位置付けることとします。また、平成１２年建設省告示第１３６７号においても、同様に繊維強化セメント板（スレート板に限る。）を代替品として位置付けることとします。

３．今後のスケジュール（予定）

施　行：　平成１７年６月１日

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正の概要について

＜総則関係＞

◯建設住宅性能評価における躯体工事検査時期の明確化

・４階建以上の住宅における建設住宅性能評価の検査時期を明確化します。

＜「１　構造の安定に関すること」関係＞

◯１－１～４ 薄板軽量形鋼造の構造基準の追加

・薄板軽量形鋼を使用した住宅についての構造基準を位置付けます。

◯１－１～３ 準耐力壁となる仕様の追加

・２階建以下の木造住宅の入り隅部について、準耐力壁とすることのできる仕様を追加します。

◯１－１ 階段等の開口部に床倍率がないことの明確化

・２階建以下の木造住宅の床倍率を計算する際に、階段室の部分に床倍率がないことを明確化します。

◯１－５ 地盤改良を行った場合の表示の明確化等

・地盤改良を行っている場合には、改良後の地耐力（設計地耐力）を表示することを明確化します。また、地耐力の表示桁数を変更します。

＜「２　火災時の安全に関すること」関係＞

◯２－１ 台所における煙式感知器の追加

・台所等の感知器に煙式を追加します。

＜「３　劣化の軽減に関すること」関係＞

◯３－１ コンクリートの凍結融解対策の追加

・コンクリートの凍結融解対策について、現在の基準と同等の性能と認められる仕様を追加します。

＜「４　維持管理への配慮に関すること」関係＞

◯４－２ 横主管を１Ｆピロティに設ける場合を位置付け

・排水管等の共用横主管をピロティに設置する場合に対応します。

＜「９　高齢者等への配慮に関すること」関係＞

◯９－２ 評価対象となる共用廊下の明確化

・共用廊下のバリアフリーの基準について、記述を明確化します。

＜「１０　防犯に関すること」関係＞

◯１０－１ 開口部の侵入防止対策の新規追加

・開口部の侵入防止対策のため、侵入を防止する性能が確かめられた部品を開口部に使用している場合に、その旨を表示する項目を追加します。

・侵入を防止する性能が確かめられた部品としては、国土交通省が警察庁及び民間団体等と共催している「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の防犯性能試験を通過した部品は、これに該当するものとします。

・別紙１及び別紙２の例のように、住戸の開口部の区分ごとに、一定以上の規模の開口部のすべてに侵入を防止する性能が確かめられた部品を使用している場合、その旨を表示します。

なお、施行期日については、開口部の侵入防止対策の追加については平成１８年４月１日とし、その他の事項は公布と同時とすることを予定しています。

別紙１

10 防犯に関すること
10-1 開口部の侵入防止対策　評価書のイメージ

（戸建住宅）

	評価対象開口部の区分	評価
① 住戸の出入口の存する階〔　階〕	a　住戸の出入口	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外
	b　地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２m以下、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１m以下のもの（ａに該当するものを除く。）	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外 □　該当する開口部なし
	c　ａ及びｂに掲げるもの以外のもの	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外 □　該当する開口部なし
② ①に掲げる階以外の階〔　階〕	a　地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２m以下、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１m以下のもの	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外 □　該当する開口部なし
	b　ａに掲げるもの以外のもの	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外 □　該当する開口部なし

※　開口部の区分ごとに、侵入を防止するための対策として該当するものを明示する。
※　階数が２以上の場合は、①②の各欄を適宜増やして対応する。
※　評価対象となる開口部：有効開口が、(1）400mm×250mm の長方形、(2）400×300mm の楕円形、(3）直径が 350mm の円、のいずれかのブロックが通過可能なもの。
※　バルコニー等：バルコニー、屋上その他これらに類するもの。

（共同住宅等）

例１（建物出入口のある階の住戸）

	評価対象開口部の区分	評価
① 建物出入口の存する階の住戸	ａ　住戸の出入口	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外
	ｂ　地面、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２m以下、かつ、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１m以下のもの（ａに該当するものを除く。）	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外 □　該当する開口部なし
	ｃ　ａ及びｂに掲げるもの以外のもの	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外 □　該当する開口部なし

例２（建物出入口のない階の住戸）

	評価対象開口部の区分	評価
② ①に掲げる階以外の階の住戸	ａ　住戸の出入口	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外
	ｂ　共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが２m以下、かつ、共用廊下又は共用階段の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１m以下のもの（ａに該当するものを除く。）	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外 □　該当する開口部なし
	ｃ　地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２m以下、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１m以下のもの（ａ又はｂに該当するものを除く。）	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外 □　該当する開口部なし
	ｄ　ａからｃまでに掲げるもの以外のもの	□　左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □　このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる □　上記以外 □　該当する開口部なし

※　開口部の区分ごとに、侵入を防止するための対策として該当するものを明示する。

※　メゾネットタイプ等で階数が２以上の場合は、①②の各欄を適宜連結して階ごとに評価する。

※　評価対象となる開口部：有効開口が、(1）400mm×250mm の長方形、(2）400×300mm の楕円形、(3）直径が 350mm の円、のいずれかのブロックが通過可能なもの。

※　バルコニー等：バルコニー、屋上その他これらに類するもの。

■防犯に関する性能表示事項 イラスト（戸建住宅）

別紙２

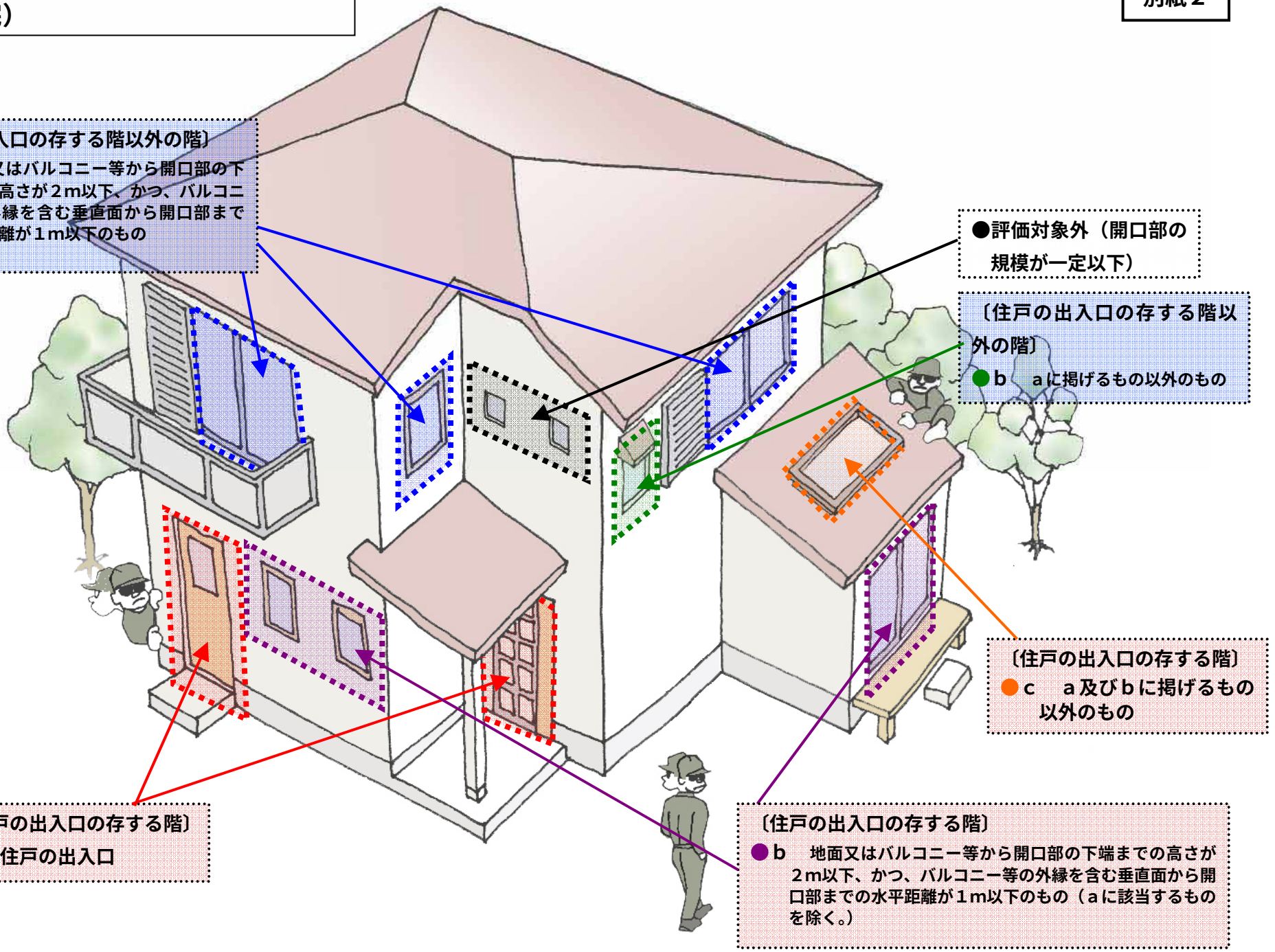

■防犯に関する性能表示事項 イラスト
（共同住宅・建物出入口の存する階の住戸）

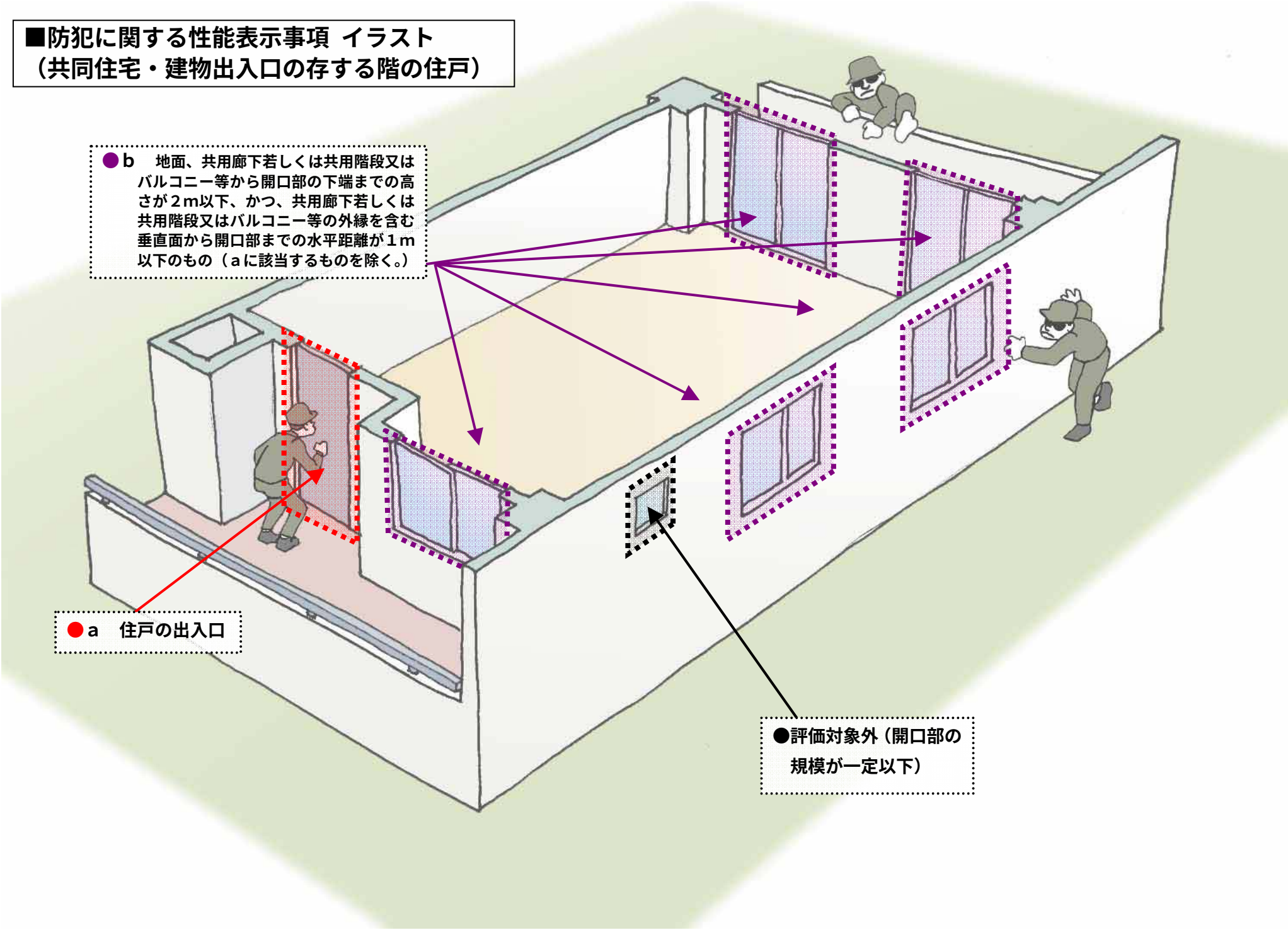

■防犯に関する性能表示事項 イラスト
（共同住宅・建物出入口の存する階以外の階の住戸）

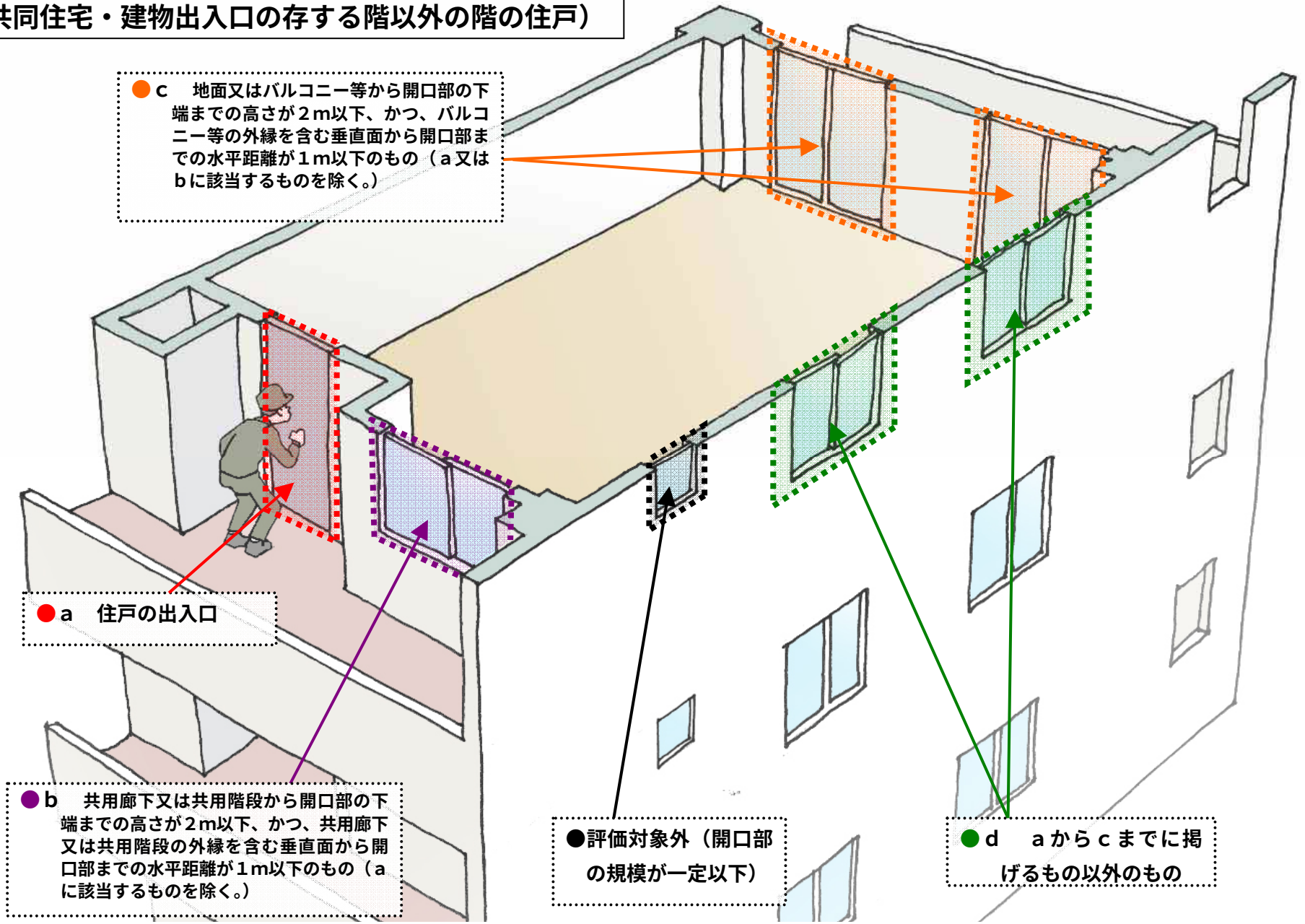

日本住宅性能表示基準

第１～第５　（略）

別表１（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
１ 構造の安定に関すること	１－１ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	（略）			
	１－２ 耐震等級（構造躯体の損傷防止）				
	１－３ 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
	１－４ 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
	１－５ 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度（単位を kN／㎡とし、小数点以下~~第１位未満~~の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合、又は行う場合は、改良後の数値を記入する。）又は杭の許容支持力（単位を kN／本とし、小数点以下~~第１位未満~~の端数を切り捨てる。）及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法（地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。）を明示する。	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法
	１－６ 基礎の構造方法	（略）			

	及び形式等	
２ 火災時の安全に関すること	（略）	
３ 劣化の軽減に関すること		
４ 維持管理への配慮に関すること		
５ 温熱環境に関すること		
６ 空気環境に関すること		
７ 光・視環境に関すること		
８ 音環境に関すること		

<table>
<tr><td>９
高齢者等への配慮に関すること</td><td colspan="6">（略）</td></tr>
<tr><td>１０
防犯に関すること</td><td>１０－１
開口部の侵入防止対策</td><td>一戸建ての住宅又は共同住宅等</td><td>住戸の階ごとに、次の(い)項及び(ろ)項に掲げる区分に応じ、それぞれ外部からの侵入を防止するための対策として(は)項に掲げるものから該当するものを明示するとともに、雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられている開口部が含まれる場合は、その旨を明示する。
<table>
<tr><th>(い)</th><th>(ろ)</th><th>(は)</th></tr>
<tr><td>イ．一戸建ての住宅（住戸の出入口の存する階）</td><td>ａ．住戸の出入口
ｂ．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａに該当するものを除く。）
ｃ．ａ及びｂに掲げるもの以外のもの</td><td>(ｉ)すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である
(ⅱ)その他
(ⅲ)該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>ロ．一戸建ての住宅（住戸の出入口の存する階以外の階）</td><td>ａ．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの
ｂ．ａに掲げるもの以外のもの</td><td>(ｉ)すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である
(ⅱ)その他
(ⅲ)該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>ハ．共同住宅等（建物出入口の存する階の住戸）</td><td>ａ．住戸の出入口
ｂ．地面、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部ま</td><td>(ｉ)すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である
(ⅱ)その他
(ⅲ)該当する開口部なし</td></tr>
</table></td><td>開口部の侵入防止対策</td><td>通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策</td></tr>
</table>

				での水平距離が１ｍ以下であるもの（ａに該当するものを除く。） ｃ．ａ及びｂに掲げるもの以外のもの			
			ニ．共同住宅等（建物出入口の存する階以外の階の住戸）	ａ．住戸の出入口 ｂ．共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａに該当するものを除く。） ｃ．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａ又はｂに該当するものを除く。） ｄ．ａからｃまでに掲げるもの以外のもの	(ⅰ)すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である (ⅱ)その他 (ⅲ)該当する開口部なし		

別表２－１（既存住宅に係る表示すべき事項等）

		(い) 表示すべき事項	(ろ) 適用範囲	(は) 表示の方法	(に) 説明する事項	(ほ) 説明に用いる文字
現況検査により認められる劣化等の状況に関すること		（略）				
個別性能に関すること	1 構造の安定に関すること	１－１ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	（略）			
		１－２ 耐震等級(構造躯体の損傷防止)				
		１－３ 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)				
		１－４ 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)				
		１－５ 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度（単位を kN／㎡とし、小数点以下第１位未満の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合、又は行う場合は、改良後の数値を記入する。）又は杭の許容支持力（単位を kN／本とし、小数点以下第１位未満の端数を切り捨てる。）及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法（地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。）を明示する。	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法
		１－６ 基礎の構造方法及び形式等	（略）			
	2 火災時の安全に関すること	（略）				
	4 維持管理への配慮に関すること					
	6 空気環境に関すること					
	7 光・視環境に関すること					
	9 高齢者等への配慮に関すること					
	１０ 防犯に関する	１０－１ 開口部の侵入防止対策	一戸建ての住宅又は共同住宅等	住戸の階ごとに、次の(い)項及び(ろ)項に掲げる区分に応じ、それぞれ外部からの侵入を防止するための対策とし	開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策

	こと		（評価住宅に限る。）	て(は)項に掲げるものから該当するものを明示するとともに、雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられている開口部が含まれる場合は、その旨を明示する。 (い) / (ろ) / (は) イ．一戸建ての住宅（住戸の出入口の存する階） ａ．住戸の出入口 ｂ．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａに該当するものを除く。） ｃ．ａ及びｂに掲げるもの以外のもの (ⅰ)すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置が講じられた開口部である (ⅱ)その他 (ⅲ)該当する開口部なし ロ．一戸建ての住宅（住戸の出入口の存する階以外の階） ａ．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの ｂ．ａに掲げるもの以外のもの (ⅰ)すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置が講じられた開口部である (ⅱ)その他 (ⅲ)該当する開口部なし ハ．共同住宅等（建物出入口の存する階の住戸） ａ．住戸の出入口 ｂ．地面、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａに該当するものを除く。） ｃ．ａ及びｂに掲げるもの以外のもの (ⅰ)すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置が講じられた開口部である (ⅱ)その他 (ⅲ)該当する開口部なし		

					の			
				ニ．共同住宅等（建物出入口の存する階以外の階の住戸）	ａ．住戸の出入口 ｂ．共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａに該当するものを除く。） ｃ．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａ又はｂに該当するものを除く。） ｄ．ａからｃまでに掲げるもの以外のもの	（ⅰ）すべての開口部が侵入防止上有効な対策が講じられた開口部である （ⅱ）その他 （ⅲ）該当する開口部なし		

この表において「特定劣化事象等」とは、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第５の ~~10―1~~11－１(2)イ②に規定する特定劣化事象等をいう。

別表２－２（部位等ごとの劣化事象等）

（略）

平成 13 年国土交通省告示第 1347 号
最終改正　平成 17 年国土交通省告示第 xxx 号

評価方法基準

第１～第３　（略）

第４　評価の方法の基準（総則）

１　（略）

２　新築住宅に係る建設住宅性能評価

新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。ただし、６－３については、次の(6)は適用しない。

(1)　（略）

(2)　建設住宅性能評価における検査を行うべき時期は、次に掲げる住宅の規模に応じ、それぞれ次に掲げる時期とする。ただし、６－３については、居室の内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了後（造付け家具以外の家具その他の物品が室内に搬入される前に限る。）とする。

イ　階数が３以下~~３階~~（地階を含む。）~~以下~~の建築物である住宅　基礎配筋工事の完了時（プレキャストコンクリート造の基礎にあってはその設置時。ロにおいて同じ。）、躯体工事の完了時、下地張りの直前の工事の完了時及び竣工時とする。

ロ　階数が４以上~~４階~~（地階を含む。）~~以上~~の建築物である住宅　基礎配筋工事の完了時、最下階から数えて２階及び３に７の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時、屋根工事の完了時、下地張りの直前の工事の完了時及び竣工時とする。

(3)　～　(7)　（略）

３　既存住宅に係る建設住宅性能評価

既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。

(1)　建設住宅性能評価は、次に掲げる方法により行う。ただし、ロ及びハに掲げる方法による場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認に限り、評価対象建築物の現況を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。

イ　（略）

ロ　日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「１－５地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「２－１感知警報装置設置等級（自住戸火災時）」、「２－２感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）」、「２－３避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）」、「２－４脱出手段（火災時）」、「６－２換気対策（局所換気対策）」、「７－１単純開口率」、「７－２方位別開口比」、「９－１高齢者等配慮対策等級（専用部分）」、~~及び~~「９－２高齢者等配慮対策等級（共用部分）」及び「10－１開口部の侵入防止対策」については、評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等（平面図その他の図面、諸計算書（計算を要する場合に限る。）、施工状況報告書その他の図書及びそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図書をいい、新築住宅を対象とする建設住宅性能評価（日本住宅性能表示基準別表２－１~~２－２~~の(い)項に掲げる「１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「１－２耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「１－３耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－４耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－５地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「１－６基礎の構造方法及び形式等」、「２－５耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部)）」、「２－６耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部以外)）」及び「４－２維持管理対策等級（共用配管）」にあっては、既存住宅（共同住宅及び長屋に限る。）を対象とするものを含む。）又はこれと同等の信頼性を有する検査の完了時に用いられたと認められるものに限る。以下同じ。）に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。なお、評価対象建築物の図書等に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合する場合にあっては、当該内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価に用いられたものに限る。）をもって評価を行う場合であって、かつ、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要しない。

ハ～ニ　（略）

(2)　～　(6)　（略）

第５　評価の方法の基準（性能表示事項別）

１　構造の安定に関すること

１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ　定義

①　「構造躯体」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分をいう（以下１－１から１－４まで及び３－１において同じ。）。

②　「極めて稀に発生する地震による力」とは、令第 82 条の６第５号に規定する地震力に相当する力をいう。

ロ　評価事項

①　この性能表示事項において評価すべきものは、極めて稀に発生する地震による力に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさとする。

②　新築住宅に係る各等級に要求される水準は、極めて稀に発生する地震による力に、次の表の (い)項に掲げる等級に応じて少なくとも (ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等しないこととする。

(い)	(ろ)
等級	倍率
3	1.50
2	1.25
1	1.00

③　既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級０の場合を除き構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、極めて稀に発生する地震による力に、次の表の (い)項に掲げる等級に応じて少なくとも (ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等しないこととする。

(い)	(ろ)
等級	倍率
3	1.50
2	1.25
1	1.00
0	0.00

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち令第 36 条第３項に規定する超高層建築物（以下単に「超高層建築物」という。）以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　限界耐力計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　令第 82 条の６第５号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に評価方法基準第５の１－１ (2)ロ②の表の (い)項に掲げる等級に応じ (ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

②　令第 82 条の６第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第５号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第１号から第４号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③　令第 36 条第２項第２号に規定する耐久性等関係規定（令第 39 条第１項及び第 70 条の規定を除く。以下単に「耐久性等関係規定」という。）に適合していること。

ロ　許容応力度等計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　評価対象建築物の地上部分について、令第 82 条の４第１号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第２号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第５の１－１ (2)ロ②の表の (い)項に掲げる等級に応じ (ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。ただし、評価対象建築物の地上部分について、次の a 又は b のいずれかに適合し、かつ、次の c に適合している場合にあっては、この限りでない。

a　高さ 31m以下の木造の評価対象建築物、鉄骨造の評価対象建築物又は鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物（鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の評価対象建築物又はこれらの構造を併用する構造の評価対象建築物をいう。以下同じ。）にあっては、昭和 55 年建設省告示第 1791 号第１から第３まで（第３第３号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、第１第１号及び第２第１号中「地震力による応力の数値に」とあるのは「地震力による応力の数値に、評価方法基準第５の１－１ (2)ロ②の表の (い)項に掲げる等級に応じ (ろ)項に掲げる数値以上の倍率及び」とし、第３第１号及び第２号に掲げる式は、評価方法基準第５の１－１ (2)ロ②の表の (い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に (ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

b　令第 82 条の２に規定する特定建築物以外の評価対象建築物については、次の (ⅰ) から (ⅳ) までのいずれかに適合していること。

(ⅰ)　木造の評価対象建築物にあっては、令第 82 条第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであり、かつ、各階につき張り間方向及びけた行方向の偏心率が 0.3 以下であること。この場合において、同条第２号の表は、評価方法基準第５の１－１ (2)ロ②の表の (い)項に掲げ

る等級に応じ、Kの数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(ⅱ)　鉄骨造の評価対象建築物にあっては、令第82条の3第1号及び第2号並びに昭和55年建設省告示第1790号第4号ホに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号ホの規定中「〇・三」とあるのは「〇・四（水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む評価対象建築物にあっては〇・五）に、評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値」と、「確かめられるもの」とあるのは「確かめられること」とする。

(ⅲ)　鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物にあっては、昭和55年建設省告示第1790号第5号ロの規定に適合していること。この場合において、同号ロの規定中「適合するもの」とあるのは「適合すること」とし、同号ロに掲げる式は、評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(ⅳ)　木造と鉄骨造を併用する評価対象建築物又は木造若しくは鉄骨造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造を併用する評価対象建築物にあっては、木造の構造部分を有する階が(ⅰ)の規定に、鉄骨造の構造部分を有する階が(ⅱ)の規定に、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が(ⅲ)の規定にそれぞれ適合していること。

c　鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物並びに鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階にあっては、令第82条第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同条第2号の表は、評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、Kの数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

②　令第3章第8節第1款及び第1款の2（令第82条第4号及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③　令第3章第1節から第7節の2まで（令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除く。）の規定（住宅に関するものに限る。以下同じ。）に適合していること。

ハ　令第81条第1項ただし書に規定する構造計算（限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。）による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

①　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、平成13年国土交通省告示第1641号（以下①及び②において「告示」という。）第11第2号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

②　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、告示第11第2号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

③　耐久性等関係規定に適合していること。

ニ~~ハ~~　令第81条第1項ただし書に規定する構造計算による場合（ハによるものを除く。）

次の①から⑤~~④~~まで（等級1への適合判定にあっては④及び⑤~~③及び④~~）の規定に適合していること。

①　壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあっては、評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1025号第10イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。

②　プレストレストコンクリート造の評価対象建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造を併用する評価対象建築物（以下「プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物」という。）にあっては、評価対象建築物の地上部分について、次のaからdまでのいずれかに適合していること。

a　昭和58年建設省告示第1320号（以下bからdまでにおいて「告示」という。）第17イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。

b　構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力が告示第16第2号イの表に掲げる組み合わせによる各応力の合計の数値以上であること。この場合において、表は、評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、Kの数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

c　次の(ⅰ)又は(ⅱ)のいずれかに適合し、かつ、(ⅲ)に適合していること。

(ⅰ)　高さ31m以下の評価対象建築物にあっては、告示第16第1号イ及びロに定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、昭和55年建設省告示第1791号第3の第1号及び第2号に掲げる式は、評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(ⅱ)　告示第15イに掲げる建築物にあっては、同規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、告示第15イ(2)に掲げる式は、評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(ⅲ)　告示第14第2号イからハまでに定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、同号ハの表は、Kの数値に評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

d　告示第15ロに掲げる建築物にあっては、プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階がc(ⅱ)及び(ⅲ)の規

定に、その他の構造部分を有する階がロ①ｂ(ⅳ)の規定に適合していること。

③　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、評価対象建築物の地上部分について、平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下③において「告示」という。）第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定（鉄骨造に関する部分に限る。）に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第 3 号から第 5 号までに定めるところによる。

④③　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５、①、②又は③~~①又は②~~に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに昭和 58 年建設省告示第 1320 号第 14 第４号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

⑤④　令第３章第１節及び第２節（令第 39 条を除く。）の規定に適合しており、かつ、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあっては同章第６節及び平成 13 年国土交通省告示第 1025 号第１から第７までの規定に、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和 58 年建設省告示第 1320 号第１から第 13 までの規定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては平成 13 年国土交通省第 1641 号第１から第 10 までの規定に適合していること。

ホ=　階数が２以下の木造の建築物における基準

建築基準法第６条第１項第２号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が２以下のものについては、次の①から⑥まで（等級１への適合判定にあっては⑥）に掲げる基準に適合していること。

①　令第 46 条第４項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第５の１－１(3)ホ=①の表１の(い)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さに(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表二に」とあるのは「表（等級２への適合判定にあっては評価方法基準第５の１－１(3)ホ=①の表２を、等級３への適合判定にあっては評価方法基準第５の１－１(3)ホ=①の表３をいう。以下この項において同じ。）に」と、「、表二」とあるのは「、表」と、「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

表１

	(い) 軸組の種類	(ろ) 倍率
(1)	昭和 56 年建設省告示第 1100 号(以下この欄において「告示」という。)別表第１の(1)、(2)又は(10)の(い)欄に掲げる材料を、(ろ)欄に掲げる方法によって、柱及び間柱の片面に高さ 36cm 以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組(壁の高さが横架材間内法寸法の 10 分の８未満である場合にあっては、当該軸組の両端の柱の距離は２m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって、柱及び間柱の片面に高さが横架材間内法寸法の 10 分の８以上となるように打ち付けた壁（ただし、	昭和 56 年建設省告示第 1100 号別表第１（は）欄に掲げる数値に 0.6 を乗じた数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値
	告示別表第１の(10)の(い)欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあっては、同表第１(ろ)欄に掲げる方法によって、当該端部を厚さ 3cm 以上で幅 4cm 以上の木材を用いて柱にくぎ（JIS A5508－1975（鉄丸釘）に定める N75 又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（釘の間隔は、30cm 以下に限る。）の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。）を有するものとする。この表の(2)において同じ。）	
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に高さ 36cm 以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組	0.5 に壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値
(3)	(1)又は(2)の壁をそれぞれ両面に設けた軸組	(1)又は(2)の数値の２倍
(4)	(1)及び(2)の壁を組み合わせた軸組	(1)及び(2)の数値の和
この表において、上下に離して同じ壁を設けた場合にあっては、「壁の高さ」は各々の壁の高さの和とする。		

表２

評価対象建築物		一般地域	多雪区域		
			積雪１m	１m～２m	２m
令第 43 条第１項の表の(二)に掲げる建築物	階数が１の評価対象建築物	18Z	34Z	直線的に補間した数値	50Z
	階数が２の評価対象建築物の１階	$45K_1Z$	$(45K_1+16)Z$		$(45K_1+32)Z$
	階数が２の評価対象建築物の２階	$18K_2Z$	$34K_2Z$		$50K_2Z$
令第 43 条第１項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物	階数が１の評価対象建築物	25Z	41Z		57Z
	階数が２の評価対象建築物の１階	$58K_1Z$	$(58K_1+16)Z$		$(58K_1+32)Z$
	階数が２の評価対象建築物の２階	$25K_2Z$	$41K_2Z$		$57K_2Z$

1　上記において、K_1、K_2、R_f及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。
　K_1：0.4＋0.6R_f
　K_2：1.3＋0.07／R_f（R_fが0.1を下回る場合は、2.0とする。）
　R_f：２階の床面積の１階の床面積に対する割合
　Z　：令第88条に規定する地震地域係数
2　屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が20度を超える評価対象建築物又は雪おろしを行う慣習のある地方における評価対象建築物については、垂直積雪量がそれぞれ次のイ又はロに定める数値の区域に存する評価対象建築物とみなしてこの表の多雪区域の項を適用した場合における数値とすることができるものとすること。この場合において、垂直積雪量が１ｍ未満の区域に存する評価対象建築物とみなされるものについては、多雪区域の積雪１ｍの項の数値と積雪２ｍの項の数値とを直線的に延長した数値とすること。
　イ　令第86条第４項に規定する屋根形状係数を垂直積雪量に乗じ、0.93で除した数値
　ロ　令第86条第６項の規定により積雪荷重の計算に用いられる垂直積雪量の数値
3　この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。
4　１から３までにかかわらず、当該評価対象建築物に作用する荷重を考慮して、計算により、必要壁量を設定することができるものとする。

表３

評価対象建築物		一般地域	多雪区域		
			積雪１ｍ	１ｍ～２ｍ	２ｍ
令第43条第１項の表の(二)に掲げる建築物	階数が１の評価対象建築物	22Z	41Z	直線的に補間した数値	60Z
	階数が２の評価対象建築物の１階	54K_1Z	(54K_1＋20)Z		(54K_1＋39)Z
	階数が２の評価対象建築物の２階	22K_2Z	41K_2Z		60K_2Z
令第43条第１項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物	階数が１の評価対象建築物	30Z	50Z		69Z
	階数が２の評価対象建築物の１階	69K_1Z	(69K_1＋20)Z		(69K_1＋39)Z
	階数が２の評価対象建築物の２階	30K_2Z	50K_2Z		69K_2Z
この表においては、表２の１から４までの規定を準用する。					

②　各階の張り間方向及びけた行方向の耐力壁線（次のａ又はｂに該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、８ｍ以下（各方向で筋かいを含まない壁その他同等のじん性がある壁のみを用いる場合にあっては、12m以下とすることができる。）であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に１ｍ以内の耐力壁（令第46条第４項の表１の軸組の種類に掲げるもの又は①の表１の(い)項に掲げるものに該当する壁を

いう。以下同じ。）は同一線上にあるものとみなすことができる。
ａ　各階の張り間方向及びけた行方向において、外壁線の最外周を通る平面上の線
ｂ　各階の張り間方向及びけた行方向において、床の長さの10分の６の長さ以上で、かつ、４ｍ以上の有効壁長（耐力壁の長さに当該壁の倍率を乗じた値をいう。以下同じ。）を有する平面上の線

③　各階の張り間方向及びけた行方向において、耐力壁線で挟まれるそれぞれの床の床組又は屋根の小屋組及び屋根面（１階にあっては２階の床の床組又は１階の屋根の小屋組及び屋根面を、２階にあっては２階の屋根の小屋組及び屋根面をいう。以下「床組等」という。）は、次の式１によって算出した必要床倍率以上の存在床倍率を有する構造方法であること。この場合において、次の表の(い)項に掲げる床組等の構造方法は、(ろ)項に掲げる存在床倍率（当該耐力壁線の方向に異なる構造方法の床組等が含まれる場合は次の式２によって算出した存在床倍率とし、当該耐力壁線に直交する方向に異なる構造方法の床組等が含まれる場合は最も数値の低い部分の存在床倍率とする。以下同じ。）を有するものとする。ただし、床組等に用いる材料の強度を考慮して計算により存在床倍率を定める場合にあっては、この限りでない。

（式１）　$\Delta Q_N = \alpha \cdot C_E \cdot l$

この式において、ΔQ_N、α、C_E及びlは、それぞれ次の値を表すものとする。
ΔQ_N　当該床組等に求められる必要床倍率
α　当該床組等が接する当該階の外壁線である耐力壁線が②ｂに該当しない場合は2.0と、１階において当該床組等の中間に２階の耐力壁線がない場合は0.5と、その他の場合は1.0とする。
C_E　当該階の当該方向における①の表２又は表３の数値を200で除した値
l　当該床組等が接する耐力壁線の相互の間隔（単位　m）

（式２）　$\Delta Q_E = \Sigma（\Delta Q_{Ei} \cdot L_i）／\Sigma L_i$

この式において、ΔQ_E、ΔQ_{Ei}及びL_iは、それぞれ次の値を表すものとする。
ΔQ_E　当該床組等が有する存在床倍率
ΔQ_{Ei}　当該床組等のうち構造方法が異なるそれぞれの部分が有する存在床倍率（吹き抜け及び階段室となる部分は０とする。）
L_i　それぞれの部分の当該耐力壁線方向の長さ

	(い) 床組等の構造方法	(ろ) 存在床倍率
(1)	厚さ12㎜以上の構造用合板又は構造用パネル（１級又は２級のものに限る。）を、根太（根太相互の間隔が340㎜以下の場合に限る。）に対し、鉄丸釘Ｎ50を用いて150㎜以下の間隔で打ち付けた床組等	1
(2)	厚さ12㎜以上の構造用合板又は構造用パネル（１級又は２級のものに限る。）を、根太（根太相互の間隔が500㎜以下の場合に限る。）に対し、鉄丸釘Ｎ50を用いて150㎜以下の間隔で打ち付けた床組等	0.7
(3)	(1)又は(2)の床組等において、横架材上端と根太上端の高さの差を根太せいの２分の１以下としたもの	(1)又は(2)の倍率に1.6

		を乗じた数値
(4)	(1)又は(2)の床組等において、横架材上端と根太上端の高さを同一に納めたもの	(1)又は(2)の倍率に2を乗じた数値
(5)	厚さ24㎜以上の構造用合板を用い、その四周をはり等の横架材又は構造用合板の継手部分に補強のために設けられた受け材に対し、鉄丸釘N75を用いて150㎜以下の間隔で打ち付けた床組等	3
(6)	厚さ24㎜以上の構造用合板を用い、はり等の横架材に対し、構造用合板の短辺の外周部分に各1列、その間に1列以上となるように、鉄丸釘N75を用いて150㎜以下の間隔で打ち付けた床組等（はり等の横架材の間隔が1ｍ以下の場合に限る。）	1.2
(7)	厚さ12㎜以上、幅180㎜以上の板材を、根太（根太相互の間隔が340㎜以下の場合に限る。）に対し、鉄丸釘N50を用いて150㎜以下の間隔で打ち付けた床組等	0.3
(8)	厚さ12㎜以上、幅180㎜以上の板材を、根太（根太相互の間隔が500㎜以下の場合に限る。）に対し、鉄丸釘N50を用いて150㎜以下の間隔で打ち付けた床組等	0.2
(9)	(7)又は(8)の床組等において、横架材上端と根太上端の高さの差を根太せいの2分の1以下としたもの	(7)又は(8)の倍率に1.2を乗じた数値
(10)	(7)又は(8)の床組等において、横架材上端と根太上端の高さを同一に納めたもの	(7)又は(8)の倍率に1.3を乗じた数値
(11)	厚さ9㎜以上の構造用合板又は構造用パネル（1級、2級又は3級のものに限る。）を、たる木に対し、鉄丸釘N50を用いて150㎜以下の間隔で打ち付けた屋根面で、勾配が45度以下のもの	0.5
(12)	(11)の屋根面において、勾配が30度以下のもの	0.7
(13)	厚さ9㎜以上、幅180㎜以上の板材を、たる木に対し、鉄丸釘N50を用いて150㎜以下の間隔で打ち付けた屋根面で、勾配が45度以下のもの	0.1
(14)	(13)の屋根面において、勾配が30度以下のもの	0.2
(15)	断面の短辺が90㎜以上の製材又はこれと同等の耐力を有する火打ち材を、平均して5㎡ごとに1本以上となるよう配置した床組等（主たる横架材（火打ち材に取り付くものをいう。以下同じ。）のせいが105㎜以上のものに限る。）	0.15
(16)	(15)の床組等において、火打ち材を、平均して3.3㎡ごとに1本以上となるよう配置したもの	0.3
(17)	(15)の床組等において、火打ち材を、平均して2.5㎡ごとに1本以上となるよう配置したもの	0.5
(18)	(15)、(16)又は(17)の床組等において、主たる横架材のせいが150㎜以上のもの	(15)、(16)又は(17)の倍率に1.2を乗

		じた数値
(19)	(15)、(16)又は(17)の床組等において、主たる横架材のせいが240㎜以上のもの	(15)、(16)又は(17)の倍率に1.6を乗じた数値
(20)	(1)から(10)に掲げる構造方法の1、(11)から(14)に掲げる構造方法の1及び(15)から(19)に掲げる構造方法の1のうち、2つ以上を併用した床組等	それぞれの倍率の和

この表において、「構造用合板」は合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板の特類又は1類を、「構造用パネル」は構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する1級、2級又は3級を、「鉄丸釘N50」は日本工業規格A5508に定めるN50又はこれと同等の品質を有するくぎをいう。

④　継手及び仕口の構造方法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、令第82条第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有する場合にあっては、この限りでない。

a　胴差の仕口の接合方法が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの又はこれらと同等の引張耐力を有するものであること。

（ⅰ）　胴差を通し柱に継ぐ場合　胴差を通し柱にかたぎ大入れ短ほぞ差しとし、厚さ3.2㎜の鋼板添え板に径12㎜のボルトを溶接した金物を用い、胴差に対して径12㎜のボルト締め、通し柱に対して厚さ4.5㎜、40㎜角の角座金を介してナット締めをしたもの

（ⅱ）　通し柱を挟んで胴差相互を継ぐ場合　胴差を通し柱にかたぎ大入れ短ほぞ差しとし、厚さ3.2㎜の鋼板添え板を用い、双方の胴差に対してそれぞれ径12㎜のボルト締めとしたもの

（ⅲ）　（ⅰ）及び（ⅱ）の接合部の近傍に令第46条第4項の表1(五)項に掲げる筋かいが当たり、かつ、当該通し柱が出隅にあり、又は当該筋かいを含む軸組が外壁に直交して接する場合　厚さ3.2㎜の鋼板添え板を用い、胴差に対して径12㎜のボルト3本、通し柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径16㎜のボルトを介して緊結したもの

b　床組等の建物外周に接する部分の継手及び仕口のうち、次に掲げるものにあっては次の式によって算出した必要接合部倍率（0.7を下回る場合にあっては0.7とする。）以上の存在接合部倍率を、その他のものにあっては0.7以上の存在接合部倍率をそれぞれ有する構造方法であること。この場合において、次の表の(い)項に掲げる継手及び仕口の構造方法は、(ろ)項に掲げる存在接合部倍率を有するものとする。ただし、床組等の種別及び配置を考慮して、当該継手及び仕口の部分に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

（ⅰ）　2階の外壁と接する1階の小屋組及び屋根面において、当該小屋組及び屋根面の2階の外壁側の両端の仕口

（ⅱ）　耐力壁線までの距離が1.5mを超える位置にある入り隅部分の床組等の仕口

（ⅲ）　相互の間隔が4ｍを超える耐力壁線に挟まれる床組等の中間にある胴差及び軒桁の継手及び仕口

$T = 0.185 \times \Delta Q_E \times l$

この式において、T、ΔQ_E及びlは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T　当該継手及び仕口の必要接合部倍率

ΔQ_E　当該継手及び仕口に接する床組等の有する存在床倍率

l　当該床組等が接する耐力壁線の相互の間隔（単位　m）

	(い) 継手及び仕口の構造方法	(ろ) 存在接合部倍率
(1)	長ほぞ差し込み栓打ち（込み栓にかた木を用いたものに限る。）としたもの又はこれと同等の接合方法としたもの	0.7
(2)	厚さ2.3㎜のT字型の鋼板添え板を用い、双方の部材にそれぞれ長さ6.5㎝の太め鉄丸くぎを５本平打ちしたもの若しくは厚さ2.3㎜のV字型の鋼板添え板を用い、双方の部材にそれぞれ長さ９㎝の太め鉄丸くぎを４本平打ちとしたもの又はこれらと同等の接合方法としたもの	1.0
(3)	厚さ3.2㎜の鋼板添え板に径12㎜のボルトを溶接した金物を用い、一方の部材に対して径12㎜のボルト締め、他方の部材に対して厚さ4.5㎜、40㎜角の角座金を介してナット締めをしたもの若しくは厚さ3.2㎜の鋼板添え板を用い、双方の部材に対してそれぞれ径12㎜のボルト締めとしたもの又はこれらと同等の接合方法としたもの	1.4
(4)	厚さ3.2㎜の鋼板添え板に径12㎜のボルトを溶接した金物を用い、一方の部材に対して径12㎜のボルト締め及び長さ50㎜、径4.5㎜のスクリュー釘打ち、他方の部材に対して厚さ4.5㎜、40㎜角の角座金を介してナット締めしたもの若しくは厚さ3.2㎜の鋼板添え板を用い、双方の部材に対してそれぞれ径12㎜のボルト締め及び長さ50㎜、径4.5㎜のスクリュー釘打ちとしたもの又はこれらと同等の接合方法としたもの	1.6
(5)	双方の部材を腰掛けあり若しくは大入れあり掛けで接合し、厚さ3.2㎜の鋼板添え板に径12㎜のボルトを溶接した金物を用い、一方の部材に対して径12㎜のボルト締め、他方の部材に対して厚さ4.5㎜、40㎜角の角座金を介してナット締めしたもの若しくは双方の部材を腰掛けあり若しくは大入れあり掛けで接合し、厚さ3.2㎜の鋼板添え板を用い、双方の部材に対してそれぞれ径12㎜のボルト締めとしたもの又はこれらと同等の接合方法としたもの	1.9
(6)	双方の部材を腰掛けあり若しくは大入れあり掛けで接合し、厚さ3.2㎜の鋼板添え板に径12㎜のボルトを溶接した金物２個を用い、一方の部材に対して径12㎜のボルト締め、他方の部材に対して２個の金物それぞれについて厚さ4.5㎜、40㎜角の角座金を介してナット締めしたもの若しくは双方の部材を腰掛けあり若しくは大入れあり掛けで接合し、厚さ3.2㎜の鋼板添え板２枚を用い、双方の部材に対してそれぞれ径12㎜のボルト締めとしたもの又はこれらと同等の接合方法としたもの	3.0
(7)	厚さ3.2㎜の鋼板添え板を用い、一方の部材に対して径12㎜のボルト２本、他方の部材に対して当該鋼板添え板に止め付けた径16㎜のボルトを介して緊結したもの又はこれと同等の接合方法としたもの	1.8
(8)	厚さ3.2㎜の鋼板添え板を用い、一方の部材に対して径12㎜のボルト３本、他方の部材に対して当該鋼板添え板に止め付けた径16㎜のボルトを介して緊結したもの又はこれと同等の接合方法としたもの	2.8
(9)	厚さ3.2㎜の鋼板添え板を用い、一方の部材に対して径12㎜のボルト４本、他方の部材に対して当該鋼板添え板に止め付けた径16㎜のボルトを介して緊結したもの又はこれと同等の接合方法としたもの	3.7
(10)	厚さ3.2㎜の鋼板添え板を用い、一方の部材に対して径12㎜のボルト５本、他方の部材に対して当該鋼板添え板に止め付けた径16㎜のボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの	4.7
(11)	(8)に掲げる仕口を２組用いたもの	5.6

⑤　常時又は積雪時に建築物に作用する固定荷重（令第84条に規定する固定荷重をいう。以下同じ。）及び積載荷重（令第85条に規定する積載荷重をいう。以下同じ。）並びに積雪時に建築物に作用する積雪荷重（令第86条に規定する積雪荷重をいう。ホ①ｂ(ⅱ)において同じ。）による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量及び間隔が設定されていること。

⑥　令第３章第１節から第３節まで（令第39条及び第48条を除く。）の規定に適合していること。

へ　ホ　枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　次のａ又はｂのいずれかに適合していること。

ａ　評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1540号（以下ホにおいて「告示」という。）第９第２号又は第３号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第２号の表は、Kの数値に評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

ｂ　告示第５第５号の規定に適合しており、かつ、次の規定に適合していること。この場合において、同号中「次の表一」とあるのは「等級２への適合判定にあっては評価方法基準第５の１－１(3)ニ①の表２、等級３への適合判定にあっては評価方法基準第５の１－１(3)ニ①の表３」とする。

(ⅰ)　たて枠上下端の接合部に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えていないものであることが、当該接合部の周囲の耐力壁の種類及び配置を考慮して確認されていること。

(ⅱ)　常時又は積雪時に評価対象建築物に作用する固定荷重及び積載荷重並びに積雪

時に評価対象建築物に作用する積雪荷重による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の種別、寸法、量及び間隔が設定されていること。

② 令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第 36 条から第 38 条までの規定、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第８条の３の規定及び告示の規定に適合していること。

ト～ヘ 丸太組構法の建築物における基準

丸太組構法の評価対象建築物については、次の①及び②（等級１への適合判定にあっては②）に掲げる基準に適合していること。

① 平成 14 年国土交通省告示第 411 号（②において「告示」という。）第４の第 12 号ハの規定に適合していること。この場合において、Ｓkの値に評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

② 令第 36 条から第 38 条までの規定及び告示の規定に適合していること。

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級３、等級２又は等級１への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 目視又は計測（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。）により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

① 次のａ又はｂに掲げる基準に適合していること。

ａ 木造（枠組壁工法、木質プレハブ工法及び丸太組構法を除く。以下①において同じ。）の評価対象建築物又は木造と鉄骨造その他の構造を併用する評価対象建築物の木造の構造部分にあっては、平成７年建設省告示第 2089 号（以下①において「告示」という。）第１第１号~~第一第一号~~（ニを除く。）並びに(3)ロの①及び②（等級１への適合判定にあっては②）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合すること。

ｂ 木造の構造部分を有しない評価対象建築物又は木造と鉄骨造その他の構造を併用する評価対象建築物の木造以外の構造部分にあっては告示第１第２号~~第一第二号~~に適合し、かつ、(3)ロの②及び③又は~~ニの④及び⑤~~~~ハの③及び④~~（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物、~~及び~~プレストレストコンクリート造及び薄板軽量

形鋼造等の評価対象建築物に限る。）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。この場合において、同号本文中、「これらの指標に応じ別表第１により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは、「I_sが 0.6 に評価方法基準第５の１－１(2)ロ③の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた値以上、かつ、ｑが 1.0 に評価方法基準第５の１－１(2)ロ③の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた値以上となること。」とする。

② (3)に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。

ロ 目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況について、木造の構造部分にあっては①、鉄骨造の構造部分にあっては②、鉄筋コンクリート造等の構造部分にあっては③にそれぞれ掲げる劣化事象等が認められないこと。

① 部材若しくは接合部の腐朽若しくは蟻害による断面欠損又は折損、壁、柱、床等の著しい傾斜その他の構造耐力に関連する劣化事象等

② 部材又は接合部の腐食による著しい断面欠損又は著しい座屈、壁、柱、床等の著しい傾斜その他の構造耐力に関連する劣化事象等

③ 部材又は接合部の著しいひび割れ、火災の跡、壁、柱、床等の著しい傾斜その他の構造耐力に関連する劣化事象等

１－２ 耐震等級（構造躯体の損傷防止）

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅（評価住宅に限る。）について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「稀に発生する地震による力」とは、令第 88 条第２項及び第４項に規定する地震力に相当する力をいう。

ロ 評価事項

① この性能表示事項において評価すべきものは、稀に発生する地震による力に対する構造躯体の損傷の生じにくさとする。

② 新築住宅に係る各等級に要求される水準は、稀に発生する地震による力に、次の表の(い)項に掲げる等級に応じて少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体に損傷が生じないこととする。

(い)	(ろ)
等級	倍率
3	1.50

2	1.25
1	1.00

③　既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級０の場合を除き構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、稀に発生する地震による力に、次の表の(い)項に掲げる等級に応じて少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体に損傷が生じないこととする。

(い)	(ろ)
等級	倍率
3	1.50
2	1.25
1	1.00
0	0.00

(3)　評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外の評価対象建築物について、次のイからト~~イからヘ~~までのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　限界耐力計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　令第 82 条の６第３号及び第４号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同条第３号ハ中「水平方向に生ずる力」とあるのは「水平方向に生ずる力に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じたもの」と、同条第４号中「それぞれ」とあるのは「それぞれの応力度に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値が」とする。

②　令第 82 条の６第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第３号及び第４号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第１号、第２号及び第５号）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③　耐久性等関係規定に適合していること。

ロ　許容応力度等計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　令第 82 条第１号から第３号まで及び第 82 条の２に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第２号の表は、Ｋの数値に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じて(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとし、令第 82 条の２中「第 88 条第１項に規定する地震力」とあるのは「第 88 条第１項に規定する地震力に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

②　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③　令第３章第１節から第７節の２まで（令第 39 条、第 60 条、第 62 条の７及び第 70 条を除く。）の規定に適合していること。

ハ　令第 81 条第１項ただし書に規定する構造計算（限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。）による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

①　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下②において「告示」という。）第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

②　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、告示第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

③　耐久性等関係規定に適合していること。

ニ　令第 81 条第１項ただし書に規定する構造計算（ハによるものを除く。）による場合~~ハ　プレストレストコンクリート造等の建築物における基準~~

次の①から③までの規定に適合していること。

①　プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、次のａ及びｂ~~①から③まで~~（等級１への適合判定にあってはｂ~~②及び③~~）に掲げる基準に適合していること。

ａ~~①~~　昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下①~~ハ~~において「告示」という。）第 14 第１号から第３号まで及び第 15 に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 14 第２号のハの表は、Ｋの数値に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて、令第 82 条第２号の表は、Ｋの数値に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとし、第 15 中「第 88 条第１項に規定する地震力」とあるのは「第 88 条第１項に規定する地震力に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の（い）項に掲げる等級に応じ（ろ）項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

ｂ~~②~~　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５、ａ~~①~~に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第 14 第４号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

②　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、次のａ及びｂ（等級１への適合判定に

あってはｂ）に掲げる基準に適合していること。

ａ　平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下②において「告示」という。）第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第 3 号から第 5 号までに定めるところによる。

ｂ　告示第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、ロ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第 3 号から第 5 号までに定めるところによる。

③　令第３章第１節及び第２節（令第 39 条を除く。）の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和 58 年建設省告示第 1320 号第１から第 13 までの規定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては平成 13 年国土交通省第 1641 号第１から第 10 までの規定~~並びに告示第１から第 13 までの規定~~に適合していること。

ホ~~ニ~~　階数が２以下の木造の建築物における基準

建築基準法第６条第１項第２号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が２以下のものについては、１－１ (3)ホ~~ニ~~①から⑥まで（等級１への適合判定にあっては⑥）に掲げる基準に適合していること。

ヘ~~ホ~~　枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、１－１ (3)ヘ~~ホ~~①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

ト~~ヘ~~　丸太組構法の建築物における基準

丸太組構法の評価対象建築物については、１－１ (3)ト~~ヘ~~①及び②（等級１への適合判定にあっては②）に掲げる基準に適合していること。

(4)　評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級３、等級２又は等級１への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。）に記載された内容が、(3)のイからト~~ヘ~~までのいずれかに掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。

ロ　１－１ (4)ロに掲げる基準に適合していること。

１－３　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

(1)　適用範囲

新築住宅及び既存住宅（評価住宅に限る。）について適用する。

(2)　基本原則

イ　定義

①　「稀に発生する暴風による力」とは、令第 87 条に規定する風圧力に相当する力をいう。

②　「極めて稀に発生する暴風による力」とは、稀に発生する暴風による力の 1.6 倍に相当する力をいう。

ロ　評価事項

①　この性能表示事項において評価すべきものは、極めて稀に発生する暴風による力に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び稀に発生する暴風による力に対する構造躯体の損傷の生じにくさとする。

②　新築住宅に係る各等級に要求される水準は、極めて稀に発生する暴風による力に、次の表の (い)項に掲げる等級に応じ少なくとも (ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等せず、かつ、稀に発生する暴風による力に、次の表の (い)項に掲げる等級に応じ少なくとも (ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体に損傷が生じないこととする。

(い)	(ろ)
等級	倍率
2	1.2
1	1.0

③　既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級０の場合を除き構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、極めて稀に発生する暴風による力に、次の表の (い)項に掲げる等級に応じ少なくとも (ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等せず、かつ、稀に発生する暴風による力に、次の表の (い)項に掲げる等級に応じ少なくとも (ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体に損傷が生じないこととする。

(い)	(ろ)
等級	倍率
2	1.2
1	1.0
0	0.0

(3)　評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外の評価対象建築物について、次のイからト~~ヘ~~までのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　限界耐力計算による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　令第 82 条の６第１号及び第２号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第２号の表及び第 82 条の６第２号の表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

②　令第 82 条の６第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第１号及び第

２号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第３号から第５号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③　耐久性等関係規定に適合していること。

ロ　許容応力度等計算による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　令第 82 条第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第２号の表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

②　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③　令第３章第１節から第７節の２まで（令第 39 条、第 60 条、第 62 条の７及び第 70 条を除く。）の規定に適合していること。

ハ　令第 81 条第１項ただし書に規定する構造計算（限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。）による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

①　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下②において「告示」という。）第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

②　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、告示第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

③　耐久性等関係規定に適合していること。

ニ　令第 81 条第１項ただし書に規定する構造計算（ハによるものを除く。）による場合~~ハ プレストレストコンクリート造等の建築物における基準~~

次の①から③までの規定に適合していること。

①　プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次のａ及びｂ~~①から③まで~~、等級１への適合判定にあってはｂ~~次の②及び③~~に掲げる基準に適合していること。

ａ~~①~~　昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下①~~ハ~~において「告示」という。）第 14 第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 14 の第２号ハの表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用し、令第 82 条第２号の表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

ｂ~~②~~　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５、ａ~~①~~

に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第 14 第４号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

②　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、次のａ及びｂ（等級１への適合判定にあってはｂ）に掲げる基準に適合していること。

ａ　平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下②において「告示」という。）第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

ｂ　告示第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、ロ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

③　令第３章第１節及び第２節の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和 58 年建設省告示第 1320 号第１から第 13 までの規定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては平成 13 年国土交通省第 1641 号第１から第 10 までの規定~~並びに告示第１から第 13 までの規定~~に適合していること。

ホ~~ニ~~　階数が２以下の木造の建築物における基準

建築基準法第６条第１項第２号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が２以下のものについては、等級２への適合判定にあっては次の①及び②、等級１への適合判定にあっては１－１(3)ホ~~ニ~~⑥に掲げる基準に適合していること。

①　令第 46 条第４項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第５の１－１(3)ホ~~ニ~~①の表１の(い)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さに(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表三」とあるのは「評価方法基準第５の１－３(3)ホ~~ニ~~①の表」と、「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

令第 87 条に規定する風速（単位　m／s）	30	32	34	36	38	40	42	44	46
見付面積に乗ずる数値	53	60	67	76	84	93	103	113	123
上記にかかわらず、当該評価対象建築物に作用する荷重を考慮して、構造計算により、必要壁量を設定することができるものとする。									

②　１－１(3)ホ~~ニ~~②から⑥までの規定に適合していること。この場合において、１－１(3)ホ~~ニ~~ニ③の式１は次の式とする。

$$\Delta Q_N = \alpha \cdot C_W \cdot 1 / L$$

この式においてΔQ_N、α、C_W、１及びＬは、それぞれ次の値を表すものとする。

ΔQ_N　１－１(3)ニ③に同じ。

α　１－１(3)ニ③に同じ。

C_W　当該階の当該方向において適用される上記の表の見付面積に乗ずる数値に、階数が２の評価対象建築物の２階又は階数が１の評価対象建築物にあっては 0.014 を、階数が２の評価対象建築物の１階にあっては 0.028 を乗じて得た値

l　　１－１(3)ニ③に同じ。

L　　当該床組等の当該耐力壁線方向の長さ（単位　m）

へ~~ホ~~　枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　次のａ又はｂのいずれかに適合していること。

ａ　平成13年国土交通省告示第1540号（以下へ~~ホ~~において「告示」という。）第９第１号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、令第82条第２号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとし、告示第９第１号(3)中「令第87条第１項に規定する風圧力」とあるのは「令第87条第１項に規定する風圧力に1.2以上の数値を乗じた風圧力」とする。

ｂ　告示第５第５号の規定に適合しており、かつ、１－１(3)へ~~ホ~~①ｂ(ｉ)及び(ⅱ)の規定に適合していること。この場合において、同号中「次の表二」とあるのは「評価方法基準第５の１－３ホ=①の表」とする。

②　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第82条第４号及び第82条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③　令第36条から第38条までの規定、規則第８条の３の規定及び告示の規定に適合していること。

ト~~ヘ~~　丸太組構法の建築物における基準

丸太組構法の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次の①及び②、等級１への適合判定にあっては次の②に掲げる基準に適合していること。

①　平成14年国土交通省告示第411号（②において「告示」という。）第４の第12号ハの規定に適合していること。この場合において、Ｓwの値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

②　令第36条から第38条までの規定及び告示の規定に適合していること。

(4)　評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級２又は等級１への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。）に記載された内容が、(3)のイからへまでのいずれかに掲げる基準（極めて稀に発生する地震及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する地震及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。

ロ　１－１(4)ロに掲げる基準に適合していること。

１－４　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

(1)　適用範囲

新築住宅及び既存住宅（評価住宅に限る。）のうち、令第86条第２項に規定する多雪区域に存するものについて適用する。

(2)　基本原則

イ　定義

①　「稀に発生する積雪による力」とは、令第86条に規定する積雪荷重に相当する力をいう。

②　「極めて稀に発生する積雪による力」とは、稀に発生する積雪による力の1.4倍に相当する力をいう。

ロ　評価事項

①　この性能表示事項において評価すべきものは、極めて稀に発生する積雪による力に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び稀に発生する積雪による力に対する構造躯体の損傷の生じにくさとする。

②　新築住宅に係る各等級に要求される水準は、極めて稀に発生する積雪による力に、次の表の(い)項に掲げる等級ごとに少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等せず、かつ、稀に発生する積雪による力に、次の表の(い)項に掲げる等級ごとに少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体に損傷が生じないこととする。

(い)	(ろ)
等級	倍率
2	1.2
1	1.0

③　既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級０の場合を除き構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、極めて稀に発生する積雪による力に、次の表の(い)項に掲げる等級ごとに少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等せず、かつ、稀に発生する積雪による力に、次の表の(い)項に掲げる等級ごとに少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体に損傷が生じないこととする。

(い)	(ろ)
等級	倍率
2	1.2
1	1.0
0	0.0

(3)　評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外の評価対象建築物について、次のイからホ=までのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　限界耐力計算による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 令第 82 条の６第１号及び第２号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第２号の表及び第 82 条の６第２号の表は、積雪時に限って、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用すること。

② 令第 82 条の６第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第１号及び第２号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第３号から第５号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ 耐久性等関係規定に適合していること。

ロ　許容応力度等計算による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 令第 82 条第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同条第２号の表は、積雪時に限って、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

② 令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第３章第１節から第７節の２まで（令第 39 条、第 60 条、第 62 条の７及び第 70 条を除く。）の規定に適合していること。

ハ　令第 81 条第１項ただし書に規定する構造計算（限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。）による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

① 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下ハにおいて「告示」という。）第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、告示第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

③ 耐久性等関係規定に適合していること。

ニ　令第 81 条第１項ただし書に規定する構造計算（ハによるものを除く。）による場合~~ハ　プレストレストコンクリート造等の建築物における基準~~

次の①から③までの規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次の a 及び b ~~①から③まで~~、等級１への適合判定にあっては次の b ~~②及び③~~に掲げる基準に適合していること。

a ~~①~~　昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下①~~ハ~~において「告示」という。）第 14 第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 14 第２号ハの表は、積雪時に限って、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとし、令第 82 条第２号の表は、積雪時に限って、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとすること。

b ~~②~~　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５、①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第 14 第４号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、次の a 及び b（等級１への適合判定にあってはｂ）に掲げる基準に適合していること。

a 平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下②において「告示」という。）第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

b 告示第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、ロ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

③ 令第３章第１節及び第２節の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和 58 年建設省告示第 1320 号第１から第 13 までの規定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては平成 13 年国土交通省第 1641 号第１から第 10 までの規定並びに告示第１から第 13 までの規定に適合していること。

ホ~~ニ~~　階数が２以下の木造の建築物における基準

建築基準法第６条第１項第２号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が２以下のものについては、等級２への適合判定にあっては次の①及び②、等級１への適合判定にあっては次の②に掲げる基準に適合していること。

① 常時又は積雪時に評価対象建築物に作用する固定荷重及び積載荷重並びに積雪時に評価対象建築物に作用する積雪荷重（令第 86 条に規定する積雪荷重に 1.2 以上の数値を乗じたものをいう。）による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量及び間隔が設定されていること。

② 令第３章第１節から第３節まで（令第 39 条及び第 48 条を除く。）の規定に適合していること。

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級２又は等級１への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。）に記

載された内容が、(3)のイからホまでのいずれかに掲げる基準（極めて稀に発生する地震及び暴風による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する地震及び暴風による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。

ロ　１－１(4)ロに掲げる基準に適合していること。

１－５　～　１－６　（略）

２　火災時の安全に関すること

２－１　感知警報装置設置等級（自住戸火災時）

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ　評価事項

①　この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居住者による当該評価対象住戸において発生した火災（以下「自住戸火災」という。）の早期の覚知のしやすさとする。

②　各等級に要求される水準は、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる措置が講じられていることとする。

(い)	(ろ)
等級	講じられている措置
4	自住戸火災のうち、台所及びすべての居室で発生した火災を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。
3	自住戸火災のうち、台所及びすべての居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。
2	自住戸火災のうち、台所及び１以上の居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。
1	―

(3) 評価基準（新築住宅）

イ　等級４

自動火災報知設備（消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第23条から第24条の２までに規定するものをいう。）その他の感知警報装置（すべての感知を行う部分からすべての警報を行う部分へ火災信号を送ることができるものに限る。以下「自火報等」という。）について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。

①　感知を行う部分

a　設置場所

感知を行う部分が、すべての居室（台所及び天井から0.4m以上突出したはり等によって区画された居室の部分で、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（以下「台所等」という。）を除く。２－１において同じ。）、台所等及び階段に設置されていること。

b　種別

感知を行う部分が、次の表の(い)項に掲げる設置場所に応じ、(ろ)項に掲げる種別のものであること。ただし、天井高さ４m以上の居室の天井に設置されるものにあっては、煙式のものであること。

(い)	(ろ)
設置場所	種別

居室	熱式のもの又は煙式のもの
台所等	熱式のもので差動式以外のもの又は煙式のもの
階段	煙式のもの

1　差動式とは、周囲の温度の上昇率が一定の率以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。
2　差動式の感知性能及び定温式（一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。）の感知性能を併せもつものにあっては、いずれかの感知性能が基準に適合するものであること。ただし、当該設置場所において非火災報を発するおそれがある感知性能を有しないものであること。

c　取付け位置

感知を行う部分の取付け位置が、次に掲げるところによること。

（ⅰ）　設置場所の天井面の中央付近に設置されていること。

（ⅱ）　（ⅰ）によることが困難な場合にあっては、天井に設置する場合と同等の感知が可能であると確かめられたものが天井面の下 15cm から 50cm までの範囲の壁面に設置されていること。

d　感度等

感知を行う部分の感度等が、次に掲げる基準に適合していること。

（ⅰ）　熱式のものにあっては、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号。以下「感知器等規格省令」という。）第 12 条に規定する差動式スポット型感知器の２種の作動試験及び１種の不作動試験に適合する感度又は感知器等規格省令第 14 条に規定する定温式感知器の特種 65 度の作動試験（ただし、作動までの時間を 40 秒以内としたものとする。）及び特種 60 度の不作動試験に適合する感度であること。

（ⅱ）　煙式のものにあっては、感知器等規格省令第 16 条に規定するイオン化式スポット型感知器又は感知器等規格省令第 17 条に規定する光電式スポット型感知器の１種、２種又は３種（居室、廊下及び階段の上方で天井高さ４ｍ以上の場所に設置する場合にあっては、１種又は２種）の作動試験（ただし、作動までの時間を１分以内としたものとする。）及び１種の不作動試験に適合する感度であること。

（ⅲ）　感度を調整する機能を有するものの感度調整範囲が、感知器の種別に応じ（ⅰ）又は（ⅱ）に定める感度の範囲内であること。

（ⅳ）　不燃性又は難燃性の外箱で覆われていること。

（ⅴ）　気流、外光等により非火災報を発しないよう措置されていること。

②　警報を行う部分

次に掲げる基準に適合していること。

a　警報を行う部分の中心から１ｍ離れた位置における音圧（ｃにおいて単に「音圧」という。）が 70ｄＢ以上で、１分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他の警報を行う部分が評価対象住戸内に設けられていること。

b　評価対象住戸が２以上の階を有する場合にあっては、各階（居室を有する階に限る。）ごとに警報を行う部分が設けられていること。

c　警報を行う部分が、各階ごとにその全域に有効に火災警報音を伝えることができるように設けられていること。なお、警報を行う部分が、次に掲げるものである場合にあっては、次のそれぞれに掲げる床面積当たり１以上、警報を行う部分が設けられていること。

（ⅰ）　ａに規定するもの　150 ㎡

（ⅱ）　音圧が 85ｄＢ以上で、１分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他のもの　350 ㎡

ロ　等級３

住宅用火災警報器（住宅の火災により生ずる熱、煙を利用して自動的に火災の発生を感知し、当該警報器の設置場所又はその設置場所の近隣にいる者に火災が発生した旨の警報を発することができるものをいう。）その他これに類するもの（以下「住警器等」という。）について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。

①　感知を行う部分

イ①のａからｄまでに掲げる基準に適合していること。

②　警報を行う部分

イ②ａに掲げる基準に適合していること。

ハ　等級２

自火報等又は住警器等について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。

①　感知を行う部分

a　設置場所

廊下、階段又は居室のいずれか１カ所以上及びすべての台所等に設置されていること。

b　種別

（ⅰ）　イ①ｂに掲げる基準に適合していること。

（ⅱ）　廊下に設置されるものにあっては、煙式のものであること。

c　取付け位置

（ⅰ）　イ①ｃに掲げる基準に適合していること。

（ⅱ）　２以上の階を有する評価対象住戸の廊下に設置する場合にあっては、階段付近に設けられていること。

d　感度等

イ①ｄに掲げる基準に適合していること。

②　警報を行う部分

イ②ａに掲げる基準に適合していること。ただし、自火報等にあっては、警報を行う部分が、感知を行う部分が設けられた場所の近傍に有効に報知できるように設けられていること。

(4)　評価基準（既存住宅）

イ　等級４

次に掲げる基準に適合していること。

①　目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等

（消防法第 17 条の３の３の規定による点検のうち直近のものの記録を含む。）に記載された内容が、(3)のイに掲げる基準に適合していること。

② 昭和 50 年消防庁告示第 14 号に規定する方法（消防法第 17 条の３の３の規定により点検を行うべき防火対象物である評価対象建築物にあっては、同条の規定によるものに限る。）のうち、過去の一定期間（昭和 50 年消防庁告示第３号に規定する点検の期間をいう。以下同じ。）以内に行われたもの（住警器にあっては、当該感知警報装置の作動を有効に確認できる方法の点検）により、①に掲げる基準の対象となる感知警報装置が作動することが確かめられたものであること。

ロ 等級３

イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「(3)のイ」とあるのは、「(3)のロ」とする。

ハ 等級２

イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「(3)のイ」とあるのは、「(3)のハ」とする。

２－２ ～ ２－７ （略）

３ 劣化の軽減に関すること

３－１ 劣化対策等級（構造躯体等）

(1) 適用範囲

新築住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

① 「限界状態」とは、次のａ又はｂのいずれかの状態をいう。

ａ 通常の居住に耐えられる限界を超えて住宅の性能が低下しており、かつ、通常の修繕や部分的な交換により通常の居住に耐えられる状態まで回復できない状態

ｂ 通常の修繕や部分的な交換により通常の居住において耐えられる状態まで回復できる状態であるが、継続的に使用することが経済的に不利になることが予想される状態

② 「世代」とは、一般的に一の世帯主が一の住宅を所有する期間をいい、１世代をおおむね 25 年間から 30 年間程度とする。

③ 「構造躯体等」とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の建築物にあっては構造躯体及びそれと一体のものとしてつくられた鉄筋コンクリート造等の部分を、鉄筋コンクリート造等以外の建築物にあっては構造躯体をいう。

④ 「劣化現象」とは、次に掲げる住宅の構造に応じ、それぞれ次に掲げるものをいう。

ａ 木造の住宅 腐朽及び蟻害による木材の劣化

ｂ 鉄骨造の住宅 発錆による鋼材の断面の欠損

ｃ 鉄筋コンクリート造等の住宅 コンクリートの中性化による鉄筋の発錆及び凍結融解作用によるコンクリートの劣化

ｄ 補強コンクリートブロック造の住宅 コンクリート又はモルタル（以下「コンクリート等」という。）の中性化及び雨水の浸透による鉄筋の発錆並びに凍結融解作用によるコンクリート等の劣化

ｅ その他の構造 構造躯体を構成する部材に応じ、ａからｄまでに準ずる現象

ロ 評価事項

① この性能表示事項において評価すべきものは、住宅の構造躯体等を構成する部材の劣化のしにくさとする。

② 各等級に要求される水準は、通常想定される自然条件及び維持管理条件の下において、構造躯体等に対し、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、劣化現象を軽減するために(ろ)項に掲げる対策が講じられていること。

(い)	(ろ)
等級	講じられている対策
3	住宅が限界状態に至るまでの期間が３世代以上となるための必要な対策
2	住宅が限界状態に至るまでの期間が２世代以上となるための必要な対策

1	建築基準法に定める対策

(3) 評価基準（新築住宅）

次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。

イ　木造

①　等級３

次に掲げる基準に適合していること。

a　外壁の軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ１ｍ以内の部分が、次の(ｉ)から(ⅲ)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(ｉ)　通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が 90cm 以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(ｲ)から(ﾆ)までのいずれかに適合するものであること。

(ｲ) 軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等（集成材の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 601 号）に規定する化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材の日本農林規格（平成８年農林水産省告示第 111 号）に規定する構造用集成材、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和 63 年農林水産省告示第 1443 号）に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成３年農林水産省告示第 701 号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。）が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合板の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 233 号）に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格（昭和 62 年農林水産省告示第 360 号）に規定する構造用パネル、日本工業規格Ａ5908 に規定するパーティクルボードのうちＰタイプ又は日本工業規格Ａ5905 に規定する繊維板のうちミディアムデンシティファイバーボード（以下、「ＭＤＦ」という。）のＰタイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ﾛ) 軸組等に製材又は集成材等でその小径が 13.5cm 以上のものが用いられていること。

(ﾊ) 軸組等に構造用製材規格等（針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成３年農林水産省告示第 143 号）、広葉樹製材の日本農林規格（平成８年農林水産省告示第 1086 号）及び枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 600 号）をいう。以下同じ。）に規定する耐久性区分Ｄ$_1$の樹種に区分される製材

又はこれにより構成される集成材等でその小径が 12.0cm 以上のものが用いられていること。

(ﾆ) (ｲ)から(ﾊ)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

(ⅱ)　構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（日本工業規格Ｋ1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「Ｋ３相当以上の防腐・防蟻処理」という。）が施されていること。

(ⅲ)　(ｉ)又は(ⅱ)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

b　土台

土台が次の(ｉ)から(ⅲ)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。

(ｉ)　土台にＫ３相当以上の防腐・防蟻処理（北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちＫ２以上の防腐処理（日本工業規格Ｋ1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたＫ２以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。））が施されていること。

(ⅱ)　構造用製材規格等に規定する耐久性区分Ｄ$_1$の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウェスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられていること。

(ⅲ)　(ｉ)又は(ⅱ)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

c　浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（１階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上２階以上の階にある場合にあっては下地材を含む。）並びに浴室の天井が、次の(ｉ)から(ⅲ)までのいずれか又はａの(ｉ)から(ⅲ)までのいずれかに適合していること。

(ｉ)　防水上有効な仕上げが施されているものであること。

(ⅱ)　浴室にあっては、日本工業規格Ａ4416 に規定する浴室ユニットとするものであること。

(ⅲ)　(ｉ)又は(ⅱ)に掲げるものと同等の防水上有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

d　地盤

基礎の内周部及びつか石の周囲の地盤は、次の(ｉ)から(ⅲ)までのいずれか(基礎

- 59 -

断熱工法を用いる場合にあっては(ⅰ)に適合する有効な防蟻措置が講じられていること。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内に存する住宅にあっては、この限りでない。

(ⅰ) 地盤を鉄筋コンクリート造のべた基礎で又は布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆ったものであること。

(ⅱ) 有効な土壌処理が施されたものであること。

(ⅲ) (ⅰ)又は(ⅱ)に掲げるものと同等の防蟻性能があると確かめられたものであること。

e 基礎

地面から基礎上端までの高さが400㎜以上であること。

f 床下

床下が次に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ) 厚さ60㎜以上のコンクリート、厚さ0.1㎜以上の防湿フィルムその他同等の防湿性能があると確かめられた材料で覆われていること。

(ⅱ) 外壁の床下部分には、壁の長さ4ｍ以下ごとに有効面積300㎠以上の換気口が設けられ、壁の全周にわたって壁の長さ1ｍ当たり有効面積75㎠以上の換気口が設けられ、又は同等の換気性能があると確かめられた措置が講じられていること。ただし、基礎断熱工法を用いた場合で、床下が厚さ100㎜以上のコンクリート、厚さ0.1㎜以上の防湿フィルム（重ね幅を300㎜以上とし、厚さ50㎜以上のコンクリート又は乾燥した砂で押さえたものに限る。）その他同等の防湿性能があると確かめられた材料で覆われ、かつ、基礎に用いられる断熱材の熱抵抗が、次の表の(い)項に掲げる地域区分（５－１(2)イ①に規定する地域区分をいう。）に応じ、(ろ)項に掲げる数値以上であるときは、この限りでない。

(い)	(ろ)
地域区分	断熱材の熱抵抗の基準値 （単位　㎡・K／W）
Ⅰ地域	1.2
Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域	0.6
Ⅵ地域	

g 小屋裏

小屋裏（屋根断熱工法を用いていることその他の措置が講じられていることにより、室内と同等の温熱環境にあると認められる小屋裏を除く。）を有する場合にあっては、次の(ⅰ)から(ⅳ)までのいずれかの換気方式であること。

(ⅰ) 小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気上有効な位置に２以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が300分の１以上であること。

(ⅱ) 軒裏に換気上有効な位置に２以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が250分の１以上であること。

(ⅲ) 軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものに排気口が給気口と垂直距離で90㎝以上離して設けられ、かつ、給気口及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合がそれぞれ900分の１以上であること。

(ⅳ) 軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の頂部に排気塔その他の器具を用いて排気口が設けられ、かつ、給気口の有効面積の天井面積に対する割合が900分の１以上であり、排気口の有効面積の天井面積に対する割合が1600分の１以上であること。

h 構造部材等

令第37条、第41条、第49条及び第80条の２（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）の規定に適合していること。

② 等級２

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組等のうち地面からの高さ１ｍ以内の部分が、次の(ⅰ)から(ⅴ)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(ⅰ) 外壁が通気構造等であること。

(ⅱ) 軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ⅲ) 軸組等に製材又は集成材等でその小径が12.0㎝以上のものが用いられていること。

(ⅳ) 軸組等に構造用製材規格等に規定する耐久性区分D_1の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等が用いられていること。

(ⅴ) (ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

b その他

①ｂからｈまでに掲げる基準に適合していること。この場合において、①ｃ中「ａの(ⅰ)から(ⅲ)まで」とあるのは、「②ａの(ⅰ)から(ⅴ)まで」とする。

③ 等級１

①ｈに掲げる基準に適合していること。

ロ 鉄骨造

① 等級３

次に掲げる基準に適合していること。

a 構造躯体

(ⅰ) 柱（ベースプレートを含む。以下①及び②において同じ。）、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあっては、次の表の(い)項に掲げる鋼材の厚さに応じ、(ろ)項に掲げるイからハまでのいずれかの防錆措置又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。

表１

(い)	(ろ)	
鋼材の厚さ	防錆措置	
	一般部	最下階（地階を除く。）の柱脚部
12㎜以上		イ　表２における区分２から区分５までのいずれかの塗膜 ロ　表３における区分２から区分５までのいずれかのめっき処理
９㎜以上	イ　表２における区分１から区分５までのいずれかの塗膜 ロ　表３における区分１から区分５までのいずれかのめっき処理	イ　表２における区分３から区分５までのいずれかの塗膜 ロ　表３における区分３から区分５までのいずれかのめっき処理
６㎜以上	イ　表２における区分２から区分５までのいずれかの塗膜 ロ　表３における区分２から区分５までのいずれかのめっき処理	イ　表２における区分４又は区分５のいずれかの塗膜 ロ　表３における区分４又は区分５のいずれかのめっき処理
2.3㎜以上	イ　表２における区分４又は区分５のいずれかの塗膜 ロ　表３における区分４又は区分５のいずれかのめっき処理	イ　表２における区分５の塗膜 ロ　表３における区分５のめっき処理 ハ　表３における区分４のめっき処理及び表２におけるｆ、ｇ又はｈのいずれかの塗膜
１　この表及び②ａ(ｉ)の表において「柱脚部」とは、柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合にあっては当該鋼材のうちコンクリート上端の下方10㎝から上方1mまでの範囲の全面をいい、柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合以外の場合にあっては当該鋼材下端から1mまでの範囲の全面をいう。 ２　この表及び②ａ(ｉ)の表において「一般部」とは、最下階（地階を除く。）の柱脚部以外の部分をいう。		

表２

		下塗り１	塗り回数	下塗り２	塗り回数	中塗り・上塗り	塗り回数
区分１	a	鉛系さび止めペイント	1回	－	－	鉛系さび止めペイント	1回
	b	ジンクリッチプライマー	1回	－	－	－	－
	c	２液形エポキシ樹脂プライマー	1回	－	－	－	－
区分２	d	厚膜形ジンクリッチペイント	1回	－	－	－	－
	e	鉛系さび止めペイント	2回	－	－	合成樹脂調合ペイント	2回
	f	２液形エポキシ樹脂プライマー	1回	－	－	合成樹脂調合ペイント	2回
	g	２液形エポキシ樹脂プライマー	1回	－	－	２液形エポキシ樹脂エナメル	1回
区分３	h	２液形エポキシ樹脂プライマー	1回	－	－	２液形エポキシ樹脂エナメル	2回
	i	－	－	－	－	２液形タールエポキシ樹脂塗料	3回
	j	ジンクリッチプライマー	1回	－	－	２液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	1回
区分４	k	ジンクリッチプライマー	1回	－	－	２液形タールエポキシ樹脂塗料	2回
	l	ジンクリッチプライマー	1回	２液形エポキシ樹脂プライマー	1回	２液形エポキシ樹脂エナメル	1回
区分５	m	ジンクリッチプライマー	1回	２液形エポキシ樹脂プライマー	1回	２液形エポキシ樹脂エナメル	2回
	n	ジンクリッチプライマー	1回	２液形厚膜エポキシ樹脂プライマー	1回	２液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	2回

１　この表においてａ、ｃ、ｅ、ｆ、ｇ、ｈ及びｉの塗膜は、コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。
２　この表においてｃ、ｆ、ｇ及びｈ以外の塗膜は、めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。
３　この表においてｃ、ｇ及びｈの塗膜をめっき処理を施した鋼材に使用する場合は、１にかかわらずコンクリートに埋め込む部分に使用できるものとする。
４　この表において下塗り１及び下塗り２は工場内にて行うものとする。
５　この表において「鉛系さび止めペイント」とは、日本工業規格Ｋ5622に規定する鉛丹さび止めペイント、日本工業規格Ｋ5623に規定する亜酸化鉛さび止めペイント、日本工業規格Ｋ5624に規定する塩基性クロム酸鉛さび止めペイント又は日本工業規格Ｋ5625に規定するシアナミド鉛さび止めペイントをいう。
６　この表において「ジンクリッチプライマー」とは、日本工業規格Ｋ5552に規定するジンクリッチプライマーをいう。
７　この表において「２液形エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格Ｋ5551に規定する２液形エポキシ樹脂塗料１種下塗塗料をいう。
８　この表において「厚膜形ジンクリッチペイント」とは、日本工業規格Ｋ5553に規定する厚膜形ジンクリッチペイントをいう。
９　この表において「２液形エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格Ｋ5551に規定する２液形エポキシ樹脂塗料１種上塗塗料をいう。
10　この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、日本工業規格Ｋ5516に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。
11　この表において「２液形タールエポキシ樹脂塗料」とは、日本工業規格Ｋ5664に規定する２液形タールエポキシ樹脂塗料をいう。
12　この表において「２液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格Ｋ5551に規定する２液形エポキシ樹脂塗料２種下塗塗料をいう。
13　この表において「２液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格Ｋ5551に規定する２液形エポキシ樹脂塗料２種上塗塗料をいう。

表３

	めっき処理
区分１	片面付着量が30g/㎡以上60g/㎡未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が60g/㎡以上120g/㎡未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Ｚ06、Ｚ08、Ｚ10、Ｆ06、Ｆ08若しくはＦ10に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分２	片面付着量が60g/㎡以上90g/㎡未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が120g/㎡以上180g/㎡未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Ｚ12若しくはＦ12に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分３	片面付着量が90g/㎡以上120g/㎡未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が180g/㎡以上240g/㎡未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Ｚ18、Ｚ20、Ｚ22若しくはＦ18に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分４	片面付着量が120g/㎡以上180g/㎡未満の溶融亜鉛めっき

	両面付着量が 240g/㎡以上 360g/㎡未満の溶融亜鉛めっき又は 両面付着量表示記号Ｚ 25、Ｚ 27 若しくはＺ 35 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分５	片面付着量が 180g/㎡以上の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が 360g/㎡以上の溶融亜鉛めっき又は 両面付着量表示記号Ｚ 45 若しくはＺ 60 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
１　この表において「溶融亜鉛めっき」とは、日本工業規格Ｈ 8641 に規定する溶融亜鉛めっきをいう。 ２　この表において「溶融亜鉛めっき鋼材」とは、日本工業規格Ｇ 3302 に規定する溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。 ３　この表において「両面付着量」とは、両面３点法平均付着量をいう。	

(ⅱ)　構造躯体のうち柱、はり及び筋かい以外の部分に使用されている鋼材にあっては、(ⅰ)の表２に掲げる鉛系さび止めペイントが、塗り回数が２以上となるように全面に塗布され、又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。ただし、厚さが 12㎜以上の鋼材については、この限りでない。

b　床下

イ①ｆに掲げる基準に適合していること。

c　小屋裏

イ①ｇに掲げる基準に適合していること。

d　構造部材等

令第 37 条及び第 80 条の２（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）の規定に適合していること。

②　等級２

次に掲げる基準に適合していること。

a　鋼材の防錆措置

(ⅰ)　柱、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあっては、次の表の(い)項に掲げる鋼材の厚さに応じ、(ろ)項に掲げるイ若しくはロのいずれかの防錆措置又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。

(い)	(ろ)	
鋼材の厚さ	防錆措置	
	一般部	最下階（地階を除く。）の柱脚部
９㎜以上		イ　①ａ(ⅰ)の表２における区分１から区分５までのいずれかの塗膜 ロ　①ａ(ⅰ)の表３における区分１から区分５までのいずれかのめっき処理
６㎜以上	イ　①ａ(ⅰ)の表２における区分１から区分５までのいずれかの塗膜	イ　①ａ(ⅰ)の表２における区分２から区分５までのいずれかの塗膜

	ロ　①ａ(ⅰ)の表３における区分１から区分５までのいずれかのめっき処理	ロ　①ａ(ⅰ)の表３における区分２から区分５までのいずれかのめっき処理
2.3㎜以上	イ　①ａ(ⅰ)の表２における区分~~３~~２から区分５までのいずれかの塗膜 ロ　①ａ(ⅰ)の表３における区分２から区分５までのいずれかのめっき処理	イ　①ａ(ⅰ)の表２における区分３から区分５までのいずれかの塗膜 ロ　①ａ(ⅰ)の表３における区分４及び区分５のいずれかのめっき処理

(ⅱ)　①ａ(ⅱ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、「12㎜以上」とあるのは、「９㎜以上」とする。

b　その他

①のｂからｄまでに掲げる基準に適合していること。

③　等級１

①ｄに掲げる基準に適合していること。

ハ　鉄筋コンクリート造等

①　等級３

次に掲げる基準に適合していること。

a　セメントの種類

鉄筋コンクリート造等の部分に、日本工業規格Ｒ 5210 に規定するポルトランドセメント、日本工業規格Ｒ 5213 に規定するフライアッシュセメント又は日本工業規格Ｒ 5211 に規定する高炉セメントが使用されていること。

b　コンクリートの水セメント比

コンクリートの水セメント比が、次の(ⅰ)又は(ⅱ)のいずれか（中庸熱ポルトランドセメント又は低熱ポルトランドセメントを使用する場合にあっては(ⅰ)）に適合していること。ただし、フライアッシュセメントを使用する場合にあっては混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合にあっては混合物の 10 分の３を除いた部分をその質量として用いるものとする。

(ⅰ)　最小かぶり厚さが次の表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(ｲ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が 50%以下（軽量コンクリートにあっては 45%以下）であること。

(い)			(ろ)	
部　位			最小かぶり厚さ	
			(ｲ)	(ﾛ)
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	２㎝	３㎝
		屋外	３㎝	４㎝
	耐力壁、柱又ははり	屋内	３㎝	４㎝
		屋外	４㎝	５㎝
直接土に接する部分	壁、柱、床、はり又は基礎の立上り部分		４㎝	５㎝
	基礎（立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。）		６㎝	７㎝

注　外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる最小かぶり厚さを１㎝減ずることができる。

(ⅱ)　最小かぶり厚さが(ⅰ)の表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(ﾛ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が55%以下（軽量コンクリートにあっては50%以下）であること。

c　部材の設計・配筋

施工誤差を考慮して設計かぶり厚さが設定されていること。

d　コンクリートの品質

コンクリートの品質が次に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ)　コンクリート強度が33N／㎟未満の場合にあってはスランプが18㎝以下、コンクリート強度が33N／㎟以上の場合にあってはスランプが21㎝以下であること。この場合において、これらと同等の材料分離抵抗が認められるものにあっては、この限りでない。

(ⅱ)　コンクリート中の単位水量が185kg/m³以下であること。

(ⅲ)　沖縄県その他日最低気温の平滑平年値の年間極値が０℃を下回らない地域以外の地域にあっては、コンクリート中の空気量が４%から６%までであること。ただし、凍結融解作用によってコンクリートに有害な影響を生じさせないよう、コンクリート中の含水率を高くしない措置その他の有効な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。

e　施工計画

鉄筋コンクリート造等の部分の施工計画について、次に掲げる事項が指定されていること。

(ⅰ)　密実に充填するための打ち込み及び締め固めの方法

(ⅱ)　打ち継ぎ部の処理方法

(ⅲ)　養生方法

f　その他の構造部材等

令第37条、第72条、第74条、第75条、第79条、第79条の３及び第80条の２（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）の規定に適合していること。

②　等級２

①に掲げる基準に適合していること。この場合において、①ｂ(ⅰ)中「50%以下」とあるのは「55%以下」と、「45%以下」とあるのは「50%以下」と、①ｂ(ⅱ)中「55%以下」とあるのは「60%以下」と、「50%以下」とあるのは「55%以下」とする。

③　等級１

①ｆに掲げる基準に適合していること。

ニ　補強コンクリートブロック造

①　等級３

次に掲げる基準に適合していること。

a　セメントの種類

充填材として用いるコンクリート等及び目地モルタルに、日本工業規格Ｒ5210に規定するポルトランドセメント、日本工業規格Ｒ5213に規定するフライアッシュセメント又は日本工業規格Ｒ5211に規定する高炉セメントが使用されていること。ただし、ｂ及びｃの規定を適用する場合においては、フライアッシュセメントを使用する場合にあっては混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合にあっては混合物の10分の３を除いた部分をその質量として用いるものとする。

b　コンクリート等の水セメント比

充填材として用いるコンクリート等の水セメント比が、次の(ⅰ)又は(ⅱ)のいずれかに適合していること。

(ⅰ)　最小有効かぶり厚さが次の表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(ｲ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が50%以下であること。

(い)	(ろ)	
部位	最小有効かぶり厚さ	
	(ｲ)	(ﾛ)
屋内側の部分	２㎝	３㎝
屋外側の部分	３㎝	４㎝
注　外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる最小有効かぶり厚さを１㎝減ずることができる。		

(ⅱ)　最小有効かぶり厚さが(ⅰ)の表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(ﾛ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が55%以下であること。

(ⅲ)　有効かぶり厚さは、目地部分にあっては（式１）により、それ以外の部分にあっては（式２）により算出し、いずれか小さい値とすること。

（式１）　$D_j / 2 + D_e$

（式２）　$(F_u / 21)\ D_f / 2 + D_e$

これらの式において、D_j、D_e、F_u、D_fは次の数値を表すものとする。

D_j：目地厚さ（単位　㎝）

D_e：充填材として用いるコンクリート等の最小かぶり厚さ（単位　㎝）

F_u：フェイスシェルの圧縮強さ（単位　N／㎟）

D_f：フェイスシェルの最小厚さ（単位　㎝）

ただし、D_eは２㎝以上とする。

c　コンクリートブロック及び目地モルタルの品質

(ⅰ)　コンクリートブロックの圧縮強さが、16N／㎟以上であること。

(ⅱ)　目地モルタルの水セメント比が、55%以下であること。

d　施工計画

補強コンクリートブロック造の部分の施工計画について、次に掲げる事項が指定されていること。

(ⅰ)　密実に充填するための打ち込み及び締め固めの方法

(ⅱ)　打ち継ぎ部の処理方法

(ⅲ)　養生方法

ｅ　雨水の浸透対策

外壁の屋外側の部分に、次の（ｉ）から（ⅲ）までに掲げるいずれかの措置が講じられ、かつ、パラペット等の上端部がアルミニウム製笠木その他これと同等の防水性を有する笠木により保護されていること。

（ｉ）　タイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されていること。

（ⅱ）　日本工業規格Ａ6909に規定する防水形外装薄塗材Ｅ、複層仕上塗材又は外装厚塗材Ｅ、日本工業規格Ａ6021に規定する外壁用塗膜防水材その他これらと同等以上の性能を有するもので仕上げが行われていること。

（ⅲ）　（ｉ）又は（ⅱ）に掲げるものと雨水の浸透対策上同等の措置であることが確かめられた措置が講じられていること。

ｆ　臥梁

臥梁がハ①に掲げる基準に適合していること。

ｇ　その他の構造部材等

令第37条及び第80条の２（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）の規定に適合していること。

②　等級２

①に掲げる基準（臥梁にあっては、ハ②に掲げる基準）に適合していること。この場合において、①ｂ（ｉ）中「50%以下」とあるのは「55%以下」と、①ｂ（ⅱ）中「55%以下」とあるのは「60%以下」とする。

③　等級１

①ｇに掲げる基準（臥梁にあっては、ハ③に掲げる基準）に適合していること。

４　維持管理への配慮に関すること

４－１　（略）

４－２　維持管理対策等級（共用配管）

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅（評価住宅に限る。）のうち、共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ　定義

①　「評価対象設備配管」とは、共同住宅等の共用の排水管、給水管、給湯管及びガス管をいう。

②　「共用配管」とは、次に掲げる配管の種類に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

（ｉ）　排水管　専用配管との接続部から建物外部の最初のますまでの立管及び横主管

（ⅱ）　給水管　横主管から各住戸の水道のメーター（メーターが設置されない場合にあっては、専用配管との接続部）までの立管及び共同住宅等の水平投影内に存する横主管（この範囲内に存する受水槽、高置水槽その他の設備機器を除く。）

（ⅲ）　給湯管　共用の給湯設備から各住戸の給湯のメーター（メーターが設置されない場合にあっては、専用配管との接続部）までの立管及び共同住宅等の水平投影内に存する横主管

（ⅳ）　ガス管　横主管から各住戸のガスのメーター（メーターが設置されない場合にあっては、専用配管との接続部）までの立管及び共同住宅等の水平投影内に存する横主管

ロ　評価事項

①　この性能表示事項において評価すべきものは、配管の全面交換が必要となるまでの期間内における共用設備配管の維持管理の容易さとする。

②　各等級に要求される水準は、評価対象設備配管の構造が維持管理を容易にするものであり、かつ、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、評価対象設備配管の設置について維持管理を容易にするために講じられた対策が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

(い)	(ろ)
等級	講じられた対策
3	次に掲げる対策が講じられていること。 a　構造躯体及び仕上げ材に影響を及ぼすことなく共用配管の点検、清掃及び補修を行うことができること。 b　専用部分に立ち入ることなく共用配管の点検、清掃及び補修を行うことができること。
2	次に掲げる対策が講じられていること。 a　構造躯体及び仕上げ材に影響を及ぼすことなく共用配管の点検及び清掃を行うことができること。 b　構造躯体に影響を及ぼすことなく共用配管の補修を行うことができること。
1	－

(3) 評価基準（新築住宅）

イ　等級３

次に掲げる基準に適合していること。

①　共用配管が、壁、床、柱、はり又は基礎の立上り部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと。

②　共用の地中埋設管の上にコンクリートが打設されていないこと。ただし、当該コンクリートが評価対象建築物の外部に存する土間床コンクリートその他構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないものである場合及び他の法令（条例を含む。）の規定により、凍結のおそれがあるとして配管を地中に埋設する場合については、この限りでない。

③　共用の排水管には、共用立管にあっては最上階又は屋上、最下階及び３階以内おきの中間階又は15m以内ごとに、横主管にあっては10m以内ごとに掃除口が設けられていること。

④　専用配管と共用配管の接合部及び共用配管のバルブ（以下④において「主要接合部等」という。）又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口が設けられていること。

⑤　共用の排水管（継手及びヘッダーを含む。）の内面が、清掃に支障を及ぼさないように平滑であり、かつ、当該排水管が清掃に支障を及ぼすようなたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されていること。

⑥　横主管が設置されている場合においては、当該配管がピット若しくは~~又は~~１階床下空間内又はピロティに設けられ、かつ、人通孔その他当該配管に人が到達できる経路（専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。）が設けられていること。

⑦　共用配管が、専用部分に立ち入らないで補修できる位置（共用部分、住棟外周部、バルコニーその他これに類する部分をいう。）に露出しているか、又は専用部分に立ち入らないで補修が行える開口を持つパイプスペース内に設けられていること。

ロ　等級２

イの①から⑤までに掲げる基準に適合していること。

(4)　評価基準（既存住宅）

イ　等級３

次に掲げる基準に適合していること。

①　評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。以下(4)において同じ。）に記載された内容が、(3)イに掲げる基準に適合していること。

②　共用の排水管に設けられた掃除口、主要接合部等を点検するために必要な開口、掃除口による清掃を行うために必要な開口及び人通孔その他横主管に人が到達できる経路が使用できるものであること。

ロ　等級２

次に掲げる基準に適合していること。

①　評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)ロに掲げる基準に適合していること。

②　共用の排水管に設けられた掃除口、主要接合部等を点検するために必要な開口及び掃除口による清掃を行うために必要な開口が使用できるものであること。

５～７　（略）

８　音環境に関すること

８－１　～　８－２　（略）

８－３　透過損失等級（界壁）

(1)　適用範囲

新築住宅のうち、共同住宅等について適用する。

(2)　基本原則

イ　定義

「R_r」とは、日本工業規格A1419-1に規定する音響透過損失等級をいう。

ロ　評価事項

①　この性能表示事項において評価すべきものは、界壁の構造に係る空気伝搬音の透過のしにくさとする。

②　各等級に要求される水準は、評価対象住戸と隣接する住戸その他の室との界壁（当該界壁の面する室の少なくとも一方が居室である部分に限る。）の構造について、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、空気伝搬音の透過損失が(ろ)項に掲げる水準にあり、かつ、界壁の構造が、空気伝搬音の遮断の効果に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとなっていないこと。この場合において、種類の異なる複数の界壁が存している場合には、最も低い評価を受けた界壁の等級を当該評価対象住戸の等級とすること。

(い)	(ろ)
等級	透過損失の水準
4	R_r－55等級以上
3	R_r－50等級以上
2	R_r－45等級以上
1	令第22条の３に定める透過損失

(3)　評価基準（新築住宅）

イ　等級４

界壁の構造が、次に掲げる基準に適合していること。

①　厚さが26㎝以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いたもの又はこれらと同等の面密度を有する構造で、次のａからｃまでのいずれかに該当するものであること。

ａ　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で軽量コンクリートを用いたもの

ｂ　無筋コンクリート造のもの

ｃ　コンクリートブロック造、れんが造又は石造のもので両面に厚さ15㎜以上のモルタル塗り又はプラスター塗りが施されたもの

②　コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けられていないこと。

③　当該界壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類の間に接

着モルタル等の点付けによる空隙が生じていないこと。

④　建築基準法第 30 条の規定に適合していること。

ロ　等級３

界壁の構造が、次に掲げる基準に適合していること。

①　厚さが 18cm 以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いたもの又はこれらと同等の面密度を有する構造で、イ①のａからｃまでのいずれかに該当するものであること。

②　イの②から④までの基準に適合していること。

ハ　等級２

界壁の構造が、次に掲げる基準に適合していること。

①　厚さが 12cm 以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いたもの又はこれらと同等の面密度を有する構造で、イ①のａからｃまでのいずれかに該当するものであること。

②　イの②から④までの基準に適合していること。

ニ　等級１

界壁の構造が、建築基準法第 30 条の規定に適合していること。

８－４　（略）

９　高齢者等への配慮に関すること

９－１　（略）

９－２　高齢者等配慮対策等級（共用部分）

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅のうち、共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ　評価事項

①　この性能表示事項において評価すべきものは、加齢等に伴う身体機能の低下等を考慮した移動等の安全性及び評価対象住戸の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性の高さとする。

②　各等級に要求される水準は、新築住宅にあっては次の表１、既存住宅にあっては次の表２の(い)項に掲げる等級に応じ、移動等の安全性及び評価対象住戸の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性への配慮のために講じられた対策が、それぞれの表の(ろ)項に掲げる水準にあること。

表１

(い)	(ろ)
等級	講じられた対策
5	a　移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置が講じられていること。 b　介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられていること。
4	a　移動等に伴う転倒、転落等の防止に配慮した措置が講じられていること。 b　介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで容易に到達することに配慮した措置が講じられていること。
3	a　移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。 b　介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで到達するための基本的な措置が講じられていること。
2	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。
1	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための建築基準法に定める措置が講じられていること。

表２

(い)	(ろ)
等級	講じられた対策
5	a　移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置が講じられていること。 b　介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで容易に到達することに

	特に配慮した措置が講じられていること。
4	a　移動等に伴う転倒、転落等の防止に配慮した措置が講じられていること。 b　介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで容易に到達することに配慮した措置が講じられていること。
3	a　移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。 b　介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで到達するための基本的な措置が講じられていること。
2	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。
2⁻	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置の一部が講じられていること。
1	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための建築基準法に定める措置が講じられていること。
0	－

(3) 評価基準（新築住宅）

イ　等級５

次に掲げる基準に適合していること。

①　共用廊下

評価対象住戸から、建物出入口、共用施設、他住戸等その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

a　共用廊下の床が、段差のない構造であること。

b　共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ)　勾配が１/12 以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が 1,200㎜以上であるか、又は、高低差が 80㎜以下で勾配が１/８以下の傾斜路若しくは勾配が１/15 以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が 1,200㎜以上であること。

(ⅱ)　手すりが、傾斜路の両側に、かつ、床面からの高さ 700㎜から 900㎜の位置に設けられていること。

(ⅲ)　段が設けられている場合にあっては、当該段が②ａに掲げる基準に適合していること。

c　手すりが、共用廊下（次の(ⅰ)及び(ⅱ)に掲げる部分を除く。）の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが 700㎜から 900㎜の位置に設けられていること。

(ⅰ)　住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分

(ⅱ)　エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分

d　直接外部に開放されている共用廊下（１階に存するものを除く。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ)　転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが 650㎜以上 1,100㎜未満の場合にあっては床面から 1,100㎜以上の高さに、腰壁等の高さが 650㎜未満の場合にあっては腰壁等から 1,100㎜以上の高さに設けられていること。

(ⅱ)　転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等（腰壁等の高さが 650㎜未満の場合に限る。）からの高さが 800㎜以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で 110㎜以下であること。

e　令第 119 条及び第 126 条第１項に定める基準に適合していること。

②　共用階段

各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つが、次に掲げる基準に適合していること。

a　次に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ)　勾配が 7/11 以下であり、かつ、けあげの寸法の２倍と踏面の寸法の和が 550㎜以上 650㎜以下であること。

(ⅱ)　蹴込みが 20㎜以下であり、かつ、蹴込み板が設けられていること。

(ⅲ)　踊り場付き折れ階段又は直階段であり、かつ、最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。

(ⅳ)　踏面に滑り防止のための部材が設けられる場合にあっては、当該部材が踏面と同一面となっていること。

(ⅴ)　踏面の先端と蹴込み板を勾配が 60 度以上 90 度以下の面で滑らかにつなぐ形状とすることその他の措置により段鼻を出さない形状となっていること。

(ⅵ)　手すりが、両側に、かつ、踏面の先端からの高さが 700㎜から 900㎜の位置に設けられていること。

b　直接外部に開放されている共用階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ１ｍ以下の階段の部分については、この限りでない。

(ⅰ)　転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが 650㎜以上 1,100㎜未満の場合にあっては踏面の先端から 1,100㎜以上の高さに、腰壁等の高さが 650㎜未満の場合にあっては腰壁等から 1,100㎜以上の高さに設けられていること。

(ⅱ)　転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等（腰壁等の高さが 650㎜未満の場合に限る。）からの高さが 800㎜以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で 110㎜以下であること。

c　令第 23 条から第 27 条まで及び第 126 条第１項に定める基準に適合していること。

③　共用廊下の幅員

評価対象住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下の幅員が、1,400㎜以上であること。

④　エレベーター

評価対象住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、エレベーターを利用し評価対象住戸から建物出入口のある階まで到達でき、かつ、評価対象住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。

a　エレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ)　エレベーターの出入口の有効な幅員が 800㎜ 以上であること。
(ⅱ)　エレベーターのかごの奥行きが内法寸法で 1,350㎜ 以上であること。
(ⅲ)　エレベーターホールに一辺を 1,500㎜ とする正方形の空間を確保できるものであること。

b　建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。

c　建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、①ｂの(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げる基準に適合していること。

ロ　等級４

次に掲げる基準に適合していること。

①　共用廊下

評価対象住戸から、建物出入口、共用施設、他住戸等その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

a　共用廊下の床が、段差のない構造であること。

b　共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ)　勾配が１/12 以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が 900㎜ 以上であるか、又は、高低差が 80㎜ 以下で勾配が１/８以下の傾斜路若しくは勾配が１/15 以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が 1,200㎜ 以上であること。
(ⅱ)　手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さ 700㎜ から 900㎜ の位置に設けられていること。
(ⅲ)　段が設けられている場合にあっては、当該段が②ａに掲げる基準に適合していること。

c　イ①のｃからｅまでに掲げる基準に適合していること。

②　共用階段

各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つが、次に掲げる基準に適合していること。

a　次に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ)　踏面が 240㎜ 以上であり、かつ、けあげの寸法の２倍と踏面の寸法の和が 550㎜ 以上 650㎜ 以下であること。
(ⅱ)　蹴込みが 30㎜ 以下であり、かつ、蹴込み板が設けられていること。
(ⅲ)　最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。
(ⅳ)　手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが 700㎜ から 900㎜ の位置に設けられていること。

b　イ②のｂ及びｃに掲げる基準に適合していること。

③　エレベーター

評価対象住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、エレベーターを利用し評価対象住戸から建物出入口のある階まで到達でき、かつ、評価対象住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。

a　エレベーター及びエレベーターホールが、イ④ａに掲げる基準に適合していること。

b　建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。

c　建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、①ｂの(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げる基準に適合していること。

ハ　等級３

次に掲げる基準に適合していること。

①　共用廊下

評価対象住戸から、建物出入口、共用施設、他住戸等その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

a　共用廊下の床が、段差のない構造であること。

b　共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ)　勾配が１/12 以下（高低差が 80㎜ 以下の場合にあっては１/８以下）の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。
(ⅱ)　段が設けられている場合にあっては、当該段が②ａの(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げる基準に適合していること。

c　イ①のｃからｅまでに掲げる基準に適合していること。

②　共用階段

各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つが、次に掲げる基準に適合していること。

a　次の(ⅰ)から(ⅲ)まで（評価対象住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、(ⅲ)）に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ)　踏面が 240㎜ 以上であり、かつ、けあげの寸法の２倍と踏面の寸法の和が 550㎜ 以上 650㎜ 以下であること。
(ⅱ)　蹴込みが 30㎜ 以下であること。
(ⅲ)　ロ②ａの(ⅲ)及び(ⅳ)に掲げる基準に適合していること。

b　イ②のｂ及びｃに掲げる基準に適合していること。

③　エレベーター

評価対象住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、評価対象住戸からエレベーター又は共用階段（１階分の移動に限る。）を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、かつ、エレベーターを利用せずに評価対象住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、評価対象住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが次に掲げる基準に適合していること。

a　エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、イ④ａの(ⅰ)及び(ⅲ)に掲げる基準に適合していること。

b　建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。

c　建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ⅰ)　ロ①ｂの(ⅰ)及び(ⅱ)に掲げる基準に適合していること。

(ⅱ)　段が設けられている場合にあっては、当該段が②ａの(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げる基準に適合していること。

④　共用階段の幅員

評価対象住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る一の共用階段の有効幅員が900㎜以上であること。

ニ　等級２

ハの①及び②に掲げる基準に適合していること。

ホ　等級１

令第23条から第27条まで、第119条及び第126条第1項に定める基準に適合していること。

(4) 評価基準（既存住宅）

イ　等級５

次に掲げる基準に適合していること。

①　目視又は計測により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)イに掲げる基準に適合していること。

②　エレベーター、手すりその他の①に掲げる基準の対象となる部分等が使用上支障のないものであること。

ロ　等級４

イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「(3)イ」とあるのは、「(3)ロ」とする。

ハ　等級３

イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「(3)イ」とあるのは、「(3)ハ」とする。

ニ　等級２

次に掲げる基準に適合していること。

①　目視又は計測により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ニに掲げる基準に適合していること。

②　手すりその他の①に掲げる基準の対象となる部分等が使用上支障のないものであること。

ホ　等級２⁻

次に掲げる基準に適合していること。

①　目視又は計測により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ハ①のａ及びｂ又は(3)イ①ｃ、(3)イ①ｅ、(3)イ②ｃ並びに(3)ハ②ａに掲げる基準に適合していること。この場合において、(3)イ①ｃは「手すりが、共用廊下（次の(ⅰ)及び(ⅱ)に掲げる部分を除く。）の少なくとも片側に設けられていること。」と、(3)ロ②ａ(ⅳ)は「手すりが、少なくとも片側に設けられていること。」とする。

②　手すりその他の①に掲げる基準の対象となる部分等が使用上支障のないものであること。

ヘ　等級１

①　目視又は計測により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ホに掲げる基準に適合していること。

②　手すりその他の①に掲げる基準の対象となる部分等が使用上支障のないものであること。

- 69 -

10　防犯に関すること

10－１　開口部の侵入防止対策

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ　定義

①　「侵入が可能な規模の開口部」とは、住戸の内部に通じる開口部のうち、次のａからｃまでに示す大きさの断面のブロックのいずれかが通過可能な開口部をいう。

ａ　長辺が 400mm、短辺が 250mm の長方形

ｂ　長径 400mm、短径 300mm の楕円

ｃ　直径が 350mm の円

②　「侵入を防止する性能」とは、通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するために、次のａ及びｂに掲げる基準に適合する性能をいう。

ａ　騒音の発生を可能な限り避ける侵入行為に対しては、５分以上侵入を防止する性能。

ｂ　騒音を伴う侵入行為に対しては、騒音を伴う打撃回数７回を超えて侵入を防止する性能。この場合において、侵入行為に要する合計時間は１分以内であることとする。

③　「クレセント等」とは、クレセント（ロック付きクレセントに限る。）、補助錠その他の締り金物をいう。

④　「バルコニー等」とは、バルコニー、屋上その他これらに類するものをいう。

⑤　「侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部」とは、次の表の(い)項に掲げる開口部の種類に応じ、(ろ)項に掲げるいずれかの対策が講じられているものをいう。

	(い)	(ろ)
（１）	開閉機構を有する開口部のうち、住戸の出入口として使用される開口部	イ　次のａ又はｂのいずれかに掲げる戸板及び錠が使用されていること。また、ガラスを使用する場合にあっては、侵入を防止する性能を有することが確かめられたものであること。（侵入を防止する性能を有することが確かめられたウィンドウフィルムが貼付されたものを含む。） ａ　侵入を防止する性能を有することが確かめられた戸板に、侵入を防止する性能を有することが確かめられた錠が２以上装着されたもの。この場合において、１以上の錠は、戸板に穴を開けて手を差し込んでもサムターンを操作することのできない仕様のものであること。 ｂ　ａに掲げるものと同等の性能を有することが確かめられた戸板及び錠 ロ　侵入を防止する性能を有することが確かめられた雨戸、シャッターその他の建具が設置されていること。
（２）	開閉機構を有する開口部のうち、住戸の出入口として使用されない開口部	イ　侵入を防止する性能を有することが確かめられたサッシ（２以上のクレセント等が装着されているものに限る。）及びガラスが使用されていること。（ガラスにあっては、侵入を防止する性能を有することが確かめられたウィンドウフィルムが貼付されたものを含む。） ロ　侵入を防止する性能を有することが確かめられた雨戸、シャッター、面格子その他の建具が設置されていること。
（３）	開閉機構を有しない開口部	イ　侵入を防止する性能を有することが確かめられたガラスが使用されていること。（侵入を防止する性能を有することが確かめられたウィンドウフィルムが貼付されたものを含む。） ロ　侵入を防止する性能を有することが確かめられた雨戸、シャッター、面格子その他の建具が設置されていること。

ロ　評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、住戸の内部に通じる開口部について、侵入防止対策上有効な措置が講じられていることとする。

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象住戸の侵入が可能な規模の開口部が、次に掲げる基準に適合しているかによること。

イ　一戸建ての住宅

①　住戸の出入口の存する階

次のａからｃまでに該当する開口部について、それぞれそのすべてが侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部であるかによること。

ａ　住戸の出入口

ｂ　地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａに該当するものを除く。）

ｃ　ａ及びｂに掲げるもの以外のもの

②　①に掲げる階以外の階

次のａ及びｂに該当する開口部について、それぞれそのすべてが侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部であるかによること。

ａ　地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの

ｂ　ａに掲げるもの以外のもの

ロ　共同住宅等

①　建物出入口の存する階の住戸

次のａからｃまでに該当する開口部について、それぞれそのすべてが侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部であるかによること。

ａ　住戸の出入口

b　地面、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａに該当するものを除く。）

c　ａ及びｂに掲げるもの以外のもの

②　①に掲げる階以外の階の住戸

次のａからｄまでに該当する開口部について、それぞれそのすべてが侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部であるかによること。

a　住戸の出入口

b　共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａに該当するものを除く。）

c　地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２ｍ以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が１ｍ以下であるもの（ａ又はｂに該当するものを除く。）

d　ａからｃまでに掲げるもの以外のもの

(4) 評価基準（既存住宅）

次に掲げる基準に適合していること。

①　目視により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3) に掲げる基準に適合していること。

②　明らかに侵入を防止する性能に影響を及ぼす劣化事象等が目視により認められないこと。

1110　現況検査により認められる劣化等の状況に関すること

1110－１　現況検査により認められる劣化等の状況

(1) 適用範囲

既存住宅に適用する。

(2) 基本原則

イ　定義

①　「適切な維持管理に関する計画等」とは、共同住宅等の良好な維持管理を行う上で必要となる適切な長期修繕計画及び管理規約、適切な金額の修繕積立金並びに他の法令に基づく昇降機その他の設備の点検の実施をいう。

②　「特定劣化事象等」とは、次に掲げる住宅の種類に応じ、それぞれ次に掲げるところによることとする。

a　一戸建ての住宅　(3)イの①から④まで、⑥、⑫、⑮、⑯及び㉕のそれぞれの表の(ろ)項（⑫、⑮、⑯及び㉕にあっては(い)項）に掲げる劣化事象等（(3)イの④にあっては壁又は柱における6/1,000以上の傾斜、(3)イの⑥にあっては居室の6/1,000以上の傾斜、(3)イの⑫にあっては床の防水層の破断に限る。）をいう。

b　共同住宅等　適切な維持管理に関する計画等が認められる場合にあっては(3)イの②、③、⑮、⑯及び㉕のそれぞれの表の(ろ)項（⑮、⑯及び㉕にあっては(い)項）に掲げる劣化事象等（(3)イの②にあってはシーリング材の破断及び接着破壊に限り、(3)イの③にあっては保護層の著しいせり上がり、(3)イの⑯にあっては雨漏り等の跡を除く。）をいい、これ以外の場合にあっては(3)イの①から③まで、⑤、⑨、⑮、⑯及び㉕のそれぞれの表の(ろ)項（⑮、⑯及び㉕にあっては(い)項）に掲げる劣化事象等（(3)イの②にあっては手すりに係るもの、(3)イの⑤及び⑨にあっては漏水等の跡を除く。）をいう。

③　「腐朽等」とは、腐朽、菌糸及び子実体をいう（1110－２において同じ。）。

④　「蟻害」とは、しろありの蟻道及び被害（複数のしろありが認められることを含む。）をいう（1110－２において同じ。）。

ロ　評価事項

①　この性能表示事項において評価すべきものは、現況検査により評価対象建築物に認められる劣化事象等の少なさとする。

②　①の劣化等の事象の少なさは、部位等ごとに定める劣化事象等の有無及び総合判定（「特定劣化事象等のすべてが認められない」又は「特定劣化事象等のいずれかが認められる」の別による。）により評価する。

(3) 評価基準（既存住宅）

次のイ及びロに掲げるところによること。この場合において、認められた劣化事象等の名称、当該劣化事象等のうち主たるものの内容及び箇所、イの①から⑨までに掲げる部位等の仕上げの種別、検査に用いた器具等の名称その他検査の方法、イの①から⑯までに掲げる部位等ごとの検査における確認の程度並びにイの①から③まで及び⑰から㉔までに掲げる部位等のそれぞれについての検査における確認できた範囲を記録すること。なお、共同住宅又は長屋において、イの①から③まで、⑤、⑦、⑨、⑪、⑭から⑯まで、⑱、⑳、㉒及び㉔並び

に㉕（共用部分に係るものに限る。）に掲げる部位等について評価（評価申請日より過去２年（適切な維持管理に関する計画等が認められる場合は５年（評価申請日が当該住宅の竣工時より10年を経過しているものにあっては３年））以内に行われたものに限る。）の結果が存する場合にあっては、評価対象建築物のうち、イの①から③まで、⑤、⑦、⑨、⑪、⑭から⑯まで、⑱、⑳、㉒及び㉔並びに㉕（共用部分に係るものに限る。）に掲げる部位等の現況と当該評価の結果との相異が認められないことの確認によることができる。

イ　部位等・事象別の判定

①　基礎のうち屋外に面する部分

基礎のうち屋外に面する部分が壁又は柱と異なる仕上げとなっている場合に限り、次の表の(は)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の基礎のうち屋外に面する部分の現況について、(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)	(は)
仕上げ	劣化事象等	方法
(1) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が 0.5㎜ 以上のものその他の著しいひび割れ	計測又は目視
	深さが 20㎜以上のものその他の著しい欠損	計測又は目視
(2) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	仕上げ部分の著しい剥がれ	目視
(3) その他の仕上げの場合	(1)又は(2)の場合における劣化事象等に準じるもの	(1)又は(2)の場合における方法に準じるもの
1　この表における目視は、次に掲げる方法により行うものとする（②から⑭において同じ。）。 (1) 少なくとも歩行その他の通常の手段により移動できる位置において行う。 (2) 評価の対象となる部位等のうち、少なくとも仕上げ材、移動が困難な家具等により隠蔽されている部分以外の部分について行う。 2　この表における計測は、次に掲げる方法により行うものとする。（②から⑭において同じ。） (1) 少なくとも歩行その他の通常の手段により移動できる位置において行う。 (2) 評価の対象となる部位等のうち、少なくとも当該位置の地上面、床面等からの高さが２ｍ以内の部分における目視により認められた劣化事象等の幅、深さその他の寸法について行う。		

②　壁、柱、梁及び基礎のうち屋外に面する部分

次の表の(は)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の壁、柱及び梁並びに基礎（屋外に面する部分が壁又は柱と同一の仕上げとなっている場合に限る。）のうち屋外に面する部分の現況について、(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)	(は)
仕上げ	劣化事象等	方法
(1) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が 0.5㎜ 以上のものその他の著しいひび割れ	計測又は目視
	深さが 20㎜以上のものその他の著しい欠損	計測又は目視
	シーリング材の破断及び接着破壊(片側が屋内である場合に限る。以下同じ。)	目視
	手すり（転落防止のためのものに限る。以下同じ。）の著しいぐらつき	通常の使用において想定される力を加える
	手すり又はこれを支持する部分の著しい腐食等（当該部分が金属である場合にあっては腐食、木材である場合にあっては腐朽等、コンクリートその他これに類するものである場合にあってはひび割れをいう。以下同じ。）	計測又は目視
(2) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	仕上げ部分の著しい浮き	目視
	仕上げ部分の著しい剥がれ	目視
	シーリング材の破断及び接着破壊	目視
	手すりの著しいぐらつき	通常の使用において想定される力を加える
	手すり又はこれを支持する部分の著しい腐食等	計測又は目視
(3) サイディングボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	仕上げ材の著しい割れ	目視
	仕上げ材の著しい欠損	目視
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
	仕上げ材（金属であるものに限る。）の著しい腐食	目視
	シーリング材の破断及び接着破壊	目視
	手すりの著しいぐらつき	通常の使用において想定される力を加える
	手すり又はこれを支持する部分の著しい腐食等	計測又は目視
(4) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	仕上げ材の著しい浮き	目視
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
	シーリング材の破断及び接着破壊	目視

	手すりの著しいぐらつき	通常の使用において想定される力を加える
	手すり又はこれを支持する部分の著しい腐食等	計測又は目視
(5) その他の仕上げの場合	(1)から(4)までの場合における劣化事象等に準じるもの	(1)から(4)までの場合における方法に準じるもの

③　屋根

次の表の(は)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の屋根の現況について、(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)	(は)
仕上げ	劣化事象等	方法
(1) 粘土瓦、プレスセメントがわら~~厚形スレート~~又は住宅屋根用化粧スレートによる仕上げの場合	仕上げ材の著しい割れ	目視
	仕上げ材の著しい欠損	目視
	仕上げ材の著しいずれ	目視
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
(2) 金属系の屋根ふき材（基材が鋼板であるものに限る。）による仕上げの場合	仕上げ材の著しい腐食	目視
(3) アスファルト防水（保護層を有するものに限る。）による場合	保護層（コンクリートであるものに限る。）の著しいせり上がり	目視
(4) アスファルト防水（保護層を有するものを除く。）又は改質アスファルト防水による場合	防水層の破断	目視
	ルーフィングの接合部の剥離（防水層が単層である改質アスファルト防水による場合に限る。）	目視
(5) シート防水による場合	防水層の破断	目視
	シートの接合部の剥離	目視
(6) 塗膜防水による場合	防水層の破断	目視
(7) その他の防水方法の場合	(1)から(6)までの場合における劣化事象等に準じるもの	目視

④　壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分（専用部分）

次の表の(は)項に掲げる方法により確認された評価対象住戸の壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分の現況について、(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる

劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)	(は)
仕上げ	劣化事象等	方法
(1) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	漏水等の跡	目視
	壁又は柱における6/1,000以上の傾斜（鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の部分を除く。以下同じ。）	計測
(2) 石こうボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	仕上げ材の著しい割れ	目視
	漏水等の跡	目視
	仕上げ材の著しい欠損	目視
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
	仕上げ材（金属であるものに限る。）の著しい腐食	目視
	壁又は柱における6/1,000以上の傾斜	計測
(3) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	漏水等の跡	目視
	壁又は柱における6/1,000以上の傾斜	計測
(4) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	漏水等の跡	目視
	壁又は柱における6/1,000以上の傾斜	計測
(5) その他の仕上げの場合	(1)から(4)までの場合における劣化事象等に準じるもの	(1)から(4)までの場合における方法に準じるもの

⑤　壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分（共用部分）

共用部分の壁、柱又は梁のうち屋内に面する部分が存する場合に限り、次の表の(は)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の共用部分の壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分の現況について、(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)	(は)
仕上げ	劣化事象等	方法
(1) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が0.5mm以上のものその他の著しいひび割れ	計測又は目視
	深さが20mm以上のものその他の著しい欠損	計測又は目視
	漏水等の跡	目視

(2) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	漏水等の跡	目視
	仕上げ部分の著しい浮き	目視
	仕上げ部分の著しい剥がれ	目視
(3) サイディングボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	漏水等の跡	目視
	仕上げ材の著しい割れ	目視
	仕上げ材の著しい欠損	目視
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
	仕上げ材（金属であるものに限る。）の著しい腐食	目視
(4) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	漏水等の跡	目視
	仕上げ材の著しい浮き	目視
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
(5) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	漏水等の跡	目視
(6) その他の仕上げの場合	(1)から(5)までの場合における劣化事象等に準じるもの	(1)から(5)までの場合における方法に準じるもの

⑥ **床（専用部分）**

次の表の(は)項に掲げる方法により確認された評価対象住戸の床の現況について、(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)	(は)
仕上げ	劣化事象等	方法
(1) フローリングその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	著しい沈み	評価者の自重による
	居室の6/1,000以上の傾斜(床の表面における２点（３m以上離れているものに限る。）の間を結ぶ直線の水平面に対する角度をいう。以下⑥において同じ。)	計測
	仕上げ材の著しい割れ	目視
	仕上げ材の著しい欠損	目視
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
(2) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視

	著しい欠損	計測又は目視
	著しい沈み	評価者の自重による
	居室の6/1,000以上の傾斜	計測
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
(3) その他の仕上げの場合	(1)又は(2)の場合における劣化事象等に準じるもの	(1)又は(2)の場合における方法に準じるもの

⑦ **床（共用部分）**

共用部分の床が存する場合に限り、次の表の(は)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の共用部分の床の現況について、(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)	(は)
仕上げ	劣化事象等	方法
(1) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が 0.5㎜ 以上のものその他の著しいひび割れ	計測又は目視
	深さが 20㎜ 以上のものその他の著しい欠損	計測又は目視
(2) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	仕上げ部分の著しい剥がれ	目視
(3) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ	計測又は目視
	著しい欠損	計測又は目視
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
(4) 板状の仕上げ材による仕上げの場合	仕上げ材の著しい割れ	目視
	仕上げ材の著しい欠損	目視
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
(5) その他の仕上げの場合	(1)から(4)までの場合における劣化事象等に準じるもの	(1)から(4)までの場合における方法に準じるもの

⑧ **天井（専用部分）**

次の表の(は)項に掲げる方法により確認された評価対象住戸の天井の現況について、(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)	(は)
仕上げ	劣化事象等	方法
(1) 石こうボードその他の板状の仕上げ材による仕	漏水等の跡	目視
	仕上げ材の著しい割れ	目視
	仕上げ材の著しい欠損	目視

上げの場合	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
	仕上げ材（金属であるものに限る。）の著しい腐食	目視
(2) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ	目視
	著しい欠損	目視
	漏水等の跡	目視
(3) その他の仕上げの場合	(1)から(2)までの場合における劣化事象等に準じるもの	目視

⑨　天井（共用部分）及び軒裏

軒裏又は共用部分の天井が存する場合に限り、次の表の(は)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の軒裏及び共用部分の天井の現況について、(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)	(は)
仕上げ	劣化事象等	方法
(1) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	著しいひび割れ	目視
	著しい欠損	目視
	漏水等の跡	目視
(2) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ	目視
	著しい欠損	目視
	漏水等の跡	目視
	仕上げ部分の著しい浮き	目視
	仕上げ部分の著しい剥がれ	目視
(3) サイディングボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	漏水等の跡	目視
	仕上げ材の著しい割れ	目視
	仕上げ材の著しい欠損	目視
	仕上げ材の著しい剥がれ	目視
	仕上げ材（金属であるものに限る。）の著しい腐食	目視
(4) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ	目視
	著しい欠損	目視
	漏水等の跡	目視
(5) その他の仕上げの場合	(1)から(4)までの場合における劣化事象等に準じるもの	目視

⑩　階段（専用部分）

専用部分の階段が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象住戸の階段の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
構造体の著しい欠損	計測又は目視
構造体の著しい腐食等	計測又は目視

踏面の著しい沈み	評価者の自重による
踏面の著しい欠損	目視
踏面の著しい腐食等	計測又は目視
手すりの著しいぐらつき	通常の使用において想定される力を加える
手すり又はこれを支持する部分の著しい腐食等	計測又は目視

⑪　階段（共用部分）

共用部分の階段が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の共用部分の階段の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
構造体の著しい欠損	計測又は目視
構造体の著しい腐食等	計測又は目視
踏面の著しい沈み	評価者の自重による
踏面の著しい欠損	目視
踏面の著しい腐食等	計測又は目視
手すりの著しいぐらつき	通常の使用において想定される力を加える
手すり又はこれを支持する部分の著しい腐食等	計測又は目視

⑫　バルコニー

バルコニーが存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象住戸のバルコニーの現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
床の著しい沈み	評価者の自重による
床の欠損	計測又は目視
床の腐食等	計測又は目視
床の防水層の破断（直下が屋内である場合に限る。）	目視
支持部分の欠損（直下が屋内でない場合に限る。）	計測又は目視

支持部分の腐食等（直下が屋内でない場合に限る。）	計測又は目視
手すりの著しいぐらつき	通常の使用において想定される力を加える
手すり又はこれを支持する部分の著しい腐食等	計測又は目視

⑬　屋外に面する開口部

次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象住戸の屋外に面する開口部（雨戸、網戸及び天窓を除く。）の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
建具の周囲の隙間	目視
建具の著しい開閉不良	開閉させる
手すりの著しいぐらつき	通常の使用において想定される力を加える
手すり又はこれを支持する部分の著しい腐食等	計測又は目視

⑭　雨樋

雨樋が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の雨樋の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
破損	目視

⑮　土台及び床組

木造若しくは鉄骨造の土台又は床組を有する評価対象建築物に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の土台及び床組の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
土台及び床組（木造のものに限る。）の著しい接合部の割れ	目視
床組（鉄骨造のものに限る。）の著しい腐食	目視
この表における目視は、少なくとも床下空間内を目視できる位置において行う。	

⑯　小屋組

木造又は鉄骨造の小屋組を有する評価対象建築物に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の小屋組の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
雨漏り等の跡	目視

小屋組（木造のものに限る。）の著しい接合部の割れ	目視
小屋組（鉄骨造のものに限る。）の著しい腐食	目視
この表における目視は、少なくとも小屋裏空間を目視できる位置において行う。	

⑰　給水設備（専用部分）

専用部分の給水設備が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象住戸の給水設備の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
漏水	目視
赤水	目視
給水流量の不足	流量の計測
この表における目視は、次に掲げる方法により行うものとする（⑲◯21◯23において同じ。）。 (1) 少なくとも歩行その他の通常の手段により移動できる位置において行う。 (2) 評価の対象となる部位等のうち、少なくとも仕上げ材、移動が困難な家具等により隠蔽されている部分以外の部分について行う。	

⑱　給水設備（共用部分）

共用部分の給水設備が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の共用部分の給水設備の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
漏水	目視
給水管の著しい腐食	目視
受水槽の著しい損傷	目視
受水槽の著しい腐食	目視
受水槽を支持する部分の著しい損傷	目視
受水槽を支持する部分の著しい腐食	目視
給水ポンプの著しい損傷	目視
給水ポンプの著しい腐食	目視
給水ポンプを支持する部分の著しい損傷	目視
給水ポンプを支持する部分の著しい腐食	目視
この表における目視は、次に掲げる方法により行うものとする（⑳◯22◯24において同じ。）。 (1) 少なくとも歩行その他の通常の手段により移動できる位置において行う。 (2) 評価の対象となる部位等が複数ある場合にあっては、当該部位等のうち少なくとも一のものについて行う。	

⑲　排水設備（専用部分）

専用部分の排水設備が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象住戸の排水設備及び浄化槽（一戸建ての住宅に限る。）の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
漏水	目視
排水の滞留	目視

浄化槽（地上に存する部分に限る。以下同じ。）の著しい損傷（一戸建ての住宅に限る。）	目視
浄化槽の著しい腐食（一戸建ての住宅に限る。）	目視
浄化槽のばっ気装置（地上に存する部分に限る。以下同じ。）の作動不良（一戸建ての住宅に限る。）	目視

⑳　**排水設備（共用部分）**

共用部分の排水設備が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の共用部分の排水設備（浄化槽を含む。）の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
漏水	目視
排水管の著しい腐食	目視
浄化槽の著しい損傷	目視
浄化槽の著しい腐食	目視
浄化槽のばっ気装置の作動不良	目視

㉑　**給湯設備（専用部分）**

専用部分の給湯設備が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象住戸の給湯設備の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
漏水	目視
赤水	目視

㉒　**給湯設備（共用部分）**

共用部分の給湯設備が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の共用部分の給湯設備の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
漏水	目視
給湯管の著しい腐食	目視
給湯管の保温材の脱落	目視
熱源装置の著しい損傷	目視
熱源装置の著しい腐食	目視

㉓　**機械換気設備（専用部分）**

専用部分の機械換気設備が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象住戸の機械換気設備の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
作動不良	作動確認
機械換気設備に係るダクトの脱落	目視

㉔　**換気設備（共用部分）**

共用部分の換気設備が存する場合に限り、次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の共用部分の換気設備の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
換気ファンの作動不良	発生する音を確認する
排気ガラリの閉鎖	目視
排気ガラリの著しい腐食	目視

㉕　**①から㉔までに掲げる部位等**

次の表の(ろ)項に掲げる方法により確認された評価対象建築物の現況について、(い)項に掲げる劣化事象等その他これに類するもの（①から㉔までに掲げる部位等の検査を通じて認められるものに限る。）が認められたかによること。

(い)	(ろ)
劣化事象等	方法
腐朽等（木造の構造部分を有する住宅に認められるものに限る。）	目視
蟻害（木造の構造部分を有する住宅に認められるものに限る。）	目視
鉄筋の露出（鉄筋コンクリート造等の住宅に認められるものに限る。）	目視

ロ　総合判定

①　**「特定劣化事象等のすべてが認められない」**

次に掲げる基準に適合していること。

a　特定劣化事象等が認められないこと。なお、11~~10~~－２(3)イ②に該当する場合にあっては特定劣化事象等のうちイ㉕の表の(い)項に掲げる腐朽等、11~~10~~－２(3)ロ②に該当する場合にあっては特定劣化事象等のうちイ㉕の表の(い)項に掲げる蟻害が認められているものとみなす。

b　イの①、④から⑦まで、⑨、⑫、⑮及び⑯に掲げる部位等のそれぞれについて、検査における確認の程度が日本住宅性能表示基準別表２―１の(い)項に掲げる現況検査により認められる劣化事象等に係る(は)項のイｄの④及び⑤に該当しないこと。

②　**「特定劣化事象等のいずれかが認められる」**

①に該当しないこと。

11~~10~~－２　特定現況検査により認められる劣化等の状況（腐朽等・蟻害）

(1) 適用範囲

既存住宅のうち、木造の構造部分を有する住宅に適用する。

(2) 基本原則

イ　評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象建築物における腐朽等及び蟻害の少なさとする。

(3) 評価基準（既存住宅）

イ　腐朽等の現況

①　**腐朽、菌糸及び子実体が認められない**

目視により確認された評価対象建築物の現況について、腐朽等が認められないこと。

②　腐朽、菌糸又は子実体が認められる

①に該当しないこと。

ロ　蟻害の現況

①　しろありによる蟻道及び被害（複数のしろありが認められることを含む。）が認められない

目視により確認された評価対象建築物の現況について、蟻害が認められないこと。

②　しろありによる蟻道又は被害（複数のしろありが認められることを含む。）が認められる

①に該当しないこと

別記

第１号様式－１　設計内容説明書【一戸建ての住宅用】

評価対象建築物の名称	
評価対象建築物の所在地	
設計者等の氏名	
評価者氏名	

	性能表示事項	確認項目 ※	設計内容説明欄 ※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
略 （１構造の安定に関すること～９高齢者等への配慮に関すること）						
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策	開口部	1)建具の種類、性能・品質、寸法及び位置 2)その他必要な事項			

第１号様式－２　設計内容説明書【共同住宅等用】
その１．住棟評価用　略

その２．住戸評価用

住戸番号	
評価対象建築物の名称	
評価対象建築物の所在地	
設計者等の氏名	
評価者氏名	

	性能表示事項	確認項目 ※	設計内容説明欄 ※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
略（１構造の安定に関すること～９高齢者等への配慮に関すること）						
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策	開口部	1)建具の種類、性能・品質、寸法及び位置 2)その他必要な事項			

［記入要領］　略

第２号様式－１　施工状況報告書【一戸建ての住宅用】

評価対象建築物の名称	
評価対象建築物の所在地	
工事施工者	

検査対象工程	検査年月日	検査者の氏名

	性能表示事項	検査項目※	施工状況報告欄 ※ 変更等の内容	関連図書	管理の時期	施工状況確認欄 確認内容 ※	検査の方法	判定結果（適・不適）及び指摘事項の記録 ［一次］	［二次］
略（１構造の安定に関すること～９高齢者等への配慮に関すること）									
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策	開口部				1)建具の種類、性能・品質、寸法及び位置 2)その他必要な事項			

第２号様式－２　施工状況報告書【共同住宅等用】
その１．住棟評価用　略

その２．住戸評価用

住戸番号	
評価対象建築物の名称	
評価対象建築物の所在地	
工事施工者	

検査対象工程	検査年月日	検査者の氏名

	性能表示事項	検査項目　※	施工状況報告欄　※			施工状況確認欄			
			変更等の内容	関連図書	管理の時期	確認内容　※	検査の方法	判定結果（適・不適）及び指摘事項の記録	
								［一次］	［二次］
		エレベーター				1)設備の寸法 2)その他必要な事項			
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策	開口部				1)建具の種類、性能・品質、寸法及び位置 2)その他必要な事項			

略
（１構造の安定に関すること～９高齢者等への配慮に関すること）

	性能表示事項	測定記録欄	
		項目	結果
空気環境に関すること	室内空気中の化学物質の濃度等	検査者の氏名	
		特定測定物質の名称	
		特定測定物質の濃度	
		測定器具の名称	
		採取を行った年月日及び時刻等	
		採取条件	
		分析した者の氏名又は名称	

［記入要領］　略

○建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても排水基準が定められている場合　当該排水基準	
二　浄化槽法第四条第一項の環境省令により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい技術上の基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても技術上の基準が定められている場合　当該技術上の基準	
（防火区画）	（防火区画）
第百十二条　（略）	第百十二条　（略）
2～13　（略）	2～13　（略）
14　第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。	14　第一項から第五項まで、第八項又は第十三項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。
一　第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備　次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの	一　第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備　次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの
イ　（略）	イ　（略）
ロ　閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の通行人その他の人の安全を確保することができるものであること。	ロ・ハ　（略）
ハ・ニ　（略）	二　第一項第二号、第四項、第八項若しくは第十三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備　次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの
二　第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備　次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの	
イ　前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。	イ　前号イ及びロに掲げる要件を満たしているものであること。
ロ　（略）	ロ　（略）
15・16　（略）	15・16　（略）
（設置）	（設置）
第百二十六条の二　（略）	第百二十六条の二　（略）
2　建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第百十二条第十四項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。	2　建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第百十二条第十四項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

防火シャッター閉鎖作動時の危害防止措置の追加
（建築基準法施行令第１１２条第１４項）

防火シャッターについて、作動時に人が挟まれて死亡する又は重大なケガをする事故が数多く報告されていることから、防火シャッターに挟まれることにより人が危害を受けることのないようにするための、閉鎖作動時の危害防止措置を義務付けることにしました。

例えば、次のような方式の危害防止措置が考えられます。

○　シャッター最下端の障害物感知板に人が接触すると閉鎖作動を停止し、人が離れて後再び降下を開始して完全に閉鎖する方式

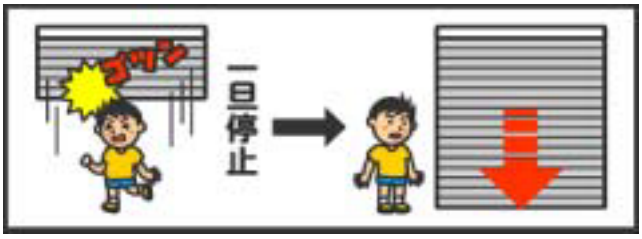

○　シャッターを予め設定した高さ（床面から 30cm～50cm 程度）のところで停止し、更に熱感知器からの信号によって再降下させて完全に閉鎖する方式

（傍線部分は改正部分）

改正（パブリックコメント）案

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百二十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第二十六条第一項第一号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五から第八までに適合する場合においては、当該構造計算は許容応力度等計算と同等以上に安全さを確かめることができるものと定める。

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

第一　適用の範囲等

この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　骨組膜構造　鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当該膜材料を一体とし、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設ける構造をいう。

二　サスペンション膜構造　構造用ケーブルに膜材料を張り、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設ける構造をいう。

現行告示

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百二十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第二十六条第一項第一号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五から第八までに適合する場合においては、当該構造計算は許容応力度等計算と同等以上に安全さを確かめることができるものと定める。

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

第一　適用の範囲等

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。

一　骨組膜構造　鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当該膜材料を一体とし、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設けるほか、次に定めるところによること。

イ　建築物の高さは、十三メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

ロ　構造耐力上主要な部分に用いる膜面（張力を導入した膜材料及び当該膜材料と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。）の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積（以下「膜面の投影面積」という。）の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、次に定める構造方法とした場合にあっては、この限りでない。

(1)～(3)　略

ハ　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、鉄骨造その他の構造の骨組に二メートル（建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十五条第一項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域にあっては、一メートル）以下の間隔で定着させること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

ニ　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する鉄骨造その他の構造の骨組は、令第二章第二節から第七節の二までの規定に適合すること。

2　膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種類に応じてそれぞれ当該各号に定めるところによること。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項又は第四項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）について構造耐力上支障のない構造方法とした場合にあっては、第一号ニを除き、この限りでない。

一　骨組膜構造　次に定めるところによること。

イ　略

ロ　略

ハ　(1)～(3)　略

ニ　略

二　サスペンション膜構造　次に定めるところによること。

イ・ロ　略

第一　膜面の構造　略

2　略

一　さび、はがれ、磨耗その他の耐力上の欠点のないものとすること。

二　膜材料は次の表の基布（繊維糸を使用した織布又は網目状織物をいう。以下同じ。）に使用する繊維糸の種類に応じて、コーティング材（基布の摩損防止等のために基布に塗布し又は張り合わせた樹脂又はゴムをいう。以下同じ。）を塗布し又は張り合わせたものとすること。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。

基布に使用する繊維糸		コーティング材
(一)	略	略
(二)	略	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂、ふっ素系樹脂（四ふっ化エチレンパーフルオロアルキルビニルエーテル共重合樹脂及び四ふっ化エチレン－六ふっ化プロピレン共重合樹脂を除く。）、クロロプレンゴム、クロロスルフォン化ポリエチレンゴム又はオレフィン系樹脂
(三)	ポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系又はポリビニルアルコール系の合成繊維糸又はこれらと混織されるケナフ植物繊維糸若しくはオレフィン系樹脂	

二　サスペンション膜構造　構造用ケーブルに膜材料を張り、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設けるほか、次に定めるところによること。

イ・ロ　略

第一　膜面の構造　略

2　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一　膜材料は次の表の基布（繊維糸を使用した織布又は網目状織物をいう。以下同じ。）に使用する繊維糸の種類に応じて、コーティング材（基布の摩損防止等のために基布に塗布し又は張り合わせた樹脂又はゴムをいう。以下同じ。）を塗布し又は張り合わせたものとすること。ただし、建築基準法第八十五条第一項又は第四項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）にあっては、この限りでない。

基布に使用する繊維糸		コーティング材
(一)	略	略
(二)	略	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂、ふっ素系樹脂（四ふっ化エチレンパーフルオロアルキルビニルエーテル共重合樹脂及び四ふっ化エチレン－六ふっ化プロピレン共重合樹脂を除く。）、クロロプレンゴム又はクロロスルフォン化ポリエチレンゴム
(三)	ポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系又はポリビニルアルコール系の合成繊維糸	

三～十一　略

3～8　略

第二　膜面の定着　略

一～三　略

2　略

一　略

二　合成繊維糸による基布とした膜材料以外の膜材料を使用する場合にあっては、第一項第一号に定める構造計算（暴風時に限る。更に、令第八十二条第一号の表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって生ずる力とする。）を行い接触部分の二分の一以上の部分が遊離しないことを確かめること。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。

第四　耐久性等関係規定の指定

第一項、第二項第一号から第十一号まで、第二項第二号から第三号まで、第四項第一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及びニ(1)及び同号の表並びに第二項第二号及び第三項の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第五～第八　略

三～十一　略

3～8　略

第二　膜面の定着　略

一～三　略

2　膜面に使用する膜材料（膜材料以外の部材又は金物を緊時接触状態とする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

一　略

二　第一項第一号に定める構造計算（暴風時に限る。更に、令第八十二条第一号の表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって生ずる力とする。）を行い接触部分の二分の一以上の部分が遊離しないことを確かめること。ただし、合成繊維糸による基布とした膜材料を使用する場合にあっては、この限りでない。

第四　耐久性等関係規定の指定

第一項、第二項第一号から第十一号まで、第二項第二号から第三号まで並びに第四項第一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及び同号の表の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第五～第八　略

（傍線部分は改正部分）

改正（パブリックコメント）案

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一　建築基準法（以下「法」という。）第二十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第二号又は第　号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百二十八号。以下「令」という。）第二十八条第一項第二号若しくは同条第四項の規定を適用する建築物又は法第八十八条第四項に規定する仮設建築物に用いる建築材料（構造耐力上主要な部分として用いるもののうち別表第一（品質基準及びその測定方法等）に規定する品質基準又はこれと同等以上に建築物の構造耐力上の安全を確かめることのできる性能の基準値が確かめられたもので、安全上、防火上及び衛生上支障のないことが確かめられたものに限る。）にあっては、この限りでない。

一～十九　略

第一　略

第二　略

現行告示

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一　建築基準法（以下「法」という。）第二十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第二号又は第　号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一～十九　略

第一　法第二十七条第二号の日本工業規格又は日本農林規格は、別表第一・欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表・欄に掲げるものとする。

第二　法第二十七条第　号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一～六　略

2　前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

一　製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q九〇〇一（品質マネジメントシステム―要求事項）―二〇〇〇の規定に適合していること。

二・三　略

別表第一

(い)	(ろ)
第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五一五（鋼管くい）―一九九四、JIS A五五一六（H形鋼くい）―一九九四、JIS E一一〇一（普通レール及び分岐器用特殊レール）―一〇〇一、JIS E一一〇三（軽レール）―一九九三、JIS G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）―一九九五、JIS G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）―一九九九、JIS G三一一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）―一九九三、JIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四、JIS G三一三一（建築構造用圧延棒鋼）―一九九六、JIS G三一三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八、JIS G三一三二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九四、JIS G三一三三（塗装溶融五十五のアルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八、JIS G三一三一（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）―一九九三、JIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四、JIS G三一三一（建築構造用圧延棒鋼）―一九九六、JIS G三一三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八、JIS G三一三二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九四、JIS G三一三三（塗装溶融五十五のアルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八、JIS G三一三一（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）―一九九三、JIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四、JIS G三一三一（建築構造用圧延棒鋼）―一九九六、JIS G三一三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八、JIS G三一三二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九四、JIS G三一三三（塗装溶融五十五のアルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八、JIS

一～六　略

2　略

一　製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q九〇〇一（品質マネジメントシステム―要求事項）―二〇〇〇の規定に適合していること。

二・三　略

別表第一

(い)	(ろ)
第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五一五（鋼管くい）―一九九四、JIS A五五一六（H形鋼くい）―一九九四、JIS E一一〇一（普通レール及び分岐器用特殊レール）―一〇〇一、JIS E一一〇三（軽レール）―一九九三、JIS G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）―一九九五、JIS G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）―一九九九、JIS G三一一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）―一九九三、JIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四、JIS G三一三一（建築構造用圧延棒鋼）―一九九六、JIS G三一三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八、JIS G三一三二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九四、JIS G三一三三（塗装溶融五十五のアルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）

五のアルミニウム一合金鋳造及び鍛造品）―一九九八、ＪＩＳ Ｇ三五〇一（一般構造用軽量形鋼）―一九八七、ＪＩＳ Ｇ三五一一（デッキプレート）―一〇〇三、ＪＩＳ Ｇ三五二一（一般構造用溶接軽量形鋼）―一九九〇、ＪＩＳ Ｇ三四四（一般構造用炭素鋼管）―一九九四、ＪＩＳ Ｇ三四六（一般構造用角形鋼管）―一九九八、ＪＩＳ Ｇ三四七五（建築構造用炭素鋼管）―一九九六、ＪＩＳ Ｇ四〇五一（機械構造用炭素鋼鋼材）―一九九九、ＪＩＳ Ｇ四〇五三（機械構造用合金鋼鋼材）―一〇〇三、ＪＩＳ Ｇ四三二一（建築構造用ステンレス鋼材）―一〇〇〇、ＪＩＳ Ｇ五一〇一（炭素鋼鋳鋼品）―一九九一、ＪＩＳ Ｇ五一〇二（溶接構造用鋳鋼品）―一九九一、ＪＩＳ Ｇ五一一一（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品）―一九九一又はＪＩＳ Ｇ五一〇一（溶接構造用遠心力鋳鋼管）―一九九一

略

略

別表第一

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
略	略	略
第一第十一号に掲げる建築	一・二略	一・二略
	三　膜材料に布目曲がりの測定は、ＪＩＳ Ｌ一〇九六（一般織物試験方法）―一九九九により当該	

一九九八、ＪＩＳ Ｇ三五〇（一般構造用軽量形鋼）―一九八七、ＪＩＳ Ｇ三五一（デッキプレート）―一〇〇三、ＪＩＳ Ｇ三五二一（一般構造用溶接軽量形鋼）―一九九〇、ＪＩＳ Ｇ三四四（一般構造用炭素鋼管）―一九九四、ＪＩＳ Ｇ三四六（一般構造用角形鋼管）―一九九八、ＪＩＳ Ｇ三四七五（建築構造用炭素鋼管）―一九九六、ＪＩＳ Ｇ四〇五一（機械構造用炭素鋼鋼材）―一九九九、ＪＩＳ Ｇ四〇五三（機械構造用合金鋼鋼材）―一〇〇三、ＪＩＳ Ｇ四三二一（建築構造用ステンレス鋼材）―一〇〇〇、ＪＩＳ Ｇ五一〇一（炭素鋼鋳鋼品）―一九九一、ＪＩＳ Ｇ五一〇二（溶接構造用鋳鋼品）―一九九一又はＪＩＳ Ｇ五一〇一（溶接構造用遠心力鋳鋼管）―一九九一

略

略

別表第一

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
略	略	略
第一第十一号に掲げる建築	一・二略	一・二略
	三　膜材料に布目曲がりの測定は、ＪＩＳ Ｌ一〇九六（一般織物試験方法）―一九九九により当該	

材料

布目曲がりの基準値が定められていること。	膜材料等の三百ミリメートル以上の間隔をおいた五箇所以上について測定するか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に布目曲がりを測定できる方法によること。	
四～六　略	四～六　略	
七　膜材料にあっては、たて糸方向及びよこ糸方向の引張クリープによる伸び率の基準値が定められていること。	七　略 イ　略 ロ　略 (1)　略 (2)　温度摂氏六十度、湿潤状態において、ガラス繊維を用い、かつ、コーティング材に四ふっ化エチレン樹脂、四ふっ化エチレンパーフルオロアルキルビニルエーテル共重合樹脂又は四ふっ化エチレン六ふっ化プロピレン共重合樹脂を用いる場合にあっては、摂氏百五十度、零囲気内でたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の十分の一以上の荷重で六時間の載荷を行うこと。 ハ・ニ　略	
八～十　略	八～十　略	
十一　略		
略	略	

材料

布目曲がりの基準値が定められていること。	膜材料等の三百ミリメートル以上の間隔をおいた五箇所以上について測定するか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に布目曲がりを測定できる方法によること。	
四～六　略	四～六　略	
七　膜材料にあっては、たて糸方向及びよこ糸方向の引張クリープによる伸び率の基準値が定められていること。	七　略 イ　略 ロ　略 (1)　略 (2)　温度摂氏六十度、湿潤状態において、ガラス繊維を用いない場合にあっては、摂氏百五十度、零囲気内でたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の十分の一以上の荷重で六時間の載荷を行うこと。 ハ・ニ　略	
八～十　略	八～十　略	
十一　略		
略	略	

別紙第三　略	別紙第三　略

（傍線部分は改正部分）

改正（パブリックコメント）案	現行告示
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第八十一条の二の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。 超高層建築物の構造計算の基準を定める件 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条の二に規定する超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。 一　略 二　建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行うこと。 イ～ハ　略 ニ　イからハまでに規定する構造計算は、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減することができるものとする。この場合において、その出入口その他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第八十一条の二の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。 超高層建築物の構造計算の基準を定める件 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条の二に規定する超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。 一　建築物の各部分の固定荷重及び積載荷重その他の実況に応じた荷重及び外力（令第八十八条第一項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における積雪荷重を含む。）により建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。 二　建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減することができるものとする。 イ～ハ　略
三　略 四　建築物に作用する地震力について次に定める方法による構造計算を行うこと。ただし、地震時に生ずる力の影響が積雪時又は暴風時その他の荷重及び外力による影響に比べ小さい建築物にあっては、この限りでない。 イ　略 イ・ロ　略 ロ　略 (1)～(4)　略 ハ　略 ニ　イからハまでに規定する構造計算を行うにあたり、建築物の規模及び形態に応じた上下方向の地震動、当該地震に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方向の荷重に対する水平方向の変形の影響等を適切に考慮すること。 ホ　イからニまでの規定は、建築物が次に掲げる基準に該当する場合にあっては、適用しない。	三　建築物に作用する風圧力について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、水平面内での風向と直交する方向及びねじれ方向の建築物の振動並びに屋根面においては鉛直方向の振動を適切に考慮すること。 イ・ロ　略 四　建築物に作用する地震力について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、建築物の規模及び形態に応じた上下方向の地震動、当該地震に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方向の荷重に対する水平方向の変形の影響等を適切に考慮すること。 イ　建築物に水平方向に作用する地震動は、次に定めるところによること。ただし、敷地の周辺における断層、震源からの距離その他地震動に対する影響及び建築物への効果を適切に考慮して定める場合は、この限りでない。 (1)～(4)　略 ロ　イに規定する稀に発生する地震動によって建築物の構造耐力上主要な部分が損傷しないことを、運動方程式に基づき確かめること。ただし、制振部材にあっては、この限りでない。 ハ　イに規定する極めて稀に発生する地震動によって建築物が倒壊、崩壊等しないことを、運動方程式に基づき確かめること。

(1) 建築物の地震応答の性状に与える影響が小さいものであること。

(2) イに規定する稀に発生する地震動と同等以上の効力を有する地震力によって建築物が損傷しないことを確かめたものであること。

(3) イに規定する極めて稀に発生する地震動と同等以上の効力を有する地震力によって建築物が倒壊、崩壊等しないことを確かめたものであること。

五 第一号から第四号までに規定する構造計算を行うに当たって、第一号に規定する荷重及び外力を適切に考慮すること。

六～八 （略）

九 前各号の構造計算を行う場合にあっては、次に掲げる基準に適合していることを確かめること。

イ 建築物のうち令第二章第二節から第七節の一までの規定に該当しない構造方法とした部分（該当しない構造方法とした部分が複数存在する場合にあっては、それぞれの部分とする。）について、当該部分の耐力、剛性、靭性その他の建築物の構造特性に影響する力学特性値が明らかであること。

ロ イの力学特性値を確かめる方法は、次のいずれかに定めるところによること。

(1) 当該部分及びその周囲の接合の実況に応じた一方向又は繰り返し加力試験

(2) 当該部分を構成するそれぞれの要素の耐力、剛性、靭性その他の力学特性値及び要素相互の接合の実況に応じた力及び変形の釣合いに基づく構造計算

ハ 構造耐力に影響する材料の品質が適切に考慮されていること。

五 第一号から第四号までに規定する構造計算を行うにあたり、第一号に規定する荷重及び外力を適切に考慮すること。

六～八 （略）

建築基準法関係告示（屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件）の一部の改正方針について

Home

平成17年7月26日

＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
(内線39536)
TEL：03-5253-8111（代表）

1. 趣旨

第162回国会において浄化槽法の一部を改正する法律（平成17年法律第47号）が成立し、環境大臣が浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について環境省令で技術上の基準を定め、平成18年2月1日から施行されることとなりました。
国土交通省ではこの改正を受け、建築基準法に基づき国土交通大臣が定める浄化槽の構造基準を改正することになりました。

今般、環境省において環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（以下「環境省令」という。）の案が作成され、7月26日より同省のホームページ（http://www.env.go.jp/info/iken.html）等において同省令案に係るパブリックコメントが開始されています。

国土交通省においては、当該環境省令の案と整合する昭和55年建設省告示第1292号（し尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件）の一部の改正方針を作成しましたので、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、下記のとおり本件に対するご意見の募集を行います。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる告示改正方針は、以下のとおりです。

［告示改正方針］

環境省令の制定に伴い、昭和55年建設省告示第1292号（屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件）のうち、環境省令の案（本パブリックコメントと同時に環境省でパブリックコメントを実施（http://www.env.go.jp/　info/iken.html））に規定する、浄化槽からの放流水の水質基準（放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム以下等）に適合しない浄化槽を規定している第1から第3までを削除します。なお、このことによる告示の条項番号ずれなどについて必要な措置を行います。

＜参考：削除される浄化槽の規定＞

- ○ 放流水のBODが1リットルにつき90ミリグラム以下である性能等を有する合併処理浄化槽に関するもの（現行告示1292号第1）
- ○ 放流水のBODが1リットルにつき60ミリグラム以下である性能等を有する合併処理浄化槽に関するもの（現行告示1292号第2）
- ○ 放流水のBODが1リットルにつき30ミリグラム以下である性能等を有する合併処理浄化槽に関するもの（現行告示1292号第3）

平成十三年国土交通省告示第三百八十三号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件	土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件
第一　この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第一　この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　（略）	一　（略）
二　急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ　土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ	二　急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ　土石等の移動による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ
三　（略）	三　（略）
四　急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ　土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ（当該高さが外壁等の高さを超える場合にあっては外壁等の高さ）	四　急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ　土石等の堆積による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ（当該高さが外壁等の高さを超える場合にあっては外壁等の高さ）
五　（略）	五　（略）
六　土石流の高さ　土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた土石流による最大の力が建築物に作用する場合の土石流の高さ（当該高さが外壁等の高さを超える場合にあっては外壁等の高さ）	六　土石流の高さ　土石流による最大の力が建築物に作用する場合の土石流の高さ（当該高さが外壁等の高さを超える場合にあっては外壁等の高さ）
七　（略）	七　（略）
八　地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の高さ　土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の堆積による力が建築物に作用する場合の土石等の高さ（当該高さが外壁等の高さを超える場合にあっては外壁等の高さ）	八　地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の高さ　地滑り地塊の滑りによる土石等の堆積による力が建築物に作用する場合の土石等の高さ
第二　（略）	第二　（略）
一　次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法	一　次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法
イ　外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの	イ　外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　控壁の構造方法	(2)　控壁の構造方法
(i)～(iii)　（略）	(i)～(iii)　（略）
(iv)　外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の断面積の和を、次の表二の数値以上とすること。	(iv)　長さ一メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表二の数値以上とすること。

表二

急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ（単位　メートル）	急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ（単位　メートル）	縦筋の断面積の和（単位　平方ミリメートル）
急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ（単位　メートル）	急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ（単位　メートル）	縦筋の断面積の和（単位　一メートルにつき平方ミリメートル）

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）			

（v）（iv）に定めるもののほか、補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で縦横に配置すること。

（vi）・（vii）　（略）

（3）　（略）

ロ　（略）

ハ　各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通省告示第千二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

（1）・（2）　（略）

（3）　基礎の構造方法

第一号ロ(4)に定める構造方法とすること。

二　（略）

第三　（略）

一　次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法

イ　外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）			

（v）　補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で横に配置すること。

（vi）・（vii）　（略）

（3）　（略）

ロ　（略）

ハ　各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

（1）・（2）　（略）

（3）　基礎の構造方法

第二号ロ(4)に定める構造方法とすること。

二　（略）

第三　（略）

一　次のイ又はロのいずれかに該当する構造方法

イ　外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

（1）　（略）

（2）　控壁の構造方法

（i）　（略）

（ii）　外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の断面積の和を、次の表十の数値以上とすること。

表十

土石流の高さ（単位　メートル）	縦筋の断面積の和（単位　平方ミリメートル）	
（略）	（略）	
（略）	（略）	
（略）	（略）	

（iii）　（略）

（3）　（略）

ロ　（略）

ハ　各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通省告示第千二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

（1）～（3）　（略）

二　（略）

（1）　（略）

（2）　控壁の構造方法

（i）　（略）

（ii）　長さ一メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表十の数値以上とすること。

表十

土石流の高さ（単位　メートル）	縦筋の断面積の和（単位　一メートルにつき平方ミリメートル）	
（略）	（略）	
（略）	（略）	
（略）	（略）	

（iii）　（略）

（3）　（略）

ロ　（略）

ハ　各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

（1）～（3）　（略）

二　（略）

第四　（略）

一　次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法

イ　外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)　（略）

(2)　控壁の構造方法

(ⅰ)　（略）

(ⅱ)　外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の断面積の和を、次の表十六の数値以上とすること。

表十六

地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の高さ（単位　メートル）	縦筋の断面積の和（単位　平方ミリメートル）	
（略）	（略）	
（略）		（略）
（略）		

(ⅲ)　（略）

(3)　（略）

ロ　（略）

ハ　各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通省告示第千二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)～(3)　（略）

二　（略）

第五　（略）

第四　（略）

一　次のイ又はロのいずれかに該当する構造方法

イ　外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)　（略）

(2)　控壁の構造方法

(ⅰ)　（略）

(ⅱ)　長さ一メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表十六の数値以上とすること。

表十六

地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の高さ（単位　メートル）	縦筋の断面積の和（単位　一メートルにつき平方ミリメートル）	
（略）	（略）	
（略）		（略）
（略）		

(ⅲ)　（略）

(3)　（略）

ロ　（略）

ハ　各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)～(3)　（略）

二　（略）

第五　（略）

改正案

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百二十八号）第百十二条第十四項第一号、第百二十九条の十二の二第一号及び第百二十六条の二第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一　次に掲げる基準に適合する構造の防火設備とすること。

イ　常時閉鎖状態を保持する構造の防火戸で、直接手で開くことができ、自動的に閉鎖するもので、かつ、面積が二平方メートル以内のもの（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）、又は、最終路の出入口に設けられる防火戸で、人の出入りの後、十秒間以内に閉鎖するものとすること。

ロ　閉鎖又は作動をするに際して当該防火設備（通行の用に供する部分に設けるものに限る。）に挟まれ、又は衝突することによりその居住の人の生命又は身体に重大な危害が及ぶおそれがないものであることが次に掲げる基準によつて確かめられたものであること。

(1)　当該防火設備の質量（単位　キログラム）に速度（単位　一秒につきメートル）の二乗を乗じた数値が　十以下となるものであること。

(2)　当該防火設備の質量が十五キログラム以下であること。ただし、水平方向に閉鎖又は作動をするもので閉じ力が百五十ニュートン以下であるもの、居住の人と接触することにより停止するもの（接触を検知してから停止するまでの移動距離が五センチメートル以内であり、その人の避難後に再び閉鎖又は作動をする構造であるもの。）にあつては、この限りではない。

二　次に掲げる基準に適合する構造の防火設備とすること。

イ　第一号ロに掲げる基準に適合する構造の防火設備で、随時閉鎖することができること。

ロ　居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火設備に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下である構造の防火設備とすること。

ハ～ト　略

第一　令第百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一　第一第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の防火設備とすること。

二　略

第二　令第百十二条第十四項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一　第一第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の防火設備とすること。

二　略

現行告示

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百二十八号）第百十二条第十四項第一号、第百二十九条の十二の二及び第百二十六条の二第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一　面積が二平方メートル以内の常時閉鎖状態を保持する構造の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）とすること。

二　次に掲げる基準に適合する構造の防火戸とすること。

イ　随時閉鎖することができること。

ロ　居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該戸に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下である構造の防火戸とすること。

ハ～ト　略

第一　令第百十二条第十四項第一号イからハまでに掲げる要件（ハに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一　常時閉鎖式防火戸とすること。

二　略

第二　令第百十二条第十四項第一号イ及びハに掲げる要件（ハに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一　常時閉鎖式防火戸とすること。

二　略

第四　令第百十二条第十四項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 一　第一第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の防火設備とすること。 二　（略） 別記　（略）	第四　令第百十二条第十四項第一号イ及びハに掲げる要件（ハに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 一　常時閉鎖式防火戸とすること。 二　（略） 別記　（略）

改正案	現行告示
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百二十八号）第百十二条第十四項第二号、第百十六条の二第一項、第百二十六条の二第一項及び第百四十五条第一項第二号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百二十八号）第百十二条第十四項第二号、第百十六条の二第一項及び第百四十五条第一項第二号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。
一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十四項第二号に掲げる要件を満たす防火設備又は第百四十五条第一項第二号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。	一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十四項第二号に掲げる要件を満たす防火設備又は第百四十五条第一項第二号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　次のいずれかに適合する構造方法とすること。	ロ　防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分を相じゃくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの（シャッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他建築基準法（昭和二十五年法律第百二号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものに限る。）とすること。
(1)　枠又は他の防火設備と接する部分を相じゃくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられた防火戸	
(2)　内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したシャッター又は近接する位置に網入りガラスその他建築基準法（昭和二十五年法律第百二号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のシャッター	
二　（略）	二　（略）
別記　（略）	別記　（略）

別紙１

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正案
（建築物に係る部分）の概要

１．背景

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 93 号）が平成 18 年４月１日から施行され、一定規模以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合に加え、大規模修繕等を行う場合にも省エネ措置の所管行政庁への届出義務が課されることとなるとともに、一定規模以上の住宅も非住宅建築物と同様に取り扱われることとなります。また、届出をした建築物（住宅を含む）については、定期的に維持保全の状況の報告が義務づけられることとなります。

今般、法律施行に必要な事項を定めるため、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正し、届出・報告の対象となる建築物や大規模修繕等の範囲等について、次のとおり定めることを予定しております。

２．改正内容

① 空気調和設備等の範囲の設定　（新法第 72 条関係）

設置・改修時に省エネ措置の努力義務や届出義務が課される空気調和設備等の範囲を、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機とすること。

② 特定建築物の規模の設定　（新法第 73 条第１項関係）

特定建築物の規模は、床面積の合計が 2,000 ㎡以上とすること。

③ 特定建築物の改築の規模等の設定　（新法第 75 条第１項関係）

省エネ措置の届出を要する特定建築物の改築の規模、建築物の増築の規模は、改築・増築に係る部分の床面積の合計が 2,000 ㎡以上とすること。

④ 特定建築物の屋根、壁又は床の修繕・模様替の規模の設定
（新法第 75 条第１項関係）

省エネ措置の届出を要する特定建築物の屋根、壁又は床の修繕・模様替の規模を以下のとおりとすること。（詳しくは、別紙２参照）

・ 屋根の修繕又は模様替　修繕又は模様替に係る部分の面積が屋根全体の面積の 1/2 以上であること
・ 床の修繕又は模様替　修繕又は模様替に係る部分の面積が床全体の面積の 1/2 以上であること
・ 壁の修繕又は模様替　修繕又は模様替に係る部分の鉛直投影面積が最大となる鉛直面を設定し、その鉛直面への投影面積が建築物全体のその鉛直面への投影面積の 1/2 以上であること

※ 屋根、壁又は床の修繕又は模様替で、上記に当たらないものであっても、合計面積が 2000 ㎡以上であれば、届出対象とする。

⑤ 空気調和設備等の改修の範囲の設定
（新法第 75 条第１項関係）

省エネ措置の届出を要する空気調和設備等の改修を以下のとおりとすること。（詳しくは、別紙２参照）

・ 空気調和設備 熱源機器、ポンプ、空気調和機の取替えで一定のもの
・ 機械換気設備 送風機の取替えで一定のもの
・ 照明設備　設備の取替えで一定のもの
・ 給湯設備　熱源機器、配管の取替えで一定のもの
・ 昇降機　昇降機の取替えで一定のもの

⑥ 省エネ措置の届出、維持保全状況の報告を要しない建築物の範囲の設定
（新法第 75 条第６項関係）

届出・報告を要しない建築物の範囲を、

・ 文化財保護法により国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物として指定されたもの 等
・ 建築基準法第 85 条に規定する応急・仮設建築物

とすること。

⑦ 報告及び立入検査に関する規定の整備　（新法第 85 条第 10 項関係）

特定建築物の設計及び施工又は維持保全に係る事項に関する報告等について定めること。

別紙２

届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の範囲について

１．届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の規模の考え方

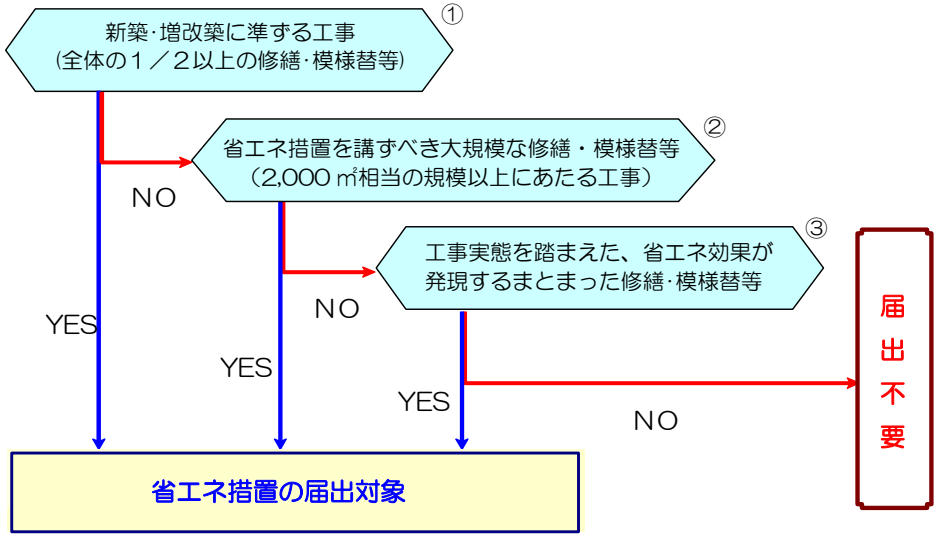

※建築物ストック全体のうち特定建築物(2,000 ㎡以上)は原則省エネ措置

２．届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の規模一覧

		全体の 1/2 以上の改修 ①	2,000 ㎡の標準的な規模以上の改修 ②	工事実態を踏まえた規模の改修 ③
屋根、壁、又は床				
	屋根	修繕・模様替を行う屋根の面積が屋根全体の 1/2 以上	修繕・模様替を行う屋根・壁・床の面積の合計が 2,000 ㎡以上	－
	床	修繕・模様替を行う床の面積が床全体の 1/2 以上		－
	壁	下記（※）参照		－
空気調和設備				
	熱源機器（暖房用）	交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の 1/2 以上	交換する熱源機器の定格出力の合計が 300kW 以上	－
	熱源機器（冷房用）	交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の 1/2 以上	交換する熱源機器の定格出力の合計が 300kW 以上	－
	ポンプ（暖房用）	交換するポンプの定格流量の合計が全体の 1/2 以上	交換するポンプの定格流量の合計が 900L/min 以上	－
	ポンプ（冷房用）	交換するポンプの定格流量の合計が全体の 1/2 以上	交換するポンプの定格流量の合計が 900L/min 以上	－
	空気調和機	交換する空気調和機の定格風量の合計が全体の 1/2 以上	交換する空気調和機の定格風量の合計が 60,000㎥/h 以上	１つの階に設置されている全ての空気調和機を交換する場合
空気調和設備以外の換気設備		交換する送風機の電動機の定格出力の合計が全体の 1/2 以上	交換する送風機の電動機の定格出力の合計が 5.5kW 以上	－
照明設備		交換する部分の床面積の合計が全体の 1/2 以上	交換する部分の床面積の合計が 2,000 ㎡以上	１つの階の居室に設置されている全ての照明設備を交換する場合
給湯設備				
	熱源機器	交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の 1/2 以上	交換する熱源機器の定格出力の合計が 200kW 以上	－
	配管設備	交換する配管の長さが全体の 1/2 以上	交換する配管の長さが 500m 以上	－
昇降機			二以上の昇降機を交換する場合	－

※　修繕・模様替を行う壁の部分の鉛直投影面積が最大となる鉛直面を設定し、その鉛直面への投影面積が建築物全体のその鉛直面への投影面積の 1/2 以上となる場合を対象とする。

３．修繕・模様替を行う壁の部分の鉛直投影面積の具体的イメージ

＜具体的イメージ１＞

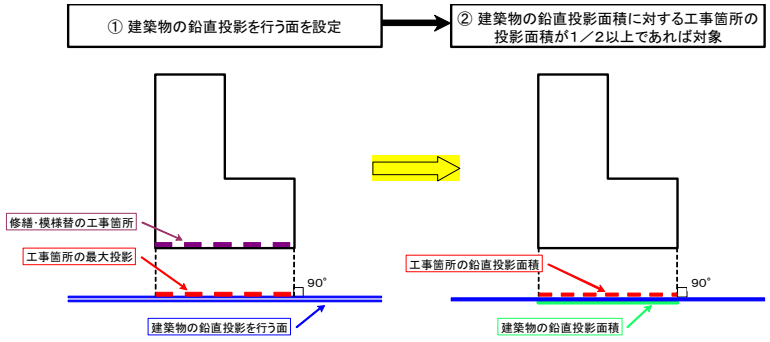

＜具体的イメージ２＞

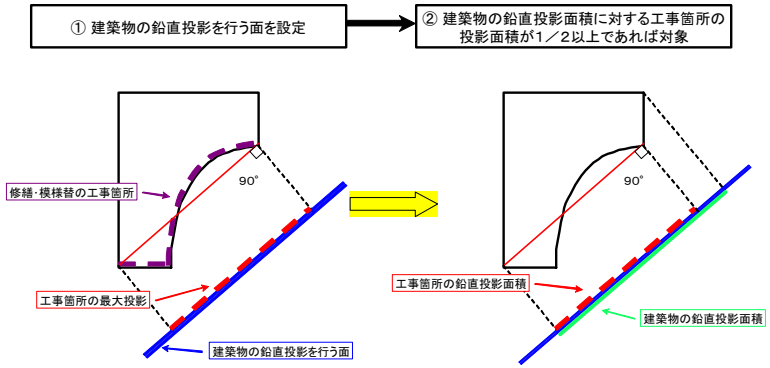

＜具体的イメージ３＞

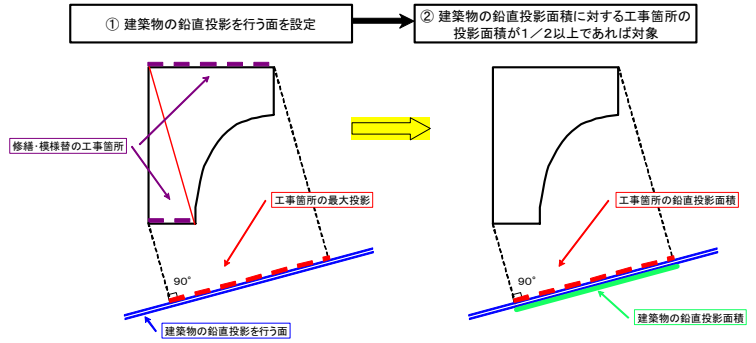

参考

エネルギーの使用の合理化に関する法律（建築物に係る部分）の改正の概要

【改正のポイント】

ストック対策の強化
一定規模（床面積2,000㎡以上）の非住宅建築物の大規模修繕等を行う者に対して、所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け（現行は、新築・増改築する者に対してのみ義務付け）

住宅に関する対策の強化
一定規模（床面積2,000㎡以上）の住宅についても、非住宅建築物と同様に所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け（現行は、努力義務のみ）

※所管行政庁：建築主事を配置し、建築確認等を行う都道府県等
※省エネ措置　：建築物の外壁、窓等の断熱化、空気調和設備等の効率的な利用
※大規模修繕等：外壁、窓等の大規模の修繕・模様替、空気調和設備等の設置又は大規模の改修

【改正内容】

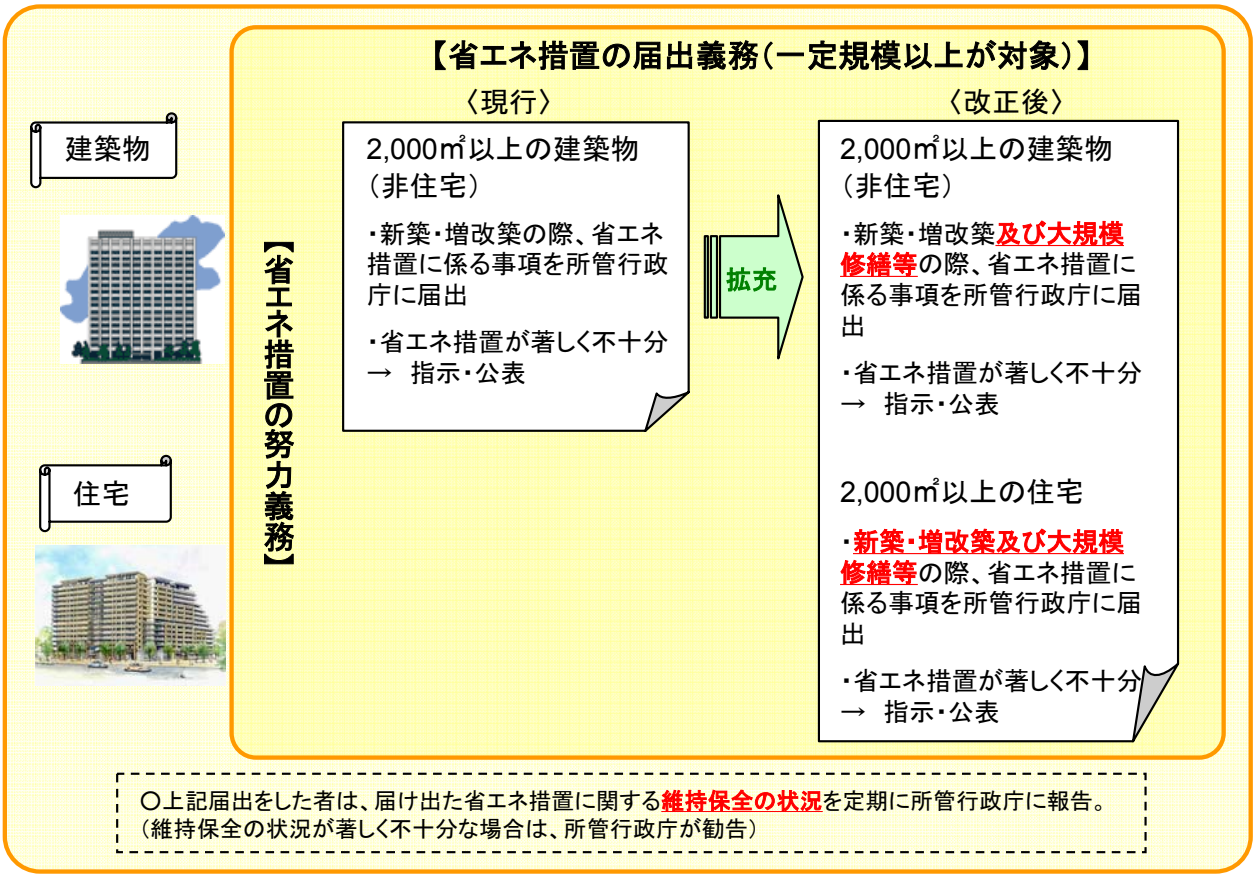

【改正法の施行日】

改正法の施行日　：　H18. 4. 1　（H17. 8. 10 公布）

○建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十三条第一項の規定に基づき、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準を次のように定めたので、告示する。	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第一項の規定に基づき、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主の判断の基準を次のように定めたので、告示する。
1　建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止 1－1　建築主等（建築物の建築をしようとする者、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）の修繕又は模様替をしようとする者及び建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。 (1)～(3)　（略） 1－2～1－4　（略） 1－5　特定建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以下同じ。）は、次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。 (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮した建築物の配置計画及び平面計画を適切に維持すること。 (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部の清掃、補修等により、断熱性を適切に維持すること。 (3) 窓からの日射の制御状態の点検や緑化の保全等により、日射による熱負荷の低減の効果を適切に維持すること。	1　建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止 1－1　次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。 (1)～(3)　（略） 1－2～1－4　（略）
2　空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用 2－1　建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1)～(4)　（略） 2－2～2－4　（略） 2－5　特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮した空気調和設備のシステムの計画を適切に維持すること。 (2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を適切に維持すること。	2　空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用 2－1　次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1)～(4)　（略） 2－2～2－4　（略）
(3) 熱源機器、ポンプ、空気調和機等の稼働状況の点検等により、採用した空気調和設備の制御方法の動作を適切に維持すること。 (4) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を適切に維持すること。	
3　空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用 3－1　建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1)～(3)　（略） 3－2～3－4　（略） 3－5　特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を適切に維持すること。 (2) 送風機等の稼動状態の点検等により、採用した機械換気設備の制御方法の動作を適切に維持すること。 (3) 機器の点検や清掃等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を適切に維持すること。	3　空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用 3－1　次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1)～(3)　（略） 3－2～3－4　（略）
4　照明設備に係るエネルギーの効率的利用 4－1　建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1)～(4)　（略） 4－2～4－4　（略） 4－5　特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1) 照明器具の点検や清掃等により、採用した光源等の照明効率を適切に維持すること。 (2) 照明設備の稼働状態の点検等により、採用した照明設備の制御方法の動作を適切に維持すること。 (3) 保守管理に配慮した設置方法を適切に維持すること。 (4) 照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げ等を適切に維持すること。	4　照明設備に係るエネルギーの効率的利用 4－1　次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1)～(4)　（略） 4－2～4－4　（略）
5　給湯設備に係るエネルギーの効率的利用 5－1　建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1)～(3)　（略） 5－2～5－4　（略） 5－5　特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネル	5　給湯設備に係るエネルギーの効率的利用 5－1　次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1)～(3)　（略） 5－2～5－4　（略）

ギーの効率的利用を図ること。 (1) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した配管設備計画を適切に維持すること。 (2) 熱源機器等の稼働状態の点検等により、採用した給湯設備の制御方法の動作を適切に維持すること。 (3) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を適切に維持すること。	
6　昇降機に係るエネルギーの効率的利用 6－1　建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1)～(3)　(略) 6－2～6－4　(略) 6－5　特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1) 昇降機の稼働状態の点検等により、採用した昇降機の制御方法の動作を適切に維持すること。 (2) 駆動装置の点検等により、採用した駆動装置のエネルギーの利用効率を適切に維持すること。 (3) 必要な輸送能力に応じた設置計画を適切に維持すること。	6　昇降機に係るエネルギーの効率的利用 6－1　次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図ること。 (1)～(3)　(略) 6－2～6－4　(略)
別表第1　(略)	別表第1　(略)
別表第2　(略)	別表第2　(略)
別表第3	別表第3

重油	一リットルにつき四万千キロジュール
灯油	一リットルにつき三万七千キロジュール
液化石油ガス	一キログラムにつき五万キロジュール
他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）	一キロジュールにつき一．三六キロジュール
電気	一キロワット時につき九千七百六十キロジュール（夜間買電（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者より二十二時から翌日八時までの間に電気の供給を受けることをいう。）を行う場合においては、昼間買電（同号に規定する一般電気事業者より八時から二十二時までの間に電気の供給を受けることをいう。）の消費電力については一キロワット時につき九千九百七十キロジュールと、夜間買電の消費電力量については一キロワット時につき九千二百八十キロジュールとすることができる。）

重油	一リットルにつき四万千キロジュール
灯油	一リットルにつき三万七千キロジュール
液化石油ガス	一キログラムにつき五万キロジュール
電気	一キロワット時につき九千八百三十キロジュール（夜間買電（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者より二十二時から翌日八時までの間に電気の供給を受けることをいう。）を行う場合においては、昼間買電（同号に規定する一般電気事業者より八時から二十二時までの間に電気の供給を受けることをいう。）の消費電力については一キロワット時につき一万五十キロジュールと、夜間買電の消費電力量については一キロワット時につき九千三百十キロジュールとすることができる。）

附　則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

○住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十三条第一項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準（平成十一年通商産業省・建設省告示第二号）の一部を改正したので、告示する。	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第一項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準（平成四年通商産業省・建設省告示第二号）の全部を改正したので、告示する。
1　住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止 1－1　建築主等（住宅の建築をしようとする者、住宅の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）の修繕又は模様替をしようとする者及び住宅への空気調和設備等の設置又は住宅に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項に配慮し、住宅（重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅にあっては、住戸。以下１において同じ。）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。 (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して住宅の配置計画及び平面計画を策定すること。 (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとすること。 (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用、緑化の促進等により日射による熱負荷の低減を図ること。 (4) 防露性能の確保、換気量の確保、室内空気汚染の防止などに十分配慮すること。 1－2　住宅の外壁、窓等に関して１－１の(1)から(3)までに掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、１－３及び１－４によるものとし、１－１の(4)に掲げる事項に係る措置を実施するにあたっては、１－５から１－９までに留意するものとする。 1－3　地域の区分に応じた年間暖冷房負荷等の基準 住宅が、次の(1)に定める年間暖冷房負荷の基準又は(2)に定める熱損失係数及び夏期日射取得係数の基準のいずれかに適合するようにするものとする。 (1)（略） (2)（略）	1　地域の区分に応じた年間暖冷房負荷等の基準 建築主は、住宅（重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅にあっては、住戸。以下同じ。）が、次の(1)に定める年間暖冷房負荷の基準又は(2)に定める熱損失係数及び夏期日射取得係数の基準のいずれかに適合するようにするものとする。 (1)（略） (2)（略）
1－4　地域の区分に応じた相当隙間面積の基準 (1) 住宅の相当隙間面積を、別表第１に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下となるようにするものとする。 (2)（略） (3) １－１の（１）に定める年間暖冷房負荷の基準に適合する住宅又は１－３の(2)のイの（ニ）に定める熱損失係数の基準に適合する住宅の相当隙間面積については、（１）に定める相当隙間面積の基準値を、１－３の(2)のイの（ロ）で算出される熱損失係数に応じ、次の表に掲げる数値とすることができる。	2　地域の区分に応じた相当隙間面積の基準 (1) 建築主は、住宅の相当隙間面積を、別表第１に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下となるようにするものとする。 (2)（略） (3) １の（１）に定める年間暖冷房負荷の基準に適合する住宅又は１の(2)のイに定める熱損失係数の基準に適合する住宅（１の（２）のイの（ハ）で算出される熱損失係数の基準値による場合を除く。）の相当隙間面積については、（１）に定める相当隙間面積の基準値を、１の(2)のイの（ロ）で算出される熱損失係数に応じ、次の表に掲げる数値とすることができる。

熱損失係数（単位　１平方メートル１度につきワット	1.9以下	1.9より大きく3.7以下	3.7より大きい
相当隙間面積の基準値（単位　１平方メートルにつき平方センチメートル）	2.0	5.0	

熱損失係数（単位　１平方メートル１度につきワット	1.9以下	1.9より大きく3.7以下	3.7より大きい
相当隙間面積の基準値（単位　１平方メートルにつき平方センチメートル）	2.0	5.0	

1－5　防露性能の確保 次の(1)及び(2)に留意し、住宅の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。 (1) 表面結露の防止 住宅全体としては１－３の(1)のイに定める暖冷房負荷の基準、及び１－３の(2)のイに定める熱損失係数の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分（開口部を除く。）を作らないこと。 (2) 内部結露の防止 断熱材の内部又は断熱材よりも屋外側で外気に開放されていない部分においては、内部結露の発生を防止するため、水蒸気の侵入と排出について考慮し、当該部分に多量の水蒸気が滞留しないよう適切な措置を講じること。	3　防露性能の確保 建築主は、次の(1)及び(2)に留意し、住宅の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。 (1) 表面結露の防止 住宅全体としては１の(2)のイに定める熱損失係数の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分（開口部を除く。）を作らないこと。 (2) 壁体内結露の防止 防湿気密層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性及び気密性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）及び通気層（断熱層の外側に設ける空気の層で、両端が外気に開放されたものをいう。）の設置、乾燥木材の使用、小屋裏又は床下における換気口の設置その他の壁体内結露の発生を防止するための適切な措置を講じること。
1－6　換気量の確保 換気回数を住宅全体で１時間につき0.5回以上とすることを設計条件として、全般換気（生活用品又は建材から発生する化学物質又は臭気、生活に伴い発生する水蒸気その他一般的に想定される室内空気汚染物質の排出のための住宅全体を対象とした換気をいう。）のための換気計画（新鮮空気（室内空気汚染物質を含まないとみなすことのできる外気をいう。）の流入及び流出の経路を考慮してなされる全般換気及び局所換気（汚染物質が発生する場所の局部的な換気をいう。）のための計画をいう。）を策定するものとする。	4　換気量の確保 建築主は、換気回数を住宅全体で１時間につき0.5回以上とすることを設計条件として、全般換気（生活用品又は建材から発生する化学物質又は臭気、生活に伴い発生する水蒸気その他一般的に想定される室内空気汚染物質の排出のための住宅全体を対象とした換気をいう。）のための換気計画（新鮮空気（室内空気汚染物質を含まないとみなすことのできる外気をいう。）の流入及び流出の経路を考慮してなされる全般換気及び局所換気（汚染物質が発生する場所の局部的な換気をいう。）のための計画をいう。）を策定するものとする。
1－7　暖房機器等による室内空気汚染の防止 住宅に燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。	5　暖房機器等による室内空気汚染の防止 建築主は、燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。
1－8　暖房及び冷房に関わるエネルギー効率の確保 住宅に暖房システム又は冷房システムを設置する場合にあっては、当該システムの使用方法及びエネルギー効率を考慮するよう努めるものとする。	6　暖房及び冷房に関わるエネルギー効率の確保 建築主は、暖房システム又は冷房システムを設置する場合にあっては、当該システムの使用方法及びエネルギー効率を考慮するよう努めるものとする。
1－9　防暑のための通気経路の確保 夏期の防暑上通風が有効である地域における住宅について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通風経路の確保に努めるものとする。	7　防暑のための通気経路の確保 建築主は、夏期の防暑上通風が有効である地域における住宅について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通風経路の確保に努めるものとする。
1－10　特定建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以	

下同じ。）は、次に掲げる事項に配慮し、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。

(1) 外壁の方位、室の配置等に配慮した住宅の配置計画及び平面計画を適切に維持すること。

(2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部の清掃、補修等により、住宅の断熱性を適切に維持すること。

(3) 窓からの日射の制御状態の点検や緑化の保全等により、日射による熱負荷の低減のための措置を適切に維持すること。

(4) 防露性能の確保、換気量の確保、室内空気汚染の防止などに十分配慮すること。

2　空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

2－1　建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下2において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮して空気調和設備のシステムの計画を策定すること。

(2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を策定すること。

(3) 適切な空気調和設備の制御方法を採用すること。

(4) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。

2－2　特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮した空気調和設備のシステムの計画を適切に維持すること。

(2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を適切に維持すること。

(3) 熱源機器、ポンプ、空気調和機等の稼働状況の点検等により、採用した空気調和設備の制御方法の動作を適切に維持すること。

(4) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を適切に維持すること。

3　空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

3－1　建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備（空気調和設備以外の機械換気設備であって、戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下3において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を策定すること。

(2) 適切な機械換気設備の制御方式を採用すること。

(3) 必要な換気量に応じた適切な能力で、かつ、エネルギーの利用効率の高い機器を採用すること。

3－2　住宅に設ける機械換気設備に関して3－1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は3－3によるものとする。ただし、延べ面積が5,000平方メートル以下の住宅に設ける機械換気設備に関しては、3－3によるほか3－4によることができる。

3－3　住宅に設ける機械換気設備が1年間に消費するエネルギー量（以下「換気消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除した数値が、1.0以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあっては同表の右欄に掲げる数値（エネルギー利用効率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値）によるものとし、その他のエネルギーにあっては組成等の実況によるものとするほか、換気消費エネルギー量及び仮想換気消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 換気消費エネルギー量は、次のイからハに掲げる機器によって1年間に消費される電力量を合計したものとする。

イ　給気機

ロ　排気機

ハ　その他換気設備の種類に応じて必要となる機器

(2) 仮想換気消費エネルギー量は、次の式によって計算したものとすること。

$E=Q\times T\times 3.676\times 10^{-4}$

この式において、E、Q及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E　仮想換気消費エネルギー量（単位　キロワット時）

Q　計画換気量（単位　1時間につき立方メートル）

T　年間運転時間（単位　時間）

3－4　3－2のただし書に掲げる機械換気設備のうちエネルギーの使用上主要なもので空気調和を行わない室に設けるものに関しては、次の各項目に係る措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数の合計に、80を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

項目	措置状況	点数
制御方法	濃度制御を駐車場の全てに対して採用又は在室検知制御、温度感知制御、照明連動制御若しくはタイムスケジュール制御を駐車場以外の機械換気設備を設ける室（空気調和を行わない室に限る。以下この表において同じ。）の数の2／3以上に対して採用	40
	濃度制御を駐車場の合計面積の1／2以上に対して採用又は在室検知制御、温度感知制御、照明連動制御若しくはタイムスケジュール制御を駐車場以外の機械換気設備を設ける室の数の1／3以上に対して採用	20

	上記に掲げるもの以外	0
高効率低圧三相かご形誘導電動機を採用している割合	電動機の２／３以上	40
	電動機の１／３以上２／３未満	20
	電動機の１／３未満	0
給気機及び排気機による換気	駐車場の合計面積の１／２以下に対して採用又は機械換気設備を設ける室のすべてに対して不採用	10
	上記に掲げるもの以外	0

１　「濃度制御」とは、一酸化炭素又は二酸化炭素の濃度による制御の方法をいう。
２　「駐車場」とは、駐車のための施設の用途に供する室をいう。
３　「高効率低圧三相かご形誘導電動機」とは、日本工業規格Ｃ4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）に規定する高効率低圧三相かご形誘導電動機をいう。

３－５　特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
(1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を適切に維持すること。
(2) 送風機等の稼動状態の点検等により、採用した機械換気設備の制御方法の動作を適切に維持すること。
(3) 機器の点検や清掃等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を適切に維持すること。

４　照明設備に係るエネルギーの効率的利用

４－１　建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下４において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
(1) 照明効率の高い照明器具を採用すること。
(2) 適切な照明設備の制御方法を採用すること。
(3) 保守管理に配慮した設置方法とすること。
(4) 照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げの選定等を適切に行うこと。

４－２　住宅に設ける照明設備に関して４－１に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、４－３によるものとする。

４－３　住宅に設ける照明設備が１年間に消費するエネルギーの量（以下「照明消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値が、1.0以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第３の左欄に掲げるエネルギーにあっては同表の右欄に掲げる数値（エネルギー利用効率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値）によるものとし、その他のエネルギーにあっては組成等の実況によるものとするほか、照明消費エネルギー量及び仮想照明消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 照明消費エネルギー量は、次の式によって照明区画（照明器具の種類、照明設備の制御の方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分のことをいう。以下４において同じ。）について計算した照明消費電力量を合計したものとすること。

$$E_T = W_T \times A \times T \times F / 1,000$$

この式において、E_T、W_T、A、T及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。
E_T　各照明区画の照明消費電力量（単位　キロワット時）
W_T　各照明区画の照明消費電力（単位　１平方メートルにつきワット）
A　各照明区画の床面積（単位　平方メートル）
T　各照明区画の年間照明点灯時間（単位　時間）
F　照明設備の制御の方法に応じてそれぞれ次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出による係数によることができる。）

制御の方法	係数
タイムスケジュール制御	0.70
人感センサーによる検知制御（ON・OFF制御）	0.80
人感センサーによる検知制御（調光制御）	0.85
適正照度制御（初期照度補正）	0.90
明るさ感知による自動点滅制御	
その他	1.00

(2) 仮想照明消費エネルギー量は、次の式によって各照明区画について計算した仮想照明消費電力量を合計したものとすること。

$$E_S = W_S \times A \times T \times Q / 1,000$$

この式において、E_S、W_S、A、T及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。
E_S　各照明区画の仮想照明消費電力量（単位　キロワット時）
W_S　各照明区画の標準照明消費電力（単位　１平方メートルにつきワット）
A　各照明区画の床面積（単位　平方メートル）
T　各照明区画の年間照明点灯時間（単位　時間）
Q　照明設備の種類に応じて次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出による係数によることができる。）

照明設備の種類	係数
まぶしさを制御するための反射板形状の工夫、ルーバー・投光性カバーの採用など、特別の措置が講じられている照明設備	1.3

その他	1.0

4－4　特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
(1) 照明器具の点検や清掃等により、採用した光源等の照明効率を適切に維持すること。
(2) 照明設備の稼働状態の点検等により、採用した照明設備の制御方法の動作を適切に維持すること。
(3) 保守管理に配慮した設置方法を適切に維持すること。
(4) 照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げ等を適切に維持すること。

5　給湯設備に係るエネルギーの効率的利用
5－1　建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下5において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
(1) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した適切な配管設備計画を策定すること。
(2) 適切な給湯設備の制御方法を採用すること。
(3) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。
5－2　特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
(1) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した配管設備計画を適切に維持すること。
(2) 熱源機器等の稼働状態の点検等により、採用した給湯設備の制御方法の動作を適切に維持すること。
(3) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を適切に維持すること。

6　昇降機に係るエネルギーの効率的利用
6－1　建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下6において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
(1) 適切な昇降機の制御方式を採用すること。
(2) エネルギーの利用効率の高い駆動方式を採用すること。
(3) 必要な輸送能力に応じた適切な設置計画を採用すること。
6－2　住宅に設ける昇降機のうちエレベーターに関して6－1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、6－3によるものとする。ただし、延べ面積が5,000平方メートル以下の共同住宅の共用部分に設ける昇降機のうちエレベーターに関しては、6－3によるほか6－4によることができる。
6－3　住宅に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量（以下「エレベーター消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値が、1.0以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあっては同表の右欄に掲げる数値（エネルギー利用効率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値）によるものとし、その他のエネルギーにあっては組成等の実況によるものとするほか、エレベーター消費エネルギー量及び仮想エレベーター消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。
(1) エレベーター消費エネルギー量は、次の式によって各エレベーターについて計算したエレベーター消費電力量を合計したものとすること。

$$E_T = L \times V \times F_T \times T / 860$$

この式において、E_T、L、V、F_T及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。
E_T エレベーター消費電力量（単位　キロワット時）
L　積載質量（単位　キログラム）
V　定格速度（単位　1分間につきメートル）
F_T 速度制御方式に応じてそれぞれ次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出による係数によることができる。）

速　度　制　御　方　式	係　数
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御あり）	1／45
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御なし）	1／40
静止レオナード方式	1／35
ワードレオナード方式	1／30
交流帰還制御方式	1／20

T　年間運転時間（単位　時間）
(2) 仮想エレベーター消費エネルギー量は、各エレベーターについて計算した仮想エレベーター消費電力量に輸送能力係数を乗じて得た数値を合計したものとすること。この場合において、仮想エレベーター消費電力量及び輸送能力係数は、次のイ及びロに定めるところによるものとすること。
イ 仮想エレベーター消費電力量は、次の式によって計算したものとすること。

$$E_S = L \times V \times F_S \times T / 860$$

この式において、E_S、L、V、F_S及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。
E_S 仮想エレベーター消費電力量（単位 キロワット時）
L 積載質量（単位 キログラム）
V 定格速度（単位 1分間につきメートル）
F_S 速度制御方式による係数（1／40）
T 年間運転時間（単位 時間）

ロ 輸送能力係数は、次の式によって計算したものとすること。ただし、当該住宅の階数が６以下又は床面積の合計が 5,000 平方メートル以下の場合には平均運転間隔（単位 秒）を 70 で除した数値（平均運転間隔が 70 秒以上の場合においては、１）と、当該住宅の階数が４以上でエレベーターの台数が１台の場合には１とすることができる。

$M = A_1 / A_2$

この式において、M、A_1及びA_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 輸送能力係数

A_1 当該住宅の標準輸送能力（0.04）

A_2 ５分間輸送可能人数をエレベーター利用人口で除した計画輸送能力

６－４　６－２のただし書に掲げるエレベーターのうちエネルギーの使用上主要なものに関しては、次の(1)及び(2)に掲げる評価点の合計に、80 を加えた数値が 100 以上となるようにするものとする。

(1) エレベーターの制御方式に関する評価点は、措置状況に応じて次の表に掲げる点数とする。

措置状況	点数
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御あり）を１台以上採用	40
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御なし）を１台以上採用	20
上記に掲げるもの以外	0

(2) エレベーターの設置台数に関する評価点は、当該住宅の階数が４以上でエレベーターの設置台数が１台の場合は 10、２台以上の場合は０とする。

６－５　特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1) 昇降機の稼働状態の点検等により、採用した昇降機の制御方法の動作を適切に維持すること。

(2) 駆動装置の点検等により、採用した駆動装置のエネルギーの利用効率を適切に維持すること。

(3) 必要な輸送能力に応じた設置計画を適切に維持すること。

別表第１：地域区分（市町村合併に伴い修正あり）

別表第２：地域区分（市町村合併に伴い修正あり）

別表第３

重油	一リットルにつき四万千キロジュール
灯油	一リットルにつき三万七千キロジュール
液化石油ガス	一キログラムにつき五万キロジュール
他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）	一キロジュールにつき一．三六キロジュール
電気	一キロワット時につき九千七百六十キロジュール（夜間買電（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者より二十二時から翌日八時までの間に電気の供給を受けることをいう。）を行う場合においては、昼間買電（同号に規定する一般電気事業者より八時から二十二時までの間に電気の供給を受けることをいう。）の消費電力については一キロワット時につき九千九百七十キロジュールと、夜間買電の消費電力量については一キロワット時につき九千二百八十キロジュールとすることができる。）

附　則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

別表第１：地域区分

別表第２：地域区分

○住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針

（傍線部分は改正部分）

改正案

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十四条第二項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成十一年建設省告示第九百九十八号）の一部を改正したので、告示する。

1　目的

この指針は、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 17 年通商産業省・建設省告示第　号）（以下「判断基準」という。）の１―１から１－１０まで（１－３の(2)のイの（ニ）を除く。）の規定に準拠して、住宅の設計、施工及び維持保全に関する指針を定め、住宅についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置の適確な実施を確保することを目的とする。

2（略）

3　躯体の断熱性能等に関する基準

躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井、外気等に接する天井、壁及び床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。）を２に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次に定める基準によること。

(1)　躯体の設計に関する基準

躯体の設計に当たっては、次のイ又はロに定める基準によること。

イ（略）

表（略）

ロ　断熱材の熱抵抗の基準

各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗の基準値（単位　１ワットにつき平方メートル・度）					
			地域の区分					
			I	II	III	IV	V	VI
断熱材熱抵抗基準値表　略								

1（略）

2（略）

3（略）

4（略）

5　Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びVI地域において、次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に 0.5 を乗じた値以上とすることができる（下記６又は７を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。

(1)（略）

(2)（略）

(3)（略）

6　Ⅳ及びⅤ地域において開口部（玄関ドア等を除く。）の熱貫流率を 2.33 以下とした場合は、上表に掲げる壁の基準値を 0.6 以上とすることができる（上記５又は下記７を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。

7　次のいずれかに該当する場合は、屋根の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根の基準値に 0.5 を乗じた値以上とすることができる（上記５又は６を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。

(1)（略）

(2)（略）

(3)（略）

8　木造の住宅の床(充填断熱工法のものに限る。)において、床根太の相互の間隔が450㎜以上である場合（その場合において、床端部等における床根太相互の間隔が450㎜以下となる部分があるときは、当該部分を含む。）は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。

9　鉄筋コンクリート造の壁が内断熱工法の住宅にあって、次のいずれかに該当する場合は、壁の断熱材の熱抵抗を上表に掲げる壁の基準値に 0.9 を乗じた値以上とすることができる。

（１）開口部（玄関ドア等を除く。）の熱貫流率が、Ⅲ地域にあっては 2.33 以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては 3.49 以下である場合。

（２）屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる屋根又は天井の基準値に 1.5 を乗じた値以上とし、かつ、開口部（玄関ドア等を除く。）の熱貫流率がⅢ地域にあっては 2.91 以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては 4.07 以下である場合。

(2)　断熱材の施工に関する基準

断熱材の施工に当たっては、次のイからハまでに定める基準に従い、又はこれらの基準によるものと同等以上の性能を確保すること。

イ 躯体の断熱性能を確保するため、次の（イ）から（ニ）までに掲げる事項に従うこと。

（イ）　断熱材は、必要な部位に隙間なく施工すること。

現行

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第二項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成四年建設省告示第四百五十一号）の全部を改正したので、告示する。

1　目的

この指針は、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成 11 年通商産業省・建設省告示第２号）（以下「判断基準」という。）の１の(2)のイの（イ）から（ハ）まで及び２から７までの規定に準拠して、住宅の設計及び施工に関する指針を定め、住宅についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置の適確な実施を確保することを目的とする。

2（略）

3　躯体の断熱性能等に関する基準

躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井、外気等に接する天井、壁及び床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。）を２に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次に定める基準によること。

(1)　躯体の設計に関する基準

躯体の設計に当たっては、次のイ又はロに定める基準によること。

イ（略）

表（略）

ロ　断熱材の熱抵抗の基準

各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗の基準値（単位　１ワットにつき平方メートル・度）					
			地域の区分					
			I	II	III	IV	V	VI
断熱材熱抵抗基準値表　略								

1（略）

2（略）

3（略）

4（略）

5　Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びVI地域において、次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に 0.5 を乗じた値以上とすることができる（下記６を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。

(1)（略）

(2)（略）

(3)（略）

6　次のいずれかに該当する場合は、屋根の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根の基準値に 0.5 を乗じた値以上とすることができる（上記５を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。

(1)（略）

(2)（略）

(3)（略）

7　木造の住宅の床(充填断熱工法のものに限る。)において、床根太の相互の間隔が450㎜以上である場合（その場合において、床端部等における床根太相互の間隔が450㎜以下となる部分があるときは、当該部分を含む。）は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。

(2)　断熱材の施工に関する基準

断熱材の施工に当たっては、次のイからハまでに定める基準に従い、又はこれらの基準によるものと同等以上の性能を確保すること。

イ 躯体の断熱性能を確保するため、次の（イ）から（ニ）までに掲げる事項に従うこと。

（イ）　断熱材は、必要な部位に隙間なく、かつ、気密材（気密性の高い材をいう。

（ロ）（略）

（ハ）　間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天井裏又床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に通気止めを設けること。なお、屋根を断熱構造とする天井裏、又は基礎を断熱構造とする床裏にある当該取合い部はこの限りでない。

（ニ）（略）

ロ　躯体の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するため、次の（イ）から（チ）までに掲げる事項に従うこと。

（イ）Ⅵ地域を除く地域にあっては、断熱構造とした部位の構成を室内側は透湿抵抗が大きく、外気側は透湿抵抗が小さくなるようにすること。なお、当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合は、この限りでない。

（ロ）　グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（日本工業規格Ａ9511-2003（発泡プラスチック保温材）又は日本工業規格Ａ9526-1994（吹付け硬質ウレタンフォーム）に適合するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合にあっては、防湿層（断熱層（断熱材で構成される層）の室内側に設けられ、住宅用プラスチック系防湿フィルム（日本工業規格Ａ6930-1997（住宅用プラスチック系防湿フィルム）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（ⅰ）　Ⅵ地域の場合。

（ⅱ）　コンクリート躯体又は土塗り壁の外側に断熱層がある場合。

（ⅲ）　床断熱において、断熱材下側が床下に露出する又は湿気の排出を妨げない構成となっており、床合板の継目を３（３）ロで掲げる気密補助材で処理する又はこれと同等以上の防湿性を有する材料を断熱材室内側に設置した場合。

（ハ）（略）

（ニ）屋根又は外壁、外気に接する床を断熱構造とする場合にあっては、断熱層の外気側への通気層（断熱層の外側に設ける空気の層で、両端が外気に開放されたものをいう。以下同じ。）の設置（断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合にあっては、当該断熱層と通気層との間に防風層（通気層を通る外気の断熱層への侵入を防止するため防風性の高い材で構成される層をいう。）を併せて設置するものとする。）その他の換気上有効な措置を講じること。ただし、当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合は、この限りではない。

（ホ）（略）

（ヘ）（略）

以下同じ。）に密着して施工すること。

（ロ）（略）

（ハ）　間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天井裏又床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に通気止めを設けること。

（ニ）（略）

ロ　躯体の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するため、次の（イ）から（ト）までに掲げる事項に従うこと。

（イ）　断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の構成は、室内側は透湿抵抗が大きく、外気側は透湿抵抗が小さくなるようにすること。

（ロ）　グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合にあっては、防湿気密層（断熱層の室内側に設けられ、気密性及び防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。なお、Ⅵ地域においてはこの限りでない。

（ハ）（略）

（ニ）　屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、断熱層の外気側への通気層（断熱層の外側に設ける空気の層で、両端が外気に開放されたものをいう。以下同じ。）の設置（断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合にあっては、当該断熱層と通気層との間に防風層（通気層を通る外気の断熱層への侵入を防止するため防風性の高い材で構成される層をいう。）を併せて設置するものとする。）その他の換気上有効な措置を講じること。ただし、躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合は、この限りではない。

（ホ）（略）

（ヘ）（略）

（ト）（略）

（チ）　鉄筋コンクリート造等の内断熱工法においては、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の境界に流入しないようにすること。

ハ　熱橋となる部分については、熱損失の低減及び結露を防止するため、次の（イ）又は（ロ）に掲げる事項に従い断熱補強（熱橋に断熱材を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。）を行うこと。

（イ）（略）

（ロ）　鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（以下「構造熱橋部」という。）においては、次の（ⅰ）又は（ⅱ）に定める基準により断熱補強を行うこと。

（ⅰ）　断熱補強は、床、間仕切壁等の両面に、断熱材の施工法、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とすること。ただし、壁が外断熱工法の場合で次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、断熱補強を省略することができる。

(1)　屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(1)ロに掲げる当該部位の基準値に1.3を乗じた値とし、かつ、開口部（玄関ドア等を除く）の熱貫流率がⅢ地域にあっては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては4.07以下である場合。

(2)　Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ地域において、屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(1)ロに掲げる当該部位の基準値に1.5を乗じた値とした場合。

(3)　壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(1)ロに掲げる壁の基準値に1.6を乗じた値とし、かつ、開口部（玄関ドア等を除く）の熱貫流率がⅢ地域にあっては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては4.07以下である場合。

断熱材の施工法		地域の区分					
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
内断熱工法	断熱補強の範囲（単位ミリメートル）	900	600		450		
	断熱補強の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度）	0.6	0.6		0.6		
外断熱工法	断熱補強の範囲（単位ミリメートル）	450	300		200		
	断熱補強の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度）	0.6	0.6		0.6		

（ⅱ）　壁が内断熱工法の場合で次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、壁と屋根の取合い部における構造熱橋部を除いて、断熱補強の範囲及び断熱補強の熱

（ト）（略）

ハ　熱橋となる部分については、熱損失の低減及び結露を防止するため、次の（イ）又は（ロ）に掲げる事項に従い断熱補強（熱橋に断熱材を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。）を行うこと。

（イ）（略）

（ロ）　鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する場合にあっては、床、間仕切壁等の両面に、断熱材の施工法、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上となるよう断熱補強を行うこと。

断熱材の施工法		地域の区分					
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
内断熱工法	断熱補強の範囲（単位ミリメートル）	900	600		450		
	断熱補強の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度）	0.6	0.6		0.6		
外断熱工法	断熱補強の範囲（単位ミリメートル）	450	300		200		
	断熱補強の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度）	0.6	0.6		0.6		

抵抗の基準値を次の表の内容とすることができる。

(1)　屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(1)ロに掲げる当該部位の基準値に 1.3 を乗じた値とし、かつ、開口部（玄関ドア等を除く）の熱貫流率がⅢ地域にあっては 2.91 以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては 4.07 以下である場合。

(2)　Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ地域において、屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(1)ロに掲げる当該部位の基準値に 1.8 を乗じた値とした場合。

断熱材の施工法		地域の区分		
		Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出していない場合	断熱補強の範囲（単位ミリメートル）	200	200	200
	断熱補強の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度）	0.3	0.2	0.2
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	断熱補強の範囲（単位ミリメートル）	梁又は柱の突出先端部まで		
	断熱補強の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度）	0.3 1)	0.2 1)	0.2 1)
1）梁又は柱の部分の断熱補強は、連続する外壁又は屋根の断熱材の熱抵抗の値と同じとする。				

(3)　気密層の施工に関する基準

気密層（気密材で構成される層をいう。以下同じ。）の施工に当たっては、次のイからニまでに定める基準に従い、相当隙間面積を、地域の区分に応じ、判断基準２の(1)の表に掲げる基準値以下となるようにすること。

イ　気密材は、次の（イ）又は（ロ）に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる材料を使用すること。

（イ）　相当隙間面積を１平方メートルにつき 5.0 平方センチメートル以下とする場合

（ｉ）　住宅用プラスチック系防湿フィルム（日本工業規格Ａ6930-1997（住宅用プラスチック系防湿フィルム）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の気密性、強度及び耐久性を有するもの（以下「防湿気密フィルム」という。）

（ⅱ）　透湿防水シート（日本工業規格Ａ6111-2000（透湿防水シート）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の気密性を有するもの

（ⅲ）　合板、石こうボード、構造用パネル（日本農林規格（昭和 62 年農林水産省告示第 360 号）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の気密性を有するもの（以下「合板等」という。）

（ⅳ）プラスチック系断熱材（日本工業規格Ａ9511-2003（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の気密性を有するもの

（ⅴ）（略）

（ⅵ）　金属部材

（ⅶ）（略）

（ロ）相当隙間面積を１平方メートルにつき 2.0 平方センチメートル以下とする場合

（ｉ）防湿気密フィルム

（ⅱ）（略）

（ⅲ）（略）

（ⅳ）（略）

ロ　気密補助材（気密材に継目の生じる部分の連続性を確保するために使用するものをいう。以下同じ。）は、次の材料又はこれらに類する材料を使用すること。

（イ）　気密テープ（ブチル系テープ、アスファルト系テープ又はこれらと同等の気密性及び粘着性を有するものをいう。）

（ロ）　気密パッキン材

（ハ）　現場発泡断熱材（高い気密性能を有するものに限る。）

（ニ）　シーリング材（長期的に弾性の低下しないものに限る。）

ハ　気密層は、住宅の種類及び断熱材の施工法に応じ、次の（イ）から（ニ）までに定める基準に従い、連続した気密層を確保するよう施工すること。

（イ）　木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅を、繊維系断熱材等若しくはプラスチック系断熱材を使用した充填断熱工法又は繊維系断熱材等を使用した外張断熱工法により施工する場合にあっては、次に掲げる事項に従うこと。

（ｉ）　断熱構造とした各部位、部位間取合部並びに壁の隅角部において、イに掲げる気密材を使用して気密層を設けること。

（ⅱ）　基礎を断熱構造とする場合にあっては、土台と基礎との間に隙間が生じないよう気密材又は気密補助材の施工等適切な措置を講じること。

（ロ）木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅を、プラスチック系断熱材を使用した外張断熱工法により施工する場合にあっては、次に掲げる事項に従うこと。

（ｉ）　屋根、天井、壁及び床の各部位においては、相当隙間面積を１平方メートルにつき 2.0 平方センチメートルより大きく 5.0 平方センチメートル以

(3)　気密層の施工に関する基準

気密層（気密材で構成される層をいう。以下同じ。）の施工に当たっては、次のイからハまでに定める基準に従い、相当隙間面積を、地域の区分に応じ、判断基準２の(1)の表に掲げる基準値以下となるようにすること。

イ　気密材は、次の（イ）又は（ロ）に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる材料を使用すること。

（イ）　相当隙間面積を１平方メートルにつき 5.0 平方センチメートル以下とする場合

（ｉ）　厚さ 0.1 ミリメートル以上の住宅用プラスチック系防湿フィルム（日本工業規格Ａ6930-1997（住宅用プラスチック系防湿フィルム）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の防湿性及び気密性を有するもの（以下「防湿気密フィルム」という。）

（ⅱ）　透湿防水シート（日本工業規格Ａ6111-2000（透湿防水シート）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の透湿性、防水性及び気密性を有するもの

（ⅲ）　合板又はこれと同等以上の防湿性及び気密性を有するもの（以下「合板等」という。）

（ⅳ）　吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材（日本工業規格Ａ9526-1999（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の断熱性及び気密性を有するもの

（ⅴ）（略）

（ⅵ）　鋼製部材

（ⅶ）（略）

（ロ）相当隙間面積を１平方メートルにつき 2.0 平方センチメートル以下とする場合

（ｉ）　厚さ 0.2 ミリメートル以上の防湿気密フィルム

（ⅱ）（略）

（ⅲ）（略）

（ⅳ）（略）

ロ　気密層は、住宅の種類及び断熱材の施工法に応じ、次の（イ）から（ニ）までに定める基準に従い、連続した気密層を確保するよう施工すること。

（イ）　木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅を、繊維系断熱材等若しくはプラスチック系断熱材を使用した充填断熱工法又は繊維系断熱材等を使用した外張断熱工法により施工する場合にあっては、次に掲げる事項に従うこと。

（ｉ）　屋根、天井、壁及び床の各部位、屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部並びに壁の隅角部においては、断熱層の室内側に、イに掲げる気密材を使用して気密層を設けること。

（ⅱ）　基礎を断熱構造とする場合にあっては、土台と基礎との間に隙間が生じないよう気密材又は気密補助材（気密テープ（ブチル系テープ、アスファルト系テープ又はこれらと同等の気密性及び粘着性を有するものをいう。）、気密パッキン材、現場発泡断熱材、シーリング材（長期的に弾性の低下しないものに限る。）その他これらに類する材料で、気密材に継目の生じる部分の連続性を確保するために使用するものをいう。以下同じ。）の施工等適切な措置を講じること。

（ロ）　木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅を、プラスチック系断熱材を使用した外張断熱工法により施工する場合にあっては、次に掲げる事項に従うこと。

（ｉ）　屋根、天井、壁及び床の各部位においては、相当隙間面積を１平方メート

下とする場合にあってはプラスチック系断熱材を一層以上張り、かつ、気密補助材の施工等により隙間が生じないようにすることとし、相当隙間面積を１平方メートルにつき 2.0 平方センチメートル以下とする場合にあってはイ(イ)に掲げる気密材（(ⅳ)の気密材を除く。）を使用して気密層を設けること。	ルにつき2.0平方センチメートルより大きく5.0平方センチメートル以下とする場合にあってはプラスチック系断熱材を一層以上張り、かつ、気密補助材の施工等により隙間が生じないようにすることとし、相当隙間面積を１平方メートルにつき 2.0 平方センチメートル以下とする場合にあってはイに掲げる気密材を使用して気密層を設けること。
（ⅱ） 屋根又は天井と壁との取合部及び壁の隅角部においては、イ(イ)に掲げる気密材を使用して気密層を設けること。	（ⅱ） 屋根又は天井と壁との取合部及び壁の隅角部においては、イに掲げる気密材を使用して気密層を設けること。
（ⅲ）（略）	（ⅲ）（略）
（ハ）（略）	（ハ）（略）
（ニ）（略）	（ニ）（略）
ニ 気密材の施工に当たって、次に掲げる事項に配慮すること。	ハ 気密材の施工に当たって、次に掲げる事項に配慮すること。
（イ） シート状の気密材の相互の重ねは、下地材がある部分において 30 ミリメートル以上確保することとし、その部分を合板、乾燥木材、石膏ボード等の材料で挟みつけること。	（イ） シート状の気密材の相互の重ねは、下地材がある部分において 100 ミリメートル以上確保することとし、その部分を合板、乾燥木材、石膏ボード等の材料で挟みつけること。
（ロ） シート状の気密材とその他の気密材との継目は、重ねを 30 ミリメートル以上確保するとともにその部分を合板、乾燥木材、石膏ボード等の材料で挟みつけること。ただし、気密補助材により隙間が生じないようにした場合はこの限りでない。	
（ハ） 板状の気密材の相互の継目又はその他の材料との継目は、気密補助材又は実加工品を使用することにより隙間が生じないようにすること。	（ロ） 板状の気密材の相互の継目又はその他の材料との継目は、気密補助材により隙間が生じないようにすること。
（ニ） 防腐又は防蟻のための措置をした構造材がある空間においては、薬剤中の人体に影響を及ぼす物質を室内に流入させないようにすること。	（ハ） 防腐又は防蟻のための措置をした構造材がある空間においては、薬剤中の人体に影響を及ぼす物質を室内に流入させないようにすること。
（ホ） 相当隙間面積１平方メートルにつき 2.0 平方センチメートル以下とする場合にあっては、次に掲げる細部の処理を行うこと。	（ニ） 相当隙間面積１平方メートルにつき 2.0 平方センチメートル以下とする場合にあっては、次に掲げる細部の処理を行うこと。
（ⅰ）（略）	（ⅰ）（略）
（ⅱ）（略）	（ⅱ）（略）
（ⅲ）（略）	（ⅲ）（略）
4 開口部の断熱性能等に関する基準 開口部を２に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の（1）又は(2) 並びに(3)及び(4)に定める基準によること。	4 開口部の断熱性能等に関する基準 開口部を２に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の（1）又は(2) 並びに(3)及び(4)に定める基準によること。
(1)（略）	(1)（略）
(2)（略）	(2)（略）
(3) 気密性等級が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる等級に該当するもの又はこれと同等以上の気密性能を有するものであること。	(3) 気密性等級が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる等級に該当するものであること。
表（略）	表（略）
(4)（略）	(4)（略）
5 換気計画に関する基準	

躯体及び開口部を２に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次に定める基準に従って換気計画を策定すること。	5 換気計画に関する基準 躯体及び開口部を２に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次に定める基準に従って換気計画を策定すること。
	(1) 換気方式の基準 台所、浴室その他局所的に固有の空気汚染物質が発生する室においては機械排気を行うこととし、その他の居室においては次のイ又はロに従って換気方式を採用すること。
	イ 同一住戸内に２以上の階を有する住宅については、自然換気方式又は機械換気方式いずれかを採用すること。ただし、連続的に暖冷房することを前提とする住宅については、機械換気方式を採用すること。
	ロ 平屋戸建て住宅又は共同住宅の住戸（住戸内に２以上の階を有するものを除く。）については、機械換気方式を採用すること。ただし、十分な高さの排気塔を設置する場合その他自然換気により必要な換気量を確保することができる場合にあっては、この限りではない。
	(2) 換気方式に応じた換気計画の基準 自然換気方式又は機械換気方式を採用する場合にあっては、それぞれ次のイ又はロに掲げる事項に従って換気計画を策定すること。
	イ 自然換気方式
	(イ) 判断基準別表第１のⅠ地域又はII 地域においては、給気される外気があらかじめ加熱されるよう配慮するとともに、冬期の暖房時における換気回数が１時間につきおおむね 0.5 回となるようにすること。
	(ロ) 判断基準別表第１のⅢ地域からⅥ地域までにおいては、有効開口面積（開口部の両側の圧力差が 9.8 パスカルのときの開口部を通過する風量（単位 １時間につき立方メートル）に 0.7 を乗じたものをいう。以下同じ。）が、当該住宅の床面積１平方メートルにつきおおむね４平方センチメートルとなるよう自然給排気口を設けること。ただし、排気塔の設置等の措置により、冬期の暖房時における換気回数が１時間につきおおむね 0.5 回となる場合にあっては、この限りでない。
	(ハ) 自然給排気口は、各階の有効開口面積の合計がおおむね均等となり、かつ、主要な居室に必ず設置されるように配慮すること。
	(ニ) 自然給排気口は、床面からの高さが 1.6 メートル以上の位置に設けること。ただし、給気される外気があらかじめ加熱されるよう配慮された場合にあっては、この限りでない。
	(ホ) 自然給排気口は、風圧を均等にすることにより風による換気量の変動を抑制するため、同一方向の外壁に設置するよう努めること。
	(ヘ) 風の強い地域においては、風量調節機能を有する給排気口の設置に努めること。
（1） 換気計画の基準	ロ 機械換気方式
イ 排気セントラル換気方式（ファンを用いて住宅内を外気に対して負圧に保ち、新鮮空気（室内空気汚染物質を含まないとみなすことのできる外気をいう。以下	(イ) 排気セントラル換気方式（ファンを用いて住宅内を外気に対して負圧に保

同じ。）を自然給気口から供給する換気方式をいう。以下同じ。）又は給排気セントラル換気方式（ファンを用いて給排気を行う換気方式をいう。）のいずれかを採用すること。ただし、住宅内の高湿の空気が壁体内に侵入するおそれのない場合にあっては、給気セントラル換気方式（ファンを用いて住宅内を外気に対して正圧に保ち、自然換気口等から排気を行う換気方式をいう。）を採用することができる。	ち、新鮮空気（室内空気汚染物質を含まないとみなすことのできる外気をいう。以下同じ。）を自然給気口から供給する換気方式をいう。以下同じ。）又は給排気セントラル換気方式（ファンを用いて給排気を行う換気方式をいう。）のいずれかを採用すること。ただし、住宅内の高湿の空気が壁体内に侵入するおそれのない場合にあっては、給気セントラル換気方式（ファンを用いて住宅内を外気に対して正圧に保ち、自然換気口等から排気を行う換気方式をいう。）を採用することができる。
ロ　計画に当たっては、新鮮空気の供給量の目標値を、居間及び食事室にあっては合わせて１時間につき 50 立方メートル以上、寝室にあっては１人１時間につき 20 立方メートル以上、その他の居室（台所は除く。）にあっては１時間につき 20 立方メートル以上とすること。ただし、これらの目標値を合計することにより、住宅全体の換気回数が１時間につき 0.5 回を上回る場合にあっては、１時間につき 0.5 回に相当する換気量まで減ずることができる。	（ロ）　計画に当たっては、新鮮空気の供給量の目標値を、居間及び食事室にあっては合わせて１時間につき 50 立方メートル以上、寝室にあっては１人１時間につき 20 立方メートル以上、その他の居室（台所は除く。）にあっては１時間につき 20 平方メートル以上とすること。ただし、これらの目標値を合計することにより、住宅全体の換気回数が１時間につき 0.5 回を上回る場合にあっては、１時間につき 0.5 回に相当する換気量まで減ずることができる。
ハ　排気セントラル換気方式で自然給気口を居室に設ける場合にあっては、自然給気口を床面からの高さが 1.6 メートル以上の位置に設けることとし、必要に応じて換気経路上にある屋内ドアにアンダーカットその他の通気経路を設けること。	（ハ）　排気セントラル換気方式で自然給気口を居室に設ける場合にあっては、自然給気口を床面からの高さが 1.6 メートル以上の位置に設けることとし、必要に応じて換気経路上にある屋内ドアにアンダーカットその他の通気経路を設けること。
ニ　換気装置のフィルターや本体の清掃に支障をきたすことのないよう、換気装置及び点検口の位置を決定すること。また、ダクト式換気設備の室内端末部材や屋外端末部材は、清掃ができるような位置に設置すること。	（ニ）　換気装置のフィルターの清掃に支障をきたすことのないよう、換気装置及び点検口の位置に配慮すること。
(2)　設計及び施工に当たって配慮すべき事項 換気の計画に関連する住宅の設計及び施工に当たっては次のイからチまでに掲げる事項に配慮すること。	(3)　設計及び施工に当たって配慮すべき事項 換気の計画に関連する住宅の設計及び施工に当たっては、次のイからヘまでに掲げる事項に配慮すること。
イ　次の（イ）から（ハ）までに掲げる手法の採用を検討し、換気経路の圧力損失低減に努めること。 （イ）　ダクト長を短くする（分岐型、合流型の換気設備で各系統の風量を同一とする目的でダクト長を同一にしている場合はこの限りではない。）。 （ロ）　ダクト径を大きくする。 （ハ）　ダクトにおける曲がりを最小限に抑える。	イ　換気経路の圧力損失を低減すること等により、機械換気方式の換気動力の低減を図ること。
ロ　次の（イ）から（ロ）までに掲げる手法の採用を検討し、機械換気方式の換気動力の低減に努めること。 （イ）高効率型モータを使用しているものなど総合効率の高い送風機を採用する （ロ）自然換気駆動力を活用して換気量を確保する設計を行った上で、浮力又は風力による換気量等を常時計量し、換気量が不十分な時間帯において送風機を稼動させる自然･機械換気併用方式を採用する	
ハ　住戸内を機械排気装置により過度に減圧する場合にあっては、ドアの開閉等に支障をきたすことのないよう、躯体の気密性に応じ、換気装置と連動する給気口の設置等の措置を講じること。	ロ　住戸内を機械排気装置により過度に減圧する場合にあっては、ドアの開閉等に支障をきたすことのないよう、躯体の気密性に応じ、換気装置と連動する給気口の設置等の措置を講じること。
ニ　小屋裏その他の断熱構造とする部分の内部から外気側に排気ダクトを通す場合にあっては、ダクト内部における結露を防止するため、断熱補強その他の措置を講じること。	ハ　小屋裏その他の断熱構造とする部分の内部から外気側に排気ダクトを通す場合にあっては、ダクト内部における結露を防止するため、ダクトの断熱補強その他の措置を講じること。
ホ　換気空調システムの空気ダクト及び空調ユニットは、原則として、断熱構造とする部分の内側に設置すること。ただし、設置場所の制約その他やむを得ない事情により、断熱構造とする部分の外側に設置する場合にあっては、当該部分を断熱構造とすること。	ニ　換気空調システムの空気ダクト及び空調ユニットは、原則として、断熱構造とする部分の内側に設置すること。ただし、設置場所の制約その他やむを得ない事情により、断熱構造とする部分の外側に設置する場合にあっては、当該部分を断熱構造とすること。
ヘ　浴室からの排気ダクトの内部に結露するおそれが高い場合にあっては、結露水の処理に配慮すること。	ホ　浴室からの排気ダクトの内部に結露するおそれが高い場合にあっては、結露水の処理に配慮すること。
ト　次の（イ）から（ハ）までに掲げる手法の採用を検討し、できるだけ機械換気システムの風量の確認に努めること。 （イ）換気設備の本体や室内端末部材および屋外端末部材は、風量の確認のための測定や点検が可能な位置に設置する （ロ）換気装置の構成部材は風量測定が容易であるものを選定する （ハ）機械換気システムの施工終了時において、各端末部材等において風量を確認する	ヘ　機械換気システムの施工終了時において、各換気箇所の風量を確認するよう努めること。
チ　機械換気設備の構成部材は、信頼できる測定法によって圧力損失特性が測定されたものを使用し、圧力損失計算において過度の安全率を付与しないこと。	
６～８（略）	６～８（略）
９　躯体及び開口部の断熱性能等に係る維持保全に関する基準 躯体及び開口部の断熱性能等をできるだけ低下させないように、次のイからニまでに掲げる基準に従って適切な維持保全を行うこと。	
イ　屋根及び外壁の表面のひび割れ、剥がれ等の有無について定期的に確認し、ひび割れ、剥がれ等がある場合には適切な補修を行うこと	
ロ　開口部の建具の破損、隙間等の有無について定期的に確認し、破損、隙間等がある場合には適切な補修を行うこと	
ハ　ひさし又は軒その他日射の侵入を防止する部分の破損の有無について定期的に確認し、破損がある場合には適切な補修を行うこと	

住宅・建築物に係る「建築主等の判断の基準」等改正案の概要

１．特定建築物の所有者の判断の基準等の追加

平成 17 年８月に改正省エネ法が公布したことにより、平成 18 年４月より建築物の所有者についても、省エネ措置を講ずることが努力義務となるとともに、一度届出がなされた建築物については、届出に係る事項に関する維持保全の状況を所管行政庁に定期に報告することが義務づけられる。これを踏まえ、特定建築物の所有者の判断の基準及び住宅の維持保全に関する指針を定めることとする（下表①参照）。

２．住宅の省エネ基準への設備に関する事項の追加

また、2,000 ㎡以上の住宅の新築・増改築又は大規模修繕等を行う場合に省エネ措置の所管行政庁への届出が義務付けられることとなる。これを踏まえ、現行の基準において対象となっている外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に加え、空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を追加することとする（下表②参照）。

住宅・建築物に係る「建築主等の判断の基準」等の改正のイメージ

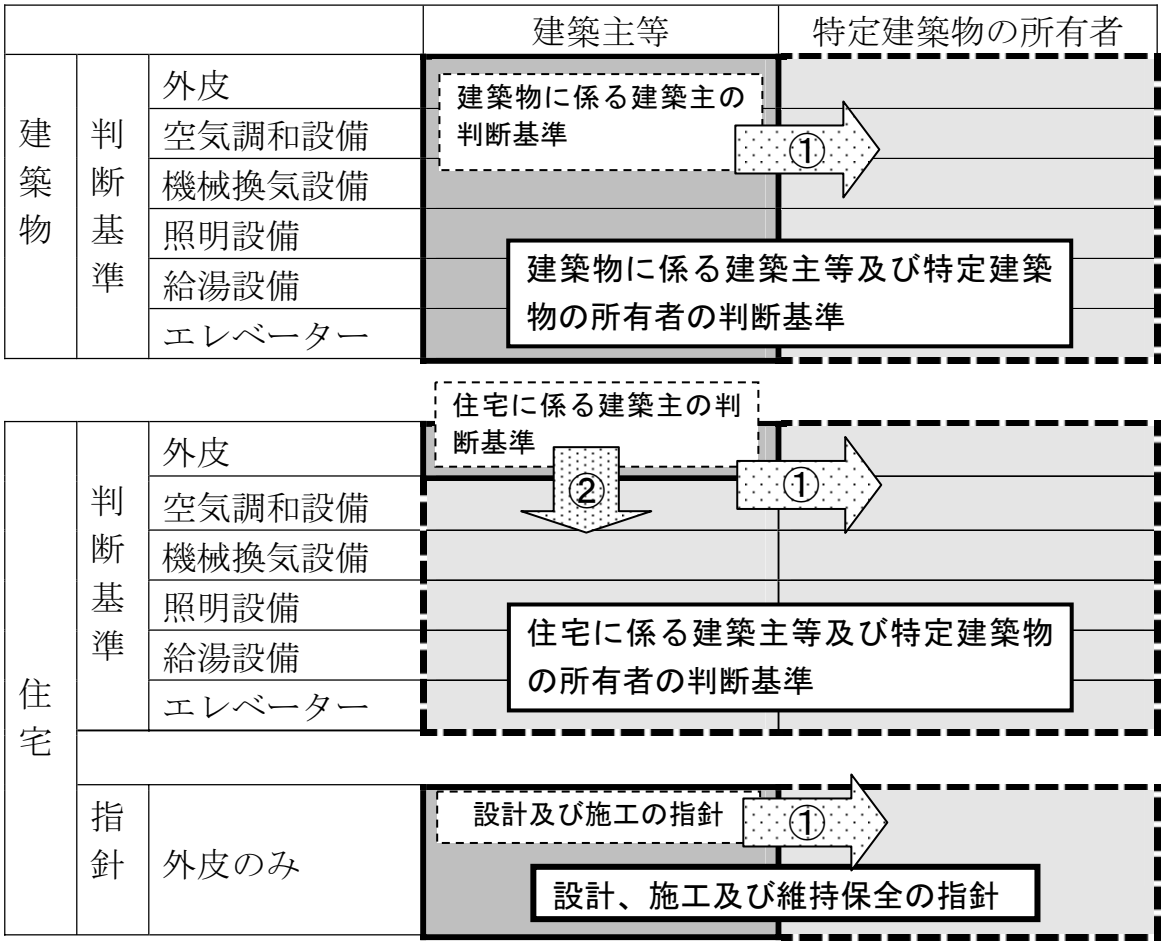

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」改正案のポイント

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」は、省エネルギー法第 73 条（旧第 14 条）の規定に基づき、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関し、建築主の判断の基準となるべき事項を定めているものである。

１　改正趣旨

平成 17 年８月に改正省エネ法が公布したことにより、平成 18 年４月より 2,000 ㎡以上の建築物の大規模修繕等を行う場合に省エネ措置の所管行政庁への届出が義務付けられることとなるが、大規模修繕等においては、当該部分について新築･増改築時に求める水準と同等の水準を求めることを想定していることから、改正は必要ない。

一方、建築物の所有者についても、省エネ措置を講ずることが努力義務となるとともに、一度届出がなされた建築物については、届出に係る事項に関する維持保全の状況を所管行政庁に定期に報告することが義務づけられるため、特定建築物の所有者の判断の基準を追加する。

また、エネルギーの量の熱量への換算値について所要の修正を行う。

２　主な改正事項

（１）特定建築物の所有者の判断の基準の追加

本基準は、新築・増改築または大規模修繕等を実施し届出を行った時の省エネ性能を維持するための判断の基準を定めることが目的であることから、建築主等の判断基準に対応し、以下のように規定。

- 配置計画や設備計画などエネルギー効率の良い計画が策定されている場合には、その計画を適切に維持すること
- 制御方法や熱源システムなどの高効率設備等が採用されている場合には、清掃や点検等によりその設備等の効率を適切に維持すること　等

（２）エネルギーの量の熱量への換算値の修正（別表第３）

「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」の改正に合わせ、電気及び他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）の熱量への換算値を修正。

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」改正案のポイント

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」は、省エネルギー法第 73 条（旧第 14 条）の規定に基づき、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関し、建築主の判断の基準となるべき事項を定めているものである。

１　改正趣旨

平成 17 年８月に改正省エネ法が公布したことにより、平成 18 年４月より 2,000 ㎡以上の住宅の新築・増改築又は大規模修繕等を行う場合に省エネ措置の所管行政庁への届出が義務付けられることとなる。これを踏まえ、現行の基準において対象となっている外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に加え、空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を追加することとする。

また、建築物の所有者についても、省エネ措置を講ずることが努力義務となるとともに、一度届出がなされた建築物については、届出に係る事項に関する維持保全の状況を所管行政庁に定期に報告することが義務づけられるため、特定建築物の所有者の判断の基準を追加する。

さらに、工法の多様化・技術の進展並びに社会状況の変化等を踏まえ、必要な改正を行う。

２　主な改正事項

（１） 設備に関する基準の追加

空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機の５種類の設備について、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準」に準じて、基準を追加。

① 空気調和設備に係る基準の追加

住宅（住棟）と一体的に設計、施工、維持保全されるいわゆる「住棟セントラル」の空気調和設備を導入した住宅は、非常に実例が少なく、標準的な省エネ性能を設定できないため、定性的に留意すべき事項について記載。

② 機械換気設備に係る基準の追加

共同住宅においては、住宅（住棟）と一体的に設計、施工、維持保全されるものとして駐車場の機械換気設備などが対象となるため、建築物の機械換気設備に係る基準を適用。

③ 照明設備に係る基準の追加

共同住宅においては、住宅（住棟）と一体的に設計、施工、維持保全されるものとして共用部分の照明設備などが対象となるため、建築物の照明設備に係る基準を適用。ただし、建築物と異なる点を踏まえ、以下の点について修正。

・ゾーニング制御や局所制御など一部の制御方法が使われないほか、個々の制御方法による省エネルギーの効果が異なるため、制御方法に応じた係数について修正。

④ 給湯設備に係る基準の追加

住宅（住棟）と一体的に設計、施工、維持保全されるいわゆる「住棟セントラル」の給湯設備を導入した住宅は、非常に実例が少なく、標準的な省エネ性能を設定できないため、定性的に留意すべき事項について記載。

⑤ 昇降機に係る基準の追加

共同住宅においては、住宅（住棟）と一体的に設計、施工、維持保全されるものとして共用部分の昇降機などが対象となるため、建築物の昇降機に係る基準を適用。ただし、建築物と異なる点を踏まえ、以下の点について修正。

・建築物においては、小規模なもの（４階以下の建築物又は 4,000 ㎡以下の建築物）について輸送能力係数を緩和しているが、それと同様に緩和すべき規模の住宅として６階以下の住宅又は 5,000 ㎡以下の住宅を設定。

・建築物においては、例えば店舗やホテルにおいては、小規模なものであっても最低昇降機は２台必要という考え方から、２台以下の場合には輸送能力係数を緩和しているが、それと同等の規定として、４階以上の住宅においては最低１台は必要との考え方から、１台の場合には輸送能力係数を緩和。

（２）特定建築物の所有者の判断の基準の追加

本基準は、新築・増改築または大規模修繕等を実施し届出を行った時の省エネ性能を維持するための判断の基準を定めることが目的であることから、建築主の判断基準に対応し、以下のように規定。

・ 配置計画や設備計画などエネルギー効率の良い計画が策定されている場合には、その計画を適切に維持すること

- 115 -

・ 制御方法や熱源システムなどの高効率設備等が採用されている場合には、清掃や点検等によりその設備等の効率を適切に維持すること　等

（３） その他の修正

① 壁体内部の防露に関する規定の合理化（１－３（２）（内部結露の防止））

気密層と防湿層を別々に設置することにより防露性能が確保されることが技術的に立証されたことから、防湿気密層の設置などの仕様による記述をやめ、求められる性能を規定。

② 地域区分における市町村名の修正（別表第１、別表第２）

市町村合併が進んだことから、地域区分における市町村名を修正。

③ エネルギーの量の熱量への換算表の追加（別表第３）

設備に関する基準を追加することに伴い、建築物の基準に規定されている換算表を追加。ただし、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」の改正に合わせ、電気及び他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）の熱量への換算値を修正。

④ その他

その他文言の整理、表現を明確化する等、所要の改正を実施。

参考

市町村合併に伴う省エネルギー地域区分の改正について

建築主の判断の基準（以下「告示」という）においては、全国を市町村単位で６つの地域（以下「省エネ地域区分」という。）に区分し、それぞれの気候に応じて、求める省エネルギー性能を規定している。

平成 11 年の告示改正以降、異なる省エネ地域区分の市町村が、ひとつの市等に合併している事例が多くあり、今般、これに対応した改正を行うこととする。

※ 規定上の標記の整理を行うものであり、これまで「Ⅲ地域」だった区域が、「Ⅳ地域」に変更するというものではない。

○ 考え方

異なる省エネ地域区分の市町村が合併されているものについては、次のとおり標記する。

（A市が省エネ地域区分Ⅲ、それ以外はⅣとする）

（例１）A市＋B町　→　A市（B町が吸収）

標記方法：Ⅲ地域　A市（旧B町を除く）

（例２）A市＋B市　→　C市（合併して新名称C市）

標記方法：Ⅲ地域　C市（旧A市に限る）

【岐阜県飛騨市の事例】

現行告示（平成 11 年）における規定

市町村名称	地域区分
古川町、河合村	Ⅱ地域
宮川村、神岡町	Ⅲ地域

平成 16 年２月　　古川町、河合村、宮川村、神岡町の２町２村が合併し「飛騨市」

改正後の規定

市町村名称	地域区分
飛騨市（旧古川町、河合村に限る。）	Ⅱ地域
飛騨市（旧宮川村、神岡町に限る。）	Ⅲ地域

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」改正案のポイント

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」は、省エネルギー法第 74 条第２項（旧第 15 条第２項）の規定に基づき、「判断基準」に準拠して、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置についての住宅の設計、施工及び維持保全に係る指針を定めているものである。

１　改正趣旨

平成 17 年８月の改正省エネ法公布により、建築物の所有者についても、省エネ措置を講ずることが努力義務となるとともに、一度届出がなされた建築物については、届出に係る事項に関する維持保全の状況を所管行政庁に定期に報告することが義務づけられる。

このことを踏まえ、これまでの設計及び施工の指針を定めた告示（国土交通大臣は必要と認めた場合、指針を定め公表）に維持保全に係る規定を追加する。

また、工法の多様化、技術の進展を背景に、平成 13 年８月の一部改正（仕様追加）以降に得られた知見をもとに、住宅全体の省エネルギー性能等（断熱性能・防露性能・気密性能）を損なわない範囲で、設計・施工方法に係る規定の改正を行う。

２　主な改正事項

（１）維持保全に関する指針の追加

住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置について、住宅の維持保全に係る指針を追加。

（２）その他、従来規定の改正

①　省エネ性能を確保するための仕様の追加（３（１）ロ（断熱材の熱抵抗の基準））

断熱材の熱抵抗値に係る規定において、計算による検証に基づき、同等以上の性能を実現する例示仕様を追加。

【具体例】：木造住宅において窓の断熱性能を高めた場合には、壁に施工する断熱材の熱抵抗の基準値を 0.6 とすることができる。（断熱改修を想定））

②　気密材の施工位置の改正（３（２）断熱材の施工に関する基準）

これまで気密材と断熱材とを密着して施工することを必須事項として規定していたが、工法・仕様の多様化（例　床の大引の間に断熱材を施工）を踏まえ、密着要件を削除。

③　防湿層に用いる材料の明確化（３（２）断熱材の施工に関する基準）

繊維系断熱材等を施工する際の防湿層として、住宅用プラスチック系防湿フィルム及び同等品を用いることについて明確に規定。

④　ＲＣ造等の場合の内断熱工法における室内側結露防止措置の追加（３（２）断熱材の施工に関する基準）

コンクリート躯体と断熱材を密着させること等、ＲＣ造等の場合の内断熱工法における室内側結露防止措置を規定。

⑤　断熱補強に係る仕様バリエーションの追加（３（２）断熱材の施工に関する基準）

ＲＣ造等における熱橋部分の断熱補強仕様について、一般部（開口部を含む。）の断熱性能を規定値よりも一定以上高めた場合には、断熱補強部分の必要な範囲、熱抵抗値を緩和できる（外断熱工法の場合には省略も可）等の規定について追加。

⑥　気密材施工における配慮事項の改正（３（３）気密材の施工に関する基準）

シート状気密材相互の重ね幅についてこれまでの 100 ㎜以上から 30 ㎜に変更するとともに、シート状気密材と板状気密材との継目の施工仕様について規定。

⑦　自然換気方式に係る規定の削除（５　換気計画に関する基準）

建築基準法における換気に係る規定（機械換気）との整合を図り、自然換気方式についての規定は削除。

⑧　その他

その他文言の整理、表現を明確化する等、所要の改正を実施。

- 117 -

別紙１

耐震改修促進法第４条第１項の規定に基づき国土交通大臣が定める基本方針（案）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第３項の規定により告示する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成７年１月の阪神・淡路大震災では、地震により６４３３人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は５５０２人であり、さらにこの約９割の４８３１人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

また、昨年１０月の新潟県中越地震、本年３月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された地震防災戦略（平成１７年３月）や建築物の耐震化緊急対策方針（平成１７年９月）において、１０年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成ための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

本基本方針は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な事項を定めるものである。

１　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

（１）国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって地震防災対策に取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断や改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の阻害要因となっている課題を解決していくこととする。

（２）公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体等の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が災害時には応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物等の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物等の耐震化の促進に取り組むこととする。具体的には、国及び地方公共団体は各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化を図る。

（３）法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、全ての特定建築物に対して、法第７条の規定に基づく指導・助言を実施するとともに、指導に従わない建築物については必要な指示を行い、指示にも従わない建築物については、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表する必要がある。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、必要な対策をとならなかった場合には、特定行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく危険性が高いとされた建築物（構造耐力指標 Is 値が０．３未満の建築物）については速やかに建築基準法第１０条３項の規定の規定に基づく命令を、今後劣化が進み著しく危険性が高くなるおそれがあると認められる建築物については、同条第１項の規定に基づく勧告や同条第２項の規定に基づく命令を行うことが必要である。

また、法第８条の耐震改修計画の認定等についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行う。

さらに、道路の閉塞対策として、都道府県は、法第５条第３項第１号により都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるものとする。

（４）所有者等の費用負担等の軽減

耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断・改修に係る助成制度等の整備に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取り組みを行うことが必要である。このため、国は地方公共団体に対し、必要な助言や、補助や交付金等の制度に係る情報提供及び活用促進を図ることとする。

また、所有者等が耐震改修に要する費用について債務保証が求められたり、耐震改修工事の期間中に仮住居を確保する必要があるなどの課題がある。

このうち債務保証については法第１７条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が業務として行うこととしているが、国は、業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行う。また、センターと都道府県との連携が重要であることから、都道府県ごとに１法人程度指定されいていると効果的であり、国は、必要な情報提供等を行う。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることとし、国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供を行う。

（５）相談体制の整備及び情報提供の充実

リフォーム工事契約に伴い消費者被害が社会問題となっており、所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に「どの事業者に頼めば良いか」、「工事費用が適正か」、「工事内容が適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断・改修に関する相談窓口が設置する必要があり、国は、地方公共団体に対し必要な助言、情報提供等を行う。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図る。

（６）専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断・改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断・改修について、必要な心得、知識、技術等を取得し、資質の向上を図ることが必要である。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めることとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国は、関係団体と連携を図り、耐震改修に関する技術の適切な評価等耐震診断・改修に関する調査及び研究を実施する。

（７）地域における取り組みの推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策に取り組みの推進、NPO との連携や地域における取り組みに対する支援、地域ごとに関係団体等からなる推進協議会の設置等に努めることとし、国は、必要な助言、情報提供等を行う。

（８）その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての強力な改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じこめ防止対策の実施に努めることとし、国は、必要な助言、情報提供等を行う。

２　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

（１）建築物の耐震化の現状

我が国の住宅については総数約4,７００万戸のうち、約1,１５０万戸（約２５％）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成１０年の約１４００万戸から平成１５年の約１１５０万戸へと、５年間で約２５０万戸減少しているが、大部分が建替えによるもので、耐震改修によるものは５年間で約３２万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第６条第１号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等で、延べ面積が１０００㎡以上かつ３階建て以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」）については、約３６万棟のうち、約９万棟（約２５％）が耐震性が不十分と推計されている。

（２）建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

１０年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減（中央防災会議「地震防災戦略」）させる観点から、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の７５％を、平成２７年までに少なくとも９割にすることを目標とする。耐震化率を９割とするためには、今後１０年間で、少なくとも住宅約６５０万戸（うち耐震改修は約１００万戸）、多数の者が利用する建築物約５万棟（うち耐震改修は約３万棟）について耐震化を進める必要があり、建て替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを２倍ないし３倍にすることが必要となる。

また、耐震化の促進を図るためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後５年間で耐震化率の目標達成のため必要な耐震改修の戸数又は棟数と同数の耐震診断を行う観点から、住宅は１００万戸程度、多数の者が利用する建築物は３万棟程度の耐震診断を実施することとし、さらに平成２７年までに少なくとも住宅は１５０～２００万戸程度、多数の者が利用する建築物は５万棟程度の耐震診断を実施することを目標とする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行う。

３　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

（１）耐震基準の考え方

現行の耐震基準は昭和５６年に導入された。この耐震基準は建築基準法上の最低限遵守すべき基準として、中規模の地震（震度５強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度６強から震度７程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

阪神・淡路大震災においては、昭和５６年以前に建築された耐震性が不十分な建築物に多くの被害がみられた。また、新潟県中越地震についても、国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所の調査によると、土砂崩れ等により倒壊した住宅や、現行の耐震基準に満たない古い木造住宅等に多くの被害が見られ、現行の耐震基準に適合する建築物の被害は少ない状況であった。

このように、建築物を現行の耐震基準に適合させることが、地震による死者数等の被害軽減のためには必要不可欠であることから、新耐震基準の施行以前に建てられた住宅・建築物の耐震化を図ることを基本とする。

（２）耐震診断・改修の基準

建築物の耐震診断・改修は、既存の建築物について、新耐震基準に適合しているか否かを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことである。しかしながら、既存の建築物は、耐震基準に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合があり、このよう

- 119 -

な場合には、別添の指針に基づいて、耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行う必要がある。

4　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要及びハザードマップ、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取り組みの重要性等について、町内会等や、各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図る必要があり、国は、必要な助言及び情報提供等を行う。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンター間の必要な情報の共有、連携及び体制の整備が必要である。

5　都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

（1）都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第５条の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定することとし、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しを行うこととする。

策定に当たっては、建設部局内関係課をはじめ、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、管内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため市町村と協議会を設置する等の取り組みが必要である。なお、市町村耐震改修促進計画が定められていない場合には、都道府県が都道府県耐震改修促進計画において、当該市町村に係る必要な事項を定めることとする。

（2）耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、本基本方針の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状を勘案し、住宅及び特定建築物について耐震改修等の目標を定めるだけでなく、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めるものとする。なお、目標は、一定期間ごとに検証する。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物等については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標を設定する必要がある。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため整備プログラム等を作成する。

（3）耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取り組み方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定める。

法第５条第３項第１号の道路として、その閉塞により、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路を定めることとし、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路、その他密集市街地内の道路等を定める必要がある。

また、同第２号の特定優良賃貸住宅に関する事項として、特例の適用の考え方、対象地域、対象住宅等について定めることとする。

さらに、同第３号の都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による耐震診断・改修に関する事項等として、機構等が耐震診断・改修を行う地域、共同住宅の種類等について定める。なお、都市再生機構による耐震診断・改修の業務及び地域は原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

（4）地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災ハザードマップを盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断・改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることとする。特にハザードマップの作成及び相談窓口の設置は、管内の全ての市町村において措置されるよう努めるものとする。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なコンクリートブロック塀の改修・撤去等の取り組みを行うことが効果的あり、必要に応じ、自治会等との連携策についても定める。

（5）建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

法に基づく指導・助言、指示、公表等の実施について、特定行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定める。　また、法第７条第３項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合には、建築基準法第１０条第１項による勧告及び同第２項又は第３項による命令等を実施することとし、その実施の考え方、方法等について定める。

（6）市町村耐震改修促進計画の策定

平成１７年３月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることを要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。

また、基礎的自治体として地域の実情に応じた耐震改修の促進のための施策を講じることが必要である。

こうしたことを踏まえ、法第５条第７項において、市町村の耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであるが、全ての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましいと考えられる。市町村の耐震改修促進計画の内容につい

ては、都道府県耐震改修促進計画の内容を参考としつつ、地域の状況を踏まえ、詳細なハザードマップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による普及啓発活動等について、より地域固有の状況を配慮して作成することが重要である。

- 121 -

別添

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（案）の概要

○技術指針改正の背景

現行の耐震診断及び耐震改修の指針（平成７年建設省告示第２０８９号。以下「現行技術指針」という。）は、改正前の耐震改修促進法第３条に基づいて定められていますが、改正耐震改修促進法の施行に伴い、現行技術指針を廃止し、同法第４条第２項第３号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「新技術指針」という。）として新たに位置付けることとします。

○新技術指針の概要

新技術指針に規定する内容は、現行技術指針の内容を踏襲しますが、以下の点については、追加・変更を予定しています。

①耐震診断・耐震改修の指針の対象を特定建築物から建築物全般に拡大します。

②新技術指針は、現行技術指針第１ただし書の規定により国土交通大臣が当該規定と同等以上の効力を有すると認めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」（（財）日本建築防災協会）に定める「一般診断法」を、木造建築物に関する内容として取り入れます。

③建築物の敷地に関する規定を追加します。

なお、現行技術指針第１ただし書の規定により国土交通大臣が現行技術指針と同等以上の効力を有すると認めた方法による耐震診断は、新技術指針においても引き続き有効とします。

別紙２

地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準の全部改正案の概要

現行の地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成７年建設省告示第２０９０号）は、改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律第５条第３項第１号に基づいて定められていますが、改正耐震改修促進法の施行に伴い、同告示を廃止し、同法第８条第３項第１号に基づいて新たな基準を定めることとします。

○改正概要

耐震改修促進法第８条第３項第１号の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準を、同法第４条第２項第３号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられることとします。

日本住宅性能表示基準（改正案）

第１～第５　略

別表１（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	(い) 表示すべき事項	(ろ) 適用範囲	(は) 表示の方法	(に) 説明する事項	(ほ) 説明に用いる文字
１　構造の安定に関すること（略）					
２ 火災時の安全に関すること	２－１ 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（１、２、３又は４）による。	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
				等級４	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室等で火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
				等級３	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
				等級２	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等~~１以上の居室~~で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
				等級１	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている~~その他~~
２－２　感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）　～　２－７　耐火等級（界壁及び界床） ３　劣化の軽減に関すること　～　10　防犯に関すること （略）					

別表２－１（既存住宅に係る表示すべき事項等）

	(い) 表示すべき事項	(ろ) 適用範囲	(は) 表示の方法	(に) 説明する事項	(ほ) 説明に用いる文字
１　構造の安定に関すること（略）					
２ 火災時の安全に関すること	２－１ 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（１、２、３又は４）による。	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
				等級４	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室等で火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
				等級３	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
				等級２	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等~~１以上の居室~~で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
				等級１	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている~~その他~~
２－２　感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）　～　２－７　耐火等級（界壁及び界床） ４　維持管理への配慮に関すること　～　10　防犯に関すること （略）					

別表２－２　略

評価方法基準〔本文〕（改正案）

改正案

２　火災時の安全に関すること

２－１　感知警報装置設置等級（自住戸火災時）

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ　評価事項

①　この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居住者による当該評価対象住戸において発生した火災（以下「自住戸火災」という。）の早期の覚知のしやすさとする。

②　各等級に要求される水準は、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる措置が講じられていることとする。

(い)	(ろ)
等級	講じられている措置
4	自住戸火災のうち、すべての台所及び居室等で火災を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。
3	自住戸火災のうち、すべての台所及び居室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。
2	自住戸火災のうち、すべての台所及び寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。
1	自住戸火災のうち、すべての寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。

(3) 評価基準（新築住宅）

現行

２　火災時の安全に関すること

２－１　感知警報装置設置等級（自住戸火災時）

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ　評価事項

①　この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居住者による当該評価対象住戸において発生した火災（以下「自住戸火災」という。）の早期の覚知のしやすさとする。

②　各等級に要求される水準は、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる措置が講じられていることとする。

(い)	(ろ)
等級	講じられている措置
4	自住戸火災のうち、台所及びすべての居室で発生した火災を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。
3	自住戸火災のうち、台所及びすべての居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。
2	自住戸火災のうち、台所及び１以上の居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。
1	二

(3) 評価基準（新築住宅）

改正案

イ　等級４

住宅用防災報知設備（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下「住警器等規格省令」という。)第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）その他の感知警報装置（すべての感知を行う部分からすべての警報を行う部分へ火災信号を送ることができるものに限る。以下「住宅用防災報知設備等」という。）について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。

①　感知を行う部分

ａ　設置場所

（ｉ）　階段及び廊下以外

感知を行う部分が、すべての居室（台所及び天井から 0.4m以上突出したはり等によって区画された居室の部分で、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（以下「台所等」という。）を除く。２－１において同じ。）及び台所等に設置されていること。

（ⅱ）　階段及び廊下

階段及び廊下（共同住宅等の共用の階段及び廊下を除く。）については、感知を行う部分が、次の住宅の部分に設置されていること。

(a)　寝室（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第５条の７第１項第１号イに規定する就寝の用に供する居室をいう。以下同じ。）が存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この(ⅱ)において同じ。）の上端。

(b)　寝室が存する階（避難階から上方に数えた階数が２以上である階に限る。）から下方に数えた階数が２である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報

現行

イ　等級４

自動火災報知設備（消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第23条から第24条の２までに規定するものをいう。）その他の感知警報装置（すべての感知を行う部分からすべての警報を行う部分へ火災信号を送ることができるものに限る。以下「自火報等」という。）について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。

①　感知を行う部分

ａ　設置場所

感知を行う部分が、すべての居室（台所及び天井から 0.4m以上突出したはり等によって区画された居室の部分で、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（以下「台所等」という。）を除く。２－１において同じ。）、台所等及び階段に設置されていること。

改正案	現行
器（住警器等規格省令第２条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）又は住宅用防災報知設備の感知器が設置されている場合を除く。）。 (c)　寝室が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が２以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端 (d)　（ｉ）及び（ⅱ）(a)から(c)までの規定により感知を行う部分が設置される階以外の階のうち、床面積が７㎡以上である居室が５以上存する階（以下この(d)において「当該階」という。）の次のいずれかの部分。 (ｲ)　廊下 (ﾛ)　廊下が存しない場合にあっては、当該階から直下階に通ずる階段の上端 (ﾊ)　廊下及び直下階が存しない場合にあっては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端	
b　種別 感知を行う部分が、次の表の(い)項に掲げる設置場所に応じ、(ろ)項に掲げる種別のものであること。ただし、天井高さ４ｍ以上の居室の天井に設置されるものにあっては、煙式のものであること。	b　種別 感知を行う部分が、次の表の(い)項に掲げる設置場所に応じ、(ろ)項に掲げる種別のものであること。ただし、天井高さ４ｍ以上の居室の天井に設置されるものにあっては、煙式のものであること。

(い)	(ろ)
設置場所	種別
居室	熱式のもの又は煙式のもの
台所等	熱式のもので差動式以外のもの又は煙式のもの
階段及び廊下	煙式のもの
１　差動式とは、周囲の温度の上昇率が一定の率以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。	

(い)	(ろ)
設置場所	種別
居室	熱式のもの又は煙式のもの
台所等	熱式のもので差動式以外のもの又は煙式のもの
階段	煙式のもの
１　差動式とは、周囲の温度の上昇率が一定の率以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。	

改正案	現行
２　差動式の感知性能及び定温式（一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。）の感知性能を併せもつものにあっては、いずれかの感知性能が基準に適合するものであること。ただし、当該設置場所において非火災報を発するおそれがある感知性能を有しないものであること。	２　差動式の感知性能及び定温式（一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。）の感知性能を併せもつものにあっては、いずれかの感知性能が基準に適合するものであること。ただし、当該設置場所において非火災報を発するおそれがある感知性能を有しないものであること。
c　取付け位置 感知を行う部分は、換気口等の空気吹出し口から 1.5m 以上離れた位置で、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この c において同じ）の次のいずれかの位置に設けること。 （ｉ）　壁又ははりから 60cm 以上離れた天井の屋内に面する部分。 （ⅱ）　天井から下方 15cm 以上 50cm 以内の位置にある壁の屋内に面する部分。	c　取付け位置 感知を行う部分の取付け位置が、次に掲げるところによること。 （ｉ）　設置場所の天井面の中央付近に設置されていること。 （ⅱ）　（ｉ）によることが困難な場合にあっては、天井に設置する場合と同等の感知が可能であると確かめられたものが天井面の下 15cm から 50cm までの範囲の壁面に設置されていること。
d　感度等 感知を行う部分の感度等が、次に掲げる基準に適合していること。 （ｉ）　住宅用防災報知設備にあっては、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 17 号。以下「感知器等規格省令」という。)第 17 条に規定する光電式スポット型感知器の１種又は２種の試験に適合する感度であること。 （ⅱ）　自動火災報知設備(消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）第 23 条から第 24 条の２までに定めるものをいう。以下同じ。)にあっては、感知器等規格省令第 16 条に規定するイオン化式	d　感度等 感知を行う部分の感度等が、次に掲げる基準に適合していること。

改正案	現行
スポット型感知器又は感知器等規格省令第17条に規定する光電式スポット型感知器の１種、２種又は３種（居室、廊下及び階段の上方で天井高さ４ｍ以上の場所に設置する場合にあっては、1種又は２種）の作動試験（ただし、作動までの時間を１分以内としたものとする。）及び１種の不作動試験に適合する感度であること。	
(iii) 熱式のものにあっては、感知器等規格省令第12条に規定する差動式スポット型感知器の２種の作動試験及び１種の不作動試験に適合する感度又は感知器等規格省令第14条に規定する定温式感知器の特種65度の作動試験(ただし、作動までの時間を40秒以内としたものとする。）及び特種 60 度の不作動試験に適合する感度であること。	（ｉ） 熱式のものにあっては、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。）第 12 条に規定する差動式スポット型感知器の２種の作動試験及び１種の不作動試験に適合する感度又は感知器等規格省令第14条に規定する定温式感知器の特種 65 度の作動試験（ただし、作動までの時間を 40 秒以内としたものとする。）及び特種 60 度の不作動試験に適合する感度であること。 （ii） 煙式のものにあっては、感知器等規格省令第16条に規定するイオン化式スポット型感知器又は感知器等規格省令第17条に規定する光電式スポット型感知器の１種、２種又は３種（居室、廊下及び階段の上方で天井高さ４ｍ以上の場所に設置する場合にあっては、1種又は２種）の作動試験（ただし、作動までの時間を１分以内としたものとする。）及び１種の不作動試験に適合する感度であること。
(iv) 感度を調整する機能を有するものの感度調整範囲が、住宅用防災警報器又は感知器の種別に応じ(ｉ)から(iii)までに定める感度の範囲内であること。	(iii) 感度を調整する機能を有するものの感度調整範囲が、感知器の種別に応じ(ｉ)又は(ii)に定める感度の範囲内であること。
(v) 不燃性又は難燃性の外箱で覆われていること。	(iv) 不燃性又は難燃性の外箱で覆われていること。
(vi) 気流、外光等により非火災報を発しないよう措置されていること。	(v) 気流、外光等により非火災報を発しないよう措置されていること。
(vii) イオン化式スポット型感知器その	

改正案	現行
他の放射性同位元素を使用する機器であって放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 69 号)第 3 条第 1 項の規定の適用を受けるものは、同法第 12 条の 5 第 1 項に規定する「表示付特定設計認証機器」であること。	
② 警報を行う部分 次に掲げる基準に適合していること。 a 警報を行う部分の中心から１m離れた位置における音圧（ｃにおいて単に「音圧」という。）が 70ｄＢ以上で、１分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他の警報を行う部分が評価対象住戸内に設けられていること。 b 評価対象住戸が２以上の階を有する場合にあっては、各階（居室を有する階に限る。）ごとに警報を行う部分が設けられていること。 c 警報を行う部分が、各階ごとにその全域に有効に火災警報音を伝えることができるように設けられていること。なお、警報を行う部分が、次に掲げるものである場合にあっては、次のそれぞれに掲げる床面積当たり１以上、警報を行う部分が設けられていること。 （ｉ） ａに規定するもの 150㎡ （ii） 音圧が 85ｄＢ以上で、１分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他のもの 350㎡	② 警報を行う部分 次に掲げる基準に適合していること。 a 警報を行う部分の中心から１m離れた位置における音圧（ｃにおいて単に「音圧」という。）が 70ｄＢ以上で、１分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他の警報を行う部分が評価対象住戸内に設けられていること。 b 評価対象住戸が２以上の階を有する場合にあっては、各階（居室を有する階に限る。）ごとに警報を行う部分が設けられていること。 c 警報を行う部分が、各階ごとにその全域に有効に火災警報音を伝えることができるように設けられていること。なお、警報を行う部分が、次に掲げるものである場合にあっては、次のそれぞれに掲げる床面積当たり１以上、警報を行う部分が設けられていること。 （ｉ） ａに規定するもの 150㎡ （ii） 音圧が 85ｄＢ以上で、１分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他のもの 350㎡
ロ 等級３ 住宅用防災警報器その他これに類するもの（以下「住警器等」という。）について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。	ロ 等級３ 住宅用火災警報器（住宅の火災により生ずる熱、煙を利用して自動的に火災の発生を感知し、当該警報器の設置場所又はその設置場所の近隣にいる者に火災が発生した旨の警報を発することができるものをいう。）その他これに類するもの（以下「住警器等」という。）について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合してい

- 127 -

改正案	現行
	るか、又はこれと同等の性能を有すること。
① 感知を行う部分	① 感知を行う部分
ａ 設置場所 イ①a に掲げる基準に適合していること。	イ①のａからｄまでに掲げる基準に適合していること。
ｂ 種別 イ①ｂに掲げる基準に適合していること。ただし、寝室に設置されるものにあっては、煙式のものであること。	
ｃ 取付け位置 イ①ｃに掲げる基準に適合していること。	
ｄ 感度等 感知を行う部分の感度等が、次に掲げる基準に適合していること。 （ｉ） イ①ｄに掲げる基準に適合していること。 （ⅱ） 住宅用防災警報器にあっては、住警器等規格省令第７条に定める光電式住宅用防災警報器の試験に合格する感度であること。	
② 警報を行う部分 次に掲げる基準に適合していること。	② 警報を行う部分 イ②ａに掲げる基準に適合していること。
ａ イ②ａに掲げる基準に適合していること。	
ｂ 警報を行う部分が、各感知を行う部分の存する階において当該感知を行う部分に有効に火災警報音を伝えることができるように設けられていること。	
ハ 等級２ 住宅用防災報知設備等又は住警器等について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。	ハ 等級２ 自火報等又は住警器等について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。
① 感知を行う部分	① 感知を行う部分
ａ 設置場所	ａ 設置場所
（ｉ） 階段及び廊下以外 感知を行う部分が、すべての寝室及び台所等に設置されていること。	廊下、階段又は居室のいずれか１カ所以上及びすべての台所等に設置されていること。
（ⅱ） 階段及び廊下 イ①ａ（ⅱ）に掲げる基準に適合し	

改正案	現行
ていること。	
ｂ 種別 ロ①ｂに掲げる基準に適合していること。	ｂ 種別 （ｉ） イ①ｂに掲げる基準に適合していること。 （ⅱ） 廊下に設置されるものにあっては、煙式のものであること。
ｃ 取付け位置 イ①ｃに掲げる基準に適合していること。	ｃ 取付け位置 （ｉ） イ①ｃに掲げる基準に適合していること。 （ⅱ） ２以上の階を有する評価対象住戸の廊下に設置する場合にあっては、階段付近に設けられていること。
ｄ 感度等 ロ①ｄに掲げる基準に適合していること。	ｄ 感度等 イ①ｄに掲げる基準に適合していること。
② 警報を行う部分 ロ②に掲げる基準に適合していること。	② 警報を行う部分 イ②ａに掲げる基準に適合していること。ただし、自火報等にあっては、警報を行う部分が、感知を行う部分が設けられた場所の近傍に有効に報知できるように設けられていること。
二 等級１ 住宅用防災報知設備等又は住警器等について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。	
① 感知を行う部分	
ａ 設置場所	
（ｉ） 階段及び廊下以外 感知を行う部分が、すべての寝室に設置されていること。	
（ⅱ） 階段及び廊下 イ①ａ（ⅱ）に掲げる基準に適合していること。	
ｂ 種別 ロ①ｂに掲げる基準に適合していること。	
ｃ 取付け位置 イ①ｃに掲げる基準に適合していること。	
ｄ 感度等 ロ①ｄに掲げる基準に適合していること。	
② 警報を行う部分	

改正案	現行
ロ②に掲げる基準に適合していること。 ⑷ 評価基準（既存住宅） イ 等級４ 次に掲げる基準に適合していること。 ① 目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等（消防法第17条の３の３の規定による点検のうち直近のものの記録を含む。）に記載された内容が、⑶のイに掲げる基準に適合していること。 ② 昭和 50 年消防庁告示第 14 号に規定する方法（消防法第 17 条の３の３の規定により点検を行うべき防火対象物である評価対象建築物にあっては、同条の規定によるものに限る。）のうち、過去の一定期間（昭和 50 年消防庁告示第３号に規定する点検の期間をいう。以下同じ。）以内に行われたもの（住警器にあっては、当該感知警報装置の作動を有効に確認できる方法の点検）により、①に掲げる基準の対象となる感知警報装置が作動することが確かめられたものであること。 ロ 等級３ イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「⑶のイ」とあるのは、「⑶のロ」とする。 ハ 等級２ イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「⑶のイ」とあるのは、「⑶のハ」とする。 ニ 等級１ イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「⑶のイ」とあるのは、「⑶のニ」とする。	⑷ 評価基準（既存住宅） イ 等級４ 次に掲げる基準に適合していること。 ① 目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等（消防法第17条の３の３の規定による点検のうち直近のものの記録を含む。）に記載された内容が、⑶のイに掲げる基準に適合していること。 ② 昭和 50 年消防庁告示第 14 号に規定する方法（消防法第 17 条の３の３の規定により点検を行うべき防火対象物である評価対象建築物にあっては、同条の規定によるものに限る。）のうち、過去の一定期間（昭和 50 年消防庁告示第３号に規定する点検の期間をいう。以下同じ。）以内に行われたもの（住警器にあっては、当該感知警報装置の作動を有効に確認できる方法の点検）により、①に掲げる基準の対象となる感知警報装置が作動することが確かめられたものであること。 ロ 等級３ イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「⑶のイ」とあるのは、「⑶のロ」とする。 ハ 等級２ イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「⑶のイ」とあるのは、「⑶のハ」とする。

- 129 -

評価方法基準の一部を改正する告示案　新旧対照条文
○評価方法基準（平成１３年国土交通省告示第 1347 号）〈温熱環境に関することに係る部分抜粋〉

（傍線部分は改正部分）

改正案

5　温熱環境に関すること

5－1　省エネルギー対策等級
(1)　（略）
(2)　基本原則
イ　定義
①　「地域区分」とは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 11 年通商産業省・建設省告示第２号。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第１に掲げる地域の区分をいう（６－２において同じ。）。
②　「年間暖冷房負荷」とは、１年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をいい、建築主等の判断の基準１－３(1)ロ及びハに定める方法により求めることとする。この場合において、建築主等の判断の基準１－３(1)ハ中「Ｌs＝0.09×Ｄ－15」とあるのは、等級３への適合判定にあっては「Ｌs＝0.11×Ｄ－25」と、等級２への適合判定にあっては「Ｌs＝0.19×Ｄ－15」とする。
③　（略）
④　（略）
a　一戸建ての住宅
（ⅰ）　（略）
（ⅱ）　開口部の面積の合計の床面積の合計に対する割合が 28%以上（建築主等の判断の基準別表第１のⅠ及びⅡ地域においては、23%以上）である。
（ⅲ）　（略）
（ⅳ）　（略）
b　（略）
ロ　評価事項
①　（略）
②　（略）
(3)　評価基準（新築住宅）
次のイ又はロのいずれかの基準によるものとする。
イ　熱損失係数等による基準
等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級（個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。５－１において同じ。）のうち、最も低いものとすること。
①　熱損失係数に関する基準
a　（略）
b　aの熱損失係数は、建築主等の判断の基準１－３(2)イの(ﾛ)から(ﾆ)までに定める計算方法により算出する。この場合において、建築主等の判断の基準１－３(2)イの(ﾛ)から(ﾆ)までの規定中「(ｲ) に定める熱損失係数の基準値」とあるのは「評価方法基準(3)イ①ａの表に掲げる熱損失係数の基準値」とし、等級３への適合判定にあっては、(ﾆ)中のmに係る表は次の表１と、R_0に係る表は次の表２とし、等級２への適合判定にあっては、(ﾆ)は適用しないものとする。
表１（略）
表２

	地域区分	建築主等の判断の基準別表第２に掲げる地域の区分				
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
一戸建ての住宅	Ⅰ	0.033	0.068			
	Ⅱ	0.039	0.082	0.125		
	Ⅲ	0.039	0.082	0.125	0.167	
	Ⅳ	0.044	0.092	0.141	0.189	0.237
	Ⅴ			0.141	0.189	0.237
共同住宅等	Ⅰ	0.051	0.106			
	Ⅱ	0.061	0.127	0.193		
	Ⅲ	0.061	0.127	0.193	0.260	
	Ⅳ	0.069	0.143	0.218	0.293	0.367
	Ⅴ			0.218	0.293	0.367

②　夏期日射取得係数に関する基準
a　次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、夏期日射取得係数がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、建築主等の判断の基準別表第１のⅠ及びⅡ地域において等級４の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級３とし、同表のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域において等級３の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級２とする。
表（略）
b　aの夏期日射取得係数は、建築主等の判断の基準１－３(2)ロ(ﾛ)に定める計算方法により算出すること。
③　相当隙間面積に関する基準
a　次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、相当隙間面積がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、建築主等の判断の基準別表第１のⅠ地域において等級３の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級２とし、同表のⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域において等級４の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級３とする。
表（略）
b　①、②及び④に掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級４である評価対象住戸について、建築主等の判断の基準１－３(2)イ(ﾛ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が 3.7W／㎡･Kを超える

現行

5　温熱環境に関すること

5－1　省エネルギー対策等級
(1)　（略）
(2)　基本原則
イ　定義
①　「地域区分」とは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成 11 年通商産業省・建設省告示第２号。以下「建築主の判断の基準」という。）別表第１に掲げる地域の区分をいう（６－２において同じ。）。
②　「年間暖冷房負荷」とは、１年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をいい、建築主の判断の基準１(1)ロ及びハに定める方法により求めることとする。この場合において、建築主の判断の基準１(1)ハ中「Ｌs＝0.09×Ｄ－15」とあるのは、等級３への適合判定にあっては「Ｌs＝0.11×Ｄ－25」と、等級２への適合判定にあっては「Ｌs＝0.19×Ｄ－15」とする。
③　（略）
④　（略）
a　一戸建ての住宅
（ⅰ）　（略）
（ⅱ）　開口部の面積の合計の床面積の合計に対する割合が 28%以上（建築主の判断の基準別表第１のⅠ及びⅡ地域においては、23%以上）である。
（ⅲ）　（略）
（ⅳ）　（略）
b　（略）
ロ　評価事項
①　（略）
②　（略）
(3)　評価基準（新築住宅）
次のイ又はロのいずれかの基準によるものとする。
イ　熱損失係数等による基準
等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級（個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。５－１において同じ。）のうち、最も低いものとすること。
①　熱損失係数に関する基準
a　（略）
b　aの熱損失係数は、建築主の判断の基準１(2)イの(ﾛ)から(ﾆ)までに定める計算方法により算出する。この場合において、建築主の判断の基準１(2)イの(ﾛ)から(ﾆ)までの規定中「(ｲ) に定める熱損失係数の基準値」とあるのは「評価方法基準(3)イ①ａの表に掲げる熱損失係数の基準値」とし、等級３への適合判定にあっては、(ﾆ)中のmに係る表は次の表１と、R_0に係る表は次の表２とし、等級２への適合判定にあっては、(ﾆ)は適用しないものとする。
表１（略）
表２

	地域区分	建築主の判断の基準別表第２に掲げる地域の区分				
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
一戸建ての住宅	Ⅰ	0.033	0.068			
	Ⅱ	0.039	0.082	0.125		
	Ⅲ	0.039	0.082	0.125	0.167	
	Ⅳ	0.044	0.092	0.141	0.189	0.237
	Ⅴ			0.141	0.189	0.237
共同住宅等	Ⅰ	0.051	0.106			
	Ⅱ	0.061	0.127	0.193		
	Ⅲ	0.061	0.127	0.193	0.260	
	Ⅳ	0.069	0.143	0.218	0.293	0.367
	Ⅴ			0.218	0.293	0.367

②　夏期日射取得係数に関する基準
a　次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、夏期日射取得係数がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、建築主の判断の基準別表第１のⅠ及びⅡ地域において等級４の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級３とし、同表のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域において等級３の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級２とする。
表（略）
b　aの夏期日射取得係数は、建築主の判断の基準１(2)ロ(ﾛ)に定める計算方法により算出すること。
③　相当隙間面積に関する基準
a　次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、相当隙間面積がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、建築主の判断の基準別表第１のⅠ地域において等級３の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級２とし、同表のⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域において等級４の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級３とする。
表（略）
b　①、②及び④に掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級４である評価対象住戸について、建築主の判断の基準１(2)イ(ﾛ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が 3.7W／㎡･Kを超える場合に

場合にあっては③の基準は適用しないこととし、1.9W／㎡・Kを超え 3.7W／㎡・K以下である場合にあってはａの表に掲げる相当隙間面積の基準値を 5.0㎠/㎡とすることができる。

c　①、②及び④に掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級３である評価対象住戸について、建築主等の判断の基準１－３(2)イ(ﾛ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が 1.8W／㎡・Kを超える場合にあっては③の基準は適用しない。

d　相当隙間面積は、次の表の(い)項に掲げる住宅の種類ごとに、(ろ)項に掲げる数値であるものとする。

(い)		(ろ)
住宅の種類		相当隙間面積（単位　㎠/㎡）
(1)	住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成11年建設省告示第998号。以下「設計施工指針」という。）３(3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を5.0㎠/㎡以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、設計施工指針４(3)に掲げる基準のうちⅢ、Ⅳ、Ⅴ又はⅥ地域とする場合に適用されるものに適合している住宅	5.0
(2)	鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅	5.0
(3)	設計施工指針３(3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を2.0㎠/㎡以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、設計施工指針４(3)に掲げる基準のうちⅠ又はⅡ地域とする場合に適用されるものに適合している住宅	2.0
(4)	(1)から(3)までに掲げる住宅以外の住宅	5.0超
設計施工指針３(3)ニ(ﾆ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とする。		

④　結露の発生を防止する対策に関する基準

a　等級４

設計施工指針３(2)ロ(ﾛ)から(ﾍ)まで及び(ﾁ)並びにﾊに掲げる基準に適合していること。この場合において、３－１(3)イ①ｇに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾊ)に、３－１(3)イ①ｆに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾎ)及び(ﾍ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

b　等級３

設計施工指針３(2)ロ(ﾛ)、(ﾊ)、(ﾎ)及び(ﾍ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、３－１(3)イ①ｇに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾊ)に、３－１(3)イ①ｆに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾎ)及び(ﾍ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c　等級２

設計施工指針３(2)ロ(ﾛ)に掲げる基準に適合していること。

ロ　熱貫流率等による基準

①　等級４

次に掲げる基準に適合していること。

a　（略）

b　躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針３に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針３の本文中「次に」とあるのは「(1)並びに(2)イ、ロの(ﾛ)から(ﾍ)まで及び(ﾁ)並びにﾊ並びに(3)に」と、設計施工指針３(3)ニ(ﾆ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、３－１(3)イ①ｇに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾊ)に、３－１(3)イ①ｆに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロの(ﾎ)及び(ﾍ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c　（略）

②　等級３

次に掲げる基準に適合していること。

a　（略）

b　躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針３に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針３の本文中「次に」とあるのは「(1)、(2)イの(ｲ)から(ﾊ)まで、ロの(ﾛ)、(ﾊ)、(ﾎ)及び(ﾍ)並びに(3)に」と、設計施工指針３(1)イの本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる数値以下であること。」と、設計施工指針３(1)イの表は次の表１と、設計施工指針３(1)ロの表は次の表２と、設計施工指針３(2)イ(ﾛ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、設計施工指針３(3)の本文中「地域の区分に応じ、判断基準１－４(1)の表に掲げる基準値」とあるのは「別表第１のⅠ地域においては、5.0㎠／㎡」と、設計施工指針３(3)ニ(ﾆ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、３－１(3)イ①ｇに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾊ)に、３－１(3)イ①ｆに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾎ)及び(ﾍ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

表１（略）

あってはの基準は適用しないこととし、1.9W／㎡・Kを超え 3.7W／㎡・K以下である場合にあってはａの表に掲げる相当隙間面積の基準値を 5.0㎠/㎡とすることができる。

c　①、②及び④に掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級３である評価対象住戸について、建築主の判断の基準１(2)イ(ﾛ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が 1.8W／㎡・Kを超える場合にあっては③の基準は適用しない。

d　相当隙間面積は、次の表の(い)項に掲げる住宅の種類ごとに、(ろ)項に掲げる数値であるものとする。

(い)		(ろ)
住宅の種類		相当隙間面積（単位　㎠/㎡）
(1)	住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成11年建設省告示第998号。以下「設計施工指針」という。）３(3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を5.0㎠/㎡以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、設計施工指針４(3)に掲げる基準のうちⅢ、Ⅳ、Ⅴ又はⅥ地域とする場合に適用されるものに適合している住宅	5.0
(2)	鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅	5.0
(3)	設計施工指針３(3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を2.0㎠/㎡以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、設計施工指針４(3)に掲げる基準のうちⅠ又はⅡ地域とする場合に適用されるものに適合している住宅	2.0
(4)	(1)から(3)までに掲げる住宅以外の住宅	5.0超
設計施工指針３(3)ハ(ﾊ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とする。		

④　結露の発生を防止する対策に関する基準

a　等級４

設計施工指針３(2)ロ(ﾛ)から(ﾍ)まで及びﾊに掲げる基準に適合していること。この場合において、３－１(3)イ①ｇに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾊ)に、３－１(3)イ①ｆに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾎ)及び(ﾍ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

b　等級３

設計施工指針３(2)ロ(ﾛ)、(ﾊ)、(ﾎ)及び(ﾍ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針３(2)ロ(ﾛ)中「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」とし、３－１(3)イ①ｇに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾊ)に、３－１(3)イ①ｆに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾎ)及び(ﾍ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c　等級２

設計施工指針３(2)ロ(ﾛ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」とする。

ロ　熱貫流率等による基準

①　等級４

次に掲げる基準に適合していること。

a　（略）

b　躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針３に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針３の本文中「次に」とあるのは「(1)、(2)イ、ロの(ﾛ)から(ﾍ)まで及びﾊ並びに(3)に」と、設計施工指針３(3)ハ(ﾊ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、３－１(3)イ①ｇに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾊ)に、３－１(3)イ①ｆに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロの(ﾎ)及び(ﾍ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c　（略）

②　等級３

次に掲げる基準に適合していること。

a　（略）

b　躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針３に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針３の本文中「次に」とあるのは「(1)、(2)イの(ｲ)から(ﾊ)まで、ロの(ﾛ)、(ﾊ)、(ﾎ)及び(ﾍ)並びに(3)に」と、設計施工指針３(1)イの本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる数値以下であること。」と、設計施工指針３(1)イの表は次の表１と、設計施工指針３(1)ロの表は次の表２と、設計施工指針３(2)イ(ｲ)の本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる数値以下であること。」と、設計施工指針３(1)イの表は次の表１と、設計施工指針３(1)ロの表は次の表２と、設計施工指針３(2)イ(ｲ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、設計施工指針３(2)イ(ﾛ)中「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」と、設計施工指針３(3)の本文中「地域の区分に応じ、判断基準２(1)の表に掲げる基準値」とあるのは「別表第１のⅠ地域においては、5.0㎠／㎡」と、設計施工指針３(3)ハ(ﾊ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、３－１(3)イ①ｇに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾊ)に、３－１(3)イ①ｆに適合している場合にあっては設計施工指針３(2)ロ(ﾎ)及び(ﾍ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

表１（略）

表２（略） c　開口部の断熱性能等に関する基準 設計施工指針４（(4)を除く。）に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針４(1)イの表は次の表１と、設計施工指針４(1)ロの表は次の表２と、設計施工指針４(2)イ中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅰ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅵ」とあるのは「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」と、設計施工指針４(2)ロの本文は「建築主等の判断の基準別表第１のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域においては、方位が東北東から南を経て西北西までの範囲に面する窓では、日射侵入率が0.66以下のガラスを使用し、又は付属部材（レースカーテン、内付けブラインド（窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。）、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング（テント生地等で構成される日除けで開閉機構を有するものをいう。）若しくはサンシェード（窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。）をいう。）その他日射の侵入を防止するため開口部に取付けるものをいう。）、ひさし、軒等（オーバーハング型日除けで、南東から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。）を設けること。」と、設計施工指針４(3)の表は次の表３とする。 表１（略） 表２（略） 表３（略） ③　等級２ 次に掲げる基準に適合していること。 a　（略） b　躯体の断熱性能等に関する基準 設計施工指針３に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針３の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。」とあるのは、「床をいう。」と、「次に」とあるのは「(1)並びに(2)のイの(イ)及び(ロ)並びにロ(ロ)に」と、設計施工指針３(1)イの本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。」と、設計施工指針３(1)イの表は次の表１と、設計施工指針３(1)ロの表は次の表２と、設計施工指針３(2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」とする。 表１（略） 表２（略） c　（略）	表２（略） c　開口部の断熱性能等に関する基準 設計施工指針４（(4)を除く。）に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針４(1)イの表は次の表１と、設計施工指針４(1)ロの表は次の表２と、設計施工指針４(2)イ中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅰ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅵ」とあるのは「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」と、設計施工指針４(2)ロの本文は「建築主の判断の基準別表第１のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域においては、方位が東北東から南を経て西北西までの範囲に面する窓では、日射侵入率が0.66以下のガラスを使用し、又は付属部材（レースカーテン、内付けブラインド（窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。）、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング（テント生地等で構成される日除けで開閉機構を有するものをいう。）若しくはサンシェード（窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。）をいう。）その他日射の侵入を防止するため開口部に取付けるものをいう。）、ひさし、軒等（オーバーハング型日除けで、南東から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。）を設けること。」と、設計施工指針４(3)の表は次の表３とする。 表１（略） 表２（略） 表３（略） ③　等級２ 次に掲げる基準に適合していること。 a　（略） b　躯体の断熱性能等に関する基準 設計施工指針３に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針３の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。」とあるのは、「床をいう。」と、「次に」とあるのは「(1)並びに(2)のイの(イ)及び(ロ)並びにロ(ロ)に」と、設計施工指針３(1)イの本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。」と、設計施工指針３(1)イの表は次の表１と、設計施工指針３(1)ロの表は次の表２と、設計施工指針３(2)イ(イ)の本文は「断熱材は、必要な部位に隙間なく施工すること。」と、設計施工指針３(2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、設計施工指針３(2)ロ(ロ)中「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」とする。 表１（略） 表２（略） c　（略）

○　平成十三年国土交通省告示第千二十四号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件
第一　特殊な許容応力度	第一　特殊な許容応力度
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　あと施工アンカー（既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものをいう。第二第十三号において同じ。）の接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。	
十五　既存の鉄筋コンクリート造等の柱、はり等を補強する炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。	
第二　特殊な材料強度	第二　特殊な材料強度
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。	
十四　既存の鉄筋コンクリート造等の柱、はり等を補強する炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。	

平成 12 年建設省告示第 1358 号「準耐火構造の構造方法を定める件」改正案

新	旧
（略） 第 3　令第 107 条の 2 第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。 一　（略） 二 イ　（略） ロ　裏側の部分又は直下の天井に次の (1) 又は (2) に該当する防火被覆が設けられていること。 (1) 厚さが 15 ㎜以上の強化せっこうボード (2) 厚さが 12 ㎜以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50 ㎜以上のロックウール（かさ比重が0.024 以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が 0.024 以上のものに限る。以下同じ。）を張ったもの （略）	（略） 第 3　令第 107 条の 2 第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。 一　（略） 二 イ　（略） ロ　裏側の部分又は直下の天井に次の (1) 又は (2) に該当する防火被覆が設けられていること。 (1) 厚さが 15 ㎜以上の強化せっこうボード (2) 厚さが 12 ㎜以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50 ㎜以上のロックウール（かさ比重が0.04 以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が 0.024 以上のものに限る。以下同じ。）を張ったもの （略）

平成 12 年建設省告示第 1380 号

「耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件」改正案

新	旧
（略） 第３　令第 115 条の２の２第１項第一号イ及びロに掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。 一　（略） 二 イ　（略） ロ　裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。 (1)　厚さが 12 ㎜以上のせっこうボードの上に厚さが 12 ㎜以上のせっこうボードを張り、その上に厚さが 50 ㎜以上のロックウール（かさ比重が0.024 以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が 0.024 以上のもに限る。以下同じ。）を張ったもの (2) ～(4)　（略） （略）	（略） 第３　令第 115 条の２の２第１項第一号イ及びロに掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。 一　（略） 二 イ　（略） ロ　裏側の部分又は直下の天井に次の (1) から (4) までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。 (1)　厚さが 12 ㎜以上のせっこうボードの上に厚さが 12 ㎜以上のせっこうボードを張り、その上に厚さが 50 ㎜以上のロックウール（かさ比重が0.04 以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が 0.024 以上のもに限る。以下同じ。）を張ったもの (2) ～(4)　（略） （略）

平成十二年建設省告示第千四百四十一号（階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第一～第七　（略）	第一～第七　（略）
第八　令第百二十九条の二第三項第五号に規定する当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが当該階の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間は、当該火災室から当該階の直通階段への出口を有する室に通ずる経路ごとの各室について次の式によって計算した時間の合計（以下「避難降下時間」という。）のうち最小のものとする。	第八　令第百二十九条の二第三項第五号に規定する当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが当該階の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間は、当該火災室から当該階の直通階段への出口を有する室に通ずる経路ごとの各室について次の式によって計算した時間の合計（以下「階煙降下時間」という。）のうち最小のものとする。
$ts=(Aroom\times(Hroom-Hlim))/(\max(Vs-Ve,0.01))$	$ts=(Aroom\times(Hroom-Hlim))/(\max(Vs-Ve,0.01))$
この式において、ts、Aroom、Hroom、Hlim、Vs及びVeは、それぞれ次の数値を表すものとする。	この式において、ts、Aroom、Hroom、Hlim、Vs及びVeは、それぞれ次の数値を表すものとする。
ts　（略）	ts　（略）
Aroom　（略）	Aroom　（略）
Hroom　（略）	Hroom　（略）
Hlim　当該室の種類及び開口部の構造の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値（以下「限界煙層高さ」という。）（単位　メートル）	Hlim　当該室の種類及び開口部の構造の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値（以下「限界煙層高さ」という。）（単位　メートル）

室の種類	開口部の構造	限界煙層高さ（単位　メートル）
（略）	（略）	（略）
平成十二年建設省告示第千四百三十七号に規定する給気室（以下「給気室」という。）への出口等を有する室	常時閉鎖式の防火設備若しくは随時閉鎖することでき、かつ煙感知器と連動する自動閉鎖装置を設けた防火設備	$Sop\geqq30Aop\sqrt{(2.8Hop)}$、$Aout\geqq(Sop-Wout)/90.7$、かつ$Aout\geqq(Sop-Wout)/449$である場合	$Hop-0.29(Sop/60Aop)^2$
		その他の場合	当該室の床面から各出口の上端までの高さのうち最大のものの二分の一の高さ
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

室の種類	開口部の構造	限界煙層高さ（単位　メートル）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（略）

ここの表において、Hop、Aop、Sop、Aout、Woutは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Hop　当該室の床面から出口の上端までの高さ（単位　メートル）

Aop　防火戸が設けられた開口部の面積（単位　平方メートル）

Sop　送風機により給気室（火災の発生のおそれの少ないものに限る。）に給気された空気を当該開口部から通過させることができる能力（単位　一分につき立方メートル）

Aout　給気室への出口等を有する室（階段を除き、火災の発生のお

それの少ないものに限る。以下この項において同じ。）に設けられた外気に直接通じる開口部（送風機の作動に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にあるものに限る。）の面積の合計（単位　平方メートル）

Wout　給気室への出口等を有する室に設けられた排煙機（送風機の作動に連動して作動するものに限る。）により空気を排出することができる能力（単位　一分につき立方メートル）

Vs　（略）

Ve　（略）

2　（略）

3　第一項の有効排煙量は、当該室の区画の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

一　当該室の内部が、防煙垂れ壁によって床面積千五百平方メートル以内ごとに区画されたもの（防煙垂れ壁の下端の床面からの高さが限界煙層高さ以上の場合に限る。）　次の式によって計算した数値

Ve＝min(A*E)

（この式において、Ve、A*及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ve　（略）

A*　（略）

（表略）

E　当該防煙区画に設けられた排煙設備に応じ、それぞれ次の表に掲げ

Vs　（略）

Ve　（略）

2　（略）

3　第一項の有効排煙量は、当該室の区画の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

一　当該室の内部が、防煙垂れ壁によって床面積千五百平方メートル以内ごとに区画されたもの（防煙垂れ壁の下端の床面からの高さが限界煙層高さ以上の場合に限る。）　次の式によって計算した数値

Ve＝min(A*E)

（この式において、Ve、A*及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ve　（略）

A*　（略）

（表略）

E　当該防煙区画に設けられた排煙設備に応じ、それぞれ次の表に掲げ

る式によって計算した数値（単位　一分につき立方メートル）

排煙設備		排煙量
給気室を設けない場合	（略）	（略）
	（略）	（略）
給気室を設ける場合	限界煙層高さ有効開口部を排煙口とした場合に、次のいずれかに適合するもの 一　風道に直結され、排煙機が設けられたものであり、当該防煙区画に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの 二　当該防煙区画に設けられた排煙設備が平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ハ(1)(i)、(ii)(イ)及び(2)並びにニの規定に適合するもの	E= min[Σmin{w,3.9(Hc−H1im)w^2/3}]+(ΣSop−w) ΣAs/Aout
	（略）	（略）
	（略）	（略）

る式によって計算した数値（単位　一分につき立方メートル）

排煙設備		排煙量
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

この表において、As、hs、Aa、Hc、Hlim、E、w、s、Sop及びAoutは、それぞれ次の数値を表すものとする。

As	（略）
hs	（略）
Aa	（略）
Hc	（略）
Hlim	（略）
E	（略）
w	（略）
s	（略）
Sop	送風機により給気室（火災の発生のおそれの少ないものに限る。）に給気された空気を当該開口部から通過させることができる能力（単位　一分につき立方メートル）
Aout	給気室（の出口等を有する室（階段を除き、火災の発生のおそれの少ないものに限る。以下この項において同じ。）に設けられた外気に直接通じる開口部（送風機の作動に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にあるものに限る。）の面積の合計（単位　平方メートル）

二　前号に掲げる室以外の室で床面積が千五百平方メートル以下のものの次の式によって計算した数値

$$Ve=0.4\{(Hst-Hlim)/(Htop-Hlim)\}E$$

（この式においてVe、Hst、Hlim、Htop及びEは、それぞれ次の数値を表

この表において、As、hs、Aa、Hc、Hlim、E、w及びsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

As	（略）
hs	（略）
Aa	（略）
Hc	（略）
Hlim	（略）
E	（略）
w	（略）
s	（略）

二　前号に掲げる室以外の室で床面積が千五百平方メートル以下のものの次の式によって計算した数値

$$Ve=0.4\{(Hst-Hlim)/(Htop-Hlim)\}E$$

（この式においてVe、Hst、Hlim、Htop及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ve	（略）
Hst	（略）
Hlim	（略）
Htop	（略）

E　当該室に設けられた排煙設備に応じ、それぞれ次の表の式によって計算した数値（単位　一分につき立方メートル）

排煙設備	排煙量
給気室を設けない場合	
限界煙層高さ有効開口部を排煙口とした場合に、次のいずれかに適合するもの	E＝min[
給気室を設ける場合	（略）
一　風道に直結され、排煙機が設けられたものであり、当該防煙区画に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの	Σmin{w，3.9(Hc－Hlim)w$^{5/3}$}＋(ΣSop－w)ΣAs/Aout
二　当該防煙区画に設けられた排煙設備が平成十二	（略）

すものとする。

Ve	（略）
Hst	（略）
Hlim	（略）
Htop	（略）

E　当該室に設けられた排煙設備に応じ、それぞれ次の表の式によって計算した数値（単位　一分につき立方メートル）

排煙設備	排煙量
給気室を設けない場合	（略）
給気室を設ける場合	（略）

年建設省告示第千四百三十七号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ハ(1)(i)、(ii)(イ)及び(2)並びにニの規定に適合するもの	（略）
（略）	（略）

この表において、As、hs、Aa、Hc、Hlim、E、w、s、Sop及びAoutは、それぞれ次の数値を表すものとする。	（略）
As　（略）	
hs　（略）	
Aa　（略）	
Hc　（略）	
Hlim　（略）	
E　（略）	
w　（略）	
s　（略）	
Sop　送風機により給気室（火災の発生のおそれの少ないものに限る。）に給気された空気を当該開口部から通過させることができる能力（単位　一分につき立方メートル）	
Aout　給気室への出口等を有する室（階段を除き、火災の発生のおそれの少ないものに限る。以下この項において同じ。）に設けられた外気に直接通じる開口部（送風機の作動に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にあるものに限る。）の面積の合計（単位　平方メートル）	

（略）	（略）
（略）	（略）

この表において、As、hs、Aa、Hc、Hlim、E、w及びsは、それぞれ次の数値を表すものとする。	（略）
As　（略）	
hs　（略）	
Aa　（略）	
Hc　（略）	
Hlim　（略）	
E　（略）	
w　（略）	
s　（略）	

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正案の概要について

【「１　構造の安定に関すること」関係】

○1-3　免震建築物に関する表示事項の新規追加

免震建築物である住宅について、その旨を表示する事項を新たに追加します。

○1-1，1-4　準耐力壁の位置づけ

枠組壁工法において、準耐力壁の位置づけを行います。

【「３　劣化の軽減に関すること」関係】

○3-1　コンクリートの凍結融解対策における仕様の追加

コンクリートの凍結融解対策について、現在の基準と同等の性能と認められる仕様を追加します。

【「４　維持管理への配慮に関すること」関係】

「４　維持管理への配慮に関すること」を「４　維持管理・更新への配慮に関すること」に変更します。

○4-3　更新対策（共用排水管）に関する表示事項の新規追加

共同住宅における共用排水管の更新の容易さを表示する事項を新たに追加します。

○4-4　更新対策（住戸専用部）に関する表示事項の新規追加

共同住宅における間取りの変更の容易さを表示する事項を新たに追加します。

【「６　空気環境に関すること」関係】

○6-4　吹付けアスベスト等の使用状況に関する表示事項の新規追加

既存住宅における個別性能に係る表示事項として、吹付けアスベスト等の使用状況を表示する事項を新たに追加します。

○6-5　室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定に関する表示事項の新規追加

既存住宅における個別性能に係る表示事項として、室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定を表示する事項を新たに追加します。

第１～第５　略

別表１（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
１ 構造の安定に関すること	１－１ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	一戸建ての住宅又は共同住宅等 （１－３において、免震建築物とされたものを除く。）	（略）		
	１－２ 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	一戸建ての住宅又は共同住宅等 （１－３において、免震建築物とされたものを除く。）			
	１－３ その他の地震対策	一戸建ての住宅又は共同住宅等	評価対象建築物が免震建築物であることを明示する。この場合において、当該建築物が免震建築物であるときは、次のイからヘまでに掲げるものを併せて明示する。 イ．免震層の設計限界変位、免震層の設計限界変位時の建築物の固有周期、免震層の等価粘性減衰定数、免震層に作用する地震力、免震層の地震応答変位、免震層の地震応答変位と設計限界変位との割合、免震層の設計限界変位（暴風時）、免震層の風応答変位、免震層の応答変位と設計限界変位（暴風時）との割合 ロ．流体系の減衰材の応答速度及び限界速度 ハ．負担せん断力係数、接線周期、地震時鉛直力係数 ニ．最上階及び最下階の地震層せん断力係数、最大層間変形角、最下階の剛床 ホ．免震層のクリアランスの距離、免震層の地震応答変位の余裕度 ヘ．下部構造の水平震度	免震構造による地震対策	免震建築物とすることによる地震対策
	１－４ 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	（略）			
	１－５ 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
	１－６ 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法				
	１－７ 基礎の構造方法及び形式等				

2，3 （略）	（略）				
4 維持管理・更新への配慮に関すること	4－1 維持管理対策等級（専用配管） 4－2 維持管理対策等級（共用配管）	（略）			
	4－3 更新対策（共用排水管）	共同住宅等	等級（1、2又は3）及び次のイからホまでのうち、該当する共用排水立管の位置を明示する。 イ．共用廊下の外側等 ロ．共用廊下に面する住戸の外側等 ハ．外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ニ．バルコニー ホ．住戸専用部	更新対策（共用排水管）	共用排水管の更新の容易さ
				更新対策等級（共用排水管）	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度
				等級3	配管が共用部分に設置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
				等級2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている
				等級1	その他
				共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置
	4－4 更新対策（住戸専用部）	共同住宅等	次のイ及びロに掲げるものを明示する。 イ．躯体天井高及びはり等による躯体天井高よりも低い部分の有無を明示する。この場合において、はり等による躯体天井高よりも低い部分があるときは、躯体はり下高等及び次のａからｃまでのうち、当該低い部分が該当する部位を併せて明示する。 a.はり b.傾斜屋根	更新対策（住戸専用部）	住戸専用部の間取りの変更（専用配管の更新を行う場合を含む。）の容易さ
				躯体天井高	住戸専用部の構造躯体の床に挟まれた空間の高さ

			c.その他 ロ．住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無を明示する。この場合において、住戸専用部に構造躯体の壁又は柱があるときは、当該構造躯体の壁又は柱の別を併せて明示する。	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更（専用配管の更新を行う場合を含む。）の障害となりうるものの有無
5～10 （略）	（略）				

別表２－１（既存住宅に係る表示すべき事項等）

		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
個別性能に関すること	１ 構造の安定に関すること	１－１ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	一戸建ての住宅又は共同住宅等（１－３において、免震建築物とされたものを除く。）	（略）		
		１－２ 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	一戸建ての住宅又は共同住宅等（評価住宅（新築時に建設住宅性能評価書が交付されたものに限る。以下同じ。）に限り、１－３において、免震建築物とされたものを除く。）			
		１－３ その他の地震対策	一戸建ての住宅又は共同住宅等（評価住宅に限る。）	評価対象建築物が免震建築物であることを明示する。この場合において、当該建築物が免震建築物であるときは、次のイからヘまでに掲げるものを併せて明示する。 イ．免震層の設計限界変位、免震層の設計限界変位時の建築物の固有周期、免震層の等価粘性減衰定数、免震層に作用する地震力、免震層の地震応答変位、免震層の地震応答変位と設計限界変位との割合、免震層の設計限界変位（暴風時）、免震層の風応答変位、免震層の応答変位と設計限界変位（暴風時）との割合 ロ．流体系の減衰材の応答速度及び限界速度 ハ．負担せん断力係数、接線周期、地震時鉛直力係数 ニ．最上階及び最下階の地震層せん断力係数、最大層間変形角、最下階の剛床 ホ．免震層のクリアランスの距離、免震層の地震応答変位の余裕度 ヘ．下部構造の水平震度	免震構造による地震対策	免震建築物とすることによる地震対策
		１－４ 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	（略）			
		１－５ 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
		１－６ 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法				
		１－７ 基礎の構造方法及び				

	形式等				
2，3 （略）	（略）				
4 維持管理・更新への配慮に関すること	4－1 維持管理対策等級（専用配管） 4－2 維持管理対策等級（共用配管）	（略）			
	4－3 更新対策（共用排水管）	共同住宅等（評価住宅に限る。）	等級（1、2又は3）及び次のイからホまでのうち、該当する共用排水立管の位置を明示する。 イ．共用廊下の外側等 ロ．共用廊下に面する住戸の外側等 ハ．外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ニ．バルコニー ホ．住戸専用部	更新対策（共用排水管） 更新対策等級（共用排水管） 等級３ 等級２ 等級１ 共用排水立管の位置	共用排水管の更新の容易さ 共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度 配管が共用部分に設置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている その他 共用排水立管が設置されている位置
	4－4 更新対策（住戸専用部）	共同住宅等（評価住宅に限る。）	次のイ及びロに掲げるものを明示する。 イ．躯体天井高及びはり等による躯体天井高よりも低い部分の有無を明示する。この場合において、はり等による躯体天井高よりも低い部分があるときは、躯体はり下高等及び次のａからｃまでのうち、当該低い部分が該当する部位を併せて明示する。 a．はり b．傾斜屋根 c．その他 ロ．住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無を明示する。この場合において、住戸専用部に構造躯体の壁又は柱があるときは、当該構造躯体の壁又は柱の別を併せて明示する。	更新対策（住戸専用部） 躯体天井高 住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無	住戸専用部の間取りの変更（専用配管の更新を行う場合を含む。）の容易さ 住戸専用部の構造躯体の床に挟まれた空間の高さ 住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更（専用配管の更新を行う場合を含む。）の障害となりうるものの有無
5（略）	（略）				
6 空気環境に関すること	6－2 換気対策（局所換気対策） 6－3 室内空気中の化学物質の濃度等	（略）			
6 空気環境に関すること	6－4 石綿含有建材の有無等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	次の①に掲げる建材ごとの評価対象住戸における有無並びに次の①及び②に掲げる建材ごとの次のイからヘまでに掲げるものを明示する。 ①吹き付け石綿又は吹き付けロックウール（囲い込み又は封じ込め等の飛散防止のための措置が施されているものを除く。） ②①以外の建材のうち測定を行うもの イ．建材の名称 ロ．建材における石綿含有の有無及び石綿含有率（単位をｆ/1とする。） ハ．建材の使用部位 ニ．採取条件（建材を採取した建築物の名称、用途及び施工年（石綿含有建材の施工時期が分かる場合はそ	石綿含有建材の有無等	評価対象住戸における飛散のおそれのある吹き付け石綿及び吹き付けロックウールの有無並びに測定する建材の石綿含有の有無、石綿含有率及び評価対象住宅における使用部位

				の施工年）、試料の採取部位及び場所、試料の大きさ、採取方法、採取を行った年月日その他測定の対象となる石綿含有建材の有無等に著しい影響を及ぼすものに限る。） ホ．分析条件（試料粉砕方法、使用した分析機器、分析方法、分析年月日その他測定の対象となる石綿含有建材の有無等に著しい影響を及ぼすものに限る。） ヘ．建材の分析を行った者の氏名又は名称（建材の採取及び測定を行った者が異なる場合に限る。）		
		６－５ 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	居室等ごとに次のイからヘまでに掲げるものを明示する。 イ．空気中の石綿の粉じん濃度（単位を f/l とし、測定した濃度の平均値又は最高及び最低の値とする。） ロ．採取を行った年月日並びに採取を開始した時刻及び終了した時刻 ハ．採取条件（空気を採取した居室の名称、採取を行った居室内の位置又はその近傍における採取中の平均の室温及び平均の相対湿度、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他測定の対象となる粉じんの濃度に著しい影響を及ぼすものに限る。） ニ．分析条件（空気中の石綿の粉じん濃度を測定（空気の採取及び分析を含む。）するために必要とする顕微鏡の種類等器具の名称、計測視野数及び定量下限その他測定の対象となる粉じんの濃度に著しい影響を及ぼすものに限る。） ヘ．空気中の粉じんの濃度を分析した者の氏名又は名称（空気の採取及び	室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	評価対象住戸の居室等における空気中の石綿の粉じんの濃度及び測定方法

				分析を行った者が異なる場合に限る。）		
	７～10 （略）	（略）				

別表２－２　（略）

評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）

改　正　案	現　行　告　示
第１～第３　（略）	第１～第３　（略）
第４　評価の方法の基準（総則）	第４　評価の方法の基準（総則）
１、２　（略）	１、２　（略）
３　既存住宅に係る建設住宅性能評価	３　既存住宅に係る建設住宅性能評価
既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。	既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。
（１）建設住宅性能評価は、次に掲げる方法により行う。ただし、ロ及びハに掲げる方法による場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認に限り、評価対象建築物の現況を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。	（１）建設住宅性能評価は、次に掲げる方法により行う。ただし、ロ及びハに掲げる方法による場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認に限り、評価対象建築物の現況を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「１－６地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「２－１感知警報装置設置等級（自住戸火災時）」、「２－２感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）」、「２－３避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）」、「２－４脱出手段（火災時）」、「６－２換気対策（局所換気対策）」、「７－１単純開口率」、「７－２方位別開口比」、「９－１高齢者等配慮対策等級（専用部分）」、「９－２高齢者等配慮対策等級（共用部分）」及び「10－１開口部の侵入防止対策」については、評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等（平面図その他の図面、諸計算書（計算を要する場合に限る。）、施工状況報告書その他の図書及びそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図書をいい、新築住宅を対象とする建設住宅性能評価（日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「１－２耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「１－４耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－５耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－６地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「１－７基礎の構造方法及び形式等」、「２－５耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部)）」、「２－６耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部以外)）」及び「４－２維持管理対策等級（共用配管）」にあっては、既存住宅（共同住宅及び長屋に限る。）を対象とするものを含む。）又はこれと同等の信頼性を有する検査の完了時に用いられたと認められるものに限る。以下同じ。）に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。なお、評価対象建築物の図書等に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合する場合にあっては、当該内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価に用いられたものに限る。）をもって評価を行う場合であって、かつ、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要しない。	ロ　日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「１－５地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「２－１感知警報装置設置等級（自住戸火災時）」、「２－２感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）」、「２－３避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）」、「２－４脱出手段（火災時）」、「６－２換気対策（局所換気対策）」、「７－１単純開口率」、「７－２方位別開口比」、「９－１高齢者等配慮対策等級（専用部分）」、「９－２高齢者等配慮対策等級（共用部分）」及び「10－１開口部の侵入防止対策」については、評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等（平面図その他の図面、諸計算書（計算を要する場合に限る。）、施工状況報告書その他の図書及びそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図書をいい、新築住宅を対象とする建設住宅性能評価（日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「１－２耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「１－３耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－４耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－５地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「１－６基礎の構造方法及び形式等」、「２－５耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部)）」、「２－６耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部以外)）」及び「４－２維持管理対策等級（共用配管）」にあっては、既存住宅（共同住宅及び長屋に限る。）を対象とするものを含む。）又はこれと同等の信頼性を有する検査の完了時に用いられたと認められるものに限る。以下同じ。）に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。なお、評価対象建築物の図書等に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合する場合にあっては、当該内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価に用いられたものに限る。）をもって評価を行う場合であって、かつ、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要しない。
ハ　日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「１－２耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「１－３その他の地震対策」、「１－４耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－５耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－７基礎の構造方法及び形式等」、「２－５耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部)）」、「２－６耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部以外)）」、「２－７耐火等級（界壁及び界床）」、「４－１維持管理対策等級（専用配管）」、「４－２維持管理対策等級（共用配管）」、「４－３更新対策（共用排水管）」及び「４－４更新対策（住戸専用部）」については、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。）に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。この場合において、評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要さない。	ハ　日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「１－２耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「１－３耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－４耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－６基礎の構造方法及び形式等」、「２－５耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部)）」、「２－６耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部以外)）」、「２－７耐火等級（界壁及び界床）」、「４－１維持管理対策等級（専用配管）」及び「４－２維持管理対策等級（共用配管）」については、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。）に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。この場合において、評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要さない。
ニ　６－３、６－４及び６－５については、評価対象住戸において測定することにより行う。	ニ　６－３については、評価対象住戸において測定することにより行う。

（２）建設住宅性能評価における検査は、評価基準（既存住宅）にそれぞれ定めるところにより行う。ただし、評価対象建築物の現況と現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果に相異が認められないことの確認及び評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことの確認にあっては、当該評価対象建築物の改修等の記録を確認するとともに、評価対象建築物の外観の著しい変更がないことを目視により確認することにより行い、６－３、６－４及び６－５にあっては、評価基準（既存住宅）に定めるところにより測定を行う。

（３）～（６）　（略）

第５　評価の方法の基準(性能表示事項別)

１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）

（１）～（２）　（略）

（３）評価基準（新築住宅）

イ～ホ　（略）

ヘ　枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　次のａ又はｂのいずれかに適合していること。

ａ　評価対象建築物の地上部分について、平成 13 年国土交通省告示第 1540 号（以下へにおいて「告示」という。）第９第２号又は第３号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、平成 13 年国土交通省告示第 1541 号の第１第５号中「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第５の１－１（３）へ①a に掲げる表の（い）項に掲げる耐力壁の種類に応じて当該耐力壁の長さに（ろ）項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」とし、令第 82 条第２号の表は、Ｋの数値に評価方法基準第５の１－１（２）ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

（い）耐力壁の種類	（ろ）倍率
平成 13 年国土交通省告示第 1541 号表１－２の（8）において（5）のせっこうボードのうち厚さ 12 ミリメートル以上の壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁で 1 階において土台を設けないもの又は２階若しくは３階で当該耐力壁の直下に耐力壁線がないもの。	1.0
１　この表において、(い) 項に掲げる耐力壁の種類に応じて当該耐力壁の長さに（ろ）項に掲げる数値を乗じて得た長さは、その長さが必要耐力壁長さの２割を超える場合にあっては、必要耐力壁長さの２割の長さとする。 ２　この表において、(い) 項に掲げる耐力壁の直下及び直上の根太の支持距離は 4.55 メートル以下のものとする。	

ｂ　（略）

②～③　（略）

ト　（略）

（４）　（略）

１－２　（略）

１－３　その他の地震対策

（１）適用範囲

新築住宅及び既存住宅（評価住宅に限る。）について適用する。

（２）基本原則

イ　評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象建築物が免震建築物であることとする。

（３）評価基準

評価対象建築物が次のイ及びロに掲げる基準に適合しているかによること

イ　平成 12 年建設省告示第 2009 号（以下(3)において「告示」という。）第

（２）建設住宅性能評価における検査は、評価基準（既存住宅）にそれぞれ定めるところにより行う。ただし、評価対象建築物の現況と現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果に相異が認められないことの確認及び評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことの確認にあっては、当該評価対象建築物の改修等の記録を確認するとともに、評価対象建築物の外観の著しい変更がないことを目視により確認することにより行い、６－３にあっては、評価基準（既存住宅）に定めるところにより測定を行う。

（３）～（６）　（略）

第５　評価の方法の基準(性能表示事項別)

１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）

（１）～（２）　（略）

（３）評価基準（新築住宅）

イ～ホ　（略）

ヘ　枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　次のａ又はｂのいずれかに適合していること。

ａ　評価対象建築物の地上部分について、平成 13 年国土交通省告示第 1540 号（以下へにおいて「告示」という。）第９第２号又は第３号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第２号の表は、Ｋの数値に評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

ｂ　（略）

②～③　（略）

ト　（略）

（４）　（略）

１－２　（略）

６の規定に適合するものであること。この場合において、次の表の(い)項に掲げる告示第６中の条項の規定の適用に際し、(ろ)項に掲げる数値等が（は）項に掲げる項目として明示されていること。

(い)	(ろ)	(は)
第2項第4号	免震層の設計限界変位として計算した数値	免震層の設計限界変位
第2項第5号イ	免震層の設計限界変位時の建築物の固有周期として計算した数値	免震層の設計限界変位時の建築物の固有周期
第2項第5号ロ(1)から(3)まで	支承材及び弾塑性系の減衰材による免震層の等価粘性減衰定数として計算した数値と流体系の減衰材による免震層の等価粘性減衰定数として計算した数値を加えて得た数値	免震層の等価粘性減衰定数
第2項第5号ロ(4)	設計限界固有周期に応じて、地震によって免震層に作用する地震力として計算した数値	免震層に作用する地震力
第2項第5号ハ	免震層の地震応答変位として計算した数値	免震層の地震応答変位
第2項第5号	免震層の地震応答変位を免震層の設計限界変位で除した数値	免震層の地震応答変位と設計限界変位との割合
第2項第6号	免震層の設計限界変位として計算した数値	免震層の設計限界変位(暴風時)
第2項第6号	暴風により免震層に生じる変位として計算した数値	免震層の風応答変位
第2項第6号	暴風時において免震層の風応答変位を免震層の設計限界変位で除した数値	免震層の応答変位と設計限界変位(暴風時)との割合
第2項第7号	流体系の減衰材の応答速度及び限界速度	流体系の減衰材の応答速度及び限界速度
第2項第8号	減衰材の負担せん断力係数として計算した数値	負担せん断力係数
第2項第9号	接線周期式として計算した数値	接線周期
第2項第10号	免震材料に作用する圧縮の応力度から算定される圧縮力の最大値及び最小値を上部構造の総質量に相当する荷重で除した数値	地震時鉛直力係数

第3項第1号	上部構造の最上階及び最下階における地震層せん断力係数として計算した数値	最上階及び最下階の地震層せん断力係数
第3項第3号	各階の層間変形角の最大値	最大層間変形角
第3項第4号	規定の数値又は計算による最下階の剛床の確認の根拠	最下階の剛床
第3項第5号	免震層の地震応答変位に当該部分の周囲の使用状況に応じた距離を加えた数値(以下この表において、「免震層のクリアランスの距離」という。)	免震層のクリアランスの距離
第3項第5号	免震層のクリアランスの距離の最小値を免震層の地震応答変位で除した数値。ただし、免震層の設計限界変位(暴風時を含む。)が免震層のクリアランスの距離未満の場合には、免震層のクリアランスの距離を免震層の設計限界変位(暴風時を含む)と読み替える。	免震層の地震応答変位の余裕度

第4項第3号	下部構造への２倍の地震力を地下部分の重量で除した数値	下部構造の水平震度

ロ　当該免震建築物の免震層及び免震材料の維持管理に関し次に掲げる事項が明示されていること。

①　使用する免震材料の位置及び個数、それぞれの力学的特性値並びに修理及び交換等の判断の基準となる数値の範囲が明示されていること。

②　告示第４第１号ロただし書の規定によって設置された暴風により生ずる免震層の著しい変位を防止するための措置に必要な部材にあっては、①の規定を準用する。

③　免震建築物の使用に関して、次に掲げる事項が定められていること。

ａ　①の免震材料及び②の部材のそれぞれについて、性能確認の手法、回数その他の維持管理の計画及び交換の手順が明示されていること。

ｂ　免震建築物の実況に応じた敷地及びその周辺の管理に関する計画が明示されていること。

１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

（１）～（２）　（略）

（３）評価基準（新築住宅）

イ～ホ　（略）

ヘ　枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　次のａ又はｂのいずれかに適合していること。

ａ　平成 13 年国土交通省告示第 1540 号（以下このヘにおいて「告示」

１－３　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

（１）～（２）　（略）

（３）評価基準（新築住宅）

イ～ホ　（略）

ヘ　枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　次のａ又はｂのいずれかに適合していること。

ａ　平成 13 年国土交通省告示第 1540 号（以下このヘにおいて「告示」

という。）第９第１号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、平成13年国土交通省告示第1541号の第１第５号中「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第５の１－１（３）へ①aに掲げる表の（い）項に掲げる耐力壁の種類に応じて当該耐力壁の長さに（ろ）項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、令第82条第２号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとし、告示第９第１号(3)中「令第87条第１項に規定する風圧力」とあるのは「令第87条第１項に規定する風圧力に1.2以上の数値を乗じた風圧力」とする。 b　（略） ②～③　（略） ト　（略） （４）　（略）	という。）第９第１号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、令第82条第２号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとし、告示第９第１号(3)中「令第87条第１項に規定する風圧力」とあるのは「令第87条第１項に規定する風圧力に1.2以上の数値を乗じた風圧力」とする。 b　（略） ②～③　（略） ト　（略） （４）　（略）
１－５～１－７　（略）	１－４～１－６　（略）
２　（略）	２　（略）
３　劣化の軽減に関すること ３－１　劣化対策等級（構造躯体等） （１）、（２）　（略） （３）評価基準（新築住宅） イ、ロ　（略） ハ　鉄筋コンクリート造等 ①　等級３ a～c　（略） d　コンクリートの品質 コンクリートの品質が次に掲げる基準に適合していること。 （i）、（ⅱ）　（略）	３　劣化の軽減に関すること ３－１　劣化対策等級（構造躯体等） （１）、（２）　（略） （３）評価基準（新築住宅） イ、ロ　（略） ハ　鉄筋コンクリート造等 ①　等級３ a～c　（略） d　コンクリートの品質 コンクリートの品質が次に掲げる基準に適合していること。 （i）、（ⅱ）　（略）
（ⅲ）　沖縄県その他日最低気温の平滑平年値の年間閾値が0℃を下回らない地域以外にあっては、コンクリート中の空気量が4%～6%までであること。ただし、凍結融解作用によってコンクリートに有害な影響を生じさせないよう、コンクリート中の含水率を高くしない措置その他の有効な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。 e、f　（略） ②、③　（略） ニ　（略）	（ⅲ）　沖縄県その他日最低気温の平滑平年値の年間閾値が0℃を下回らない地域以外にあっては、コンクリート中の空気量が4%～6%までであること。 e、f　（略） ②、③　（略） ニ　（略）
４　維持管理・更新への配慮に関すること ４－１、４－２　（略） ４－３　更新対策（共用排水管） （１）適用範囲 新築住宅及び既存住宅（評価住宅に限る。）のうち、共同住宅等について適用する。 （２）基本原則 イ　定義 ①　「更新」とは、共用排水管の全面的な交換又は変更をいう。 ②　「共用排水管」とは、専用排水管との接続部から建物外部の最初のますまでの立管及び横主管をいう。 ③　「増設更新」とは、既設の共用排水立管とは別に新たな共用排水立管を設置し、横枝管及び横主管を接続し直すことにより共用排水管を更新する方法をいう。 ロ　評価事項 ①　この性能表示事項において評価すべきものは、共用排水管の更新の容易さとする。 ②　①の共用排水管の更新の容易さは、「更新対策等級（共用排水管）」及び「共用排水立管の位置」について評価するものとする。	４　維持管理への配慮に関すること ４－１、４－２　（略）

③　「更新対策等級（共用排水管）」の各等級に要求される水準は、共用排水管の構造が更新を容易にするものであり、かつ、次の表の（い）項に掲げる等級に応じ、共用排水管の設置について更新を容易にするために講じられた対策が、（ろ）項に掲げる水準にあることとする。

（い）	（ろ）
等級	講じられた対策
3	次に掲げる対策が講じられていること。 a　更新時のはつり工事、配管切断工事等を軽減できる措置がとられている又は増設更新を行うことができること。 b　構造躯体に影響を及ぼすことなく共用排水管の更新を行うことができること。 c　専用部分に立ち入ることなく共用排水管の更新を行うことができること。
2	次に掲げる対策が講じられていること。 a　構造躯体に影響を及ぼすことなく共用排水管の更新を行うことができること。 b　専用部分に立ち入ることなく共用排水管の更新を行うことができること。
1	―

（3）評価基準（新築住宅）

イ　更新対策等級（共用排水管）

①　等級3

次のａからｄまでに掲げる基準に適合し、かつ、ｅ又はｆに掲げる基準に適合していること。

a　共用排水管が、壁、床、柱、はり又は基礎の立上り部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと。

b　共用の地中埋設管の上にコンクリートが打設されていないこと。ただし、当該コンクリートが評価対象建築物の外部に存する土間床コンクリートその他構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないものである場合及び他の法令（条例を含む。）の規定により、凍結のおそれがあるとして配管を地中に埋設する場合についてはこの限りでない。

c　横主管が設置されている場合においては、当該配管がピット若しくは1階床下空間内又はピロティ等の共用部分に設けられ、かつ、人通孔その他当該配管に人が到達できる経路（専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。）が設けられていること。

d　共用排水管が、専用部分に立ち入らないで更新できる位置（共用部分、住棟外周部、バルコニーその他これに類する部分をいう。）に露出しているか、又は専用部分に立ち入らないで更新が行える開口を持つパイプスペース内に設けられていること。

e　共用排水管がコンクリートの床等を貫通する部分（貫通する部分がある場合に限る。）のはつり工事、配管の切断工事、共用排水立管への住戸内からの専用排水管（横枝管）の接続替えを容易に行うための措置が講じられているものであること。

f　共用排水立管の近傍又は他の部分に新たな共用排水立管を設置することができる空間、スリーブ等が設けられていること。ただし、住戸内からの専用排水管（横枝管及び横主管（設置されている場合に限る。））の接続替えができる空間、スリーブ等が設けられているものに限る。

②　等級2

①のａからｄまでに掲げる基準に適合していること。

ロ　共用排水立管の位置

共用排水立管の位置が、次に掲げる基準のいずれに適合しているかによ

ること。

①共用廊下の外側等

共用廊下の外側等（共用廊下を挟んで住戸の反対側又は妻側等）、住戸の玄関又は外壁と離れた位置にあり、専用部分に立ち入らないで更新ができるものであること。

②共用廊下に面する住戸の外側等

共用廊下（階段室型住棟における共用の階段室を含む。）に面する共用部分で、住戸の玄関、外壁に接する位置にあり、専用部分に立ち入らないで更新ができるものであること。

③外壁面、吹き抜け等の住戸外周部

共用廊下に面しない住戸の外壁面、吹き抜け等、①及び②以外の住棟の外周部にあり、専用部分に立ち入らないで更新ができるものであること。

④バルコニー

バルコニーにあり、専用部分に立ち入らないで更新ができるものであること。

⑤住戸専用部

住戸専用部にあり、専用部分に立ち入らないと更新ができないものであること。

（４）評価基準（既存住宅）

イ　更新対策等級（共用排水管）

①　等級３

次に掲げる基準に適合していること。

a　評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。以下（４）において同じ。）に記載された内容が、（３）イ①に掲げる基準に適合していること。

b　共用排水管の更新を行うために必要な開口及び人通孔その他横主管に人が到達できる経路が使用できるものであること。

②　等級２

次に掲げる基準に適合していること。

a　評価対象建築物の図書等に記載された内容が、（３）イ②に掲げる基準に適合していること。

b　共用排水管の更新を行うために必要な開口及び人通孔その他横主管に人が到達できる経路が使用できるものであること。

ロ　共用排水立管の位置

目視により確認された評価対象建築物の現況について、又は評価対象建築物の図書等において、共用排水立管の位置が、（３）ロに掲げる基準のいずれに適合しているかによること。

４－４　更新対策（住戸専用部）

（１）適用範囲

新築住宅及び既存住宅（評価住宅に限る。）のうち、共同住宅等について適用する。

（２）基本原則

イ　定義

①　「躯体天井高」とは、住戸専用部の構造躯体の床（最上階にあっては、構造躯体の床と屋根スラブ等）に挟まれた空間の高さをいう。

木造住宅にあっては、住戸専用部の構造躯体である床組（最上階にあっては、構造躯体の床組と小屋組）に挟まれた空間の高さをいう。

②　「躯体はり下高」とは、構造躯体の床と住戸内部のはり（外壁、戸境壁等、住戸の外周部に存するはりを除く。）に挟まれた空間の高さをいう。

ロ　評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸に係る躯体天井高、はり等による躯体天井高よりも低い部分の有無及び住戸専用部の構造躯体の有無とする。

（３）評価基準（新築住宅）

イ　躯体天井高

次に定めるところにより、躯体天井高が明示されていること。

①　評価対象住戸の構造躯体である床の上面から上階の構造躯体である床（最上階にあっては、構造躯体の屋根スラブ等）の下面までの空間の内法高さを躯体天井高とする。

②　異なる躯体天井高が存する場合は、床面積の最大部分の躯体天井高とすること。

③　メゾネット住戸等、評価対象住戸が複数の階にわたる場合は、各階の躯体天井高を明示すること。

ロ　はり等による躯体天井高よりも低い部分の有無

評価対象住戸内のはり（外壁、戸境壁等及び住戸の外周部に存するはりを除く。以下４－４において同じ。）、傾斜屋根その他による躯体天井高よりも低い部分の有無によること。この場合において、はり、傾斜屋根その他による躯体天井高よりも低い部分があるときは、躯体はり下高等が併せて明示されていること。躯体天井高よりも低い部分が複数ある場合は、最も低い部分の高さを算出すること。

ハ　住戸専用部の構造躯体の壁、柱

評価対象住戸内の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更（専用配管の更新を行う場合を含む。以下４－４において同じ。）の障害となりうるもの（外壁、戸境壁等及び住戸の外周部に存する壁及び柱を除く。以下４－４において同じ。）の有無によること。この場合において、構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるものがあるときは、壁又は柱の別が併せて明示されていること。

（４）評価基準（既存住宅）

イ　躯体天井高

目視又は計測により確認された評価対象住戸の現況について、又は評価対象住戸の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。以下（４）において同じ。）において、（３）イに掲げる躯体天井高が明らかとなっていること。

ロ　はり等による躯体天井高よりも低い部分の有無

目視又は計測により確認された評価対象住戸の現況について、又は評価対象住戸の図書等において、はり、傾斜屋根その他による躯体天井高よりも低い部分の有無によること。この場合において、はり、傾斜屋根その他による躯体天井高よりも低い部分があるときは、（３）ロに掲げる躯体はり下高等が併せて明示されていること。

ハ　住戸専用部の構造躯体の壁、柱

目視により確認された評価対象住戸の現況について、又は評価対象住戸の図書等において、評価対象住戸内の構造躯体の壁又は柱（外壁、戸境壁等及び住戸の外周部に存する壁及び柱を除く。）の有無によること。この場合において、構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるものがあるときは、壁又は柱の別が併せて明示されていること。

５　（略）

６　空気環境に関すること

６－１～６－３　（略）

６－４　石綿含有建材の有無等

（１）適用範囲

既存住宅について適用する。

（２）基本原則

イ　定義

①　「石綿」とは、クリソタイル、アモサイト及びクロシドライトをいう。

ロ　評価事項

５（略）

６　空気環境に関すること

６－１～６－３　（略）

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸における次の①に掲げる建材の有無並びに次の①及び②に掲げる建材ごとの石綿含有の有無、石綿含有率及び評価対象住戸における使用部位とする。

① 吹き付け石綿又は吹き付けロックウール（囲い込み又は封じ込め等の飛散防止のための措置が施されているものを除く。）

② ①以外の建材のうち測定を行うもの

（３）評価基準（既存住宅）

イ 採取条件

試料は、測定を行う一の建材につき３ヶ所から採取すること。採取にあたっては、測定対象の建材を代表できる十分な大きさを採取すること。

ロ 分析の方法

測定は日本工業規格 JIS A1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）によること。ただし、石綿含有率が５質量%以上の建材は、石綿含有率を JIS K0131(X 線回折分析通則）に規定される方法又はこれと同等以上の精度を有する方法により求めること。

ハ 採取年月日等の記録

採取を行った年月日を記録すること。

ニ その他の採取条件の記録

建築物の名称、用途及び施工年（石綿含有建材の施工時期が分かる場合はその施工年)、試料の採取部位及び場所、試料の大きさ及び採取方法その他測定の対象となる石綿含有建材の有無等に著しい影響を及ぼす採取条件を記録すること。

６－５ 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等

（１）適用範囲

既存住宅について適用する。

（２）基本原則

イ 定義

居室等とは、居室（建築基準法第２条第１項第４号に定めるものをいう。）その他居住者が日常的に利用する建築物の部分をいう。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居室等における空気中の石綿の粉じんの濃度及び測定方法とする。

（３）評価基準（既存住宅）

イ 採取条件

① 壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを飛散させることその他の理由から、測定の対象となる空気中の石綿の粉じんの濃度が相対的に高いと見込まれる居室等において、採取を行うこと。

② 居室の中央（壁、柱、天井等の居室等に面する部分に吹き付けられた石綿等が認められた場合には、当該部分）付近の床からおおむね 1.2mから 1.5mまでの高さにおいて、採取を行うこと。

③ 評価対象住戸のすべての窓及び扉を閉鎖した状態で採取を行うこと。この場合において、連続的な運転が確保できる全般換気のための設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。

ロ 測定の方法

測定は、次の①から③までに掲げる方法によること。

① 採取はろ過捕集方法によって、同時又は連続して２回以上行うこと。

② 採取に際しては、直径 25㎜ のフィルタ及びフィルタホルダを使用し、原則として吸引流量５l/min で２時間の吸引を行うこと。

③ 採取した空気について、位相差顕微鏡又はこれと同等以上の精度を

有する測定器具を使用して、長さ５μｍ以上、幅が３μｍ未満で、かつ長さと幅の比が３対１以上の繊維状粒子を計数し、濃度を求めること。計数は、原則として５０視野以上（１視野の直径を 300μｍとする）について行うこと。 ④　濃度は、③で求めた濃度の平均又は最高及び最低のものとすること。 ハ　採取年月日等の記録 採取を行った年月日並びに採取を開始した時刻及び終了した時刻を記録すること。 ニ　その他の採取条件の記録 空気を採取した居室の名称、イ②に掲げる位置又はその近傍における採取中の平均の室温、イ②に掲げる位置又はその近傍における採取中の平均の相対湿度、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他測定の対象となる石綿の粉じんの濃度に著しい影響を及ぼす採取条件を記録すること。 ７～１１　（略）	７～１１　（略）

○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号））

（避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事）

第十三条の二　（略）

第三章　構造強度

第一節　総則

（構造方法に関する技術的基準）

第三十六条　法第二十条第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定をいう。以下同じ。）に適合する構造方法とすることとする。

2　法第二十条第二号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法とすることとする。

一　第八十一条第二項第一号に掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合　この節から第七節の二までの規定に適合する構造方法

二　第八十一条第二項第二号に掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合　この節から第七節の二まで（第六十七条第一項（ボルト接合に係る部分を除く。）、第六十八条第四項、第七十三条、第七十七条第二号から第六号まで、第七十七条の二第二項、第七十八条（プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた

（避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事）

第十三条の四　（略）

第三章　構造強度

第一節　総則

（構造方法に関する技術的基準）

第三十六条　法第二十条第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、この節から第七節の二までに定めるところによる。

2　法第二十条第二号に掲げる建築物以外の建築物の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。

一　この節から第七節の二までの規定に適合する構造方法

二　耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二の規定（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）をいう。以下この条及び第百三十七条の二第一号イにおいて同じ。）に適合し、かつ、第八十二条の六に規定する限界耐力計算又は第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（国土交通大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。）によって安全性が確かめられた構造方法

三　耐久性等関係規定に適合し、かつ、第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全

はりで二以上の部材を組み合わせるものの接合部に適用される場合に限る。）及び第七十八条の二第一項第三号（これらの規定を第七十九条の四において準用する場合を含む。）並びに第八十条の二（国土交通大臣が指定する技術的基準に係る部分に限る。）を除く。）の規定に適合する構造方法

三　第八十一条第二項第三号に掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合　耐久性等関係規定に適合する構造方法

3　法第二十条第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、この節から第七節の二までの規定に適合する構造方法とすることとする。

（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物）

第三十六条の二　法第二十条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

一　地階を除く階数が四以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

二　地階を除く階数が三以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの

三　鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、高さが二十メートルを超えるもの

四　木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、地階を除く階数が四以上

3　法第二十条第三号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法とすることとする。

一　第八十一条第二項第一号に掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合　この節から第七節の二までの規定に適合する構造方法

二　第八十一条第二項第二号に掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合　この節から第七節の二まで（第六十七条第一項（ボルト接合に係る部分を除く。）、第六十八条第四項、第七十三条、第七十七条第二号から第六号まで、第七十七条の二第二項、第七十八条（プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたものとして国土交通大臣の認定を受けた構造方法

法第二十条第二号イ又はロに掲げる建築物（高さが六十メートルを超える建築物（次項、第八十一条、第八十一条の二及び第百三十七条の二において「超高層建築物」という。）を除く。）の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。

一　この節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、第八十二条に規定する許容応力度等計算又は第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算によって安全性が確かめられた構造方法

二　前項第二号又は第三号に掲げる構造方法

4　超高層建築物の構造方法は、耐久性等関係規定に適合し、かつ、第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

であるもの又は高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの

五　前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が定める建築物

（構造設計の原則）

第三十六条の三　建築物の構造設計に当たつては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2　構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3　（略）

第二節　構造部材等

第五節　鉄骨造

（接合）

第六十七条　構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、ボルトが緩まないようにコンクリートで埋め込む措置、ナットの部分を溶接し、又はナットを二重に使用する措置その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めをする措置を講じたボルト接合（延べ面積が三千平方メートル、軒の高さが九メートル又は張り間が十三メートルを超える建築物については、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構

（構造設計の原則）

第三十六条の二　建築物の構造設計に当たつては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2　構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、つりあいよく配置すべきものとする。

3　（略）

第二節　構造部材等

第五節　鉄骨造

（接合）

第六十七条　構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼である場合は高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材が炭素鋼である場合は高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するもの

造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法）によらなければならない。

2　（略）

（高力ボルト、ボルト及びリベット）

第六十八条　（略）

2～4　（略）

（削る。）

5　（略）

第六節　鉄筋コンクリート造

（鉄筋の継手及び定着）

第七十三条　（略）

2～4　（略）

（削る。）

として国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれよらなければならない。ただし、次に掲げる建築物については、ボルト接合（ボルトが緩まないようにコンクリートで埋め込む場合、ナットの部分を溶接し、又はナットを二重に使用する場合その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めをする場合に限る。第二号において同じ。）によることができる。

一　軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）

二　前号に掲げるもののほか、ボルト接合によつても国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた建築物

2　（略）

（高力ボルト、ボルト及びリベット）

第六十八条　（略）

2～4　（略）

5　前項の規定は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

6　（略）

第六節　鉄筋コンクリート造

（鉄筋の継手及び定着）

第七十三条　（略）

2～4　（略）

5　前各項の規定は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

（柱の構造）

第七十七条　構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。

一～六　（略）

（床版の構造）

第七十七条の二　（略）

2　前項の床版のうちプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一・二　（略）

（はりの構造）

第七十八条　構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとし、これにあばら筋をはりの丈の四分の三（臥梁にあつては、三十センチメートル）以下の間隔で配置しなければならない。

（耐力壁）

第七十八条の二　耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

一・二　（略）

（柱の構造）

第七十七条　構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。ただし、第二号から第六号までの規定は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

一～六　（略）

（床版の構造）

第七十七条の二　（略）

2　前項の床版のうちプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二　（略）

（はりの構造）

第七十八条　構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとし、これにあばら筋をはりの丈の四分の三（臥梁にあつては、三十センチメートル）以下の間隔で配置しなければならない。ただし、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりで二以上の部材を組み合わせるものの接合部については、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

（耐力壁）

第七十八条の二　耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

一・二　（略）

三　径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に三十センチメートル（複配筋として配置する場合においては、四十五センチメートル）以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあつては、その間隔を三十五センチメートル（複配筋として配置する場合においては、五十センチメートル）以下とすることができる。

四　（略）

2　壁式構造の耐力壁は、前項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一　（略）

二　その端部及び隅角部に径十二ミリメートル以上の鉄筋を縦に配置すること。

三　（略）

第八節　構造計算

第一款　総則

第八十一条　法第二十条第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること。

二　前号の規定により把握した力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えないことを確かめること。

三　屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

四　前三号に掲げるもののほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が定める

三　国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に三十センチメートル（複配筋として配置する場合においては、四十五センチメートル）以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあつては、その間隔を三十五センチメートル（複配筋として配置する場合においては、五十センチメートル）以下とすることができる。

四　（略）

2　壁式構造の耐力壁は、前項の規定によるほか、次の各号に定める構造としなければならない。

一　（略）

二　その端部及び隅角（ぐう）部に径十二ミリメートル以上の鉄筋を縦に配置すること。

三　（略）

第八節　構造計算

第一款　総則

（適用）

第八十一条　法第二十条第二号に規定する建築物（超高層建築物を除く。）の構造計算は、次の各号のいずれかに定める構造計算によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに定める構造計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算又は次条の規定により国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算による場合においては、この限りでない。

一　許容応力度等計算

二　限界耐力計算

基準によって計算すること。

2　法第二十条第二号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる構造計算のいずれかに該当することとする。

一　許容応力度等計算（第八十二条各号、第八十二条の二、第八十二条の三及び第八十二条の五に定めるところによりする構造計算に限る。）又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算

二　許容応力度等計算（第八十二条各号、第八十二条の二、第八十二条の四及び第八十二条の五に定めるところによりする構造計算に限る。）又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算

三　限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算

3　法第二十条第三号イの政令で定める基準は、許容応力度等計算（第八十二条各号及び第八十二条の五に定めるところによりする構造計算に限る。）又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算に該当することとする。

4　二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、前三項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

（削る。）

2　二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

（超高層建築物の特例）

第八十一条の二　超高層建築物の構造計算は、建築物の構造方法、振動の性状等に応じて、荷重及び外力によつて建築物の各部分に生ずる力及び変形を連続的に把握することにより、建築物が構造耐力上安全であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によらなければならない。

（許容応力度等計算）

第八十二条　前条第二項第一号及び第二号並びに同条第三項に規定する「許容応力度等計算」とは、次の各号及び次条から第八十二条の五までに定めるところによりする構造計算をいう。

一　第二款に規定する荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を国土交通大臣が定める方法によつて計算すること。

二～四　（略）

（層間変形角）

第八十二条の二　法第二十条第二号に掲げる建築物（以下この款において「特定建築物」という。）については、前条各号の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、第八十八条第一項に規定する地震力（以下この款において「地震力」という。）によつて各階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法によつて計算し、当該層間変位の当該各階の高さに対する割合（次条及び第百九条の二の二において「層間変形角」という。）が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて特定建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

（剛性率、偏心率等）

第八十二条の三　特定建築物で高さが三十一メートル以下のものについては、第八十二条各号及び前条の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、次の各号に適合することを確かめるとともに、国土交通大臣が特定建築物の構造方法に応じ、地震に対し、安全上必要があると認めて定める基準に従つた構造計算を行わ

（許容応力度等計算）

第八十二条　第八十一条第一項第一号に規定する「許容応力度等計算」とは、次の各号及び次条から第八十二条の五までに定めるところによりする構造計算をいう。

一　第二款に規定する荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二～四　（略）

（層間変形角）

第八十二条の二　国土交通大臣が定める建築物（以下この款において「特定建築物」という。）については、前条各号の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、第八十八条第一項に規定する地震力（以下この款において「地震力」という。）によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合（次条及び第百九条の二の二において「層間変形角」という。）が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて特定建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

（剛性率、偏心率等）

第八十二条の三　特定建築物で高さが三十一メートル以下のものについては、第八十二条各号及び前条の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、次の各号に適合することを確かめるとともに、国土交通大臣が特定建築物の構造方法に応じ、地震に対し、安全上必要があると認めて定める基準に従つた構造計算を行わ

なければならない。ただし、特定建築物の地上部分について次条各号に定める構造計算を行つた場合においては、この限りでない。

一　（略）

二　各階の偏心率を次の式によつて計算し、それらの偏心率がそれぞれ百分の十五を超えないことを確かめること。

$$Re = \frac{e}{re}$$

この式において、Re、e及びreは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Re　各階の偏心率

e　各階の構造耐力上主要な部分が支える固定荷重及び積載荷重（第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域にあつては、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重）の重心と当該各階の剛心をそれぞれ同一水平面に投影させて結ぶ線を計算しようとする方向と直交する平面に投影させた線の長さ（単位　センチメートル）

re　国土交通大臣が定める方法により算出した各階の剛心周りのねじり剛性の数値を当該各階の計算しようとする方向の水平剛性の数値で除した数値の平方根（単位　センチメートル）

（保有水平耐力）

第八十二条の四　特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものについては、第八十二条各号及び第八十二条の二の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、第一号の規定によつて計算した各階の水平力に対する耐力（以下この条及び第八十二条の六

なければならない。ただし、特定建築物の地上部分について次条各号に定める構造計算を行つた場合においては、この限りでない。

一　（略）

二　各階の偏心率を次の式によつて計算し、それらの偏心率がそれぞれ百分の十五を超えないことを確かめること。

$$Re = \frac{e}{re}$$

この式において、Re、e及びreは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Re　各階の偏心率

e　各階の構造耐力上主要な部分が支える固定荷重及び積載荷重（第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域にあつては、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重）の重心と当該各階の剛心をそれぞれ同一水平面に投影させて結ぶ線を計算しようとする方向と直交する平面に投影させた線の長さ（単位　センチメートル）

re　各階の剛心周りのねじり剛性の数値を当該各階の計算しようとする方向の水平剛性の数値で除した数値の平方根（単位　センチメートル）

（保有水平耐力）

第八十二条の四　特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものについては、第八十二条各号及び第八十二条の二の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、第一号の規定によつて計算した各階の水平力に対する耐力（以下この条及び第八十二条の六

において「保有水平耐力」という。）が、第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。

一　第四款に規定する材料強度によつて保有水平耐力を計算すること。

二　（略）

第一款の三　限界耐力計算

（限界耐力計算）

第八十二条の六　第八十一条第二項第三号に規定する「限界耐力計算」とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

一・二　（略）

三　地震による加速度によつて建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。）を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）を超えないことを確かめること。

イ　各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位（以下この号において「損傷限界変位」という。）を国土交通大臣が定める方法によつて計算すること。

ロ・ハ　（略）

ニ　各階が、ハによつて計算した地震力その他のこれに作用す

において「保有水平耐力」という。）が、第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。

一　第四款に規定する材料強度によつて保有水平耐力を計算すること。

二　（略）

第一款の三　限界耐力計算

（限界耐力計算）

第八十二条の六　第八十一条第二項第三号に規定する「限界耐力計算」とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

一・二　（略）

三　地震による加速度によつて建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。）を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）を超えないことを確かめること。

イ　各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位（以下この号において「損傷限界変位」という。）を計算すること。

ロ・ハ　（略）

ニ　各階が、ハによつて計算した地震力その他のこれに作用す

る力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法によつて計算すること。

四～八　（略）

第百二十九条の二の四　（略）

2　法第二十条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものでなければならない。

（型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定）

第百三十六条の二の十一　法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規定とする。

一　建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの　次に掲げる規定

イ　法第二十条（第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）、法第二十一条から法第二十四条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二から法第三十条まで、法第三十一条第一項、法第三十三条、法第三十四条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条の二第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

ロ　（略）

る力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を計算すること。

四～八　（略）

第百二十九条の二の四　（略）

2　法第二十条第二号イ又はロに規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものでなければならない。

（型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定）

第百三十六条の二の十一　法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規定とする。

一　建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの　次に掲げる規定

イ　法第二十条第二号、法第二十一条から法第二十七条まで、法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二から法第三十条まで、法第三十一条第一項、法第三十三条、法第三十四条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条の二第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

ロ　（略）

二　（略）

第七章の六　指定確認検査機関等

（親会社等）

第百三十六条の二の十四　法第七十七条の十九第十号の政令で定める者は、法第七十七条の十八第一項又は法第七十七条の三十五の二に規定する指定を受けようとする者に対して、それぞれ次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

一　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の三分の一を超える数を有していること。

二　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。次号において同じ。）の割合が三分の一を超えていること。

三　その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

2　ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

（指定確認検査機関に係る指定の有効期間）

第百三十六条の二の十五　（略）

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の有効期間）

第百三十六条の二の十六　法第七十七条の三十五の六第一項の政令で定める期間は、五年とする。

二　（略）

第七章の六　指定確認検査機関等

（指定確認検査機関に係る指定の有効期間）

第百三十六条の二の十四　（略）

（指定認定機関等に係る指定等の有効期間）

第百三十六条の二の十七　（略）

（承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担）

第百三十六条の二の十八　（略）

第七章の七　建築基準適合判定資格者の登録手数料

（登録手数料）

第百三十六条の二の十九　（略）

第七章の八　工事現場の危害の防止

（仮囲い）

第百三十六条の二の二十　（略）

（構造耐力関係）

第百三十七条の二　法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物（同条第一号に掲げる建築物及び法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第百三十七条の十二第一項において同じ。）について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。

イ　耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃

（指定認定機関等に係る指定等の有効期間）

第百三十六条の二の十五　（略）

（承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担）

第百三十六条の二の十六　（略）

第七章の七　建築基準適合判定資格者の登録手数料

（登録手数料）

第百三十六条の二の十七　（略）

第七章の八　工事現場の危害の防止

（仮囲い）

第百三十六条の二の十八　（略）

（構造耐力関係）

第百三十七条の二　法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物（超高層建築物及び法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第百三十七条の十二第一項において同じ。）について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。

イ　耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

ロ　第三章第一節から第七節の二まで（第三十六条及び第三十八条第二項から第四項までを除く。）の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法（法第二十条第四号に掲げる建築物である場合に限る。）

二　（略）

（工作物に関する技術的基準）

第百三十八条の三　法第八十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十条の政令で定める技術的基準は、次条から第百四十四条までの規定に適合する構造方法とすることとする。

（煙突及び煙突の支線）

第百三十九条　第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（以下この条において「煙突」という。）については、第三十六条の三から第三十九条まで、第五十一条第一項、第五十二条、第三章第五節（第七十条を除く。）、第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）、第六節の二（第七十九条の四の規定中第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分を除く。）及び第七節（第五十一条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二、第百十五条第一項第六号及び第七号、第五章の四第三節並びに第七章の八の規定を準用するほか、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に煙突の崩落及び倒壊を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法としなければならない。

一　煙突の構造に応じて、それぞれ次に掲げる基準に適合する構

る当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

ロ　第三章第一節から第七節の二まで（第三十六条及び第三十八条第二項から第四項までを除く。）の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法（法第二十条第二号イ又はロに掲げる建築物以外の建築物である場合に限る。）

二　（略）

（煙突及び煙突の支線）

第百三十九条　第百三十八条第一項第一号に掲げる煙突については、第三十六条の二から第三十九条まで、第五十一条第一項、第五十二条、第三章第五節（第七十条を除く。）、第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）、第六節の二（第七十九条の四の規定中第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分を除く。）及び第七節（第五十一条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二、第百十五条第一項第六号及び第七号、第五章の四第三節並びに第七章の八の規定を準用するほか、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一　煙突の構造に応じて、それぞれ次に定めるところによること

造方法とすること。

イ～ニ　（略）

二　高さが六十メートルを超える煙突にあつては、荷重及び外力によつて煙突の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対する安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた構造方法とすること。

三　高さが六十メートル以下の煙突にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する構造方法とすること。

イ　第八十二条第二号の規定によつて計算した構造上主要な部分（建築物の構造耐力上主要な部分に相当する部分で、自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。）の断面に生ずる短期の応力度が第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめることとその他の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対する安全性を有することが確かめられたもの。

ロ　前号に定める基準に適合するもの。

2　（略）

（鉄筋コンクリート造の柱等）

第百四十条　第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げるものについては、第三十六条の三から第四十一条まで

、第四十七条、第三章第五節（第七十条を除く。）、第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）及び第六節の二（第七十九条の四の規定中第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分を除く。）、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに前条第一項第二号及び第三号の規定を準用する。

（広告塔又は高架水槽等）

第百四十一条　第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げるものについては、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める構造方法により、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強した場合は、この限りでない。

2　前項に掲げるものについては、第三十六条の三から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節並びに第六節の二、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに第百三十九条第一項第二号及び第三号の規定を準用する。

（擁壁）

第百四十二条　第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において「擁壁」という。）については、第三十六条の三から第三十九条まで、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第三章第七節（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二、第七章の八（第百三十六条の六を除く。）及び第百三十九条第一項第二号及び第三号の規定を準用するほか、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造

（第七十条を除く。）、第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）及び第六節の二（第七十九条の四の規定中第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分を除く。）、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに前条第三項の規定を準用する。

（広告塔又は高架水槽等）

第百四十一条　第百三十八条第一項第三号又は第四号に掲げるものについては、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める構造方法により、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強した場合は、この限りでない。

2　前項に掲げるものについては、第三十六条の二から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節並びに第六節の二、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに第百三十九条第三項の規定を準用する。

（擁壁）

第百四十二条　第百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁については、第三十六条の二から第三十九条まで、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第三章第七節（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二、第七章の八（第百三十六条の六を除く。）及び第百三十九条第三項の規定を準用するほか、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

方法としなければならない。

一　鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない材料を用いた構造とすること。

二　石造の擁壁は、裏込めにコンクリートを用い、石と石とを充分に結合すること。

三　擁壁の裏面の排水を良くするために水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他の資材を用いて詰めること。

（乗用エレベーター又はエスカレーター）

第百四十三条　第百三十八条第二項第一号に掲げる工作物については、第三十六条の三から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第八十条の二、第百二十九条の三から第百二十九条の十まで、第百二十九条の十二、第七章の八並びに第百三十九条第一項第二号及び第三号の規定を準用する。

（遊戯施設）

第百四十四条　第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる工作物については、第七章の八の規定を準用するほか、次に掲げる基準に適合する構造方法としなければならない。

一　かご、車両その他人を乗せる部分（以下この条において「客席部分」という。）を支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この条において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分は、次に掲げる基準に適合する構造方法とすること。

イ　構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法であること。

ロ　高さが六十メートルを超える遊戯施設にあつては、荷重及び外力によつて主要な支持部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対する安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた構造方法であること。

ハ　高さが六十メートル以下の遊戯施設にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する構造方法であること。

(1)　第八十二条第二号の規定によつて計算した主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度が第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめることその他の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対する安全性を有することが確かめられたもの。

(2)　ロに定める基準に適合するもの。

二・三　（略）

四　遊戯施設の客席部分は、次に掲げる基準に適合する構造方法とすること。

イ　走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に、客席にいる人を落下させないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法又は国土交通大臣の認定を受けた構造方法であること。

ロ・ハ　（略）

五　（略）

六　前号の非常止め装置は、自動的に作動し、かつ、当該客席部分以外の遊戯施設の部分に衝突することなく制止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法又は国土交通大臣の認定を受けた構造方法とすること。

一　その構造が、次に定めるところによること。

イ　鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない材料を用いた構造とすること。

ロ　石造の擁壁は、裏込めにコンクリートを用い、石と石とを充分に結合すること。

ハ　擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること。

二　擁壁の構造が、その破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

（乗用エレベーター又はエスカレーター）

第百四十三条　第百三十八条第二項第一号に掲げるものについては、第三十六条の二から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第八十条の二、第百二十九条の三から第百二十九条の十まで、第百二十九条の十二、第七章の八並びに第百三十九条第三項の規定を準用する。

（遊戯施設）

第百四十四条　第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げるものについては、第七章の八の規定を準用するほか、次に定めるところによらなければならない。

一　かご、車両その他人を乗せる部分（以下この条において「客席部分」という。）を支え、又はつる構造上主要な部分（以下この条において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとすること。

イ　構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

ロ　国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

二・三　（略）

四　遊戯施設の客席部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとすること。

イ　走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に、客席にいる人を落下させないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ロ・ハ　（略）

五　（略）

六　前号の非常止め装置の構造は、自動的に作動し、かつ、当該客席部分以外の遊戯施設の部分に衝突することなく制止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとすること。

○国土交通省告示第〇〇〇号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第二号イ及び第三号イの規定に基づき、建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定めるこの告示を制定する。

平成　年　月　日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第二号イ及び第三号イの規定に基づき、建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を次のように定める。

一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三章第八節に規定する基準に従った構造計算は、次のイからハまでに定めるところによるものとする。

イ　令第八十二条各号、令第八十二条の二、令第八十二条の四、令第八十二条の五（第二号、第三号、第五号及び第八号を除く。）及び第八十二条の六の規定による構造計算又はこれと同等以上に安全性

を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行う場合にあっては、固定モーメント法、たわみ角法その他の解析法のうち荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分その他の部分に生ずる力及び変形（弾性状態にあるものとした場合に限る。）を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。

ロ　令第八十二条の三並びに令第八十二条の五第二号及び第八号の規定による構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行う場合にあっては、増分解析法、極限解析法、節点振分け法その他の解析法のうち荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力及び各階の保有水平耐力その他の耐力を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。

ハ　令第八十二条の五第三号及び第五号の規定による構造計算を行う場合にあっては、増分解析法を用いるものとし、これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行う場合にあっては、増分解析法その他の解析法のうち荷重及び外力によって

建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力及び変形並びに各階の保有水平耐力その他の耐力を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。

二　前号に定める構造計算を行うに当たって、実験その他の特別な調査又は研究の結果に基づく部材又は架構その他の建築物の部分の耐力算定式又は構造計算上必要となる数値を用いる場合にあっては、当該耐力算定式又は数値が建築物の性状に応じて適切であることを確かめなければならない。

附　則

この告示は、平成十九年〇月〇日から施行する。

○国土交通省告示第〇〇〇号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第五号の規定に基づき、昭和五十五年建設省告示第千七百九十号の全部を改正するこの告示を制定する。

平成　年　月　日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

（仮称）建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして国土交通大臣が指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

一　地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造（薄板軽量形鋼造及びコンクリート充填鋼管造を除く。）の建築物であって、次のイからニまでに該当するもの以外のもの

イ　架構を構成する柱の相互の間隔が六メートル以下（地階を除く階数が二以下の建築物で令第八十二

条の六第二号ロに適合することが確かめられたものにあっては、十二メートル以下）であるもの

ロ　延べ面積が五百平方メートル以内（平家建ての建築物にあっては、延べ面積が三千平方メートル以内）であるもの

ハ　令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、冷間成形により加工した角形鋼管の柱に生ずる力にあっては、令第八十八条第一項の規定する地震力によって当該柱に生ずる力の数値にその鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表に掲げる係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力の数値としなければならない。

	鋼材の種別	柱及びはりの接合部の構造方法	
		内ダイアフラム形式	通しダイアフラム形式又は外ダイアフラム形式
(一)	冷間プレス成形（加工前の品質が	一・一	一・二

	日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｇ三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するものに限る。）		
(二)	冷間ロール成形（加工前の品質がＪＩＳ　Ｇ三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するものに限る。）	一・二	一・三
(三)	(一)及び(二)以外の冷間成形	一・三	一・四

ニ　水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないことが確かめられたもの

二　高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物であって、次に該当するもの以外のもの

イ　地上部分の各階の耐力壁（平成十九年国土交通省告示第〇〇号第一第三号イ(1)に規定する開口周比が〇・四以下であるものに限る。以下この号において同じ。）並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

$$\sum 2.5A_w + \sum 0.7A_c \geq ZWA_i\beta$$

この式において、Aw、Ac、Z、W、Ai及びβは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Aw　当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位　平方ミリメートル）

Ac　当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位　平方ミリメートル）

Z　令第八十八条第一項に規定するＺの数値

W　令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位　ニュートン）

Ai　令第八十八条第一項に規定する当該階に係るAiの数値

β　コンクリートの設計基準強度による低減係数として、設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあっては一・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあっては十八を使用するコンクリートの設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）で除した数値の平方根の数値（当該数値が二分の一の平方根の数値未満のときは、二分の一の平方根の数値）

ロ　地震力によって構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として次の式によって計算した設計用せん断力を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたものであること。

$$Q_D = \min[Q_L + nQ_E, Q_O + Q_y]$$

この式において、Q_D、Q_L、n、Q_E、Q_O及びQ_yは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_D　設計用せん断力（単位　ニュートン）

Q_L　固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号において「常時荷重」という。）によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（単位　ニュートン）

n　一・五（耐力壁にあっては二・〇）以上の数値

Q_E　令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該地震力によって生ずるせん断力（単位　ニュートン）

Q_O　単純支持とした時の常時荷重によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（単位　ニュートン）

Q_y　柱又ははりの両端に曲げ降伏が生じた時のせん断力。ただし、柱の場合には柱頭に接続するはりの曲げ降伏を考慮した数値とすることができる。（単位　ニュートン）

三　木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイからホまでに該当するもの以外のもの（次号に規定するものを除く。）

イ　地階を除く階数が三以下であるもの

ロ　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ハ　延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ニ　鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ、ハ及びニに適合するもの

ホ　鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イに適合するもの

四　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイからトまでに該当するもの以外のもの

イ　地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階以上の部分を木造としたもの

ロ　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ハ　延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ニ　地上部分について、令第八十二条の二に適合することが確かめられたもの

ホ　地上部分について、二階以上の各階の剛性率が令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられ、かつ、各階の偏心率が同号ロに適合することが確かめられたもの

ヘ　一階部分について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第三第一号に定める構造計算を行ったもの

ト　二階以上の部分について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第一に定める構造計算を行ったもの

五　構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であって、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの以外のもの

六　屋根版にシステムトラスを用いた建築物であって、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が建築基準法第二十条第四号に規定する建築物に該当するもの以外

のもの

七　平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であって、同告示第一第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当するもの以外のもの

附　則

1　この告示は、平成十九年〇月〇日から施行する。

2　昭和五十五年建設省告示第千七百九十号は、廃止する。

○国土交通省告示第○○○号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条第一号、第八十二条の二、第八十二条の三第一号及び第八十二条の六第二号ロの規定に基づき、保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める告示を制定する。

平成　年　月　日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

（仮称）保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条第一号、第八十二条の二、第八十二条の三第一号及び第八十二条の六第二号ロの規定に基づき、保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を次のように定める。

第一　構造計算に用いる数値の設定方法

一　建築物の架構の寸法、耐力、剛性、剛域その他の構造計算に用いる数値については、当該建築物の実況に応じて適切に設定して行わなければならない。

二　前号の数値の設定を行う場合においては、接合部の構造方法その他当該建築物の実況に応じて複数の仮定を考慮することができる場合にあっては、それらすべての仮定に基づき構造計算をして当該建築物の安全性を確かめなければならない。

三　壁に開口部を設ける場合にあっては、開口部を設けない場合と同等以上の剛性及び耐力を有するように当該開口部の周囲が補強されている場合を除き、次のイ又はロに掲げる場合に応じて当該壁の剛性及び耐力を低減した上で耐力壁として構造計算を行うか、当該壁を非構造部材（構造耐力上主要な部分以外の部分をいう。以下同じ。）として取り扱った上で第二第二号の規定によることとする。ただし、開口部の端部がはり又は天井及び床に接する場合にあっては、当該壁を一の壁として取り扱ってはならないものとする。

イ　鉄筋コンクリート造とした耐力壁に開口部を設ける場合（開口部の端部が周囲の柱又ははりに接する場合を除く。）であって、当該開口部が(1)に適合することを確かめた場合　当該開口部を有する耐力壁のせん断剛性の数値に(2)によって計算した低減率を乗じるとともに、当該開口部を有する耐力壁のせん断耐力の数値に(3)によって計算した低減率を乗じて構造計算を行うこと。

(1)　次の式によって計算した開口周比が〇・四以下であること。

$$r_0 = \sqrt{(h_0 \cdot l_0)/(h \cdot l)}$$

この式において、r_0、h_0、l_0、h及びlは、それぞれ次の数値を表すものとする。

r_0　開口周比

h_0　開口部（開口部を複数設ける場合にあっては、それぞれの開口部を包絡する矩形とする。以下イにおいて同じ。）の高さ（単位　メートル）

l_0　開口部の長さ（単位　メートル）

h　開口部を有する耐力壁の上下のはりの中心間距離（単位　メートル）

l　開口部を有する耐力壁の両端の柱の中心間距離（単位　メートル）

(2)　当該開口部を有する耐力壁のせん断剛性の低減率を次の式によって計算すること。

$$r_1 = 1 - 1.25 r_0$$

この式において、r_1はせん断剛性の低減率を表すものとし、r_0は(1)に規定するr_0の数値を表すものとする。

(3)　当該開口部を有する耐力壁のせん断耐力の低減率を次の式によって計算すること。

$$r_2 = 1 - \max\{r_0, l_0/l, h_0/h\}$$

この式において、r_2はせん断耐力の低減率を表すものとし、r_0、l_0、l、h_0及びhは、それぞれ(1)に規定するr_0、l_0、l、h_0及びhを表すものとする。

ロ　開口部を有する耐力壁の剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究が行われている場合　当該開口部を有する耐力壁の剛性及び耐力を当該特別な調査又は研究の結果に基づき低減して構造計算を行うこと。

四　壁以外の部材に開口部を設ける場合にあっては、開口部を設けない場合と同等以上の剛性及び耐力を有するように当該開口部の周囲が補強されている場合を除き、当該部材の剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行うか、当該部材を非構造部材として取り扱った上で第二第二号の規定によることとする。

第二　荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法

一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号の規定に従って構造耐力上主要な部分

に生ずる力を計算するに当たっては、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとしなければならない。

イ　構造耐力上主要な部分に生ずる力は、当該構造耐力上主要な部分が弾性状態にあるものとして計算するものとすること。

ロ　基礎又は基礎ぐいの変形を考慮する場合にあっては、平成十三年国土交通省告示第千百十三号第一に規定する地盤調査及び特別な調査又は研究の結果に基づき、当該基礎又は基礎ぐいの接する地盤が弾性状態にあることを確かめること。

二　前号の計算に当たっては、非構造部材の影響を考慮して構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算しなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき非構造部材から伝達される力の影響がないものとしても構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

三　第一号の規定によって構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算するほか、次のイからホまでに掲げる場合に応じてそれぞれ当該イからホまでに定める方法によって計算を行わなければならない。

イ　剛節架構の一部に鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である耐力壁を配置する架構と

し、かつ、地震時に当該架構を設けた階における耐力壁（その端部の柱を含む。）が負担するせん断力の和が当該階に作用する地震力の二分の一を超える場合　当該架構の柱（耐力壁の端部となる柱を除く。）について、当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下「常時荷重」という。）に令第八十八条第一項に規定する地震層せん断力係数を乗じた数値の〇・二五倍以上となるせん断力が作用するものとし、これと常時荷重によって生ずる力を組み合わせて計算した当該柱の断面に生ずる応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、令第八十二条の三の規定に適合する場合にあっては、この限りでない。

ロ　建築物のいずれかの階において、当該階が支える部分の常時荷重の二十パーセント以上の荷重を支持する柱を架構の端部に設ける場合　建築物の張り間方向及びけた行方向以外の方向に水平力が作用するものとして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であることを確かめること。ただし、第一号の計算において、地震時に張り間方向及びけた行方向に対して令第八十八

条第一項に規定する標準せん断力係数に一・二五以上の数値を乗じた数値を用いて地震力によって構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

ハ　昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上から突出する部分又は屋外階段その他これに類する建築物の外壁から突出する部分を設ける場合　作用する荷重及び外力（地震力にあっては、当該部分が突出する方向と直交する方向の水平震度（令第八十八条第一項に規定するZの数値に一・〇以上の数値を乗じて得た数値又は特別な調査又は研究に基づき当該部分の高さに応じて地震動の増幅を考慮して定めた数値を乗じて得た数値とする。）に基づき計算した数値とする。）に対して、当該部分及び当該部分が接続される構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であることを確かめること。

ニ　片持ちのバルコニーその他これに類する建築物の外壁から突出する部分を設ける場合　作用する荷重及び外力（地震力にあっては、当該部分が突出する方向と直交する方向の鉛直震度（令第八十八条第一項に規定するZの数値に一・〇以上の数値を乗じて得た数値とする。）に対して、当該部分及び

当該部分が接続される構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であることを確かめること。

第三　地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の計算方法

一　令第八十二条の二に規定する層間変位は、地震力が作用する場合における各階の上下の床版（吹抜きがある場合にあっては、床版があるものとみなす。以下第三において同じ。）と壁又は柱とが接する部分の床版の厚さの中心点の水平方向の変位の差の計算しようとする方向の成分として計算するものとする。この場合において、同条に規定する層間変形角（当該層間変位の当該各階の高さに対する割合をいう。）については、上下の床版に接する壁及び柱のすべてについて確かめなければならない。

二　前号の規定にかかわらず、令第八十二条の六第二号イの規定に従って剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位は、各階ごとに前号の規定によって計算した層間変位の計算しようとする方向の成分の平均値とするものとする。ただし、特別な調査又は研究によって建築物の階の上下の床版が一体として地震力を架構に伝えることを確かめた場合にあっては、各階の剛心の位置

において計算した層間変位の計算しようとする方向の成分の差とすることができる。

第四　保有水平耐力の計算方法

一　令第八十二条の三第一号に規定する保有水平耐力は、建築物の地上部分の各階ごとに、架構が次に定める崩壊形に達する時における当該各階の構造耐力上主要な部分に生じる水平力の和として計算するものとする。

イ　全体崩壊形（建築物のすべてのはり（最上階のはり及び一階の床版に接するはりを除く。）の端部並びに最上階の柱頭及び一階の柱脚に塑性ヒンジが形成されること、一階の耐力壁の脚部に塑性ヒンジが生ずることその他の要因によって建築物の全体が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。以下同じ。）

ロ　部分崩壊形（全体崩壊形以外の状態であって、建築物の特定の階において全ての柱頭及び柱脚に塑性ヒンジが形成されること、耐力壁がせん断破壊することその他の要因によって建築物の特定の階が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。以下同じ。）

ハ　局部崩壊形（建築物の構造耐力上主要な部分のいずれかが破壊し、架構が水平力に対しては引き続き耐えられる状態であっても、常時荷重に対して架構の一部が耐えられなくなる状態をいう。以下同じ。）

二　各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合にあっては、建築物の地上部分の各階について標準せん断力係数（令第八十八条に規定する地震力の計算時に用いる係数をいう。）の数値を漸増させ、これに応じた地震層せん断力係数に当該各階が支える部分の常時荷重を乗じた数値を水平力として作用させるものとする。この場合において、当該地震層せん断力係数を計算する場合に用いるAiは、令第八十八条第一項に規定するAi（以下単に「Ai」という。）を用いなければならない。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合にあっては、Aiに同項に規定するDs（以下単に「Ds」という。）及びF_{es}（以下単に「F_{es}」という。）を乗じた数値をAiに替えて用いることができる。

イ　Aiを用いて増分解析を行い、架構の崩壊状態が全体崩壊形となることが確かめられた場合

ロ　Aiを用いて増分解析を行い、架構の崩壊状態が部分崩壊形又は局部崩壊形となることが確かめられ、かつ、崩壊する階（部分崩壊形にあっては水平力に対して不安定になる階を、局部崩壊形にあっては局部的な崩壊が生じる階をいう。）以外の階である建築物の部分（崩壊する階が架構の中間であ

る場合にあっては、当該階の上方及び下方のそれぞれの建築物の部分）について、すべてのはり（当該建築物の部分の最上階のはり及び最下階の床版に接するはりを除く。）の端部並びに最上階の柱頭及び最下階の柱脚に塑性ヒンジが形成されることとその他の要因によって当該建築物の部分の全体が水平力に対して耐えられなくなる状態となることが確かめられた場合

ハ　建築物の振動特性に関する特別な調査又は研究によって地震力に耐えている建築物の各階の層せん断力の高さ方向の分布について D_s 及び F_{es} を考慮して計算した数値とすることができることが確かめられた場合

三　構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、第一号における架構の崩壊状態の確認に当たっては、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことを、次のイからホまでに掲げる方法その他の特別な調査又は研究の結果に基づき適切であることが確かめられた方法によるものとする。

イ　木造の架構にあっては、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであること。

ロ　鉄骨造の架構において冷間プレス成形又は冷間ロール成形により加工した角形鋼管（加工前の鋼材の品質が日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｇ三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するものに限る。）を柱に用いる場合にあっては、当該建築物の最上階を除くすべての階について、当該階の柱及びはりの接合部における柱の材端の曲げ耐力の総和が、はりの材端の曲げ耐力の一・五倍の数値又は柱及びはりの接合部の耐力の一・三倍の数値のうちいずれか小さい数値の総和を超えること。ただし、第一号の保有水平耐力の計算における柱の材端の耐力を、柱の鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表に掲げる係数を乗じて低減し、かつ、当該耐力を低減した階のはりが降伏しないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

鋼材の種別	柱及びはりの接合部の構造方法	
	内ダイアフラム形式	通しダイアフラム形式又は外ダイアフラム形式
冷間プレス成形（加工前の品質が日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｇ三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するものに限る。）	○・八五	○・八〇

冷間ロール成形（加工前の品質がＪＩＳ　Ｇ三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するものに限る。）		○・八〇	○・七五

ハ　鉄骨造の架構において冷間プレス成形及び冷間ロール成形以外の冷間成形により加工した角形鋼管（ロに該当するものを除く。）を柱に用いる場合にあっては、当該建築物の最上階を除くすべての階について、当該階の柱及びはりの接合部における柱の材端の曲げ耐力の総和がはりの材端の曲げ耐力の一・五倍の数値の総和を超えること。

ニ　鉄筋コンクリート造の架構にあっては、使用する部分及び第一号の計算を行う場合における部材の状態を考慮して、次の表の式によって構造耐力上主要な部分にせん断破壊を生じないこと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、構造耐力上主要な部分にせん断破壊を生じないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

使用する部分	第一号の計算を行う場合における部材の状態	
	(い)	(ろ)

部材の両端（耐力壁にあっては、頂部及び脚部）にヒンジが生ずる状態	(い)欄に掲げる状態以外の状態	
はり	$Q_b \geqq Q_0 + 1.1Q_M$	$Q_b \geqq Q_0 + 1.2Q_M$
柱	$Q_c \geqq 1.1Q_M$	$Q_c \geqq 1.25Q_M$
耐力壁	—	$Q_w \geqq 1.25Q_M$

この表において、Q_b、Q_c、Q_w、Q_0、及びQ_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_b　次の式によって計算したはりのせん断耐力（単位　ニュートン）

$$Q_b = \left\{ \frac{0.068 p_t^{0.23} \cdot (Fc + 18)}{M/(Q \cdot d) + 0.12} + 0.85\sqrt{p_w \cdot \sigma_{wy}} \right\} \cdot b \cdot j$$

p_t　引張鉄筋比（単位　パーセント）

F_c　コンクリートの圧縮強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

M/Q　はりの有効長さ内における当該はりに作用する最大の曲げモーメントMと最大のせん断力Qの比（M/Qの数値がｄ未満となる場合にあってはｄとし、ｄに三を乗じて得た数値を超える場合にあってはｄに三を乗じて得た数値とする。）

ｄ　はりの有効せい（単位　ミリメートル）

p_w　せん断補強筋比（単位　百分の一パーセント）

σ_{wy}　せん断補強筋の材料強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

b　はりの幅（単位　ミリメートル）

j　7/8dによって計算した応力中心距離（単位　ミリメートル）

Q_c　次の式によって計算した柱のせん断耐力（単位　ニュートン）

$$Q_c = Q_b + 0.1\sigma_0 \cdot b \cdot j$$

Q_b　当該柱をはりとみなして計算した場合における部材のせん断耐力（単位　ニュートン）

σ_0　N/(b×D)によって計算した平均軸方向応力度（〇・四を超える場合は、〇・四とする。）（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

b　柱の幅（単位　ミリメートル）

j　柱のせいに7/8を乗じて計算した応力中心距離（単位　ミリメートル）

Q_w　次の式によって計算した耐力壁のせん断耐力（単位　ニュートン）

$$Q_w = \left\{ \frac{0.068 p_{te}^{0.23} \cdot (Fc+18)}{\sqrt{M/(Q \cdot d)} + 0.12} + 0.85\sqrt{p_{wh} \cdot \sigma_{wh}} + 0.1\sigma_0 \right\} \cdot t \cdot j$$

p_{te}　$100a_t/t_e \cdot d$によって計算した等価引張鉄筋比（単位　パーセント）

a_t　I形断面の場合は引張側柱内の主筋断面積、長方形の断面の場合は端部の曲げ補強筋の断面積（単位　平方ミリメートル）

t_e　壁の厚さ（耐力壁が端部の柱と緊結され水平方向の断面がI形と見なせる場合（以下「I形断面の場合」という。）にあっては、端部の柱を含む断面の形状に関して長さと断面積とがそれぞれ等しくなるように長方形の断面に置き換えたときの幅の数値。ただし、t_eがtの一・五倍を超える場合にあっては、tの一・五倍の数値とする。）（単位　ミリメートル）

Fc　コンクリートの圧縮材料強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

M/Q　耐力壁の高さの内における最大の曲げモーメントMと最大のせん断力Qの比（M/Qの数値がd未満となる場合にあってはdとし、dに三を乗じて得た数値を超える場合にあってはdに三を乗じて得た数値とする。）

d　I形断面の場合にあってはD-Dc/2（Dは耐力壁の長さとし、Dcは柱の壁方向の幅とする。）、それ以外の場合にあっては0.95Dによって計算した耐力壁の有効長さ（単位　ミリメートル）

p_{wh}　t_eを厚さと考えた場合の耐力壁の水平せん断補強筋比（小数とする。）

σ_{wh}　水平せん断補強筋の材料強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

σ_0　耐力壁の全断面積に対する平均軸方向応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュー

トン）

t　壁の厚さ（単位　ミリメートル）

j　7/8dによって計算した応力中心距離（単位　ミリメートル）

Q_0　第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち長期に生ずるせん断力（単位　ニュートン）

Q_M　第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地震力によって生ずるせん断力（単位　ニュートン）

ホ　平成十九年国土交通省告示第〇〇号第二号イ(2)の規定によること。この場合において、式中「n　一・五（耐力壁にあっては二・〇）以上の数値」とあるのは、「n　一・五（耐力壁にあっては一・〇）以上の数値」と読み替えるものとする。

五　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の構造部分であって、令第七十三条、第七十七条第二号から第六号までのいずれか、第七十八条又は第七十八条の二第一項第三号の規定に適合しないものについては、当該構造部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該構造部分に生ずる力が、それぞれ令第三章第八節第四款の規定による材料強度によって計算した当該構造部分の耐力を超えないことを確かめるものとする。ただし、当該構造部分の実況に応じた加力実験によって耐力、靭性及び付着に関する性能が当該構造部分に関する規定に適合する部材と同等以上であることが確認された場合にあっては、この限りでない。

荷重及び外力について想定する状態			備考
積雪時	一般の場合	G+P+1.4S	
	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	G+P+1.6W	
暴風時		G+P+1.6W	
		G+P+0.35S+1.6W	
地震時		G+P+K	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
		G+P+0.35S+K	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G	令第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力
P	令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力
S	令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力
W	令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力
K	令第八十八条に規定する地震力によって生ずる力（標準せん断力係数を一・〇以上とする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該部材を含む階の靭性を適切に評価して計算をすることができる場合においては、標準せん断力係数を当該計算により得られた数値（当該数値が〇・三未満のときは〇・三）とすることができる。）

六　建築物の地上部分のアスペクト比（計算しようとする方向における架構の幅に対する高さの比をいう。）が四を超える場合にあっては、次のイ又はロに掲げる層せん断力のいずれかが作用するものとした場合に建築物の地盤又は基礎ぐいに生ずる力を計算し、当該地盤又は基礎ぐいに生ずる力が地盤にあっては平成十三年国土交通省告示第千百十三号第一に規定する地盤調査（以下この号において単に「地盤調査」という。）によって求めた極限応力度に基づき計算した極限支持力の数値を、基礎ぐいにあっては令第三章第八節第四款の規定による材料強度に基づき計算した当該基礎ぐいの耐力並びに地盤調査によって求めた圧縮方向及び引抜き方向の極限支持力の数値をそれぞれ超えないことを確かめるものとする。ただし、特別な調査又は研究によって地震力が作用する建築物の全体の転倒が生じないことを確かめた場合にあっては、この限りでない。

イ　令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上として計算した層せん断力

ロ　第一号の規定によって計算した保有水平耐力に相当する層せん断力が生ずる場合に各階に作用するものとした層せん断力

第五　各階の剛心周りのねじり剛性の計算方法

令第八十二条の六第二号ロの各階の剛心周りのねじり剛性は、次の式によって計算した数値とする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき各階の剛心周りのねじり剛性を計算した場合にあっては、この限りでない。

$$K_R = \sum\left(\frac{Q_x}{\delta_x}\cdot\bar{Y}^2\right)+\sum\left(\frac{Q_y}{\delta_y}\cdot\bar{X}^2\right)$$

この式において、K_R、Q_x、δ_x、Y、Q_y、δ_y及びXは、それぞれ次の数値を表すものとする。

K_R　剛心周りのねじり剛性（単位　ニュートンメートル）

Q_x　張り間方向について令第八十二条の二に規定する計算を行う場合における各部材のせん断力（単位　ニュートン）

δ_x　張り間方向について令第八十二条の二に規定する計算を行う場合における各部材の層間変位（単位　メートル）

Y　剛心と各部材をそれぞれ同一水平面上に投影させて結ぶ線をけた行方向の平面に投影させた線の長さ（単位　メートル）

Q_y　けた行方向について令第八十二条の二に規定する計算を行う場合における各部材のせん断力（単位　ニュートン）

δ_y　けた行方向について令第八十二条の二に規定する計算を行う場合における各部材の層間変位（単位　メートル）

X　剛心と各部材をそれぞれ同一水平面上に投影させて結ぶ線を張り間方向の平面に投影させた線の長さ（単位　メートル）

附　則

1　この告示は、平成十九年〇月〇日から施行する。

2　平成十三年国土交通省告示第千三百七十一号及び平成十五年国土交通省告示第九百九十五号は、廃止する。

（傍線部分は改正部分）

改正案

損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の五第三号イからニまで、第五号、第七号並びに第八号の規定に基づき、損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条の五に規定する限界耐力計算（第三号及び第五号の地震に関する部分に限る。次項において同じ。）は、増分解析に基づき行うものとし、かつ、安全限界変位に達するまでに各階における耐力の低下がないことを確かめなければならない。

第二　令第八十二条の五第三号イに規定する建築物の各階の損傷限界変位は、平成十九年国土交通省告示第〇〇号第一の規定に従って架構を定め、各階の架構がそれぞれ当該階の損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力（平成十九年国土交通省告示第〇〇号第二第四号の規定により計算する力を含む。）に耐えている場合において、当該力に対する架構の水平方向の変位として計算しなければならない。

第三　令第八十二条の五第三号ロに規定する建築物の損傷限界固有周期Tdは、次の式によって計算するものとする。ただし、平成十三年国土交通省告示第千百十三号第一に規定する地盤調査（以下「地盤調査」という。）により地盤の特性を求めた場合においては更に次項の規定によって計算した周期調整係数を乗じることができるものとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基づき固有値解析その他の方法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によることができるものとする。

（式　略）

2　（略）

3　令第八十二条の五第四号に規定する建築物の地下部分の計算に当たっては、当該建築物の損傷限界時に地下部分に生ずる力を用いて計算しなければならない。

第四　令第八十二条の五第三号ハの表に規定する建築物の各階に生ずる加速度の分布係数Bdiは、建築物の損傷限界時の各階の変形の分布に基づき、損傷限界固有周期に応じた刺激関数によって計算し、次の表に掲げるp及びqを乗じて得た数値とする。ただし、建築物が地階を除く階数が五以下である場合においては、階の区分に応じて次の表の㈠項又は㈡項に掲げる式によって各階につき計算したbdiを用いて、次の表の㈢項に掲げる式により計算することができる。

（表　略）

第五　令第八十二条の五第三号ニに規定する各階に生ずる水平方向の層間変位は、第三第一項に規定する建築物の損傷限界時における各階に生ずる水平方向の

現行告示

Td、Bdi、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の六第三号ロ及びハ、第五号、第七号並びに第八号の規定に基づき、Td、Bdi、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

（新規）

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条の六第三号ロに規定する建築物の損傷限界固有周期Tdは、次の式によって計算するものとする。

（式　略）

2　（略）

第二　令第八十二条の六第三号ハの表に規定する建築物の各階に生ずる加速度の分布係数Bdiは、建築物の損傷限界時の各階の変形の分布に基づき、損傷限界固有周期に応じた刺激関数によって計算し、次の表に掲げるp及びqを乗じて得た数値とする。ただし、建築物が整形かつ均質であるか、又は階数が五以下の階である場合においては、階の区分に応じて次の表の㈠項又は㈡項に掲げる式によって各階につき計算したbdiを用いて、次の表の㈢項に掲げる式により計算することができる。

（表　略）

層間変位とする。

第六　令第八十二条の五第五号イに規定する各階の安全限界変位は、建築物の各階が保有水平耐力に相当する水平力その他これに作用する力に対して耐えているときに、当該階の一の部材が次の式によって計算した部材の限界変形角に達した場合の層間変位以下の変位とする。ただし、限界変形角に達した部材を取り除いたと仮定した架構がなお倒壊、崩壊等に至っていないことが確認された場合においては、当該架構に基づき各階の安全限界変位を求めることができるものとする。

（式　略）

2　前項の規定により建築物の各階について定める安全限界変位の当該各階の高さに対する割合は、それぞれ七十五分の一（木造である階にあっては、三十分の一）を超えないものとし、かつ、当該各階の安全限界変位において構造耐力上主要な部分に生ずる変形が、前項の規定により計算した部材の限界変形角に達した場合の層間変位に対して三分の二以下の数値であることを確かめなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき安全限界変位に相当する変位が生ずる建築物の各階が当該建築物に作用する荷重及び外力に耐えることができることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

3　建築物の地上部分のアスペクト比（計算しようとする方向における架構の幅に対する高さの比をいう。）が四を超える場合にあっては、次の各号に掲げる層せん断力のいずれかが作用するものとした場合に建築物の地盤又は基礎ぐいに生ずる力を計算し、当該地盤又は基礎ぐいに生ずる力が地盤にあっては地盤調査によって求めた極限応力度に基づき計算した極限支持力の数値を、基礎ぐいにあっては令第三章第八節第四款の規定による材料強度に基づき計算した当

第三　令第八十二条の六第五号イに規定する各階の安全限界変位は、建築物の各階が保有水平耐力に相当する水平力その他これに作用する力に対して耐えているときに、当該階の一の部材が次の式によって計算した部材の限界変形角に達した場合の層間変位以下の変位とする。ただし、限界変形角に達した部材を取り除いたと仮定した架構がなお倒壊、崩壊等に至っていないことが確認された場合においては、当該架構に基づき各階の安全限界変位を求めることができるものとする。

（式　略）

該基礎ぐいの耐力並びに地盤調査によって求めた圧縮方向及び引抜き方向の極限支持力の数値をそれぞれ超えないことを確かめるものとする。ただし、特別な調査又は研究によって地震力が作用する建築物の全体の転倒が生じないことを確かめた場合にあっては、この限りでない。

一　令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上として計算した層せん断力

二　建築物の安全限界時に各階に作用するものとした層せん断力

第七　令第八十二条の五第五号ロに規定する建築物の安全限界固有周期Tsは、次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を求めた場合においては、更に次項の規定によって計算した周期調整係数を乗じることができるものとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基づき固有値解析等の手法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によることができるものとする。

$$Ts = 2\pi\sqrt{Mus\frac{\Delta s}{Qs}}$$

この式において、Ts、Mus、Δs及びQsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ts　（略）

Mus　（略）

（式　略）

この式において、miδsiは、それぞれ次の数値を表すものとする。

mi　（略）

第四　令第八十二条の六第五号ロに規定する建築物の安全限界固有周期Tsは、次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を求めた場合においては、更に次項の規定によって計算した周期調整係数を乗じることができるものとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基づき固有値解析等の手法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によることができるものとする。

$$Ts = 2\pi\sqrt{Mus\frac{\Delta s}{Qs}}$$

この式において、Ts、Mus、Δs及びQsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ts　（略）

Mus　（略）

（式　略）

この式において、miδsiは、それぞれ次の数値を表すものとする。

mi　（略）

δsi　（略）

（式　略）

この式において、Bsi及びQsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Bsi　第八の規定による第i階における加速度の分布係数

Qs　（略）

Qs　次に定めるところにより計算した建築物の安全限界耐力（単位　キロニュートン）

各階について次の式によって計算した安全限界耐力の一階層せん断力係数換算値qsiのうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として計算すること。

（式　略）

この式において、qsi、Qui、Fei、Bsi及びmiは、それぞれ次の数値を表すものとする。

qsi　（略）

Qui　（略）

Fei　（略）

Bsi　第八の規定による第i階に生ずる加速度の分布係数

mi　（略）

⊿s　（略）

2　周期調整係数rは、第三第二項の式によって計算するものとする。この場合において、Td及びMudは、それぞれTs及びMusと読み替えるものとする。

3　建築物の安全限界時において、構造部材である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部（塑性ヒンジを生じない部分に限る。）が、せん断破壊その他これに類する構造部材の脆性的な破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことを平成十九年国土交通省告示第〇〇号第四第三号の規定によって確かめること。

第八　令第八十二条の五第五号ハに規定する建築物の各階に生ずる加速度の分布係数Bsiは、第四の規定によって計算するものとする。この場合において、第三号ハの表、損傷限界、Td、Mud及びbdiは、それぞれ第五号ハの表、安全限界、Ts、Mus及びBsiと読み替えるものとする。

第九　令第八十二条の五第五号ハに規定する振動の減衰による加速度の低減率Fhは、次の式によって計算するものとする。ただし、建築物の地震応答に対する部材又は建築物の減衰性の影響を考慮した計算手法によってFhを算出できる場合においては、当該計算によることができる。

（式　略）

2　前項の式において、hは、次の各号（鉄筋コンクリート造その他これに類する架構においてコンクリートのひび割れ等による剛性の低下が生ずるおそれのある構造方法とする場合にあっては、第二号を除く。）のいずれかにより求めた建築物の減衰を表す数値とする。ただし、部材又は建築物の減衰性を、これらを弾性とみなした場合の粘性減衰定数によって表すことができる場合においては、当該数値とすることができる。

一　（略）

二　前号イに規定する建築物の塑性の程度を表す数値Dfiが一以上である部材について、イに規定するγ1がすべて等しい場合には、建築物の減衰性を表す数値hは、次の式によって計算することができる。

$$h=\gamma_1\left(1-1/\sqrt{Df}\right)+0.05$$

この式において、γ1及びDfは、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ1　（略）

δsi　（略）

（式　略）

この式において、Bsi及びQsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Bsi　第五の規定による第i階における加速度の分布係数

Qs　（略）

Qs　次に定めるところにより計算した建築物の安全限界耐力（単位　キロニュートン）

各階について次の式によって計算した安全限界耐力の一階層せん断力係数換算値qsiのうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として計算すること。

（式　略）

この式において、qsi、Qui、Fei、Bsi及びmiは、それぞれ次の数値を表すものとする。

qsi　（略）

Qui　（略）

Fei　（略）

Bsi　第五の規定による第i階に生ずる加速度の分布係数

mi　（略）

⊿s　（略）

2　周期調整係数rは、第一第二項の式によって計算するものとする。この場合において、Td及びMudは、それぞれTs及びMusと読み替えるものとする。

第五　令第八十二条の六第五号ハに規定する建築物の各階に生ずる加速度の分布係数Bsiは、第二の規定によって計算するものとする。この場合において、損傷限界、Td、Mud及びbdiは、それぞれ安全限界、Ts、Mus及びBsiと読み替えるものとする。

第六　令第八十二条の六第五号ハに規定する振動の減衰による加速度の低減率Fhは、次の式によって計算するものとする。ただし、建築物の地震応答に対する部材又は建築物の減衰性の影響を考慮した計算手法によってFhを算出できる場合においては、当該計算によることができる。

（式　略）

2　前項の式において、hは、次の各号のいずれかにより求めた建築物の減衰を表す数値とする。ただし、部材又は建築物の減衰性を、これらを弾性と見なした場合の粘性減衰定数によって表すことができる場合においては、当該数値とすることができる。

一　（略）

二　前号イに規定する建築物の塑性の程度を表す数値Dfiが一以上である部材について、イに規定するγ1がすべて等しい場合には、建築物の減衰性を表す数値hは、次の式によって計算することができる。

$$h=\gamma_1\left(1-1/\sqrt{Df}\right)+0.05$$

この式において、γ1及びDfは、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ1　（略）

Df　（略）

$$Df = \frac{\Delta_s Qd}{\Delta_d Qs}$$

この式において、Δ_s、Qd、Δ_d及びQsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Δ_s　第七第一項に規定する建築物の安全限界時における代表変位（単位　メートル）

Qd　第三第一項に規定する建築物の損傷限界耐力（単位　キロニュートン）

Δ_d　第三第一項に規定する建築物の損傷限界時における代表変位（単位　メートル）

Qs　第七第一項に規定する建築物の安全限界耐力（単位　キロニュートン）

三　建築物の減衰を表す数値hを建築物に生ずる水平力と変形の関係から求める場合は、次の式によって計算するものとする。

$$h = \gamma_1\left(1 - 1/\sqrt{Df}\right) + 0.05$$

この式において、γ_1及びDfは、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ_1　第一号に規定する部材の構造形式に応じた建築物の減衰特性を表す係数

Df　建築物の塑性の程度を表すものとして次の式によって計算した数値（ただし、一を下回る場合には一とする。）

$$Df = \Delta_s / \Delta_y$$

この式において、Δ_s及びΔ_yは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Df　（略）

$$Df = \frac{\Delta_s Qd}{\Delta_d Qs}$$

この式において、Δ_s、Qd、Δ_d及びQsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Δ_s　第四第一項に規定する建築物の安全限界時における代表変位（単位　メートル）

Qd　第一第一項に規定する建築物の損傷限界耐力（単位　キロニュートン）

Δ_d　第一第一項に規定する建築物の損傷限界時における代表変位（単位　メートル）

Qs　第四第一項に規定する建築物の安全限界耐力（単位　キロニュートン）

三　地盤調査によって地盤の特性を求めた場合には、建築物の等価粘性減衰定数hは、次の式によって計算することができる。

Δ_s　第七第一項に規定する建築物の安全限界時における代表変位（単位　メートル）

Δ_y　次のイからニまでに定めるところによる。

イ　次の図に示す建築物に生ずる水平力と変形の関係に基づく曲線とΔ_s（点A）との交点（点B）を求める。

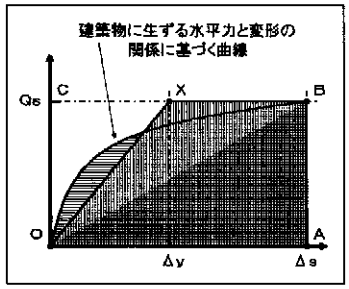

ロ　当該曲線、点O、点A及び点Bによって囲まれる面積を求める。

ハ　ロで求めた面積と点O、点A、点B及び点Xで囲まれた面積が等しくなるよう、点Bと第七第一項に規定する建築物の安全限界耐力（点C）を結んだ直線上に点Xを求める。

ニ　ハで求めた点Xに相当する変位をΔ_yとする。（単位　メートル）

四　地盤調査によって地盤の特性を求めた場合には、建築物の減衰性を表す数値hは、次の式によって計算することができる。

（式　略）

この式において、r、hsw、Tsw、Ts、hro、Tro及びhbは、それぞれ次の数値を表すものとする。

r　第七第二項に規定する安全限界時の周期調整係数

hsw　（略）

Tsw　第七第二項に規定する安全限界時のスウェイ固有周期（単位　秒）

Ts　第七第一項に規定する安全限界固有周期（単位　秒）

hro　（略）

Tro　第七第二項に規定する安全限界時のロッキング固有周期（単位　秒）

hb　前三号のいずれかにより求めた建築物の減衰性を表す数値を、当該建築物の地上部分の等価粘性減衰定数を表すものとして読み替えた数値

第十　令第八十二条の五第三号の表に規定する表層地盤（工学的基盤上面以浅の地盤をいう。以下同じ。）による加速度の増幅率を表す数値Gsは、地盤が昭和五十五年建設省告示第千七百九十三号第二の表中Tcに関する表に掲げる第一種地盤に該当する区域にあっては次の表一に掲げる式により、第二種地盤又は第三種地盤に該当する区域にあっては次の表二に掲げる式により計算すること。

表一

T＜0.576	$Gs=1.5$
$0.576 \leqq T < 0.64$	$Gs=\dfrac{0.864}{T}$
$0.64 \leqq T$	$Gs=1.35$

この表において、Tは、建築物の固有周期（単位　秒）を表すものとする。

（式　略）

この式において、r、hsw、Tsw、Ts、hro、Tro及びhbは、それぞれ次の数値を表すものとする。

r　第四第二項に規定する安全限界時の周期調整係数

hsw　（略）

Tsw　第四第二項に規定する安全限界時のスウェイ固有周期（単位　秒）

Ts　第四第一項に規定する安全限界固有周期（単位　秒）

hro　（略）

Tro　第四第二項に規定する安全限界時のロッキング固有周期（単位　秒）

hb　前二号のいずれかにより求めた建築物の等価粘性減衰定数を表すものとして読み替えた数値

第七　令第八十二条の六第三号の表に規定する表層地盤（工学的基盤（地下深所にあって十分な層厚と剛性を有し、せん断波速度が約四百メートル毎秒以上の地盤をいう。以下同じ。）上面以浅の地盤をいう。以下同じ。）による加速度の増幅率を表す数値Gsは、次の各号のいずれかによって計算するものとする。

とする。

表二

$T＜0.64$	$Gs=1.5$	
$0.64 \leqq T < T_u$	$Gs=1.5\left(\dfrac{T}{0.64}\right)$	
$T_u \leqq T$	$Gs=g_v$	

この表において、T、T_u及びg_vは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T　建築物の固有周期（単位　秒）

T_u　次の式によって計算した数値（単位　秒）

$$T_u = 0.64\left(\frac{g_v}{1.5}\right)$$

g_v　地盤種別に応じて次の表に掲げる数値

地盤種別	
第二種地盤	二・〇二五
第三種地盤	二・七

2　前項の規定にかかわらず、令第八十二条の五第五号ハの表に規定するGsの数値は、第一号に規定する場合においては、第二号から第四号までに定めるところによって計算することができるものとする。

一　次のイ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ　地盤が液状化を生ずるおそれのないこと。

ロ　建築物の敷地は、がけ地その他これらに類する傾斜した地盤又はその近傍にないこと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき当該地形による地震動の増幅が平坦な地盤と同程度の増幅であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

ニ　地盤調査によって地下深所に至る十分な層厚と剛性を有し、かつ、次のイからハまでに掲げる基準に適合する工学的基盤を有すること確かめること。

イ　地盤のせん断波速度が約四百メートル毎秒以上であること。

ロ　地盤の厚さが五メートル以上であること。

ハ　建築物の直下を中心とし、表層地盤の厚さの五倍程度の範囲において地盤の深さが一様なものとして五度以下の傾斜であること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき地盤からの地震動の増幅がこれと同程度の増幅であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

三　Gsは、次の表の(い)欄に掲げる建築物の安全限界固有周期に応じて、イによって計算した地盤の卓越周期及びロによって計算した表層地盤の増幅率を用いて、次の表の(ろ)欄に掲げる式によって計算すること。この場合において、建築物の安全限界時のGsが次の表の(は)欄の数値を下回るときは当該欄の数値とするものとし、更に、建築物と表層地盤との相互作用を考慮してハによって計算される相互作用に関する係数βを乗じることができるものとする。

	(い)	(ろ)	(は)
(一)	(略)	(略)	一・二
(二)	(略)	(略)	一・一
(三)	(略)	(略)	一・二
(四)	(略)	(略)	一・〇
(略)			

四　次の表の(い)欄に掲げる建築物の損傷限界固有周期又は安全限界固有周期に応じて、イによって計算した地盤の卓越周期及びロによって計算した表層地盤の増幅率を用いて、次の表の(ろ)欄に掲げる式によって計算すること。この場合において、建築物の損傷限界時及び安全限界時のGsがそれぞれ次の表の(は)欄又は(に)欄の数値を下回るときは当該各欄の数値とするものとし、更に、建築物と表層地盤との相互作用を考慮してハによって計算される相互作用に関する係数βを乗じることができるものとする。ただし、表層地盤に伝わる弾性波の速度の実測に基づきGsを計算する場合にあっては、当該計算によることができる。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
(一)	(略)	(略)	一・五	一・一
(二)	(略)	(略)	一・五	一・一
(三)	(略)	(略)	一・五	一・一
(四)	(略)		一・三五	一・〇
(略)				

イ・ロ　(略)

ハ　建築物と表層地盤との相互作用に関する係数βは、次の式によって計算するものとする。ただし、βが〇・七五を下回る場合にあっては、〇・七五とする。

(式　略)

この式において、Khb、Gs、De、Hi及びKheは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Khb　(略)

Gs　第二号に規定するGsの数値

De　(略)

Hi　(略)

Khe　(略)

(削る。)

(削る。)

イ・ロ・ハ　(略)

ハ　建築物と表層地盤との相互作用に関する係数βは、次の式によって計算するものとする。ただし、βが〇・七五を下回る場合にあっては、〇・七五とする。

(式　略)

この式において、Khb、Gs、De、Hi、Khe及びηは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Khb　(略)

Gs　第一号に規定するGsの数値

De　(略)

Hi　(略)

Khe　(略)

η　損傷限界固有周期における連成効果による加速度の低減率で、次の式により計算した数値（安全限界固有周期に関する計算を行う場合にあっては、一・〇とする。）

(式　略)

この式において、Eは、次に掲げる式によって計算した数値とする。

(式　略)

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

四　敷地内の表層地盤の各層について、当該層の上層又は下層においてせん断波速度に地盤密度を乗じて得た数値が二倍程度変化する場合にあっては、当該層を工学的基盤とみなして前号の規定によりGsを計算し、当該数値と前号の規定による数値のいずれか大きな数値を当該地盤のGsとすること。

第十一　令第八十二条の五第七号に規定する屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

第十二　（略）

この式において、hsw、hrq、hb、Tsw、Trq、Td及びrは、次に掲げる式によって計算した数値とする。

（式　略）

hsw　（略）

hrq　（略）

hb　（略）

Tsw　（略）

Trq　（略）

Td　（略）

r　（略）

二　（略）

第八　令第八十二条の六第七号に規定する屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

第九　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案

建築物の地震に対する安全上必要な構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の六第三号の規定に基づき、構造計算の基準を次のように定める。

第一　木造の建築物等に関する基準　（略）

木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。

一～三　（略）

四　建築物の地上部分のアスペクト比（計算しようとする方向における架構の幅に対する高さの比をいう。）が四を超える場合にあっては、令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・二五以上の数値を用いて、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であることを確かめること。

五　前各号に掲げるもののほか、必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が、割裂き、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。

第二　鉄骨造の建築物等に関する基準

鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。

一・二　（略）

三　構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によって、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部の基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によって、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。

四　第一第四号の規定によること。

五　前各号に掲げるもののほか、次のイ及びロに定める構造計算を行うこと。

イ　冷間プレス成形又は冷間ロール成形により加工した角形鋼管（加工前の鋼材の品質が日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｇ三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するものに限る。）を柱に用いる場合にあっては、当該建築物の一階を除くすべての階について、はりに接する柱の材端の耐力の総和が、当該はりの材端の耐力の一・五倍の数値を超えることを確かめること。

ロ　冷間プレス成形及び冷間ロール成形以外の冷間成形により加工した角形鋼管を柱に用いる場合にあっては、地震時に当該柱の脚部に生ずる力に柱及びはりの接合部の構造方法が内ダイアフラム形式である場合は一・三を、通しダイアフラム形式又は外ダイアフラム形式である場合は一・四をそれぞれ乗じた数値を用いて、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であることを確かめること。

第三　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準

鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、実験によって耐力壁並びに構造

現行告示

特定建築物の地震に対する安全上必要な構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の三第三号の規定に基づき、構造計算の基準を次のように定める。

第一　木造の建築物等に関する基準　（略）

木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が、割裂き、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。

第二　鉄骨造の建築物等に関する基準

鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によって、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部の基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によって、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。

第三　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準

鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、実験によって耐力壁並びに構造

耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、又は十分な靭性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。

一　次のイからハまでに掲げる基準に適合することを確かめること。

イ　各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁（平成十九年国土交通省告示第〇〇号第一第三号イ(1)に規定する開口周比が〇・四以下であるものに限る。以下同じ。）、構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合すること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

（式　略）

ロ　地震力によって構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として次の式によって計算した設計用せん断力を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であること。

$$Q_D = \min\left[Q_L + nQ_E, Q_0 + Q_y\right]$$

この式において、Q_D、Q_L、n、Q_E、Q_0及びQ_yは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_D　設計用せん断力（単位　ニュートン）

Q_L　固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号及び第五号において「常時荷重」という。）によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（単位　ニュートン）

n　二・〇（腰壁又は垂れ壁が取り付く柱にあっては、二・〇と階高を

耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し又は十分な靭性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。

一　各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁、構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合することを確かめること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

（式　略）

開口部の高さで除した数値のうちいずれか大きい数値）以上の数値

Q_E　令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該地震力によって生ずるせん断力（単位　ニュートン）

Q_0　単純支持とした時の常時荷重によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（単位　ニュートン）

Q_y　柱又ははりの両端が曲げ耐力に達した時のせん断力。ただし、柱において柱頭に接続するはりの曲げ耐力の和の二分の一（最上階の柱頭にあっては、曲げ耐力の和）の数値が当該柱頭部の曲げ耐力を超えない場合にあっては、当該数値を柱頭部の曲げ耐力の数値とすることができる。（単位　ニュートン）

ハ　第一第四号の規定によること。

二　次のイ及びロに掲げる基準に適合することを確かめること。

イ　各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁及び構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積が次の式に適合すること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱及びこれに緊結された耐力壁にあっては、「1.8」とあるのは「2.0」とする。

（式　略）

ロ　前号ロ及びハの規定によること。

三　次のイからハまでに掲げる基準に適合することを確かめること。

イ　構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のはり（最上階のはり又は一階の床版に接着するはりを除く。）の材端（柱又は壁に接着する部分をいう。）に生ずる曲げモーメントが、当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントと等しくなる場合において、構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨

二　各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁及び構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積が次の式に適合することを確かめること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱及びこれに緊結された耐力壁にあつては、「1.8」とあるのは「2.0」とする。

（式　略）

三　構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のはり（最上階のはり又は一階の床版に接着するはりを除く。）の材端（柱又は壁に接着する部分をいう。）に生ずる曲げモーメントが、当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントと等しくなる場合において、構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンク

鉄筋コンクリート造の柱及び壁の材端（はりその他の横架材又は垂れ壁若しくは腰壁に接着する部分をいい、最上階のはりその他の横架材若しくは垂れ壁に接着する部分又は一階の床版に接着するはりその他の横架材若しくは腰壁に接着する部分を除く。）に生ずる曲げモーメントが当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントを超えず、かつ、当該はり、柱及び壁にせん断破壊が生じないこと。

ロ　前号に規定するもののほか、地震力によって構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として、柱及びはりにあっては(1)の規定によって計算した設計用せん断力を、耐力壁にあっては(2)の規定によって計算した設計用せん断力及び設計用曲げモーメントをそれぞれ用いて、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であること。

(1)　柱及びはりの設計用せん断力は、次の式によって計算すること。

$$Q_D = Q_0 + nQ_n$$

この式において、Q_D、Q_0、n及びQ_nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_D　設計用せん断力（単位　ニュートン）

Q_0　単純支持とした時の常時荷重によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（単位　ニュートン）

n　一・一（柱頭部が曲げ降伏する最上階の柱及び柱脚部が曲げ降伏する一階の柱にあっては、一・〇）以上の数値

Q_n　柱にあっては柱頭部及び柱脚部に接続するはりの端部がそれぞれ曲げ耐力に達した時、はりにあっては両端が曲げ耐力に達した時のせん断力。ただし、最上階の柱の場合にあっては柱頭部が、一階の柱の場合にあっては柱脚部が、それぞれ降伏するものとして計算したせん断力の数値とすることができる。（単位　ニュートン）

(2)　耐力壁の設計用せん断力及び曲げモーメントは、次の式によって計算すること。

$$Q_D = n_1 Q_W \text{ 及び } M_D = n_2 M_W$$

この式において、Q_D、n1、Q_W、M_D、n2及びM_Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_D　設計用せん断力（単位　ニュートン）

n1　一・五以上の数値

Q_W　建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第〇〇号第四第一号に規定する全体崩壊形に達する場合に耐力壁に作用するせん断力（単位　ニュートン）

M_D　設計用曲げモーメント（単位　ニュートンミリメートル）

n2　一・五以上の数値

M_W　建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第〇〇号第四第一号に規定する全体崩壊形に達する場合に耐力壁に作用する曲げモーメント（単位　ニュートンミリメートル）

ハ　第一第四号の規定によること。

リート造の柱及び壁の材端（はりその他の横架材又は垂れ壁若しくは腰壁に接着する部分をいい、最上階のはりその他の横架材若しくは垂れ壁に接着する部分又は一階の床版に接着するはりその他の横架材若しくは腰壁に接着する部分を除く。）に生ずる曲げモーメントが当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントを超えず、かつ、当該はり、柱及び壁にせん断破壊が生じないことを確かめること。

昭和五十五年建設省告示第千七百九十二号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案

Ds及びFesを算出する方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の三第二号の規定に基づき、Ds及びFesを算出する方法を次のように定める。

第一　Dsを算出する方法

建築物の各階のDsは、柱及びはりの大部分が木造である階にあっては第二に、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては第三に、柱及びはりの大部分が鉄筋コンクリート造である階にあっては第四に、柱及びはりの大部分が鉄骨鉄筋コンクリートである階にあっては第五に、その他の階にあっては第六に、それぞれ定める方法によるものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

（削る。）

第二～第六　（別紙）

第七　Fesを算出する方法

建築物の各階のFesは、当該階について、令第八十二条の六第二号イの規定による剛性率に応じた次の表一に掲げるFsの数値に同号ロの規定による偏心率に応じた次の表二に掲げるFeの数値を乗じて算出するものとする。ただし、当該階の剛性率及び偏心率の形状特性との関係を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

（表　略）

現行告示

Ds及びFesを算出する方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の四第二号の規定に基づき、Ds及びFesを算出する方法を次のように定める。

第一　Dsを算出する方法

建築物の各階のDsは、柱及びはりの大部分が木造である階にあっては次の表一、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては次の表二、その他の階にあっては次の表三の数値以上の数値を用いるものとする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

表一～三　（略）

第二　Fesを算出する方法

建築物の各階のFesは、当該階について、建築基準法施行令第八十二条の三第一号の規定による剛性率に応じた次の表一に掲げるFsの数値に同条第二号の規定による偏心率に応じた次の表二に掲げるFeの数値を乗じて算出するものとする。ただし、当該階の剛性率及び偏心率の形状特性との関係を適切に評

第二　柱及びはりの大部分が木造である階についてDsを算出する方法

柱及びはりの大部分が木造である階のうち、建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合するもの（柱及びはりの小径が十五センチメートル以上、かつ、木材の繊維方向と直行する断面の面積が三百平方センチメートル以上である部材を用いるものに限る。）にあっては、次の各号に定める方法によりDsを算出するものとする。

一　柱及びはりの種別は、建築物の架構が崩壊形（当該階の柱及びはりの接合部の破壊、はりの曲げ破壊その他の要因によって当該階が水平力に対して耐えられなくなる状態という。第二において同じ。）に達する時に当該部材に生ずる力が令第三章第八節第四款の規定による材料強度によって計算した当該部材の耐力の三分の二以下である場合にあってはＦＡとし、それ以外の場合にあってはＦＣとすること。

二　接合部の種別を、次の表に掲げる接合部の構造方法に応じて定めること。

	接合部の構造方法	接合部の種別
(一)	木材のめりこみにより破壊する接合部（接合部に木材のめりこみの材料強度に相当する応力が作用する場合において、当該接合部に割裂き、せん断等による破壊が生じないものに限る。）	ＪＡ

(二)	(一)に掲げるもの以外のもので、接合部に用いる鋼材及びボルト（以下この表において「鋼材等」という。）が建築物の架構が崩壊形に達する時に降伏する接合部又は接合する木材の厚さが当該接合に用いるボルトの径の十二倍以上である接合部（接合部の木材部分に繊維方向以外の方向の力が作用する場合にあっては、鋼材等の降伏時に木材部分に割裂き、せん断等による損傷が生じないものに限る。）	ＪＢ
(三)	(一)及び(二)に掲げるもの以外のもので、接合する木材の厚さが当該接合に用いるボルトの径の八倍以上である接合部（接合部の木材部分に繊維方向以外の方向の力が作用する場合にあっては、鋼材等の降伏時に木材部分に割裂き、せん断等による損傷が生じないものに限る。）	ＪＣ
(四)	(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの	ＪＤ

三　Dsを計算する階における柱及びはり並びに接合部の部材群としての種別は、次のイ及びロによって定めること。

イ　ＦＡ及びＦＣの種別の柱及びはりが存在する場合にあっては、ＦＣとすること。

ロ　種別の異なる接合部が存在する場合にあっては、最も低い種別（ＪＡが最も高く、ＪＤが最も低いもの

とした場合の種別をいう。）とすること。

四　各階のDsは、次の表の(い)欄に掲げる部材群としての種別及び同表の(ろ)欄から(に)欄までに掲げる架構の形式に応じ、次の表に従って定めた数値以上の数値とする。

	(い) 部材群としての種別	(ろ) 架構の形式		(は)	(に)
(一)	柱及びはりの部材群としての種別	接合部の部材群としての種別	剛接架構又はアーチ架構で筋かいを設けない構造とした場合		$\beta u \geqq 0.7$ の場合
(二)	FA	JA		○・二五	○・三	○・三五
		JB		○・三	○・三五	○・四
(三)		JC		○・三五	○・四	○・四五
(四)	柱及びはりの部材群としての種別がFCである場合又は接合部の部材群としての種別がJDである		(ろ)欄及び(に)欄に掲げる架構以外の架構の場合	○・四	○・四五	○・五

場合	この表において、βuは、筋かいの水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数値を表すものとする。				

2　柱及びはりの大部分が木造である階のうち、前項に規定する以外の階にあっては、当該階のDsは、〇・五以上の数値とする。ただし、第一ただし書の規定による場合にあっては、架構の性状及び架構の形式に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とすることができる。

架構の性状 ＼ 架構の形式	(い) (ろ)欄に掲げる架構以外の架構	(ろ) 各階に生ずる水平力の大部分を当該階の筋かいによって負担する形式の架構
(一) 架構を構成する部材に生ずる応力に対して割裂き、せん断破壊等の耐力が急激に低下する破壊が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	○・三五	○・三五
(二) (一)に掲げるもの以外のもので架構を構成	○・三五	○・四

	する部材に生ずる応力に対して割裂き、せん断破壊等の耐力が急激に低下する破壊が生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	
(三)	(一)及び(二)に掲げるもの以外のもので架構を構成する部材に塑性変形を生じさせる応力に対して当該部材に割裂き、せん断破壊等が生じないこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	○・四
(四)	(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの	○・四五

第三　柱及びはりの大部分が鉄骨造である階について Ds を算出する方法

柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、次に定める方法により Ds を算出するものとする。

一　筋かいの種別を、有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に従って定めること。

筋かいの種別	BA	BB	BC
有効細長比	$\lambda \leqq 495/\sqrt{F}$	$495/\sqrt{F} < \lambda \leqq 890/\sqrt{F}$ 又は $1980/\sqrt{F} \leqq \lambda$	$890\sqrt{F} < \lambda < 1980\sqrt{F}$

この表において、λ及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

λ　筋かいの有効細長比

F　平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

二　柱及びはりの種別を、次のイからハまでに掲げるところによって定めること。

イ　炭素鋼（平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度が一平方ミリメートルにつき二百五ニュートン以上、かつ、一平方ミリメートルにつき三百七十五ニュートン以下であるものに限る。）の場合にあっては、次の表の(い)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、幅厚比が同表の(ろ)欄に掲げる数値以下の数値となる種別とすること。

(い) 柱及びはりの区分	(ろ) 柱及びはりの種別

部材	断面形状	部位	FA	FB	FC	FD
柱	H形鋼	フランジ	$9.5\sqrt{235/F}$	$12\sqrt{235/F}$	$15.5\sqrt{235/F}$	FA、FB又はFCのいずれにも該当しない場合
		ウェブ	$43\sqrt{235/F}$	$45\sqrt{235/F}$	$48\sqrt{235/F}$	
	角形鋼管	—	$33\sqrt{235/F}$	$37\sqrt{235/F}$	$48\sqrt{235/F}$	
	円形鋼管	—	$50(235/F)$	$70(235/F)$	$100(235/F)$	
はり	H形鋼	フランジ	$9\sqrt{235/F}$	$11\sqrt{235/F}$	$15.5\sqrt{235/F}$	
		ウェブ	$60\sqrt{235/F}$	$65\sqrt{235/F}$	$71\sqrt{235/F}$	

この表において、Fは平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

ロ　ステンレス鋼の場合にあっては、次の表の(い)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、H形鋼にあっては同表の(ろ)欄に掲げる式によって計算した数値が一以下になる種別とし、角形鋼管及び丸形鋼管にあっては幅厚比が同欄に掲げる数値以下の数値となる種別とすること。

(い) 柱及びはりの区分	(ろ) 柱及びはりの種別			
	FA	FB	FC	FD
柱　H形鋼　二百三十五ニュートン級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{43}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/47$	$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/47$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/48$	FA、FB又はFCのいずれにも該当しない場合
柱　H形鋼　三百二十五ニュートン級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{31}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/41$	$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{38}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/41$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/41$	
柱　角形鋼管　二百三十五ニュートン級鋼	二五	二八	三四	
柱　角形鋼管　三百二十五ニュートン級鋼	二五	二八	三四	
柱　円形鋼管　二百三十五ニュートン級鋼	七二	八三	一一二	
柱　円形鋼管　三百二十五ニュートン級鋼	四四	五一	六八	
はり　H形鋼　二百三十五ニュートン級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{9}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{12}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{90}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{135}\right)^2$	

		及び $(d/t_w)/65$	及び $(d/t_w)/68$	及び $(d/t_w)/71$
	三百二十五ニュートン級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{9}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{47}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/58$	$\left(\frac{b/t_f}{12}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{66}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/58$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2+\left(\frac{d/t_w}{101}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/61$
角形鋼管	二百三十五ニュートン級鋼	三二	三八	五一
角形鋼管	三百二十五ニュートン級鋼	三二	三八	五一
円形鋼管	二百三十五ニュートン級鋼	七二	八八	一三二
円形鋼管	三百二十五ニュートン級鋼	四四	五三	八〇

この表において、b、d、t_f 及び t_w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

b　フランジの長さ（単位　ミリメートル）

d　ウェブの長さに両端のフランジの厚さを加えた数値（単位　ミリメートル）

t_f　フランジの厚さ（単位　ミリメートル）

t_w　ウェブの厚さ（単位　ミリメートル）

ハ　イ及びロに定めるほか、種別の異なる柱及びはりが接合されている場合における柱の種別は、当該柱及びはりの接合部において接合される部材（崩壊形（当該階の柱に接着するすべてのはりの端部に塑性ヒンジが形成されることその他の要因によって当該階が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。以下同じ。）が明確な場合にあっては、崩壊形に達する場合に塑性ヒンジが形成される部材に限る。）の種別のうち最も低い種別（ＦＡが最も高く、ＦＤが最も低いものとした場合の種別をいう。）を用いて定めるものとする。

三　Ds を計算する階における筋かい並びに柱及びはりの部材群としての種別は、次のイ及びロによって定めること。

イ　次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合する場合にあっては、当該階の部材の耐力の割合の数値に応じて次の表に従って定めること。

(1)　筋かい端部の接合部が昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第二第二号に適合すること。

(2)　柱及びはりの接合部が昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第二第三号に適合すること。

(3)　はりの横補剛が十分であって急激な耐力の低下のおそれがないこと。

部材の耐力の割合	部材群としての種別		
	A	B	C
	$\gamma_A \geqq 0.5$ かつ $\gamma_C \leqq 0.2$	$\gamma_C < 0.5$（部材群としての種別がAの場合を除く。）	$\gamma_C \geqq 0.5$

この表において、γ_A及びγ_Cは、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ_A　筋かいの部材群としての種別を定める場合にあっては種別ＢＡである筋かいの耐力の和をすべての筋かいの水平耐力の和で除した数値、柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあっては種別ＦＡである柱の耐力の和を種別ＦＤである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値

γ_C　筋かいの部材群としての種別を定める場合にあっては種別ＢＣである筋かいの耐力の和をすべての筋かいの水平耐力の和で除した数値、柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあっては種別ＦＣである柱の耐力の和を種別ＦＤである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値

ロ　イに該当しない場合又は部材の種別がＦＤである柱及びはりについて当該部材を取り除いた建築物の架構に局部崩壊が生ずる場合にあっては、柱及びはりの部材群としての種別はＤとしなければならない。

四　各階のDsは、前号の規定に従って求めた当該階の筋かい並びに柱及びはりの部材群としての種別に応じ

、次の表に掲げる数値以上の数値とすること。

筋かいの部材群としての種別		柱及びはりの部材群としての種別			
		A	B	C	D
A又は$\beta_u = 0$の場合		○・二五	○・三	○・三五	○・四
B	$\beta_u \leqq 0.3$の場合	○・二五	○・三	○・三五	○・四
	$0.3 < \beta_u \leqq 0.7$の場合	○・三	○・三	○・三五	○・四五
	$\beta_u > 0.7$の場合	○・三五	○・三五	○・四	○・五
C	$\beta_u \leqq 0.3$の場合	○・三	○・三	○・三五	○・四
	$0.3 < \beta_u \leqq 0.5$の場合	○・三五	○・三五	○・四	○・四五
	$\beta_u > 0.5$の場合	○・四	○・四	○・四五	○・五

この表において、βuは、筋かい（耐力壁を含む。）の水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数値を表すものとする。

第四　柱及びはりの大部分が鉄筋コンクリート造である階についてDsを算出する方法

柱及びはりの大部分が鉄筋コンクリート造である階にあっては、次に定める方法によりDsを算出するもの

とする。

一　柱及びはりの種別を、次の表の(い)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる数値に適合する場合の種別のうち最も低い種別（ＦＡが最も高く、ＦＤが最も低いものとした場合の種別をいう。以下同じ。）として定めること。ただし、種別の異なる柱及びはりが接合されている場合における柱の種別は、当該柱及びはりの接合部において接合される部材（崩壊形に達する場合に塑性ヒンジが形成される部材に限る。）の種別のうち最も低い種別を用いて定めるものとする。

(い) 柱及びはりの区分		(ろ) 柱及びはりの種別			
部材	条件	ＦＡ	ＦＢ	ＦＣ	ＦＤ
柱及びはり	破壊の形式	せん断破壊、付着割裂破壊及び圧縮破壊を生じないこと。			ＦＡ、ＦＢ又はＦＣのいずれにも該当しない場
柱	h_0/Dの数値	二・五以上	二・〇以上	—	
	σ_0/Fcの数値	〇・三五以下	〇・四五以下	〇・五五以下	
	p_tの数値	〇・八以下	一・〇以下	—	

	τ_u/Fcの数値				合
はり	τ_u/Fcの数値	〇・一以下	〇・一二五以下	〇・一五以下	
柱	h_0/Dの数値	〇・一五以下	〇・二以下	—	

一　この表において、h_0、D、σ_0、Fc、p_t及びτ_uは、それぞれ次の数値を表すものとする。

h_0　柱の内のり高さ（単位　センチメートル）

D　柱の幅（単位　センチメートル）

σ_0　Dsを算定しようとする階が崩壊形に達する場合の柱の断面に生ずる軸方向応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

p_t　引張り鉄筋比（単位　パーセント）

Fc　コンクリートの設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

τ_u　Dsを算定しようとする階が崩壊形に達する場合の柱又ははりの断面に生ずる平均せん断応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

二　柱の上端又は下端に接着するはりについて、崩壊形に達する場合に塑性ヒンジが生ずることが明らかな場合にあっては、表中のh_0/Dに替えて$2M/(Q\cdot D)$を用いることができるものとする。この場合において、Ｍは崩壊形に達する場合の当該柱の最大曲げモーメントを、Ｑは崩壊形に達する場合の当該柱の最大せん断力を表すものとする。

二　耐力壁の種別を、次の表の(い)欄に掲げる耐力壁の区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる数値に適合

する場合の種別のうち最も低い種別として定めること。

(い)		(ろ)			
耐力壁の区分		耐力壁の種別			
部材	条件	WA	WB	WC	WD
耐力壁	破壊の形式	せん断破壊を生じないこと。			
壁式構造以外の構造の耐力壁	τ_u/Fc の数値	○・二以下	○・二五以下	—	WA、WB又はWCのいずれにも該当しない場合
壁式構造の耐力壁	τ_u/Fc の数値	○・一以下	○・一二五以下	○・一五以下	

この表において、τ_u 及びFcは、それぞれ前号の表に規定する τ_u 及びFcの数値を表すものとする。

三　Dsを計算する階における柱及びはり並びに耐力壁の部材群としての種別を、当該階の部材の耐力の割合の数値に応じて次の表に従って定めること。ただし、部材の種別がFDである柱及びはり並びに部材の種別がWDである耐力壁について当該部材を取り除いた建築物の架構に局部崩壊が生ずる場合にあっては、部材群としての種別はそれぞれDとしなければならない。

	部材群としての種別		
	A	B	C

部材の耐力の割合	$\gamma_A \leqq 0.5$ かつ $\gamma_C \leqq 0.2$	$\gamma_C < 0.5$（部材群としての種別がAの場合を除く。）	$\gamma_C \leqq 0.5$

この表において、γ_A 及び γ_C は、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ_A　柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあっては種別FAである柱の耐力の和を種別FDである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあっては種別WAである耐力壁の耐力の和を種別WDである耐力壁を除くすべての耐力壁の水平耐力の和で除した数値

γ_C　柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあっては種別FCである柱の耐力の和を種別FDである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあっては種別WCである耐力壁の耐力の和を種別WDである耐力壁を除くすべての耐力壁の水平耐力の和で除した数値

四　各階のDsは、次のイからハまでのいずれかによって定める数値とすること。

イ　耐力壁を設けない剛節架構とした場合にあっては、前号の規定に従って求めた当該階の柱及びはりの部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

柱及びはりの部材群としての種別	Dsの数値

A	○・三
B	○・三五
C	○・四
D	○・四五

ロ　壁式構造とした場合にあっては、前号の規定に従って求めた当該階の耐力壁の部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

耐力壁の部材群としての種別	Ds の数値
A	○・四五
B	○・五
C	○・五五
D	○・五五

ハ　剛節架構と耐力壁を併用した場合にあっては、前号の規定に従って求めた当該階の柱及びはり並びに筋かいの部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

	柱及びはりの部材群としての種別			
	A	B	C	D
A	○・四五	○・五	○・五五	○・五五
B	○・五	○・五五	○・五五	○・五五
C	○・五五	○・五五	○・五五	○・五五
D	○・五五	○・五五	○・五五	○・五五

耐力壁の部材群としての種別			
A	B	C	D
$\beta_u \leqq 0.3$ の場合	○・三	○・三五	○・四	○・四五
$0.3 < \beta_u \leqq 0.7$ の場合	○・三五	○・四	○・四五	○・五
$\beta_u > 0.7$ の場合	○・四	○・四五	○・五	○・五五
$\beta_u \leqq 0.3$ の場合	○・三五	○・四	○・四	○・四五
$0.3 < \beta_u \leqq 0.7$ の場合	○・四	○・四五	○・四五	○・五
$\beta_u > 0.7$ の場合	○・四五	○・五	○・五	○・五五
$\beta_u \leqq 0.3$ の場合	○・三五	○・四	○・四	○・四五
$0.3 < \beta_u \leqq 0.7$ の場合	○・四	○・四五	○・四五	○・五
$\beta_u > 0.7$ の場合	○・四五	○・五	○・五	○・五五
$\beta_u \leqq 0.3$ の場合	○・四	○・四五	○・四五	○・五五
$0.3 < \beta_u \leqq 0.7$ の場合	○・四五	○・五	○・五	○・五五
$\beta_u > 0.7$ の場合	○・五	○・五五	○・五五	○・五五

この表において、β_uは、耐力壁（筋かいを含む。）の水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数値を表すものとする。

五　第一号の計算において各階の崩壊形を増分解析を用いて確認する場合にあっては、地上部分の各階について標準せん断力係数（令第八十八条に規定する地震力の計算時に用いる係数をいう。）の数値を漸増させ、これに応じた地震層せん断力係数に当該各階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）を乗じた数値を水平力として作用させるものとすること。この場合において、当該地震層せん断力係数を計算する場合に用いるAiは、令第八十八条第一項に規定するAiを用いなければならない。

第五　柱及びはりの大部分が鉄骨鉄筋コンクリート造である階についてDsを算出する方法

柱及びはりの大部分が鉄骨鉄筋コンクリート造である階にあっては、次に定める方法によりDsを算出するものとする。

一　柱の種別を、次の表の(い)欄に掲げる崩壊形に達する時に柱に生ずる力の条件に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる部材の破壊の状況に該当する種別として定めること。

(い)	(ろ)
崩壊形に達する時に柱に生ずる力の条件	柱の破壊の状況

		曲げ破壊	せん断破壊
$N/N_0 \leqq 0.3$ の場合	$sM_0/M_0 \geqq 0.4$ の場合	FA	FB
	$sM_0/M_0 < 0.4$ の場合	FB	FC
$0.3 < N/N_0 \leqq 0.4$ の場合	$sM_0/M_0 \geqq 0.4$ の場合	FB	FC
	$sM_0/M_0 < 0.4$ の場合	FC	FD
$N/N_0 > 0.4$ の場合		FD	FD

この表において、N、No、sM0及びM0は、それぞれ次の数値を表すものとする。

N　崩壊形に達する時に柱に生ずる圧縮力（単位　キロニュートン）

No　令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算した柱の圧縮耐力（単位　キロニュートン）

sM0　令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算した柱の鉄骨部分の曲げ耐力（単位　キロニュートンメートル）

M0　令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算した柱の曲げ耐力（単位　キロニュートンメートル）

二　耐力壁の種別は、崩壊形に達する時の当該耐力壁の破壊の状況がせん断破壊である場合にあってはWCと

し、せん断破壊以外の破壊である場合にあってはＷＡとすること。

三　Ｄｓを計算する階における柱及び耐力壁の部材群としての種別を、当該階の部材の耐力の割合の数値に応じて次の表に従って定めること。ただし、部材の種別がＦＤである柱について当該部材を取り除いた建築物の架構に局部崩壊が生ずる場合にあっては、部材群としての種別はＤとしなければならない。

部材の耐力の割合	部材群としての種別		
	Ａ	Ｂ	Ｃ
この表において、γ_A及びγ_Cは、それぞれ次の数値を表すものとする。 γ_A　柱の部材群としての種別を定める場合にあっては種別ＦＡである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあっては種別ＷＡである耐力壁の耐力の和をすべての耐力壁の水平耐力の和で除した数値 γ_C　柱の部材群としての種別を定める場合にあっては種別ＦＣである柱の耐力の和を種別ＦＤである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあっては種別ＷＣである耐力壁の耐力の和をすべての耐力壁の水平耐力の和で除した数値	$\gamma_A \geqq 0.5$かつ$\gamma_C \leqq 0.2$	$\gamma_C < 0.5$（部材群としての種別がＡの場合を除く。）	$\gamma_C \geqq 0.5$

四　各階のＤｓは、次のイからハまでのいずれかによって定める数値とすること。

イ　耐力壁を設けない剛節架構とした場合にあっては、前号の規定に従って求めた当該階の柱及びはりの部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

柱及びはりの部材群としての種別	Ｄｓの数値
Ａ	○・二五
Ｂ	○・三
Ｃ	○・三五
Ｄ	○・四

ロ　壁式構造とした場合にあっては、前号の規定に従って求めた当該階の耐力壁の部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

耐力壁の部材群としての種別	Ｄｓの数値
Ａ	○・四
Ｂ	○・四五
Ｃ	○・五
Ｄ	○・五

ハ　剛節架構と耐力壁を併用した場合にあっては、前号の規定に従って求めた当該階の柱及びはり並びに筋かいの部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

耐力壁の部材群としての種別		柱及びはりの部材群としての種別			
		A	B	C	D
A	$\beta_u \leqq 0.3$ の場合	○・二五	○・三	○・三五	○・四
	$0.3 < \beta_u \leqq 0.7$ の場合	○・三	○・三五	○・四	○・四五
	$\beta_u > 0.7$ の場合	○・三五	○・四	○・四	○・五
B	$\beta_u \leqq 0.3$ の場合	○・三	○・三	○・三五	○・四
	$0.3 < \beta_u \leqq 0.7$ の場合	○・三五	○・三五	○・四	○・四五
	$\beta_u > 0.7$ の場合	○・四	○・四	○・四五	○・五
C	$\beta_u \leqq 0.3$ の場合	○・三	○・三	○・三五	○・四
	$0.3 < \beta_u \leqq 0.7$ の場合	○・三五	○・四	○・四	○・四五
	$\beta_u > 0.7$ の場合	○・四五	○・四五	○・四五	○・五
D	$\beta_u \leqq 0.3$ の場合	○・三五	○・三五	○・四	○・四

	$0.3 < \beta_u \leqq 0.7$ の場合	○・四	○・四五	○・四五
	$\beta_u > 0.7$ の場合	○・五	○・五	○・五

この表において、β_uは、耐力壁（筋かいを含む。）の水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数値を表すものとする。

五　第四第五号の規定によること。

第六　その他の階についてDsを算出する方法

第二から第五までに掲げる階以外の階にあっては、次の表の数値以上の数値を用いるものとする。

架構の性状 ＼ 架構の形式			
	(い)	(ろ)	(は)
(一) 架構を構成する部材に生ずる応力に対してせん断破壊等耐力が急激に低下する破	○・三	○・三五	○・四

(い)　剛節架構又は(ろ)欄及び(は)欄に掲げるもの以外のもの
これに類する形式の架構

(は)　各階に生ずる水平力の大部分を当該階の耐力壁又は筋かいによって負担する形式の架構

			壊が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの
(二)	○・三五	○・四	○・四五	(一)に掲げるもの以外のもので架構を構成する部材に生ずる応力に対してせん断破壊等耐力が急激に低下する破壊が生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの
(三)	○・四	○・四五	○・五	(一)及び(二)に掲げるもの以外のもので架構を構成する部材に塑性変形を生じさせる応力に対して当該部材にせん断破壊等が生じないこと等のため、耐力が急激に低下しないもの
(四)	○・四五	○・五	○・五五	(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行告示
Ｚの数値、Ｒｔ及びＡｉを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準を定める件	Ｚの数値、Ｒｔ及びＡｉを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準を定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十八条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、Ｚの数値、Ｒｔ及びＡｉを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準をそれぞれ次のように定める。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十八条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、Ｚの数値、Ｒｔ及びＡｉを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準をそれぞれ次のように定める。
第一　（略）	第一　（略）
第二　Ｒｔを算出する方法	第二　Ｒｔを算出する方法
Ｒｔは、次の表の式によって算出するものとする。ただし、特別の調査又は研究の結果に基づき、地震時における基礎及び基礎ぐいの変形が生じないものとして初期剛性を用いて算出した建築物の振動特性を表す数値が同表の式によって算出した数値を下回ることが確かめられた場合においては、当該調査又は研究の結果に基づく数値（この数値が同表の式によって算出した数値に四分の三を乗じた数値に満たないときは、当該数値）まで減じたものとすることができる。	Ｒｔは、次の表の式によって算出するものとする。ただし、特別の調査又は研究の結果に基づき建築物の振動特性を表す数値が同表の式によって算出した数値を下回ることが確かめられた場合においては、当該調査又は研究の結果に基づく数値（この数値が同表の式によって算出した数値に四分の三を乗じた数値に満たないときは、当該数値）まで減じたものとすることができる。
（表　略）	（表　略）
第三　Ａｉを算出する方法	第三　Ａｉを算出する方法
Ａｉは、次の式によって算出するものとする。ただし、地震時における基礎及び基礎ぐいの変形が生じないものとして初期剛性を用いて算出した建築物の振動特性についての特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。	Ａｉは、次の式によって算出するものとする。ただし、建築物の振動特性についての特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。
（式　略）	（式　略）
第四　（略）	第四　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分（以下「プレストレストコンクリート造の建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次の第一から第十三までのように定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第二十に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第二十一にそれぞれ指定し、並びに同令第八十一条第三項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十四及び第十八に適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十四、第十五及び第十六第一号並びに第十八に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十四、第十五及び第十六第二号並びに第十八に適合する場合、又は第十四、第十五及び第十七並びに第十八に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十九に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

（削る。）

第一　（略）

第二　緊張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手

一　緊張材の端部は、定着装置によって固定し、緊張材の引張り力を有効に保持しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、定着装置の設置を省略することができる。

イ　緊張材をコンクリート又はグラウトとの付着によって定着する場合

ロ　（略）

ハ　プレテンション法による場合で、載荷試験等の結果により安全であることが確かめられた場合

二　緊張材の接合は、接合具によって行い、当該緊張材の引張り力を有効に保持しなければならない。

三　（略）

第三　グラウト

現行告示

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次の第一から第十三までのように定め、併せて、令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の構造計算が次の第十四から第十九までに適合する場合においては、当該構造計算は、令第三章第八節第一款の二、第三款及び第四款に規定する構造計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとする。

第一　緊張材の品質

緊張材は、日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｇ三五三六―一九八八（ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線）もしくはＪＩＳ　Ｇ三一〇九―一九八八（ＰＣ鋼棒）に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

第二　（略）

第三　緊張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手

一　緊張材の端部は、定着装置によって固定し、緊張材の引っ張り力を有効に保持しなければならない。ただし、次のイからハまでの一に該当する場合にあっては、定着装置の設置を省略することができる。

イ　緊張材の一端をコンクリート又はグラウトとの付着によって定着する場合

ロ　（略）

ハ　プレテンション法による場合で、載荷試験等の結果により安全であると認められるとき

二　緊張材の接合は、接合具によって行い、当該緊張材の引っ張り力を有効に保持しなければならない。

三　（略）

第四　緊張材の防錆及びグラウト

ポストテンション法による場合にあつては、次のいずれかに該当する場合を除き、緊張材と緊張材配置孔との間に、緊張材と緊張材配置孔との付着が良好なグラウトで充填されなければならない。この場合において、当該グラウトは、緊張材の防錆に有効であり、かつ、高温下においても付着力の著しい低下のないものとしなければならない。

イ　耐力壁以外の壁、床又は小ばりをプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆材で被覆された緊張材を配置し、コンクリートを打ち込む場合

ロ　柱、はり又は耐力壁にあらかじめ有効な防錆材で被覆された付着のない緊張材を配置する場合（付着が良好な鉄筋又は緊張材との併用その他当該緊張材が破断した場合に柱、はり又は耐力壁の崩壊を防止するための有効な措置が講じられ、かつ、第十九に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合に限る。）

ニ

第四　コンクリートの強度

一　プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千百二号第一の規定に適合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレテンション法によるときにあっては一平方ミリメートルにつき三十五ニュートン以上、ポストテンション法によるときにあっては一平方ミリメートルにつき三十ニュートン（プレストレスト鉄筋コンクリート造（緊張材及び鉄筋を併用したプレストレストコンクリート造をいう。）にあっては一平方ミリメートルにつき二十一ニュートン）以上としなければならない。

ポストテンション法による場合にあつては、緊張材と緊張材配置孔との間に、緊張材の防錆に有効であり、かつ、緊張材と緊張材配置孔との付着が良好なグラウトを注入しなければならない。ただし、耐力壁以外の壁、床又は小ばりをプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆材で被覆された緊張材を配置し、コンクリートを打ち込むときにあつては、この限りでない。

第五　コンクリートの強度

一　プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千百二号第一の規定に適合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレテンション法によるときにあっては一平方センチメートルにつき三百五十キログラム以上、ポストテンション法によるときにあっては一平方センチメートルにつき三百キログラム（構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられたときにあっては、二百十キログラム）以上としなければならない。

二・三　（略）

第五　（略）

第六　プレストレスの導入

プレストレスの導入は、プレストレスを受ける部分のコンクリートの強度が、次の各号に規定する強度に達するまでに行ってはならない。この場合において、当該コンクリートの強度を求めるときは、昭和五十六年建設省告示第千百二号第二第一号に掲げる強度試験によるものとする。

一　（略）

二　プレテンション法にあっては一平方ミリメートルにつき三十ニュートン、ポストテンション法にあっては一平方ミリメートルにつき二十ニュートン

第七　（略）

第八　柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱は、次の各号に定める構造としなければならない。

一　主筋は、四本以上とすること。

二　主筋は、帯筋と緊結すること。

三　（略）

四　帯筋比（柱の軸を含むコンクリートの断面の面積に対する帯筋の断面積の和の割合として昭和五十六年建設省告示第千百六号に定める方法により算出した数値をいう。）は、〇・二パーセント以上とすること。

五　（略）

六　（略）

七　（略）

二・三　（略）

第六　（略）

第七　プレストレスの導入

プレストレスの導入は、プレストレスを受ける部分のコンクリートの強度が、次のイ及びロに規定する強度に達するまでに行ってはならない。この場合において、当該コンクリートの強度を求めるときは、昭和五十六年建設省告示第千百二号第二第一号に掲げるＪＩＳによる強度試験によるものとする。

イ　（略）

ロ　プレテンション法にあっては一平方センチメートルにつき三百キログラム、ポストテンション法にあっては一平方センチメートルにつき二百キログラム

第八　（略）

第九　柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱は、次のイからへまでに定める構造としなければならない。ただし、構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ　主筋は、四本以上とし、帯筋と緊結すること。

ロ　（略）

ハ　帯筋比は〇・二パーセント以上とすること。

ニ　（略）

ホ　（略）

ヘ　（略）

第九　床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版は、次に定める構造計算によって振動又は変形による使用上の支障が起こらないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

一　厚さは、八センチメートル以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの四十分の一以上とすること。

二　最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔は、短辺方向において二十センチメートル以下、長辺方向において三十センチメートル以下で、かつ床版の厚さの三倍以下とすること。

2　前項の床版のうちプレキャストプレストレスコンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一　周囲のはり等との接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとすること。

二　二以上の部材を組み合わせるものにあっては、これらの部材相互を緊結すること。

第十　はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとして、これにあばら筋をはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなければならない。

第十一　耐力壁

耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

一　厚さは、十二センチメートル以上とすること。

二　開口部周囲に径十二ミリメートル以上の補強筋を配置すること。

三　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める間隔により径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に配置すること。

イ　地階を除く階数が一の建築物　三十五センチメートル（複配筋として配置する場合においては、五十センチメートル）以下の間隔

ロ　イ以外の建築物　三十センチメートル（複配筋として配置する場合においては、四十五センチメートル）以下の間隔

四　周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとすること。

2　壁式構造の耐力壁については、令第七十八条の二第二項の規定を準用する。

第十二　緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

一　緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあっては五センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては六センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあっては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としなければならない。ただし、次のいずれかに定める基準に適合する場合にあっては、この限りでない。

イ　交換可能な部材で、単一鋼線、二本より線その他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合で当該かぶり厚さを二センチメートル以上とした場合

ロ　プレキャストコンクリートで造られた部材に緊張材を配置する構造で次に掲げる基準に適合している場合。ただし、(1)から(3)の規定は、当該基

第十　床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版の構造については、令第七十七条の二の規定を準用する。

第十一　はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとして、これにあばら筋をはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなければならない。ただし、プレキャストプレストレスコンクリートで造られたはりで、二以上の部材を組み合わせるものの接合部については、構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第十二　耐力壁

耐力壁の構造については、令第七十八条の二の規定を準用する。

第十三　緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

一　緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあっては五センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては六センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあっては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としなければならない。ただし、交換可能な部材で、単一鋼線、二本より線その他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合にあっては、二センチメートル以上とすることができる。

準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられた場合は、この限りでない。

(1) プレキャストコンクリートに用いるコンクリートの設計基準強度が、プレテンション法によるときにあっては一平方ミリメートルにつき三十五ニュートン以上、ポストテンション法によるときにあっては一平方ミリメートルにつき三十ニュートン以上であること。

(2) プレキャストコンクリートに用いるコンクリートに使用するセメントの品質をＪＩＳ　Ｒ五二一〇（ポルトランドセメント）―二〇〇三に適合するものとし、単位セメント量が一立方メートルにつき三百キログラム以上であること。

(3) 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。

(4) 緊張材に対するかぶり厚さが次に定める基準に適合していること。

(i) 耐力壁以外の壁又は床にあっては、二・五センチメートル以上であること。

(ii) 緊張材に対するコンクリートの付着割裂について次に定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられた場合においては、耐力壁、柱又ははりにあっては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては五センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあっては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上とすることができる。

(一) 第十四第二号及び第十六第二号又は第十七第一号から第三号に定める構造計算

(二) 第十九に定める構造計算

(三) 法第二十条第一号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構

造方法

ハ 平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の規定を準用してコンクリート以外の材料を用いて緊張材に対するかぶり厚さを確保した場合

この場合において、第五号中「令第七十九条第一項（令第百三十九条から令第百四十二条までの規定において準用する場合を含む。）又は令第七十九条の三第一項（令第百三十九条から令第百四十一条までの規定において準用する場合を含む。）」とあるのは「平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項第一号本文」と読み替えるものとする。

二 （略）

第十三　圧着接合

一以上のプレキャストコンクリート部材をプレストレスによって圧着接合し、かつ、当該圧着接合した部分の性能が圧着接合する以前の部材と同等以上の性能を有する一体の柱、はり若しくは耐力壁とした場合にあっては、柱にあっては第八の第一号、第二号、第六号及び第七号の規定を、はりにあっては第十の規定（複筋ばりの部分に限る。）を、耐力壁にあっては第十一第一項第三号、第四号の規定をそれぞれ適用しない。

第十四　応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算しなければならない。

二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については、次に定める構造計算を行わなければならない。

イ 令第八十二条第二号の表に掲げる長期に生ずる力とプレストレスにより生ずる力とを組み合わせた長期に生ずる力によって部材の断面に生ずる長期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

二 （略）

第十四　応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算しなければならない。

二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については、次のイからハまでに定める構造計算を行わなければならない。

イ 令第八十二条第二号の表に掲げる長期の応力とプレストレスによる応力とを組み合わせた長期の応力によって部材の断面に生ずる長期の応力度が、第十八の規定による長期の応力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

ロ　プレストレス導入時に部材の断面に生ずる応力に対して安全上支障がないことを確かめること。

ハ　破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各応力の合計の数値以上であることを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態		令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合
常時	一般の場合	$1.2G+2P$
		$1.7(G+P)$
積雪時		$G+P+1.4S$
暴風時		$G+P+1.6W$
		$G+P+0.35S+1.6W$
地震時		$G+P+0.35S+1.5K$

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を表すものとする。

ニ　建築物の部分に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合以外の場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないことを平成十二年建設省告示第千四百五十九号第二に定める構造計算によって確かめること。この場合において、同告示第二第二号に規定する変形増大係数は次表に掲げるものを用いるものとし、固定荷重及び積載荷重からプレストレスによる吊り上げ荷重分を引いて計算するものとする。

建築物の部分	条件式	変形増大係数
はり	$\frac{D}{l} \geqq \frac{1}{18-8\sqrt{1-\lambda}}$	$8-4\lambda^2$
床版（片持ち以外の場合）	$\frac{t}{l_x} \geqq \frac{1}{40-10\sqrt{1-\lambda}}$	$16-8\lambda^2$
床版（片持ちの場合）	$\frac{t}{l_x} \geqq \frac{1}{15-5\sqrt{1-\lambda}}$	

この表において、D、l、t、l_x及びλは、それぞれ以下の数値を表すものとする。

D　はりのせい（単位　ミリメートル）

l　はりの有効長さ（単位　ミリメートル）

t　床版の厚さ（単位　ミリメートル）

l_x　床版の短辺方向の有効長さ（単位　ミリメートル）

λ　部材の曲げ強度に及ぼすPC鋼材の寄与率として次式により計算した数値

$$\lambda = \frac{M_p}{M_p + M_r}$$

この式において、M_p及びM_rは、それぞれ次の数値を表すものとする。

M_p　令第三章第八節第四款に定める材料強度に基づく緊張材による曲げ強度

M_r　令第三章第八節第四款に定める材料強度に基づく鉄筋による曲げ強度

三　プレストレストコンクリート造以外の構造部分については、令第八十二条第二号から第四号に定める構造計算を行わなければならない。

ロ　プレストレス導入時に部材の断面に生ずる応力に対して安全上支障がないことを確かめること。

ハ　破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各応力の合計の数値以上であることを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態		令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合
常時	一般の場合	$1.2G+2P$
		$1.7(G+P)$
積雪時		$G+P+1.5S$
暴風時		$G+P+1.5W$
		$G+P+S+1.5W$
地震時		$G+P+1.5K$

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる応力を表すものとする。

三　プレストレストコンクリート造以外の構造部分については、令第八十二条第二号及び第三号に定める構造計算を行わなければならない。

（削る。）

第十五　層間変形角

次の各号に掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするに当たっては、第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

一　プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイ及びロに該当するもの

イ　（略）

ロ　地上部分の各階の耐力壁（平成十九年国土交通省告示第〇〇号第一第三号イ(1)に規定する開口周比が〇・四以下であるものに限る。以下この号において同じ。）並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

$$\Sigma 2.5A_w + \Sigma 0.7A_c \geqq ZWA_i\beta$$

この式において、A_w、A_c、Z、W、A_i及びβは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_w　当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位　平方ミリメートル）

A_c　当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位　平方ミリメートル）

Z　令第八十八条第一項に規定するZの数値

W　令第八十八条第一項に規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、さらに積雪荷重を加えるものとする。）（単位　ニュートン）

A_i　令第八十八条第一項に規定する当該階に係るA_iの数値

β　コンクリートの設計基準強度による低減係数として、設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあっては一・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあっては十八を使用するコンクリートの設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）で除した数値の平方根の数値（当該数値が二分の一の平方根の数値未満のときは、二分の一の平方根の数値）

二　プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一以上とを併用する建築物（前号に掲げる建築物を除く。）で、次のイ及びロに該当するもの

イ　平成十九年国土交通省告示第〇〇号第三号イから二までに該当するもの

ロ　プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コン

四　必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめなければならない。

第十五　層間変形角

次のイ及びロに掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするにあたっては、第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

イ　プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)　（略）

(2)　地上部分の各階の耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては、同式中「7」とあるのは「10」とする。

$$\Sigma 25A_w + \Sigma 7A_c \geq ZWA_i$$

この式において、A_w、A_c、Z、W及びA_iは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_w　当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位　平方センチメートル）

A_c　当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位　平方センチメートル）

Z　令第八十八条第一項に規定するZの数値

W　令第八十八条第一項に規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、さらに積雪荷重を加えるものとする。）（単位　キログラム）

A_i　令第八十八条第一項に規定する当該階に係るA_iの数値

ロ　プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一以上とを併用する建築物（前号に掲げる建築物を除く。）で、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)　昭和五十五年建設省告示第千七百九十号第六号イから二までに該当するもの

(2)　プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コ

クリート造の構造部分を有する階が前号ロに適合するもの

第十六　剛性率、偏心率等

一　第十五各号に掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のものの構造計算をするにあたっては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイ及びロに定めるところによらなければならない。

イ　各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の六第二号イ及びロに定める構造計算を行うこと。

ロ　昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、「プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」と読み替えるものとする。ただし、実験によって耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、若しくは十分な靭性をもつことが確かめられた場合又はプレストレストコンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物について昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第二各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

二　前号の規定は、建築物の地上部分について第十七第一号から第三号に定める構造計算を行った場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若しくははりにプレストレストコンクリート造の構造部分を有する建築物の地上部分について次のイ及びロに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。

イ　構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に

ンクリート造の構造部分を有する階がイ(2)に適合するもの

第十六　剛性率、偏心率等

一　第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のものの構造計算をするにあたっては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイ及びロに定めるところによらなければならない。

イ　各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の三第一号及び第二号に定める構造計算を行うこと。

ロ　昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、「プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」とする。ただし、実験によって耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、若しくは十分な靭性をもつことが確かめられた場合又はプレストレストコンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物について昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第二各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

二　前号の規定は、建築物の地上部分について第十七イからハまでに定める構造計算を行った場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若しくははりにプレストレストコンクリート造の構造部分を有する建築物の地上部分について次のイ及びロに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。

イ　構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に

掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合
$G+P+1.5FesK$	$G+P+0.35S+1.5FesK$

この表において、G、P、K及びSはそれぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を、*Fes*は令第八十二条の三第二号に掲げる数値（軸方向力を計算する場合にあっては、一・〇）を表すものとする。

ロ　構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の力に対してせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。

第十七　保有水平耐力

第十五各号に掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超えるものの構造計算をするに当たっては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。

二　地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の三第二号の規定によって計算すること。

三　第一号の規定によって計算した保有水平耐力が、前号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること

第十八　屋根ふき材等の構造計算

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、平成十二年建設省告示第千四百五十八号に定める構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

（削る。）

掲げる組合せによる各応力の合計の数値以上であることを確かめること。

一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合
$G+P+1.5FesK$	$G+P+S+1.5FesK$

この表において、G、P、K及びSはそれぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる応力を、*Fes*は令第八十二条の四第二号に掲げる数値（軸方向応力を計算する場合にあっては、一・〇）を表すものとする。

ロ　構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の応力に対してせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。

第十七　保有水平耐力

第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超えるものの構造計算をするに当たっては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイからハに定めるところによらなければならない。

イ　第十九に規定する材料強度によって各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。

ロ　地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の四第二号の規定によって計算すること。

ハ　イの規定によって計算した保有水平耐力が、ロの規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

第十八　許容応力度

一　緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

（表　略）

二　緊張材以外の材料の許容応力度は、令第三章第八節第三款の規定によらなければならない。この場合において、コンクリートの設計基準強度は、一平方センチメートルにつき五百四十キログラム（プレキャストコンクリートにあっては、六百三十キログラム）を上限とする。

第十九　材料強度

一　緊張材の材料強度は、第十八第一号に規定する降伏点応力度の数値によらなければならない。

二　緊張材以外の材料の材料強度は、令第三章第八節第四款の規定によらなければならない。この場合において、コンクリートの設計基準強度は、一平方センチメートルにつき五百四十キログラム（プレキャストコンクリートにあっては、六百三十キログラム）を上限とする。

（削る。）

第十九　限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

一　地震時を除き、第十四（地震に係る部分及び第二号ハを除く。）に定めるところによるとともに、令第八十二条第二号の表（地震に係る部分を除く。）に掲げる短期に生ずる力とプレストレスにより生ずる力とを組み合わせた短期に生ずる力によって部材の断面に生ずる短期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

二　積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を第十四第二号ハの表に掲げる式によって計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ令第三章第八節第四款の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。

三　地震による加速度によって建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによって計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。）を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造上耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）を超えないことを確かめること。

イ　各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位（以下この号において「損傷限界変位」という。）を計算すること。

ロ　建築物のいずれかの階において、イによって計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期（以下この号及び第六号において「損傷限界固有周期」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第三に定める方法によって計算すること。

ハ　地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に応じて令第八十二条の五第三号ハの表に掲げる式によって計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

ニ　各階が、ハによって計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を計算すること。

四　令第八十八条第四項に規定する地震力により建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度を令第八十二条第一号及び第二号の規定によって計算し、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

五　地震による加速度によって建築物の各階に作用する地震力を次に定めると

ころによって計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。

イ　各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位（以下この号において「安全限界変位」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第六に定める方法によって計算すること。

ロ　建築物のいずれかの階において、イによって計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期（以下この号において「安全限界固有周期」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第七に定める方法によって計算すること。

ハ　地震により建築物の各階に作用する地震力を、安全限界固有周期に応じて令第八十二条の五第五号ハの表に掲げる式（B_{si}は、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第八に定める方法によって算出したものとする。この場合において、部材の構造形式に応じた減衰特性を表す係数は、次式によるものとする。）によって計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$$\gamma_i = 0.06 + 0.194\sqrt{1-\lambda_i}$$

この式において、λ_iは第十四第二号の表に規定するλ_iの数値を表すものとする。

六　屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号ニの規定によって計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によって計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一に定める構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

第二十　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一、第三から第七まで及び第十二に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第二十一　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第十四、第十五及び第十六第二号並びに第十八に定める構造計算を行った場合又は第十四、第十五及び第十七並びに第十八に定める構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、次に定める技術的基準を指定する。

一　第八、第九第二項及び第十（プレキャストプレストレストコンクリートで造られたはりで、二以上の部材を組み合わせるものの接合部に限る。）並びに第十一第三号

二　前号に規定するほか、柱及びはりについて当該柱及びはりを剛接合した場合にあっては、次のイからハまでに定める技術的基準

イ　柱　第八第一号、第二号、第六号及び第七号

ロ　はり　第十（複筋ばりの部分に限る。）

ハ　耐力壁　第十一第一項第三号及び第四号

（傍線部分は改正部分）

改正案

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十八条第三項の規定に基づき、免震建築物の基礎の構造方法を第三に、及び同令第八十条の二第二号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第四に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、免震建築物の耐久性等関係規定を第五に指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算を第六のように定める。

第一　（略）

第二　免震建築物（高さが六十メートルを超える建築物を除く。）の構造方法は次の各号（法第二十条第二号及び第三号に掲げる建築物にあっては、第二号又は第三号）のいずれかに、高さが六十メートルを超える免震建築物の構造方法は第三号に該当するものとしなければならない。

一　（略）

二　令第三十六条第二項第三号に規定する耐久性等関係規定（以下単に「耐久性等関係規定」という。）に適合し、かつ、第六に規定する構造計算によって安全性が確認された構造方法

三　耐久性等関係規定に適合し、かつ、法第二十条第一号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法

2　（略）

第三・第四　（略）

第五　令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第四第一号イ、ロ及びハ(1)、第四号、第五号並びに第七号から第九号（第六に規定する構造計算を行う場合にあっては、更に第三第二号並びに第四第一号ハ(3)及び第三号ハの規定を含むものとする。）に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第六　令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

2　（略）

3　上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物である免震建築物において、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上部構造の最下階における地震層せん断力係数が〇・二以下の数値となっている場合にあっては、第一号から第三号まで、第六号及び第七号の規定については、適用しない。

一～七　（略）

4～9　（略）

現行告示

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十八条第三項の規定に基づき、免震建築物の基礎の構造方法を第三に、及び同令第八十条の二第二号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第四に定め、同令第三十六条第二項の規定に基づき、免震建築物の耐久性等関係規定を第五に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全さを確かめることのできる構造計算を第六のように定める。

第一　（略）

第二　免震建築物（高さが六十メートルを超える建築物を除く。）の構造方法は次の各号（法第二十条第二号に掲げる建築物にあっては、第二号又は第三号）のいずれかに、高さが六十メートルを超える免震建築物の構造方法は第三号に該当するものとしなければならない。

一　（略）

二　令第三十六条第二項第二号に規定する耐久性等関係規定（以下単に「耐久性等関係規定」という。）に適合し、かつ、第六に規定する構造計算によって安全性が確認された構造方法

三　耐久性等関係規定に適合し、かつ、令第八十一条の二の規定により建設大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた構造方法

2　（略）

第三・第四　（略）

第五　第四に定める免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち、耐久性等関係規定として指定する基準は、第四第一号イ、ロ及びハ(1)、第四号、第五号並びに第七号から第九号（第六に規定する構造計算を行う場合にあっては、更に第三第二号並びに第四第一号ハ(3)及び第三号ハの規定を含むものとする。）とする。

第六　令第八十一条第一項第二号に規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全さを確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

2　（略）

3　上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、法第二十条第二号に掲げる建築物以外の免震建築物において、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上部構造の最下階における地震層せん断力係数が〇・二以下の数値となっている場合にあっては、第一号から第三号まで、第六号及び第七号の規定については、適用しない。

一～七　（略）

4～9　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行告示
壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三に指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算が、第八から第十二までに適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算が、次の第八から第十二までに適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと認める。
第一～第十一　（略）	第一～第十一　（略）
第十二　その他の計算 令第八十二条及び第八十二条の四に定める計算を行うこと。	第十二　その他の計算 令第八十二条及び第八十二条の五に定める計算を行うこと。
第十三　耐久性等関係規定の指定 令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。	第十三　耐久性等関係規定の指定 第二第一号及び第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行告示
構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版（平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）。以下同じ。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に、同条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第五にそれぞれ指定する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版（平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）。以下同じ。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。
第一　床版及び屋根版 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならない。	第一　床版及び屋根版 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならない。ただし、当該建築物について、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。）又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。）（

一　（略）

二　鋼板は、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

ハ　鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。

(1)　日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｇ三三五二（デッキプレート）―二〇〇三に適合する形状とすること。

(2)～(5)　（略）

(6)　単位幅は、二百五ミリメートル以下とすること。

(7)　（略）

ニ・ホ　（略）

三　鋼板に打込むコンクリートは、建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十二条及び令第七十四条から令第七十六条までの規定を準用するほか、次に定めるところによること。この場合において、令第七十二条第二号の規定中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「鉄筋、溶接金網又は頭付きスタッド等（以下この号において「鉄筋等」という。）相互間並びに鉄筋等とせき板及び鋼板」と読み替えるものとする。

イ～ハ　（略）

第二　接合

構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

以下「許容応力度等計算等」という。）によって安全性が確かめられた場合は、第二号ロ及びホ並びに第三号（イ及びハ(1)を除く。）の規定を除き、適用しない。

一　（略）

二　鋼板は、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

ハ　鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。

(1)　日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｇ三三五二（デッキプレート）―一九七九に適合する形状とすること。

(2)～(5)　（略）

(6)　みぞピッチは、二百五ミリメートル以下とすること。

(7)　（略）

ニ・ホ　（略）

三　鋼板に打込むコンクリートは、令第七十二条及び令第七十四条から令第七十六条までの規定を準用するほか、次に定めるところによること。この場合において、令第七十二条第二号の規定中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「鉄筋、溶接金網又は頭付きスタッド等（以下この号において「鉄筋等」という。）相互間並びに鉄筋等とせき板及び鋼板」と読み替えるものとする。

イ～ハ　（略）

第二　接合

構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

一　鉄骨その他の鋼材との接合　次に定めるところによらなければならない。

イ　鋼板の端部において接合すること。

ロ・ハ　（略）

二　（略）

第三　（略）

第四　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一第二号ロ及び第三号（イ及びハ(1)を除く。）並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第五　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一第一号、第二号イ、ハ及び三並びに第三号イ及びハ(1)並びに第二第一号イ及びハ(1)（令第六十八条第四項の規定の準用に係る部分に限る。）に定める技術的基準を指定する。

一　鉄骨その他の鋼材との接合　次に定めるところによらなければならない。

イ　鋼板の端部において接合すること。ただし、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

ロ・ハ　（略）

二　（略）

第三　（略）

第四　耐久性等関係規定の指定

第一第二号ロ及び第三号（イ及びハ(1)を除く。）並びに第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

平成十三年国土交通省告示第千二十六号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十に、それぞれ指定する。

第一　適用の範囲等

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第三章第六節に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

一～四　（略）

第二　コンクリート及びモルタルの強度

一　（略）

（削る。）

二　（略）

第三・第四　（略）

第五　床版及び屋根版の構造

構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり（最下階の床版にあっては、基礎ばり）に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。

第六　耐力壁

一　（略）

二　各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それぞれの方向につき、その階の床面積で除した数値（以下「壁量」という。）は、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては表二）に掲げる数値以上としなければならない。

現行告示

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。

第一　適用の範囲等

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第三章第六節に定めるところによるほか、次に定めるところによる。ただし、第二号及び第三号の規定は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用しない。

一～四　（略）

第二　コンクリート及びモルタルの強度

一　（略）

二　前項の規定は、軽量骨材を使用する場合であって、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用しない。

三　（略）

第三・第四　（略）

第五　床版及び屋根版の構造

構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり（最下階の床版にあっては、基礎ばり）に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第六　耐力壁

一　（略）

二　各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それぞれの方向につき、その階の床面積で除した数値（以下「壁量」という。）は、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては表二）に掲げる数値以上としなければならない。ただし

（表一・表二　略）

三～五　（略）

第七　壁ばりの構造

壁ばりは、次に定める構造としなければならない。

一　壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

（表一・表二　略）

三～五　（略）

第七　壁ばりの構造

壁ばりは、次に定める構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合については第一号の規定を、令第八十二条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が、同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合については第二号及び第三号の規定をそれぞれ適用しない。

一～四　（略）

第八　（略）

第九　耐久性等関係規定の指定

第二第一号及び第三で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

一～四　（略）

第八　（略）

第九　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一第二号及び第三号（令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内である場合に限る。）、第二第一号（軽量骨材を使用する場合であって、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内である場合に限る。）、第五、第六第二号（令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内である場合に限る。）並びに第七第一号から第三号までに定める技術的基準を指定する。

平成十三年国土交通省告示第千五百四十号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行告示
枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）又は木質プレハブ工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに、同令第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。）、木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。以下同じ。）、木質断熱複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。）及び木質接着複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）並びに第二第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二第三号に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）又は木質プレハブ工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに、同令第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。）、木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。以下同じ。）、木質断熱複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。）及び木質接着複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）並びに第二第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二第三号に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定する。
第一　（略）	第一　（略）
第二　材料	第二　材料
一　構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。	一　構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	規格

第三　土台		
二～四　（略）		
（略）	（略）	（略）
（一）	土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、同規格第六条に規定するＭＳＲ製材の規格、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一号）に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格
（略）	（略）	（略）

第三　土台		
二～四　（略）		
（略）	（略）	（略）
（一）	土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一号）に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百二号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格
（略）	（略）	（略）

一　（略）

二　土台は、次に定めるところにより、基礎に径十二ミリメートル以上で長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力を有するアンカーボルトで緊結しなければならない。

イ　（略）

ロ　地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトは、イに定める部分のほか、一階の床に達する開口部の両端のたて枠から十五センチメートル以内の部分に配置すること。

三　土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないものとしなければならない。

第四　床版

一　床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇、二一二若しくは三〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

一　（略）

二　土台は、次に定めるところにより、基礎に径十二ミリメートル以上で長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力を有するアンカーボルトで緊結しなければならない。

イ　（略）

ロ　地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトは、イに定める部分のほか、一階の床に達する開口部の両端のたて枠から十五センチメートル以内の部分に配置すること。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によってこれと同等以上に構造耐力上安全であることが確かめられた方法により配置するときは、この限りでない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「基礎及び土台」と読み替えて計算を行うものとする。

三　土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないものとしなければならない。

第四　床版

一　床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇若しくは二一二に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二～六　（略）

七　床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

	緊結する部分	緊結の方法 くぎの種類	緊結の方法 くぎの本数	緊結の方法 くぎの間隔	許容せん断耐力
(一)	床根太と土台又は頭つなぎ	CN七五 CNZ七五 CN六五 CNZ六五 BN七五 BN六五	二本 三本 四本	—	一箇所当たり千百ニュートン
(二)	端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ	CN七五 CNZ七五	—	二十五センチメートル以下	一箇所当たり二千二百ニュートン
	地階を除く階数が三の建築物の一階	BN七五	—	十八センチメートル以下	

二～六　（略）

七　床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

	緊結する部分	緊結の方法 くぎの種類	緊結の方法 くぎの本数	緊結の方法 くぎの間隔	許容せん断耐力
(一)	床根太と土台又は頭つなぎ	CN七五 CN六五 BN七五 BN六五	二本 三本 四本	—	一箇所当たり千百ニュートン
(二)	端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ	CN七五	—	二十五センチメートル以下	一箇所当たり二千二百ニュートン
	地階を除く階数が三の建築物の一階	BN七五	—	十八センチメートル以下	

	その他の階	CN七五 CNZ七五	—	五十センチメートル以下	一箇所当たり千百ニュートン
		BN七五	—	三十六センチメートル以下	
(三)	床版の型枠材と床材	床材の外周部分	CN五〇 CNZ五〇	—	十五センチメートル以下	一箇所当たり二千八百ニュートン
			BN五〇	—	十センチメートル以下	
		その他の部分	CN五〇 CNZ五〇	—	二十センチメートル以下	一箇所当たり二千百ニュートン
			BN五〇		十五センチメートル以下	

この表において、くぎの種類の欄に掲げる記号は、JIS　A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定する規格を表すものとする。以下第五号第十五号及び第七第九号の表において同様とする。

八　二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九　前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版

	その他の階	CN七五	—	五十センチメートル以下	一箇所当たり千百ニュートン
		BN七五	—	三十六センチメートル以下	
(三)	床版の型枠材と床材	床材の外周部分	CN五〇	—	十五センチメートル以下	一箇所当たり二千八百ニュートン
			BN五〇		十センチメートル以下	
		その他の部分	CN五〇	—	二十センチメートル以下	一箇所当たり二千百ニュートン
			BN五〇	—	十五センチメートル以下	

この表において、くぎの種類の欄に掲げる記号は、JIS　A五五〇八（くぎ）―一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第五号第十五号及び第七第九号の表において同様とする。

八　二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の三に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九　前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版

」と読み替えて計算を行うものとする。

イ　一階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ　床ばり又はトラスを用いる場合

ハ　床版に木質断熱複合パネルを使用する場合

ニ　床版に木質接着パネルを使用する場合

ホ　床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用する場合

ヘ　床根太に薄板軽量形鋼を使用する場合

十　（略）

第五　壁等

一～三　（略）

四　耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五　（略）

六　耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル以下としなければならない。ただし、床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合にあっては、当該水平投影面積を六十平方メートル以下（耐力壁線により囲まれた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が二分の一を超える場合にあっては七十二平方メートル）とすることができることとする。

七　外壁の耐力壁線相互の交さする部分（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八　耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、三〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル（当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合については、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除き、当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

（表　略）

九　各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

」と読み替えて計算を行うものとする。

イ　一階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ　床ばり又はトラスを用いる場合

ハ　床版に木質断熱複合パネルを使用する場合

ニ　床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用する場合

ホ　床根太に薄板軽量形鋼を使用する場合

十　（略）

第五　壁等

一～三　（略）

四　耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五　（略）

六　耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル（床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合には六十平方メートル）以下としなければならない。

七　外壁の耐力壁線相互の交さする部分（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八　耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル（当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合については、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

（表　略）

九　各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ　たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を三本以上

ロ　たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ　イ及びロ以外の場合にあっては、次に定めるところによる。

(1)・(2)　(略)

十～十四　(略)

十五　壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分		緊結の方法			許容せん断耐力
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一) たて枠と上枠又は下枠		CN九〇 CNZ九〇	二本	—	一箇所当たり千ニュートン
		CN七五 CNZ七五	三本		
		BN九〇 CN六五 CNZ六五 BN七五			
		BN六五	四本		
(二) 下枠と床版の枠組材	地階を除く階数が三の建築物の一階	CN九〇 CNZ九〇	—	二十五センチメートル以下	一箇所当たり三千二百ニュートン
		BN九〇	—	十七センチメートル以下	
	その他の階	CN九〇 CNZ九〇	—	三十四センチメートル以下	一箇所当たり千六百ニュートン
		BN九〇	—		
(三) 上枠と頭つなぎ		CN九〇 CNZ九〇	—	五十センチメートル以下	一箇所当たり千六百ニュートン

イ　たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を三本以上

ロ　たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ　イ及びロ以外の場合にあっては、次に定めるところによる。

(1)・(2)　(略)

十～十四　(略)

十五　壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分		緊結の方法			許容せん断耐力
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一) たて枠と上枠又は下枠		CN九〇	二本	—	一箇所当たり千ニュートン
		CN七五 BN九〇 CN六五 BN七五	三本		
		BN六五	四本		
(二) 下枠と床版の枠組材	地階を除く階数が三の建築物の一階	CN九〇	—	二十五センチメートル以下	一箇所当たり三千二百ニュートン
		BN九〇	—	十七センチメートル以下	
	その他の階	CN九〇	—	五十センチメートル以下	一箇所当たり千六百ニュートン
		BN九〇	—	三十四センチメートル以下	
(三) 上枠と頭つなぎ		CN九〇	—	五〇センチメートル以下	一箇所当たり千六百ニュートン

	BN九〇	CN七五 CNZ七五	BN七五	CN六五 CNZ六五
	—	—	—	下枠、たて枠及び上枠 二本
	三十四センチメートル以下	三十センチメートル以下	二十センチメートル以下	—
トン		一箇所当たり二千二百ニュートン		一箇所当たり二千二百ニュ

	BN九〇	CN七五	BN七五	CN六五
	—	—	—	下枠、たて枠及び上枠 二本
	三十四センチメートル以下	三十センチメートル以下	二十センチメートル以下	—
		一箇所当たり二千二百ニュートン		一箇所当たり二千二百ニュートン

	BN六五	下枠、たて枠及び上枠 三本	—	ートン

十六　（略）

第六　（略）

第七　小屋組等

一　たるき及び天井根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、二一〇、二一二、三〇四若しくは三〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ若しくは屋根下地材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二～八　（略）

九　小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

	緊結する部分	緊結の方法	許容せん

	BN六五	下枠、たて枠及び上枠 三本	—	

十六　（略）

第六　（略）

第七　小屋組等

一　たるき及び天井根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、二一〇若しくは二一二に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ若しくは屋根下地材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二～八　（略）

九　小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

	緊結する部分	緊結の方法	許容せん

	(一)		(二)	(三)	(四)
	たるきと天井根太		たるきとむなぎ	たるき、天井根太又はトラスと頭つなぎ	たるき又はトラスと
くぎの種類	CN九〇 CNZ九〇	CN七五 CNZ七五	CN七五 CNZ七五	CN七五 CNZ七五	CN五〇 CNZ五〇
くぎの本数	三本	四本	三本	四本	—
くぎの間隔	—		—	—	—
断耐力	一箇所当たり二千四百ニュートン		一箇所当たり千七百ニュートン	一箇所当たり千百ニュートン	一箇所当たり二千六百ニュートン

	(一)		(二)	(三)	(四)
	たるきと天井根太		たるきとむなぎ	たるき、天井根太又はトラスと頭つなぎ	たるき又はトラスと
くぎの種類	CN九〇 CNZ七五 BN九〇 BN七五	CN七五 CNZ七五 BN七五	CN七五 CNZ七五 BN七五	CN六五 CNZ六五 BN七五 BN六五	CN五〇 CNZ五〇 BN五〇
くぎの本数	三本 五本	四本	三本	四本	—
くぎの間隔	—		—	—	—
断耐力	一箇所当たり二千四百ニュートン		一箇所当たり千七百ニュートン	一箇所当たり千百ニュートン	一箇所当たり二千六百ニュートン

	屋根下地材		その他の部分	
		BN五〇	CN五〇 CNZ五〇	BN五〇
くぎの本数		—	—	—
くぎの間隔		十センチメートル以下	三十センチメートル以下	二十センチメートル以下
断耐力		一箇所当たり千三百ニュートン		

十　令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合（この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えるものとする。）を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であって次のイからハまでに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ　（略）

ロ　屋根の端部からの距離が九十センチメートル以上であること。

ハ　他の開口部からの距離が百八十センチメートル以上であること。

十一～十二　（略）

第八　防腐措置等

一～三　（略）

	屋根下地材		その他の階	
		BN五〇	CN五〇	BN五〇
くぎの本数		—	—	—
くぎの間隔		十センチメートル以下	三十センチメートル以下	二十センチメートル以下
断耐力		一箇所当たり千三百ニュートン		

十　令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合（この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えるものとする。）を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であって次のイからハまでに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ　（略）

ロ　屋根の端部からの距離が一メートル以上であること。

ハ　他の開口部からの距離が二メートル以上であること。

十一～十二　（略）

第八　防腐措置等

一～三　（略）

四　構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他腐朽及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

五・六　（略）

第九　保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次の各号に定める。

一　令第八十二条各号に定めるところによること。

二　構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること。

三　建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力（以下「風圧力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめること。

四　建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめること。

四・五　（略）

第九　構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一　次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第三から第七までの規定（第五第一号の規定を除く。）は適用しない。

イ　次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1)　令第八十二条各号に定めるところによること。

(2)　構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること。

(3)　建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力（以下「風圧力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめること。

(4)　建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめること。

五　建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあっては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靭性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靭性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

（削る。）

（削る。）

第十　構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一　次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全

(5)　建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあっては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、特定建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靭性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靭性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

ロ　構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他腐朽及びしろありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生ずるおそれのない構造であること。

二　次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号、第五第五号、第六号、第十二号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

イ　前号イ(1)及び(2)に定めるところによること。

ロ　建築物等の地上部分について、令第八十二条の三第二号に定めるところによること。

三　第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四第七号、第五第五号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

であることが確かめられた建築物等については、第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号、第五第五号、第六号、第十二号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

イ　第九第一号及び第二号に定めるところによること。

ロ　建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるところによること。

二　第九第一号及び第二号に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第三第二号、第四第三号（床根太の間隔を一メートル以下とした場合に限る。）及び第七号、第五第五号、第九号、第十一号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

第十一　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第八に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十二　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第九に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一及び第三から第七までの規定（第五第一号の規定を除く。）に定める技術的基準を指定する。

第十　耐久性等関係規定の指定

第八の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案

薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造（薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分（当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。）又はかしめ部分を有するもの（以下「薄板軽量形鋼」という。）を使用した枠組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。）の建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十一にそれぞれ指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算が、第十二第一号イに適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算が、第十二第一号ロに適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

現行告示

（傍線部分は改正部分）

薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造（薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分（当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。）又はかしめ部分を有するもの（以下「薄板軽量形鋼」という。）を使用した枠組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。）の建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算が、第十一第一号イに適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと認め、及び薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算が、第十一第一号ロに適合する場合においては、当該構造計算は、限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと認める。

第一　階数

地階を除く階数は三以下としなければならない。

第二　材料

一　（略）

二　前号に掲げる薄板軽量形鋼の断面形状は、次の表の（一）項から（五）項までのいずれかによるものとし、それぞれ当該下欄に掲げる寸法以上とすること。ただし、当該枠組材の実況に応じた加力実験によって構造耐力上支障のある断面形状のゆがみ等が生じないことが確かめられた場合は、この限りでない。

（表　略）

第三　土台

一　（略）

二　土台は、次に定めるところにより、基礎に緊結しなければならない。ただし、第十二第一号イに定める構造計算（建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、この限りでない。

イ・ロ　（略）

三　（略）

第四　床版

第一　階数

地階を除く階数は三以下としなければならない。ただし、薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物（構造耐力上主要な部分である柱、横架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除く。）の場合であって、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

第二　材料

一　（略）

二　前号に掲げる薄板軽量形鋼の断面形状は、次の表の（一）項から（五）項までのいずれかによるものとし、それぞれ当該下欄に掲げる寸法以上とすること。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合又は当該枠組材の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって構造耐力上支障のある断面形状のゆがみ等が生じないことが確かめられた場合は、この限りでない。

（表　略）

第三　土台

一　（略）

二　土台は、次に定めるところにより、基礎に緊結しなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算（建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、この限りでない。

イ・ロ　（略）

三　（略）

第四　床版

構造耐力上主要な部分である床版は、床材に構造用合板、構造用パネルその他これらに類する材料（以下「構造用合板等」という。）を使用するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材（最下階の床版にあっては、基礎）に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。

第五　壁

一　耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。

二　耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

イ～ヘ　（略）

三　耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は七十二平方メートル以下とすること。

四　（略）

第六　柱等

構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材は、次に定めるところによらなければならない。

一～三　（略）

構造耐力上主要な部分である床版は、床材に構造用合板、構造用パネルその他これらに類する材料（以下「構造用合板等」という。）を使用するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材（最下階の床版にあっては、基礎）に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。

第五　壁

一　耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

二　耐力壁は、次に定める構造としなければならない。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

イ～ヘ　（略）

三　耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は七十二平方メートル以下とすること。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

四　（略）

第六　柱等

構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材は、次に定めるところによらなければならない。

一～三　（略）

四　二以上の薄板軽量形鋼を組み合わせるものとし、周囲の部材との接合及び当該部材による座屈拘束等の実況を考慮して、これらの薄板軽量形鋼相互を次に定めるところにより緊結すること。ただし、当該接合部分の実況に応じた加力実験によって次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イ～ハ　（略）

第七　小屋組等

一　構造耐力上主要な部分である屋根版には屋根下地材に構造用合板等を使用するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。

二　たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。

三　トラスは、厚さ〇・八ミリメートル以上の薄板軽量形鋼を用いなければならない。ただし、第十二第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、厚さ〇・六ミリメートル以上の薄板軽量形鋼とすることができる。

四　（略）

五　たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。

四　二以上の薄板軽量形鋼を組み合わせるものとし、周囲の部材との接合及び当該部材による座屈拘束等の実況を考慮して、これらの薄板軽量形鋼相互を次に定めるところにより緊結すること。ただし、第十一第一号イに定める構造計算又は当該接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イ～ハ　（略）

第七　小屋組等

一　構造耐力上主要な部分である屋根版には屋根下地材に構造用合板等を使用するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

二　たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

三　トラスは、厚さ〇・八ミリメートル以上の薄板軽量形鋼を用いなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、厚さ〇・六ミリメートル以上の薄板軽量形鋼とすることができる。

四　（略）

五　たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

六・七　（略）

第八　接合

構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼の接合は、次のいずれかによらなければならない。

一　ドリリングタッピンねじ又はスクリューくぎ（以下「ドリリングタッピンねじ等」という。）を用い、薄板軽量形鋼を垂直に打ち抜くことによって部材相互を構造耐力上有効に緊結するものとするほか、接合の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。ただし、当該接合部分の実況に応じた加力実験によって次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イ～ニ　（略）

二・三　（略）

第九　（略）

第十　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第九に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十一　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一（薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物（構造耐力上主要な部分である柱、横架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除く。）に限る。）、第二第二号、第四、第五（第四号の規定を除く。）、第六第四号、第七第一号、第二号及

六・七　（略）

第八　接合

構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼の接合は、次のいずれかによらなければならない。

一　ドリリングタッピンねじ又はスクリューくぎ（以下「ドリリングタッピンねじ等」という。）を用い、薄板軽量形鋼を垂直に打ち抜くことによって部材相互を構造耐力上有効に緊結するものとするほか、接合の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。ただし、第十一第一号イに定める構造計算又は当該接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イ～ニ　（略）

二・三　（略）

第九　（略）

第十　耐久性等関係規定の指定

第二第一号及び第九の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

び第五号、第八第一号に定める技術的基準を指定する。

第十二　構造計算

一　薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算によらなければならない。この場合において、構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合にあっては、有効断面（薄板軽量形鋼の断面形状及び座屈の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素（以下「板要素」という。）のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をいう。以下同じ。）を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。

イ　令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算

ロ　令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算

二～五　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に、同条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十にそれぞれ指定する。

第一　床版及び屋根版

アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を五十平方メートル以下としなければならない。ただし、木造、鉄骨造その他の構造の建築物のうち、一部に設けた床面積三十平方メートル以下のアルミニウム合金造の建築物の構造部分であって、当該構造部分以外の部分の自重及び積載荷重を負担しない架構とした構造方法とした場合は、この限りでない。

現行告示

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。

第一　適用の範囲

アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を五十平方メートル以下としなければならない。ただし、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分について次のいずれかに該当する構造方法とした場合は、この限りでない。

一　木造、鉄骨造その他の構造の建築物のうち、一部に設けた床面積三十平方メートル以下のアルミニウム合金造の建築物の構造部分であって、当該構造部分以外の部分の自重及び積載荷重を負担しない架構とした構造方法

二　建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条に規定する許容応力度等計算又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができ

第二　材料

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上主要な部分の材料は、厚さ一ミリメートル以上のアルミニウム合金材としなければならない。

第三　（略）

第四　柱の脚部

構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。

一　露出形式柱脚にあっては、次に適合するものであること。ただし、イ及びニからへまでの規定は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合には、適用しない。

イ・ロ　（略）

第五　接合

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めっき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあっては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

一　接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分又は接合部の実況に応じた試験によって加熱の影響により強度及び剛性の低下が生じるアルミニウム合金材の部分について、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた建築物（平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた場合に限る。）　溶接、摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合（摩擦圧接及び摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって高力ボルト又はリベット接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認されたものに限る。）

ロ　（略）

2・3　（略）

第六　斜材、壁等の配置

軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、アルミニウム合金部材の斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を釣合いよく配置しなければならない。

第七・第八　（略）

第九　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第七及び第八に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができるものとして指定したものに限る。）（以下「許容応力度等計算等」という。）によって安全性が確かめられた構造方法

第二　材料

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上主要な部分の材料は、厚さ一ミリメートル以上のアルミニウム合金材としなければならない。ただし、厚さについては、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

第三　（略）

第四　柱の脚部

構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結しなければならない。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。）によって安全性が確かめられた場合又は滑節構造である場合においては、この限りでない。

一　露出形式柱脚にあっては、次に適合するものであること。ただし、イ及びニからへまでの規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合には、適用しない。

イ・ロ　（略）

第五　接合

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めっき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあっては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

一　接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分又は接合部の実況に応じた試験によって加熱の影響により強度及び剛性の低下が生じるアルミニウム合金材の部分について、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた建築物　溶接、摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合（摩擦圧接及び摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって高力ボルト又はリベット接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認されたものに限る。）

ロ　（略）

2・3　（略）

第六　斜材、壁等の配置

軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。）によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、アルミニウム合金部材の斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を釣合いよく配置しなければならない。

第七・第八　（略）

第九　耐久性等関係規定の指定

第七及び第八の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

きる技術的基準として、第一並びに第二のうち厚さ及び第四並びに第六に定める技術的基準を指定する。

平成十四年国土交通省告示第四百十一号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行告示
丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法（丸太、製材その他これに類する木材（以下「丸太材等」という。）を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法（丸太、製材その他これに類する木材（以下「丸太材等」という。）を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。
第一～第八　（略）	第一～第八　（略）
第九　耐久性等関係規定の指定	第九　耐久性等関係規定の指定
令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第二号及び第八に定める安全上必要な技術的基準を指定する。	第二第二号及び第八の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

平成十四年国土交通省告示第四百六十三号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行告示
構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号及び第二号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にシステムトラス（トラス用機械式継手を使用し、鋼管、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材若しくはアルミニウム合金材（以下「主部材」という。）又は主部材に代わるロッド若しくはケーブルその他これらに類する引張り力を負担する部材（以下「ロッド等」という。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第五にそれぞれ指定する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号及び第二号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にシステムトラス（トラス用機械式継手を使用し、鋼管、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材若しくはアルミニウム合金材（以下「主部材」という。）又は主部材に代わるロッド若しくはケーブルその他これらに類する引張り力を負担する部材（以下「ロッド等」という。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。
第一　適用の範囲 構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの構造方法は、次に定めるところによらなければならない。	第一　適用の範囲 構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いた建築物について、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。）又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。）（以下「許容応力度等計算等」という。）によって安全性が確かめられた場合においては、第一号イ、ニ及びヘ並びに第二号の規定を除き、適用しない。
一　（略）	一　（略）
二　システムトラスに用いる主部材は、トラス用機械式継手を使用して相互に接合するものとし、主部材と接合部材（トラス用機械式継手のうち、複数の主部材を相互に構造耐力上安全に接合できるよう加工した球状又は円筒状の部分をいう。以下同じ。）との接合は、接合部の実況に応じた加力試験によって接合部の剛性及び耐力に関する性能が確認された次のいずれかの接合方法によらなければならない。	二　システムトラスに用いる主部材は、トラス用機械式継手を使用して相互に接合するものとし、主部材と接合部材（トラス用機械式継手のうち、複数の主部材を相互に構造耐力上安全に接合できるよう加工した球状又は円筒状の部分をいう。以下同じ。）との接合は、接合部の実況に応じた加力試験によって接合部の剛性及び耐力に関する性能が確認された次のいずれかの接合方法によらなければならない。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　次に定めるところによる嵌合	ロ　次に定めるところによる嵌合
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって接合部分に抜け出し、折れその他の構造耐力上支障のある変形及び損傷が生じないことを確かめること。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「システムトラスを用いた構造耐力上主要な部分」と読み替えるものとする。	(3)　令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって接合部分に抜け出し、折れその他の構造耐力上支障のある変形及び損傷が生じないことを確かめること。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「システムトラスを用いた構造耐力上主要な部分」と読み替えるものとする。
三　（略）	三　（略）
2　前項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分である屋根版に用いるシステムトラスは、次に定めるところによらなければならない。	2　前項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分である屋根版に用いるシステムトラスは、次に定めるところによらなければならない。ただし、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場合は、次の各号の規定は適用しない

3　第一項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分（屋根版を除く。）に用いるシステムトラスは、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた構造方法としなければならない。

第二　接合

構造耐力上主要な部分に使用するシステムトラスと周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）との接合は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。ただし、当該接合部が滑節構造であり、かつ、周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）に存在応力を伝えることができるものとした場合においては、この限りでない。

一　ベースプレートと一体となった接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）に接合し、かつ、接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

イ　（略）

ロ　コンクリートとの接合　アンカーボルトにより接合し、次に定めるところによること。

(1)～(6)　（略）

二　接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）と溶接接合すること。ただし、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた場合には、主部材を周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）と溶接接合することができる。

3　第一項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分（屋根版を除く。）に用いるシステムトラスは、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた構造方法としなければならない。

第二　接合

構造耐力上主要な部分に使用するシステムトラスと周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）との接合は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。ただし、当該接合部が滑節構造であり、かつ、周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）に存在応力を伝えることができるものとした場合においては、この限りでない。

一　ベースプレートと一体となった接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）に接合し、かつ、接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

イ　（略）

ロ　コンクリートとの接合　アンカーボルトにより接合し、次に定めるところによること。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。）によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

(1)～(6)　（略）

二　接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）と溶接接合すること。ただし、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場合には、主部材を周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）と溶接接合することができる。

三　（略）

第三　（略）

第四　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一第一項第一号イ及び同項第二号イ(4)並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第五　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一項（第一号イ、ニ及びヘ並びに第二号を除く。）及び第二項並びに第二第一号イ（令第六十八条（アルミニウム合金材と接合する場合にあっては、平成十四年国土交通省告示第四百十号第五第二項第一号）の規定の準用に係る部分に限る。）及びロに定める技術的基準を指定する。

三　（略）

第三　（略）

第四　耐久性等関係規定の指定

第一第一項第一号イ及び同項第二号イ(4)並びに第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

（傍線部分は改正部分）

改正案

コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に、同条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十一にそれぞれ指定する。

第一～第六　（略）

第七　柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱の小径に対する座屈長さの比は十二以下としなければならない。

2　コンクリートを充填する鋼管は、厚さ十二ミリメートル以上とし、鋼管の断面形状に応じて次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

3・4　（略）

第八　はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはりは、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としなければならない。

第九　（略）

第十　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第三、第四並びに第五第一項第一号及び第二項に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十一　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第七第一項及び第二項（鋼管の実況を考慮し鋼管に充填されたコンクリートに対する鋼管の拘束効果を低減した構造計算によって安全性が確かめられた場合に限る。）並びに第八に定める技術的基準を指定する。

現行告示

コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、及び同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定する。

第一～第六　（略）

第七　柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱の小径に対する座屈長さの比は十二以下としなければならない。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。）若しくは令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。）（以下「許容応力度等計算等」という。）によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

2　コンクリートを充填する鋼管は、厚さ十二ミリメートル以上とし、鋼管の断面形状に応じて次に定めるところによらなければならない。ただし、鋼管の実況を考慮し鋼管に充填されたコンクリートに対する鋼管の拘束効果を低減した許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

一・二　（略）

3・4　（略）

第八　はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはりは、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、許容応力等計算等によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

第九　（略）

第十　耐久性等関係規定の指定

第二第一項、第三、第四並びに第五第一項第一号及び第二項の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案

特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物のうち畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物（以下「特定畜舎等建築物」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一に、同令第三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定め、及び同令第八十一条第三項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構造計算が第三に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第三項に規定する令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一・第二　（略）

第三　特定畜舎等建築物の安全さを確かめることができる構造計算

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び同第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一・二　（略）

2・3　（略）

現行告示

（傍線部分は改正部分）

特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物のうち畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物（以下「特定畜舎等建築物」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一に、同令第三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定め、及び同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構造計算が第三に適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと定める。

第一・第二　（略）

第三　特定畜舎等建築物の安全さを確かめることができる構造計算

令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に特定畜舎等建築物の安全さを確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一・二　（略）

2・3　（略）

改正案

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第二項各号及び第二項から第五項まで（第四項第二号を除く。）に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第五項まで（第四項第三号を除く。）に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一　適用の範囲等

この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　骨組膜構造　鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当該膜材料を一体とし、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を常時負担すること

現行告示

（傍線部分は改正部分）

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五から第八までに適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算と同等以上に安全さを確かめることができるものと定める。

第一　適用の範囲等

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。

一　骨組膜構造　鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当該膜材料を一体とし、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担すること

ことのできる平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設ける構造をいう。

二　サスペンション膜構造　構造用ケーブルに膜材料を張り、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設ける構造をいう。

2　膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種類に応じてそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一　骨組膜構造　次のイからホまでに定めるところによること。

イ　建築物の高さは、十三メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

ロ　構造耐力上主要な部分に用いる膜面（張力を導入した膜材料及び当該膜材料と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。）の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積（以下「膜面の投影面積」という。）の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項若しくは第五項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）であって強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合又は次に定める構造方法とした場合にあっては、この限りでない。

(1)　膜面のうち骨組を構成する部材その他の剛性を有する部材（以下「骨組等」という。）で囲まれる膜面の部分の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積を、三百平方メートル以下とすること。この場合において、周囲の骨組等が膜材料に生ずる力を直接負担する構造とすること。

(2)　膜面における支点間距離（骨組等又は構造用ケーブルと膜材料との定着部又は接触部（荷重及び外力に応じて膜材料を支持するものに限る。）の相互間の距離をいう。以下同じ。）は、四メートル以下とすること。

(3)　膜面を用いた屋根の形式は、切妻屋根面、片流れ屋根面又は円弧屋根面とすること。

ハ　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、鉄骨造その他の構造の骨組に二メートル（建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域にあっては、一メートル）以下の間隔で定着させること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

ニ　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する鉄骨造その他の構造の骨組は、令第三章第三節から第七節の二までの規定に適合すること。

ホ　膜面に使用する骨組を構成する鉛直部材の脚部をけた行方向のみに移動する滑節構造とし、屋根版及び壁に用いる膜面を折りたたむことにより伸縮する構造とする当該屋根版及び壁の部分にあっては、次に定めるところによること。

(1)　可動式膜面の部分の直下にある土台に用いる鋼材は、日本工業規格（以下「JIS」という。）E一一〇一（普通レール及び分岐器類用特殊レール）―二〇〇一若しくはJIS　E一一〇三（軽レール）―一九九三又はこれらと同等以上の品質を有するものとすること。

(2)　可動式膜面の部分の骨組を構成する鉛直部材の脚部の可動部分（当

該鉛直部材の脚部をけた行方向に移動させるための車輪及びこれを支持する部分をいう。）は、荷重及び外力によって生ずる力を構造耐力上有効に当該鉛直部材の脚部の直下にある土台に伝えることができる剛性及び耐力を有する構造とすること。

(3)　可動式膜面の部分の骨組を構成する鉛直部材の浮き上がり及び当該鉛直部材の脚部の可動部分の脱輪を防止するために必要な措置を講じ、かつ、端部における鉛直部材の脚部の可動部分を固定するための装置を設けること。

ニ　サスペンション膜構造　次のイ及びロに定めるところによること。

イ　構造耐力上主要な部分に用いる膜面の投影面積の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、仮設建築物であって強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合にあっては、この限りでない。

ロ　第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造方法とすること。

第二　膜面の構造

構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料に張力を導入して平面又は曲面の形状を保持することができるものとし、当該膜面に変形が生じた場合であっても、当該膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。ただし、接触に対して有効な膜面の摩損防止のための措置を施した場合にあっては、当該膜面を定着させる部分以外の部分を膜面に接触させることができる。

ニ　サスペンション膜構造　構造用ケーブルに膜材料を張り、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設けるほか、次に定めるところによること。

イ　構造耐力上主要な部分に用いる膜面の投影面積の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。

ロ　第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造方法とすること。

第二　膜面の構造

構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料に張力を導入して有効に平面又は曲面の形状を保持することができるものとし、当該膜面に変形が生じた場合であっても、当該膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。ただし、接触に対して有効な膜面の摩損防止のための措置を施した場合にあっては、当該膜面を定着させる部分以外の部分を膜面に接触させることができる。

2　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一　きず、はがれ、摩損その他の耐力上の欠点のないものとすること。

二　膜材料は次の表の基布（繊維糸を使用した織布又は網目状織物をいう。以下同じ。）に使用する繊維糸の種類に応じて、コーティング材（基布の摩損防止等のために基布に塗布し又は張り合わせた樹脂又はゴムをいう。以下同じ。）を塗布し又は張り合わせたものとすること。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。

	基布に使用する繊維糸	コーティング材
(一)	ＪＩＳ　Ｒ三四一三（ガラス糸）―一九九九に適合する単繊維（繊維径三・三〇マイクロメートルから四・〇五マイクロメートルまでの三（Ｂ）に限る。）を使用したガラス繊維糸	（略）
(二)	（略）	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂

2　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一　膜材料は次の表の基布（繊維糸を使用した織布又は網目状織物をいう。以下同じ。）に使用する繊維糸の種類に応じて、コーティング材（基布の摩損防止等のために基布に塗布し又は張り合わせた樹脂又はゴムをいう。以下同じ。）を塗布し又は張り合わせたものとすること。ただし、建築基準法第八十五条第二項又は第四項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）にあっては、この限りでない。

	基布に使用する繊維糸	コーティング材
(一)	日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）　Ｒ三四一三（ガラス糸）―一九九九に適合する単繊維（繊維径三・三〇マイクロメートルから四・〇五マイクロメートルまでの三（Ｂ）に限る。）を使用したガラス繊維糸	（略）
(二)	（略）	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂

(三)	
二・三　（略）	
四　繊糸密度は、一様であること。	
五～十　（略）	
十一　構造耐力上主要な部分で特に変質又は摩損のおそれのあるものについては、変質若しくは摩損しにくい膜材料又は変質若しくは摩損防止のための措置をした膜材料とすること。	ポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系又はポリビニルアルコール系の合成繊維糸
3　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する構造用ケーブルは、次に掲げる基準に適合しなければならない。	
一・二　（略）	
三　構造用ケーブルの交差部は、交点金具による緊結、被覆ケーブルの使用その他の有効な構造用ケーブルの摩擦による損傷が生じないための措置を講ずること。	
四　（略）	
4　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料相互の接合は、膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次の各号のいずれかに定める接合としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合と同等以上に膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。	
一　次の表に定める膜材料の種類に応じた次に定める接合	
イ　縫製接合（接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する接合方法をいう。以下同じ。）　次に定めるところによること。	
(1)～(4)　（略）	
(5)　縫製部には、有効な縫い糸の劣化防止及び防水のための措置を施すこと。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。	
ロ～ニ　（略）	
二　次に定める合成繊維ロープを用いた接合	
イ　有効な膜材料の摩損防止のための措置を講ずること。	
ロ～ニ　（略）	
三　次に定める金物を用いたボルトによる接合	
イ・ロ　（略）	
ハ　有効な膜材料の摩損防止のための措置を講ずること。	
ニ・ホ　（略）	
四　次に定める構造用ケーブルを用いた接合	
イ　有効な膜材料の摩損防止のための措置を講ずること。	
ロ　（略）	
ハ　膜材料を折り返して当該膜材料の端部と当該端部と重なる部分を第一号に定める接合により接合し、膜材料の端部に構造用ケーブルを通すことのできる袋を設けること。	
ニ　（略）	

(三)	
二・三　（略）	
四　繊糸密度は、一様であること。	
五～十　（略）	
十一　構造耐力上主要な部分で屋外に面するものについては、紫外線、降雨等による変質若しくは繰返し荷重等による摩損を生じにくい膜材料とすること。	ポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系又はポリビニルアルコール系の合成繊維糸
3　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する構造用ケーブルは、次に掲げる基準に適合しなければならない。	
一・二　（略）	
三　構造用ケーブルの交差部は、交点金具による緊結、被覆ケーブルの使用その他の構造用ケーブルの摩擦による損傷が生じないための措置を講ずること。	
四　（略）	
4　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料相互の接合は、膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次の各号のいずれかに定める接合方法としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合方法と同等以上に膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。	
一　次の表に定める膜材料の種類に応じた次に定める接合方法	
イ　縫製接合（接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する接合方法をいう。以下同じ。）　次に定めるところによること。	
(1)～(4)　（略）	
(5)　縫製部には、有効な縫い糸の劣化防止及び防水のための措置を施すこと。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。	
ロ～ニ　（略）	
二　次に定める合成繊維ロープを用いた接合方法	
イ　端部を二重にすることその他膜材料の摩損防止のための措置を講ずること。	
ロ～ニ　（略）	
三　次に定める金物を用いたボルトによる接合方法	
イ・ロ　（略）	
ハ　端部を二重にすることその他膜材料の摩損防止のための措置を講ずること。	
ニ・ホ　（略）	
四　次に定める構造用ケーブルを用いた接合方法	
イ　端部を二重にすることその他膜材料の摩損防止のための措置を講ずること。	
ロ　（略）	
ハ　膜材料を折り返して当該膜材料の端部と当該端部と重なる部分を第一号に定める接合方法により接合し、膜材料の端部に構造用ケーブルを通すことのできる袋を設けること。	
ニ　（略）	

5　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料を骨組又は構造用ケーブルに定着させる場合においては、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

三　定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料が損傷しないよう補強又は養生を行うこと。

6　（略）

7　構造耐力上主要な部分に用いる膜面が雨水、滑雪、融雪水その他の滞留により膜面の変形が進行することのないようにしなければならない。

8　（略）

第三　膜面の定着

構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料と周囲の構造耐力上主要な部分（膜面の部分を除く。）との定着部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、次の各号に掲げる定着と同等以上にその部分の存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一・二　（略）

三　定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料が損傷しないよう補強又は養生を行うこと。

2　膜面に使用する膜材料に膜材料以外の部材又は金物を常時接触状態とする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

一　（略）

二　合成繊維糸による基布とした膜材料以外の膜材料を使用する場合にあっては、第五第一項第二号に定める構造計算（暴風時に限る。更に、令第八十二条第二号の表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって生ずる力とする。）を行い接触部分の三分の二以上の部分が遊離しないことを確かめること。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。

第四　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二項第七号から第十一号まで、第三項第一号から第三号まで、第四項第一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及びニ(1)及び同号の表並びに第三第一項第三号及び第二項に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第五　保有水平耐力計算又は許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで（第四項第二号を除く。）に定め、令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで（第四項第三号を除く。）に定める。

一～四　（略）

2・3　（略）

4　前各項の規定によるほか、次に定める構造計算を行うこと。この場合において、令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい膜構造の建築物又は建築物の構造部分にあっては、この限りでない。

一　地上部分の層間変形角については、令第八十二条の二の規定を準用する。

5　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料を骨組又は構造用ケーブルに定着させる場合においては、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

三　定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料に損傷のおそれがないものとすること。

6　（略）

7　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に雨水、滑雪、融雪水等の滞留が生じないようにしなければならない。

8　（略）

第三　膜面の定着

構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料と周囲の構造耐力上主要な部分（膜面の部分を除く。）との定着部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、次の各号に掲げる定着と同等以上にその部分の存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一・二　（略）

三　定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料に損傷のおそれがないものとすること。

2　膜面に使用する膜材料に膜材料以外の部材又は金物を常時接触状態とする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

一　（略）

二　第五第一項第二号に定める構造計算（暴風時に限る。更に、令第八十二条第二号の表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって生ずる力とする。）を行い接触部分の三分の二以上の部分が遊離しないことを確かめること。ただし、合成繊維糸による基布とした膜材料を使用する場合にあっては、この限りでない。

第四　耐久性等関係規定の指定

第二第一項、第二項第七号から第十一号まで、第三項第一号から第三号まで並びに第四項第一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及びニ(1)及び同号の表の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第五　構造計算

令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全さを確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一～四　（略）

2・3　（略）

4　令第八十二条の二に規定する特定建築物については、前各項の規定によるほか、次に定める構造計算を行うこと。この場合において、令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい膜構造の建築物又は建築物の構造部分にあっては、この限りでない。

一　特定建築物の地上部分の層間変形角については、令第八十二条の二の規定を準用する。

二　高さが三十一メートル以下のものの地上部分の剛性率及び偏心率等については、令第八十二条の六第二号の規定を準用する。

三　高さが三十一メートルを超えるものの地上部分の保有水平耐力については、令第八十二条の三の規定を準用する。この場合において、令第八十二条の三の規定中「第四款に規定する材料強度」とあるのは、「第七に規定する材料強度」と読み替えるものとする。

5　令第八十二条の四の規定によること。

第六～第八　（略）

二　特定建築物で高さが三十一メートル以下のものの地上部分の剛性率及び偏心率等については、令第八十二条の三の規定を準用する。

三　特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものの地上部分の保有水平耐力については、令第八十二条の四の規定を準用する。この場合において、令第八十二条の四の規定中「第四款に規定する材料強度」とあるのは、「第七に規定する材料強度」と読み替えるものとする。

5　令第八十二条の五の規定によること。

第六～第八　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案

テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物のうち倉庫の用途に供する建築物（以下「テント倉庫建築物」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第三十八条第四項の規定に基づき、テント倉庫建築物の基礎の構造計算を第五に定め、同令第八十一条第三項の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造計算が、第六に適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一　（略）

第二　膜面の構造

1～4　（略）

5　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。

一　膜材料　平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接合方法によること。

現行告示

テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物のうち倉庫の用途に供する建築物（以下「テント倉庫建築物」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項第二号の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第三十八条第四項の規定に基づき、テント倉庫建築物の基礎の構造計算を第五に定め、同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造計算が、第六に適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと定める。

第一　（略）

第二　膜面の構造

1～4　（略）

5　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。

一　膜材料　平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接合によること。

平成十五年国土交通省告示第四百六十三号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案

鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるものとして、鉄筋コンクリート組積造（組積ユニット（コンクリートブロック又はセラミックメーソンリーユニットで型わく状のものをいう。以下同じ。）を組積し、それらの空洞部に縦横に鉄筋を配置し、コンクリートを充填して一体化した構造をいう。以下同じ。）の建築物又は建築物の構造部分（以下「鉄筋コンクリート組積造の建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十一までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、耐久性等関係規定を第十二に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十三にそれぞれ指定し、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号イ及びロ、第三号並びに第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する時刻歴応答計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する時刻歴応答計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する時刻歴応答計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、

二　（略）

6・7　（略）

第三　（略）

第四　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二項（第一号を除く。）、第三項第一号及び第八号イ及びロ、第四項及び第五項第二号ハ及びニ並びに第三第二項第一号及び第三号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第六　テント倉庫建築物の安全さを確かめることができる構造計算

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次に定める。

一～四　（略）

2～4　（略）

現行告示

鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるものとして、鉄筋コンクリート組積造（組積ユニット（コンクリートブロック又はセラミックメーソンリーユニットで型わく状のものをいう。以下同じ。）を組積し、それらの空洞部に縦横に鉄筋を配置し、コンクリートを充填して一体化した構造をいう。以下同じ。）の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十一までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、耐久性等関係規定を第十二に指定する。

二　（略）

6・7　（略）

第三　（略）

第四　耐久性等関係規定の指定

第二第一項、第二項（第一号を除く。）、第三項第一号及び第八号イ及びロ、第四項及び第五項第二号ハ及びニ並びに第三第二項第一号及び第三号の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第六　テント倉庫建築物の安全さを確かめることができる構造計算

令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上にテント倉庫建築物の安全さを確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一～四　（略）

2～4　（略）

きるものと認める。

第一～第十　（略）

第十一　構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分

一　次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全が確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。

イ　令第八十二条各号に定めるところによること。

ロ　令第八十二条の二に規定する層間変形角が、鉄筋コンクリート組積造の構造部分を有する階にあっては二千分の一以内であり、かつ、その他の階にあっては二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめること。

ハ　令第八十二条の六第二号に定めるところによること。

二　各地上階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和が次の式に適合することを確かめること。

（式　略）

二　前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第九第一号の規定は適用しない。

三　第一号イに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、令第八十二条の三第一号の規定によって計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。

四　前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第二第三号及び第六第一号の規定は適用しない。

五　令第八十二条の四第一号の規定によって計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられたものについては、第十第三号ニ中「〇・一五パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えて適用するものとする。

六　前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第八第一号及び第十第三号ロの規定は適用しない。

第十二　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第二項第一号に規定する耐久性等関係規定として、第三第一号、第四（第二号イ及び同号ニからヘまで並びに第三号（第二号ヘを準用する部分に限る。）を除く。）、第五及び第六第一号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十三　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第十一第一号イ及びロ、第三号並びに第四号に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第二第三号、第八第一号及び第九第一号並びに第十第三号ロに定める技術的基準を指定する。

第一～第十　（略）

第十一　構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分

一　次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全が確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。

イ　令第八十二条各号に定めるところによること。

ロ　令第八十二条の二に規定する層間変形角が、鉄筋コンクリート組積造の構造部分を有する階にあっては二千分の一以内であり、かつ、その他の階にあっては二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめること。

ハ　令第八十二条の三各号に定めるところによること。

二　各地上階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和が次の式に適合することを確かめること。

（式　略）

二　前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第九第一号の規定は適用しない。

三　第一号イに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、令第八十二条の四第一号の規定によって計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。

四　前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第二第三号及び第六第一号の規定は適用しない。

五　令第八十二条の四第一号の規定によって計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられたものについては、第十第三号ニ中「〇・一五パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えて適用するものとする。

六　前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第八第一号及び第十第三号ロの規定は適用しない。

第十二　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第二項第一号に規定する耐久性等関係規定として、第三第一号、第四（第二号イ及び同号ニからヘまで並びに第三号（第二号ヘを準用する部分に限る。）を除く。）、第五及び第六第一号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十三　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第十一第一号イ及びロ、第三号並びに第四号に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第二第三号、第八第一号及び第九第一号並びに第十第三号ロに定める技術的基準を指定する。

（傍線部分は改正部分）

改正案

建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項表一(八)項の規定に基づき、同表(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。

一～四　（略）

五　厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ（ＪＩＳＡ五五〇八―二〇〇五（くぎ））に定めるＮ七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（くぎの間隔は、三〇センチメートル以下に限る。）並びに柱及び間柱並びにはり、けたその他の横架材の片面に、別表第三(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によって打ち付けた壁を設けた軸組

六　厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で柱との仕口にくさびを設けた貫（当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ（ＪＩＳＡ五五〇八―二〇〇五（くぎ））に定めるＳＦＮ二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹（柱及びはり、けた、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。）又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹（土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。）を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を別表第四(い)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚（柱の外側にある部分の厚さを除く。）を同表(ろ)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

七　別表第五(い)欄に掲げる木材（含水率が十五パーセント以下のものに限る。）を、同表(ろ)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁（継手のないものに限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によって柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限る。）を設けた軸組

現行告示

建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項表一(八)項の規定に基づき、同表(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。

一～四　（略）

五　厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で柱との仕口にくさびを設けた貫（当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ（ＪＩＳＡ五五〇八―一九九二（鉄丸くぎ））に定めるＳＦＮ二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹（柱及びはり、けた、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。）又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹（土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。）を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を別表第三(い)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚（柱の外側にある部分の厚さを除く。）を同表(ろ)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

六　別表第四(い)欄に掲げる木材（含水率が十五パーセント以下のものに限る。）を、同表(ろ)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁（継手のないものに限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によって柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限る。）を設けた軸組

七　（略）

八　（略）

九　別表第六(い)欄及び(ろ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十　別表第七(い)欄、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十一　別表第八(い)欄、(ろ)欄、(は)欄及び(に)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十二　（略）

第二　倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

一～四　（略）

五　第一第五号に定める軸組にあっては、当該軸組について別表第三(は)欄に掲げる数値

六　第一第六号に定める軸組にあっては、当該軸組について別表第四(は)欄に掲げる数値

七　第一第七号に定める軸組にあっては、当該軸組について別表第五(は)欄に掲げる数値

八　第一第八号に定める軸組にあっては、〇・六

九　第一第九号から第十一号に定める軸組にあっては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第八号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和（当該数値の和が五を超える場合は五）

十　第一第十二号に定める軸組にあっては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数値

別表第一

	(い)	(ろ)	(は)

八　別表第五(い)欄及び(ろ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

九　別表第六(い)欄、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十　別表第七(い)欄、(ろ)欄、(は)欄及び(に)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十一　（略）

第二　倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

一～四　（略）

五　第一第五号に定める軸組にあっては、当該軸組について別表第三(は)欄に掲げる数値

六　第一第六号に定める軸組にあっては、当該軸組について別表第四(は)欄に掲げる数値

七　第一第七号に定める軸組にあっては、当該軸組について別表第四(は)欄に掲げる数値

八　第一第八号から第十号に定める軸組にあっては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第七号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和（当該数値の和が五を超える場合は五）

九　第一第九号に定める軸組にあっては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数値

別表第一

	(い)	(ろ)	(は)

	材料	くぎ打ちの方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
(一)	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和五十一年農林省告示第八百九十四号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）	N五〇	十五センチメートル以下	二・五

	材料	くぎ打ちの方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
(一)	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和五十一年農林省告示第八百九十四号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）	N五〇	十五センチメートル以下	二・五

	(二)	(三)
	パーティクルボード（ＪＩＳＡ五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプのものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）	ハードボード（ＪＩＳＡ五九〇七―一九七七（硬質繊維板）に定める四五〇又は三五〇で厚さが五ミリメートル以上のものに限る。）
二		

	(二)	(三)
	パーティクルボード（ＪＩＳＡ五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプのものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）	ハードボード（ＪＩＳＡ五九〇七―一九七七（硬質繊維板）に定める四五〇又は三五〇で厚さが五ミリメートル以上のものに限る。）
二		

	(四)	(五)	(六)
	硬質木片セメント板（ＪＩＳＡ五四一七―一九八五（木片セメント板）に定める〇・九Ｃで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）	炭酸マグネシウム板（ＪＩＳＡ六七〇一―一九八三（炭酸マグネシウム板）に適合するもので厚さ十二ミリメートル以上のものに限る。）	パルプセメント板（ＪＩＳＡ五四一四―一九八八（パルプセメント板）に適合するもので厚さが八ミリメートル以上のものに限る。）
		ＧＦＮ四〇又はＧＮＣ四〇	
一・五			

	(四)	(五)	(六)
	硬質木片セメント板（ＪＩＳＡ五四一七―一九八五（木片セメント板）に定める〇・九Ｃで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）	炭酸マグネシウム板（ＪＩＳＡ六七〇一―一九八三（炭酸マグネシウム板）に適合するもので厚さ十二ミリメートル以上のものに限る。）	パルプセメント板（ＪＩＳＡ五四一四―一九八八（パルプセメント板）に適合するもので厚さが八ミリメートル以上のものに限る。）
		ＧＦＮ四〇又はＧＮＣ四〇	
一・五			

(七)	(八)			
構造用せっこうボードA種（ＪＩＳＡ六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定める構造用せっこうボードA種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）	構造用せっこうボードB種（ＪＩＳＡ六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定める構造用せっこうボードB種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）			
		一・七		
		一・二		

(七)			
せっこうボード（ＪＩＳＡ六九〇一―一九八三（せっこうボード）に適合するもので厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。）			
		一・〇	

(九)			(十)
せっこうボード（ＪＩＳＡ六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定めるせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は強化せっこうボード（ＪＩＳＡ六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定める強化せっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）			シージングボード（ＪＩＳＡ五九〇五―一九七九（軟質繊維板）に定めるシージングインシュレーションボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）
		〇・九	

(八)			
シージングボード（ＪＩＳＡ五九〇五―一九七九（軟質繊維板）に定めるシージングインシュレーションボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）			

(十一)		
ラスシート（JIS A 五五二四―一九七七（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））に定めるもののうち角波亜鉛鉄板の厚さが〇・四ミリメートル以上、メタルラスの厚さが〇・六ミリメートル以上のものに限る。）	N三八	十五センチメートル以下

一　この表において、N三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A 五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるN三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇、SN四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二　（略）

別表第二

	(い)	(ろ)		(は)	(に)
材料		くぎ打ちの方法		第一第三号に定める軸組に係る倍率	第一第四号に定める軸組に係る倍率
		くぎの種類	くぎの間隔		
構造用合板（構造用合板の日本農林規格に適合するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。）	N五〇	十五センチメートル以下		二・五	一・五
(一) パーティクルボード（JIS A 五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）					
(二)					

(九)		
ラスシート（JIS A 五五二四―一九七七（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））に定めるもののうち角波亜鉛鉄板の厚さが〇・四ミリメートル以上、メタルラスの厚さが〇・六ミリメートル以上のものに限る。）	N三八	十五センチメートル以下

一　この表において、N三八及びN五〇は、それぞれJIS A 五五〇八―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN三八及びN五〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJIS A 五五二一―一九八八（せっこうボード用くぎ）に定めるGNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、SN四〇は、JIS A 五五五三―一九七七（シージングインシュレーションファイバーボード用くぎ）に定めるSN四〇又はこれと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二　（略）

別表第二

	(い)	(ろ)		(は)	(に)
材料		くぎ打ちの方法		第一第三号に定める軸組に係る倍率	第一第四号に定める軸組に係る倍率
		くぎの種類	くぎの間隔		
構造用合板（構造用合板の日本農林規格に適合するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。）	N五〇	十五センチメートル以下		二・五	一・五
(一) パーティクルボード（JIS A 五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）					
(二)					

(三)	せっこうラスボード（JISA六九〇六―一九八三（せっこうラスボード）に適合するもので厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）			一・五	一・〇
(四)	構造用せっこうボードA種（JISA六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定める構造用せっこうボードA種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）	第一第三号による場合はGNF四〇又はGNC四〇、第一第四号による場合はGNF三二又はGNC三二		一・五	〇・八
(五)	構造用せっこうボードB種（JISA六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定める構造用せっこうボードB種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）			一・三	〇・七

(三)	せっこうラスボード（JISA六九〇六―一九八三（せっこうラスボード）に適合するもので厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）	GNF三二又はGNC三二		一・五	一・〇
(四)	せっこうボード（JISA六九〇一―一九八三（せっこうボード）に適合するもので厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。）	第一第三号による場合はGNF四〇又はGNC四〇、第一第四号による場合はGNF三二又はGNC三二		一・〇	〇・五

(六)	せっこうボード（JISA六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定めるせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は強化せっこうボード（JISA六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定める強化せっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）			一・〇	〇・五

一　この表において、N三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇は、それぞれJISA五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるN三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇、SN四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二　（略）

別表第三

	(い)	(ろ)	(は)
	材料	くぎ打ちの方法	倍率

一　この表において、N五〇は、JISA五五〇八―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN五〇又はこれと同等以上の品質を有するくぎを、GNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJISA五五五二―一九八八（せっこうボード用くぎ）に定めるGNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二　（略）

(一)	構造用せっこうボードA種（ＪＩＳＡ六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定める構造用せっこうボードA種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）	ＧＦＮ四〇又はＧＮＣ四〇	十五センチメートル以下	一・六
(二)	構造用せっこうボードB種（ＪＩＳＡ六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定める構造用せっこうボードB種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）			一・〇

(三)	せっこうボード（ＪＩＳＡ六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定めるせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は強化せっこうボード（ＪＩＳＡ六九〇一―二〇〇五（せっこうボード製品）に定める強化せっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）			〇・九

この表において、ＧＮＦ四〇及びＧＮＣ四〇は、それぞれＪＩＳＡ五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるＧＮＦ四〇及びＧＮＣ四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

別表第四　（表　略）

別表第五　（表　略）

別表第六

	(い)	(ろ)

別表第三　（表　略）

別表第四　（表　略）

別表第五

	(い)	(ろ)

(一)	(二)	(三)
第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号まで若しくは第八号に掲げる壁若しくは令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	
第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一	
第一第八号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる壁又は筋かいのうち一	

別表第七

	(一)		(二)
	(い)	(ろ)	(は)
第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第八号に掲げる壁
第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）		

(一)	(二)	(三)
第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる壁若しくは令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	
第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第五号又は第六号に掲げる壁のうち一	
第一第七号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる壁又は筋かいのうち一	

別表第六

	(一)		(二)
	(い)	(ろ)	(は)
第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第七号に掲げる壁
第一第一号若しくは第二号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）		

(一)	(二)	(三)
第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号まで若しくは第八号に掲げる壁若しくは令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	
第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一	
第一第八号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる壁又は筋かいのうち一	

別表第八

	(一)		(二)
	(い)	(ろ)	(は)
第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第八号に掲げる壁
第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）		

(一)	(二)	(三)
第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる壁若しくは令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	
第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第五号又は第六号に掲げる壁のうち一	
第一第七号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる壁又は筋かいのうち一	

別表第七

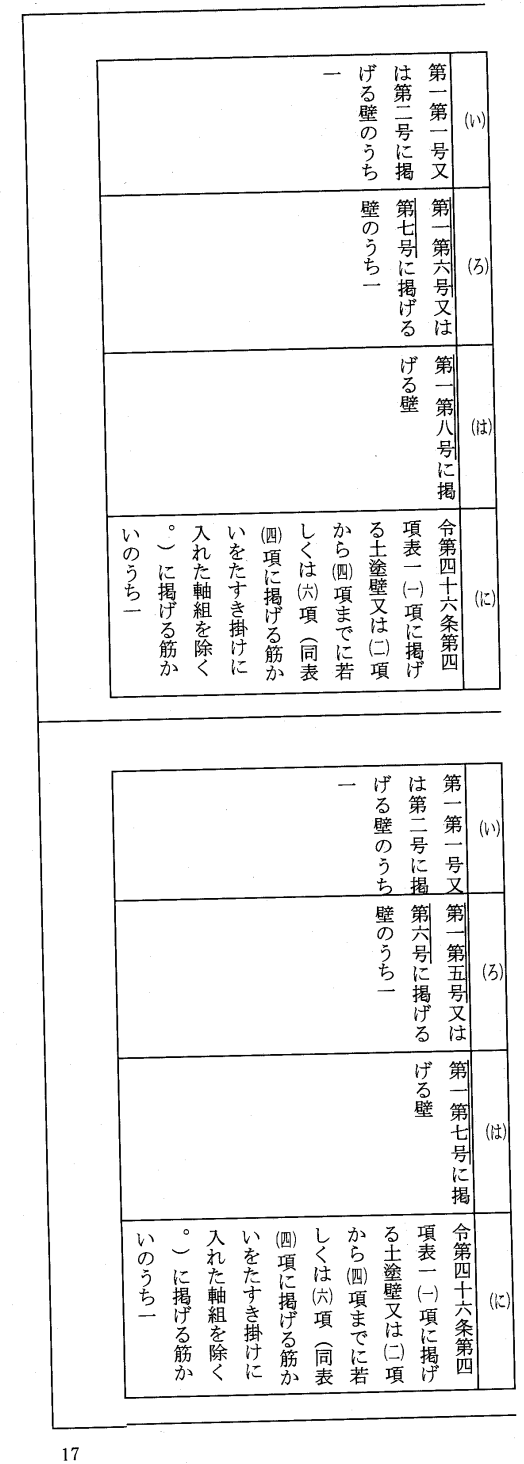

(い)	(ろ)	(は)	(に)
第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一	第一第八号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項までに若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる筋かいのうち一

(い)	(ろ)	(は)	(に)
第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第五号又は第六号に掲げる壁のうち一	第一第七号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項までに若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる筋かいのうち一

（傍線部分は改正部分）

改正案

木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号ハ及び第三項、第四十八条第一項第二号ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一　令第八十二条各号及び令第八十二条の二に定めるところによること。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

二　令第八十二条の六第二号ロに定めるところにより張り間方向及びけた行方向の偏心率を計算し、それぞれ〇・一五を超えないことを確かめること。ただし、偏心率が〇・一五を超える方向について、次のイ又はロに該当する場合にあっては、この限りでない。

イ　偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力について標準層せん断力係数を〇・二に昭和五十五年建設省告示第千七百九十二号第七の表二の式によって計算したFeの数値を乗じて得た数値以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられた場合

ロ　令第八十二条の三の規定に適合する場合

を同号の国土交通大臣が定める方法により確かめること。

現行告示

木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号ハ及び第三項、第四十八条第一項第二号ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一　令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二　前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。

三　第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

四　建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下この号において「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめること。

五　令第八十二条第四号に定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないこと

平成十二建設省告示第千四百四十六号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

第一　建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一～二十　（略）

二十一　緊張材

二十二　軽量気泡コンクリートパネル

第二　（略）

第三　法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

2　前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

一　製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q九〇〇一（品質マネジメントシステム―要求事項）―二〇〇〇の規定に適合していること。

二・三　（略）

別表第一

(い)	(ろ)
第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）―一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）―一九九四、JIS E一一〇一（普通レール及び分岐器類用特殊レール）―二〇〇一、JIS E一一〇三（軽レール）―一九九三、JIS G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）―一九九五、JIS G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）―一九九九、JIS G三一一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）―一九九三、JIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四、JIS G三一三一（建築構造用圧延棒鋼）―一九九六、JIS G三三〇一（炭素鋼鍛鋼品）―一九八八、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八、JIS G三三一二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九四、JIS G三三一一（溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八、JIS G三三一二（塗装溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八、JIS G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）―一九八七、JIS G三三五二（デッキプレート）―二〇〇三、JIS G三三五三（一般構造用溶接軽量形鋼）―一九九〇、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）―一九九四、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）―一九八八、JIS G三四七五（建築構造用炭素鋼管）―一九九六、JIS G三四七六（一般構造用炉筒煙管）―一九八八、JIS G三四八〇（建築構造用冷間ロール成形角形鋼管）―一九九四、JIS G三四八三（一般構造用ロール成形角形鋼管）―一九九四、JIS G三四八四（一般構造用ロール成形溝形鋼）―一九九四、JIS G三四八五（一般構造用ロール成形Z形鋼）―一九九四、JIS G三四八六（一般構造用ロール成形山形鋼）―一九九四、JIS G三四八七（一般構造用ロール成形リップ溝形鋼）―一九九四、JIS G三四八八（一般構造用ロール成形リップZ形鋼）―一九九四、JIS G三四八九（一般構造用ロール成形リップ山形鋼）―一九九四、JIS G三四九二（一般構造用圧延鋼材）―一九九八、JIS G三四九三（一般構造用圧延棒鋼）―一九九八、JIS G三四九四（一般構造用溶接軽量形鋼）―一九九八、JIS G三四九五（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四九六（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四九七（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四九八（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四九九（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一〇〇（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一〇一（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一〇二（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一〇三（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一〇四（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一〇五（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一〇六（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一〇七（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四一〇八（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一一一（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一一二（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一一三（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一一四（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一一五（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一一六（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一一七（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一一八（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四一一九（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一二〇（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一二一（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一二二（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一二三（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一二四（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一二五（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一二六（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一二七（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四一二八（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一二九（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一三〇（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一三一（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一三二（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一三三（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一三四（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一三五（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一三六（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四一三七（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一三八（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一三九（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一四〇（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一四一（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一四二（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一四三（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一四四（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一四五（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四一四六（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一四七（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一四八（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一四九（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一五〇（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一五一（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一五二（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一五三（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一五四（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四一五五（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一五六（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一五七（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一五八（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一五九（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一六〇（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一六一（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一六二（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一六三（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四一六四（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一六五（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一六六（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一六七（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一六八（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一六九（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一七〇（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一七一（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一七二（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四一七三（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一七四（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一七五（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一七六（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一七七（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一七八（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一七九（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一八〇（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一八一（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四一八二（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一八三（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一八四（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一八五（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一八六（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一八七（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一八八（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一八九（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一九〇（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四一九一（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四一九二（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四一九三（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四一九四（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四一九五（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一九六（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四一九七（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四一九八（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四一九九（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二〇〇（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二〇一（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二〇二（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二〇三（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二〇四（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二〇五（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二〇六（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二〇七（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二〇八（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二〇九（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二一〇（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二一一（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二一二（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二一三（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二一四（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二一五（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二一六（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二一七（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二一八（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二一九（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二二〇（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二二一（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二二二（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二二三（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二二四（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二二五（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二二六（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二二七（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二二八（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二二九（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二三〇（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二三一（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二三二（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二三三（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二三四（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二三五（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二三六（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二三七（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二三八（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二三九（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二四〇（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二四一（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二四二（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二四三（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二四四（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二四五（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二四六（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二四七（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二四八（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二四九（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二五〇（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二五一（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二五二（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二五三（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二五四（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二五五（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二五六（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二五七（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二五八（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二五九（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二六〇（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二六一（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二六二（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二六三（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二六四（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二六五（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二六六（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二六七（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二六八（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二六九（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二七〇（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二七一（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二七二（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二七三（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二七四（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二七五（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二七六（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二七七（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二七八（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二七九（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二八〇（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二八一（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二八二（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二八三（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二八四（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二八五（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二八六（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二八七（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二八八（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二八九（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二九〇（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四二九一（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四二九二（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四二九三（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四二九四（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二九五（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四二九六（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四二九七（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四二九八（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四二九九（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三〇〇（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三〇一（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三〇二（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三〇三（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三〇四（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三〇五（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三〇六（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三〇七（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三〇八（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三〇九（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三一〇（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三一一（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三一二（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三一三（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三一四（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三一五（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三一六（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三一七（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三一八（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三一九（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三二〇（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三二一（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三二二（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三二三（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三二四（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三二五（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三二六（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三二七（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三二八（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三二九（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三三〇（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三三一（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三三二（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三三三（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三三四（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三三五（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三三六（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三三七（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三三八（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三三九（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三四〇（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三四一（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三四二（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三四三（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三四四（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三四五（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三四六（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三四七（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三四八（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三四九（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三五〇（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三五一（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三五二（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三五三（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三五四（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三五五（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三五六（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三五七（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三五八（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三五九（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三六〇（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三六一（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三六二（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三六三（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三六四（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三六五（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三六六（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三六七（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三六八（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三六九（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三七〇（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三七一（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三七二（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三七三（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三七四（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三七五（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三七六（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三七七（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三七八（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三七九（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三八〇（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三八一（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三八二（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三八三（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三八四（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三八五（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三八六（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三八七（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三八八（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三八九（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三九〇（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四三九一（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四三九二（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四三九三（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三九四（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四三九五（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四三九六（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四三九七（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四三九八（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四三九九（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四〇〇（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四〇一（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四〇二（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四〇三（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四〇四（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四〇五（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四〇六（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四〇七（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四〇八（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四〇九（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四一〇（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四一一（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四一二（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四一三（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四一四（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四一五（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四一六（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四一七（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四一八（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四一九（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四二〇（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四二一（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四二二（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四二三（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四二四（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四二五（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四二六（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四二七（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四二八（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四二九（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四三〇（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四三一（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四三二（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四三三（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四三四（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四三五（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四三六（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四三七（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四三八（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四三九（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四四〇（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四四一（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四四二（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四四三（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四四四（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四四五（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四四六（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四四七（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四四八（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四四九（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四五〇（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四五一（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四五二（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四五三（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四五四（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四五五（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四五六（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四五七（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四五八（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四五九（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四六〇（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四六一（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四六二（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四六三（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四六四（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四六五（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四六六（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四六七（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四六八（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四六九（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四七〇（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四七一（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四七二（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四七三（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四七四（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四七五（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四七六（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四七七（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四七八（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四七九（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四八〇（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四八一（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四八二（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四八三（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四八四（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四八五（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四八六（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四八七（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四八八（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四八九（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四九〇（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四四九一（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四四九二（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四九三（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四四九四（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四四九五（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四四九六（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四四九七（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四四九八（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四四九九（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四五〇〇（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四五〇一（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九九八、JIS G三四五〇二（一般構造用溶接軽量Z形鋼）―一九九八、JIS G三四五〇三（一般構造用溶接軽量山形鋼）―一九九八、JIS G三四五〇四（一般構造用溶接軽量リップ溝形鋼）―一九九八、JIS G三四五〇五（一般構造用溶接軽量リップZ形鋼）―一九九八、JIS G三四五〇六（一般構造用溶接軽量リップ山形鋼）―一九九八、JIS G三四五〇七（一般構造用溶接軽量T形鋼）―一九九八、JIS G三四五〇八（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九八、JIS G三四五〇九（一般構造用溶接軽量角形鋼管）―一九九八、JIS G三四五一〇（一般構造用溶接軽量溝形鋼）―一九

五（建築構造用炭素鋼管）―一九九六、ＪＩＳ　Ｇ四〇五一（機械構造用炭素鋼鋼材）―一九七九、ＪＩＳ　Ｇ四〇五三（機械構造用合金鋼鋼材）―二〇〇三、ＪＩＳ　Ｇ四三一一（建築構造用ステンレス鋼材）―二〇〇〇、ＪＩＳ　Ｇ五一〇一（炭素鋼鋳鋼品）―一九九一、ＪＩＳ　Ｇ五一〇二（溶接構造用鋳鋼品）―一九九一、ＪＩＳ　Ｇ五一一一（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋳鋼品）―一九九一又はＪＩＳ　Ｇ五二〇一（溶接構造用遠心力鋳鋼管）―一九九一	
（略）	（略）
第一第二十一号に掲げる建築材料	ＪＩＳ　Ｇ三五三六（ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線）―一九九九、ＪＩＳ　Ｇ三一〇九（ＰＣ鋼棒）―一九九四又はＪＩＳ　Ｇ三一三七（細径異形ＰＣ鋼棒）―一九九四
第一第二十二号に掲げる建築材料	ＪＩＳ　Ａ五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）―一九九七

別表第二

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
（略）	（略）	（略）

四三二一（建築構造用ステンレス鋼材）―二〇〇〇、ＪＩＳ　Ｇ五一〇一（炭素鋼鋳鋼品）―一九九一、ＪＩＳ　Ｇ五一〇二（溶接構造用鋳鋼品）―一九九一又はＪＩＳ　Ｇ五二〇一（溶接構造用遠心力鋳鋼管）―一九九一	
（略）	（略）

別表第二

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
（略）	（略）	（略）

第一第十八号に掲げる建築材料	一・二　（略）
	三　布目曲がりの測定は、ＪＩＳ　Ｌ一〇九六（一般織物試験方法）―一九九九により当該膜材料の三百ミリメートル以上の間隔をおいた五箇所以上について測定するか又は膜材料の品質に応じてこれと同等以上に布目曲がりを測定できる方法によること。
	四～六　（略）
	七　膜材料にあっては、たて糸方向及びよこ糸方向の引張クリープによる伸び率の基準値が定められていること。

第一第十八号に掲げる建築材料	一・二　（略）
	三　布目曲がりの測定は、ＪＩＳ　Ｌ一〇九六（一般織物試験方法）―一九九九により当該膜材料等の三百ミリメートル以上の間隔をおいた五箇所以上について測定するか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に布目曲がりを測定できる方法によること。
	四～六　（略）
	七　膜材料にあっては、たて糸方向及びよこ糸方向の引張クリープによる伸び率の基準値が定められていること。

ハ・ニ　（略）		
八～十　（略）		
十一　（略）	（略）	（略）
第一第二十一号に掲げる建築材料	一　耐力又は〇・二パーセント永久伸びに対する荷重、引張強さ又は引張荷重、伸び及びリラクセーションの基準値が定められていること。	一　引張試験方法及び各特性値の算定方法は、ＪＩＳ　Ｇ三五三六（ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線）―一九九九、ＪＩＳ　Ｇ三一〇九（ＰＣ鋼棒）―一九九四若しくはＪＩＳ　Ｇ三一三七（細径異形ＰＣ鋼棒）―一九九四に定める方法によるか又はこれらと同等以上に耐力又は〇・二パーセント永久伸びに対する荷重、引張強さ又は引張荷重、伸び及びリラクセーションを測定できる方法によること。

ハ・ニ　（略）		
八～十　（略）		
十一　（略）	（略）	（略）

二　棒鋼の場合は、Ｐ、Ｓ及びＣｕの化学成分の含有量の基準値が、単一鋼線又は鋼より線の場合は、これらを構成する素線についてＣ、Ｓｉ、Ｍｎ、Ｐ、Ｓ及びＣｕの化学成分の含有量の基準値が定められていること。 これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。	二　次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に化学成分の含有量を測定できる方法によること。 イ　分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、ＪＩＳ　Ｇ〇三〇三（鋼材の検査通則）―二〇〇〇によること。 ロ　各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。 (1)　ＪＩＳ　Ｇ一二一一（鉄及び鋼―炭素定量方法）―一九九五 (2)　ＪＩＳ　Ｇ一二一二（鉄及び鋼―けい素定量方法）―一九九七 (3)　ＪＩＳ　Ｇ一二一三（鉄及び鋼中のマンガン定量方法）―一九八一 (4)　ＪＩＳ　Ｇ一二一四（鉄及び鋼―りん定量方法）―一九九八 (5)　ＪＩＳ　Ｇ一二一五（鉄及び鋼―硫黄定量方法）―一九九四 (6)　ＪＩＳ　Ｇ一二一九（鉄及び鋼―銅定量方法）―一九九七 (7)　ＪＩＳ　Ｇ一二五三（鉄及び鋼―スパーク放電発光分光分析方法）―一九九五 (8)　ＪＩＳ　Ｇ一二五六（鉄及び鋼―蛍光Ｘ線分析方法）―一九九七 (9)　ＪＩＳ　Ｇ一二五七（鉄及び鋼―原子吸光分析方法）―一九九四

三　緊張材の形状、寸法及び公称断面積の基準値（単一鋼線又は鋼より線にあってはこれらに加え単位質量）が定められていること。	三　次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に緊張材の形状、寸法、公称断面積及び単位質量を測定できる方法によること。 イ　形状及び寸法の測定は次に掲げる方法によること。 (1)　棒鋼及び単一鋼線の測定は、任意の箇所の同一断面における最大径と最小径を測定すること。 (2)　鋼より線の測定は、任意の箇所の外接円の最大径と最小径を測定すること。 ロ　断面積はイで測定した形状及び寸法（鋼より線にあっては、更に素線の断面積）より算定すること。 ハ　単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。 (1)　断面積に対して、密度を乗じて求めること。 (2)　一トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。

四　構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物がないこと。	四　目視によって行うこと。	
第一第二十二号に掲げる建築材料		
一　軽量気泡コンクリートの原料、補強材、防錆材その他の使用材料が定められていること。	一　各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。	二　各部の寸法及び寸法精度の測定は、ＪＩＳＡ五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）―一九九七によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。

三　圧縮強度及び密度の基準値が定められていること。	三　ＪＩＳ　Ａ五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）―一九九七の圧縮強度及び密度の試験方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。	
四　乾燥収縮率の基準値が定められていること。	四　ＪＩＳ　Ａ五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）―一九九七の乾燥収縮率の試験方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。	
五　曲げひび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみの基準値が定められていること。	五　ＪＩＳ　Ａ五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）―一九九七の曲げ強さの試験方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。	
六　構造耐力上有害な亀裂、気泡のむら、欠け、反りその他の欠陥がないこと。	六　目視によって行うこと。	

別表第三（検査項目及び検査方法）

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	検査方法
（略）	（略）	（略）
第一第二十一号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	一　別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行うこと。ただし、組成の検査は資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。
第一第二十二号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	一　別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行うこと。

別表第三（検査項目及び検査方法）

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	検査方法
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

平成十二年建設省告示第千四百四十九号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十九条第一項第四号イ（同令第百四十条第二項、第百四十一条第二項及び第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び百四十二条第一項第五号の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの安全性を確かめるための構造計算の基準を第一から第三まで に定め、同令第百三十九条第一項第三号（同令第百四十条第二項、第百四十一条第二項及び第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高さが六十メートルを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を第四に定める。

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等（以下「煙突等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一　煙突等の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

二　煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。ただし、煙突等の規模又は構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算して構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

イ　（略）

ロ　煙突等の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、煙突等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。

（式　略）

第二　令第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる広告塔又は高架水槽等並びに同条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「広告塔等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一　広告塔等の構造上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合
略	略	略	略

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G　広告塔等の固定荷重によって生ずる力

現行告示

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十九条第三項（同令第百四十条、第百四十一条第二項、第百四十二条及び第百四十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十八条第一項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一　煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等（以下「煙突等」という。）の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

二　煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

イ　（略）

ロ　煙突等の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、煙突等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。ただし、煙突等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。

（式　略）

第二　令第百三十八条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号に掲げる広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「工作物等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一　工作物等の構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合
略	略	略	略

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G　工作物等の固定荷重によって生ずる力

P　広告塔等の積載荷重によって生ずる力
S　令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力
W　令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力（この場合において、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「広告塔等の地盤面からの高さ」と読み替えるものとする。）
K　地震力によって生ずる力（この場合において、地震力は、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、広告塔等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。）

（式　略）

二　前号の規定により計算した構造上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。

三　広告塔等の地下部分については、第一第二号ロの基準を準用する。

第三　令第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第七条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

一　宅地造成等規制法施行令第六条第一項各号のいずれかに該当するがけ面に設ける擁壁

二・三　（略）

四　宅地造成等規制法施行令第十四条の規定に基づき、同令第六条第一項第二号及び第七号から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

第四　煙突等及び広告塔等のうち高さが六十メートルを超えるものの構造計算の基準は、平成十二年建設省告示第千四百六十一号（第八号を除く。）に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。

P　工作物等の積載荷重によって生ずる力
S　令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力
W　令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力（この場合において、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「工作物等の高さ」と読み替えるものとする。）
K　地震力によって生ずる力（この場合において、地震力は、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、工作物等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。）

（式　略）

二　前号の規定によって計算した構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。

三　工作物等の地下部分については、第一第二号ロの基準を準用する。

第三　令第百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第七条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

一　宅地造成等規制法施行令第五条第一項各号の一に該当するがけ面に設ける擁壁

二・三　（略）

四　宅地造成等規制法施行令第十五条の規定に基づき、同令第六条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

平成十二年建設省告示第二千四百六十四号改正案新旧対照条文

改定案

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条、第九十二条、第九十六条及び第九十八条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

第一　鋼材等の許容応力度の基準強度

一　鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	
		（略）	鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの
			（略）
炭素鋼 構造用鋼材	（略）	（略）	（略）
	SDP一T	二一〇	二一〇五
	SDP一TG		
ステンレス鋼 構造用鋼材	（略）	（略）	（略）
	SUS三一六A SDP四	二三五	
	SDP五		
	SUS三一四N二A SDP六	三一二五	

現行告示

（傍線部分は改正部分）

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条、第九十二条、第九十六条及び第九十八条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

第一　鋼材等の許容応力度の基準強度

一　鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	
		（略）	鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの
			（略）
炭素鋼 構造用鋼材	（略）	（略）	（略）
	SDP一T	二一〇	二一〇五
ステンレス鋼 構造用鋼材	（略）	（略）	（略）
	SUS三一六A	二三五	
	SUS三一四N二A	三一二五	

ボルト			
	A二一五〇 A四一五〇	二一〇	JIS　G三五五〇（構造用ステンレス鋼ワイヤロープ）一二〇〇三の付表の区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重（単位　キロニュートン）に二分の千を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積（単位　平方ミリメートル）で除した数値
鋳鋼	（略）	（略）	（略）
（略）			

この表において、SKK四〇〇及びSKK四九〇は、JIS　A五五二一五（鋼管ぐい）一一九九四に定めるSKK四〇〇及びSKK四九〇を、SHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mは、JIS　A五五二六（H形鋼ぐい）一一九九四に定めるSHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mを、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、JIS　G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）一一九九五に定めるSS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇を、SM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS　G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）一一九九九に定めるSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇

ボルト			
	A二一五〇	二一〇	
鋳鋼	（略）	（略）	
（略）			

この表において、SKK四〇〇及びSKK四九〇は、JIS　A五五二一五（鋼管ぐい）一一九九四に定めるSKK四〇〇及びSKK四九〇を、SHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mは、JIS　A五五二六（H形鋼ぐい）一一九九四に定めるSHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mを、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、JIS　G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）一一九九五に定めるSS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇を、SM四〇〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS　G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）一一九九九に定めるSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇

○C、SM四九○A、SM四九○B、SM四九○C、SM四九○YA、SM四九○YB、SM五二○B及びSM五二○Cを、SMA四○○AW、SMA四○○AP、SMA四○○BW、SMA四○○BP、SMA四○○CW、SMA四○○CP、SMA四九○AW、SMA四九○AP、SMA四九○BW、SMA四九○BP、SMA四九○CW及びSMA四九○CPは、JIS G三一一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）―一九九八に定めるSMA四○○AW、SMA四○○AP、SMA四○○BW、SMA四○○BP、SMA四○○CW、SMA四○○CP、SMA四九○AW、SMA四九○AP、SMA四九○BW、SMA四九○BP、SMA四九○CW及びSMA四九○CPを、SN四○○A、SN四○○B、SN四○○C、SN四九○B及びSN四九○Cは、JIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に定めるSN四○○A、SN四○○B、SN四○○C、SN四九○B及びSN四九○Cを、SNR四○○A、SNR四○○B及びSNR四九○Bは、JIS G三一三八（建築構造用圧延棒鋼）―一九九六に定めるSNR四○○A、SNR四○○B及びSNR四九○Bを、SGH四○○、SGC四○○、SGH四九○及びSGC四九○は、JIS G三三○二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八に定めるSGH四○○、SGC四○○、SGH四九○及びSGC四九○を、CGC四○○及びCGC四九○は、JIS G三三一二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九四に定めるCGC四○○及びCGC四九○を、SGLH四○○、SGLC四○○、SGLH四九○及びSGLC四九○は、JIS G三三二一（溶融五十五パーセントアルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八に定めるSGLH四○○、SGLC四○○、SGLH四九○及びSGLC四九○を、CGLC四○○及びCGLC四九○は、JIS G三三二二（塗装溶融五十五パーセントアルミニウム―亜鉛合金めっ

○C、SM四九○A、SM四九○B、SM四九○C、SM四九○YA、SM四九○YB、SM五二○B及びSM五二○Cを、SMA四○○AW、SMA四○○AP、SMA四○○BW、SMA四○○BP、SMA四○○CW、SMA四○○CP、SMA四九○AW、SMA四九○AP、SMA四九○BW、SMA四九○BP、SMA四九○CW及びSMA四九○CPは、JIS G三一一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）―一九九八に定めるSMA四○○AW、SMA四○○AP、SMA四○○BW、SMA四○○BP、SMA四○○CW、SMA四○○CP、SMA四九○AW、SMA四九○AP、SMA四九○BW、SMA四九○BP、SMA四九○CW及びSMA四九○CPを、SN四○○A、SN四○○B、SN四○○C、SN四九○B及びSN四九○Cは、JIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に定めるSN四○○A、SN四○○B、SN四○○C、SN四九○B及びSN四九○Cを、SNR四○○A、SNR四○○B及びSNR四九○Bは、JIS G三一三八（建築構造用圧延棒鋼）―一九九六に定めるSNR四○○A、SNR四○○B及びSNR四九○Bを、SGH四○○、SGC四○○、SGH四九○及びSGC四九○は、JIS G三三○二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八に定めるSGH四○○、SGC四○○、SGH四九○及びSGC四九○を、CGC四○○及びCGC四九○は、JIS G三三一二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九四に定めるCGC四○○及びCGC四九○を、SGLH四○○、SGLC四○○、SGLH四九○及びSGLC四九○は、JIS G三三二一（溶融五十五パーセントアルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八に定めるSGLH四○○、SGLC四○○、SGLH四九○及びSGLC四九○を、CGLC四○○及びCGLC四九○は、JIS G三三二二（塗装溶融五十五パーセントアルミニウム―亜鉛合金めっ

き鋼板及び鋼帯）―一九九八に定めるCGLC四○○及びCGLC四九○を、SSC四○○は、JIS G三三五○（一般構造用軽量形鋼）―一九八七に定めるSSC四○○を、SDP一T、SDP一TG、SDP二、SDP二G、SDP三、SDP四、SDP五及びSDP六は、JIS G三三五二（デッキプレート）―二○○三に定めるSDP一T、SDP一TG、SDP二、SDP二G、SDP三、SDP四、SDP五及びSDP六を、SWH四○○及びSWH四○○Lは、JIS G三三五三（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九○に定めるSWH四○○を、STK四○○及びSTK四九○は、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）―一九九四に適合するSTK四○○及びSTK四九○を、STKR四○○及びSTKR四九○は、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）―一九八八に適合するSTKR四○○及びSTKR四九○を、STKN四○○W、STKN四○○B及びSTKN四九○Bは、JIS G三四七五（建築構造用炭素鋼管）―一九九六に定めるSTKN四○○W、STKN四○○B及びSTKN四九○Bを、四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八は、JIS B一○五一（炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質―第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）―二○○○に定める強度区分である四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八を、SC四八○は、JIS G五一○一（炭素鋼鋳鋼品）―一九九一に定めるSC四八○を、SCW四一○及びSCW四八○は、JIS G五一○二（溶接構造用鋳鋼品）―一九九一に定めるSCW四一○及びSCW四八○を、SCW四一○CF、SCW四八○CF及びSCW四九○CFは、JIS G五二○一（溶接構造用遠心力鋳鋼管）―一九九一に定めるSCW四一○CF、SCW四八○CF及びSCW四九○CFを、SUS三○四A、SUS三一六A、SUS三○四N二A及びSCS一三AA―CFは、JIS G四三二一（建築構造用ス

き鋼板及び鋼帯）―一九九八に定めるCGLC四○○及びCGLC四九○を、SSC四○○は、JIS G三三五○（一般構造用軽量形鋼）―一九八七に定めるSSC四○○を、SDP一T、SDP二、SDP二G及びSDP三は、JIS G三三五二（デッキプレート）―一九七九に定めるSDP一T、SDP二、SDP二G及びSDP三を、SWH四○○及びSWH四○○Lは、JIS G三三五三（一般構造用溶接軽量H形鋼）―一九九○に定めるSWH四○○を、STK四○○及びSTK四九○は、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）―一九九四に定めるSTK四○○及びSTK四九○を、STKR四○○及びSTKR四九○は、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）―一九八八に定めるSTKR四○○及びSTKR四九○を、STKN四○○W、STKN四○○B及びSTKN四九○Bは、JIS G三四七五（建築構造用炭素鋼管）―一九九六に定めるSTKN四○○W、STKN四○○B及びSTKN四九○Bを、四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八は、JIS B一○五一（炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質―第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）―二○○○に定める強度区分である四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八を、SC四八○は、JIS G五一○一（炭素鋼鋳鋼品）―一九九一に定めるSC四八○を、SCW四一○及びSCW四八○は、JIS G五一○二（溶接構造用鋳鋼品）―一九九一に定めるSCW四一○及びSCW四八○を、SCW四一○CF、SCW四八○CF及びSCW四九○CFは、JIS G五二○一（溶接構造用遠心力鋳鋼管）―一九九一に定めるSCW四一○CF、SCW四八○CF及びSCW四九○CFを、SUS三○四A、SUS三一六A、SUS三○四N二A及びSCS一三AA―CFは、JIS G四三二一（建築構造用ステンレス鋼材）―二○○○に定めるSUS三○四A、SUS三一六A、SUS三○四N二A及びSCS

テンレス鋼材）―二〇〇〇に定めるSUS三〇四A、SUS三一六A、SUS三〇四N二A及びSCS一三AA―CFを、A二―五〇及びA四―五〇は、JIS B一〇五四―一（耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質―第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）―二〇〇一に定めるA二―五〇及びA四―五〇を、SR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一二（鉄筋コンクリート用棒鋼）―一九八七に定めるSR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、SRR二三五及びSDR二三五は、JIS G三一一七（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）―一九八七に定めるSRR二三五及びSDR二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とする。

二・三　（略）

第二　溶接部の許容応力度の基準強度

一　溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値（異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二号において同じ。）とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
		（略）
炭素鋼	構造用鋼材	（略）
	SDP一T	二三五
	SDP一TG	
		鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの　二〇五

二三AA―CFを、A二―五〇は、JIS B一〇五四（ステンレス鋼製耐食ねじ部品の機械的性質）―一九九五に定めるA二―五〇を、SR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一二（鉄筋コンクリート用棒鋼）―一九八七に定めるSR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、SRR二三五及びSDR二三五は、JIS G三一一七（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）―一九八七に定めるSRR二三五及びSDR二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とする。

二・三　（略）

第二　溶接部の許容応力度の基準強度

一　溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値（異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二号において同じ。）とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
		（略）
炭素鋼	構造用鋼材	（略）
	SDP一T	二三五
		鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの　二〇五

二　（略）

第三・第四　（略）

鋳鋼		（略）	（略）
		（略）	（略）
ステンレス鋼	構造用鋼材	（略）	（略）
	SUS三〇四A SUS三一六A	二三五	（略）
	SDP四 SDP五		
	SUS三〇四N二A SDP六	三二五	（略）
鋳鋼		（略）	（略）

二　（略）

第三・第四　（略）

鋳鋼		（略）	（略）
		（略）	（略）
ステンレス鋼	構造用鋼材	（略）	（略）
	SUS三〇四A SUS三一六A	二三五	（略）
	SUS三〇四N二A	三二五	（略）
鋳鋼		（略）	（略）

平成十三年国土交通省告示第千二十四号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の引張りの材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の引張りの材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める

維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

第一　特殊な許容応力度

一～十四　（略）

十五　あと施工アンカーに丸鋼を用いる場合のコンクリートの付着の許容応力度は、丸鋼の使用位置及び令第七十四条第一項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度（以下「設計基準強度」という。）に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値としなければならない。ただし、コンクリート中に設置した丸鋼の引抜きに関する実験によって付着強度を確認した場合においては、当該付着強度の三分の一の数値とすることができる。

丸鋼の使用位置		長期に生ずる力に対する付着の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する付着の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
(一)	はりの上端	(4/100)Fまたは〇・九のうち小さい数値	長期に生ずる力に対する付着の許容応力度の数値の二倍とする。
	(一)に示す位置以外の位置	(6/100)Fまたは一・三五のうち小さい数値	

この表において、Fは、設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

十六　（略）

十七　緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

緊張材の種類		長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
径が十三ミリメートル以下のねじ切り鋼棒		0.65F_u又は0.75F_yのうち小さい方の数値	0.9F_y
その他の緊張材		0.7F_u又は0.8F_yのうち小さい方の数値	

この表において、F_u及びF_yは、それぞれ次の表に掲げる引張強さ及び耐力を表すものとする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた緊張材の引張強さ及び耐力は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

十五　（略）

緊張材の種類及び品質

	引張強さ（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	耐力（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
単一鋼線 丸線及び異形線	SWPR 径が五ミリメートルのもの	一、六二〇	一、四二〇
	SWPR 一AN、一AL、 径が七ミリメートルのもの	一、五一五	一、三二五
	SWPD 1N、S 径が八ミリメートルのもの	一、四七〇	一、二七五
	SWPD1 WPD1L 径が九ミリメートルのもの	一、四二〇	一、二二五
	SWPR 一BN、 径が五ミリメートルのもの	一、七二〇	一、五二〇
	SWPR 一BL 径が七ミリメートルのもの	一、六一五	一、四二五
	径が八ミリメートルのもの	一、五七〇	一、三七五
二本より線	SWPR 二N、S 二・九ミリメートル二本より	一、九三〇	一、七一〇
三本より線	SWPD 二・九ミリメートル三本より	一、九二五	一、七〇五
	WPD三L		
七本より線	SWPR 九・三ミリメートル七本より	一、七二〇	一、四六〇
	七AN、七AL SWPR 十・八ミリメートル七本より	一、七二〇	一、四六〇
	十二・四ミリメートル七本より	一、七二〇	一、四六〇
	十五・二ミリメートル七本より	一、七三〇	一、四七〇
	七BN、七BL SWPR 九・五ミリメートル七本より	一、八六〇	一、五八〇
	十一・一ミリメートル七本より	一、八六〇	一、五九〇
	十二・七ミリメートル七本より	一、八五〇	一、五八〇
一本より	WPR二L		

		メートル七本より		
		十五・二ミリメートル七本より	一、八八〇	一、六〇〇
十九本より線	SWPR十九N、SWPR十九L	十七・八ミリメートル十九本より	一、八五五	一、五八〇
		十九・三ミリメートル十九本より	一、八五〇	一、五八五
		二十・三ミリメートル十九本より	一、八二五	一、五五五
		二十一・八ミリメートル十九本より	一、八三〇	一、五八〇
		二十八・六ミリメートル十九本より	一、七八〇	一、五一五
鋼棒 PC鋼棒	SBPR785／1030	径が四〇ミリメートル以下のもの	一、〇三〇	七八五
	SBPR930／1080		一、〇八〇	九三〇
	SBPR930／1180		一、一八〇	九三〇
	SBPR1080／1230		一、二三〇	一、〇八〇
細径異形PC鋼棒	SBPD930／1080N（L）	径が十三ミリメートル以下のもの	一、〇八〇	九三〇
	SBPD1080／1230N（L）		一、二三〇	一、〇八〇
	SBPD1275／1420N（L）		一、四二〇	一、二七五

この表において、単一鋼線、鋼より線で示される緊張材の種類は、それぞれJIS G三五三六（PC鋼線及びPC鋼より線）―一九九九に定める緊張材の種類を、PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G三一〇九（PC鋼棒）―一九九四に定める緊張材の種類を、細径異形PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G三一三七（細径異形PC鋼棒）―一九九四に定める緊張材の種類をそれぞれ表すものとする。

十八　軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度にあっては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	
圧縮	せん断	圧縮	せん断
一・三	〇・〇八	二・〇	〇・一二

第二　特殊な材料強度

一～十三　（略）

十四　あと施工アンカーに丸鋼を用いる場合のコンクリートの付着の材料強度は、第一第十五号の表に規定する長期に生ずる力に対する付着の許容応力度の数値の三倍の数値としなければならない。

十五　（略）

十六　緊張材の材料強度は、第一第十六号の表に規定する耐力の数値によらなければならない。

第二　特殊な材料強度

一～十四　（略）

十四　（略）

十七　軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮の材料強度は、第一第十七号の表に規定する短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の一・五倍としなければならない。

第三　基準強度

一～三　（略）

四　第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたターンバックルの基準強度にあっては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

品質	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
ターンバックル	二三五

この表において、ターンバックルは、日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）　Ａ五五四〇（建築用ターンバックル）―二〇〇三、ＪＩＳ　Ａ五五四一（建築用ターンバックル胴）―二〇〇三及びＪＩＳ　Ａ五五四二（建築用ターンバックルボルト）―二〇〇三に規定するターンバックルを表すものとする。

五～八　（略）

第三　基準強度

一～三　（略）

四　第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたターンバックルの基準強度にあっては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

品質	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
ターンバックル	二三五

この表において、ターンバックルは、日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）　Ａ五五四〇（建築用ターンバックル）―一九八二、ＪＩＳ　Ａ五五四一（建築用ターンバックル胴）―一九九三及びＪＩＳ　Ａ五五四二（建築用ターンバックルボルト）―一九九三に規定するターンバックルを表すものとする。

五～八　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案

構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）により設けられるものを用いる場合における国土交通大臣が定める技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を次のように定める。

第一　構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一～三　（略）

四　耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、二〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五　各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表一―二の耐力壁の種類の欄に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあっては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

耐力壁の種類	倍率

現行告示

構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）により設けられるものを用いる場合における国土交通大臣が定める技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を次のように定める。

第一　構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一～三　（略）

四　耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五　各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表一―二の耐力壁の種類の欄に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあっては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

耐力壁の種類	倍率

	(一)	(二)
三	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。）に規定する特類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下同じ。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。）、ハードボード（日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ａ五九〇五（繊維版）―一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八（パーティクルボード）―一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四―一〇タイプ、一七・五―一〇・五タイプ又は三〇―一五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	（略）
三	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。）に規定する特類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下同じ。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。）、ハードボード（日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ａ五九〇五（繊維版）―一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八（パーティクルボード）―一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四―一〇タイプ、一七・五―一〇・五タイプ又は三〇―一五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	（略）

	(三)	(四)	(五)	(六)
一・七	構造用せっこうボードＡ種（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）―二〇〇五に規定する構造用せっこうボードＡ種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	構造用せっこうボードＢ種（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）―二〇〇五に規定する構造用せっこうボードＡ種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はフレキシブル板（ＪＩＳ　Ａ五四三〇（繊維強化セメント板）―二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。）のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	強化せっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）―二〇〇五に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	せっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）―二〇〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシージングボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇五（繊維板）―一九九四に規定するシージングボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁
一	一・五	一・三	一	

	(三)	(四)
	フレキシブル板（ＪＩＳ　Ａ五四三〇（繊維強化セメント板）―二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。）のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	せっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）―一九九四に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシージングボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇五（繊維板）―一九九四に規定するシージングボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁
	一・五	一

表一―二

	耐力壁の種類	倍率
(一)	(略)	(略)
(二)	(略)	(略)
(三)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)
(五)	構造用せっこうボードA種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片面全面に打ち付けた耐力壁	一・七
(六)	構造用せっこうボードB種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片面全面に斜めに打ち付けた耐力壁	一・五
(七)	強化せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片面全面に打ち付けた耐力壁	一・三
(八)	せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシージングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	一
(九)	厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	〇・五

表一―二

	耐力壁の種類	倍率
(一)	(略)	(略)
(二)	(略)	(略)
(三)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)
(五)	せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片面全面に斜めに打ち付けた耐力壁	一・五
(六)	シージングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	一
(七)	厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	〇・五

表一―二

	耐力壁の種類	倍率
(一)	(略)	(略)
(二)	(略)	(略)
(三)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)
(五)	(一)から(四)までに掲げる壁材を両側前面に打ち付けた耐力壁	(一)から(四)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和（五を超えるときは、五）
(六)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	〇・五
(七)	(一)から(五)までに掲げる耐力壁と(六)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一)から(五)までのそれぞれの数値と(六)の数値との和（五を超えるときは、五）

表一―二

	耐力壁の種類	倍率
(一)	(略)	(略)
(二)	(略)	(略)
(三)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)
(五)	(一)から(六)までに掲げる壁材を両側前面に打ち付けた耐力壁	(一)から(六)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和（五を超えるときは、五）
(六)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	〇・五
(七)	(一)から(六)までに掲げる耐力壁と(八)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一)から(七)までのそれぞれの数値と(八)の数値との和（五を超えるときは、五）
(八)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	〇・五
(九)	(一)から(七)までに掲げる耐力壁と(八)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一)から(七)までのそれぞれの数値と(八)の数値との和（五を超えるときは、五）

(十)		(十一)	(十二)
(一)から(九)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(九)までのそれぞれの数値と(一)から(九)までのそれぞれの数値との和（五を超えるときは、五）	〇・五	(一)から(十)までのそれぞれの数値と(十一)の数値との和（五を超えるときは、五）
厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	(一)から(十)までに掲げる耐力壁と(十一)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁		

表二・表三　（略）

六　耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル（床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合には六十平方メートル）以下としなければならない。ただし、床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合にあっては、当該水平投影面積を六十平方メートル以下（耐力壁線により囲まれた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が二分の一を超える場合にあっては七十二平方メートル）とすることができることとする。

七　外壁の耐力壁線相互の交さする部分（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八　耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、三〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル（当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合については、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除き、当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメート

(八)		(九)	(十)
(一)から(七)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(七)までのそれぞれの数値と(一)から(七)までのそれぞれの数値との和（五を超えるときは、五）	〇・五	(一)から(八)までのそれぞれの数値と(九)の数値との和（五を超えるときは、五）
厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	(一)から(八)までに掲げる耐力壁と(九)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁		

表二・表三　（略）

六　耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル（床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合には六十平方メートル）以下としなければならない。

七　外壁の耐力壁線相互の交さする部分（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八　耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル（当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合については、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造

ル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

（表　略）

九　各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ　たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を三本以上

ロ　たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ　イ及びロ以外の場合にあっては、次に定めるところによる。

(1)・(2)　（略）

十～十四　（略）

十五　壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

	緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一)	たて枠と上枠又は下枠	CN九〇 CNZ九〇	二本	—	一箇所当たり千ニュートン
		CN七五 CNZ七五	三本		
		BN九〇 CN六五 CNZ六五			
		BN七五			
		BN六五	四本		
(二)	下枠と床版の枠組材	緊結する部分			
	三階建ての建築物の一階	CN九〇 CNZ九〇	—	二十五センチメートル以下	一箇所当たり三千二百ニュートン
		BN九〇		十七センチメートル以下	
	その他の階	CN九〇 CNZ九〇		五十センチメートル以下	一箇所当たり千六百ニュートン
		BN九〇		三十四センチメートル以下	

ル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

（表　略）

九　各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ　たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を三本以上

ロ　たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ　イ及びロ以外の場合にあっては、次に定めるところによる。

(1)・(2)　（略）

十～十四　（略）

十五　壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

	緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一)	たて枠と上枠又は下枠	CN九〇 CNZ九〇	二本	—	一箇所当たり千ニュートン
		CN七五 CNZ七五	三本		
		BN九〇 CN六五 CNZ六五			
		BN七五			
		BN六五	四本		
(二)	下枠と床版の枠組材	緊結する部分			
	三階建ての建築物の一階	CN九〇 CNZ九〇	—	二十五センチメートル以下	一箇所当たり三千二百ニュートン
		BN九〇		十七センチメートル以下	
	その他の階	CN九〇 CNZ九〇		五十センチメートル以下	一箇所当たり千六百ニュートン
		BN九〇		三十四センチメートル以下	

(三)	(四)
上枠と頭つなぎ	たて枠とたて枠又はまぐさ受け
CN九〇 CNZ九〇	CN七五 CNZ七五
BN九〇	BN七五
—	—
五十センチメートル以下	三十センチメートル以下
三十四センチメートル以下	二十センチメートル以下
一箇所当たり千六百ニューートン	一箇所当たり二千二百ニューートン

(三)	(四)
上枠と頭つなぎ	たて枠とたて枠又はまぐさ受け
CN九〇	CN七五
BN九〇	BN七五
—	—
五〇センチメートル以下	三十センチメートル以下
三十四センチメートル以下	二十センチメートル以下
一箇所当たり千六百ニューートン	一箇所当たり二千二百ニューートン

(五)		
壁の枠組材と筋かい両端部	CN六五 CNZ六五	BN六五
下枠、たて枠及び上枠 二本	—	下枠、たて枠及び上枠 三本
—	—	—
一箇所当たり二千二百ニューートン		

この表において、くぎの種類の欄に掲げる記号は、JIS A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定する規格を表すものとする。以下第二第七号の表において同様とする。

十六　壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げる通り緊結しなければならない。

壁材の種類	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔
構造用合板、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板又はラスシート	CN五〇 CNZ五〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下
	BN五〇	—	くぎ又はねじの間隔

(五)		
壁の枠組材と筋かい両端部	CN六五 CNZ六五	BN六五
下枠、たて枠及び上枠 二本	—	下枠、たて枠及び上枠 三本
—	—	—
一箇所当たり二千二百ニューートン		

この表において、くぎの種類の欄に掲げる記号は、JIS A五五〇八（くぎ）―一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第二第七号の表において同様とする。

十六　壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げる通り緊結しなければならない。

壁材の種類	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔
構造用合板、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板又はラスシート	CN五〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下
	BN五〇	—	くぎ又はねじの間隔

（略）

製材		
CN五〇 CNZ五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	
BN五〇	下枠、たて枠及び上枠三本	—

この表において、SNF四五、CN五〇、CNZ五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八（くぎ）—二〇〇五に規定するSNF四五、CN五〇、CNZ五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、JIS B一一二二（十字穴付き木ねじ）—一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSNは、JIS B一一二五（ドリリングタッピンねじ）—二〇〇三に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のものを表すものとする。

十七　（略）

九

第二　構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一　床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇若しくは二一二に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二～六　（略）

七　床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分		緊結の方法		
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	許容せん断耐力
(一)	床根太と土台又は頭つなぎ	CN七五 CNZ七五	二本	—	一箇所当たり千百ニュートン
		CN六五 CNZ六五	三本		
		BN七五			
		BN六五	四本		
(二)	端根太又は側根太と土台又	地階を除く階数が三の建築	CN七五 CNZ七五	—	二十五センチメートル以下	一箇所当たり二千二百ニュートン

（略）

製材		
CN五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	
BN五〇	下枠、たて枠及び上枠三本	—

この表において、SNF四五、CN五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八（くぎ）—一九九二に規定するSNF四五、CN五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、JIS B一一二二（十字穴付き木ねじ）—一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSNは、JIS B一一二五（ドリリングタッピンねじ）—一九九五に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のものを表すものとする。

十七　（略）

九

第二　構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一　床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇、二一二若しくは三〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二～六　（略）

七　床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分		緊結の方法		
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	許容せん断耐力
(一)	床根太と土台又は頭つなぎ	CN七五	二本	—	一箇所当たり千百ニュートン
		CN六五 BN七五	三本		
		BN六五	四本		
(二)	端根太又は側根太と	地階を除く階数が三の建築	CN七五	—	二十五センチメートル以下	一箇所当たり二千二百ニュートン

	は頭つなぎ	物の一階	BN七五	—	十八センチメートル以下	
	その他の階	CN七五 CNZ七五	BN七五	—	五十センチメートル以下	一箇所当たり千百ニュートン
					三十六センチメートル以下	
(三)	床版の型枠材と床材	床材の外周部分	CN五〇 CNZ五〇	—	十五センチメートル以下	一箇所当たり二千八百ニュートン
			BN五〇	—	十センチメートル以下	
		その他の部分	CN五〇 CNZ五〇	—	二十センチメートル以下	一箇所当たり二千百ニュートン
			BN五〇		十五センチメートル以下	

八　二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号及び第三号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九　前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。こ

	土台又は頭つなぎ	物の一階	BN七五	—	十八センチメートル以下	ートン
	その他の階	CN七五	BN七五	—	五十センチメートル以下	一箇所当たり千百ニュートン
					三十六センチメートル以下	
(三)	床版の型枠材と床材	床材の外周部分	CN五〇	—	十五センチメートル以下	一箇所当たり二千八百ニュートン
			BN五〇		十センチメートル以下	
		その他の部分	CN五〇	—	二十センチメートル以下	一箇所当たり二千百ニュートン
			BN五〇	—	十五センチメートル以下	

八　二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の三に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九　前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。こ

の場合において、同条各号中「構造耐力上必要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イ～ハ　（略）

ニ　床版に木質接着パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着パネルをいう。）を使用する場合

ホ・ヘ　（略）

第三　第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一　次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第二の規定（第二第一号の規定を除く。）は適用しない。

イ　次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1)～(4)　（略）

(5)　建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあっては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靭性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靭性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

ロ　（略）

の場合において、同条各号中「構造耐力上必要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イ～ハ　（略）

ニ・ホ　（略）

第三　第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一　次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第二の規定（第二第一号の規定を除く。）は適用しない。

イ　次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1)～(4)　（略）

(5)　建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあっては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、特定建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靭性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靭性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

ロ　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の二第一号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一に、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第二に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。

第一　建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁（以下「屋根ふき材等」という。）の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一　建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ　（略）

ロ　地震に対して、建築物全体（令第百三十七条の十四第一号に規定する部分（以下この号において「独立部分」という。）であって、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。ハにおいて同じ。）が法第二十条第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地

現行告示

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の二第一号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一に、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第二に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。

第一　建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁（以下「屋根ふき材等」という。）の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一　建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ　（略）

ロ　地震に対して、建築物全体（令第百三十七条の十四第一号に規定する部分（以下この号において「独立部分」という。）であって、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。ハにおいて同じ。）が令第三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算（地震に係る部分に限る。）によ

二　次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第十二号、第十五号及び第十六号並びに第二第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ　（略）

ロ　建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるところによること。

二　第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第九号、第十一号、第十五号及び第十六号並びに第二第三号（床根太の間隔を一メートル以下とした場合に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

二　次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第十二号、第十五号及び第十六号並びに第二第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ　（略）

ロ　建築物等の地上部分について、令第八十二条の三第二号に定めるところによること。

二　第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第十五号及び第十六号並びに第二第七号の規定は適用しない。

平成十七国土交通省告示第六百三十一号改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行告示
エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件	エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次のように定める。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に建築物の安全さを確かめることのできる構造計算を次のように定める。
第一～第九　（略）	第一～第九　（略）

震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分について平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができるものとする。

ハ　（略）

二　建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ　屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第百二十九条の二の四第三号の規定に適合すること。

ロ　（略）

ハ　建築物に設ける昇降機は、令第百二十九条の四及び令第百二十九条の五（これらの規定を令第百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、令第百二十九条の六第一号並びに令第百二十九条の八第一項の規定に適合すること。

三　（略）

第二　（略）

って構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分について平成七年建設省告示第二千九十号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができるものとする。

ハ　（略）

二　建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ　屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第百二十九条の二の四各項の規定に適合すること。

ロ　（略）

ハ　建築物に設ける昇降機は、令第百二十九条の四（令第百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、令第百二十九条の六第一号、令第百二十九条の七第四号及び令第百二十九条の八第一項の規定に適合すること。

三　（略）

第二　（略）

第三号の二様式（第一条の三関係）

構造計算概要書

（保有水平耐力計算/許容応力度等計算/令第 82 条各号及び令第 82 条の 4 に定めるところによる構造計算）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】

【２．構造計算を行つた者】

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】

【４．主要用途】

【５．規模】

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．階数】　地上　　階　　地下　　階　　塔屋　　階

【ニ．高さ】　　m

【ホ．軒の高さ】　　m

【ヘ．基礎の底部の深さ】　　m

（注意事項）

・【１】から【５】までの項目については、確認申請書等に記載されている場合は省略することができる。

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．適用する構造計算】

□　保有水平耐力計算

□　許容応力度等計算

□　令第 82 条各号及び令第 82 条の 4 に定めるところによる構造計算

□　その他（　　）

（注意事項）

・該当するチェックボックスに「レ」マークを記入すること。

・「その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の内容を記載すること。

【９．使用プログラムの概要】　（参照頁　　）

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．適用範囲との関係】

（注意事項）

・複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記載すること。

・プログラムの名称は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記載すること。

・構造計算チェックリスト（建築物と当該プログラムの適用範囲との関係を示したものをいう。）について、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【１０．使用する材料と部位】　（参照頁　　）

（表の様式・記載例）

材料	設計基準強度あるいは品質	使用部位	認定の有無	備考
コンクリート	Fc24N/mm^2	９階立上がりより上部		
	Fc27N/mm^2	５階立上がりより９階床まで		
	Fc30N/mm^2	３階立上がりより５階床まで		
	Fc33N/mm^2	１階立上がりより３階床まで		
	Fc33N/mm^2	基礎、１階床		
	Fc27N/mm^2	杭		
鉄　　筋	SD295A	D16 以下		
	SD345	D19 以上 D29 以下		
	SD390	D32 以上 D35 以下		
	KSS785	S13（高強度せん断補強筋）	●●-0012	

（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される材料のすべてを記載すること。
・認定の有無欄は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあつては認定番号を記載すること。
・備考欄は、必要に応じて記載すること。

【１１．使用する材料の許容応力度等】　（参照頁　　）

（表の様式・記載例）

(1)コンクリートの許容応力度

種類		長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着
				上端筋	その他の鉄筋			
普通	Fc24	8.0	0.74	0.80	1.00	長期の2.0倍	長期の1.5倍	長期の1.5倍
	Fc27	9.0	0.77	0.84	1.05			
	Fc30	10.0	0.80	0.88	1.10			
	Fc33	11.0	0.83	0.92	1.15			

（備　考）

(2)鉄筋の許容応力度

種類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断	
SD295A	195		195	295	295	295	295
SD345	215	(195)	195	345	345	345	345
SD390	215	(195)	195	390	390	390	390
KSS785	－		195	－	585	585	785

（備　考）

（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の材料については、上記の表に準じて記載すること。

・留意すべき事項等があれば、備考欄に記入すること。

【１２．地盤・基礎等説明書】　（参照頁　　）

（注意事項）
・地盤調査方法及びその結果、地盤の許容応力度及びその算定方法、基礎・基礎ぐいの許容支持力及びその算定方法に関する資料等を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【１３．略伏図】　（参照頁　　）

（注意事項）
・原則として各階の略伏図を図示すること。基準階のみの略伏図を図示する場合にあつては、その他の階の略伏図について対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・構造計算に当たつて用いた構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の配置を確認できるよう図示すること。この場合において、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記すること。
・原則として略伏図は相似則に基づき作成すること。
・大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあつては、該当する階に図示すること。

【１４．略軸組図】　（参照頁　　）

（注意事項）
・原則としてすべての通り（構面）の略軸組図を図示すること。代表的な通り（構面）のみの略軸組図を図示する場合にあつては、その他の通り（構面）の略軸組図について対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・構造計算に当たつて用いた構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の配置を確認できるよう図示すること。この場合において、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記すること。
・原則として略軸組図は相似則に基づき作成すること。

【１５．部材断面表】　（参照頁　　）

（注意事項）
・すべての階、すべての通り（構面）の略伏図、略軸組図に部材断面表を記載すること。構造計算概要書に記載しない場合にあつては、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・ 略伏図及び略軸組図に付す構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させること。

【１６．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

（注意事項）

・法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあつては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・該当する項目が複数存在する場合にあつては、それぞれの参照頁を記載すること。

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記載すること。

・特殊荷重が生じる場合にあつては、当該荷重の根拠を明記すること。

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）

【イ．垂直積雪量】　　ｃｍ

【ロ．単位荷重】　　Ｎ／㎡・ｃｍ

【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無

【ニ．特定行政庁で定める規則】

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【４．風圧力】　（参照頁　　）

【イ．地表面粗度区分】　Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　・　Ⅳ

【ロ．基準風速】　V_0　＝　　ｍ／ｓｅｃ

【ハ．Ｅの数値】　Ｅ　＝　$Er^2 \cdot Gf$　＝

【ニ．速度圧】　ｑ　＝　$0.6EV_0^2$　＝　　Ｎ／㎡

【ホ．風力係数】　Ｃｆ　＝

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【５．地震力】　（参照頁　　）

【イ．地震地域係数】　Ｚ　＝

【ロ．地盤種別】

【ハ．設計用一次固有周期】

【ニ．振動特性係数】　R_t　＝

【ホ．標準せん断力係数】　C_0　＝

【ヘ．地下部分の水平震度】

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・設計用一次固有周期、振動特性係数及び標準せん断力係数は、計算する方向別に記載すること。

方向	階	Ｗｉ（単位　キロニュートン）	ΣＷｉ（単位　キロニュートン）	αｉ	Ａｉ	Ｃｉ	Ｑｉ（単位　キロニュートン）

（注意事項）

・Ｗｉは、ｉ階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

・ΣＷｉは、ｉ階から上の階に生ずる常時荷重の和とする。

・αｉは、当該建築物に生ずるすべての常時荷重の和に対するｉ階から上の階に生ずる常時荷重の和の比とする。

・Ａｉは、地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数とする。

・Ｃｉは、地震層せん断力係数とする。

・Ｑｉは、ｉ階に生ずる地震力の数値とする。

【６．荷重分布図】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・特殊荷重の分布を略伏図上にそれぞれ記載すること。

【７．その他の荷重・外力】　（参照頁　　）

【イ．土圧に対する考慮】

【ロ．水圧に対する考慮】

【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

§３　応力計算

【１．架構モデル図】　（参照頁　　）

（注意事項）

・基準階及び代表的な通り（構面）の架構モデル図を図示すること。その他の架構モデル図は、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいのモデル化の様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図又は略軸組図若しくはその模式図上に記載すること。この場合において、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記載することができるものとする。

【２．鉛直荷重時応力】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・応力図の記載に当たつては、別記第●号様式に従つて記載すること。

【３．水平荷重時応力】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・応力図の記載に当たつては、別記第●号様式に従つて記載すること。

【４．水平力分担】　（参照頁　　）

方向	階	ΣQ_C（単位　キロニュートン）	ΣQ_W（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Q_W}{\sum Q_C+\sum Q_W}$	分担率（単位　パーセント）	
					柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・Q_C は、柱が負担するせん断力とする。

・Q_W は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

【５．基礎反力図】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・基礎反力図の記載に当たつては、別記第●号様式に従つて記載すること。

§４　断面計算

【１．断面検定表】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付すること。

・断面検定表には、別表に掲げる項目を記載すること。ただし、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができる。

・断面検定表に記載する項目は、必要に応じて追加等を行うことができる。

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・長期荷重時断面検定比図の記載に当たつては、別記第●号様式に従つて記載すること。

【３．短期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・短期荷重時断面検定比図の記載に当たつては、別記第●号様式に従つて記載すること。

§５　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

（注意事項）

・基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算について対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

§６　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

（注意事項）

・使用上の支障に関する検討について対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

§７　層間変形角、剛性率、偏心率等

【１．層間変形角・剛性率】　（参照頁　　）

方向	階	階高（単位ミリメートル）	最大層間変位（単位ミリメ	最大層間変形角	剛性率を計算する場合の層間変位（単位　ミリメートル）	剛性率を計算する場合の層間変形角	剛性率	F_s

			ートル)					

(注意事項)
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・Fs は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第６に規定する Fs の数値とすること。

【２．損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容】　(参照頁　　)
(注意事項)
・層間変形角が 200 分の１を超え 120 分の１以内である場合にあつては、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【３．偏心率】　(参照頁　　)

方向	階	重心	剛心	re	e	偏心率	Fe

(注意事項)
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・re は、令第 82 条の６第２号ロに規定する re の数値とすること。
・e は、令第 82 条の６第２号ロに規定する e の数値とすること。
・Fe は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第６に規定する Fe の数値とすること。

§８　保有水平耐力
【１．保有水平耐力を計算する場合の外力分布】　(参照頁　　)
(注意事項)
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【２．Ds 算定時の応力図】　(参照頁　　)
(注意事項)
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・Ds 算定時の応力図は、相似則に基づく略軸組図に Ds 算定時の曲げモーメント図を記載した上で、各方向の通り（構面）の総和としての軸組の Ds 算定時における各部材の軸方向力、曲げモーメント及びせん断力の数値を記載すること。

【３．塑性ヒンジ図（保有水平耐力時)】　(参照頁　　)
(注意事項)
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・各方向の通り（構面）の総和としての軸組について、略軸組図又はその模式図上において保有水平耐力時における塑性ヒンジの発生状況を図示すること。せん断破壊、引張又は圧縮破壊した部材等がある場合にあつては、これらの破壊状況を図示すること。

【４．塑性ヒンジ図（Ds 算定時)】　(参照頁　　)
(注意事項)
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・各方向の通り（構面）の総和としての軸組について、略軸組図又はその模式図上において Ds 算定時における塑性ヒンジの発生状況を図示すること。せん断破壊、引張又は圧縮破壊した部材等がある場合にあつては、これらの破壊状況を図示すること。

【５．部材種別図】　(参照頁　　)
(注意事項)
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・各方向の通り（構面）の総和としての軸組について、略軸組図又はその模式図上において部材群としての部材種別を記載すること。

【６．各階の層せん断力変形角曲線】　(参照頁　　)
(注意事項)
・各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合においては、建築物の各方向それぞれにおける重心位置に作用するせん断力と層間変形角の関係を図示すること。
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【７．構造特性係数】　(参照頁　　)

方向	加力方向	柱及びはりの部材群		耐力壁の部材群・筋かいの部材の群		合計	βu	構造特性係数(Ds)
		Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位キロニュートン)		

(注意事項)
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・βu は、耐力壁の部材群・筋かいの部材群の負担率を表すものとする。

【８．保有水平耐力計算の結果】　（参照頁　　）

保有水平耐力の計算は、下記の時点をもつて保有水平耐力とした。

（　　）方向：　　時点

（　　）方向：　　時点

方向	階	Ds	Fes	Qud（単位キロニュートン）	Qun（単位キロニュートン）	（　　）加力時		
						Qu（単位キロニュートン）	Qu/Qun	判定

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

§９　屋根ふき材等の検討　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

別　表

①鉄筋コンクリート造（柱用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	柱の符号	—	
	柱の位置	—	
	加力方向	—	
	検定部位	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	主筋の種類及び品質	—	
	主筋の本数及び径	—	
	帯筋の種類及び品質	—	
	帯筋の本数及び径	—	
	h	階高	ミリメートル
	h0	内法高さ	ミリメートル
	B	柱断面幅	ミリメートル
	D	柱断面せい	ミリメートル
	d	柱の有効せい	ミリメートル
	j	応力中心距離(7/8d)	ミリメートル
応力	N_L	長期軸力	キロニュートン
	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	N_E	地震時軸力	キロニュートン
	M_E	地震時曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_E	地震時せん断力	キロニュートン
	N_{S1}	短期軸力（正加力）	キロニュートン
	N_{S2}	短期軸力（負加力）	キロニュートン
	M_{S1}	短期曲げモーメント（正加力）	キロニュートンメートル
	M_{S2}	短期曲げモーメント（負加力）	キロニュートンメートル
	${}_cM_Y$	終局曲げモーメント	キロニュートンメートル
	$\Sigma_G M_Y$	降伏曲げモーメントの絶対値の和	キロニュートンメートル
	Q_D	短期設計用せん断力	キロニュートン

軸・曲げ	a_t	引張鉄筋の断面積	平方ミリメートル
	pt	引張鉄筋比	パーセント
	M_{AL}	長期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_{AS1}	短期許容曲げモーメント（正加力）	キロニュートンメートル
	M_{AS2}	短期許容曲げモーメント（負加力）	キロニュートンメートル
	M_L / M_{AL}	—	—
	M_{S1}/ M_{AS1}	—	—
	M_{S2}/ M_{AS2}	—	—
	判定結果	—	—
せん断	Q_{AL}	長期許容せん断力	キロニュートン
	Q_{AS}	短期許容せん断力	キロニュートン
	Q_L / Q_{AL}	—	—
	Q_D / Q_{AS}	—	—
	判定結果	—	—
付着	τ_a	付着応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	Fa	許容付着応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	τ_a / Fa	—	—
	判定結果	—	—
柱はり接合部	${}_jQ_{DS}$	柱梁接合部の短期設計用せん断力	キロニュートン
	${}_jQ_{AS}$	柱梁接合部の短期許容せん断力	キロニュートン
	${}_jQ_{DS}$ / ${}_jQ_{AS}$	—	—
	判定結果	—	—

②鉄筋コンクリート造（はり用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	はりの符号	—	
	はりの位置	—	
	検定部位	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	主筋の種類及び品質	—	
	主筋の本数及び径（上端筋一段・二段）	—	
	主筋の本数及び径（上端筋一段・二段）	—	
	あばら筋の種類及び品質	—	
	あばら筋の本数及び径@間隔	—	
	l	部材の長さ	ミリメートル
	l0	部材の内法長さ	ミリメートル
	B	はり断面幅	ミリメートル
	D	はり断面せい	ミリメートル
	d	はりの有効せい	ミリメートル
	j	応力中心距離(7/8d)	ミリメートル
応力	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	M_E	地震時曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_E	地震時せん断力	キロニュートン
	M_S（上端・下端）	短期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_Y（上端・下端）	終局曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_D	短期設計用せん断力	キロニュートン
曲げ	a_t（上端・下端）	引張鉄筋の断面積	平方ミリメートル
	M_{AL}	長期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_{AS}（上端・下端）	短期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_L / M_{AL}	—	—
	M_S / M_{AS}	—	—
	判定結果	—	—
せん断	α_L	—	—
	α_S	—	—
	p_w	せん断補強筋比	少数
	Q_{AL}	長期許容せん断力	キロニュートン

- 288 -

	Q_{AS}	短期許容せん断力	キロニュートン
	Q_L / Q_{AL}	—	—
	Q_D / Q_{AS}	—	—
	判定結果	—	—
付着	τ_a	付着応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	fa	許容付着応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	τ_a / fa	—	—
	判定結果	—	—

③鉄筋コンクリート造（耐力壁用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	壁の符号	—	
	壁の位置	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	t	壁断面の厚さ	ミリメートル
	L0	開口部の長さ	ミリメートル
	H0	開口部の高さ	ミリメートル
	L’	内法長さ	ミリメートル
	H’	内法高さ	ミリメートル
	γ1	開口に対する低減率	—
	γ2	せん断剛性の低減率	—
	γ3	せん断耐力の低減率	—
	主筋の種類及び品質	—	
	縦筋の径@間隔	—	
	横筋の径@間隔	—	
	p_S	せん断補強筋比	パーセント少数
	開口補強筋の本数及び径（縦筋、横筋、斜め筋）	—	—

応力	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	Q_S	短期せん断力	キロニュートン
せん断耐力	Q_{AL}	長期許容水平せん断力	キロニュートン
	Q_W	許容水平せん断力	キロニュートン
	ΣQ_C	周辺の柱が負担できる許容せん断力	キロニュートン
	Q_{AS}	短期許容せん断力	キロニュートン
	Q_S / Q_{AS}	—	—
	判定結果	—	—

④鉄骨造（柱用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	柱の符号	—	
	柱の位置	—	
	加力方向	—	
	検定部位	—	
	柱の断面		平方ミリメートル
	鋼材の種類及び品質		
	階高		ミリメートル
	内法高さ		ミリメートル
	座屈長さ		ミリメートル
	細長比	—	—
応力	N_L	長期軸力	キロニュートン
	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	N_S	短期軸力（長期軸力を含む。）	キロニュートン
	M_S	短期曲げモーメント（長期曲げモーメントを含む。）	キロニュートンメートル
	Q_S	短期せん断力（長期せん断力を含む。）	キロニュートン
	σ_{cL}	長期圧縮応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{cS}	短期圧縮応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{bL}	長期曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{bS}	短期曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	τ_L	長期せん断応力度	一平方ミリメートルにつ

			きキロニュートン
	τ_S	短期せん断応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
軸・曲げ・せん断	f_c	長期許容圧縮応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	f_b	長期許容曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	f_s	長期許容せん断応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	$\sigma_{cL} / f_c + \sigma_{bL} / f_b$	—	—
	$\sigma_{cS} / (f_c * 1.5) + \sigma_{bS} / (f_b * 1.5)$	—	—
	τ_L / f_s	—	—
	$\tau_S / (f_s * 1.5)$	—	—
	判定結果	—	—
柱はり接合部	${}_jM_{DS}$	柱梁接合部の短期設計用曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_jM_{AS}$	柱梁接合部の短期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_jM_{DS} / {}_jM_{AS}$	—	—
	判定結果	—	—

⑤鉄骨造（はり用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	はりの符号	—	
	はりの位置	—	
	はりの断面	—	ミリメートル
	鋼材の種類及び品質（フランジ、ウエブ）	—	—
	部材の長さ	—	ミリメートル
	内法長さ	—	ミリメートル
	座屈長さ	—	ミリメートル
	細長比	—	—
応力	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_S	短期曲げモーメント（含、長期曲げモーメント）	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	Q_S	短期せん断力（含、長期せん断力）	キロニュートン
	σ_{bL}	長期曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{bS}	短期曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	τ_L	長期せん断応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	τ_S	短期せん断応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
許容応力度	f_b	長期許容曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	f_s	長期許容せん断応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{bL} / f_b	—	—
	$\sigma_{bS} / (f_b * 1.5)$	—	—
	τ_L / f_s	—	—
	$\tau_S / (f_s * 1.5)$	—	—
	判定結果	—	—

⑥鉄骨造（筋かい用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	斜材の符号	—	
	斜材の位置	—	
	加力方向	—	—
	斜材の断面	—	ミリメートル
	鋼材の種類及び品質	—	—
	座屈長さ	—	ミリメートル
	細長比	—	—
応力	N_L	長期軸力	キロニュートン
	N_{cS}	短期圧縮力（含、長期軸力）	キロニュートン
	N_{tS}	短期引張力（含、長期軸力）	キロニュートン
	σ_{cS}	短期圧縮応力度	
	σ_{tS}	短期引張応力度	
許	f_c	長期許容圧縮応力度	一平方ミリメートルにつ

- 290 -

容応力度			きキロニュートン
	f_t	長期許容引張応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{cS} / (f_c * 1.5)	—	—
	σ_{tS} / (f_t * 1.5)	—	—
	判定結果	—	—

⑦鉄骨鉄筋コンクリート造（柱用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	柱の符号	—	
	柱の位置	—	
	加力方向	—	
	検定部位	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	主筋の種類及び品質	—	
	主筋の本数及び径	—	
	帯筋の種類及び品質	—	
	帯筋の本数及び径	—	
	鉄骨の断面	—	
	鉄骨の種類及び品質（フランジ・ウエブ）		
	h	階高	ミリメートル
	h0	内法高さ	ミリメートル
	B	柱断面幅	ミリメートル
	D	柱断面せい	ミリメートル
	d	柱の有効せい	ミリメートル
	j	応力中心距離（7/8d）	ミリメートル
応力	N_L	長期軸力	キロニュートン
	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	N_E	地震時軸力	キロニュートン
	M_E	地震時曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_E	地震時せん断力	キロニュートン
	N_{S1}	短期軸力（正加力）	キロニュートン
	N_{S2}	短期軸力（負加力）	キロニュートン
	M_{S1}	短期曲げモーメント（正加力）	キロニュートンメートル
	M_{S2}	短期曲げモーメント（負加力）	キロニュートンメートル
	${}_cM_Y$	終局曲げモーメント	キロニュートンメートル
	$\Sigma_G M_Y$	降伏曲げモーメントの絶対値の和	キロニュートンメートル
	Q_D	短期設計用せん断力	キロニュートン
鉄骨部分	${}_SN_L$	鉄骨部分の長期軸力	キロニュートン
	${}_SM_{DL}$	鉄骨部分の長期設計曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_SN_S$	鉄骨部分の短期軸力	キロニュートン
	${}_SM_{DS}$	鉄骨部分の短期設計曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_SQ_{DS}$	鉄骨部分の短期設計せん断力	キロニュートン
	${}_SQ_{AS}$	鉄骨部分の短期許容せん断力	キロニュートン
	判定結果	—	—
鉄筋コンクリート部分	${}_RN_L$	鉄筋コンクリート部分の長期軸力	キロニュートン
	${}_RM_{DL}$	鉄筋コンクリート部分の長期設計曲げモーメント	
	${}_RN_S$	鉄筋コンクリート部分の短期軸力	キロニュートン
	${}_RM_{DS}$	鉄筋コンクリート部分の短期設計曲げモーメント	
	${}_RQ_{DS}$	鉄筋コンクリート部分の短期設計せん断力	キロニュートン
	${}_RQ_{AS}$	鉄筋コンクリート部分の短期許容せん断力	キロニュートン
	判定結果	—	—
せん断	M_{AL}	長期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_{AS}	短期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_L / M_{AL}	—	—
	M_S/ M_{AS}	—	—
	判定結果	—	—

⑧鉄骨鉄筋コンクリート造（はり用）

	項目・記号	内容	単位
諸	はりの符号	—	

- 291 -

条件	はりの位置	—	
	検定部位	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	主筋の種類及び品質	—	
	主筋の本数及び径（上端筋一段・二段）	—	
	主筋の本数及び径（上端筋一段・二段）	—	
	あばら筋の種類及び品質	—	
	あばら筋の本数及び径@間隔	—	
	鉄骨の断面		
	鉄骨の種類及び品質（フランジ・ウエブ）		
	L	部材の長さ	ミリメートル
	l0	部材の内法長さ	ミリメートル
	B	はり断面幅	ミリメートル
	D	はり断面せい	ミリメートル
	D	はりの有効せい	ミリメートル
	J	応力中心距離(7/8d)	ミリメートル
応力	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	M_E	地震時曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_E	地震時せん断力	キロニュートン
	M_S（上端・下端）	短期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_Y（左端・右端）	終局曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_D	短期設計用せん断力	キロニュートン
鉄	${}_SM_{AL}$	鉄骨部分の長期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル

骨部分	${}_SM_{AS}$	鉄骨部分の短期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_SQ_{DL}$	鉄骨部分の長期設計せん断力	キロニュートン
	${}_SQ_{DS}$	鉄骨部分の短期設計せん断力	キロニュートン
	${}_SQ_{AL}$	鉄骨部分の長期許容せん断力	キロニュートン
	${}_SQ_{AS}$	鉄骨部分の短期許容せん断力	キロニュートン
	判定結果	—	—
鉄筋コンクリート部分	${}_RM_{AL}$	鉄筋コンクリート部分の長期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_RM_{AS}.U$	鉄筋コンクリート部分の短期許容曲げモーメント（上端）	キロニュートンメートル
	${}_RM_{AS}.D$	鉄筋コンクリート部分の短期許容曲げモーメント（下端）	キロニュートンメートル
	${}_RM_{Y}.U$	鉄筋コンクリート部分の降伏曲げモーメント（上端）	キロニュートンメートル
	${}_RM_{Y}.D$	鉄筋コンクリート部分の降伏曲げモーメント（下端）	キロニュートンメートル
	${}_RQ_{DL}$	鉄筋コンクリート部分の長期設計せん断力	キロニュートン
	${}_RQ_{DS}$	鉄筋コンクリート部分の短期設計せん断力	キロニュートン
	${}_RQ_{AL}$	鉄筋コンクリート部分の長期許容せん断力	キロニュートン
	${}_RQ_{AS}$	鉄筋コンクリート部分の短期許容せん断力	キロニュートン
	判定結果	—	—

⑨鉄骨鉄筋コンクリート造（耐力壁用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	壁の符号	—	
	壁の位置	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	T	壁断面の厚さ	ミリメートル
	L0	開口部の長さ	ミリメートル
	H0	開口部の高さ	ミリメートル
	L’	内法長さ	ミリメートル
	H’	内法高さ	ミリメートル
	γ	開口に対する低減率	—

	主筋の種類及び品質	—	
	縦筋の径@間隔	—	
	横筋の径@間隔	—	
	p_S	せん断補強筋比	少数
	開口補強筋の本数及び径（縦筋、横筋、斜め筋）	—	—
応力	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	Q_S	短期せん断力	キロニュートン
せん断耐力	Q_{AL}	長期許容水平せん断力	キロニュートン
	Q_W	許容水平せん断力	キロニュートン
	ΣQ_C	周辺の柱が負担できる許容せん断力	キロニュートン
	Q_{AS}	短期許容せん断力	キロニュートン
	Q_S / Q_{AS}	—	—
	判定結果	—	—

第三号の三様式（第一条の三関係）

構造計算概要書

（限界耐力計算）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】

【２．構造計算を行つた者】

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】

【４．主要用途】

【５．規模】

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．階数】　地上　　階　　地下　　階　　塔屋　　階

【ニ．高さ】　　m

【ホ．軒の高さ】　　m

【ヘ．基礎の底部の深さ】　　m

（注意事項）

・【１】から【５】までの項目については、確認申請書等に記載されている場合は省略することができる。

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．使用プログラムの概要】　　（参照頁　　）

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．適用範囲との関係】

（注意事項）

・複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記載すること。

・プログラムの名称は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記載すること。

・構造計算チェックリスト（建築物と当該プログラムの適用範囲との関係を示したものをいう。）について、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【９．使用する材料と部位】　（参照頁　　）

（表の様式・記載例）

材料	設計基準強度あるいは品質	使用部位	認定の有無	備考
コンクリート	Fc24N/mm²	９階立上がりより上部		
	Fc27N/mm²	５階立上がりより９階床まで		
	Fc30N/mm²	３階立上がりより５階床まで		
	Fc33N/mm²	１階立上がりより３階床まで		
	Fc33N/mm²	基礎、１階床		
	Fc27N/mm²	杭		
鉄　筋	SD295A	D16 以下		
	SD345	D19 以上 D29 以下		
	SD390	D32 以上 D35 以下		
	KSS785	S13（高強度せん断補強筋）	●●-0012	

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される材料のすべてを記載すること。

・認定の有無欄は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあつては認定番号を記載すること。

・備考欄は、必要に応じて記載すること。

【１０．使用する材料の許容応力度等】　（参照頁　　）

（表の様式・記載例）

(1)コンクリートの許容応力度

種類		長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着
				上端筋	その他の鉄筋			
普通	Fc24	8.0	0.74	0.80	1.00	長期の2.0倍	長期の1.5倍	長期の1.5倍
	Fc27	9.0	0.77	0.84	1.05			
	Fc30	10.0	0.80	0.88	1.10			
	Fc33	11.0	0.83	0.92	1.15			

（備　考）

(2)鉄筋の許容応力度

種類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断	
SD295A	195		195	295	295	295	295
SD345	215	(195)	195	345	345	345	345
SD390	215	(195)	195	390	390	390	390
KSS785	－		195	－	585	585	785

（備　考）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の材料については、上記の表に準じて記載すること。

・留意すべき事項等があれば、備考欄に記入すること。

【１１．地盤・基礎等説明書】　（参照頁　　）

（注意事項）

・地盤調査方法及びその結果、地盤の許容応力度及びその算定方法、基礎・基礎ぐいの許容支持力及びその算定方法に関する資料等を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【１２．略伏図】　（参照頁　　）

（注意事項）
・原則として各階の略伏図を図示すること。基準階のみの略伏図を図示する場合にあつては、その他の階の略伏図について対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・構造計算に当たつて用いた構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の配置を確認できるよう図示すること。この場合において、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記すること。
・原則として略伏図は相似則に基づき作成すること。
・大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあつては、該当する階に図示すること。

【１３．略軸組図】　（参照頁　　）
（注意事項）
・原則としてすべての通り（構面）の略軸組図を図示すること。代表的な通り（構面）のみの略軸組図を図示する場合にあつては、その他の通り（構面）の略軸組図について対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・構造計算に当たつて用いた構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の配置を確認できるよう図示すること。この場合において、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記すること。
・原則として略軸組図は相似則に基づき作成すること。

【１４．部材断面表】　（参照頁　　）
（注意事項）
・すべての階、すべての通り（構面）の略伏図、略軸組図に部材断面表を記載すること。構造計算概要書に記載しない場合にあつては、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・ 略伏図及び略軸組図に付す構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させること。

【１５．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）
（注意事項）
・法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあつては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・該当する項目が複数存在する場合にあつては、それぞれの参照頁を記載すること。

§２　荷重・外力等
【１．固定荷重】　（参照頁　　）
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【２．積載荷重】　（参照頁　　）
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記載すること。
・特殊荷重が生じる場合にあつては、当該荷重の根拠を明記すること。

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）
【イ．垂直積雪量】　　ｃｍ
【ロ．単位荷重】　　Ｎ／㎡・ｃｍ
【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無
【ニ．特定行政庁で定める規則】
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【４．風圧力】　（参照頁　　）
【イ．地表面粗度区分】　Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　・　Ⅳ
【ロ．基準風速】　V_0　＝　　ｍ／sec
【ハ．Ｅの数値】　Ｅ　＝　$Er^2 \cdot Gf$　＝
【ニ．速度圧】　ｑ　＝　$0.6EV_0^2$　＝　　Ｎ／㎡
【ホ．風力係数】　Ｃｆ　＝
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【５．１　地震力（令第 82 条の５第３号関係）】　（参照頁　　）
【イ．地震地域係数】
Ｚ　＝
【ロ．表層地盤における加速度の増幅率 Gs の数値（地盤種別）】
Ｇｓ　＝　　（第　　種地盤）
【ハ．損傷限界固有周期 Td】
Ｔｄ　＝　　ｓ
【ニ．工学的基盤における加速度応答 S0】
Ｓ０　＝　　m/s^2
【ホ．有効質量比 $Mu_d/\Sigma mi$、係数ｐ及びｑ】

$Mu_d/\Sigma mi$ ＝　　p ＝　　q ＝

【ヘ．（地上部分の）最下階の層せん断力係数】

CB（ ＝$Qd_i/\Sigma wi$ ） ＝

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・損傷限界固有周期、工学的基盤における加速度応答、有効質量比 $Mu_d/\Sigma mi$、係数ｐ、ｑ及び最下階の層せん断力係数は、計算する方向別に記載すること。
・mi は、ｉ階の質量とする。
・Mu_dは、建築物の有効質量とする。
・ｐは、平成 12 年建設省告示第 1457 号第４に規定するｐとする。
・ｑは、平成 12 年建設省告示第 1457 号第４に規定するｑとする。
・Qd_iは、ｉ階の損傷限界耐力とする。
・ｗｉは、ｉ階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）とする。

方向	階	mi（単位トン）	Bdi	Z Gs S0（単位　メートル毎秒毎秒）	Pdi（単位　キロニュートン）	Qdi（単位　キロニュートン）

（注意事項）

・mi は、ｉ階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）に相当する質量とする。
・Bdi は、ｉ階に生ずる加速度の分布係数とする。
・Pdi は、ｉ階に作用する加速度によって生ずる水平力とする。
・Qdi は、ｉ階に生ずる地震力の数値とする。
・ｗｉは、ｉ階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）とする。

【５．２　地震力（令第 82 条の５第５号関係)】　（参照頁　　）

【イ．地震地域係数】

Ｚ ＝

【ロ．表層地盤における加速度の増幅率 Gs の数値（地盤種別)】

Gs ＝　　（第　　種地盤）

【ハ．安全限界固有周期 Ts】

Ts ＝　　秒

【ニ．工学的基盤における加速度応答 S0】

S0 ＝　　m/s^2

【ホ．有効質量比 $Mu_s/\Sigma mi$、係数ｐ及びｑ】

$Mu_s/\Sigma mi$ ＝　　p ＝　　q ＝

【ヘ．加速度の低減率 Fh、建築物の減衰性を表す数値 h】

Fh ＝　　h ＝

【ト．（地上部分の）最下階の層せん断力係数】

CB（ ＝$Qs_i/\Sigma wi$ ） ＝

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・安全限界固有周期、工学的基盤における加速度応答、有効質量比 $Mu_s/\Sigma mi$、係数ｐ、ｑ、Fh、h 及び最下階の層せん断力係数は、計算する方向別に記載すること。

方向	階	mi（単位トン）	Bsi	Fh Z Gs S0（単位　メートル毎秒毎秒）	Psi（単位　キロニュートン）	Qsi（単位　キロニュートン）

（注意事項）

・mi は、ｉ階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）に相当する質量とする。
・Bsi は、ｉ階に生ずる加速度の分布係数とする。
・Psi は、ｉ階に作用する加速度によって生ずる水平力とする。
・Qsi は、ｉ階に生ずる地震力の数値とする。

【６．荷重分布図】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・特殊荷重の分布を略伏図上にそれぞれ記載すること。

【７．地盤の増幅（大規模な地震時)】

【７．１．地盤調査】　（参照頁　　）

【イ．地盤調査の位置】

【ロ．地盤調査の概要】
【ハ．工学的基盤の傾斜】　傾斜　　度
【ニ．液状化のおそれの有無】
　　中規模な地震時　：　□　有　　□　無
　　大規模な地震時　：　□　有　　□　無
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・表層地盤による加速度の増幅率 Gs を略算によつて求める場合は、精算によつて求める場合のみ関わる事項は省略してよい。
・地盤調査の位置は、平面図に調査方法とともに記載すること。
・地盤改良を行う場合は、液状化の有無は改良前の地盤について示すこと。
・「ニ．液状化のおそれの有無」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを記入すること。

【７．２．地盤調査結果（地盤モデル）】　（参照頁　　）
【イ．工学的基盤の深さ】
　　H0　＝　　m
【ロ．表層地盤の一次卓越周期 T_1】
　　T_1　＝　　秒
【ハ．表層地盤の二次卓越周期 T_2】
　　T_2　＝　　秒
【ニ．安全限界固有周期】
　　T_s　＝　　秒
【ホ．表層地盤の一次固有周期に対する増幅率 Gs_1】
　　Gs_1　＝
【ヘ．表層地盤の二次固有周期に対する増幅率 Gs_2】
　　Gs_2　＝
【ト．相互作用に関する係数β】
　　β　＝
【チ．ロッキング固有周期 Tro】
　　Tro　＝　秒
【リ．スウェイ固有周期 Tsw】
　　Tsw　＝　秒
【ヌ．表層地盤における加速度の増幅率 Gs】
　　Gs　＝　　（＝　　×β）

（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・地盤調査の位置が複数の場合はそれぞれについて記載すること。
・相互作用を考慮しない場合は Tro 及び Tsw は空欄とすること。

・Gs の数値は相互作用を考慮しない場合の数値も示すこと。

【ル．地盤調査結果一覧表】　（参照頁　　）

深度（単位メートル）	層厚（単位メートル）	Vsi（単位メートル毎秒）	ρi（単位一立方メートルにつきトン）	ui（単位メートル）	δui（単位メートル）	せん断剛性 Gi（単位一平方メートルにつきキロニュートン）	減衰定数 hi	改良の有無
								（記載例） ○ 350(200)

（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・「深度」欄は、工学的基盤を最下欄として表示すること。
・Vsi は、i 層のせん断波速度とすること。
・ρi は、i 層の密度とすること。
・ui は、地震時の i 層の地盤からの相対変位とすること。
・δui は、地震時の i 層の地盤からの相対変位 ui から地震時の i-1 層の地盤からの相対変位 ui_{-1} を減じて得た数値とすること。
・Gi は、地震時の i 層のせん断剛性とすること。
・hi は、地震時の i 層の減衰定数とすること。
・地盤改良を行つた層は、「改良の有無」欄に○印を付けるとともに、改良後の特性値を記載し、改良前の特性値を（　）をつけて記載すること。

【ヲ．加速度応答スペクトル図】　（参照頁　　）
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・横軸を周期、縦軸を加速度応答として図示すること。
・加速度応答スペクトル図の記載の考え方を示した資料を添付すること。

【８．その他の荷重・外力】　（参照頁　　）
【イ．土圧に対する考慮】
【ロ．水圧に対する考慮】
【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

§３　応力計算

【１．架構モデル図】　（参照頁　　）

（注意事項）

・基準階及び代表的な通り（構面）の架構モデル図を図示すること。その他の架構モデル図は、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいのモデル化の様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図又は略軸組図若しくはその模式図上に記載すること。この場合において、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記載することができるものとする。

【２．鉛直荷重時応力】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・応力図の記載に当たつては、別記第●号様式に従つて記載すること。

【３．水平荷重時応力】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・応力図の記載に当たつては、別記第●号様式に従つて記載すること。

【４．水平力分担】　（参照頁　　）

方向	階	ΣQc（単位　キロニュートン）	ΣQw（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	分担率（単位　パーセント）	
					柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・Qc は、柱が負担するせん断力とする。

・Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

【５．基礎反力図】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・基礎反力図の記載に当たつては、別記第●号様式に従つて記載すること。

§４　断面計算

【１．断面検定表】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付すること。

・断面検定表には、別表に掲げる項目を記載すること。ただし、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができる。

・断面検定表に記載する項目は、必要に応じて追加等を行うことができる。

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・長期荷重時断面検定比図の記載に当たつては、別記第●号様式に従つて記載すること。

【３．短期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

・短期荷重時断面検定比図の記載に当たつては、別記第●号様式に従つて記載すること。

§５　損傷限界・安全限界

【１．損傷限界時】　（参照頁　　）

【イ．有効質量 Mu_d】

Mu_d　＝　　t

【ロ．代表変位⊿d】

⊿d　＝　　m

【ハ．代表高さ H】

H　＝　　m

【ニ．損傷限界耐力】

Qd　＝　　kN

【ホ．周期調整係数ｒ】

ｒ　＝

【ヘ．ロッキング固有周期 Tro】

Tro　＝　　秒

【ト．スウェイ固有周期 Tsw】

Tsw　＝　　秒

【チ．損傷限界固有周期 Td】

Td ＝ （＝ ×ｒ）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・計算する方向ごとに記載すること。
・相互作用を考慮しない場合は Tro 及び Tsw は空欄とすること。
・Td の数値は相互作用を考慮しない場合の数値も示すこと。

【リ．損傷限界変位等】 （参照頁 ）

方向	階	mi（単位トン）	δdi（単位メートル）	δi（単位メートル）	hi（単位メートル）	層間変形角	mi×δdi	mi×δdi^2

Σmi×δdi ＝ Σmi×δdi^2 ＝

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・mi は、i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に相当する質量とすること。
・δdi は、建築物の損傷限界時の i 層の基礎からの相対変位とすること。
・δi は、建築物の損傷限界時の i 層の層間変位とすること。
・hi は、i 層の階高とすること。
・層間変形角の欄は、δi を hi で除した数値とすること。
・欄外に mi×δdi 及び mi×δdi^2 のそれぞれの総和を記載すること。

【２．損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容】 （参照頁 ）

（注意事項）

・層間変形角が 200 分の１を超え 120 分の１以内である場合にあつては、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【３．安全限界時】 （参照頁 ）

【イ．有効質量 Mu_s】

Mu_s ＝

【ロ．代表変位⊿s】

⊿s ＝ m

【ハ．代表高さ H】

H ＝ m

【ニ．安全限界耐力】

Qs ＝ kN

【ホ．周期調整係数ｒ】

ｒ ＝

【ヘ．ロッキング固有周期 Tro】

Tro ＝ s

【ト．スウェイ固有周期 Tsw】

Tsw ＝ s

【チ．安全限界固有周期 Ts】

Ts ＝ （＝ ×ｒ）

【リ．建築物の塑性の程度を表す係数 Df 及び選択した計算法】

Df ＝

□ 第一号 ・ □ 第二号 ・ □ 第三号

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・計算する方向ごとに記載すること。
・相互作用を考慮しない場合は Tro 及び Tsw は空欄とすること。
・Ts の数値は相互作用を考慮しない場合の数値も示すこと。
・Df の選択した計算法については、平成 12 年建設省告示第 1457 号第９第２項第１号から第３号までのいずれかの該当するチェックボックスに「レ」マークを記入すること。

【ヌ．安全限界変位等】 （参照頁 ）

方向	階	mi（単位トン）	δsi（単位メートル）	δi（単位メートル）	hi（単位メートル）	層間変形角（安全限界時）	mi×δsi	mi×δsi^2

Σmi×δsi ＝ Σmi×δsi^2 ＝

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・mi は、i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に相当する質量とすること。
・δsi は、建築物の安全限界時の i 層の基礎からの相対変位とすること。

・δｉは、建築物の安全限界時のｉ層の層間変位とすること。
・hi は、ｉ層の階高とすること。
・「層間変形角（安全限界時)」欄は、δｉを hi で除した数値とすること。
・欄外に mi×δsi 及び mi×δsi^2のそれぞれの総和を記載すること。

【４.安全限界変形角が基準値を超える場合についての検証内容】　（参照頁　　）
（注意事項）
・安全限界変形角が基準値（75 分の１（木造である階にあつては 30 分の１））を超える場合にあつては、安全限界変位に相当する変位が生ずる建築物の各階が当該建築物に作用する荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【５．損傷限界耐力及び安全限界耐力】　（参照頁　　）

方向	階	Qdi（単位　キロニュートン）	損傷限界耐力（単位キロニュートン）	短期許容耐力（単位キロニュートン）	判定１（比率）	Qsi（単位　キロニュートン）	安全限界耐力（単位キロニュートン）	保有水平耐力（単位　キロニュートン）	判定２（比率）

（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・Qdi は、中規模の地震時にｉ階に生ずる地震力の数値とする。
・損傷限界耐力は、建築物の損傷限界時の各階の耐力とする。
・短期許容耐力は、ｉ階の一の部材が短期許容耐力に達する場合の各階の耐力とする。
・Qsi は、大規模の地震時にｉ階に生ずる地震力の数値とする。
・安全限界耐力は、建築物の安全限界時の各階の耐力とする。
・保有水平耐力は、ｉ階の一の部材が限界変形角に達する場合の各階の耐力とする。
・判定１は、損傷限界耐力を Qdi で除した比率の数値が１以上となる場合を OK、１未満となる場合を NG とし、当該比率の数値とともに記載すること。
・判定２は、安全限界耐力を Qsi で除した比率の数値が１以上となる場合を OK、１未満となる場合を NG とし、当該比率の数値とともに記載すること。

【６．建築物の地震に対する性能を示した曲線】　（参照頁　　）
（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・建築物の地震に対する性能を示した曲線の記載の考え方を示した資料を添付すること。
・計算する方向別に記載すること。
・縮約―自由度系の荷重変形曲線は、安全限界を 1.5 倍した数値まで実線で図示すること。
・縮約―自由度系の荷重変形曲線上に損傷限界時及び安全限界時に相当する点を示すこと。

§６　保有水平耐力・安全限界変位

【１．保有水平耐力・安全限界変位を計算する場合の外力分布】　（参照頁　　）
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

【２．安全限界変形時の応力図】　（参照頁　　）
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・安全限界変形時の応力図は、相似則に基づく略軸組図に安全限界変形時の曲げモーメント図を記載した上で、各方向すべての軸組の安全限界変形時における各部材の軸方向力、曲げモーメント及びせん断力の数値を記載すること。

【３．塑性ヒンジ・変形図（安全限界変形時)】　（参照頁　　）
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・各方向の通り（構面）の総和としての軸組について、略軸組図又はその模式図上において安全限界変形時における塑性ヒンジ及び変形の発生状況を図示すること。せん断破壊、引張又は圧縮破壊した部材等がある場合にあつては、これらの破壊状況を図示すること。

【４．塑性ヒンジ・変形図（保有水平耐力時)】　（参照頁　　）
（注意事項）
・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・塑性ヒンジ・変形は、安全限界を 1.5 倍した数値までの状態とすること。
・各方向の通り（構面）の総和としての軸組について、略軸組図又はその模式図上において終局耐力時における塑性ヒンジ及び変形の発生状況を図示すること。せん断破壊、引張又は圧縮破壊した部材等がある場合にあつては、これらの破壊状況を図示すること。

【６．各階の層せん断力変形角曲線】　（参照頁　　）
（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。
・各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合においては、建築物の各方向それぞれにおける重心位置に作用するせん断力と層間変形角の関係を、安全限界を1.5倍した数値まで図示すること。
・荷重変形曲線の記載の考え方を示した資料を添付すること。
・横軸を各階の変形、縦軸を各階のせん断力として、すべての階について図示すること。
・各階の損傷限界耐力に相当する点を結んで図示すること。
・各階の安全限界耐力に相当する点を結んで図示すること。

【７．保有水平耐力算定表】　（参照頁　　）

保有水平耐力の計算は、下記の時点をもつて保有耐力とした。

（　　）方向：　　時点（代表変形　1／　　）

（　　）方向：　　時点（代表変形　1／　　）

§７　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

（注意事項）

・基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算について対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

§８　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

（注意事項）

・使用上の支障に関する検討について対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

§９　屋根ふき材等の検討　（参照頁　　）

（注意事項）

・対応する構造計算書の参照頁を記載すること。

別　表

①鉄筋コンクリート造（柱用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	柱の符号	—	
	柱の位置	—	
	加力方向	—	
	検定部位	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	主筋の種類及び品質	—	
	主筋の本数及び径	—	
	帯筋の種類及び品質	—	
	帯筋の本数及び径	—	
	h	階高	ミリメートル
	h0	内法高さ	ミリメートル
	B	柱断面幅	ミリメートル
	D	柱断面せい	ミリメートル
	d	柱の有効せい	ミリメートル
	j	応力中心距離(7/8d)	ミリメートル
応力	N_L	長期軸力	キロニュートン
	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	N_E	地震時軸力	キロニュートン
	M_E	地震時曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_E	地震時せん断力	キロニュートン
	N_{S1}	短期軸力（正加力）	キロニュートン
	N_{S2}	短期軸力（負加力）	キロニュートン
	M_{S1}	短期曲げモーメント（正加力）	キロニュートンメートル
	M_{S2}	短期曲げモーメント（負加力）	キロニュートンメートル
	${}_cM_Y$	終局曲げモーメント	キロニュートンメートル
	$\Sigma_G M_Y$	降伏曲げモーメントの絶対値の和	キロニュートンメートル
	Q_D	短期設計用せん断力	キロニュートン

軸・曲げ	a_t	引張鉄筋の断面積	平方ミリメートル
	pt	引張鉄筋比	パーセント
	M_{AL}	長期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_{AS1}	短期許容曲げモーメント（正加力）	キロニュートンメートル
	M_{AS2}	短期許容曲げモーメント（負加力）	キロニュートンメートル
	M_L / M_{AL}	—	—
	M_{S1}/ M_{AS1}	—	—
	M_{S2}/ M_{AS2}	—	—
	判定結果	—	—
せん断	Q_{AL}	長期許容せん断力	キロニュートン
	Q_{AS}	短期許容せん断力	キロニュートン
	Q_L / Q_{AL}	—	—
	Q_D / Q_{AS}	—	—
	判定結果	—	—
付着	τ_a	付着応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	Fa	許容付着応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	τ_a / Fa	—	—
	判定結果	—	—
柱はり接合部	${}_jQ_{DS}$	柱梁接合部の短期設計用せん断力	キロニュートン
	${}_jQ_{AS}$	柱梁接合部の短期許容せん断力	キロニュートン
	${}_jQ_{DS}$ / ${}_jQ_{AS}$	—	—
	判定結果	—	—

②鉄筋コンクリート造（はり用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	はりの符号	—	
	はりの位置	—	
	検定部位	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	主筋の種類及び品質	—	
	主筋の本数及び径（上端筋一段・二段）	—	
	主筋の本数及び径（上端筋一段・二段）	—	
	あばら筋の種類及び品質	—	
	あばら筋の本数及び径@間隔	—	
	l	部材の長さ	ミリメートル
	l0	部材の内法長さ	ミリメートル
	B	はり断面幅	ミリメートル
	D	はり断面せい	ミリメートル
	d	はりの有効せい	ミリメートル
	j	応力中心距離(7/8d)	ミリメートル
応力	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	M_E	地震時曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_E	地震時せん断力	キロニュートン
	M_S（上端・下端）	短期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_Y（上端・下端）	終局曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_D	短期設計用せん断力	キロニュートン
曲げ	a_t（上端・下端）	引張鉄筋の断面積	平方ミリメートル
	M_{AL}	長期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_{AS}（上端・下端）	短期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_L / M_{AL}	—	—
	M_S / M_{AS}	—	—
	判定結果	—	—
せん断	α_L	—	—
	α_S	—	—
	p_W	せん断補強筋比	少数
	Q_{AL}	長期許容せん断力	キロニュートン

- 302 -

	Q_{AS}	短期許容せん断力	キロニュートン
	Q_L / Q_{AL}	—	—
	Q_D / Q_{AS}	—	—
	判定結果	—	—
付着	τ_a	付着応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	fa	許容付着応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	τ_a / fa	—	—
	判定結果	—	—

③鉄筋コンクリート造（耐力壁用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	壁の符号	—	
	壁の位置	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	t	壁断面の厚さ	ミリメートル
	L0	開口部の長さ	ミリメートル
	H0	開口部の高さ	ミリメートル
	L’	内法長さ	ミリメートル
	H’	内法高さ	ミリメートル
	γ1	開口に対する低減率	—
	γ2	せん断剛性の低減率	—
	γ3	せん断耐力の低減率	—
	主筋の種類及び品質	—	
	縦筋の径@間隔	—	
	横筋の径@間隔	—	
	p_S	せん断補強筋比	パーセント少数
	開口補強筋の本数及び径（縦筋、横筋、斜め筋）	—	—

応力	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	Q_S	短期せん断力	キロニュートン
せん断耐力	Q_{AL}	長期許容水平せん断力	キロニュートン
	Q_W	許容水平せん断力	キロニュートン
	ΣQ_C	周辺の柱が負担できる許容せん断力	キロニュートン
	Q_{AS}	短期許容せん断力	キロニュートン
	Q_S / Q_{AS}	—	—
	判定結果	—	—

④鉄骨造（柱用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	柱の符号	—	
	柱の位置	—	
	加力方向	—	
	検定部位	—	
	柱の断面		平方ミリメートル
	鋼材の種類及び品質		
	階高		ミリメートル
	内法高さ		ミリメートル
	座屈長さ		ミリメートル
	細長比	—	—
応力	N_L	長期軸力	キロニュートン
	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	N_S	短期軸力（長期軸力を含む。）	キロニュートン
	M_S	短期曲げモーメント（長期曲げモーメントを含む。）	キロニュートンメートル
	Q_S	短期せん断力（長期せん断力を含む。）	キロニュートン
	σ_{cL}	長期圧縮応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{cS}	短期圧縮応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{bL}	長期曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{bS}	短期曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	τ_L	長期せん断応力度	一平方ミリメートルにつ

			きキロニュートン
	τ_S	短期せん断応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
軸・曲げ・せん断	f_c	長期許容圧縮応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	f_b	長期許容曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	f_s	長期許容せん断応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	$\sigma_{cL} / f_c + \sigma_{bL} / f_b$	—	—
	$\sigma_{cS} / (f_c * 1.5) + \sigma_{bS} / (f_b * 1.5)$	—	—
	τ_L / f_s	—	—
	$\tau_S / (f_s * 1.5)$	—	—
	判定結果	—	—
柱はり接合部	${}_jM_{DS}$	柱梁接合部の短期設計用曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_jM_{AS}$	柱梁接合部の短期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_jM_{DS} / {}_jM_{AS}$	—	—
	判定結果	—	—

⑤鉄骨造（はり用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	はりの符号	—	
	はりの位置	—	
	はりの断面	—	ミリメートル
	鋼材の種類及び品質（フランジ、ウエブ）	—	—
	部材の長さ	—	ミリメートル
	内法長さ	—	ミリメートル
	座屈長さ	—	ミリメートル
	細長比	—	—
応力	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_S	短期曲げモーメント（含、長期曲げモーメント）	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	Q_S	短期せん断力（含、長期せん断力）	キロニュートン
	σ_{bL}	長期曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{bS}	短期曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	τ_L	長期せん断応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	τ_S	短期せん断応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
許容応力度	f_b	長期許容曲げ応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	f_s	長期許容せん断応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{bL} / f_b	—	—
	$\sigma_{bS} / (f_b * 1.5)$	—	—
	τ_L / f_s	—	—
	$\tau_S / (f_s * 1.5)$	—	—
	判定結果	—	—

⑥鉄骨造（筋かい用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	斜材の符号	—	
	斜材の位置	—	
	加力方向	—	—
	斜材の断面	—	ミリメートル
	鋼材の種類及び品質	—	—
	座屈長さ	—	ミリメートル
	細長比	—	—
応力	N_L	長期軸力	キロニュートン
	N_{cS}	短期圧縮力（含、長期軸力）	キロニュートン
	N_{tS}	短期引張力（含、長期軸力）	キロニュートン
	σ_{cS}	短期圧縮応力度	
	σ_{tS}	短期引張応力度	
許	f_c	長期許容圧縮応力度	一平方ミリメートルにつ

- 304 -

容応力度			きキロニュートン
	f_t	長期許容引張応力度	一平方ミリメートルにつきキロニュートン
	σ_{cS} / (f_c * 1.5)	—	—
	σ_{tS} / (f_t * 1.5)	—	—
	判定結果	—	—

⑦鉄骨鉄筋コンクリート造（柱用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	柱の符号	—	
	柱の位置	—	
	加力方向	—	
	検定部位	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	主筋の種類及び品質	—	
	主筋の本数及び径	—	
	帯筋の種類及び品質	—	
	帯筋の本数及び径	—	
	鉄骨の断面	—	
	鉄骨の種類及び品質（フランジ・ウエブ）		
	h	階高	ミリメートル
	h0	内法高さ	ミリメートル
	B	柱断面幅	ミリメートル
	D	柱断面せい	ミリメートル
	d	柱の有効せい	ミリメートル
	j	応力中心距離（7/8d）	ミリメートル
応力	N_L	長期軸力	キロニュートン
	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	N_E	地震時軸力	キロニュートン
	M_E	地震時曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_E	地震時せん断力	キロニュートン
	N_{S1}	短期軸力（正加力）	キロニュートン
	N_{S2}	短期軸力（負加力）	キロニュートン
	M_{S1}	短期曲げモーメント（正加力）	キロニュートンメートル
	M_{S2}	短期曲げモーメント（負加力）	キロニュートンメートル
	${}_cM_y$	終局曲げモーメント	キロニュートンメートル
	$\Sigma_G M_y$	降伏曲げモーメントの絶対値の和	キロニュートンメートル
	Q_D	短期設計用せん断力	キロニュートン
鉄骨部分	${}_SN_L$	鉄骨部分の長期軸力	キロニュートン
	${}_SM_{DL}$	鉄骨部分の長期設計曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_SN_S$	鉄骨部分の短期軸力	キロニュートン
	${}_SM_{DS}$	鉄骨部分の短期設計曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_SQ_{DS}$	鉄骨部分の短期設計せん断力	キロニュートン
	${}_SQ_{AS}$	鉄骨部分の短期許容せん断力	キロニュートン
	判定結果	—	—
鉄筋コンクリート部分	${}_RN_L$	鉄筋コンクリート部分の長期軸力	キロニュートン
	${}_RM_{DL}$	鉄筋コンクリート部分の長期設計曲げモーメント	
	${}_RN_S$	鉄筋コンクリート部分の短期軸力	キロニュートン
	${}_RM_{DS}$	鉄筋コンクリート部分の短期設計曲げモーメント	
	${}_RQ_{DS}$	鉄筋コンクリート部分の短期設計せん断力	キロニュートン
	${}_RQ_{AS}$	鉄筋コンクリート部分の短期許容せん断力	キロニュートン
	判定結果	—	—
せん断	M_{AL}	長期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_{AS}	短期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_L / M_{AL}	—	—
	M_S/ M_{AS}	—	—
	判定結果	—	—

⑧鉄骨鉄筋コンクリート造（はり用）

	項目・記号	内容	単位
諸	はりの符号	—	

- 305 -

条件	はりの位置	—	
	検定部位	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	主筋の種類及び品質	—	
	主筋の本数及び径（上端筋一段・二段）	—	
	主筋の本数及び径（上端筋一段・二段）	—	
	あばら筋の種類及び品質	—	
	あばら筋の本数及び径@間隔	—	
	鉄骨の断面		
	鉄骨の種類及び品質（フランジ・ウエブ）		
	L	部材の長さ	ミリメートル
	l0	部材の内法長さ	ミリメートル
	B	はり断面幅	ミリメートル
	D	はり断面せい	ミリメートル
	D	はりの有効せい	ミリメートル
	J	応力中心距離(7/8d)	ミリメートル
応力	M_L	長期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	M_E	地震時曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_E	地震時せん断力	キロニュートン
	M_S（上端・下端）	短期曲げモーメント	キロニュートンメートル
	M_Y（左端・右端）	終局曲げモーメント	キロニュートンメートル
	Q_D	短期設計用せん断力	キロニュートン
鉄	${}_SM_{AL}$	鉄骨部分の長期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル

骨部分	${}_SM_{AS}$	鉄骨部分の短期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_SQ_{DL}$	鉄骨部分の長期設計せん断力	キロニュートン
	${}_SQ_{DS}$	鉄骨部分の短期設計せん断力	キロニュートン
	${}_SQ_{AL}$	鉄骨部分の長期許容せん断力	キロニュートン
	${}_SQ_{AS}$	鉄骨部分の短期許容せん断力	キロニュートン
	判定結果	—	—
鉄筋コンクリート部分	${}_RM_{AL}$	鉄筋コンクリート部分の長期許容曲げモーメント	キロニュートンメートル
	${}_RM_{AS}$. U	鉄筋コンクリート部分の短期許容曲げモーメント（上端）	キロニュートンメートル
	${}_RM_{AS}$. D	鉄筋コンクリート部分の短期許容曲げモーメント（下端）	キロニュートンメートル
	${}_RM_Y$. U	鉄筋コンクリート部分の降伏曲げモーメント（上端）	キロニュートンメートル
	${}_RM_Y$. D	鉄筋コンクリート部分の降伏曲げモーメント（下端）	キロニュートンメートル
	${}_RQ_{DL}$	鉄筋コンクリート部分の長期設計せん断力	キロニュートン
	${}_RQ_{DS}$	鉄筋コンクリート部分の短期設計せん断力	キロニュートン
	${}_RQ_{AL}$	鉄筋コンクリート部分の長期許容せん断力	キロニュートン
	${}_RQ_{AS}$	鉄筋コンクリート部分の短期許容せん断力	キロニュートン
	判定結果	—	—

⑨鉄骨鉄筋コンクリート造（耐力壁用）

	項目・記号	内容	単位
諸条件	壁の符号	—	
	壁の位置	—	
	コンクリートの種類及び設計基準強度	—	
	T	壁断面の厚さ	ミリメートル
	L0	開口部の長さ	ミリメートル
	H0	開口部の高さ	ミリメートル
	L’	内法長さ	ミリメートル
	H’	内法高さ	ミリメートル
	γ	開口に対する低減率	—

	主筋の種類及び品質	—	
	縦筋の径@間隔	—	
	横筋の径@間隔	—	
	p_S	せん断補強筋比	少数
	開口補強筋の本数及び径（縦筋、横筋、斜め筋）	—	—
応力	Q_L	長期せん断力	キロニュートン
	Q_S	短期せん断力	キロニュートン
せん断耐力	Q_{AL}	長期許容水平せん断力	キロニュートン
	Q_W	許容水平せん断力	キロニュートン
	ΣQ_C	周辺の柱が負担できる許容せん断力	キロニュートン
	Q_{AS}	短期許容せん断力	キロニュートン
	Q_S / Q_{AS}	—	—
	判定結果	—	—

第三号の四様式（第一条の三関係）

応力図

（　　）荷重時応力

（　　）通り（構面）

（注意事項）

1．「（　　）荷重時応力」欄には、鉛直又は水平のいずれかを記入してください。
2．すべての架構の応力図を記入してください。
3．応力図には、柱の間隔、階高（応力計算に用いた階高とする。）を記入してください。
4．応力図は、相似則に基づく略軸組図に曲げモーメント図を記載した上で、各部材に生じる軸方向力、曲げモーメント及びせん断力の数値を記入してください。
5．一連の応力図を記載する前に、軸力等の数値を書き込む位置を示した凡例を表示してください。

[凡　例]

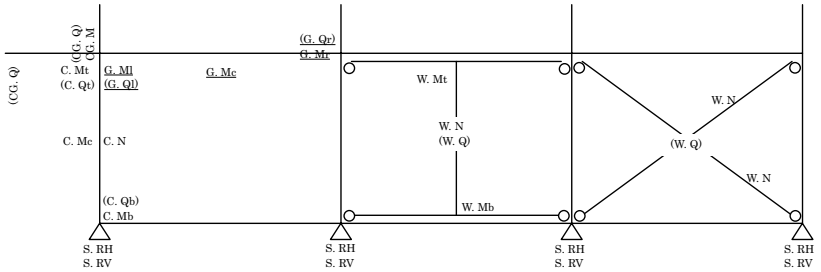

凡例における記号の意味は次の表に掲げるとおりとする。

[記号の説明]

記号	内容	単位	記号	内容	単位
G. Ml	はり左端部の曲げモーメント	(kN・m)	CG. M	片持ちばりの曲げモーメント	(kN・m)
G. Mr	はり右端部の曲げモーメント	(kN・m)	CG. Q	片持ちばりのせん断力	(kN)
G. Mc	はり中央の曲げモーメント	(kN・m)			
G. Ql	はり左端部のせん断力	(kN)	W. Mt	壁頭の曲げモーメント	(kN・m)
G. Qr	はり右端部のせん断力	(kN)	W. Mb	壁脚の曲げモーメント	(kN・m)
			W. Q	耐力壁又は筋かいのせん断力	(kN)
C. Mt	柱頭の曲げモーメント	(kN・m)	W. N	耐力壁又は筋かいの軸力(T : 引張り, C : 圧縮)	(kN)
C. Mc	柱中央の曲げモーメント	(kN・m)			
C. Mb	柱脚の曲げモーメント	(kN)	S. RV	鉛直方向支点反力 (*:水平方向加力時に浮上りを生じることを表す。例 : 100*)	(kN)
C. N	柱軸力(T : 引張り、C : 圧縮)	(kN)			
C. Qt	柱頭のせん断力	(kN)	S. RH	水平方向支点反力	(kN)
C. Qb	柱脚のせん断力	(kN)			

(記載例(拡大図))

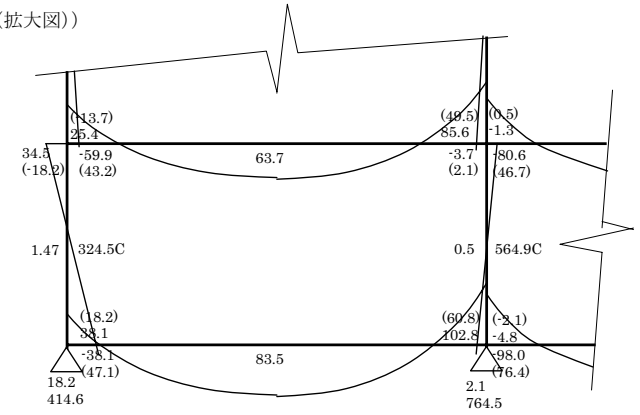

第三号の五様式(第一条の三関係)

基礎反力図

(　　)荷重時応力

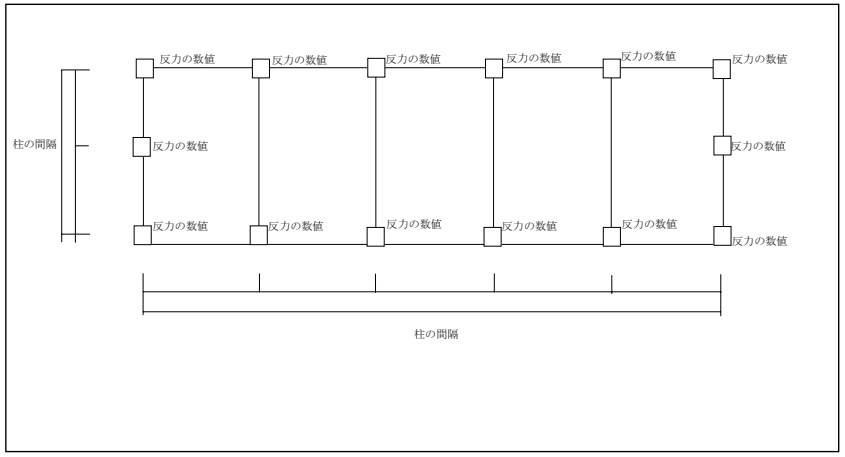

(注意事項)

1.「(　　)荷重時応力」欄には、鉛直又は水平のいずれかを記入してください。

2. 基礎反力図には、柱の間隔を記入してください。

3. 基礎反力図は、相似則に基づく最下階の略伏図に、反力の数値を記入してください。

4. 基礎反力図は、建築物の形状、柱の間隔等に応じて記入してください。

第三号の六様式（第一条の三関係）

断面検定比図

（　　）荷重時

（　　）通り（構面）

（注意事項）

1．「（　　）荷重時」欄には、長期又は短期のいずれかを記入してください。
2．すべての架構の断面検定比図を記載してください。
3．断面検定比図には、柱の間隔、階高を記入してください。
4．断面検定比図は、相似則に基づく略軸組図において、各部材の断面検定比を凡例①で特定する位置に記載してください。この場合において、各部材の断面検定比は、各部材において最も大きな数値となる部分の数値とし、断面検定比の数値に凡例②に示す当該部分を表す記号を付すものとする。

[凡例①]

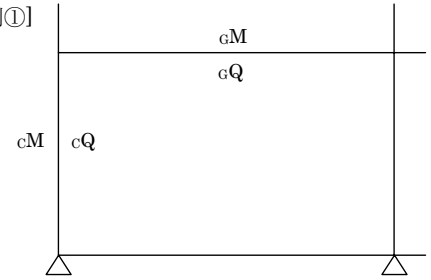

GM：はりの曲げモーメント検定値
GQ：はりのせん断力検定値
CM：柱の曲げモーメント検定値
CQ：柱のせん断力検定値

凡例②：各部材において断面検定比が最大となった部分を示す記号

L：はりの左端
R：はりの右端
T：柱頭
B：柱脚

（記載例（拡大図））

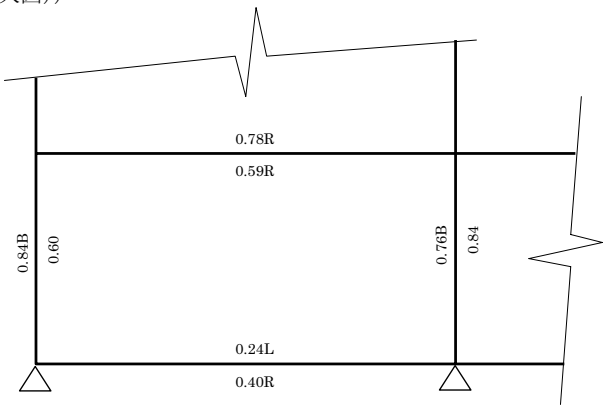

（資料１）

評価方法基準改正案　新旧対照条文

評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）

改　正　案	現　行　告　示
第１～第３　（略）	**第１～第３　（略）**
第４　評価の方法の基準（総則） **１　（略）** **２　新築住宅に係る建設住宅性能評価** 新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。ただし、６－３については、次の(6)は適用しない。 (1)　（略） (2) 建設住宅性能評価における検査を行うべき時期は、次に掲げる住宅の規模に応じ、それぞれ次に掲げる時期とする。ただし、６－３については、居室の内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了後（造付け家具以外の家具その他の物品が室内に搬入される前に限る。）とする。 イ　（略） ロ　階数が４以上（地階を含む。）の建築物である住宅　基礎配筋工事の完了時、最下階から数えて２階及び３に７の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時、屋根工事の完了時、下地張りの直前の工事の完了時及び竣工時とする。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第７条の３第１項又は第７条の４第１項の規定により同法第７条の３第１項各号に規定する特定工程に係る検査（床の躯体工事の完了時に行われるものに限る。以下このロにおいて同じ。）が行われる場合にあっては、床の躯体工事の完了時に行う検査は、直近の特定工程に係る検査と同じ時期とすることができる。 (3) ～(7)　（略） **３　（略）**	**第４　評価の方法の基準（総則）** **１　（略）** **２　新築住宅に係る建設住宅性能評価** 新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。ただし、６－３については、次の(6)は適用しない。 (1)　（略） (2) 建設住宅性能評価における検査を行うべき時期は、次に掲げる住宅の規模に応じ、それぞれ次に掲げる時期とする。ただし、６－３については、居室の内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了後（造付け家具以外の家具その他の物品が室内に搬入される前に限る。）とする。 イ　（略） ロ　階数が４以上（地階を含む。）の建築物である住宅　基礎配筋工事の完了時、最下階から数えて２階及び３に７の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時、屋根工事の完了時、下地張りの直前の工事の完了時及び竣工時とする。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第７条の３第２項又は第７条の４第１項の規定により同法第７条の３第１項に規定する特定工程に係る検査（床の躯体工事の完了時に行われるものに限る。以下このロにおいて同じ。）が行われる場合にあっては、床の躯体工事の完了時に行う検査は、直近の特定工程に係る検査と同じ時期とすることができる。 (3) ～(7)　（略） **３　（略）**
第５　評価の方法の基準（性能表示事項別） **１　構造の安定に関すること** **１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）** (1)　（略） (2) **基本原則** **イ　定義** ①　（略） ②　「極めて稀に発生する地震による力」とは、令第 82 条の５第５号に規定する地震力に相当する力をいう。 **ロ　（略）** (3) **評価基準（新築住宅）** 評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第１号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成 19 年国土交通省告示第 592 号の規定によること。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。 **イ　限界耐力計算による場合** 次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。	**第５　評価の方法の基準（性能表示事項別）** **１　構造の安定に関すること** **１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）** (1)　（略） (2) **基本原則** **イ　定義** ①　（略） ②　「極めて稀に発生する地震による力」とは、令第 82 条の６第５号に規定する地震力に相当する力をいう。 **ロ　（略）** (3) **評価基準（新築住宅）** 評価対象建築物のうち令第 36 条第３項に規定する超高層建築物（以下単に「超高層建築物」という。）以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。 **イ　限界耐力計算による場合** 次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 令第 82 条の５第５号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率（以下１−１において「耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率」という。）を乗じた地震力」とし、平成 12 年建設省告示第 1457 号第７第４項第１号中「0.3」とあるのは「0.3 に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

② 令第 82 条の５第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第５号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第１号から第４号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ 令第 36 条第１項に規定する耐久性等関係規定（令第 39 条第１項及び第 70 条の規定を除く。以下単に「耐久性等関係規定」という。）に適合していること。

ロ　保有水平耐力計算等による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の地上部分について、次のａ又はｂのいずれかに適合し、かつ、次のｃに適合している場合を除いては、令第 82 条の３第１号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第２号の規定によって計算した必要保有水平耐力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成 19 年国土交通省告示第 594 号第４第３号ロ(1)中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、同告示第４第４号の表は、Ｋの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第４第５号イ中「0.3」とあるのは「0.3 に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

ａ　高さ 31ｍ以下の木造の評価対象建築物、鉄骨造の評価対象建築物又は鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物（鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の評価対象建築物又はこれらの構造を併用する構造の評価対象建築物をいう。以下同じ。）にあっては、昭和 55 年建設省告示第 1791 号第１から第３まで（第３第３号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、第１第１号及び第２第１号中「地震力による応力の数値に」とあるのは「地震力による応力の数値に、耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率及び」とし、第２第３号中「地震時に当該柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に当該柱の脚部に生ずる力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、第３第１号イ及び第２号イに掲げる式は、その右辺に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、第３第１号ロ中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。

ｂ　建築基準法第 20 条第２号に掲げる建築物以外の評価対象建築物については、次の(ｉ)から(iv)までのいずれかに適合していること。

(ｉ) 木造の評価対象建築物にあっては、令第 82 条第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであり、かつ、各階につき張り間方向及びけた行方向の偏心率が 0.3 以下であること。この場合において、同条第２号の表は、Ｋの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

(ii) 鉄骨造の評価対象建築物にあっては、令第 82 条の３第１号及び第２号並びに平成 19 年国土交通省告示第 593 号第１号イ（３）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号イ（３）中「〇・三」とあるのは「〇・四（水平力を負担する筋

① 令第 82 条の６第５号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

② 令第 82 条の６第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第５号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第１号から第４号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ 令第 36 条第２項第２号に規定する耐久性等関係規定（令第 39 条第１項及び第 70 条の規定を除く。以下単に「耐久性等関係規定」という。）に適合していること。

ロ　許容応力度等計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の地上部分について、令第 82 条の４第１号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第２号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。ただし、評価対象建築物の地上部分について、次のａ又はｂのいずれかに適合し、かつ、次のｃに適合している場合にあっては、この限りでない。

ａ　高さ 31ｍ以下の木造の評価対象建築物、鉄骨造の評価対象建築物又は鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物（鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の評価対象建築物又はこれらの構造を併用する構造の評価対象建築物をいう。以下同じ。）にあっては、昭和 55 年建設省告示第 1791 号第１から第３まで（第３第３号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、第１第１号及び第２第１号中「地震力による応力の数値に」とあるのは「地震力による応力の数値に、評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率及び」とし、第３第１号及び第２号に掲げる式は、評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

ｂ　令第 82 条の２に規定する特定建築物以外の評価対象建築物については、次の(ｉ)から(iv)までのいずれかに適合していること。

(ｉ) 木造の評価対象建築物にあっては、令第 82 条第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであり、かつ、各階につき張り間方向及びけた行方向の偏心率が 0.3 以下であること。この場合において、同条第２号の表は、評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、Ｋの数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(ii) 鉄骨造の評価対象建築物にあっては、令第 82 条の３第１号及び第２号並びに昭和 55 年建設省告示第 1790 号第４号ホに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号ホの規定中「〇・三」とあるのは「〇・四（水平力を負担する筋かいを設

かいを設けた階（地階を除く。）を含む評価対象建築物にあっては○・五）に、耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値」とし、「地震力によって当該柱に生ずる力」とあるのは「地震力によって当該柱に生ずる力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、「確かめられるもの」とあるのは「確かめられること」とする。

(iii)　鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物にあっては、平成19年国土交通省告示第593号第２号イの規定に適合していること。この場合において、同号イ（１）中「適合するもの」とあるのは「適合すること」とし、同号イ（１）に掲げる式は、その右辺に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同号（２）中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。

(iv)　（略）

c　鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物並びに鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階にあっては、令第82条第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同条第２号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

②　令第３章第８節（令第82条第４号、第82条の４及び第82条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定める構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③　令第３章第１節から第７節の２までの規定（構造計算の種類に応じて令第36条第２項の規定により適用が除外されるもの並びに令第39条、第60条、第62条の７及び第70条を除き、住宅に関するものに限る。）に適合していること。

けた階（地階を除く。）を含む評価対象建築物にあっては○・五）に、評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値」と、「確かめられるもの」とあるのは「確かめられること」とする。

(iii)　鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物にあっては、昭和55年建設省告示第1790号第５号ロの規定に適合していること。この場合において、同号ロの規定中「適合するもの」とあるのは「適合すること」とし、同号ロに掲げる式は、評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(iv)　（略）

c　鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物並びに鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階にあっては、令第82条第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同条第２号の表は、評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、Kの数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

②　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第82条第４号及び第82条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③　令第３章第１節から第７節の２まで（令第39条、第60条、第62条の７及び第70条を除く。）の規定（住宅に関するものに限る。以下同じ。）に適合していること。

ハ　令第81条第２項第１号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

①　プレストレストコンクリート造の評価対象建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造を併用する評価対象建築物（以下「プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物」という。）にあっては、昭和58年建設省告示第1320号（以下②において「告示」という。）第18第５号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた地震力」とし、平成12年建設省告示第1457号第７第４項第１号中「0.3」とあるのは「0.3に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

②　プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、告示第18第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって告示第18第５号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、第１号から第４号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③　（略）

ニ　令第81条第２項第１号イ、同項第２号イ又は第３項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から④まで（等級１への適合判定にあっては③及び④）の規定に適合していること。

①　壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあっては、評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1025号第10イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値以上であること。

ハ　令第81条第１項ただし書に規定する構造計算（限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。）による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

①　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、平成13年国土交通省告示第1641号（以下この①及び②において「告示」という。）第11第２号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第３号から第５号までに定めるところによる。

②　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、告示第11第２号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第３号から第５号までに定めるところによる。

③　（略）

ニ　令第81条第１項ただし書に規定する構造計算による場合（ハによるものを除く。）

次の①から⑤まで（等級１への適合判定にあっては④及び⑤）の規定に適合していること。

①　壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあっては、評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1025号第10イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、評価対象建築物の地上部分について、次のａからｄまでのいずれかに適合していること。

ａ　令第82条の３第１号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第２号の規定によって計算した必要保有水平耐力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成19年国土交通省告示第594号第４第５号イ中「0.3」とあるのは「0.3に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

ｂ　構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力が昭和58年建設省告示第1320号（以下ｃ及びｄにおいて「告示」という。）第15第２号イの表に掲げる組み合わせによる各応力の合計の数値以上であること。この場合において、表は、Ｋの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

ｃ　次の(ｉ)又は(ⅱ)のいずれかに適合し、かつ、(ⅲ)に適合していること。

(ｉ)　高さ31m以下の評価対象建築物にあっては、告示第15第１号イ及びロに定めるところによりする構造計算（昭和55年建設省告示第1971号第３第３号に定める構造計算に準じた構造計算を除く。）によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、昭和55年建設省告示第1791号第３第１号イ及び第２号イに掲げる式は、その右辺に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第３第１号ロ中「当該地震力によって生ずるせん断力」とあるのは「当該地震力によって生ずるせん断力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。

(ⅱ)　告示第14第１号に掲げる建築物にあっては、同規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、告示第14第１号ロに掲げる式は、その右辺に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

(ⅲ)　告示第13（第２号ニ及び第３号における令第82条第４号の構造計算の部分を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、告示第13第２号ハの表は、Ｋの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

ｄ　告示第14第２号に掲げる建築物にあっては、プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階がｃ(ⅱ)及び(ⅲ)の規定に、その他の構造部分を有する階がロ①ｂ(ⅳ)の規定に適合していること。

③　令第３章第８節（令第82条第４号、82条の４及び第82条の５、昭和58年建設省告示第1320号第13第２号ニ、同号第３号における令第82条第４号の構造計算の部分及び第17並びに①又は②に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに昭和58年建設省告示第1320号第13第２号ニを除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

④　令第３章第１節及び第２節（令第39条を除く。）の規定に適合し

倍率を乗じて得た数値以上であること。

② プレストレストコンクリート造の評価対象建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造を併用する評価対象建築物（以下「プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物」という。）にあっては、評価対象建築物の地上部分について、次のａからｄまでのいずれかに適合していること。

ａ　昭和58年建設省告示第1320号（以下ｂからｄまでにおいて「告示」という。）第17イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。

ｂ　構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力が告示第16第２号イの表に掲げる組み合わせによる各応力の合計の数値以上であること。この場合において、表は、評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、Ｋの数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

ｃ　次の(ｉ)又は(ⅱ)のいずれかに適合し、かつ、(ⅲ)に適合していること。

(ｉ)　高さ31m以下の評価対象建築物にあっては、告示第16第１号イ及びロに定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、昭和55年建設省告示第1791号第３の第１号及び第２号に掲げる式は、評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(ⅱ)　告示第15イに掲げる建築物にあっては、同規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、告示第15イ(2)に掲げる式は、評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(ⅲ)　告示第14第２号イからハまでに定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、同号ハの表は、Ｋの数値に評価方法基準第５の１－１(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

ｄ　告示第15ロに掲げる建築物にあっては、プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階がｃ(ⅱ)及び(ⅲ)の規定に、その他の構造部分を有する階がロ①ｂ(ⅳ)の規定に適合していること。

③　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1641号（以下この③において「告示」という。）第11第２号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定（鉄骨造に関する部分に限る。）に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第３号から第５号までに定めるところによる。

④　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第82条第４号及び第82条の５、①、②又は③に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに昭和58年建設省告示第1320号第14第４号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

⑤　令第３章第１節及び第２節（令第39条を除く。）の規定に適合し

ており、かつ、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあっては同章第6節及び平成13年国土交通省告示第1025号第1から第7までの規定に、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和58年建設省告示第1320号第1から第12までの規定（構造計算の種類に応じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるものを除く。）に適合していること。

ホ　（略）

ヘ　枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級1への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a　評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1540号（以下このへにおいて「告示」という。）第10第1号又は第2号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

b　（略）

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ （略）

ト　丸太組構法の建築物における基準

丸太組構法の評価対象建築物については、次の①及び②（等級1への適合判定にあっては②）に掲げる基準に適合していること。

① 平成14年国土交通省告示第411号（②において「告示」という。）第4第12号ハの規定に適合していること。この場合において、S*k*の値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

② （略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級3、等級2又は等級1への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　目視又は計測（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。）により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbに掲げる基準に適合していること。

a　（略）

b　木造の構造部分を有しない評価対象建築物又は木造と鉄骨造その他の構造を併用する評価対象建築物の木造以外の構造部分にあっては告示第1第2号に適合し、かつ、(3)ロの②及び③又はニの③及び④（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物及びプレストレストコンクリート造の評価対象建築物に限る。）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。この場合において、同号本文中、「これらの指標に応じ別表第1により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評

ており、かつ、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあっては同章第6節及び平成13年国土交通省告示第1025号第1から第7までの規定に、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和58年建設省告示第1320号第1から第13までの規定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては平成13年国土交通省告示第1641号第1から第10までの規定に適合していること。

ホ　（略）

ヘ　枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級1への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a　評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1540号（以下このへにおいて「告示」という。）第9第2号又は第3号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

b　（略）

② 令第3章第8節第1款及び第1款の2（令第82条第4号及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ （略）

ト　丸太組構法の建築物における基準

丸太組構法の評価対象建築物については、次の①及び②（等級1への適合判定にあっては②）に掲げる基準に適合していること。

① 平成14年国土交通省告示第411号（②において「告示」という。）第4の第12号ハの規定に適合していること。この場合において、S*k*の値に評価方法基準第5の1－1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

② （略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級3、等級2又は等級1への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　目視又は計測（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。）により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbに掲げる基準に適合していること。

a　（略）

b　木造の構造部分を有しない評価対象建築物又は木造と鉄骨造その他の構造を併用する評価対象建築物の木造以外の構造部分にあっては告示第1第2号に適合し、かつ、(3)ロの②及び③又はニの④及び⑤（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物、プレストレストコンクリート造及び薄板軽量形鋼造等の評価対象建築物に限る。）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。この場合において、同号本文中、「これらの指標に応じ別表第1により構造耐力上主要な部分の地

価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは、「I_sが 0.6 に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上、かつ、q が 1.0 に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上となること。」とする。

② （略）

ロ （略）

１－２ 耐震等級（構造躯体の損傷防止）

(1)、(2) （略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第１号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成 19 年国土交通省告示第 592 号の規定によること。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 令第 82 条の５第３号及び第４号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同条第３号ハ中「水平方向に生ずる力」とあるのは「水平方向に生ずる力に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率（以下１−２において「耐震等級（損傷防止）に応じた倍率」という。）を乗じたもの」と、同条第４号中「それぞれ」とあるのは「それぞれの応力度に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じて得た数値が」とする。

② 令第 82 条の５第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第３号及び第４号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第１号、第２号及び第５号）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ロ 保有水平耐力計算等による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 令第 82 条第１号から第３号まで及び第 82 条の２に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第２号の表は、Kの数値に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、令第 82 条の２中「第 88 条第１項に規定する地震力」とあるのは「第 88 条第１項に規定する地震力に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた地震力」とし、平成 19 年国土交通省告示第 594 号第２第３号イ中「第 88 条第１項に規定する地震層せん断力係数」とあるのは「第 88 条第１項に規定する地震地震層せん断力係数に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた数値」とし、同告示第２第３号ハ中「第 88 条第１項に規定するＺの数値」とあるのは「第 88 条第１項に規定するＺの数値に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

② 令第３章第８節（令第 82 条第４号、第 82 条の４及び第 82 条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第３章第１節から第７節の２までの規定（構造計算の種類に応

震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは、「I_sが 0.6 に評価方法基準第５の１－１(2)ロ③の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた値以上、かつ、q が 1.0 に評価方法基準第５の１－１(2)ロ③の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた値以上となること。」とする。

② （略）

ロ （略）

１－２ 耐震等級（構造躯体の損傷防止）

(1)、(2) （略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 令第 82 条の６第３号及び第４号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同条第３号ハ中「水平方向に生ずる力」とあるのは「水平方向に生ずる力に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じたもの」と、同条第４号中「それぞれ」とあるのは「それぞれの応力度に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値が」とする。

② 令第 82 条の６第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第３号及び第４号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第１号、第２号及び第５号）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ロ 許容応力度等計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 令第 82 条第１号から第３号まで及び第 82 条の２に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第２号の表は、Kの数値に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じて(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとし、令第 82 条の２中「第 88 条第１項に規定する地震力」とあるのは「第 88 条第１項に規定する地震力に評価方法基準第５の１－２(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

② 令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第３章第１節から第７節の２まで（令第 39 条、第 60 条、第 62

じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるもの並びに令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除き、住宅に関するものに限る。）に適合していること。

ハ　令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、昭和58年建設省告示第1320号（以下②において「告示」という。）第18第3号及び第4号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた地震力」とする。

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、告示第18第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって告示第18第3号及び第4号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、第1号、第2号及び第5号）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③　（略）

ニ　令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①及び②の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、次のa及びb（等級1への適合判定にあってはb）に掲げる基準に適合していること。

a　昭和58年建設省告示第1320号（以下①及び②において「告示」という。）第13（第2号ニ及び第3号における令第82条第4号の構造計算の部分を除く。）及び第14に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、告示第13第2号ハの表は、Kの数値に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じて、令第82条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、告示第14中「第88条第1項に規定する地震力」とあるのは「第88条第1項に規定する地震力に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた地震力」とし、平成19年国土交通省告示第594号第2第3号イ中「第88条第1項に規定する地震層せん断力係数」とあるのは「第88条第1項に規定する地震地震層せん断力係数に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた数値」とし、同告示第2第3号ハ中「第88条第1項に規定するZの数値」とあるのは「第88条第1項に規定するZの数値に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

b　令第3章第8節（令第82条第4号、82条の4及び第82条の5、告示第13第2号ニ、同号第3号における令第82条第4号の構造計算の部分及び第17並びにaに基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② 令第3章第1節及び第2節（令第39条を除く。）の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては告示第1から第12までの規定（構造計算の種類に応じて

条の7及び第70条を除く。）の規定に適合していること。

ハ　令第81条第1項ただし書に規定する構造計算（限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。）による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

① 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、平成13年国土交通省告示第1641号（以下②において「告示」という。）第11第2号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、告示第11第2号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

③　（略）

ニ　令第81条第1項ただし書に規定する構造計算（ハによるものを除く。）による場合

次の①から③までの規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、次のa及びb（等級1への適合判定にあってはb）に掲げる基準に適合していること。

a　昭和58年建設省告示第1320号（以下この①において「告示」という。）第14第1号から第3号まで及び第15に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第14第2号のハの表は、Kの数値に評価方法基準第5の1－2(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて、令第82条第2号の表は、Kの数値に評価方法基準第5の1－2(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとし、第15中「第88条第1項に規定する地震力」とあるのは「第88条第1項に規定する地震力に評価方法基準第5の1－2(2)ロ②の表の（い）項に掲げる等級に応じ（ろ）項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

b　令第3章第8節第1款及び第1款の2（令第82条第4号及び第82条の5、aに基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第14第4号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、次のa及びb（等級1への適合判定にあってはb）に掲げる基準に適合していること。

a　平成13年国土交通省告示第1641号（以下②において「告示」という。）第11第2号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

b　告示第11第2号に規定する有効断面を考慮し、ロ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

③ 令第3章第1節及び第2節（令第39条を除く。）の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和58年建設省告示第1320号第1から第13までの規

令第36条第2項の規定により適用が除外されるものを除く。）に適合していること。

ホ～ト　（略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級３、等級２又は等級１への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ、ロ　（略）

１－３　（略）

１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

(1)、(2)　（略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　限界耐力計算による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては平成13年国土交通省第1641号第１から第10までの規定に適合していること。

ホ～ト　（略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級３、等級２又は等級１への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ、ロ　（略）

１－３　（略）

１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

(1)、(2)　（略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　限界耐力計算による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　令第82条の５第１号及び第２号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第２号の表及び第82条の５第２号の表は、Ｗの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

②　令第82条の５第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第１号及び第２号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第３号から第５号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③　（略）

ロ　保有水平耐力計算等による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　（略）

②　令第３章第８節（令第82条第４号、第82条の４及び第82条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③　令第３章第１節から第７節の２までの規定（構造計算の種類に応じて令第36条第２項の規定により適用が除外されるもの並びに令第39条、第60条、第62条の７及び第70条を除き、住宅に関するものに限る。）に適合していること。

ハ　令第81条第２項第１号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

①　プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、昭和58年建設省告示第1320号（以下②において「告示」という。）第18 第１号及び第２号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第２

①　令第82条の６第１号及び第２号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第２号の表及び第82条の６第２号の表は、Ｗの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

②　令第82条の６第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第１号及び第２号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第３号から第５号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③　（略）

ロ　許容応力度等計算による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　（略）

②　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第82条第４号及び第82条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③　令第３章第１節から第７節の２まで（令第39条、第60条、第62条の７及び第70条を除く。）の規定に適合していること。

ハ　令第81条第１項ただし書に規定する構造計算（限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。）による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

①　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、平成13年国土交通省告示第1641号（以下②において「告示」という。）第11第２号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第３

号の表及び告示第 13 第２号ハの表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、告示第 18 第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって告示第 18 第１号及び第２号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、第３号から第５号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ニ 令第 81 条第 2 項第 1 号イ、同項第 2 号イ又は第 3 項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①及び②の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次のａ及びｂ、等級１への適合判定にあってはｂに掲げる基準に適合していること。

ａ 昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下この㈡において「告示」という。）第 13 第１号から第３号まで（第２号ニを除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 13 第２号ハの表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用し、令第 82 条第２号の表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

ｂ 令第３章第８節（令第 82 条第４号、82 条の４及び第 82 条の５、告示第 13 第２号ニ、同号第３号における令第 82 条第４号の構造計算の部分及び第 17 並びにａに基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② 令第３章第１節及び第２節の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては告示第１から第 12 までの規定（構造計算の種類に応じて令第 36 条第２項の規定により適用が除外されるものを除く。）に適合していること。

ホ （略）

ヘ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 次のａ又はｂのいずれかに適合していること。

ａ 平成 13 年国土交通省告示第 1540 号（以下このへにおいて「告示」という。）第９第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、令第 82 条第２号の表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとし、告示第９第３号中「令第 87 条第１項に規定する風圧力」とあるのは「令第 87 条第１項に規定する風圧力に 1.2 以上の数値を乗じた風圧力」とする。

ｂ （略）

② 令第３章第８節（令第 82 条第４号、第 82 条の４及び第 82 条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ （略）

ト （略）

号から第５号までに定めるところによる。

② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、告示第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

③ （略）

ニ 令第 81 条第１項ただし書に規定する構造計算（ハによるものを除く。）による場合

次の①から③までの規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次のａ及びｂ、等級１への適合判定にあってはｂに掲げる基準に適合していること。

ａ 昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下この①において「告示」という。）第 14 第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 14 の第２号ハの表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用し、令第 82 条第２号の表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

ｂ 令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５、ａに基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第 14 第４号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、次のａ及びｂ（等級１への適合判定にあってはｂ）に掲げる基準に適合していること。

ａ 平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下②において「告示」という。）第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

ｂ 告示第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、ロ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

③ 令第３章第１節及び第２節の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和 58 年建設省告示第 1320 号第１から第 13 までの規定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては平成 13 年国土交通省第 1641 号第１から第 10 までの規定に適合していること。

ホ （略）

ヘ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 次のａ又はｂのいずれかに適合していること。

ａ 平成 13 年国土交通省告示第 1540 号（以下このへにおいて「告示」という。）第９第１号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、令第 82 条第２号の表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとし、告示第９第１号(3)中「令第 87 条第１項に規定する風圧力」とあるのは「令第 87 条第１項に規定する風圧力に 1.2 以上の数値を乗じた風圧力」とする。

ｂ （略）

② 令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ （略）

ト （略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第１号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級２又は等級１への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ、ロ　（略）

１－５　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

(1)、(2)　（略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第１号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからホまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成 19 年国土交通省告示第 592 号の規定によること。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　限界耐力計算による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　令第 82 条の５第１号及び第２号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第２号の表及び第 82 条の５第２号の表は、積雪時に限って、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用すること。

②　令第 82 条の５第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第１号及び第２号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第３号から第５号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③　（略）

ロ　保有水平耐力計算等による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　（略）

②　令第３章第８節（令第 82 条第４号、82 条の４及び第 82 条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③　令第３章第１節から第７節の２までの規定（構造計算の種類に応じて令第 36 条第２項の規定により適用が除外されるもの並びに令第 39 条、第 60 条、第 62 条の７及び第 70 条を除き、住宅に関するものに限る。）に適合していること。

ハ　令第 81 条第２項第１号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

①　プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下ハにおいて「告示」という。）第 18 第１号及び第２号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第２号の表及び告示第 13 第２号ハの表は、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

②　プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、告示第 18 第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって告示第 18 第１号及び第２号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、第３号から第５号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③　（略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級２又は等級１への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ、ロ　（略）

１－５　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

(1)、(2)　（略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外の評価対象建築物について、次のイからホまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ　限界耐力計算による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　令第 82 条の６第１号及び第２号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第２号の表及び第 82 条の６第２号の表は、積雪時に限って、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用すること。

②　令第 82 条の６第１号から第５号まで（①に基づく構造計算によって同条第１号及び第２号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第３号から第５号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③　（略）

ロ　許容応力度等計算による場合

等級２への適合判定にあっては次の①から③まで、等級１への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

①　（略）

②　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③　令第３章第１節から第７節の２まで（令第 39 条、第 60 条、第 62 条の７及び第 70 条を除く。）の規定に適合していること。

ハ　令第 81 条第１項ただし書に規定する構造計算（限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。）による場合

次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）の規定に適合していること。

①　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下ハにおいて「告示」という。）第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

②　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、告示第 11 第２号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。

る構造計算によって確かめられる安全性を有すること。	
③　（略）	③　（略）
ニ　令第 81 条第 2 項第 1 号イ、同項第 2 号イ又は第 3 項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合	**ニ　令第81条第１項ただし書に規定する構造計算（ハによるものを除く。）による場合**
次の①及び②の規定に適合していること。	次の①から③までの規定に適合していること。
①　プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次のａ及びｂ、等級１への適合判定にあっては次のｂに掲げる基準に適合していること。	①　プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級２への適合判定にあっては次のａ及びｂ、等級１への適合判定にあっては次のｂに掲げる基準に適合していること。
ａ　昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下この㈡において「告示」という。）第 13 第１号から第３号まで（第 2 号ニを除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 13 第２号ハの表は、積雪時に限って、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用し、令第 82 条第２号の表は、積雪時に限って、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとすること。	ａ　昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下この①において「告示」という。）第 14 第１号から第３号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 14 第２号ハの表は、積雪時に限って、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとし、令第 82 条第２号の表は、積雪時に限って、Ｓの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとすること。
ｂ　令第３章第８節（令第 82 条第４号、82 条の４及び第 82 条の５、告示第 13 第 2 号ニ、同号第 3 号における令第 82 条第 4 号の構造計算の部分及び第 17 並びにａに基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。	ｂ　令第３章第８節第１款及び第１款の２（令第 82 条第４号及び第 82 条の５、①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第 14 第４号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。
	②　薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、次のａ及びｂ（等級１への適合判定にあってはｂ）に掲げる基準に適合していること。
	ａ　平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下②において「告示」という。）第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。
	ｂ　告示第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、ロ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第３号から第５号までに定めるところによる。
②　令第３章第１節及び第２節の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては告示第１から第 12 までの規定（構造計算の種類に応じて令第 36 条第 2 項の規定により適用が除外されるものを除く。）に適合していること。	③　令第３章第１節及び第２節の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和58年建設省告示第 1320 号第１から第 13 までの規定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては平成 13 年国土交通省第 1641 号第１から第 10 までの規定並びに告示第１から第 13 までの規定に適合していること。
ホ　（略）	**ホ　（略）**
(4) 評価基準（既存住宅）	**(4) 評価基準（既存住宅）**
評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第１号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級２又は等級１への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。	評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級２又は等級１への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。
イ、ロ　（略）	イ、ロ　（略）
１－６、１－７　（略）	１－６、１－７　（略）
２～１１　（略）	２～１１　（略）

別記第〇号様式

構造計算概要書

（プレストレストコンクリート造の建築物）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】　（参照頁　　）

【２．構造計算を行った者】　（参照頁　　）

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】　（参照頁　　）

【４．主要用途】　（参照頁　　）

【５．規模】　（参照頁　　）

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．構造】　　造　一部　　造

【ニ．階数】　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階

【ホ．高さ】　　m

【ヘ．軒の高さ】　　m

【ト．基礎の底部の深さ】　　m

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．適用する構造計算】

【イ．適用する構造計算の種類】

□　昭和 58 年国土交通省告示第 1320 号（以下「告示」という。）第 13、第 14、第 15 第２号及び第 17 に規定する構造計算

□　告示第 13、第 14、第 16 及び第 17 に規定する構造計算

□　告示第 13、第 14、第 15 第１号及び第 17 に規定する構造計算

□　告示第 13 及び第 17 に規定する構造計算

【ロ．告示第 14 第各号の基準に適合していることの検証内容】　（参照頁　　）

【９．使用プログラムの概要】

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．構造計算チェックリスト】　（参照頁　　）

【１０．使用する材料と部位】　（参照頁　　）

材　料	設計基準強度又は品質	使用部位	認定の有無	備　考

【１１．使用する材料の許容応力度等】　（参照頁　　）

(1)コンクリート及びグラウトの許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				プレストレス導入時の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			断面耐力算定用の材料強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着		
			上端筋	その他の鉄筋					

(2)鉄筋の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断		

(3)鋼材の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

(4)緊張材の引張りの許容応力度

材　料	規格・種類等	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	引張強さ（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	耐力（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考

【１２．地盤・基礎説明書】　（参照頁　　）

【１３．略伏図等】　（参照頁　　）

【１４．略軸組図等】　（参照頁　　）

【１５．部材断面表】　（参照頁　　）

【１６．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）
【イ．垂直積雪量】　ｃｍ
【ロ．単位荷重】　Ｎ／（㎡・ｃｍ）
【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無
【ニ．特定行政庁で定める規則】

【４．風圧力】　（参照頁　　）
【イ．地表面粗度区分】　□Ⅰ　□Ⅱ　□Ⅲ　□Ⅳ
【ロ．基準風速】　V_0 ＝　ｍ／秒
【ハ．Ｅの数値】　Ｅ ＝ $Er^2 \cdot Gf$ ＝
【ニ．速度圧】　ｑ ＝ $0.6EV_0^2$ ＝　Ｎ／㎡
【ホ．風力係数】　Ｃｆ ＝

【５．地震力】　（参照頁　　）
【イ．地震地域係数】　Ｚ ＝
【ロ．地盤種別】
【ハ．設計用一次固有周期】

【ニ．設計用一次固有周期の算出方法】　□略算法　　□精算法
【ホ．振動特性係数】　R_t　＝
【ヘ．標準せん断力係数】　C_0　＝
【ト．地下部分の水平震度】
【チ．地震力（概要）】

方向	階	wi（単位　キロニュートン）	Σwi（単位　キロニュートン）	αi	Ai	Ci	Qi（単位　キロニュートン）	備　考

【６．プレストレス】　（参照頁　　）

材料	階	プレストレス導入部位	緊張材に一本当たりプレストレス量	備　考

【７．荷重分布図】　（参照頁　　）

【８．その他の荷重・外力】
【イ．土圧に対する考慮】　（参照頁　　）
【ロ．水圧に対する考慮】　（参照頁　　）
【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】　（参照頁　　）

§３　応力計算
【１．架構モデル図】　（参照頁　　）

【２．鉛直荷重時応力（長期）】　（参照頁　　）

【３．プレストレス導入時応力】　（参照頁　　）

【４．鉛直荷重時応力（破壊に対する断面耐力の検討関係）】　（参照頁　　）

【５．水平荷重時応力（破壊に対する断面耐力の検討関係）】　（参照頁　　）

【６．水平力分担】　（参照頁　　）

方向	階	ΣQc（単位　キロ	ΣQw（単位　キロ	ΣQc＋ΣQw（単位　キ		設計用分担率（単位　パーセント）
		ニュートン）	ニュートン）	ロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

【７．基礎反力図】　（参照頁　　）

§４　断面計算
【１．断面検定表】　（参照頁　　）

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【３．プレストレス導入時断面検定比図】　（参照頁　　）

【４．破壊に対する断面耐力の検討】
【イ．告示第 13 第二号ハ関係）】　（参照頁　　）
【ロ．告示第 15 第二号イ関係）】　（参照頁　　）

§５　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

§６　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

§７　層間変形角、剛性率、偏心率等
【１．層間変形角・剛性率】　（参照頁　　）

方向	階	階高（単位ミリメートル）	最大の層間変位（単位ミリメートル）	最大の層間変形角	剛性率を計算する場合の層間変位（単位ミリメートル）	剛性率を計算する場合の層間変形角	剛性率	Ｆｓ

□　各階の剛性率≧０．６

【２．損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容】　（参照頁　　）

【３．偏心率】　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	重心	剛心	re	e	偏心率	Fe

- 323 -

□　各階の偏心率≦０．１５

【４．告示第 15 第１号ロの基準に適合していることの検証内容】　（参照頁　　）

§８　保有水平耐力

【１．保有水平耐力を計算する場合の外力分布】　（参照頁　　）

【２．Ds 算定時の応力図】　（参照頁　　）

【３．塑性ヒンジ図（Ds 算定時)】　（参照頁　　）

【４．部材種別】　（参照頁　　）

【５．保有水平耐力時の応力図】　（参照頁　　）

【６．塑性ヒンジ図（保有水平耐力時)】　（参照頁　　）

【７．各階の層せん断力変形角曲線】　（参照頁　　）

【８．構造特性係数】　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	柱及びはりの部材群		耐力壁の部材群又は筋かいの部材群		合計	βu	構造特性係数(Ds)
			Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位キロニュートン)		

【９．保有水平耐力計算の結果】　（参照頁　　）

保有水平耐力の計算は、下記の時点をもって保有水平耐力とした。

（　　）方向：　　時点

（　　）方向：　　時点

方向	階	Ds	Fe	Fs	Fes	Qud（単位キロニュートン)	Qun（単位キロニュートン)	Qu（単位キロニュートン)	Qu/Qun	判定

§９　屋根ふき材等の検討　（参照頁　　）

（注意事項）

１．共通事項

①建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

②本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表は、その大きさを調整してください。

③「(参照頁　　)」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

④構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるよう理由を明記してください。

⑤数字は算用数字を用いてください。

２．「§１　建築物の概要」関係

①８欄イは、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③８欄ロは、告示第 13 及び第 17 に規定する構造計算を選択した場合において、告示第 14 各号の基準に適合していることの検証内容について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③９欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

④９欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

⑤９欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑥10 欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

⑦10 欄の「認定の有無」は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあって認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、備考には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

⑧11 欄については、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の主要な材料については、11 欄中の(1)から(4)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

⑨13 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑩14 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑪15 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

⑫16 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑬16 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑭16 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

３．「§２　荷重・外力等」関係

①２欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

②４欄の「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③５欄の「設計用一次固有周期の算出方法」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

④５欄のうち、設計用一次固有周期、振動特性係数及び標準せん断力係数は、計算する方向別に記入してください。

⑤５欄の「地震力（概要）」の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）wi は、i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

ロ）Σwi は、i 階から上の階に生ずる常時荷重の和とする。

ハ）αi は、当該建築物に生ずるすべての常時荷重の和に対する i 階から上の階に生

- 325 -

ずる常時荷重の和の比とする。
ニ）Ai は、地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数とする。
ホ）Ci は、地震層せん断力係数とする。
ヘ）Qi は、i 階に生ずる地震力の数値とする。
⑥７欄は、特殊荷重の分布を略伏図等上に記入してください。

４.「§３　応力計算」関係
①１欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。
②２欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した応力図について、３欄から５欄までは、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に準じて作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。
③６欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。
イ）Qc は、柱が負担するせん断力とする。
ロ）Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。
④７欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

５.「§４　断面計算」関係
①１欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。
②１欄の断面検定表には、原則として別表に掲げる項目を記載することとしますが、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができることとします。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができます。
③２欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した断面検定比図について、３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に準じて作成した断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。
④４欄は、破壊に対する断面耐力の検討について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

６.「§７　層間変形角、剛性率、偏心率等」関係
①１欄の表中の Fs は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第６に規定する Fs の数値とします。
②１欄外の「各階の剛性率≧０．６」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。
③２欄は、層間変形角が 200 分の１を超え 120 分の１以内である場合にあっては、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。
④３欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。
イ）re は、令第 82 条の６第２号ロに規定する re の数値とする。
ロ）e は、令第 82 条の６第２号ロに規定する e の数値とする。
ハ）Fe は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第６に規定する Fe の数値とする。
⑤３欄外の「各階の偏心率≦０．１５」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。
⑥告示第 15 第１号ロの基準に適合していることの検証内容について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

７.「§８　保有水平耐力」関係
①２欄の「Ds 算定時の応力図」及び５欄の「保有水平耐力時の応力図」は、略軸組図等に Ds 算定時及び保有水平耐力時の曲げモーメント図を記載した上で、各階及び各方向の Ds 算定時及び保有水平耐力時における各部材の軸方向力、曲げモーメント及びせん断力の数値を記入してください。
②３欄の「塑性ヒンジ図（Ds 算定時）」及び６欄の「塑性ヒンジ図（保有水平耐力時）」は、略軸組図等又はその模式図上において、各階及び各方向の Ds 算定時及び保有水平耐力時における塑性ヒンジの発生状況を図示してください。また、せん断破壊、引張又は圧縮破壊した部材等がある場合にあっては、これらの破壊状況を図示してください。
③４欄は、各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材及び部材群としての部材種別について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。
④７欄の「各階の層せん断力変形角曲線」は、各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合においては、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角又は層間変位の関係を図示してください。
⑤８欄の表中の βu は、耐力壁の部材群又は筋かいの部材群の負担率を表すものとします。
⑥９欄上段の「保有水平耐力とした時点」には、構造計算において保有水平耐力とした時点を具体的に記入してください。

- 326 -

別記第〇号様式

構造計算概要書

（プレストレストコンクリート造の建築物（限界耐力計算））

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】　（参照頁　　）

【２．構造計算を行った者】　（参照頁　　）

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】　（参照頁　　）

【４．主要用途】　（参照頁　　）

【５．規模】　（参照頁　　）

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．構造】　　造　一部　　造

【ニ．階数】　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階

【ホ．高さ】　　m

【ヘ．軒の高さ】　　m

【ト．基礎の底部の深さ】　　m

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．使用プログラムの概要】

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．構造計算チェックリスト】　（参照頁　　）

【９．使用する材料と部位】

(1)木材以外の場合

材　料	設計基準強度又は品質	使用部位	認定の有無	備　考

(2)木材の場合（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規　格	等　級	樹　種	使用部位	備　考

【１０．使用する材料の許容応力度等】

(1)コンクリート及びグラウトの許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				プレストレス導入時の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			断面耐力算定用の材料強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着		
			上端筋	その他の鉄筋					

(2)鉄筋の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断		

(3)木材の許容応力度（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規格・樹種等	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				備　考
		圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	

(4)鋼材の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

(5)緊張材の引張りの許容応力度

材　料	規格・種類等	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつき	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつき	引張強さ（単位　一平方ミリメートルにつきニ	耐力（単位一平方ミリメートルにつきニュー	備　考

		ニュートン）	ニュートン）	ュートン）	トン）	

【１１．地盤・基礎説明書】　（参照頁　　）

【１２．略伏図等】　（参照頁　　）

【１３．略軸組図等】　（参照頁　　）

【１４．部材断面表】　（参照頁　　）

【１５．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）
【イ．垂直積雪量】　　ｃｍ
【ロ．単位荷重】　　Ｎ／（m^2・ｃｍ）
【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無
【ニ．特定行政庁で定める規則】

【４．風圧力】　（参照頁　　）
【イ．地表面粗度区分】　□Ⅰ　□Ⅱ　□Ⅲ　□Ⅳ
【ロ．基準風速】　V_0　＝　　ｍ／秒
【ハ．Ｅの数値】　Ｅ　＝　Er^2・Ｇｆ　＝
【ニ．速度圧】　ｑ　＝　$0.6EV_0^2$　＝　　Ｎ／m^2
【ホ．風力係数】　Ｃｆ　＝

【５．地震力】
【５．１　地震力（令第82条の５第３号関係)】　（参照頁　　）
【イ．地震地域係数】
Ｚ　＝
【ロ．表層地盤における加速度の増幅率Ｇｓの数値（地盤種別)】
Ｇｓ　＝　　（第　　種地盤）
【ハ．損傷限界固有周期Ｔｄ】
Ｔｄ　＝　　秒
【ニ．工学的基盤における加速度応答Ｓ０】
Ｓ０　＝　　m/s^2
【ホ．有効質量比$Mu_d/\Sigma mi$、係数ｐ及びｑ】
$Mu_d/\Sigma mi$　＝　　ｐ　＝　　ｑ　＝
【ヘ．（地上部分の）最下階の層せん断力係数】
ＣＢ（　＝$Qd_i/\Sigma wi$　）　＝
【ト．地震力（概要)】

方向	階	mi（単位トン)	Bdi	ＺＧｓＳ０(単位　メートル毎秒毎秒)	Pdi（単位　キロニュートン)	Qdi（単位　キロニュートン)

【５．２　地震力（令第82条の５第５号関係)】　（参照頁　　）
【イ．地震地域係数】
Ｚ　＝
【ロ．表層地盤における加速度の増幅率Ｇｓの数値（地盤種別)】
Ｇｓ　＝　　（第　　種地盤）

【ハ．安全限界固有周期Ｔｓ】
Ｔｓ　＝　　秒
【ニ．工学的基盤における加速度応答Ｓ０】
Ｓ０　＝　　m/s^2
【ホ．有効質量比$Mu_s/\Sigma mi$、係数ｐ及びｑ】
$Mu_s/\Sigma mi$　＝　　ｐ　＝　　ｑ　＝
【ヘ．加速度の低減率Ｆｈ、建築物の減衰性を表す数値ｈ】
Ｆｈ　＝　　ｈ　＝
【ト．（地上部分の）最下階の層せん断力係数】
ＣＢ（　＝$Qs_i/\Sigma wi$　）　＝
【チ．地震力（概要)】

方向	階	mi（単位トン)	Bsi	ＦｈＺＧｓＳ０(単位　メートル毎秒毎秒)	Psi（単位　キロニュートン)	Qsi（単位　キロニュートン)

【６．プレストレス】　（参照頁　　）

材料	階	プレストレス導入部位	緊張材に一本当たりプレストレス量	備　考

【７．荷重分布図】　（参照頁　　）

【８．地盤の増幅】
【８．１．地盤調査の概要】　（参照頁　　）
【イ．地盤調査の位置】
【ロ．地盤調査の概要】
【ハ．工学的基盤の傾斜】　傾斜　　度
【ニ．液状化のおそれの有無】
中規模な地震時　：　□　有（液状化の程度　　）　□　無
大規模な地震時　：　□　有（液状化の程度　　）　□　無

【８．２．地盤調査結果】　（参照頁　　）
【イ．工学的基盤の深さ】
H_0　＝　　ｍ
【ロ．表層地盤の一次卓越周期T_1】

T_1 ＝　　秒

【ハ．表層地盤の二次卓越周期 T_2】

T_2 ＝　　秒

【ニ．安全限界固有周期】

T_s ＝　　秒

【ホ．表層地盤の一次固有周期に対する増幅率 Gs_1】

Gs_1 ＝

【ヘ．表層地盤の二次固有周期に対する増幅率 Gs_2】

Gs_2 ＝

【ト．相互作用に関する係数β】

β ＝

【チ．表層地盤における加速度の増幅率 Gs】

Gs ＝　　（＝　　×β）

【リ．地盤調査結果一覧表】　（参照頁　　）

深度（単位メートル）	層厚（単位メートル）	Vsi（単位メートル毎秒）	ρi（単位一立方メートルにつきトン）	ui（単位メートル）	δui（単位メートル）	せん断剛性Gi（単位一平方メートルにつきキロニュートン）	減衰定数hi	改良の有無
								（記載例） ○ 350(200)

【ヌ．加速度応答スペクトル図】　（参照頁　　）

【９．その他の荷重・外力】

【イ．土圧に対する考慮】　（参照頁　　）

【ロ．水圧に対する考慮】　（参照頁　　）

【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】　（参照頁　　）

§３　応力計算

【１．架構モデル図】　（参照頁　　）

【２．鉛直荷重時応力（長期）】　（参照頁　　）

【３．プレストレス導入時応力】　（参照頁　　）

【４．鉛直荷重時応力（破壊に対する断面耐力の検討関係）】　（参照頁　　）

【５．水平荷重時応力（破壊に対する断面耐力の検討関係）】　（参照頁　　）

【６．水平力分担】

(1)木造以外の場合　（参照頁　　）

方向	階	ΣQc（単位　キロニュートン）	ΣQw（単位　キロニュートン）	ΣQc＋ΣQw（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	設計用分担率（単位　パーセント）	
						柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

(2)木造の場合　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	通り	必要耐力（単位　キロニュートン）		許容せん断耐力（単位キロニュートン）
				地震力	風圧力	

(3)木造における壁量の確認　（参照頁　　）

方向	階	床面積（単位平方メートル）	見付面積（単位平方メートル）	必要壁量（単位　メートル）		存在壁量（単位メートル）
				地震力	風圧力	

【７．基礎反力図】　（参照頁　　）

§４　断面計算

【１．断面検定表】　（参照頁　　）

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【３．プレストレス導入時断面検定比図（損傷限界時）】　（参照頁　　）

§５　損傷限界変位・安全限界変位等

【１．損傷限界変位等】　（参照頁　　）

【イ．有効質量 Mu_d】

Mu_d ＝　　t

【ロ．代表変位⊿d】

⊿d ＝　　m

【ハ．代表高さ H】

H ＝　　m

【ニ．損傷限界耐力】

Qd ＝　　kN

【ホ．周期調整係数ｒ】

ｒ ＝

【ヘ．損傷限界固有周期 Td】

Td ＝　　（＝　　×ｒ）

【ト．損傷限界変位等】　（参照頁　　）

方向	階	mi（単位トン）	δdi（単位メートル）	δi（単位メートル）	hi（単位メートル）	層間変形角	mi×δdi	mi×δdi^2

Σmi×δdi ＝　　Σmi×δdi^2 ＝

【２．損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容】　（参照頁　　）

【３．安全限界変位等】　（参照頁　　）

【イ．有効質量 Mu_s】

Mu_s ＝

【ロ．代表変位⊿s】

⊿s ＝　　m

【ハ．代表高さ H】

H ＝　　m

【ニ．安全限界耐力】

Qs ＝　　kN

【ホ．周期調整係数ｒ】

ｒ ＝

【ヘ．安全限界固有周期 Ts】

Ts ＝　　（＝　　×ｒ）

【ト．建築物の塑性の程度を表す係数 Df 及び選択した計算法】

Df ＝

□　第一号　・　□　第二号　・　□　第三号

【チ．安全限界変位等】　（参照頁　　）

方向	階	mi（単位トン）	δsi（単位メートル）	δi（単位メートル）	hi（単位メートル）	層間変形角（安全限界時）	mi×δsi	mi×δsi^2

Σmi×δsi ＝　　Σmi×δsi^2 ＝

【４．安全限界変形角が基準値を超える場合についての検証内容】　（参照頁　　）

【５．損傷限界耐力及び安全限界耐力】　（参照頁　　）

方向	階	Qdi（単位キロニュートン）	建築物の損傷限界時の各階の耐力（単位キロニュートン）	損傷限界耐力（単位キロニュートン）	判定１（比率）	Qsi（単位キロニュートン）	建築物の安全限界時の各階耐力（単位キロニュートン）	保有水平耐力（単位キロニュートン）	判定２（比率）

【６．建築物の地震に対する性能を示した曲線】　（参照頁　　）

§６　保有水平耐力等

【１．保有水平耐力・安全限界変位を計算する場合の外力分布】　（参照頁　　）

【２．安全限界変形時の応力図】　（参照頁　　）

【３．塑性ヒンジ・変形図（安全限界変形時）】　（参照頁　　）

【４．塑性ヒンジ・変形図（保有水平耐力時）】　（参照頁　　）

【５．各階の層せん断力変形角曲線】　（参照頁　　）

【６．保有水平耐力算定表】　（参照頁　　）

保有水平耐力の計算は、下記の時点をもつて保有耐力とした。

（　　）方向：　　時点（代表変形　1／　　）

（　　）方向：　　時点（代表変形　1／　　）

§７　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

§８　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

§９　屋根ふき材等の検討　（参照頁　　）

（注意事項）

１．共通事項

①建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

②本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表の大きさを調整してください。

③「（参照頁　　）」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

④構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるよう理由を明記してください。

⑤数字は算用数字を用いてください。

２．「§１　建築物の概要」関係

①８欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

②８欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

③８欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

④９欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

⑤９欄の「認定の有無」は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあって認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、備考には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

⑥10 欄については、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の主要な材料については、11 欄中の(1)から(5)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

⑦12 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑧13 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑨14 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

⑩15 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑪15 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑫15 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

３.「§２　荷重・外力等」関係

①２欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

②４欄の「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③５．１欄の損傷限界固有周期、工学的基盤における加速度応答、有効質量比 $Mu_d/\Sigma mi$、係数ｐ、ｑ及び最下階の層せん断力係数は、計算する方向別に記入してください。

④５．１欄中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）mi は、i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）に相当する質量とする。

ロ）Mu_d は、建築物の有効質量とする。

ハ）p は、平成 12 年建設省告示第 1457 号第４に規定する p とする。

ニ）q は、平成 12 年建設省告示第 1457 号第４に規定する q とする。

ホ）Qd_i は、i 階に生ずる地震力の数値とする。

ヘ）wi は、i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）とする。

ト）Bdi は、i 階に生ずる加速度の分布係数とする。

チ）Pdi は、i 階に作用する加速度によって生ずる水平力とする。

⑤５．２欄の安全限界固有周期、工学的基盤における加速度応答、有効質量比 $Mu_s/\Sigma mi$、係数ｐ、ｑ、Fh、h 及び最下階の層せん断力係数は、計算する方向別に記入してください。

⑥５．２欄中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）mi は、i 階の常時荷重に相当する質量とする。

ロ）Bsi は、i 階に生ずる加速度の分布係数とする。

ハ）Psi は、i 階に作用する加速度によって生ずる水平力とする。

ニ）Qsi は、i 階に生ずる地震力の数値とする。

⑥７欄は、特殊荷重の分布を略伏図等上に記入してください。

⑦８．１欄は、表層地盤による加速度の増幅率 Gs を略算によって求める場合には、精算によって求める場合のみ関わる事項は省略してください。

⑧８．１欄の「地盤調査の位置」は、平面図に調査方法とともに記入し、複数ある場合は、それぞれについて記入してください。

⑨８．１欄の「液状化のおそれの有無」には、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入し、液状化の程度を記入してください。また、地盤改良を行う場合は、改良前の地盤について記入してください。

⑩８．２欄チの Gs の数値は、相互作用を考慮しない場合の数値も記入してください。

⑪８．２欄リの表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）「深度」欄は、工学的基盤を最下欄として表示する。

ロ）Vsi は、i 層のせん断波速度とする。

ハ）ρi は、i 層の密度とする。

ニ）ui は、地震時の i 層の地盤からの相対変位とする。

ホ）δui は、地震時の i 層の地盤からの相対変位 ui から地震時の i-1 層の地盤からの相対変位 u_{i-1} を減じて得た数値とする。

ヘ）Gi は、地震時の i 層のせん断剛性とする。

ト）hi は、地震時の i 層の減衰定数とする。

チ）地盤改良を行った層は、「改良の有無」欄に○印を付けるとともに、改良後の特性値を記載し、改良前の特性値を（　）をつけて記載すること。

⑫８．２欄の加速度応答スペクトル図の作成に当たっては、横軸を周期、縦軸を加速度応答として図示するとともに、記載の考え方を示した資料を添付してください。

４.「§３　応力計算」関係

①１欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。

②２欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した応力図について、３欄から５欄までは、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に準じて作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

- 333 -

③４欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。
イ）Qc は、柱が負担するせん断力とする。
ロ）Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。
④５欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

５.「§４　断面計算」関係
①１欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。
②１欄の断面検定表には、原則として別表に掲げる項目を記載することとしますが、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができることとします。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができます。
③２欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した断面検定比図について、３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に準じて作成した断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

６.「§５　損傷限界変位・安全限界変位等」関係
①１欄及び３欄は、計算する方向ごとに記入してください。
②１欄への Td の数値は相互作用を考慮しない場合の数値も記入してください。
③１欄リの表中の項目は、それぞれ次のとおりです。
イ）mi は、i 階の常時荷重に相当する質量とする。
ロ）δdi は、建築物の損傷限界時の i 層の基礎からの相対変位とする。
ハ）δi は、建築物の損傷限界時の i 層の層間変位とする。
ニ）hi は、i 層の階高とする。
ホ）層間変形角の欄は、δi を hi で除した数値とする。
ヘ）欄外に $mi \times \delta di$ 及び $mi \times \delta di^2$ のそれぞれの総和を記載する。
④２欄は、層間変形角が 200 分の１を超え 120 分の１以内である場合にあっては、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。
⑤３欄への Ts の数値は相互作用を考慮しない場合の数値も記入してください。
⑥３欄トの Df の選択した計算法については、平成 12 年建設省告示第 1457 号第９第２項第１号から第３号までのいずれかの該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。
⑦１欄チの表中の項目は、それぞれ次のとおりです。
イ）mi は、i 階の常時荷重に相当する質量とする。
ロ）δsi は、建築物の安全限界時の i 層の基礎からの相対変位とする。
ハ）δi は、建築物の安全限界時の i 層の層間変位とする。
ニ）hi は、i 層の階高とする。
ホ）「層間変形角（安全限界時）」欄は、δi を hi で除した数値とする。
ヘ）欄外に $mi \times \delta si$ 及び $mi \times \delta si^2$ のそれぞれの総和を記載する。
⑧４欄は、安全限界変形角が基準値（75 分の１（木造である階にあっては 30 分の１））を超える場合にあっては、安全限界変位に相当する変位が生ずる建築物の各階が当該建築物に作用する荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。
⑨５欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。
イ）Qdi は、損傷限界耐力計算時に i 階に生ずる地震力の数値とする。
ロ）損傷限界耐力は、i 階の一の部材の断面に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の当該階の耐力とする。
ハ）Qsi は、安全限界耐力計算時に i 階に生ずる地震力の数値とする。
ニ）保有水平耐力は、i 階の一の部材が限界変形角に達する場合の当該階の耐力とする。
ホ）判定１は、建築物の損傷限界時の各階の耐力を Qdi で除した比率の数値が１以上となる場合を OK、１未満となる場合を NG とし、当該比率の数値とともに記入する。
ヘ）判定２は、建築物の安全限界時の各階の耐力を Qsi で除した比率の数値が１以上となる場合を OK、１未満となる場合を NG とし、当該比率の数値とともに記入する。
⑩６欄は、計算する方向別に記入するとともに、建築物の地震に対する性能を示した曲線の記載の考え方を示した資料を添付してください。

７.「§６　保有水平耐力等」関係
①２欄の「安全限界変形時の応力図」は、略軸組図等に安全限界変形時の曲げモーメント図を記載した上で、各方向すべての軸組の安全限界変形時における各部材の軸方向力、曲げモーメント及びせん断力の数値を記入してください。
②３欄の「塑性ヒンジ図・変形図（安全限界変形時）」及び４欄の「塑性ヒンジ図・変形図（保有水平耐力時）」は、略軸組図等又はその模式図上において、各階及び各方向の安全限界変形時における塑性ヒンジ及び変形の発生状況を図示してください。また、せん断破壊、引張又は圧縮破壊した部材等がある場合にあっては、これらの破壊状況を図示してください。
③５欄の「各階の層せん断力変形角曲線」は、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角又は層間変位の関係（以下単に「荷重変形曲線」という。）を図示してください。この場合において、荷重変形曲線の記載の考え方を示した資料を添付するとともに、次に定める事項に従って作成してください。
イ）横軸を各階の変形、縦軸を各階のせん断力として、すべての階について図示する。
ロ）建築物の損傷限界時の各階の耐力に相当する点を結んで図示する。
ハ）建築物の安全限界時の各階の耐力に相当する点を結んで図示する。
④６欄上段の「保有水平耐力とした時点」には、構造計算において保有水平耐力とした時点を具体的に記入してください。

- 334 -

別記第〇号様式

構造計算概要書

（免震建築物）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】　（参照頁　　）

【２．構造計算を行った者】　（参照頁　　）

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】　（参照頁　　）

【４．主要用途】　（参照頁　　）

【５．規模】　（参照頁　　）

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．構造】　　造　一部　　造

【ニ．階数】　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階

【ホ．高さ】　　m

【ヘ．軒の高さ】　　m

【ト．基礎の底部の深さ】　　m

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．使用プログラムの概要】

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．構造計算チェックリスト】　（参照頁　　）

【９．使用する材料と部位】

(1)木材以外の場合

材　料	設計基準強度又は品質	使用部位	認定の有無	備　考

(2)木材の場合（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規　格	等　級	樹　種	使用部位	備　考

【１０．使用する材料の許容応力度等】

(1)コンクリートの許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			備　考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着	
			上端筋	その他の鉄筋				

(2)鉄筋の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	基準強度（単位　一平方ミリメ	備　考

	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断	ートルにつきニュートン）	

(3)木材の許容応力度（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規格・樹種等	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				備　考
		圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	

(4)鋼材の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

【１１．地盤・基礎説明書】　（参照頁　　）

【１２．略伏図等】　（参照頁　　）

【１３．略軸組図等】　（参照頁　　）

【１４．部材断面表】　（参照頁　　）

【１５．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）

【イ．垂直積雪量】　　ｃｍ

【ロ．単位荷重】　　Ｎ／（㎡・ｃｍ）

【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無

【ニ．特定行政庁で定める規則】

【４．風圧力】　（参照頁　　）

【イ．地表面粗度区分】　□Ⅰ　□Ⅱ　□Ⅲ　□Ⅳ

【ロ．基準風速】　V_0　＝　　ｍ／秒

【ハ．Ｅの数値】　Ｅ　＝　$Er^2 \cdot Gf$　＝

【ニ．速度圧】　ｑ　＝　$0.6EV_0^2$　＝　　Ｎ／㎡

【ホ．風力係数】　Ｃｆ　＝

【５．地震力】

【イ．地震地域係数】

Ｚ　＝

【ロ．表層地盤における加速度の増幅率 Gs の数値（地盤種別）】

Gs　＝　　（第　　種地盤）

【ハ．設計限界固有周期 Ts】

Ts　＝　　秒

【ニ．工学的基盤における加速度応答 S0】
S0 ＝ m／s^2
【ホ．設計限界固有周期における免震層の振動の減衰による加速度の低減率 Fh】
Fh ＝
【ヘ．履歴免震材料による免震層の等価粘性減衰定数 h_d】
h_d ＝
【ト．流体系の減衰材による免震層の等価粘性減衰定数 h_v】
h_v ＝
【チ．免震層に作用する地震力 Q】
Q ＝ kN
【リ．上部構造に作用する地震力（概要）】

方向	階	wi（単位 キロニュートン）	Σwi（単位 キロニュートン）	αi	Ai	Cri	Qi（単位 キロニュートン）	γの数値	備 考

【ヌ．下部構造に作用する免震層からの地震力 Qiso】
Qiso ＝ kN
【ル．下部構造に作用する建築基準法施行令第 88 条第４項に規定する地震力の２倍の地震力 Qbi】
Qbi ＝ kN

【６．荷重分布図】 （参照頁 ）

【７．地盤の増幅】
【７．１．地盤調査の概要】 （参照頁 ）
【イ．地盤調査の位置】
【ロ．地盤調査の概要】
【ハ．工学的基盤の傾斜】 傾斜 度
【ニ．液状化のおそれの有無】
中規模な地震時 ： □ 有（液状化の程度 ） □ 無
大規模な地震時 ： □ 有（液状化の程度 ） □ 無

【７．２．地盤調査結果】 （参照頁 ）
【イ．工学的基盤の深さ】
H_0 ＝ m
【ロ．表層地盤の一次卓越周期 T_1】
T_1 ＝ 秒
【ハ．表層地盤の二次卓越周期 T_2】

T_2 ＝ 秒
【ニ．設計限界固有周期】
T_s ＝ 秒
【ホ．表層地盤の一次固有周期に対する増幅率 Gs_1】
Gs_1 ＝
【ヘ．表層地盤の二次固有周期に対する増幅率 Gs_2】
Gs_2 ＝
【ト．相互作用に関する係数β】
β ＝
【チ．表層地盤における加速度の増幅率 Gs】
Gs ＝ （＝ ×β）
【リ．地盤調査結果一覧表】 （参照頁 ）

深 度（単位 メートル）	層 厚（単位 メートル）	Vsi（単位 メートル毎秒）	ρi（単位 一立方メートルにつきトン）	ui（単位 メートル）	δui（単位 メートル）	せん断剛性 Gi（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）	減衰定数 hi	改良の有無
								（記載例） ○ 350(200)

【ヌ．加速度応答スペクトル図】 （参照頁 ）

【８．その他の荷重・外力】
【イ．土圧に対する考慮】 （参照頁 ）
【ロ．水圧に対する考慮】 （参照頁 ）
【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】 （参照頁 ）

§３ 応力計算
【１．架構モデル図】 （参照頁 ）

【２．鉛直荷重時応力（免震層を除く。）】 （参照頁 ）

【３．水平荷重時応力（免震層を除く。）】 （参照頁 ）

【４．水平力分担】
(1)木造以外の場合 （参照頁 ）

方	階	ΣQc（単	ΣQw（単	ΣQc＋ΣQw		設計用分担率（単位 パー

向		位　キロニュートン）	位　キロニュートン）	（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	セント）	
						柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

(2)木造の場合　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	通り	必要耐力（単位　キロニュートン）		許容せん断耐力（単位キロニュートン）
				地震力	風圧力	

(3)木造における壁量の確認　（参照頁　　）

方向	階	床面積（単位平方メートル）	見付面積（単位平方メートル）	必要壁量（単位　メートル）		存在壁量（単位メートル）
				地震力	風圧力	

【６．基礎反力図】　（参照頁　　）

【７．風用拘束装置の検討】　（参照頁　　）

§４　断面計算

【１．断面検定表】　（参照頁　　）

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【３．短期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【４．免震材料の断面検定に係る事項】　（参照頁　　）

§５　免震層に関する計算等

【１．免震層の偏心率 Re】　（参照頁　　）

Re　＝

【２．免震層の応答変位】　（参照頁　　）

方向	設計限界変形（単位　メートル）	暴風時		地震時			備　考
		風圧力（単位　キロニュートン）	風応答変位（単位　メートル）	地震力（単位　キロニュートン）	地震応答変位（単位メートル）	αの数値	

【３．免震層の応答速度 Vr】　（参照頁　　）

Vr　＝　　m/秒

【４．流体系減衰材の応答速度】

方向	規格・種別等	応答速度（単位　メートル毎秒）	限界速度（単位　メートル毎秒）	備考

【５．流体系減衰材の負担せん断力係数μ】　（参照頁　　）

μ　＝

【６．免震建築物の接線周期 Tt】　（参照頁　　）

Tt　＝　　秒

【７．免震材料のばらつき等に関する検討】　（参照頁　　）

【８．免震層の地震に対する性能を示した曲線】　（参照頁　　）

【９．上部構造の各階の層間変形角】　（参照頁　　）

方向	階	階高（単位　ミリメトール）	最大の層間変位（単位ミリメートル）	最大の層間変形角

【10．上部構造と建築物の下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平距離】（参照頁　　）

【11．平成 12 年建設省告示第 2009 号第６第４項第３号の規定に適合することの検証内

容】　（参照頁　　）

§６　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

§７　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

§８　土砂災害特別警戒区域内破壊防止に関する検討　（参照頁　　）

（注意事項）

１．共通事項

①建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

②本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表の大きさを調整してください。

③「（参照頁　　）」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

④構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるよう理由を明記してください。

⑤数字は算用数字を用いてください。

２．「§１　建築物の概要」関係

①８欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

②８欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

③８欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

④９欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

⑤９欄の「認定の有無」は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあって認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、備考には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

⑥10 欄については、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の主要な材料については、11 欄中の(1)から(3)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

⑦12 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階（免震層を含む。）の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑧13 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑨14 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

⑩15 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑪15 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑫16 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

3.「§２　荷重・外力等」関係

①２欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

②４欄の「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③５欄の設計限界固有周期、工学的基盤における加速度応答、Fh、hd、hv、免震層に作用する地震力、下部構造に作用する免震層からの地震力及び下部構造に作用する建築基準法施行令第 88 条第４項に規定する地震力の２倍の地震力は、計算する方向別に記入してください。

④５欄リの表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）wi は、i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

ロ）Σwi は、i 階から上の階に生ずる常時荷重の和とする。

ハ）建築物に生ずる常時荷重の和に対する i 階から上の階に生ずる常時荷重の和の比とする。

ニ）Ai は、地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数とする。

ホ）Cri は、i 階の層せん断力係数とする。

ヘ）Qi は、i 階に生ずる地震力の数値とする。

ト）γの数値は、平成 12 年建設省告示第 2009 号告示（以下「告示」という。）第６第３項に規定するγの数値とする。

⑤６欄は、特殊荷重の分布を略伏図等上に記入してください。

⑥７．１欄は、表層地盤による加速度の増幅率 Gs を略算によって求める場合には、精算によって求める場合のみ関わる事項は省略してください。

⑦７．１欄の「地盤調査の位置」は、平面図に調査方法とともに記入し、複数ある場合は、それぞれについて記入してください。

⑧７．１欄の「液状化のおそれの有無」には、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入し、液状化の程度を記入してください。また、地盤改良を行う場合は、改良前の地盤について記入してください。

⑨７．２欄ヌの Gs の数値は、相互作用を考慮しない場合の数値も記入してください。

⑩７．２欄ルの表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）「深度」欄は、工学的基盤を最下欄として表示する。

ロ）Vsi は、i 層のせん断波速度とする。

ハ）ρi は、i 層の密度とする。

ニ）ui は、地震時の i 層の地盤からの相対変位とする。

ホ）δui は、地震時の i 層の地盤からの相対変位 ui から地震時の i-1 層の地盤からの相対変位 u_{i-1} を減じて得た数値とする。

ヘ）Gi は、地震時の i 層のせん断剛性とする。

ト）hi は、地震時の i 層の減衰定数とする。

チ）地盤改良を行つた層は、「改良の有無」欄に○印を付けるとともに、改良後の特性値を記載し、改良前の特性値を（　）をつけて記載すること。

⑪７．２欄の加速度応答スペクトル図の作成に当たっては、横軸を周期、縦軸を加速度応答として図示するとともに、記載の考え方を示した資料を添付してください。

4.「§３　応力計算」関係

①１欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。

②２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③４欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）Qc は、柱が負担するせん断力とする。

ロ）Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

④６欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑤７欄は、暴風により生ずる免震層の著しい変位を防止するための措置を講じた場合に、その安全性に関する検討を行った結果を示すこと。

5.「§４　断面計算」関係

①１欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。

②１欄の断面検定表には、原則として別表に掲げる項目を記載することとしますが、

- 340 -

必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができることとします。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができます。

③２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

６.「§５　免震層に関する計算等」関係

①１欄、３欄、５欄、６欄及び９欄は、計算する方向ごとに記入してください。

②７欄は、告示第６第２項第５号ハに規定するα、告示第６第２項第４号に規定するβ及び告示第６第３項第１号に規定するγについて、それぞれ 1.2、告示第６第２項第四号の表の数値及び 1.3 以外の数値を用いた場合にあっては、免震材料の特性の環境及び経年変化に関するばらつき等についての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③８欄は、計算する方向別に記入するとともに、免震層の地震に対する性能を示した曲線の記載の考え方を示した資料を添付してください。

②９欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）「最大の層間変位」欄は、告示第６第３項第１号の地震力によって各階に生ずる最大の層間変位とする。

ロ）「最大の層間変形角」欄は、最大の層間変位を階高で除した数値とする。

③11 欄は、告示第６第３項第５号に関する検討内容について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

- 341 -

別記第〇号様式

構造計算概要書

（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】　（参照頁　　）

【２．構造計算を行った者】　（参照頁　　）

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】　（参照頁　　）

【４．主要用途】　（参照頁　　）

【５．規模】　（参照頁　　）

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．構造】　　造　一部　　造

【ニ．階数】　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階

【ホ．高さ】　　m

【ヘ．軒の高さ】　　m

【ト．基礎の底部の深さ】　　m

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．使用プログラムの概要】

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．構造計算チェックリスト】　（参照頁　　）

【９．使用する材料と部位】　（参照頁　　）

材　料	設計基準強度又は品質	使用部位	認定の有無	備　考

【１０．使用する材料の許容応力度等】　（参照頁　　）

(1)コンクリートの許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			備　考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着	
			上端筋	その他の鉄筋				

(2)鉄筋の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断		

(3)鋼材の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

【１１．地盤・基礎説明書】　（参照頁　　）

【１２．略伏図等】　（参照頁　　）

【１３．略軸組図等】　（参照頁　　）

【１４．部材断面表】　（参照頁　　）

【１５．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）

【イ．垂直積雪量】　ｃｍ

【ロ．単位荷重】　Ｎ／（㎡・ｃｍ）

【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無

【ニ．特定行政庁で定める規則】

【４．風圧力】　（参照頁　　）

【イ．地表面粗度区分】　□Ⅰ　□Ⅱ　□Ⅲ　□Ⅳ

【ロ．基準風速】　V_0　＝　ｍ／秒

【ハ．Ｅの数値】　Ｅ　＝　$Er^2 \cdot Gf$　＝

【ニ．速度圧】　ｑ　＝　$0.6EV_0^2$　＝　Ｎ／㎡

【ホ．風力係数】　Ｃｆ　＝

【５．地震力】　（参照頁　　）

【イ．地震地域係数】　Ｚ　＝

【ロ．地盤種別】

【ハ．設計用一次固有周期】

【ニ．設計用一次固有周期の算出方法】　□略算法　□精算法

【ホ．振動特性係数】　R_t　＝

【ヘ．標準せん断力係数】　C_0　＝

【ト．地下部分の水平震度】

【チ．地震力（概要）】

方向	階	wi（単位　キロニュートン）	Σwi（単位　キロニュートン）	αi	Ai	Ci	Qi（単位　キロニュートン）	備　考

【６．荷重分布図】　（参照頁　　）

【７．その他の荷重・外力】

【イ．土圧に対する考慮】　（参照頁　　）

【ロ．水圧に対する考慮】　（参照頁　　）

【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】　（参照頁　　）

§３　応力計算

【１．架構モデル図】　（参照頁　　）

【２．鉛直荷重時応力】　（参照頁　　）

【３．水平荷重時応力】　（参照頁　　）

【４．水平力分担】　（参照頁　　）

方向	階	ΣQc（単位　キロニュートン）	ΣQw（単位　キロニュートン）	ΣQc＋ΣQw（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	設計用分担率（単位　パーセント）	
						柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

【５．基礎反力図】　（参照頁　　）

§４　断面計算

【１．断面検定表】　（参照頁　　）

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【３．短期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

§５　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

§６　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

§７　層間変形角、剛性率、偏心率等

【１．層間変形角・剛性率】　（参照頁　　）

方向	階	階高（単位ミリメートル）	最大の層間変位（単位ミリメートル）	最大の層間変形角	剛性率を計算する場合の層間変位（単位ミリメートル）	剛性率を計算する場合の層間変形角	剛性率

□　各階の剛性率≧０．６

【２．損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容】　（参照頁　　）

【３．偏心率】　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	重心	剛心	re	e	偏心率

□　各階の偏心率≦０．４５

§８　保有水平耐力

【１．保有水平耐力を計算する場合の外力分布】　（参照頁　　）

【２．Ds 算定時の応力図】　（参照頁　　）

【３．塑性ヒンジ図（Ds 算定時）】　（参照頁　　）

【４．部材種別】　（参照頁　　）

【５．保有水平耐力時の応力図】　（参照頁　　）

【６．塑性ヒンジ図（保有水平耐力時）】　（参照頁　　）

【７．各階の層せん断力変形角曲線】　（参照頁　　）

【８．構造特性係数】　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	柱及びはりの部材群		耐力壁の部材群又は筋かいの部材群		合計	βu	構造特性係数（Ds）
			Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位キロニュートン)		

【９．保有水平耐力計算の結果】　（参照頁　　）

保有水平耐力の計算は、下記の時点をもって保有水平耐力とした。

（　　）方向：　　時点

（　　）方向：　　時点

方向	階	Ds	Fe	Qud（単位キロニュ	Qun（単位キロニュ	Qu（単位キロニュ	Qu/Qun	判定

				ートン)	ートン)	ートン)		

【10．特定の階の層間変位が急激に増大するおそれのないことについての検証内容】
（参照頁　　）

§９　屋根ふき材等の検討　（参照頁　　）

（注意事項）

１．共通事項

①建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

②本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表は、その大きさを調整してください。

③「（参照頁　　）」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

④構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるよう理由を明記してください。

⑤数字は算用数字を用いてください。

２．「§１　建築物の概要」関係

①８欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

②８欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

③８欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

④９欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

⑧９欄の「認定の有無」は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあって認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、備考には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

⑨10 欄については、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の主要な材料については、10 欄中の(1)から(3)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

⑩12 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑪13 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑫14 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

⑬15 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑭15 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑮15 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

３.「§２　荷重・外力等」関係

①２欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

②４欄の「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③５欄の「設計用一次固有周期の算出方法」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

④５欄のうち、設計用一次固有周期、振動特性係数及び標準せん断力係数は、計算する方向別に記入してください。

⑤５欄の「地震力（概要）」の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）wi は、i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

ロ）Σwi は、i 階から上の階に生ずる常時荷重の和とする。

ハ）αi は、当該建築物に生ずるすべての常時荷重の和に対する i 階から上の階に生ずる常時荷重の和の比とする。

ニ）Ai は、地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数とする。

ホ）Ci は、地震層せん断力係数とする。

ヘ）Qi は、i 階に生ずる地震力の数値とする。

⑥６欄は、特殊荷重の分布を略伏図等上に記入してください。

４.「§３　応力計算」関係

①１欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。

②２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③４欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）Qc は、柱が負担するせん断力とする。

ロ）Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

④５欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

５.「§４　断面計算」関係

①１欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。

②１欄の断面検定表には、原則として別表に掲げる項目を記載することとしますが、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができることとします。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができます。

③２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

６.「§７　層間変形角、剛性率、偏心率等」関係

①１欄の表中の Fs は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第６に規定する Fs の数値とします。

②１欄外の「各階の剛性率≧０．６」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③２欄は、層間変形角が 200 分の１を超え 120 分の１以内である場合にあっては、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

④３欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）re は、令第 82 条の６第２号ロに規定する re の数値とする。

ロ）e は、令第 82 条の６第２号ロに規定する e の数値とする。

⑤３欄外の「各階の偏心率≦０．４５」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

７.「§８　保有水平耐力」関係

①２欄の「Ds 算定時の応力図」及び５欄の「保有水平耐力時の応力図」は、略軸組図等に Ds 算定時及び保有水平耐力時の曲げモーメント図を記載した上で、各階及び各方向の Ds 算定時及び保有水平耐力時における各部材の軸方向力、曲げモーメント及びせん断力の数値を記入してください。

②３欄の「塑性ヒンジ図（Ds 算定時）」及び６欄の「塑性ヒンジ図（保有水平耐力時）」は、略軸組図等又はその模式図上において、各階及び各方向の Ds 算定時及び保有水

平耐力時における塑性ヒンジの発生状況を図示してください。また、せん断破壊、引張又は圧縮破壊した部材等がある場合にあっては、これらの破壊状況を図示してください。

③４欄は、各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材及び部材群としての部材種別について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

④７欄の「各階の層せん断力変形角曲線」は、各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合においては、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角又は層間変位の関係を図示してください。

⑤８欄の表中のβuは、耐力壁の部材群又は筋かいの部材群の負担率を表すものとします。

⑥９欄上段の「保有水平耐力とした時点」には、構造計算において保有水平耐力とした時点を具体的に記入してください。

⑦９欄の表中の「Fe」は、平成 13 年国土交通省告示第 1025 号（以下「告示」という。）第 10 ロに規定する Fe の数値とします。

⑧10 欄は、告示第 11 に規定する構造計算の検証内容について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

- 347 -

別記第〇号様式

構造計算概要書

（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】　（参照頁　　）

【２．構造計算を行った者】　（参照頁　　）

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】　（参照頁　　）

【４．主要用途】　（参照頁　　）

【５．規模】　（参照頁　　）

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．構造】　　造　一部　　造

【ニ．階数】　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階

【ホ．高さ】　　m

【ヘ．軒の高さ】　　m

【ト．基礎の底部の深さ】　　m

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．使用プログラムの概要】

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．構造計算チェックリスト】　（参照頁　　）

【９．使用する材料と部位】　（参照頁　　）

(1)木材以外の場合

材　料	設計基準強度又は品質	使用部位	認定の有無	備　考

(2)木材の場合（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規　格	等　級	樹種又は樹種群	寸法形式	使用部位	備　考

【１０．使用する材料の許容応力度等】　（参照頁　　）

(1)コンクリートの許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			備　考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着	
			上端筋	その他の鉄筋				

(2)鉄筋の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	基準強度（単位　一平方ミリメ	備　考

	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断	ートルにつきニュートン）	

(3)木材・木質材料の許容応力度（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規格・等級・樹種・寸法形式　等	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				備　考
		圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	

(4)鋼材の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

【１１．地盤・基礎説明書】　（参照頁　　）

【１２．略伏図等】　（参照頁　　）

【１３．略軸組図等】　（参照頁　　）

【１４．部材断面表】　（参照頁　　）

【１５．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）
【イ．垂直積雪量】　　ｃｍ
【ロ．単位荷重】　　Ｎ／（㎡・ｃｍ）
【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無
【ニ．特定行政庁で定める規則】

【４．風圧力】　（参照頁　　）
【イ．地表面粗度区分】　□Ⅰ　□Ⅱ　□Ⅲ　□Ⅳ
【ロ．基準風速】　V_0　＝　　ｍ／秒
【ハ．Ｅの数値】　Ｅ　＝　$Er^2 \cdot Gf$　＝
【ニ．速度圧】　ｑ　＝　$0.6EV_0^2$　＝　　Ｎ／㎡
【ホ．風力係数】　Ｃｆ　＝

【５．地震力】　（参照頁　　）
【イ．地震地域係数】　Ｚ　＝
【ロ．地盤種別】

【ハ．設計用一次固有周期】
【ニ．設計用一次固有周期の算出方法】　□略算法　　□精算法
【ホ．振動特性係数】　R_t ＝
【ヘ．標準せん断力係数】　C_0 ＝
【ト．地下部分の水平震度】
【チ．地震力（概要）】

方向	階	wi（単位　キロニュートン）	Σwi（単位　キロニュートン）	αi	Ai	Ci	Qi（単位　キロニュートン）	備　考

【６．荷重分布図】　（参照頁　　）

【７．その他の荷重・外力】
【イ．土圧に対する考慮】　（参照頁　　）
【ロ．水圧に対する考慮】　（参照頁　　）
【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】　（参照頁　　）

§３　応力計算
【１．架構モデル図】　（参照頁　　）

【２．鉛直荷重時応力】　（参照頁　　）

【３．水平荷重時応力】　（参照頁　　）

【４．水平力分担】
(1)木造以外の場合　（参照頁　　）

方向	階	ΣQc（単位　キロニュートン）	ΣQw（単位　キロニュートン）	ΣQc＋ΣQw（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	設計用分担率（単位　パーセント）	
						柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

(2)木造の場合　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	通り	ねじれ補正係数	必要耐力（単位　キロニュートン）		許容せん断耐力（単位　キロニュートン）
					地震力	風圧力	

(3)木造における壁量の確認　（参照頁　　）

方向	階	床面積（単位　平方メートル）	見付面積（単位　平方メートル）	必要壁量（単位　メートル）		存在壁量（単位　メートル）
				地震力	風圧力	

【５．基礎反力図】　（参照頁　　）

§４　断面計算
【１．断面検定表】　（参照頁　　）

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【３．短期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

§５　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

§６　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

§７　層間変形角
【１．層間変形角】　（参照頁　　）

方向	階	階高（単位ミリメートル）	風圧力による層間変位（単位　ミリメートル）	層間変形角（風圧力）	地震力による層間変位（単位　ミリメートル）	層間変形角（地震力）

【２．損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容】　（参照頁　　）

§８　保有水平耐力
【１．保有水平耐力を計算する場合の外力分布】　（参照頁　　）

【２．Ds 算定時の応力図】　（参照頁　　）

【３．部材種別】　（参照頁　　）

【４．保有水平耐力時の応力図】　（参照頁　　）

【５．各階の層せん断力変形角曲線】　（参照頁　　）

【６．構造特性係数】　（参照頁　　）

(1)木造以外の場合

方向	階	加力方向	柱及びはりの部材群		耐力壁の部材群又は筋かいの部材群		合計	βu	構造特性係数(Ds)
			Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位キロニュートン)		

(2)木造の場合

方向	階	加力方向	耐力壁の部材群又は筋かいの部材群		合計	βu	構造特性係数(Ds)
			Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位　キロニュートン)		

【７．保有水平耐力計算の結果】　（参照頁　　）

保有水平耐力の計算は、下記の時点をもって保有水平耐力とした。

（　　）方向：　　時点

（　　）方向：　　時点

方向	階	Ds	Fe	Fs	Fes	Qud（単位キロニュートン）	Qun（単位キロニュートン）	Qu（単位キロニュートン）	Qu/Qun	判定

（注意事項）

１．共通事項

①建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

②本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表は、その大きさを調整してください。

③「(参照頁　　)」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

④構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上の特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるよう理由を明記してください。

⑤数字は算用数字を用いてください。

２．「§１　建築物の概要」関係

④８欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

⑤８欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

⑥８欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑦９欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

⑧９欄の「認定の有無」は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあって認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、備考には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

⑨10 欄については、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の主要な材料については、10 欄中の(1)から(4)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

⑩12 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑪13 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑫14 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

⑬15 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑭15 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑮15 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

３.「§２　荷重・外力等」関係

①２欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

②４欄の「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③５欄の「設計用一次固有周期の算出方法」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

④５欄のうち、設計用一次固有周期、振動特性係数及び標準せん断力係数は、計算する方向別に記入してください。

⑤５欄の「地震力（概要）」の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）wi は、i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

ロ）Σwi は、i 階から上の階に生ずる常時荷重の和とする。

ハ）αi は、当該建築物に生ずるすべての常時荷重の和に対する i 階から上の階に生ずる常時荷重の和の比とする。

ニ）Ai は、地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数とする。

ホ）Ci は、地震層せん断力係数とする。

ヘ）Qi は、i 階に生ずる地震力の数値とする。

⑥６欄は、特殊荷重の分布を略伏図等上に記入してください。

４.「§３　応力計算」関係

①１欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。

②２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③４欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）Qc は、柱が負担するせん断力とする。

ロ）Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

④５欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

５.「§４　断面計算」関係

①１欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。

②１欄の断面検定表には、原則として別表に掲げる項目を記載することとしますが、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができることとします。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができます。

③２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

６.「§７　層間変形角」関係

①１欄は、風圧力又は地震力による層間変形角が 200 分の１を超え 120 分の１以内である場合にあっては、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

７.「§８　保有水平耐力」関係

①２欄の「Ds 算定時の応力図」及び５欄の「保有水平耐力時の応力図」は、略軸組図等に Ds 算定時及び保有水平耐力時の曲げモーメント図を記載した上で、各階及び各方向の Ds 算定時及び保有水平耐力時における各部材の軸方向力、曲げモーメント及びせん断力の数値を記入してください。

②３欄は、各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材及び部材群としての部材種別について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③５欄の「各階の層せん断力変形角曲線」は、各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合においては、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角又は層間変位の関係を図示してください。

④６欄の表中の βu は、耐力壁の部材群又は筋かいの部材群の負担率を表すものとします。

⑤７欄上段の「保有水平耐力とした時点」には、構造計算において保有水平耐力とした時点を具体的に記入してください。

別記第〇号様式

構造計算概要書

（特定畜舎等建築物）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】　（参照頁　　）

【２．構造計算を行った者】　（参照頁　　）

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】　（参照頁　　）

【４．主要用途】　（参照頁　　）

【５．規模】　（参照頁　　）

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．構造】　　造　一部　　造

【ニ．階数】　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階

【ホ．高さ】　　m

【ヘ．軒の高さ】　　m

【ト．基礎の底部の深さ】　　m

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．使用プログラムの概要】

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．構造計算チェックリスト】　（参照頁　　）

【９．使用する材料と部位】　（参照頁　　）

(1)木材以外の場合

材　料	設計基準強度又は品質	使用部位	認定の有無	備　考

(2)木材の場合（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規　格	等　級	樹　種	使用部位	備　考

【１０．使用する材料の許容応力度等】　（参照頁　　）

(1)コンクリートの許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			備　考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着	
			上端筋	その他の鉄筋				

(2)鉄筋の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	基準強度（単位　一平方ミリメ	備　考

	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断	ートルにつきニュートン）	

(3)木材の許容応力度（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規格・樹種等	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				備　考
		圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	

(4)鋼材の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

【１１．地盤・基礎説明書】　（参照頁　　）

【１２．略伏図等】　（参照頁　　）

【１３．略軸組図等】　（参照頁　　）

【１４．部材断面表】　（参照頁　　）

【１５．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）

【イ．積雪荷重の計算方法】

□令第 86 条　□平成 14 年国土交通省告示第 474 号第３第２項各号

【ロ．垂直積雪量】　ｃｍ

【ハ．単位荷重】　Ｎ／（㎡・ｃｍ）

【ニ．積雪荷重の低減】　有　・　無

【ホ．特定行政庁で定める規則】

【４．風圧力】　（参照頁　　）

【イ．風圧力の計算方法】

□令第 87 条　□平成 14 年国土交通省告示第 474 号第３第３項各号

【ロ．地表面粗度区分】　□Ⅰ　□Ⅱ　□Ⅲ　□Ⅳ

【ハ．基準風速】　V_0 ＝　ｍ／秒

【ニ．Ｅの数値】　Ｅ ＝ $Er^2 \cdot Gf$ ＝

【ホ．速度圧】　ｑ ＝ $0.6EV_0^2$ ＝　Ｎ／㎡

【ヘ．風力係数】　Ｃｆ ＝

【ト．風圧力の低減】　有　・　無

【５．地震力】　（参照頁　　）

【イ．地震地域係数】　Ｚ　＝

【ロ．地盤種別】

【ハ．設計用一次固有周期】

【ニ．設計用一次固有周期の算出方法】　□略算法　　□精算法

【ホ．振動特性係数】　R_t　＝

【ヘ．標準せん断力係数】　C_0　＝

【ト．地下部分の水平震度】

【チ．地震力（概要）】

方向	W（単位　キロニュートン）	Ai	C1	Q（単位　キロニュートン）	備　考
		1.0			

【６．荷重分布図】　（参照頁　　）

【７．その他の荷重・外力】

【イ．土圧に対する考慮】　（参照頁　　）

【ロ．水圧に対する考慮】　（参照頁　　）

【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】　（参照頁　　）

§３　応力計算

【１．架構モデル図】　（参照頁　　）

【２．鉛直荷重時応力】　（参照頁　　）

【３．水平荷重時応力】　（参照頁　　）

【４．水平力分担】

(1)木造以外の場合　（参照頁　　）

方向	ΣQc（単位　キロニュートン）	ΣQw（単位　キロニュートン）	ΣQc＋ΣQw（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	設計用分担率（単位　パーセント）	
					柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

(2)木造の場合　（参照頁　　）

方向	加力方向	通り	必要耐力（単位　キロニュートン）		許容せん断耐力（単位　キロニュートン）
			地震力	風圧力	

(3)木造における壁量の確認　（参照頁　　）

方向	床面積（単位平方メートル）	見付面積（単位平方メートル）	必要壁量（単位　メートル）		存在壁量（単位メートル）
			地震力	風圧力	

【５．基礎反力図】　（参照頁　　）

§４　断面計算

【１．断面検定表】　（参照頁　　）

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【３．短期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

§５　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

§６　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

（注意事項）

１．共通事項

①建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

②本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表は、その大きさを調整してください。

③「(参照頁　　)」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

④構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるよう理由を明記してください。

⑤数字は算用数字を用いてください。

２．「§１　建築物の概要」関係

①８欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

②８欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

③８欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑥９欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

⑦９欄の「認定の有無」は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあって認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、備考には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

⑧10 欄については、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の主要な材料については、10 欄中の(1)から(4)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

⑨12 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑩13 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑪14 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

⑫15 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑬15 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑭16 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

３．「§２　荷重・外力等」関係

①２欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

②３欄の「積雪荷重の計算方法」、４欄の「風圧力の計算方法」及び「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わるを記入してください。

③５欄の「設計用一次固有周期の算出方法」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わるを記入してください。

④５欄のうち、設計用一次固有周期及び標準せん断力係数は、計算する方向別に記入してください。

⑤５欄の「地震力（概要）」の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）Wは、建築物の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

ロ）C1 は、１階の地震層せん断力係数とする。

ハ）Q は、１階に生ずる地震力の数値とする。

⑥６欄は、特殊荷重の分布を略伏図等上に記入してください。

４．「§３　応力計算」関係

①１欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又

- 356 -

は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。

②２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③４欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）Qc は、柱が負担するせん断力とする。

ロ）Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

④５欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

５.「§４　断面計算」関係

①１欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。

②１欄の断面検定表には、原則として別表に掲げる項目を記載することとしますが、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができることとします。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができます。

③２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従ってそれぞれ代表的な通りの断面検定比図を図示してください。その他の通りについては、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

- 357 -

別記第〇号様式

構造計算概要書

（膜構造の建築物）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】　（参照頁　　）

【２．構造計算を行った者】　（参照頁　　）

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】　（参照頁　　）

【４．主要用途】　（参照頁　　）

【５．規模】　（参照頁　　）

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．構造】　　造　一部　　造

【ニ．階数】　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階

【ホ．高さ】　　m

【ヘ．軒の高さ】　　m

【ト．基礎の底部の深さ】　　m

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．適用する構造計算】

【イ．適用する構造計算の種類】

□　平成14年国土交通省告示第666号（以下「告示」という。）第５第１項各号及び第２項から第５項まで（第４項第２号を除く。）に適合ずる構造計算

□　告示第５第１項各号及び第２項から第５項まで（第４項第３号を除く。）に適合ずる構造計算

【ロ．鉄骨造における適用関係（膜面以外の部分）】

□　平成19年国土交通省告示第〇〇〇号第１第１号イ

□　平成19年国土交通省告示第〇〇〇号第１第１号ロ

【９．使用プログラムの概要】

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．構造計算チェックリスト】　（参照頁　　）

【１０．使用する材料と部位】　（参照頁　　）

(1)木材以外の場合

材　料	設計基準強度又は品質	使用部位	認定の有無	備　考

(2)木材の場合（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規　格	等　級	樹　種	使用部位	備　考

【１１．使用する材料の許容応力度等】　（参照頁　　）

(1)コンクリート及びグラウトの許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			備　考
	圧縮	せん断	付着	圧縮	せん断	付着	

			上端筋	その他の鉄筋				

(2)鉄筋の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断		

(3)木材の許容応力度（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規格・樹種等	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				備　考
		圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	

(4)鋼材の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

(5)膜材料及び構造用ケーブルの引張りの許容応力度

膜材料又は構造用ケーブルの種類	接合の状況	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位　一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考

(6)膜面及び構造用ケーブルの定着部の引張りの許容応力度を求めるための許容耐力

定着部の種類	長期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位　ニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位　ニュートン）	備　考

【１２．地盤・基礎説明書】　（参照頁　　）

【１３．略伏図等】　（参照頁　　）

【１４．略軸組図等】　（参照頁　　）

【１５．部材断面表】　（参照頁　　）

【１６．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）

【イ．垂直積雪量】　　ｃｍ

【ロ．単位荷重】　　Ｎ／（㎡・ｃｍ）

【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無

【ニ．特定行政庁で定める規則】

【４．風圧力】　（参照頁　　）

【イ．地表面粗度区分】　□Ⅰ　□Ⅱ　□Ⅲ　□Ⅳ

【ロ．基準風速】　V_0 ＝　　ｍ／秒

【ハ．Ｅの数値】　Ｅ　＝　$Er^2 \cdot Gf$　＝

【ニ．速度圧】　ｑ　＝　$0.6EV_0^2$　＝　　Ｎ／㎡

【ホ．風力係数】　Ｃｆ　＝

【５．地震力】　（参照頁　　）

【イ．地震地域係数】　Ｚ　＝

【ロ．地盤種別】

【ハ．設計用一次固有周期】

【ニ．設計用一次固有周期の算出方法】　□略算法　　□精算法

【ホ．振動特性係数】　R_t　＝

【ヘ．標準せん断力係数】　C_0　＝

【ト．地下部分の水平震度】

【チ．地震力（概要）】

方向	階	wi（単位　キロニュートン）	Σwi（単位　キロニュートン）	αi	Ai	Ci	Qi（単位　キロニュートン）	備　考

【６．膜面に導入する張力】　（参照頁　　）

材　料	張力を導入する部位	張力（単位　ニュートン）	備　考

【７．荷重分布図】　（参照頁　　）

【８．その他の荷重・外力】

【イ．土圧に対する考慮】　（参照頁　　）

【ロ．水圧に対する考慮】　（参照頁　　）

【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】　（参照頁　　）

§３　応力計算

【１．架構モデル図】　（参照頁　　）

【２．鉛直荷重時応力】　（参照頁　　）

【３．水平荷重時応力】　（参照頁　　）

【４．水平力分担】

(1)木造以外の場合　（参照頁　　）

方向	階	ΣQc（単位　キロニュートン）	ΣQw（単位　キロニュートン）	ΣQc＋ΣQw（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	設計用分担率（単位　パーセント）	
						柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

(2)木造の場合　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	通り	必要耐力（単位　キロニュートン）		許容せん断耐力（単位　キロニュートン）
				地震力	風圧力	

(3)木造における壁量の確認　（参照頁　　）

方	階	床面積（単位	見付面積（単位	必要壁量（単位　メー	存在壁量（単位

向		平方メートル)	平方メートル)	トル)		メートル)
				地震力	風圧力	

【５．基礎反力図】　(参照頁　　)

§４　断面計算

【１．断面検定表】　(参照頁　　)

【２．長期荷重時断面検定比図】　(参照頁　　)

【３．短期荷重時断面検定比図】　(参照頁　　)

【４．告示第五第二項に規定する構造計算に関する検討】　(参照頁　　)

§５　基礎ぐい等の検討　(参照頁　　)

§６　使用上の支障に関する検討　(参照頁　　)

§７　膜材料の部分の常時の状態からの相対変形量に関する検討　(参照頁　　)

§８　層間変形角、剛性率、偏心率等

【１．層間変形角・剛性率】　(参照頁　　)

方向	階	階高（単位ミリメートル)	最大の層間変位（単位ミリメートル)	最大の層間変形角	剛性率を計算する場合の層間変位（単位ミリメートル)	剛性率を計算する場合の層間変形角	剛性率	Ｆｓ

【２．損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容】　(参照頁　　)

【３．偏心率】　(参照頁　　)

方向	階	加力方向	重心	剛心	re	e	偏心率	Fe

§９　保有水平耐力

【１．保有水平耐力を計算する場合の外力分布】　(参照頁　　)

【２．Ds 算定時の応力図】　(参照頁　　)

【３．塑性ヒンジ図（Ds 算定時)】　(参照頁　　)

【４．部材種別】　(参照頁　　)

【５．保有水平耐力時の応力図】　(参照頁　　)

【６．塑性ヒンジ図（保有水平耐力時)】　(参照頁　　)

【７．各階の層せん断力変形角曲線】　(参照頁　　)

【８．構造特性係数】　(参照頁　　)

(1)木造以外の場合

方向	階	加力方向	柱及びはりの部材群		耐力壁の部材群又は筋かいの部材群		合計	βｕ	構造特性係数(Ds)
			Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(　単　位キロニュートン)		

(2)木造の場合

方向	階	加力方向	耐力壁の部材群又は筋かいの部材群		合計	βｕ	構造特性係数(Ds)
			Q(単位　キロニュートン)	種別	Q(単位　キロニュートン)		

【９．保有水平耐力計算の結果】　(参照頁　　)

保有水平耐力の計算は、下記の時点をもって保有水平耐力とした。

（　　）方向：　　時点

（　　）方向：　　時点

方向	階	Ds	Fe	Fs	Fes	Qud（単位キロニュートン）	Qun（単位キロニュートン）	Qu（単位キロニュートン）	Qu/Qun	判定

§10　屋根ふき材等の検討　（参照頁　　）

（注意事項）

1．共通事項

①建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

②本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表は、その大きさを調整してください。

③「(参照頁　　)」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

④構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるよう理由を明記してください。

⑤数字は算用数字を用いてください。

2．「§１　建築物の概要」関係

①８欄イは、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

②８欄ロは、膜面以外の部分がいずれかに該当する場合にあっては、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③９欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

④９欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

⑤９欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑥10 欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

⑦10 欄の「認定の有無」は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあって認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、備考には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

⑧11 欄については、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の主要な材料については、11 欄中の(1)から(6)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

⑨13 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階の略伏図等について

は、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑩14 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑪15 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

⑫16 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑬16 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑭16 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

3.「§２　荷重・外力等」関係

①２欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

②４欄の「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③５欄の「設計用一次固有周期の算出方法」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

④５欄のうち、設計用一次固有周期、振動特性係数及び標準せん断力係数は、計算する方向別に記入してください。

⑤５欄の「地震力（概要）」の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）wi は、i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

ロ）Σwi は、i 階から上の階に生ずる常時荷重の和とする。

ハ）αi は、当該建築物に生ずるすべての常時荷重の和に対する i 階から上の階に生ずる常時荷重の和の比とする。

ニ）Ai は、地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数とする。

ホ）Ci は、地震層せん断力係数とする。

ヘ）Qi は、i 階に生ずる地震力の数値とする。

⑥７欄は、特殊荷重及び膜面の張力の分布を略伏図等上に記入してください。

4.「§３　応力計算」関係

①１欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。

②２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③４欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）Qc は、柱が負担するせん断力とする。

ロ）Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

④５欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

5.「§４　断面計算」関係

①１欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。

②１欄の断面検定表には、原則として別表に掲げる項目を記載することとしますが、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができることとします。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができます。

③２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

6.「§７　膜材料の部分の常時の状態からの相対変形量」関係

①相対変形量の記載の考え方を示した資料を添付し、積雪時及び暴風時における膜材料の部分の常時の状態からの相対変形量を図示してください。

7.「§８　層間変形角、剛性率、偏心率等」関係

①１欄の表中の Fs は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第６に規定する Fs の数値とします。

②２欄は、層間変形角が 200 分の１を超え 120 分の１以内である場合にあっては、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③３欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）re は、令第 82 条の６第２号ロに規定する re の数値とする。

ロ）e は、令第 82 条の６第２号ロに規定する e の数値とする。

ハ）Fe は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第６に規定する Fe の数値とする。

8.「§９　保有水平耐力」関係

①２欄の「Ds 算定時の応力図」及び５欄の「保有水平耐力時の応力図」は、略軸組図等に Ds 算定時及び保有水平耐力時の曲げモーメント図を記載した上で、各階及び各

- 363 -

方向の Ds 算定時及び保有水平耐力時における各部材の軸方向力、曲げモーメント及びせん断力の数値を記入してください。

②３欄の「塑性ヒンジ図（Ds 算定時）」及び６欄の「塑性ヒンジ図（保有水平耐力時）」は、略軸組図等又はその模式図上において、各階及び各方向の Ds 算定時及び保有水平耐力時における塑性ヒンジの発生状況を図示してください。また、せん断破壊、引張又は圧縮破壊した部材等がある場合にあっては、これらの破壊状況を図示してください。

③４欄は、各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材及び部材群としての部材種別について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

④７欄の「各階の層せん断力変形角曲線」は、各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合においては、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角又は層間変位の関係を図示してください。

⑤８欄の表中のβｕは、耐力壁の部材群又は筋かいの部材群の負担率を表すものとします。

⑥９欄上段の「保有水平耐力とした時点」には、構造計算において保有水平耐力とした時点を具体的に記入してください。

- 364 -

別記第〇号様式

構造計算概要書

（テント倉庫建築物）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】　（参照頁　　）

【２．構造計算を行った者】　（参照頁　　）

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】　（参照頁　　）

【４．主要用途】　（参照頁　　）

【５．規模】　（参照頁　　）

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．構造】　　造　一部　　造

【ニ．階数】　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階

【ホ．高さ】　　m

【ヘ．軒の高さ】　　m

【ト．基礎の底部の深さ】　　m

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．使用プログラムの概要】

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．構造計算チェックリスト】　（参照頁　　）

【９．使用する材料と部位】　（参照頁　　）

材　料	設計基準強度又は品質	使用部位	認定の有無	備　考

【１０．使用する材料の許容応力度等】　（参照頁　　）

(1)コンクリートの許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			備　考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着	
			上端筋	その他の鉄筋				

(2)鉄筋の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断		

(3)鋼材の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

(4) 膜材料又はテント倉庫用膜材料の引張りの許容応力度

膜材料又はテント倉庫用膜材料の種類	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考

(5) 膜面の定着部の引張りの許容応力度を求めるための許容耐力

定着部の種類	長期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位　ニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位　ニュートン）	備　考

(6) 可動式膜面の部分の直下にある土台に用いるレールの支圧の許容応力度

長期に生ずる力に対する支圧の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する支圧の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考

【１１．地盤・基礎説明書】　（参照頁　　）

【１２．略伏図等】　（参照頁　　）

【１３．略軸組図等】　（参照頁　　）

【１４．部材断面表】　（参照頁　　）

【１５．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）
【イ．垂直積雪量】　　ｃｍ
【ロ．単位荷重】　　Ｎ／（㎡・ｃｍ）
【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無
【ニ．特定行政庁で定める規則】

【４．風圧力】　（参照頁　　）
【イ．風圧力の計算方法】
□令第 87 条　□平成 14 年国土交通省告示第 666 号第６第２項各号
【ロ．地表面粗度区分】　□Ⅰ　□Ⅱ　□Ⅲ　□Ⅳ
【ハ．基準風速】　V_0 ＝　　ｍ／秒

【ニ．Ｅの数値】　Ｅ　＝　$Er^2 \cdot Gf$　＝
【ホ．速度圧】　ｑ　＝　$0.6EV_0^2$　＝　　Ｎ／㎡
【ヘ．風力係数】　Ｃｆ　＝
【ト．風圧力の低減】　有　・　無

【５．地震力】　（参照頁　　）
【イ．地震地域係数】　Ｚ　＝
【ロ．地盤種別】
【ハ．設計用一次固有周期】
【ニ．設計用一次固有周期の算出方法】　□略算法　　□精算法
【ホ．振動特性係数】　R_t　＝
【ヘ．標準せん断力係数】　C_0　＝
【ト．地下部分の水平震度】
【チ．地震力（概要）】

方向	Ｗ（単位　キロニュートン）	Ai	C1	Ｑ（単位　キロニュートン）	備　考
		1.0			

【６．荷重分布図】　（参照頁　　）

【７．その他の荷重・外力】
【イ．土圧に対する考慮】　（参照頁　　）
【ロ．水圧に対する考慮】　（参照頁　　）
【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】　（参照頁　　）

§３　応力計算
【１．架構モデル図】　（参照頁　　）

【２．鉛直荷重時応力】　（参照頁　　）

【３．水平荷重時応力】　（参照頁　　）

【４．水平力分担】　（参照頁　　）

方向	ΣQc（単位　キロニュートン）	ΣQw（単位　キロニュートン）	ΣQc＋ΣQw（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	設計用分担率（単位　パーセント）	
					柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

【５．基礎反力図】　（参照頁　　）

§４　断面計算
【１．断面検定表】　（参照頁　　）

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【３．短期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

§５　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

§６　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

（注意事項）

１．共通事項

①建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

②本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表は、その大きさを調整してください。

③「(参照頁　　)」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

④構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるよう理由を明記してください。

⑤数字は算用数字を用いてください。

２．「§１　建築物の概要」関係

①８欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

②８欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

③８欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑥９欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

⑦９欄の「認定の有無」は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあって認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、備考には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

⑧10 欄については、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の主要な材料については、10 欄中の(1)から(6)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

⑨12 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑩13 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑪14 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

⑫15 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑬15 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑭16 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

３．「§２　荷重・外力等」関係

①２欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

②４欄の「風圧力の計算方法」及び「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わるを記入してください。

③５欄の「設計用一次固有周期の算出方法」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わるを記入してください。

④５欄のうち、設計用一次固有周期及び標準せん断力係数は、計算する方向別に記入してください。

⑤５欄の「地震力（概要）」の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）Wは、建築物の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

ロ）C1 は、１階の地震層せん断力係数とする。

ハ）Q は、１階に生ずる地震力の数値とする。

⑥６欄は、特殊荷重の分布を略伏図等上に記入してください。

４．「§３　応力計算」関係

①１欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示す

ることが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。

②２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③４欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）Qc は、柱が負担するせん断力とする。

ロ）Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

④５欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

５.「§４　断面計算」関係

①１欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。

②１欄の断面検定表には、原則として別表に掲げる項目を記載することとしますが、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができることとします。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができます。

③２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

- 369 -

別記第〇号様式

構造計算概要書

（鉄筋コンクリート組積造の建築物）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】　（参照頁　　）

【２．構造計算を行った者】　（参照頁　　）

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】　（参照頁　　）

【４．主要用途】　（参照頁　　）

【５．規模】　（参照頁　　）

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．構造】　　造　一部　　造

【ニ．階数】　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階

【ホ．高さ】　　m

【ヘ．軒の高さ】　　m

【ト．基礎の底部の深さ】　　m

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．適用する構造計算】

□　保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる計算方法

□　許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる計算方法

【９．使用プログラムの概要】

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．構造計算チェックリスト】　（参照頁　　）

【１０．使用する材料と部位】　（参照頁　　）

材　料	設計基準強度又は品質	使用部位	認定の有無	備　考

【１１．使用する材料の許容応力度等】　（参照頁　　）

(1)コンクリートの許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			備　考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着	
			上端筋	その他の鉄筋				

(2)鉄筋の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断		

(3)鋼材の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

【１２．地盤・基礎説明書】　（参照頁　　）

【１３．略伏図等】　（参照頁　　）

【１４．略軸組図等】　（参照頁　　）

【１５．部材断面表】　（参照頁　　）

【１６．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）

【イ．垂直積雪量】　　ｃｍ

【ロ．単位荷重】　　Ｎ／（㎡・ｃｍ）

【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無

【ニ．特定行政庁で定める規則】

【４．風圧力】　（参照頁　　）

【イ．地表面粗度区分】　□Ⅰ　□Ⅱ　□Ⅲ　□Ⅳ

【ロ．基準風速】　V_0 ＝　　ｍ／秒

【ハ．Ｅの数値】　Ｅ ＝ $Er^2 \cdot Gf$ ＝

【ニ．速度圧】　ｑ ＝ $0.6EV_0^2$ ＝　　Ｎ／㎡

【ホ．風力係数】　Ｃｆ ＝

【５．地震力】　（参照頁　　）

【イ．地震地域係数】　Ｚ ＝

【ロ．地盤種別】

【ハ．設計用一次固有周期】

【ニ．設計用一次固有周期の算出方法】　□略算法　□精算法

【ホ．振動特性係数】　R_t ＝

【ヘ．標準せん断力係数】　C_0 ＝

【ト．地下部分の水平震度】

【チ．地震力（概要）】

方向	階	wi（単位　キロニュートン）	Σwi（単位　キロニュートン）	αi	Ai	Ci	Qi（単位　キロニュートン）	備　考

【６．荷重分布図】　（参照頁　　）

【７．その他の荷重・外力】

【イ．土圧に対する考慮】　（参照頁　　）

【ロ．水圧に対する考慮】　（参照頁　　）

【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】　（参照頁　　）

§３　応力計算

【１．架構モデル図】　（参照頁　　）

【２．鉛直荷重時応力】　（参照頁　　）

【３．水平荷重時応力】　（参照頁　　）

【４．水平力分担】　（参照頁　　）

方向	階	ΣQc（単位　キロニュートン）	ΣQw（単位　キロニュートン）	ΣQc＋ΣQw（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	設計用分担率（単位　パーセント）	
						柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

【５．基礎反力図】　（参照頁　　）

§４　断面計算

【１．断面検定表】　（参照頁　　）

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【３．短期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【４．各地上階の耐力壁の水平断面積の和に関する検討】

【イ．平成 15 年国土交通省国土交通省告示第 463 号（以下「告示」という。）第９第１号に規定する構造計算の検討内容】　（参照頁　　）

【ロ．告示第 11 第１号ニに規定する構造計算の検討内容】　（参照頁　　）

§５　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

§６　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

§７　層間変形角、剛性率、偏心率等

【１．層間変形角・剛性率】　（参照頁　　）

方向	階	階高（単位ミリメートル）	最大の層間変位（単位ミリメートル）	最大の層間変形角	剛性率を計算する場合の層間変位（単位ミリメートル）	剛性率を計算する場合の層間変形角	剛性率	Ｆｓ

□　各階の剛性率≧０．６

【２．損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容】　（参照頁　　）

【３．偏心率】　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	重心	剛心	re	e	偏心率	Fe

□　各階の偏心率≦０．１５

【４．令第 82 条の６第３号の基準に適合していることの検証内容】　（参照頁　　）

§８　保有水平耐力

【１．保有水平耐力を計算する場合の外力分布】　（参照頁　　）

【２．Ds 算定時の応力図】　（参照頁　　）

【３．塑性ヒンジ図（Ds 算定時）】　（参照頁　　）

【４．部材種別】　（参照頁　　）

【５．保有水平耐力時の応力図】　（参照頁　　）

【６．塑性ヒンジ図（保有水平耐力時）】　（参照頁　　）

【７．各階の層せん断力変形角曲線】　（参照頁　　）

【８．構造特性係数】　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	柱及びはりの部材群		耐力壁の部材群又は筋かいの部材群		合計	βu	構造特性係数（Ds）
			Q（単位　キロニュートン）	種別	Q（単位　キロニュートン）	種別	Q（単位キロニュートン）		

- 372 -

【９．保有水平耐力計算の結果】　（参照頁　　）

保有水平耐力の計算は、下記の時点をもって保有水平耐力とした。

（　　）方向：　　時点

（　　）方向：　　時点

方向	階	Ds	Fe	Fs	Fes	Qud（単位キロニュートン）	Qun（単位キロニュートン）	Qu（単位キロニュートン）	Qu/Qun	判定

§９　屋根ふき材等の検討　（参照頁　　）

（注意事項）

１．共通事項

①建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

②本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表は、その大きさを調整してください。

③「（参照頁　　）」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

④構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるよう理由を明記してください。

⑤数字は算用数字を用いてください。

２．「§１　建築物の概要」関係

①８欄は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

②９欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

③９欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

④９欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑤10 欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

⑥10 欄の「認定の有無」は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあって認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、備考には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

⑦11 欄については、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の主要な材料については、11 欄中の(1)から(3)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

⑧13 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示

するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑨14 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑩15 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

⑪16 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑫16 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑬16 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

3.「§２　荷重・外力等」関係

①２欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

②４欄の「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③５欄の「設計用一次固有周期の算出方法」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

④５欄のうち、設計用一次固有周期、振動特性係数及び標準せん断力係数は、計算する方向別に記入してください。

⑤５欄の「地震力（概要）」の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）wi は、i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第２項ただし書の規定により特性行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

ロ）Σwi は、i 階から上の階に生ずる常時荷重の和とする。

ハ）αi は、当該建築物に生ずるすべての常時荷重の和に対する i 階から上の階に生ずる常時荷重の和の比とする。

ニ）Ai は、地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数とする。

ホ）Ci は、地震層せん断力係数とする。

ヘ）Qi は、i 階に生ずる地震力の数値とする。

⑥６欄は、特殊荷重の分布を略伏図等上に記入してください。

4.「§３　応力計算」関係

①１欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。

②２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

③４欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）Qc は、柱が負担するせん断力とする。

ロ）Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

④５欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

5.「§４　断面計算」関係

①１欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。

②１欄の断面検定表には、原則として別表に掲げる項目を記載することとしますが、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができることとします。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができます。

③２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

④４欄は、イ又はロのうち適用した構造計算について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

6.「§７　層間変形角、剛性率、偏心率等」関係

①１欄の表中の Fs は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第６に規定する Fs の数値とします。

②１欄外の「各階の剛性率≧０．６」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③２欄は、層間変形角が 200 分の１を超え 120 分の１以内である場合にあっては、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

④３欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ）re は、令第 82 条の６第２号ロに規定する re の数値とする。

ロ）e は、令第 82 条の６第２号ロに規定する e の数値とする。

ハ）Fe は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第６に規定する Fe の数値とする。

⑤３欄外の「各階の偏心率≦０．１５」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

⑥令第 82 条の６第３号の基準に適合していることの検証内容について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

7.「§８　保有水平耐力」関係

①２欄の「Ds 算定時の応力図」及び５欄の「保有水平耐力時の応力図」は、略軸組図等に Ds 算定時及び保有水平耐力時の曲げモーメント図を記載した上で、各階及び各方向の Ds 算定時及び保有水平耐力時における各部材の軸方向力、曲げモーメント及びせん断力の数値を記入してください。

②３欄の「塑性ヒンジ図（Ds 算定時）」及び６欄の「塑性ヒンジ図（保有水平耐力時）」は、略軸組図等又はその模式図上において、各階及び各方向の Ds 算定時及び保有水平耐力時における塑性ヒンジの発生状況を図示してください。また、せん断破壊、引張又は圧縮破壊した部材等がある場合にあっては、これらの破壊状況を図示してください。

③４欄は、各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材及び部材群としての部材種別について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

④７欄の「各階の層せん断力変形角曲線」は、各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合においては、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角又は層間変位の関係を図示してください。

⑤８欄の表中のβｕは、耐力壁の部材群又は筋かいの部材群の負担率を表すものとします。

⑥９欄上段の「保有水平耐力とした時点」には、構造計算において保有水平耐力とした時点を具体的に記入してください。

- 375 -

別記第〇号様式

構造計算概要書

（エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算）

§１　建築物の概要

【１．建築物の名称】　（参照頁　　）

【２．構造計算を行った者】　（参照頁　　）

【イ．資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所】　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　　号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．建築場所】　（参照頁　　）

【４．主要用途】　（参照頁　　）

【５．規模】　（参照頁　　）

【イ．延べ面積】　　㎡

【ロ．建築面積】　　㎡

【ハ．構造】　　造　一部　　造

【ニ．階数】　地上　　階　地下　　階　塔屋　　階

【ホ．高さ】　　m

【ヘ．軒の高さ】　　m

【ト．基礎の底部の深さ】　　m

【６．構造上の特徴】

【７．構造計算方針】

【８．使用プログラムの概要】

【イ．プログラムの名称】

【ロ．国土交通大臣の認定の有無】　　有　・　無

【ハ．認定番号】

【ニ．認定の取得年月日】

【ホ．構造計算チェックリスト】　（参照頁　　）

【９．使用する材料と部位】

(1)木材以外の場合

材　料	設計基準強度又は品質	使用部位	認定の有無	備　考

(2)木材の場合（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規　格	等　級	樹　種	使用部位	備　考

【１０．使用する材料の許容応力度等】

(1)コンクリートの許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			備　考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着	
			上端筋	その他の鉄筋				

(2)鉄筋の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	基準強度（単位　一平方ミリメ	備　考

	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断	ートルにつきニュートン）	

(3)木材の許容応力度（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材　料	規格・樹種等	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				備　考
		圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	

(4)鋼材の許容応力度

種　類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	備　考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

【１１．地盤・基礎説明書】　（参照頁　　）

【１２．略伏図等】　（参照頁　　）

【１３．略軸組図等】　（参照頁　　）

【１４．部材断面表】　（参照頁　　）

【１５．特別な調査又は研究の結果等説明書】　（参照頁　　）

§２　荷重・外力等

【１．固定荷重】　（参照頁　　）

【２．積載荷重】　（参照頁　　）

【３．積雪荷重】　（参照頁　　）
【イ．垂直積雪量】　　ｃｍ
【ロ．単位荷重】　　Ｎ／（㎡・ｃｍ）
【ハ．積雪荷重の低減】　有　・　無
【ニ．特定行政庁で定める規則】

【４．風圧力】　（参照頁　　）
【イ．地表面粗度区分】　□Ⅰ　□Ⅱ　□Ⅲ　□Ⅳ
【ロ．基準風速】　V_0　＝　　ｍ／秒
【ハ．Ｅの数値】　Ｅ　＝　$Er^2 \cdot Gf$　＝
【ニ．速度圧】　ｑ　＝　$0.6EV_0^2$　＝　　Ｎ／㎡
【ホ．風力係数】　Ｃｆ　＝

【５．建築物に作用するエネルギー】
【５．１　建築物に作用するエネルギー（平成 17 年国土交通省告示第 631 号（以下「告示」という。）第４関係）】　（参照頁　　）

【イ．地震地域係数】
Z ＝
【ロ．表層地盤における加速度の増幅率 Gs の数値（地盤種別)】
Gs ＝ （第 種地盤）
【ハ．建築物が損傷限界に達する時の建築物の固有周期 Td】
Td ＝ 秒
【ニ．速度換算値 Vd に係る低減係数ｒ】
ｒ ＝
【ホ．建築物に作用するエネルギー量の速度換算値 Vd】
Vd ＝ m／秒 （＝ ×ｒ）
【ヘ．建築物に作用するエネルギー量 Ed】
Ed ＝ $0.5・M・Vd^2$ ＝ kN・m

【５．２ 建築物に作用するエネルギー（告示第６関係)】 （参照頁 ）
【イ．地震地域係数】
Z ＝
【ロ．表層地盤における加速度の増幅率 Gs の数値（地盤種別)】
Gs ＝ （第 種地盤）
【ハ．Vs の算出に用いる周期 Ts】
Ts ＝ 秒
【ニ．速度換算値 Vs に係る低減係数ｒ】
ｒ ＝
【ホ．建築物に作用するエネルギー量の速度換算値 Vs】
Vs ＝ m／秒 （＝ ×ｒ）
【ヘ．建築物に作用するエネルギー量】
$0.5・M・Vs^2$ ＝ kN・m
【ト．建築物の必要エネルギー量 Es】
Es ＝ $0.5・M・Vs^2$ － We ＝ kN・m

【６．荷重分布図】 （参照頁 ）

【７．地盤の増幅】
【７．１．地盤調査の概要】 （参照頁 ）
【イ．地盤調査の位置】
【ロ．地盤調査の概要】
【ハ．工学的基盤の傾斜】 傾斜 度
【ニ．液状化のおそれの有無】
中規模な地震時 ： □ 有（液状化の程度 ） □ 無
大規模な地震時 ： □ 有（液状化の程度 ） □ 無

【７．２．地盤調査結果】 （参照頁 ）
【イ．工学的基盤の深さ】
H_0 ＝ m
【ロ．表層地盤の一次卓越周期 T_1】
T_1 ＝ 秒
【ハ．表層地盤の二次卓越周期 T_2】
T_2 ＝ 秒
【ニ．安全限界固有周期】
T_s ＝ 秒
【ホ．表層地盤の一次固有周期に対する増幅率 Gs_1】
Gs_1 ＝
【ヘ．表層地盤の二次固有周期に対する増幅率 Gs_2】
Gs_2 ＝
【ト．相互作用に関する係数β】
β ＝
【チ．表層地盤における加速度の増幅率 Gs】
Gs ＝ （＝ ×β）
【リ．地盤調査結果一覧表】 （参照頁 ）

深度（単位メートル）	層厚（単位メートル）	Vsi（単位メートル毎秒）	ρi（単位一立方メートルにつきトン）	ui（単位メートル）	δui（単位メートル）	せん断剛性 Gi（単位一平方メートルにつきキロニュートン）	減衰定数 hi	改良の有無
								（記載例） ○ 350(200)

【ヌ．エネルギー量の速度換算値スペクトル図】 （参照頁 ）

【８．その他の荷重・外力】
【イ．土圧に対する考慮】 （参照頁 ）
【ロ．水圧に対する考慮】 （参照頁 ）
【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】 （参照頁 ）

§３ 応力計算
【１．架構モデル図】 （参照頁 ）

【２．鉛直荷重時応力】 （参照頁 ）

【３．水平荷重時応力】　（参照頁　　）

【４．水平力分担】

(1)木造以外の場合　（参照頁　　）

方向	階	ΣQc（単位　キロニュートン）	ΣQw（単位　キロニュートン）	ΣQc＋ΣQw（単位　キロニュートン）	$\frac{\sum Qw}{\sum Qc+\sum Qw}$	設計用分担率（単位　パーセント）	
						柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

(2)木造の場合　（参照頁　　）

方向	階	加力方向	通り	必要耐力（単位　キロニュートン）		許容せん断耐力（単位　キロニュートン）
				地震力	風圧力	

(3)木造における壁量の確認　（参照頁　　）

方向	階	床面積（単位　平方メートル）	見付面積（単位　平方メートル）	必要壁量（単位　メートル）		存在壁量（単位　メートル）
				地震力	風圧力	

【５．基礎反力図】　（参照頁　　）

§４　断面計算

【１．断面検定表】　（参照頁　　）

【２．長期荷重時断面検定比図】　（参照頁　　）

【３．短期荷重時断面検定比図（損傷限界時)】　（参照頁　　）

§５　告示第４に規定する構造計算の検討

【１．建築物が吸収するエネルギーの算定We】　（参照頁　　）

方向	階	損傷限界時層せん断力	損傷限界時層間変位	主架構の層せん断力	ダンパー部分の層せん断力	エネルギー			
						主架構	ダンパー部分		層合計
		Qi（単位トン）	δdi（単位　メートル）	Qfi（単位　トン）	Qdi(単位トン)	Wfi	Wdei	Wdpi（告示第６での Wdpi）	Wei（告示第６での Wei）

ΣWfi=　　，ΣWdei=　　，ΣWdpi=　　，ΣWei=

【２．告示第４に規定する地震時の安全性確認】　（参照頁　　）

方向	建築物が吸収するエネルギー　We（単位　キロニュートンメートル）	建築物に作用するエネルギー　Ed（単位　キロニュートンメートル）	判定

【３．層せん断力等による層間変位の各階の高さに対する割合】　（参照頁　　）

方向	階	階高	層せん断力その他の各階に作用する力による層間変位の当該各階の高さに対する割合

【４．損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容】　（参照頁　　）

【５．告示第４第５号に規定する残留変形角に対する検討】　（参照頁　　）

§６　告示第６に規定する構造計算の検討検討

【１．各階の保有水平耐力等】　（参照頁　　）

方向	階	主架構		ダンパー部分	
		Qfui(単位　キロニュートン)	δfui（単位　メートル）	Qdui（単位　キロニュートン）	δdui（単位　メートル）

【２．建築物の各階に作用する塑性ひずみエネルギー量の算定】　（参照頁　　）

方向	階	si	pi	pti	n	Esi/ΣEsi	Esi

ΣEsi=

【３．各階の主架構の必要エネルギー吸収量】　（参照頁　　）

方向	階	Qfui/Qui	Esfi	必要(平均)累積塑性変形倍率	最大層間変形角

【４．各階のダンパー部分の必要エネルギー吸収量】　（参照頁　　）

方向	階	Esi(Qdui/Qui)	Esdpi	β・Edpi	Esdi	必要(平均)累積塑性変形倍率

【５．各階の主架構及びダンパー部分の保有エネルギー吸収量】　（参照頁　　）

方向	階	主架構						ダンパー部分
		部材の保有エネルギー吸収量					階の保有エネルギー吸収量	階の保有エネルギー吸収量
		大梁	柱	ブレース	性能決定部材	断面		

【６．告示第６に規定する地震時の安全性確認】　（参照頁　　）

方向	階	主架構			ダンパー部分		
		必要値	保有値	判定	必要値	保有値	判定

§７　基礎ぐい等の検討　（参照頁　　）

§８　使用上の支障に関する検討　（参照頁　　）

§９　屋根ふき材等の検討　（参照頁　　）

（注意事項）

１．共通事項

①建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

②本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表の大きさを調整してください。

③「(参照頁　　)」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

④構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるよう理由を明記してください。

⑤数字は算用数字を用いてください。

２.「§１　建築物の概要」関係

①８欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

②８欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

③８欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

④９欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

⑤９欄の「認定の有無」は、法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあって認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、備考には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

⑥10 欄については、構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される他の主要な材料については、11 欄中の(1)から(4)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

⑦12 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑧13 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

⑨14 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

⑩15 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑪15 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

⑫15 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

３.「§２　荷重・外力等」関係

①２欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

②４欄の「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

③５．１欄の建築物が損傷限界に達する時の建築物の固有周期、建築物に作用するエネルギー量の速度換算値、建築物に作用するエネルギー量は、計算する方向別に記入してください。

④５．１欄中のＭは、建築物の地上部分の全質量とします。

⑤５．１欄中のｒは、告示第４第２号の表２に規定するｒとします。

⑥５．２欄の Vs の算出に用いる周期、建築物に作用するエネルギー量の速度換算値、建築物に作用するエネルギー量、建築物の必要エネルギー量は、計算する方向別に記入してください。

⑦５．２欄中のＭは、建築物の地上部分の全質量とします。

⑧５．２欄中のｒは、告示第６第１号ロ(1)に規定するｒとします。

⑨６欄は、特殊荷重の分布を略伏図等上に記入してください。

⑩７．１欄は、表層地盤による加速度の増幅率 Gs を略算によって求める場合には、精算によって求める場合のみ関わる事項は省略してください。

⑪７．１欄の「地盤調査の位置」は、平面図に調査方法とともに記入し、複数ある場合は、それぞれについて記入してください。

⑫７．１欄の「液状化のおそれの有無」には、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入し、液状化の程度を記入してください。また、地盤改良を行う場合は、改良前の地盤について記入してください。
⑬７．２欄チの Gs の数値は、相互作用を考慮しない場合の数値も記入してください。
⑭７．２欄リの表中の項目は、それぞれ次のとおりです。
イ）「深度」欄は、工学的基盤を最下欄として表示する。
ロ）Vsi は、i 層のせん断波速度とする。
ハ）ρi は、i 層の密度とする。
ニ）ui は、地震時の i 層の地盤からの相対変位とする。
ホ）δui は、地震時の i 層の地盤からの相対変位 ui から地震時の i-1 層の地盤からの相対変位 u_{i-1} を減じて得た数値とする。
ヘ）Gi は、地震時の i 層のせん断剛性とする。
ト）hi は、地震時の i 層の減衰定数とする。
チ）地盤改良を行った層は、「改良の有無」欄に○印を付けるとともに、改良後の特性値を記載し、改良前の特性値を（ ）をつけて記載すること。
⑮７．２欄ヌのエネルギー量の速度換算値スペクトル図の作成に当たっては、横軸を周期、縦軸をエネルギー量の速度換算値として図示するとともに、記載の考え方を示した資料を添付してください。

４．「§３　応力計算」関係
①１欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。
②２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。
③４欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。
イ）Qc は、柱が負担するせん断力とする。
ロ）Qw は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。
④５欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

５．「§４　断面計算」関係
①１欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。
②１欄の断面検定表には、原則として別表に掲げる項目を記載することとしますが、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができることとします。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義すれば表の記号によらないことができます。
③２欄及び３欄は、平成 19 年国土交通省告示第○○○号に定める様式に従って作成した断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

６．「§５　稀に発生する地震時の検討」関係
①１欄から３欄までは、計算する方向ごとに記入してください。

②１欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。
イ）Qi は、i 階の損傷限界時層せん断力とする。
ロ）δdi は、建築物の損傷限界時の i 層の層間変位とする。
ハ）Qfi は、i 階の主架構に作用する層せん断力とする。
ニ）Qdi は、i 階のダンパー部分に作用する層せん断力とする。
ホ）Wfi は、i 階の主架構が吸収する弾性エネルギーとする。
ヘ）Wdei は、i 階のダンパー部分が吸収する弾性エネルギーとする。
ト）Wdpi は、i 階のダンパー部分が吸収する塑性エネルギーとする。
チ）We は、i 階の構造耐力上主要な部分が吸収するエネルギーとする。
リ）欄外に Wfi、Wdei、Wdpi 及び We のそれぞれの総和を記入してください。
③２欄の判定は、We が Ed よりも大きい場合に OK としてください。
⑤４欄は、層間変形角が 200 分の１を超え 120 分の１以内である場合にあっては、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

７．「§６　極めて稀に発生する地震時の検討」関係
①１欄から８欄までは、計算する方向ごとに記入してください。
②１欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。
イ）Qfui は、i 階の主架構の保有水平耐力とする。
ロ）δfui は、Qfui を主架構の剛性で除して得た数値とする。
ハ）Qdui は、i 階のダンパー部分の保有水平耐力とする。
ニ）δdui は、Qdui をダンパー部分の剛性で除して得た数値とする。
③２欄の表中の si、pi、pti、n 及び Esi は、それぞれ告示第６第一号ロ(2)に規定する si、pi、pti 及び Esi とします。
④２欄の表の欄外に Esi の総和を記入してください。
⑤３欄の表中の Qfui、Qui 及び Esfi は、それぞれ告示第６第一号ロ(2)に規定する Qfui、Qui 及び Esfi とします。
⑥３欄の必要(平均)累積塑性変形倍率の項への記入が必要ない場合は斜線を記入してください。
⑦３欄の最大層間変形角の項は、当該数値により安全性を確認する場合に記入してください。
⑧４欄の表中の Esi、Qdui、Qui、Esdpi、β、Edpi 及び Esdi は、それぞれ告示第６第二号ロに規定する Esi、Qdui、Qui、Esdpi、β、Edpi 及び Esdi とします。
⑨４欄の必要(平均)累積塑性変形倍率の項への記入が必要ない場合は斜線を記入してください。
⑩５欄の各階の保有エネルギー吸収量は、３欄及び４欄で当該階の必要(平均)累積塑性変形倍率が記入された場合は、保有(平均)累積塑性変形倍率とします。
⑪６欄の判定は、保有値が必要値以上となる場合に OK とします。
⑫６欄は、最大層間変形角により安全性を確認する場合には、必要値に各階の層間変形角、保有値にその構造の各階の安全限界変形角を記入してください。

○国土交通省告示第　　号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める告示を制定する。

平成十九年　　月　　日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

（仮称）建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

一　地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さ九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ　建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ　イに掲げる方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)　令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(2)　平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(1)の規定を満たすものであること。

二　地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さ九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ　建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ　イに掲げる方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)　令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(2)　平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロ(2)の規定を満たすものであること。

三　高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリートの建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ　建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ　イに掲げる方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

○　構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。 　構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。 一　～　五　（略） 六　製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）第五条に規定する目視等級区分構造用製材の規格又は同告示第六条に規定する機械等級区分構造用製材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合とした場合にあつては、二十パーセント以下）のもの 七　（略） 附　則　（略）	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。 　構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。 一　～　五　（略） 六　針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第百四十三号）第四条に規定する目視等級区分製材の規格又は同告示第五条に規定する機械等級区分製材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合とした場合にあつては、二十パーセント以下）のもの 七　（略） 附　則　（略）

附　則　（略）

附　則　（略）

附　則

この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する。

附　則　（略）

附　則　（略）

○　木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

平成十二年建設省告示第千四百五十二号

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件	木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十九条第一項の規定に基づき、木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを次のように定める。 建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。 一　製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に適合する構造用製材の目視等級区分によるもの　その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材（以下「並列材」という。）にあっては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。 表　（略） 二　製材の日本農林規格に適合する構造用製材の機械等級区分によるもの　その樹種及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、並列材にあっては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。 表　（略） 三～七　（略） 附　則　（略） 附　則　（略） 附　則 この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十九条第一項の規定に基づき、木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを次のように定める。 建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。 一　針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第百四十三号）に適合する目視等級区分によるもの　その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材（以下「並列材」という。）にあっては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。 表　（略） 二　針葉樹の構造用製材の日本農林規格に適合する機械等級区分によるもの　その樹種及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、並列材にあっては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。 表　（略） 三～七　（略） 附　則　（略） 附　則　（略） 附　則 この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する。

○　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

平成十三年国土交通省告示第千二十四号

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、丸鋼とコンクリートの付着の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれ	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、丸鋼とコンクリートの付着の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれ

ぞれ次のように定める。

第一　（略）

第二　（略）

第三　基準強度

一　第一第一号イ（３）に規定する木材のめりこみに対する基準強度Fcvは、その樹種に応じて、製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に適合する構造用製材の目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材（日本農林規格に定められていない木材をいう。）にあつては次の表一の数値と、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号）に適合する枠組壁工法構造用製材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号）に適合する枠組壁工法構造用たて継ぎ材又は機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百二号）に適合する枠組壁工法用製材にあつては次の表二の数値とする。

表一　（略）

表二　（略）

二～八　（略）

附　則　（略）

附　則

この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する。

ぞれ次のように定める。

第一　（略）

第二　（略）

第三　基準強度

一　第一第一号イ（３）に規定する木材のめりこみに対する基準強度Fcvは、その樹種に応じて、針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第百四十三号）に適合する目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材（日本農林規格に定められていない木材をいう。）にあつては次の表一の数値と、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号）に適合する枠組壁工法構造用製材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号）に適合する枠組壁工法構造用たて継ぎ材又は機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百二号）に適合する枠組壁工法用製材にあつては次の表二の数値とする。

表一　（略）

表二　（略）

二～八　（略）

附　則　（略）

○　枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

平成十三年国土交通省告示第千五百四十号

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）又は木質プレハブ工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十までに、同令第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。）、木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。以下同じ。）、木質断熱複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。）及び木質接着複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）並びに第二第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二第三号に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。 第一　（略） 第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。 （略） 二　構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければならない。	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）又は木質プレハブ工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十までに、同令第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。）、木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。以下同じ。）、木質断熱複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。）及び木質接着複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）並びに第二第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二第三号に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。 第一　（略） 第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。 （略） 二　構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければなら

構造部材の種類	規格
（略）	（略）
（略）	（略）
（六）　筋かい	（三）に掲げる規格（二）に掲げる規格（一）に掲げる規格を除く。）及び構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する下地用製材の板類の一級

構造部材の種類	規格
（略）	（略）
（略）	（略）
（六）　筋かい	（三）に掲げる規格（二）に掲げる規格（一）に掲げる規格を除く。）及び構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は針葉樹の下地用製材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第千八十五号）に規定する板類の一級

ない。

	構造部材の種類	材料の種類	規格
(一)	屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材	製材	製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する下地用製材の板類の一級
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

三、四　(略)

第三～十二　(略)

附　則　(略)

附　則

この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する

ない。

	構造部材の種類	材料の種類	規格
(一)	屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材	製材	針葉樹の下地用製材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第千八十五号）に規定する板類の一級
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

三、四　(略)

第三～十二　(略)

附　則　(略)

○国土交通省告示第　　号（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める告示を制定する。

平成十九年　　月　　日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定めるところによる。

一　少なくとも一の建築物の部分について令第八十一条第二項第一号イ又はロに定める構造計算（本告示に定める基準に従った構造計算を除く。）によるものであることとする。

二　第一号に掲げる建築物の部分以外の建築物の部分にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算によるものであることとする。

イ　当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第二号に掲げる建築物の区分に該当するもののうち、高さが三十一メートルを超える建築物の部分　令第八十一条第二項第一号イ又はロに定める構造計算（本告示に定める基準に従った構造計算を除く。）

ロ　当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第二号に掲げる建築物の区分に該当するもののうち、高さが三十一メートル以下の建築物の部分（令第八十一条第二項第二号イに定める構造計算によって安全性を確かめる場合にあっては、令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する構造方法を用いたものに限る。）　令第八十一条第二項第二号イ又はロに定める構造計算（本告示に定める基

準に従った構造計算を除く。）

ハ　当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当する建築物の部分（令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する構造方法を用いたものに限る。）　令第八十一条第三項に定める構造計算

三　前各号に掲げる建築物の部分が令第八十七条に規定する風圧力及び令第八十八条に規定する地震力によって相互に衝突しないことを確かめることとする。

○国土交通省告示第　　号（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める告示を制定する。

平成十九年　　月　　日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定めるところによる。

一　少なくとも一の建築物の部分について令第八十一条第二項第二号イ又はロに定める構造計算（本告示に定める基準に従った構造計算を除く。）によるものであることとする。

二　第一号に掲げる建築物の部分以外の建築物の部分にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算によるものであることとする。

イ　当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第二号に掲げる建築物の区分に該当するもののうち、高さが三十一メートル以下の建築物の部分　令第八十一条第二項第二号イ又はロに定める構造計算（本告示に定める基準に従った構造計算を除く。）

ロ　当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当する建築物の部分　令第八十一条第三項に定める構造計算

三　前各号に掲げる建築物の部分が令第八十七条に規定する風圧力及び令第八十八条に規定する地震力によって相互に衝突しないことを確かめることとする。

○　構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。 一　集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第五条に規定する構造用集成材の規格及び第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格 （削除） 二　～　六　（略）	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。 一　構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）第三条に規定する集成材の規格 二　集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）第五条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格 三　～　七　（略）

○通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件

（昭和六十二年建設省告示第千九百一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二第一項第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。 主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分にあるものを除く。）の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一　継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次に掲げる集成材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分を除く部分が、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構造であること。 イ　昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から第二号までに規定する規格に適合するもの　二・五センチメートル ロ　昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第五号に規定する規格に適合するもの　三センチメートル ハ　イ及びロに掲げる木材以外の木材で国土交通大臣が指定したもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）　国土交通大臣が指定した数値 二～四　（略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二第一項第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。 主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分にあるものを除く。）の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一　継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次に掲げる集成材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分を除く部分が、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構造であること。 イ　昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から第三号までに規定する規格に適合するもの　二・五センチメートル ロ　昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第六号に規定する規格に適合するもの　三センチメートル 二～四　（略）

○通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を定める件

（昭和六十二年建設省告示第千九百二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二第一項第一項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を次のように定める。 通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものであること。 一　（略） 二　前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分については、その表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次に掲げる集成材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分が除かれるものとして、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、残りの断面に生ずる長期応力度を計算すること。 イ　昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から第二号までに規定する規格に適合するもの　二・五センチメートル ロ　昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第五号に規定する規格に適合するもの　三センチメートル ハ　イ及びロに掲げる木材以外の木材で国土交通大臣が指定したもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）　国土交通大臣が指定した数値 三～四　（略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二第一項第一項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を次のように定める。 通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものであること。 一　（略） 二　前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分については、その表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次に掲げる集成材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分が除かれるものとして、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、残りの断面に生ずる長期応力度を計算すること。 イ　昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から第三号までに規定する規格に適合するもの　二・五センチメートル ロ　昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第六号に規定する規格に適合するもの　三センチメートル 三～四　（略）

○　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

平成十三年国土交通省告示第千二十四号

注　赤字部分は公布と同時に施行、青地部分は公布から1ヶ月後に施行予定

改正案	現行
特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める
（略）	（略）
第一　特殊な許容応力度	第一　特殊な許容応力度
一　木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。	一　木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。
イ　木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に十一分の十五を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値としなければならない。（以下、略）	イ　木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。（以下、略）
ロ　（略）	ロ　（略）
二　集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。	二　集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。
イ　集成材等の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に十一分の十五を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値としなければならない。（以下、略）	イ　集成材等の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。（以下、略）
ロ　（略）	ロ　（略）
第二　特殊な材料強度（略）	第二　特殊な材料強度（略）
第三　基準強度	第三　基準強度
一　（略）	一　（略）
二　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度、Fc、Ft、Fb及びFs並びに同号ロ（3）に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度は、それぞれ次に掲げるものとする。	二　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度、Fc、Ft、Fb及びFs並びに同号ロ（3）に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度は、それぞれ次に掲げるものとする。
イ　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び化粧ばり構造用集成柱（集成材規格第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するものに限る。）並びに構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号。以下「構造用単板積層材規格」という。）に適合する構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表六までに掲げる数値と、せん断の基準強度については、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に十一分の十五を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値としなければならない。（以下、略）	イ　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。）に適合する対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材及び同一等級構成集成材（構造用集成材規格第三条に規定する集成材規格に適合するものに限る。）、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一号。以下「集成材規格」という。）に適合する化粧ばり構造用集成柱（集成材規格第五条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するものに限る。）並びに構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号。以下「構造用単板積層材

ては次の表七及び表八に掲げる数値とする。

表一　対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	Fc	Ft	Fb
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　センチメートル）が対応する集成材規格の第五条表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。） 幅方向

規格」という。）に適合する構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表五までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表六及び表七に掲げる数値とする。

表一　対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	Fc	Ft	Fb
			Fb（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　センチメートル）が対応する構造用集成材規格の別記3(6)ウ表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）

E一七〇―F四九五	三七・八	三三・〇	四九・五	三五・四
E一五〇―F四三五	三三・〇	二八・八	四三・五	三〇・六
E一三五―F三七五	二九・四	二五・八	三七・五	三七・六
E一二〇―F三三〇	二五・二	二二・二	三三・〇	二四・〇
E一〇五―F三〇〇	二二・八	一九・八	三〇・〇	二一・六
E九五―F二七〇	二一・六	一八・六	二七・〇	二〇・四
E八五―F二五五	一九・二	一六・八	二五・五	一八・〇
E七五―F二四〇	一七・四	一五・〇	二四・〇	一五・六
E六五―F二二五	一六・八	一四・四	二二・五	一五・〇
E六五―F二一〇	一五・〇	一三・二	二二・〇	一二・六
E五五―F二〇〇	一三・二	一一・四	二〇・〇	一〇・二

この表において、強度等級は、集成材規格の第五条表一に規定する強度等級を表すものとする。以下表二、表三及び表四において同じ。

表二　特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	Fc	Ft	Fb
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　センチメートル）が対応する集成材規格の第五条表一の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。） 幅方向

E一七〇―F四九五	三七・八	三三・〇	四八・六	
E一五〇―F四三五	三三・〇	二八・八	四三・二	
E一三五―F三七五	二九・四	二五・八	三七・二	
E一二〇―F三三〇	二五・二	二二・二	三二・四	
E一〇五―F三〇〇	二二・八	一九・八	二九・四	
E九五―F二七〇	二一・六	一八・六	二七・〇	
E八五―F二五五	一九・二	一六・八	二五・二	
E七五―F二四〇	一七・四	一五・〇	二四・〇	
E六五―F二二五	一六・八	一四・四	二二・二	

この表において、強度等級は、構造用集成材規格の別記3(6)ウに規定する強度等級を表すものとする。以下表二及び表三において同じ。

長（単位センチメートル）が対応する集成材規格の第五条表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）					
	Fc	Ft	Fb			
			積層方向		幅方向	
			正の曲げ	負の曲げ	正の曲げ	負の曲げ
ME一二〇―F三三〇	一九・八	一七・四	三三・〇	一二・六	一一・〇	一一・〇
ME一〇五―F三〇〇	一七・四	一五・六	三〇・〇	一一・四	一〇・〇	一〇・〇
ME九五―F二七〇	一六・二	一四・四	二七・〇	一〇・八	九・〇	九・〇
ME八五―F二五五	一五・六	一三・八	二五・五	一〇・二	八・五	八・五

表三　非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）					
	Fc	Ft	Fb			
			積層方向		幅方向	
			正の曲げ	負の曲げ	正の曲げ	負の曲げ
E一六〇―F四八〇	三六・〇	三一・二	四八・〇	三四・五	三一・八	二七・〇
E一四〇―F四二〇	三一・二	二七・六	四二・〇	二八・五	二七・〇	二四・〇
E一二五―F三六〇	二八・二	二四・六	三六・〇	二五・五	二四・〇	二一・六
E一一〇―F三一五	二四・六	二一・〇	三一・五	二四・〇	二一・〇	一九・二
E一〇〇―F二八五	二二・二	一九・二	二八・五	二二・五	一九・二	一七・一
E九〇―F二五五	二〇・四	一八・〇	二五・五	二一・〇	一八・〇	一六・二
E八〇―F二四〇	一八・六	一六・二	二四・〇	一九・五	一六・〇	一四・四
E七〇―F二二五	一六・八	一四・四	二二・五	一八・〇	一三・八	一二・九

集成材の厚さ方向の辺長（単位　センチメートル）が対応する集成材規格の第五条表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）					
	Fc	Ft	Fb			
			積層方向		幅方向	
			正の曲げ	負の曲げ	正の曲げ	負の曲げ
E一六〇―F四八〇	三六・〇	三一・二	四八・〇	三四・五	三一・八	二七・〇
E一四〇―F四二〇	三一・二	二七・六	四二・〇	二八・五	二七・〇	二四・〇
E一二五―F三六〇	二八・二	二四・六	三六・〇	二五・五	二四・〇	二一・六
E一一〇―F三一五	二四・六	二一・〇	三一・五	二四・〇	二一・〇	一九・二
E一〇〇―F二八五	二二・二	一九・二	二八・五	二二・五	一九・二	一七・一
E九〇―F二五五	二〇・四	一八・〇	二五・五	二一・〇	一八・〇	一六・二
E八〇―F二四〇	一八・六	一六・二	二四・〇	一九・五	一六・〇	一四・四
E七〇―F二二五	一六・八	一四・四	二二・五	一八・〇	一三・八	一二・九

メートル）が対応する構造用集成材規格の別記3(6)ウ表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）					
	Fc	Ft	Fb			
			積層方向		幅方向	
			正の曲げ	負の曲げ	正の曲げ	負の曲げ
E一六〇―F四八〇	三六・〇	三一・二	四七・四	三四・二	三一・八	二八・二
E一四〇―F四二〇	三一・二	二七・六	四一・四	三〇・〇	二七・〇	二四・〇
E一二五―F三六〇	二八・二	二四・六	三五・四	二五・五	二四・〇	二一・六
E一一〇―F三一五	二四・六	二一・〇	三一・二	二四・〇	二一・〇	一九・二
E一〇〇―F二八五	二二・二	一九・二	二八・二	二二・二	一九・二	一七・一
E九〇―F二五五	二〇・四	一八・〇	二五・二	二一・〇	一八・〇	一六・二
E八〇―F二四〇	一八・六	一六・二	二四・〇	一九・二	一六・二	一四・四
E七〇―F二二五	一六・八	一四・四	二二・二	一八・〇	一三・八	一二・九

この表において、正の曲げは、引張り側最外層用ひき板が接着されている側（以下「引張り側」という。）において引張りの力が生じる場合の曲げを、負の曲げは、引張り側において圧縮の力が生じる場合の曲げを、それぞれ表すものとする。

表三　同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

ひき板の積層数	強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		Fc	Ft	Fb（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　センチメートル）が対応する集成材規格の別記3(6)ウ表四の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
四枚以上	E一九〇―F六一五	四九・八	四三・二	六〇・六
	E一七〇―F五四〇	四三・八	三八・四	五三・四
	E一五〇―F四六五	三九・〇	三三・六	四五・六
	E一三五―F四〇五	三三・〇	二八・八	四〇・二
	E一二〇―F三七五	三〇・〇	二五・八	三七・二
	E一〇五―F三四五	二七・六	二四・六	三四・二
	E九五―F三一五	二五・八	二二・八	三一・二
	E八五―F三〇〇	二四・〇	二一・〇	二九・四
	E七五―F二七〇	二二・二	一九・二	二七・〇
	E六五―F二五五	二〇・四	一八・〇	二五・二
三枚	E一九〇―F五五五	四五・〇	四三・二	五四・六
	E一七〇―F四九五	四〇・二	三八・四	四八・六
	E一五〇―F四三五	三五・四	三三・六	四三・二
	E一三五―F三七五	三〇・〇	二八・八	三七・二
	E一二〇―F三三〇	二七・〇	二五・八	三二・四
	E一〇五―F三〇〇	二五・二	二四・六	二九・四
	E九五―F二八五	二三・四	二二・八	二八・二
	E八五―F二七〇	二二・〇	二一・〇	二七・〇
	E七五―F二五五	二〇・四	一九・二	二五・二
	E六五―F二四〇	一八・六	一八・〇	二四・〇
二枚	E一九〇―F五一〇	四五・〇	四三・二	五〇・四
	E一七〇―F四五〇	四〇・二	三八・四	四四・四

この表において、正の曲げは、引張り側最外層用ひき板が接着されている側（以下「引張り側」という。）において引張りの力が生じる場合の曲げを、負の曲げは、引張り側において圧縮の力が生じる場合の曲げを、それぞれ表すものとする。

表四　同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

ひき板の積層数	強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		Fc	Ft	Fb（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　センチメートル）が対応する集成材規格の第五条表四の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
四枚以上	E一九〇―F六一五	五〇・三	四三・九	六一・二
	E一七〇―F五四〇	四四・六	三八・九	五四・二
	E一五〇―F四六五	三九・二	三四・二	四七・七
	E一三五―F四〇五	三三・四	二九・二	四〇・六
	E一二〇―F三七五	三〇・一	二六・三	三六・六
	E一〇五―F三四五	二八・一	二四・五	三四・一
	E九五―F三一五	二六・〇	二二・七	三一・六
	E八五―F三〇〇	二四・三	二一・二	二九・六
	E七五―F二七〇	二二・三	一九・四	二七・一
	E六五―F二五五	二〇・六	一八・〇	二五・一
	E五五―F二二五	一八・六	一六・二	二二・六
三枚	E一九〇―F五五五	四五・八	四〇・三	五五・五
	E一七〇―F四九五	四〇・五	三五・六	四九・五
	E一五〇―F四三五	三五・六	三一・四	四三・五
	E一三五―F三七五	三〇・四	二六・七	三七・五
	E一二〇―F三三〇	二七・四	二四・一	三三・〇
	E一〇五―F三〇〇	二五・五	二二・四	三〇・〇
	E九五―F二八五	二三・六	二〇・八	二八・五
	E八五―F二七〇	二二・一	一九・五	二七・〇
	E七五―F二五五	二〇・三	一七・八	二五・五
	E六五―F二四〇	一八・八	一六・五	二四・〇
二枚	E一九〇―F五一〇	四五・八	三六・六	五一・〇
	E一七〇―F四五〇	四〇・五	三二・四	四五・〇

E六〇―F二一〇　一五・六　一三・八　二一・〇　一六・二
E六〇―　一三・八　一二・〇　一六・〇　一三・二
F二一〇　　　　　一〇・八
E六〇―　一二・〇　一〇・二　一四・〇　八・四
F一七〇

表五　化粧ばり構造用集成柱の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

樹種	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	Fc	Ft	Fb	
アピトン	三六・六	三二・四	四五・六	E一五〇―F三九〇
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、ダフリカからまつ、サザンパイン及びべいまつ	三一・八	二八・二	四〇・二	E一三五―F三四五
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ及びべいひ	二九・四	二五・八	三七・二	E一二〇―F三〇〇
つが、たも、しおじ、にれ、アラスカイエローシダー、ラジアタパイン及びべいつが	二七・六	二四・〇	三四・二	E一〇五―F二八五
もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロッジポールパイン、ベにまつ、ポンデローサパイン	二五・二	二二・二	三一・二	E九五―F二七〇

表四　化粧ばり構造用集成柱の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

樹種	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	Fc	Ft	Fb	
アピトン	三六・六	三二・四	四五・六	E一五〇―F三九〇
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、ダフリカからまつ、サザンパイン及びべいまつ	三一・八	二八・二	四〇・二	E一三五―F三四五
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ及びべいひ	二九・四	二五・八	三七・二	E一二〇―F三〇〇
つが、たも、しおじ、にれ、アラスカイエローシダー、ラジアタパイン及びべいつが	二七・六	二四・〇	三四・二	E一〇五―F二八五
もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロッジポールパイン、ベにまつ、ポンデローサパイン	二五・二	二二・二	三一・二	E九五―F二七〇

				E一五〇―F三九〇
				E一三五―F三四五
				E一二〇―F三〇〇
				E一〇五―F二八五
				E九五―F二七〇
				E八五―F二五五
				E七五―F二四〇
				E六五―F二二五

三五・四	三三・六	三八・四		E一五〇―F三九〇
三〇・〇	二八・八	三四・二		E一三五―F三四五
二七・〇	二五・八	二九・四		E一二〇―F三〇〇
二五・二	二四・六	二八・二		E一〇五―F二八五
二三・四	二一・八	二七・〇		E九五―F二七〇
二二・二	二一・〇	二五・二		E八五―F二五五
二〇・四	一九・二	二四・〇		E七五―F二四〇
一八・六	一八・〇	二二・二		E六五―F二二五

三五・六	三三・八	三八・五		E一五〇―F三九〇
三〇・四	二八・八	三四・五		E一三五―F三四五
二七・四	二六・〇	三〇・〇		E一二〇―F三〇〇
二五・五	二三・六	二八・五		E一〇五―F二八五
二三・六	二一・九	二七・〇		E九五―F二七〇
二二・一	二〇・三	二五・五		E八五―F二五五
一七・七	一六・二	二四・〇		E七五―F二四〇
一八・八	一五・〇	二二・五		E六五―F二二五
一六・九	一三・五	一九・〇		E五五―F一九〇

三五・六	三三・八	三九・〇		E一五〇―F三九〇
三〇・四	二八・八	三四・五		E一三五―F三四五
二七・四	二六・〇	三〇・〇		E一二〇―F三〇〇
二五・五	二三・六	二八・五		E一〇五―F二八五
二三・六	二一・九	二七・〇		E九五―F二七〇
二二・一	二〇・三	二五・五		E八五―F二五五
一七・七	一六・二	二四・〇		E七五―F二四〇
一八・八	一五・〇	二二・五		E六五―F二二五
一六・九	一三・五	一九・〇		E五五―F一九〇

表六　構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

（略）

表七　集成材のせん断の基準強度

樹種	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	
	積層方向	幅方向
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき	四・八	四・二
たも、しおじ及びにれ	四・二	三・六
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ、べいひ、ダフリカからまつ、サザンパイン、べいまつ及びホワイトサイプレスパイン	三・三	三・〇
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラジアタパイン及びべいつが	三・〇	二・四
もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロッジポールパイン、ポンデローサパイン、おうしゅうあかまつ、ジャックパイン及びラワン	二・七	二・一
すぎ及びべいすぎ	二・一	二・一

ただし、せん断面に幅はぎ未評価ラミナを含む構造用集成材・構造

ン、おうしゅうあかまつ、ジャックパイン及びラワン		
すぎ、べいすぎ及びホワイトサイプレスパイン	二四・〇	二二・〇
		二九・四

表五　構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

（略）

表六　集成材のせん断の基準強度

樹種	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	
	積層方向	幅方向
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき	四・八	四・二
たも、しおじ及びにれ	四・二	三・六
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ、べいひ、ダフリカからまつ、サザンパイン、べいまつ及びホワイトサイプレスパイン	三・三	三・〇
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラジアタパイン及びべいつが	三・〇	二・四
もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロッジポールパイン、ポンデローサパイン、おうしゅうあかまつ、ジャックパイン及びラワン	二・七	二・一
すぎ及びべいすぎ	二・一	二・一

ン、おうしゅうあかまつ及びラワン		
すぎ及びべいすぎ	二四・〇	二二・〇
		二九・四

表五　構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

（略）

表六　集成材のせん断の基準強度

樹種	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	
	積層方向	幅方向
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき	四・八	四・二
たも、しおじ及びにれ	四・二	三・六
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ、べいひ、ダフリカからまつ、サザンパイン、べいまつ及びべいつが	三・六	三・〇
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラジアタパイン及びべいつが	三・〇	二・四
もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロッジポールパイン、ポンデローサパイン、おうしゅうあかまつ及びラワン	二・七	二・一
すぎ及びべいすぎ	二・一	二・一

用集成柱にあつては、表中の数値に〇・六を乗じた数値とする。

表八　構造用単板積層材のせん断の基準強度

（略）

ロ　第一第二号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、その樹種に応じてそれぞれ次の表の数値とする。

樹種	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、アピトン、たも、しおじ及びにれ	一〇・八
あかまつ、くろまつ、ダフリカからまつ、サザンパイン、べいまつ、ホワイトサイプレスパイン及びラワン	九・〇
ひのき、ひば、からまつ及びべいひ	七・八
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラジアタパイン、べいつが、もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロッジポールパイン、ポンデローサパイン、おうしゅうあかまつ、すぎ、べいすぎ及びジャックパイン	六・〇

表七　構造用単板積層材のせん断の基準強度

（略）

ロ　第一第二号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、その樹種に応じてそれぞれ次の表の数値とする。

樹種	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、アピトン、たも、しおじ及びにれ	一〇・八
あかまつ、くろまつ、ダフリカからまつ、サザンパイン、べいまつ及びラワン	九・〇
ひのき、ひば、からまつ及びべいひ	七・八
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラジアタパイン、べいつが、もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロッジポールパイン、ポンデローサパイン、おうしゅうあかまつ、すぎ及びべいすぎ	六・〇

○　枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

平成十三年国土交通省告示第千五百四十号

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件
（略）	（略）
第一　（略）	第一　（略）
第二　材料	第二　材料
一　構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない	一　構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	規格
（一）土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百二号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格
（略）	（略）
（四）壁のたて枠	（四）壁のたて枠
（略）	（略）
（三に掲げる規格（集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	（三に掲げる規格（構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格
（略）	（略）
（六）筋かい	（六）筋かい
（略）	（略）
（三に掲げる規格（二に掲げる規格（一に掲げる規格を除く。）及び集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百二号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格	（三に掲げる規格（構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	（三に掲げる規格（二に掲げる規格（一に掲げる規格を除く。）及び構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は製材の日本

		農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する下地用製材の板類の一級
二	〜	四 （略）
第三	〜	第十二 （略）

		農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する下地用製材の板類の一級
二	〜	四 （略）
第三	〜	第十二 （略）

○　丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

平成十四年国土交通省告示第四百十一号

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法（丸太、製材その他これに類する木材（以下「丸太材等」という。）を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。 第一　（略） 第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号）別表2の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第五条第二項(1)イ表の樹種としなければならない。 二、三　（略） 第三　～　第九　（略）	丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法（丸太、製材その他これに類する木材（以下「丸太材等」という。）を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。 第一　（略） 第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号）別表2の樹種又は構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）別記3(7)イ表の樹種としなければならない。 二、三　（略）

○第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一　次に掲げる建築材料 イ～ハ　(略) ニ　集成材（集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたものを除く。） ホ　(略) 二　(略)	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一　次に掲げる建築材料 イ～ハ　(略) ニ　集成材（次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。） (1)　集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの (2)　構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）に規定する構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関が ホ　(略) 二　(略)

○第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。
一　次に掲げる建築材料	一　次に掲げる建築材料
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する集成材	ニ　次に掲げる集成材 (1)　集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する集成材 (2)　構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）に規定する構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する構造用集成材
ホ～チ　（略）	ホ～チ　（略）

二　（略）	二　（略）

○第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一　次に掲げる建築材料 イ～ハ　（略） ニ　集成材の日本農林規格（平成十九年農林省告示第千百五十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する集成材 ホ～リ　（略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一　次に掲げる建築材料 イ～ハ　（略） ニ　次に掲げる集成材 (1)　集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する集成材 (2)　構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）に規定する構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する構造用集成材 ホ～リ　（略）

二　（略）	二　（略）

改正案	現行
（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更） 第三条の二　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする。 一～十　（略） 十一　建築設備の変更（構造方法の種別に変更がなく、かつ、位置及び高さの変更並びに建築設備の性能その他の特性が同等以上のものへの変更に限る。） 十二　（略） 十三　（略） 十四　構造耐力上主要な部分以外であって、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分若しくは広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの又は当該取り付け部分若しくは手すり又は手すり壁の材料、構造方法又は位置の変更 十五　構造耐力上主要な部分であって、基礎ぐい、耐力壁以外の壁、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に直接接する部材の範囲において、構造耐力上安全であることを確かめることができる場合に限る。） 十六　構造耐力上主要な部分における構造部材の変更（構造方法の種別に変更がなく、かつ、当該部材と同等以上の強度及び耐力のものへの変更に限る。） 2　法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、第一条の三第四項の表一の(七)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(十)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とするものとする。 3・4　（略）	（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更） 第三条の二　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする。 一～十　（略） （新設） 十一　（略） 十二　（略） （新設） （新設） 2　法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、建築設備の変更（構造方法の種別に変更がなく、かつ、位置若しくは高さの変更又は建築設備の性能その他の特性が同等以上のものへの変更に限る。）であって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする。 3・4　（略）

別添

平成二十年国土交通省告示第　　号（内装等の制限を受ける調理室等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げのうち、準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件）

制　　定　　案

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十九条第六項の規定に基づき、内装の制限を受ける調理室等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げのうち、同条第一項第二号ロに規定する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、室の種類に応じて、次に定めるものとする。

第一　いろりを設けた室にあっては、令第百二十九条第一項第二号ロに規定する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

一　いろりの上端からの垂直距離が百三十五センチメートル以内で、かつ、いろりの端又はその垂直方向への延長線からの水平距離が四十五センチメートル以内で壁及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分にあっては、間柱及び下地を不燃材料（平成十二年建設省告示千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。）とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料ですること。

二　壁及び天井の室内に面する部分であって、前号に規定する部分以外の部分の仕上げにあっては、平成十二年建設省告示第千四百三十九号第一第二号に規定する木材等（以下「木材等」という。）又は難燃材料ですること。ただし、壁及び天井の室内に面する部分のうち、いろりの上端からの垂直距離が四百二十センチメートル以内で、かつ、いろりの端又はその垂直方向への延長線からの水平距離が百五十センチメートル以内の部分以外の部分にあっては、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについてはこの限りでない。

第二　こんろ（発熱速度が十二キロワット以下のものに限る。以下同じ。）を設けた室にあっては、令第百二十九条第一項第二号ロに規定する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

一　こんろから天井までの垂直距離が二百三十五センチメートル以上の場合にあっては、こんろの加熱部の中心又はその垂直方向への延長線（こんろの加熱部の中心からの垂直距離が二百三十五センチメートル以内の部分に限る。）からの水平距離が六十センチメートル以内で壁及び天井の室

内に面する部分の仕上げにあっては、次のイ又はロの区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによるものとする。

イ　間柱及び下地を不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。）とした場合　不燃材料ですること。

ロ　イに規定する場合以外の場合　次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとすること。

(1)　厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの

(2)　厚さが五・六ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板又は繊維強化セメント板の上に厚さが五・六ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板又は繊維強化セメント板を張ったもの

(3)　厚さが十二ミリメートル以上のモルタルを塗ったもの

二　こんろから天井までの垂直距離が二百三十五センチメートル未満の場合にあっては、こんろの加熱部の中心又はその垂直方向への延長線（こんろの加熱部の中心からの天井までの部分に限る。）からの水平距離が六十センチメートル以内の部分及び当該こんろの直上の天井部分を中心として、半径を二百三十五センチメートルから当該こんろから天井までの距離を減じた長さとする球の範囲内の部分にあっては、前号のイ又はロの区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるところによるものとする。

三　壁及び天井の室内に面する部分であって、前号に規定する部分以外の部分の仕上げにあっては、平成十二年建設省告示第千四百三十九号第一第二号に規定する木材等又は難燃材料ですること。

第三　暖炉を設けた室にあっては、令第百二十九条第一項第二号ロに規定する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

一　暖炉口からの距離がＬセンチメートル以内で壁（暖炉が設けられている壁を除く。）及び天井の室内に面する部分にあっては、次のイ又はロの分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによるものとする。ただし、Ｌについては、次の式によって計算した数値によるものとする。

暖炉口が開放されている場合	$L=1.87\sqrt{A}$
暖炉口がガラスその他の熱放射性の高い材料で覆われている場合	$L=1.37\sqrt{A}$

この式において、L及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L　暖炉口からの距離（単位　センチメートル）

A　暖炉口の面積（単位　平方センチメートル）

イ　間柱及び下地を不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。）とした場合　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては不燃材料ですること。

ロ　イに規定する場合以外の場合　次の(1)から(4)までに該当するものとすること。

(1)　壁及び天井の室内に面する部分に対する加熱の影響を有効に遮断するように、不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号各号に掲げる建築材料のうち、第九号（厚さ一・八ミリメートル未満のアルミニウムに限る。）、第十号（厚さ三ミリメートル未満の銅板又は厚さ〇・六ミリメートル未満の鉄板に限る。）及び第十一号に掲げる建築材料を除いたもの。）の板を設けること。

(2)　(1)に規定する不燃材料の板と壁及び天井の室内に面する部分との間に二・五センチメートル以上の通気層を設けること。

(3)　暖炉口と壁及び天井の室内に面する部分との間の距離を三十センチメートル以上とすること。

(4)　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては木材等又は難燃材料ですること。

二　壁及び天井の室内に面する部分であって、前号に規定する部分以外の部分の仕上げにあっては、木材等又は難燃材料ですること。

第四　ストーブを設けた室にあっては、令第百二十九条第一項第二号ロに規定する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

一　ストーブの側面又はその垂直方向への延長線（ストーブ上面からの距離がHセンチメートル以内の部分に限る。）からの水平距離がLセンチメートル以内で壁及び天井の室内に面する部分にあっては、次のイ又はロの区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによるものとする。ただし、H及びLについては、次の式によって計算した数値によるものとする。

ストーブ上面	$H = 110 + \dfrac{110}{\sqrt{A_t} + 5}\sqrt{A_t}$
ストーブ側面が開放されている場合	$L = 1.87\sqrt{A_s}$
ストーブ側面がガラスその他の熱放射性の高い材料で作られている場合	$L = 1.37\sqrt{A_s}$
ストーブ側面がガラスその他の熱放射性の高い材料以外の材料で作られている場合	$L = 1.21\sqrt{A_s}$

この式において、H、L、A_t及びA_sは、それぞれ次の数値を表すものとする。

H　ストーブ上面からの距離（単位　センチメートル）

L　ストーブ側面からの水平距離（単位　センチメートル）

A_t　ストーブ上面の面積（単位　平方センチメートル）

A_s　ストーブ側面の面積（単位　平方センチメートル）

イ　間柱及び下地を不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。）とした場合　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては不燃材料ですること。

ロ　イに規定する場合以外の場合　次の(1)から(4)までに該当するものとすること。

(1)　壁及び天井の室内に面する部分に対する加熱の影響を有効に遮断するように、不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号各号に掲げる建築材料のうち、第九号（厚さ一・八ミリメートル未満のアルミニウムに限る。）、第十号（厚さ三ミリメートル未満の銅板又は厚さ〇・六ミリメートル未満の鉄板に限る。）及び第十一号に掲げる建築材料を除いたもの。）の板を設けること。

(2)　(1)に規定する不燃材料の板と壁及び天井の室内に面する部分との間に二・五センチメートル以上の通気層を設けること。

(3)　ストーブの基準面と壁及び天井の室内に面する部分との間の距離を、側方の場合にあっては三十センチメートル以上、上方の場合にあっては四十五センチメートル以上とすること。

(4)　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては木材等は難燃材料ですること。

二　壁及び天井の室内に面する部分であって、前号に規定する部分以外の部分の仕上げにあっては、木材等又は難燃材料ですること。

○　構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。 一　（略） 二　単板積層材の日本農林規格（平成二十年国土交通省告示第七百一号）第四条に規定する構造用単板積層材の規格 三～六　（略）	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。 一　（略） 二　構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）第三条に規定する構造用単板積層材の規格 三～六　（略）

○ 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文

平成十二年建設省告示第千四百四十六号

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件 （略） 第一～第三　（略） 別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格） （略） 別表第二（品質基準又はその測定方法等） （略） 別表第三（検査項目及び検査方法） （略）	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件 （略） 第一～第三　（略） 表一～五　（略） 別表第二（品質基準又はその測定方法等） （略） 別表第三（検査項目及び検査方法） （略）

（い）	（ろ）
（略）	（略）
第一第十号に掲げる建築材料	単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第四条に規定する構造用単板積層材の規格
（略）	（略）

（い）	（ろ）
（略）	（略）
第一第十号に掲げる建築材料	構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号） （略）

○ 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文

平成十三年国土交通省告示第千二十四号

改正案

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

（略）

第一　特殊な許容応力度

第二　特殊な材料強度

第三　基準強度

一　（略）

二　（略）

イ　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格に適合する化粧ばり構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格（昭和二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という。）第四条に規定する構造用単板積層材の規格に適合する構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表六までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表七及び表八に掲げる数値とする。

表一～五　（略）

表六　構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

曲げヤング係数区分	等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		Fc	*Ft*	*Fb*
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

この表において、曲げヤング係数区分は、単板積層材規格第四条第一項表中曲げ性能欄表中に掲げる曲げヤング係数区分を表すものとする。

表七　（略）

表八　構造用単板積層材のせん断の基準強度

水平せん断性能	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	
（略）	（略）	

この表において、水平せん断性能は、単板積層材規格第四条第一項表中接着の程度欄2表中に掲げる水平せん断性能を表すものとする。

ロ　（略）

三～八　（略）

現行

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

（略）

第一　特殊な許容応力度

第二　特殊な材料強度

第三　基準強度

一　（略）

二　（略）

イ　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格に適合する化粧ばり構造用集成柱並びに構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号。以下「構造用単板積層材規格」という。）に適合する構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表六までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表七及び表八に掲げる数値とする。

表一～五　（略）

表六　構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

曲げヤング係数区分	等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		Fc	*Ft*	*Fb*
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

この表において、曲げヤング係数区分は、構造用単板積層材規格の別記3(6)ウに規定する曲げヤング係数区分を表すものとする。

表七　（略）

表八　構造用単板積層材のせん断の基準強度

水平せん断性能	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	
（略）	（略）	

この表において、水平せん断性能は、構造用単板積層材規格の別記3(4)ウに規定する水平せん断性能を表すものとする。

ロ　（略）

三～八　（略）

○　枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文

平成十三年国土交通省告示第千五百四十号

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件
（略）	（略）
第一　階数	第一　階数
第二　材料	第二　材料
一　構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない	一　構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	規格
（一）　土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材規格第六条に規定するＭＳＲ製材の規格、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材規格第六条に規定するＭＳＲ製材の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
二　～　四　（略）	二　～　四　（略）
第三　～　第十二　（略）	第三　～　第十二　（略）

○第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。
一　次に掲げる建築材料	一　次に掲げる建築材料
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
ホ　単板積層材（単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する造作用単板積層材又は構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認めたものを除く。）	ホ　単板積層材（次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。） (1)　単板積層材の日本農林規格（昭和五十三年農林水産省告示第百六号）に規定する単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認めたもの (2)　構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと
へ～カ　（略）	へ～カ　（略）
二　（略）	二　（略）

○第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。
一　次に掲げる建築材料	一　次に掲げる建築材料
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
ホ　単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する造作用単板積層材又は構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する単板積層材	ホ　次に掲げる単板積層材 (1)　単板積層材の日本農林規格（昭和五十三年農林水産省告示第百六号）に規定する単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する単板積層材 (2)　構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する単板積層材
へ～チ　（略）	へ～チ　（略）
二　（略）	二　（略）

○第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一　次に掲げる建築材料 イ～ニ　（略） ホ　単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する造作用単板積層材又は構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する単板積層材 ヘ～リ　（略） 二　（略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一　次に掲げる建築材料 イ～ニ　（略） ホ　次に掲げる単板積層材 (1)　単板積層材の日本農林規格（昭和五十三年農林水産省告示第百六号）に規定する単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する単板積層材 (2)　構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する単板積層材 ヘ～リ　（略） 二　（略）

平成十九年国土交通省告示第五百九十三号改正案新旧対照条文

○　建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。 一、二　（略） 三　木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイからホまでに該当するもの以外のもの（次号イからトまでに該当するものを除く。） イ～ホ　（略） 四　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイからトまでに該当するもの以外のもの（前号イからホまでに該当するものを除く。） イ～ト　（略）	建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物とする。 一、二　（略） 三　木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイからホまでに該当するもの以外のもの（次号に規定するものを除く。） イ～ホ　（略） 四　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイからトまでに該当するもの以外のもの イ～ト　（略）

五・六　（略） 七　屋根版にシステムトラスを用いた建築物であって、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が第五号イからヘまでのいずれかに該当するもの以外のもの 八　（略）	五・六　（略） 七　屋根版にシステムトラスを用いた建築物であって、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が第五号イからホまでのいずれかに該当するもの以外のもの 八　（略）

付　　録

１．建築基準法・住宅品質確保法の技術基準の見直し体制の整備について
（平成 15 年 1 月 22 日付文書：http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/07/070122_.html）

２．建築基準法、住宅品質確保法の技術基準の継続的見直しの推進体制について
（上記文書中の参考資料１）

３．民間等の提案に対応した技術基準見直し作業の主な流れ
（上記文書中の参考資料２：⑤として国総研による技術基準の原案作成、⑥として本省への原案送付が示されている。）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

建築基準法・住宅品質確保法の技術基準の見直し体制の整備について

Home

平成15年1月22日

＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
（内線39515、39564）
住宅生産課
（内線39402、394136）
TEL：03-5253-8111（代表）
国土技術政策総合研究所
TEL：029-864-4291

建築基準法の単体規定及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（「品確法」）においては、要求される性能を明示することで、多様な仕様、材料等の採用が可能となる性能規定化を進めてきています。

この性能規定化の効果を一層発揮するためには、民間の新しい技術開発等に対応し、両法の技術基準について継続的な見直しを進めていく必要があります。

このため、国土交通省住宅局及び国土技術政策総合研究所（「国総研」）は、両法の技術基準の円滑な見直しを進めるため、関係機関の協力を得て、以下の体制を整備することとしました。

1. コンタクトポイント（民間提案の受付窓口）の開設

建築基準法の単体規定及び品確法（主として評価方法基準）の技術基準について、新技術等に対応した基準の整備、見直しに係る民間等の提案を受け付けるため、提案の受付窓口となるコンタクトポイントを開設します。

コンタクトポイントは、平成15年4月からの本格運用の開始に向けて、本年度は試行的に受付を開始します。

建築基準法の単体規定、品確法の評価方法基準等に係る技術的提案は、以下に提案者の氏名、所属、連絡先、提案とその技術的根拠の要旨、関係する既存告示名等を書いてお送り下さい。

基準法・品確法技術基準提案コンタクトポイント
（試行受付期間：2月17日～3月31日）
FAX：03-3434-7722　E-mail：contact-p@pbcs.jp

このコンタクトポイントは、民間等からの技術的提案の収集・整理事業を実施する「建築住宅性能基準運用協議会」に国土交通省が委託して設けるものです。（「建築住宅性能基準運用協議会」：建築基準法に基づく指定性能評価機関、品確法に基づく指定試験機関のうち公益法人7団体が平成15年1月15日に設立。（http://www.pbcs.jp （2月17日開設）））

2. 「建築住宅性能基準検討委員会」の設置

コンタクトポイントに送られてきた提案は、整理後、国土交通省に送付されます。これら提案等に的確、円滑に対応し、必要な技術基準の見直し等を進めるため、住宅局長の諮問機関として、岡田恒男芝浦工業大学教授を委員長とする「建築住宅性能基準検討委員会」を設置することといたしました。
本委員会の第１回の全体委員会は、平成１５年１月２２日（水）中央官庁合同会議所において開催され、議事概要はインターネット等で公表することとしています。

「建築住宅性能基準検討委員会（全体委員会）」（名簿別紙）
- ○ 委員長　岡田恒男　芝浦工業大学教授
- ○ 顧問　　内田祥哉　東京大学名誉教授

（委員会は分野別委員会、部会を今後設置予定。）

また、検討を効率的に進めるため、国総研が独立行政法人建築研究所の協力を得て技術基準の見直しの原案作成等を行う体制を整備するとともに、原案作成過程等において、民間団体、技術者等に対する意見聴取、建築住宅性能基準運用協議会に設ける技術委員会等における関係各界との意見交換等を実施していきます。

3. 民間団体等との意見交換会の実施

学会、技術者団体、事業者団体等と、国土交通省の基準作成担当者及び独立行政法人建築研究所、指定性能評価機関・指定試験機関等との間で、継続的な意見交換会を実施します。

4. 技術基準整備に係る調査、研究の一層の推進

技術基準見直しの検討に必要な、国内外の研究・技術開発動向、技術基準の整備・運用状況等に関する情報収集、分析、研究等を、独立行政法人建築研究所等の支援を得つつ国総研及び住宅局において一層推進します。

- 建築住宅性能基準検討委員会の設置について
- 建築住宅性能基準検討委員会全体委員会名簿
- 建築基準法、住宅品質確保法の技術基準の継続的見直しの推進体制について
- 民間等の提案に対応した技術基準見直し作業の主な流れ

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。右のアイコンをクリックしてAcrobat Readerをダウンロードしてください（無償）。
Get Acrobat Reader（ダウンロード）
Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合はこちらをご参照下さい。

建築住宅性能基準検討委員会の設置について

平成１５年１月２２日
住宅局
国土技術政策総合研究所

（設置目的）

建築基準法、住宅品質確保法においては、それぞれの技術基準について、要求される性能を明示する性能規定化が進められてきたところである。

これらの性能規定基準は、その効果を一層発揮するため、性能を把握する技術の進歩や、国際的な基準の整備動向、また実務上の利便性や有効性などについて、民間団体からの提案・技術情報の提供等をも踏まえ、継続的に見直しを進めていく必要が生じている。

このため、建築指導課、住宅生産課及び国土技術政策総合研究所（国総研）が運営主体となり、学識経験者、独立行政法人建築研究所の参加を得て、建築・住宅の性能基準を検討する場として、「建築住宅性能基準検討委員会」を設置する。

（委員会構成）

- **全体委員会**：
  技術基準整備の方向性等を検討

  委員長：
  岡田恒男（芝浦工業大学教授） 顧問：内田祥哉（東京大学名誉教授）
  委員：
  学識経験者（分野別委員会委員含む）協力委員：国総研、建研
  事務局：
  国土交通本省（建築指導課・住宅生産課）

- **分野別委員会**：
  基準の制度化に先立って国総研の作成した技術基準原案等を分野別に技術的に検討 （分野：構造、防火、環境・設備、材料・耐久性、建築計画）

  委員：
  学識経験者（全体委員会の一部委員）、専門委員：学識経験者（分野別部会にも参加）
  協力委員：
  国総研、建研　事務局：国土交通本省（建築指導課・住宅生産課）
  オブザーバー：
  指定性能評価機関（基準法）、指定試験機関（品確法）等

- **分野別部会**：
  本省の要請を受け国総研が独立行政法人建築研究所の支援を得て作成する技術基準原案、技術的運用方針案等を検討（分野：構造、防火、環境・設備、材料・耐久性、建築計画、企画）

  構成員：
  国総研、建研、本省、分野別委員会専門委員（助言）
  事務局：
  国総研
  オブザーバー：
  指定性能評価機関（基準法）、指定試験機関（品確法）等
  （民間と技術情報交換等を行うため、建築住宅性能基準運用協議会に設置される技術委員会等に協力要請、意見照会。）

※品確法の日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正、建築基準法の法律レベルの基準改正等にあっては、さらに社会資本整備審議会建築分科会に諮る。

建築住宅性能基準検討委員会全体委員会名簿

顧問	内田　祥哉	東京大学名誉教授
委員長	岡田　恒男	芝浦工業大学工学部建築工学科教授
委員	石山　祐二	北海道大学大学院工学研究科教授（構造委員会兼）
委員	小谷　俊介	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授（構造委員会兼）
委員	鎌田　元康	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授（環境・設備委員会兼）
委員	上村　克郎	（社）建築研究振興協会顧問
委員	坂本　功	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授（構造委員会兼）
委員	菅原　進一	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授（防火委員会兼）
委員	高梨　晃一	工学院大学特別専任教授
委員	田中　淳夫	宇都宮大学工学部建設学科教授（構造委員会兼）
委員	友澤　史紀	北海道大学大学院工学研究科教授（材料・耐久性委員会兼）
委員	三橋　博三	東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻教授（材料・耐久性委員会兼）
委員	野村　歡	日本大学理工学部建築学科教授（建築計画委員会兼）
委員	深尾　精一	東京都立大学大学院工学研究科教授（建築計画委員会兼）
委員	松尾　陽	明治大学理工学部建築学科教授
委員	村上　周三	慶応大学理工学部システムデザイン工学科教授（環境・設備委員会兼）
委員	室崎　益輝	神戸大学都市安全研究センター教授（防火委員会兼）
委員	安岡　正人	東京理科大学工学部建築学科教授
協力委員	村上　純一	国土技術政策総合研究所副所長
協力委員	山内　泰之	独立行政法人建築研究所理事長

All Rights Reserved, Copyright (C) 2003, Ministry of Land, Infrastructure and Transport

建築基準法、住宅品質確保法の技術基準の継続的見直しの推進体制について

【新たな体制における各セクターの役割】

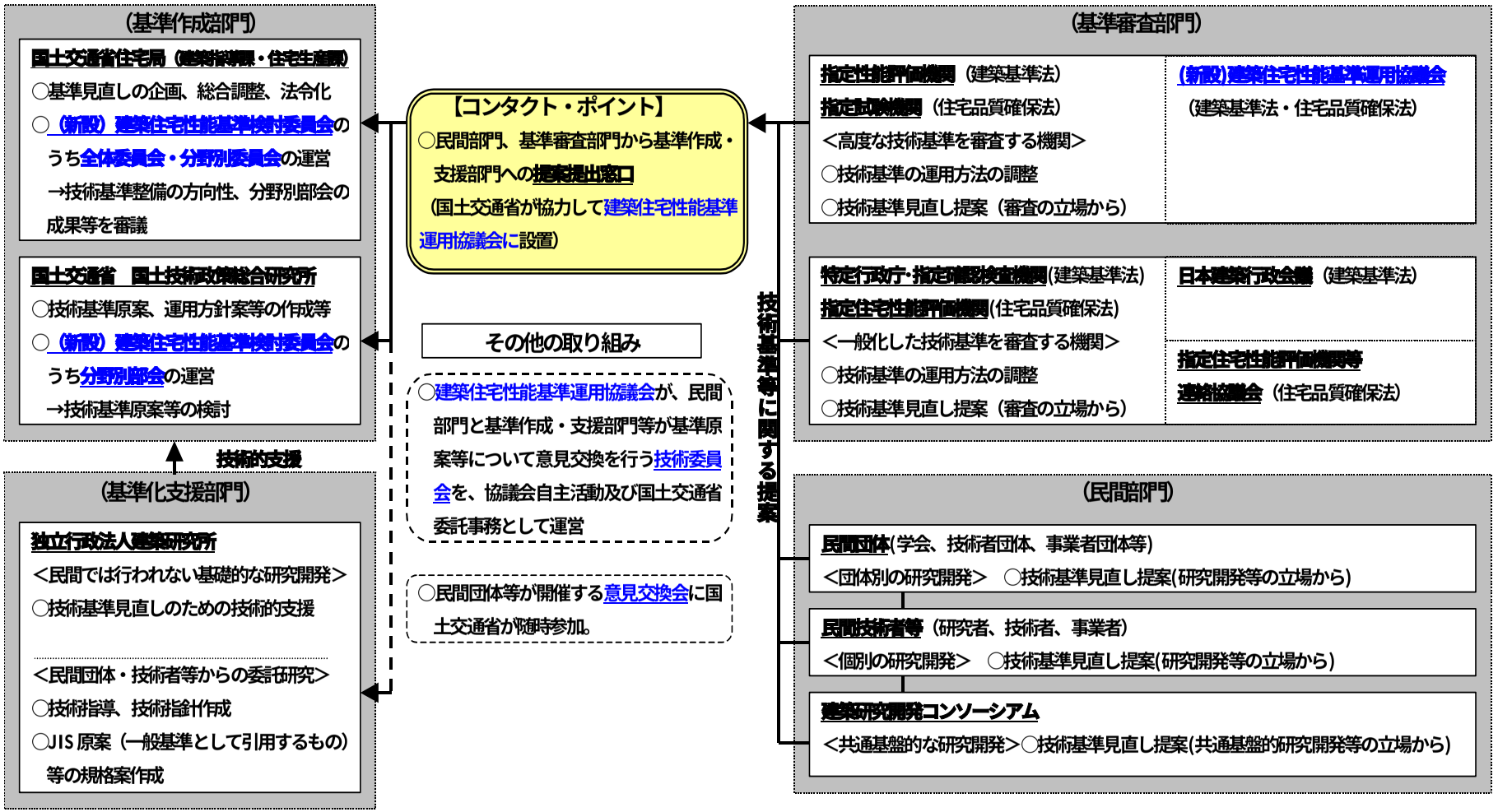

民間等の提案に対応した技術基準見直し作業の主な流れ

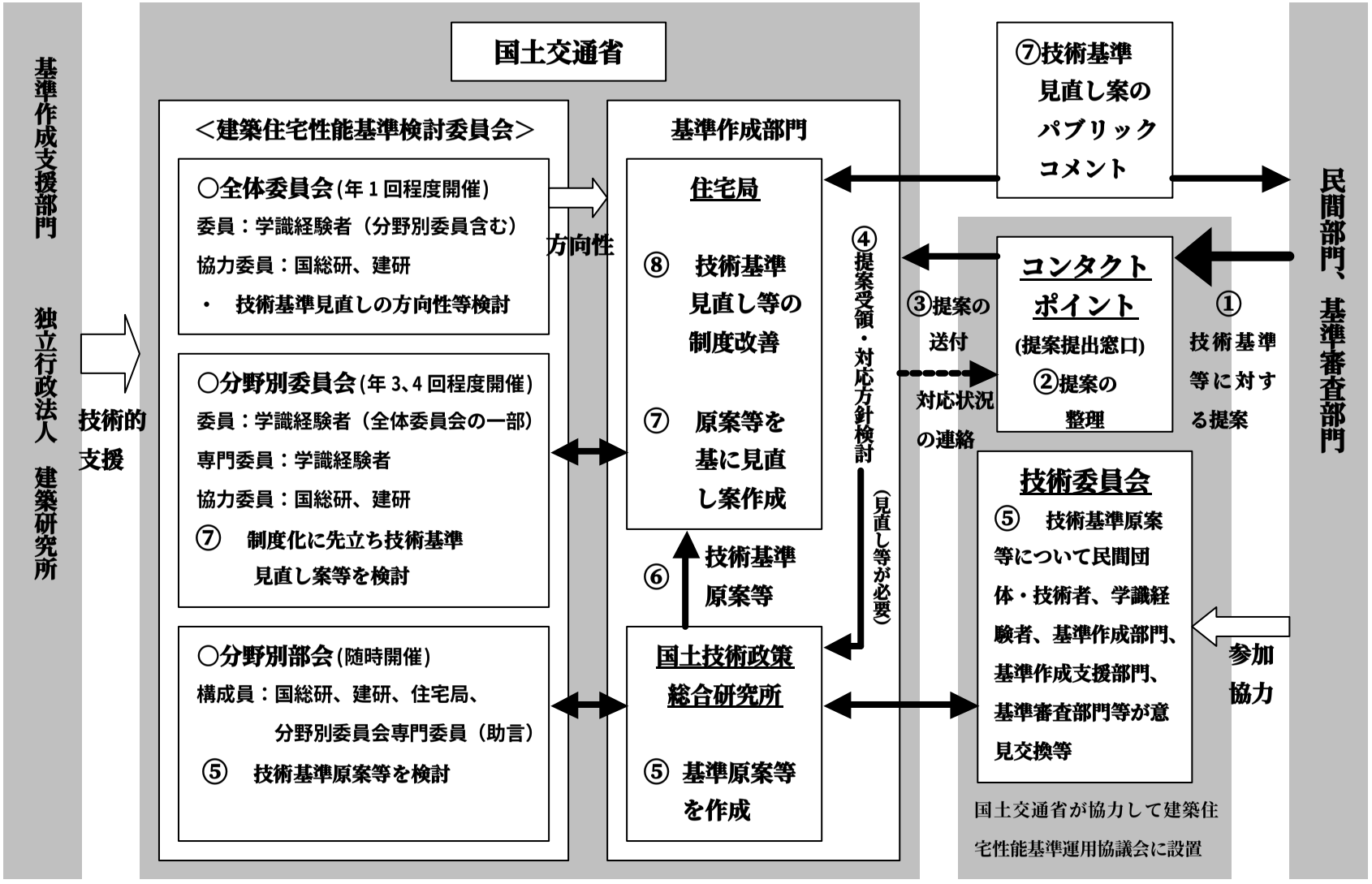

※　品確法の日本住宅性能表示基準・評価方法基準及び基準法の法律レベルの基準改正等にあっては、さらに社会資本整備審議会建築分科会に諮る。

※　このほか、学会、技術者団体、事業者団体と、基準作成部門、基準作成支援部門、指定性能評価機関、指定試験機関等との間で、継続的な意見交換を実施。

国土技術政策総合研究所資料
TECHNICAL NOTE of NILIM
No. 508　　January 2009

編集・発行 ©国土技術政策総合研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは
〒305-0804 茨城県つくば市旭 1 番地
企画部研究評価・推進課 TEL 029-864-2675